令和６年９月定例会

総務政策分科会会議録

令和６年９月30日～10月２日

場　所　第２委員会室

令和６年９月30日（月曜日）

午後０時59分開会

会議に付託された議案等

○議案第22号　令和５年度宮崎県歳入歳出決算の認定について

○報告事項

・令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

出席委員（６人）

主査	川添　博
副主査	山口俊樹
委員	丸山裕次郎
委員	坂本康郎
委員	岩切達哉
委員	黒岩保雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
総務部次長(総務・市町村担当)	渡邉世津子
総務部次長（財務担当）	串間俊也
危機管理局長兼危機管理課長	中尾慶一郎
総務課長	今村俊久
人事課長	那須隆輝
行政改革推進室長	池北斉
財政課長	池田幸優
財産総合管理課長	徳松一豊
税務課長	蛯原真治
市町村課長	小薗真二
総務事務センター課長	後藤道洋
消防保安課長	羽田貴一

事務局職員出席者

議事課主査	春田拓志
議事課主任主事	上園祐也

○川添主査　ただいまから、決算特別委員会総務政策分科会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。

座席については、現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それではそのように決定いたします。

次に、分科会の日程についてであります。

分科会の日程については、日程表のとおりでありますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それではそのように決定いたします。

次に、審査方針についてであります。

審査方針につきましては、決算特別委員会において決定のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。

まず、審査における執行部の説明についてであります。分科会審査説明要領を御覧ください。

決算事項別の説明は、「目」の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて、また、主要施策の成果は、主なものについて説明があると思いますので、審査に当たり

ましてはよろしくお願いいたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた場合についてですが、ほかの分科会との時間調整を行った上で、質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしくお願いいたします。

最後に審査の進め方についてですが、総合政策部のみ２班編成とし、班ごとに説明及び委員質疑を行い、最後に部全体の総括質疑を行いたいと存じます。

それでは執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後１時１分休憩

午後１時３分再開

○川添主査　分科会を再開いたします。

それでは、令和５年度決算について執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○吉村総務部長　それでは、今回御審議いただきます令和５年度決算につきまして、決算特別委員会資料により御説明いたします。

資料３ページをお願いします。

令和５年度一般会計決算の概要になります。

まず、決算の総括ですが、令和５年度の決算額は、歳入総額が7,007億9,117万9,000円、歳出総額が6,771億8,444万1,000円で、いずれも前年度と比べ300億円を超える減額となっており、表の下に記載のとおり、新型コロナ対策の減が主な要因であります。

また、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は236億673万8,000円で、この形式収支から令和６年度へ繰り越すべき財源101億2,083万9,000円を差し引いた実質収支は134億8,589万9,000円であります。

次のページを御覧ください。

歳入決算の概要になります。

まず、表の１番上、自主財源の決算額は2,943億円余であり、歳入全体の42％を占め、対前年度比46億円余、1.6％の増となっております。これは、表の上から５行目、その他が令和４年度決算による繰越金の増加等によりまして、増となったことなどによるものであります。

次に、表の中ほど、依存財源の決算額は4,064億円余であり、歳入全体の58％を占め、対前年度比381億円余、8.6％の減となっております。これは、表の下から４行目、新型コロナ対策に伴う補助金が減少したこと等により、国庫支出金が減となったことなどによるものであります。

なお、その下の県債は、県有スポーツ施設の整備等に伴う発行額の増加等により、対前年度比46億円余、7.5％の増となっております。

この結果、表の一番下になりますが、歳入合計は7,007億円余で、対前年度比335億円余、4.6％の減となっております。

次のページを御覧ください。

歳出決算の概要になります。

まず、款別の歳出決算の状況ですが、表の上から４行目、衛生費は、新型コロナ対策に伴う補助費等が減少したこと等により、対前年度比251億円余、44.3％の減となっております。

次に、３つ下の商工費は、新型コロナ対策に伴う中小企業融資制度貸付金が減少したこと等により、対前年度比205億円余、26.5％の減となっております。

次に、３つ下の教育費は、地方公務員の定年引上げに伴い、退職手当が減少したこと等により、対前年度比36億円余、3.2％の減となっております。

次に、その下の災害復旧費は、令和４年台風第14号等に伴う災害復旧事業が増加したこと等により、対前年度比86億円余、117.2％の増となっております。

この結果、表の一番下になりますが、歳出合計は6,771億円余で、対前年度比303億円余、4.3％の減となっております。

次のページを御覧ください。

性質別の歳出決算の状況であります。

表の一番上、義務的経費の決算額は2,272億円余であり、人件費や公債費等の減により、対前年度比108億円余、4.6％の減となっております。

次に、投資的経費の決算額は1,408億円余であり、災害復旧事業費等の増により、対前年度比113億円余、8.8％の増となっております。

次に、その他の経費の決算額は3,090億円余であり、新型コロナ対策に伴う入院病床確保支援事業や中小企業融資制度貸付金の減による補助費等や貸付金の減等により、対前年度比308億円余、9.1％の減となっております。

令和５年度一般会計決算の概要については以上であります。

次に、委員会資料72ページを御覧ください。

総務部に係る監査結果報告書指摘事項等についてでありますが、注意事項が２件ありました。

また、お手元の令和５年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の５ページになりますが、県税収入の確保につきまして、意見要望事項がありました。

私からの説明は以上でありますが、この後、令和５年度一般会計歳入決算の状況及び地方公共団体財政健全化法に基づく報告につきまして、税務課長及び財政課長から御説明いたします。

また、各課ごとの決算内容、主要施策の成果に関する報告等につきましては、危機管理局長及び担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○蛯原税務課長　令和５年度の一般会計歳入決算の概要について、税務課より御説明いたします。

決算特別委員会資料７ページを御覧ください。

（１）歳入増減の主な内容についてであります。

表の左側の県税の令和５年度収入額は1,102億6,120万2,000円で、表の中ほどの増減欄にありますように、令和４年度に比べて2,175万1,000円の減、増減率は0.0％となっております。

表の右側の増減の主なものについては記載のとおりですが、１億円以上の増減があったものを説明いたします。

まず一番上の県民税ですが、これには個人県民税、法人県民税、そして利子割県民税がございまして、主なものとして２つの税目を掲げております。

このうち、個人県民税につきましては10億7,280万2,000円の増となっておりますが、これは賃金の上昇に伴い給与所得者の所得が向上したことなどによるものであります。

また、１つ下の法人県民税につきましては３億5,925万4,000円の減となっておりますが、これは原燃料の高騰に伴うコスト増などによる法人所得額の減によるものであります。

次に事業税ですが、これには個人事業税、法人事業税がありまして、このうち法人事業税につきましては18億6,318万3,000円の減となっております。これはさきに説明いたしました法人県民税と同様、原燃料の高騰に伴うコスト増などによる法人所得の減によるものであります。

次に、表の下から２段目の地方消費税ですが、物価上昇等の影響により８億2,946万4,000円の

増となっております。

次に、表の一番下の不動産取得税ですが、大規模家屋の建築数の増加に伴い２億3,659万7,000円の増となっております。

資料８ページを御覧ください。

表の左側の２つ目、地方消費税清算金についてであります。

これは全国で納付されました消費税のうち、地方消費税分を最終消費地へ帰属させるために都道府県間で清算を行うものであります。

令和５年度の清算金収入は543億2,107万7,000円で、令和４年度に比べ金額にして３億5,744万6,000円の減、率にして0.7％の減となっております。

これは、本県に支払われる清算金が多い都市部において、清算対象となる地方消費税収入が減少したことにより、清算金も減となったものであります。

次に、資料９ページを御覧ください。

令和５年度の県税歳入決算は、表の左側の一番上、県税計の欄にありますように左から、Ａの最終予算額1,091億円に対しまして、Ｂの調定額1,113億2,198万2,000円、Ｃの収入済額1,102億6,120万2,000円となっております。

この結果、Ｄの予算に対する増減額は11億6,120万2,000円の増となっております。

また、次のＥの不納欠損額は5,717万円となっており、この結果、Ｇの収入未済額は10億361万円となっております。

最後に、一番右端のＨの徴収率は99％となっております。

○池田財政課長　県税等以外の令和５年度一般会計歳入決算の状況につきまして、御説明いたします。

決算特別委員会資料10ページを御覧ください。

まず、地方譲与税は226億8,076万9,000円で、対前年度7,800万円余、0.3％の増であります。これは、区分の５つ目にございます特別法人事業譲与税の増等によるものです。

下から２番目の地方交付税は1,968億8,055万円で、対前年度４億2,900万円余、0.2％の減であります。これは、災害復旧費等の減に伴います特別交付税の減等によるものです。

11ページを御覧ください。

１つ目、分担金及び負担金は27億1,085万3,000円で、対前年度１億1,000万円余、4.2％の増であります。これは、土木費負担金が小丸川における九州電力との協定に基づく同社からの負担金の増加により、増額となったことなどによるものです。

２つ目、使用料及び手数料は90億3,570万9,000円で、対前年度１億4,900万円余、1.6％の減でございます。これは、土木使用料が水利使用料の減により減額となったことなどによるものです。

３つ目の国庫支出金は1,203億814万6,000円で、対前年度423億円余、26％の減であります。これは、区分の３つ目にございます総務費国庫補助金が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減によりまして、また一番下にあります衛生費国庫補助金が、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の減によりまして、それぞれ減額となったことなどによるものです。

12ページを御覧ください。

下から２番目の財産収入は11億7,381万8,000円で、対前年度4,600万円余、3.8％の減であります。これは、財産売払収入の減等によるものです。

13ページを御覧ください。

一番上の繰入金は309億563万7,000円で、対前年度５億8,900万円余、1.9％の増であります。これは特別会計及び基金からの繰入金の増によるものです。

次に、諸収入でございます。こちら588億1,262万6,000円で、対前年度94億2,700万円余、13.8％の減であります。これは中小企業融資制度の貸付金元利収入の減等によるものです。

最後に、県債は655億7,736万5,000円で、対前年度46億200万円余、7.5％の増であります。これは、区分欄の一つ目、総務債が県有スポーツ施設整備事業費の増等により増額となったことや、その下の土木債が砂防事業費の増等により増額となったことなどによるものです。

続きまして、収入未済額の状況でございます。

14ページにお移りください。表の一番下の合計欄を御覧ください。

令和５年度の一般会計の収入未済額は13億479万6,000円であり、対前年度2,200万円余、1.8％の増であります。これは県税で増加したことに加えまして、諸収入の雑入において収入未済額が増加したことによるものです。

歳入決算については以上でございます。

次に、15ページを御覧ください。

県債発行額及び県債残高の推移のグラフでございます。

上の折れ線グラフが県債残高の全体で、下の線が臨時財政対策債等を除いた実質的な県債残高です。

いずれも減少傾向で推移しておりましたが、令和元年度から下の実質的な県債残高が増加に転じてございます。これは、防災・減災、国土強靭化に係る公共事業や国スポ・障スポ大会開催に伴います県有スポーツ施設整備によるものです。

16ページをご覧ください。

財政関係２基金の残高のグラフです。

折れ線グラフを御覧ください。令和２年度までは450億円程度で推移してきましたけれども、令和３年度以降、地方交付税の再算定等に伴い増加し、令和５年度末の残高は584億円となっております。

ただし、令和４～６年度の間、地方交付税が減額精算されることなどから、今後、残高は減少する見込みとなっております。

17ページを御覧ください。

経常収支比率の推移のグラフです。

経常収支比率は、経常的に支出される経費に充当した経常的収入が、経常的収入の総額に占める割合を示した指標でございます。

高いほど財政が硬直化していることを示すものでございますが、令和５年度は人件費や公債費などの減少により、対前年度1.4ポイント改善し、89.6％となってございます。

次に、18ページを御覧ください。

Ⅲ、地方公共団体財政健全化法に基づく報告についての御説明です。

令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

まず、１の（１）審査意見を御覧ください。

表の健全化判断比率の４つの指標についてでございますけれども、まず①の実質赤字比率は、一般会計と特別会計に赤字額がある場合、また②の連結実質赤字比率は、さらに公営企業会計までを合わせて赤字がある場合に比率を算出するものでありまして、いずれも実質収支が黒字のため、比率は算定されてございません。

③実質公債費比率は、一般会計等の公債費と公営企業債の償還に対する繰出金を加えた実質的な公債費を、県の経常的な収入であります県

税、地方交付税、臨時財政対策債などの標準財政規模等で割った数値でありまして、前年度より0.1ポイント上昇し､11.5％となっております。

④将来負担比率は、将来、県の負担となる可能性があります一般会計・特別会計、また公営企業会計、さらに出資法人の負債等の総額から債務の償還に充てることができる基金等の額を差し引いたものを、県の経常的な収入である標準財政規模等で割った数値でございます。こちらは、前年度より0.4ポイント上昇し、97.7％となっております。

実質公債費比率及び将来負担比率ともに微増となってございますが、いずれも右側の欄の早期健全化基準を大きく下回っておりまして、監査委員の審査意見は、（２）の是正改善を要する事項のとおり､特に指摘すべき事項はないとなってございます。

19ページを御覧ください。

次に、２の宮崎県資金不足比率審査意見書についてであります。２の（１）の審査意見を御覧ください。

いずれの公営企業会計も資金不足が発生しておらず、監査委員の審査意見は下のほう、（２）のとおり特に指摘すべき事項はないとなってございます。

なお、次のページには、参考としまして指標の推移、また各比率の詳細な説明について掲載してございますので、後ほど御確認ください。

最後に資料にはございませんけれども、今後の財政運営につきまして一言述べさせていただきます。

本県財政は、自主財源に乏しく、地方交付税等に大きく依存する脆弱な構造でございます。今後、社会保障関係費に加えまして、防災・減災、国土強靱化対策、また国スポ・障スポ大会開催に係る経費、物価高騰への対応など、多額の財政需要が見込まれておるところでございます。

しかしながら、このような中にありましても、宮崎再生を着実に推進していくこと、また県民の暮らしや地域経済の早期回復を図ること、そして日本一挑戦プロジェクトの推進など、本県を新たなステージへ押し上げていく必要があるものと認識してございます。

今後とも、こうした財政需要や災害時の臨時的な需要にもしっかりと対応できるように、日頃から財政の健全性の維持に努めまして、運営してまいりたいと考えてございます。

○今村総務課長　資料21ページを御覧ください。

総合計画に基づく総務部の施策の体系表につきまして、概要を御説明します。

まず、施策の柱、持続可能な中山間地域づくりについてであります。

県・市町村連携推進においては、行政サービスの充実に向けた広域的な取組に対し支援を行うなど、県と市町村及び市町村間の連携を推進したところであります。

次に、多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくりについてであります。

上から２つ目の新規事業「災害支援物資拠点施設整備」では、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた機能性の高い災害支援物資拠点施設を整備するため、測量、地質調査、施設設計等を行ったところであります。

次に、その４つ下の新規事業「指定避難所（県有施設）環境改善緊急対策」では、災害関連死のリスクを減らすため、市町村が指定する指定避難所1,275施設のうち、県有の42施設の避難所環境の整備を行ったところであります。

次に、下から４つ目の新規事業「防災救急ヘ

リコプター機体更新」では、防災救急ヘリコプター機種選定委員会を開催する等し、後継機種を決定したところであります。

最後に、右下の老朽化した施設の再整備と余剰空間の有効利用についてであります。こちらは、宮崎県東京ビル再整備については、選定事業者と締結する各種契約、それから設計業務において専門的な視点から助言を受け、計画どおり旧ビルの解体に着手したところであります。

次に、22ページを御覧ください。

こちらは、令和５年度歳出決算の状況についてであります。

一番下の段が総務部の合計欄となりますが、一般会計と特別会計を合わせまして、予算額3,677億1,514万6,764円に対し、支出済額が3,653億3,198万3,427円、翌年度への繰越額は３億4,064万2,000円、不用額は20億4,252万1,337円となります。

なお、執行率は99.4％、翌年度への繰越額を含めた執行率は、括弧書きにあります99.4％であります。

続きまして、総務課の歳出決算の状況について御説明いたします。

23ページを御覧ください。

令和５年度決算事項別明細説明資料です。こちらでは、各課の歳出決算における「目」の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90％未満のものについて御説明させていただきます。

まず、総務課につきましては、23ページの上から３段目の（目）一般管理費の不用額255万1,699円であります。

主なものとしましては、中ほどの共済費81万7,149円ですが、これは令和６年１月31日付で職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出額の負担金率が、令和５年４月１日に遡及して引き下げられたことにより、執行残が生じたものであります。

続きまして、24ページをお開きください。

次に、（目）文書費の不用額587万6,480円であります。

主なものとしましては、中ほどの需用費322万9,756円ですが、こちらは県広報印刷費の執行残でございます。

総務課の決算額は一番下、総務課計の欄になります。

予算額４億296万6,000円に対し、支出済額は３億9,453万7,821円、不用額は842万8,179円、執行率は97.9％となっております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○那須人事課長　人事課の歳出決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の25ページを御覧ください。

表の上から３段目、（目）一般管理費の不用額２億5,497万2,557円であります。

主なものとしましては、中ほどの職員手当等２億4,345万2,744円でありますが、主に時間外勤務手当の執行残であります。これは、知事部局職員全体の時間外勤務手当の調整経費として、人事課で一括計上しているものでありまして、執行額が見込み額より少なかったことによるものであります。

続きまして、26ページを御覧ください。

表の一番上の（目）人事管理費の不用額３億8,015万8,029円であります。

主なものとしまして、表の上から３段目、職員手当等３億6,542万7,368円でありますが、主に退職手当の執行残であります。これは、知事部局職員全体の退職手当として、人事課で一括

計上しているものでありまして、支給額が見込額より少なかったこと等によるものであります。

人事課の決算額としましては、一番下の人事課計の欄になります。

予算額47億1,019万5,000円に対しまして、支出済額は40億7,506万4,414円、不用額は６億3,513万586円となっており、執行率は86.5％であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○池田財政課長　財政課の歳出決算の状況につきまして、御説明いたします。

資料27ページを御覧ください。

まず、一般会計であります。上から３段目の（目）一般管理費の不用額が２億4,387万9,729円です。

主な理由としまして、財政課の一般管理費には、財政課の事務費のほかに、各部局で突発的に必要となりました経費などを賄う共通経費を計上してございます。

この経費は、例えば国庫補助金の返還が生じた場合などに、財政課から予算を分任するものです。

所要額の正確な見込みが困難なものや、その他不測の事態に備えるものであり、財政課においては、年度末までこの予算を確保する必要があり、不用額のほとんどは、この共通経費の執行残によるものです。

28ページを御覧ください。

下から２段目の(目)財産管理費の不用額が586万1,225円です。

主な理由としましては、宮崎県国民スポーツ大会・全国障がい者スポーツ大会開催基金への積立てを予定しておりました「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ募金」の令和５年度の収入金額が見込みを下回ったことにより、積立金が執行残となったものであります。

次に、30ページを御覧ください。

１段目の予備費です。予備費は、例えば訴えの提起など年度途中の不測の事態により、予定外の支出が必要となった場合などに対応する経費です。

予備費は、当初予算額に毎年１億円を計上しておりますが、このうち、令和５年度中に1,727万5,995円を充用いたしました。この結果、残額の8,272万4,005円が不用額となります。

なお、予備費の充用先の内訳につきましては、右の説明欄のとおり、①にある訴訟等に伴う弁護士への着手金や謝金、②にある管理運営瑕疵事故等の損害賠償金、③の能登半島地震の被災県に対する見舞金など、合わせて23件となっております。

次に、31ページを御覧ください。

公債管理特別会計です。この会計は、一般会計からの繰出金などにより、県債の元金と利子の償還等を行うもので、いずれの「目」も100万円以上の不用額及び執行率90％未満のものはございません。表の一番下の欄を御覧ください。

一般会計及び公債管理特別会計を合計した財政課の決算は、予算額が1,874億7,250万5,005円に対し、支出済額は1,871億3,953万3,401円であり、不用額は３億3,297万1,604円、執行率は99.8％となります。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘・要望事項はありません。

○徳松財産総合管理課長　財産総合管理課の歳出決算状況について御説明いたします。

資料32ページを御覧ください。

こちらで、「目」の不用額が100万円以上のもの、執行率が90％未満のものについて御説明い

たします。ページ中ほど、(目) 財産管理費の不用額は１億4,536万8,725円でございます。

33ページを御覧ください。

主なものとしまして、まず上段の需用費5,484万4,912円は、本庁舎・各総合庁舎の非常時に使用する発電機等の電気設備燃料費及び電気代等の執行残でございます。

その２つ下の委託料1,736万6,715円は、庁舎の清掃警備や機械設備修繕委託等の執行残でございます。その２つ下の工事請負費6,892万365円は、単身用宿舎や八村荘再整備事業及び庁舎の修繕工事等に伴う執行残であります。

34ページを御覧ください。

(目) 県有施設災害復旧費の不用額9,662万7,663円は、災害等により被災した県有施設の補修・復旧経費の執行残でございます。

財産総合管理課の決算額としましては、一番下の財産総合管理課計の欄になります。

予算額22億3,388万6,000円に対し、支出済額は18億1,763万486円、翌年度繰越額は１億7,352万5,000円、不用額が２億4,273万514円となっております。

執行率は81.4%でありますが、翌年度繰越額を含めますと、その上の括弧内にあります89.1%となります。

続きまして、35ページをお開きください。

主要施策の成果について御説明いたします。

１、その他(県政一般)の(１)老朽化した施設の再整備と余剰空間の有効活用についてであります。

施策の目標としては、宮崎県東京ビルを民間活用により再整備し、財政負担を抑えながら、将来にわたって県政発展を支える機能を維持することを目指すとしております。

主な実績内容として、表の中に記載しておりますが、各種契約や設計業務におきまして、作成資料の内容確認や設計業務における助言等をいただいています。

資料36ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等としましては、選定事業者と締結する各種契約や設計業務において、専門的な視点から助言を受け、計画どおりに旧ビルの解体に着手いたしました。

Ⅱ、今後の方向性としましては、宮崎県東京ビル再整備事業基本計画に基づき、令和８年度の新ビルの供用開始に向けて、適切に取り組んでまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○蛯原税務課長　税務課の歳出決算状況につきまして御説明いたします。

資料37ページを御覧ください。

まず、表の上から３つ目の、(目) 税務総務費ですが、不用額は841万8,376円であります。

その主なものは、不用額の３つ下の共済費651万1,568円であります。これは先ほど総務課から説明があったものと同様で、基礎年金拠出金の負担金率が、令和５年４月１日に遡及して引き下げられたことにより、執行残が生じたものであります。

次に、表の中ほどの(目) 賦課徴収費ですが、不用額は839万9,447円であります。

その主なものは、38ページを御覧ください。

一番上、需用費267万4,641円、一つ下の役務費301万8,222円は、県税・総務事務所及び税務課において執行しております、県税の賦課徴収に要する納税通知書等の印刷や郵送料などの事務費の執行残であります。

次に、39ページを御覧ください。

上から２つ目の(目) 配当割交付金ですが、

不用額は1,292万円であります。

続きまして、３つ下の（目）株式等譲渡所得割交付金ですが、不用額は2,052万5,000円であります。

続きまして、表の下から２つ目の（目）ゴルフ場利用税交付金ですが、不用額は357万188円であります。これらの交付金につきましては、税収に基づき一定割合を市町村に交付するものでありますが、交付対象期間の税収が見込みを下回ったために、執行残が生じたものでございます。

次に、40ページを御覧ください。

表の一番下、税務課の決算額としまして、税務課計の欄になりますが、左から予算額578億7,748万1,000円に対しまして、支出済額は578億2,349万1,057円、不用額5,398万9,943円、執行率は99.9％となっております。

続きまして、監査委員より歳入歳出決算審査意見書で意見がありましたので御説明いたします。

資料41ページを御覧ください。

４の（１）県税収入の確保についてであります。

上から３行目を読み上げますと、「県税の収入未済額10億361万円のうち、個人県民税は７億967万円となっており、今後とも、個々の納税者の状況に配慮しつつ、賦課徴収を行う市町村との連携を密にして、効果的な徴収対策に努めていただきたい」との御意見でありました。

個人県民税の収入額は、県税収入額の約30％でありますが、収入未済額は県税全体の約70％となっており、徴収対策の重要な課題となっております。

このことから、賦課徴収権を持つ市町村の徴収業務を促進するため、各県税事務所におきまして、徴収職員の併任人事交流、市町村からの徴収引継ぎ、県内市町村との合同の徴収対策会議などに取り組んでおり、収入未済額圧縮を図っているところであります。

今後とも市町村とさらなる連携強化を図りながら、個々の納税者の状況をしっかり把握しつつ、収入未済額の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

○小薗市町村課長　市町村課の歳出決算の状況につきまして、御説明いたします。

資料45ページを御覧ください。

上から２段目、（目）市町村連絡調整費の不用額303万53円であります。

主なものは、節の欄の上から４段目の共済費でありますが、これまでの御説明でもありましたとおり、地方職員共済組合への基礎年金拠出金の負担率引下げに伴いまして、執行残が生じたものでございます。

また、２つ下の旅費でありますが、総務省等での各種会議や市町村との連絡調整に要する経費の執行残であります。

次に、49ページを御覧ください。

市町村課の決算額としまして、一番下、市町村課計の欄になります。

予算額16億8,623万6,000円に対しまして、支出済額は16億8,133万633円、不用額は490万5,367円となっており、執行率は99.7％となります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

資料50ページを御覧ください。

くらしづくりの１、安心で快適に暮らせる社会づくりの（１）持続可能な中山間地域づくりについてであります。

施策推進のための主な事業及び実績について、御説明いたします。

「県・市町村連携推進」としまして、県と市町村あるいは市町村間の連携を一層促進するため、市町村が連携して行う行政サービスの充実に向けた取組に対して支援を行いましたほか、県の重要課題や地域課題について、知事と市町村長が率直な意見交換を行う、宮崎県・市町村連携推進会議や円卓トークの開催、また市町村職員が参加する広域連携推進セミナー等の実施により、県と市町村の連携強化に努めたところでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告するべき事項はございません。

○後藤総務事務センター課長　総務事務センターの歳出決算状況について、御説明いたします。

決算特別委員会資料52ページを御覧ください。

上から３段目、（目）一般管理費の不用額459万1,873円であります。

主なものとしまして、中ほどの共済費273万2,530円でありますが、これまでの説明でもありましたように、職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が、令和５年４月１日に遡及して引き下げられたことによる執行残であります。

このほか、本庁及び各地区の総務事務センターの人件費及び事務費に執行残が生じたものであります。

次に、53ページを御覧ください。

一番上の段、（目）人事管理費の不用額376万8,292円であります。

主なものとしまして、下から３行目の委託料80万5,462円は、健康管理事業や職員厚生事業に係る業務委託費の執行残であります。

一番下の負担金・補助及び交付金の不用額135万1,015円は、人間ドック事業に係る共済組合への負担金の額の確定に伴う執行残であります。

次に、54ページを御覧ください。

一番上の段、（目）恩給及び退職年金費でありますが、右から２列目の執行率が83.9％となっております。これは昭和37年12月以前に退職された県職員に係る恩給等の執行残によるものであります。

下から３段目、警察費に係る（目）恩給及び退職年金費でありますが、右から３列目の不用額が103万6,868円となっております。これは、元警察職員に係る恩給等の執行残であります。

総務事務センターの決算額は、一番下の総務事務センター計の欄にありますように、予算額６億6,546万6,000円に対しまして、支出済額が６億5,562万7,167円、不用額が983万8,833円、執行率が98.5％となっております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○中尾危機管理局長　危機管理課の歳出決算の状況について、御説明いたします。

決算特別委員会資料55ページを御覧ください。

ページ中ほど、（目）防災総務費の不用額2,610万489円であります。

主なものとしまして、一番下の段の需用費590万2,176円は、災害対策やＢＣＰ対策に係る消耗品や資機材購入等の執行残であります。

56ページを御覧ください。

上から２段目の委託料の不用額616万584円は、えびの高原周辺の火山ガス測定におきまして、噴火が起きた場合に備えて計上している測定費用が不用となったものなどであります。

また、中ほどの負担金、補助及び交付金の不用額322万3,000円は、市町村が行う避難場所等の整備に対する補助金等の額の確定に伴う執行残であります。

次に、下から３段目の（目）救助費でありま

す。不用額は３億134万3,919円、執行率が20.3％となっております。救助費につきましては、例年、災害救助法が適用されるような大規模災害が発生した場合の備えとして予算計上しており、この経費の負担の性格上、年度末まで確保しておく必要があります。

57ページを御覧ください。

下から３段目の負担金、補助及び交付金は、市町村の避難所運営や被災住宅の応急修理費等の救助経費として２億6,000万円を予算計上しておりましたが、実際の支出済額が当初の見込みを下回ったため２億1,546万2,493円が不用となったものであります。

また、下から２段目の積立金は、災害救助基金を一定額取り崩した場合を想定し、積立金2,794万3,000円を計上しておりましたが、取崩しはあったものの、当初想定額を下回ったため308万3,650円が不用となったものであります。

危機管理課の決算額としまして、危機管理課課計の欄にあります、予算額11億819万5,000円に対しまして、支出済額６億1,923万2,592円、翌年度繰越額１億6,151万8,000円、不用額３億2,744万4,408円となっております。執行率は55.9％でありますが、翌年度繰越額を含めますと、その上の括弧内にあります70.5％となります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

委員会資料58ページを御覧ください。

２、安全な暮らしが確保される社会づくりの（１）多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくりについてであります。

１つ目の改善事業「総合防災訓練強化」は、図上訓練や南海トラフ巨大地震を想定した実践的な訓練を実施したところであります。

次に、59ページを御覧ください。

新規事業「災害支援物資拠点施設整備」は、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた物資の備蓄拠点整備として、測量及び地質調査、施設設計を行ったところであります。

次に、２段目の「大規模災害に備えた減災・応急体制強化支援」は、市町村が行う指定緊急避難場所等の整備や避難訓練実施に対する補助を行ったところであります。

60ページを御覧ください。

「自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化」につきましては、「宮崎県防災の日」の啓発や県民一斉防災行動訓練「みやざきシェイクアウト」などを実施しました。

また、災害を自分ごととして捉えてもらうために、県内在住者を対象に防災小説コンテストを実施したところであります。

さらに、防災士養成研修や自治会・学校等に防災士を派遣して行う出前講座等を県内各地域で開催いたしました。

次に、「霧島山警戒避難体制整備」につきましては、本県、鹿児島県及び関係市町で設置している霧島山火山防災協議会を開催したほか、えびの高原（硫黄山）周辺の火山ガスを測定・公表し、観光客等の安全確保を図ったところであります。

61ページを御覧ください。

新規事業「指定避難所（県有施設）環境改善緊急対策」は、能登半島地震の発生を受け、緊急対策として指定避難所のうち、県有42施設の避難所環境を整備するものであります。

62ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等につきましては、年間を通した啓発や地域防災力の向上の取組、市町村が実施する避難所整備の支援を行うなど、災害か

ら人命を守るための取組を進めたところであります。

Ⅱ、今後の方向性等につきましては、啓発効果を高めるため、対象年齢に合わせた広報媒体の活用や学校での防災教育訓練の支援や、中高生の防災士育成、整備した避難施設の実効性を高めるための取組を支援するなど、市町村と連携して防災活動支援を行うとともに、引き続き防災・減災対策に取り組んでまいります。

63ページを御覧ください。

各種数値でありますが、災害に対する備えをしている人の割合は46.7%、自主防災組織活動カバー率は89.6%、県内の防災士の数は7,088人となっております。

一部指標で前年度より低下しておりますが、全体としては着実に取組の成果が現れております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○羽田消防保安課長　消防保安課の歳出決算状況について、御説明いたします。

資料の64ページを御覧ください。

上から３段目、(目) 防災総務費の不用額6,732万5,497円であります。

主なものとしまして、下から４段目の委託料の不用額592万4,675円は、防災行政無線の保守委託等の執行残及び繰越事業震度情報ネットワークシステム更新の執行残であります。

次に、２段下の工事請負費の不用額4,977万5,680円は、「防災救急航空センター屋根防水工事」及び繰越事業「震度情報ネットワークシステム更新」の執行残であります。

次に、一番下の負担金、補助及び交付金の不用額268万6,660円は、市町村等が実施しております消防資機材の整備に対する補助金の額の確定などによるものであります。

65ページを御覧ください。

上から２段目の（目）消防連絡調整費であります。不用額は2,587万5,260円となっております。

主なものとしまして、下から４段目の委託料236万3,724円は、危険物取扱者及び消防設備士の免状交付において、見込んでいた件数より実績が少なかったことなどによる執行残であります。

また、下から２段目の工事請負費の不用額2,156万2,313円は、「消防学校屋内訓練場改修工事」の執行残であります。

66ページを御覧ください。

上から６段目の（目）銃砲火薬ガス等取締費は、不用額91万733円、執行率82%となっております。これは「高圧ガス保安責任者免状作成業務委託」などの執行残であります。

消防保安課の決算額としまして、消防保安課計の欄にあります、予算額11億743万3,754円に対しまして、支出済額10億772万3,264円、翌年度繰越額559万9,000円、不用額9,411万1,490円となっております。執行率は91%でありますが、翌年度繰越額を含めますと、その上の括弧内にあります91.5%となります。

続きまして、主要施策の成果について、御説明いたします。

引き続き、決算特別委員会資料の67ページを御覧ください。

２、安全な暮らしが確保される社会づくりの（１）多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくりについてであります。

１つ目の「みやざき消防団加入・定着促進」は、若手消防団員や女性消防団員による意見交換会を実施開催したほか、消防団の広報紙や加

入促進のチラシを配布しております。

次に、68ページを御覧ください。

「みやざき消防力強化・支援」は、消防力の強化を図るため、市町村等の消防資機材の整備等に対して補助を行ったところであります。

次に、その下の「航空消防防災推進」につきましては、防災救急ヘリコプターによる山岳・水難事故の救助や捜索、林野火災の消火等を行い、合計で111回運航しております。

その下の新規事業「防災救急ヘリコプター機体更新」でありますが、更新の時期を迎えることから、機種選定委員会を開催し後継機の機種を決定したところであります。

69ページを御覧ください。

「防災行政無線管理」につきましては、防災行政無線設備の維持管理や保守を行うとともに、宮崎県震度情報ネットワークシステムの更新整備を行ったところであります。

次に、「消防学校」につきましては、消防職員訓練研修を15回、消防団員等に対する研修を35回実施したところであります。

70ページを御覧ください。

新規事業「地域衛星通信ネットワークシステム整備」でありますが、災害発生時における非常用通信の整備として、地域衛星通信ネットワークシステムに係る実施設計を行ったところであります。

71ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等につきましては、３点挙げております。

まず、消防団の活性化や消防団員確保の取組として、消防団の広報紙や加入促進のチラシを市町村のほか、県内の大学生や全ての高校生に配布し、消防団の重要性や魅力をアピールしております。

また、消防力の強化を図るため、市町村等が実施しております消防団員等の装備や大規模災害時の活動に必要な消防資機材の整備等に対して補助を行ったところであります。

また、防災行政無線設備の保守点検や更新、予防保全を行うことにより、安定した通信運用の向上を図ったところであります。

Ⅱ、今後の方向性につきましては、消防団員の加入促進や定着を図るための広報や企業等に対する理解、省力化、軽量化につながる消防資機材の充実、通信機能の強化等に今後も引き続き取り組んでまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○川添主査　執行部の説明が終了いたしました。

１時間経過いたしましたので、休憩を入れたいと思います。

午後２時15分から再開したいと思います。

暫時休憩いたします。

午後２時７分休憩

午後２時14分再開

○川添主査　分科会を再開いたします。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○黒岩委員　予算の執行の仕方について、確認なんですけれども、例えば、予算がありまして、車の購入でありますとか、資機材の購入で執行残が出た場合です。こういったものを入札した結果、執行残が出たという場合には、２月補正内で減額をするのか、もしくは台数を増やしていくのか、そういったところの運用の仕方というのは、どうされていらっしゃるんでしょうか。

○池田財政課長　基本的には委員お見込みのとおり、２月補正で減額をすることが基本となってございます。

○黒岩委員　分かりました。

続きまして、予算の流用についてなんですけれども、例えば節の中であれば流用可能なのか、流用は認めていないのか、そのあたりの運用の仕方というのはどうなんでしょうか。

○池田財政課長　款・項・目・節とございますけれども、目、節間の流用については、運用の世界で地方自治法上も認められておりますので、必要な場合には、その必要性をしっかりと吟味の上、流用という形を取ることもやってございます。

○岩切委員　資料14ページ、収入未済額の状況という表なんですが、真ん中に分担金及び負担金というのがありまして、増減額が187万2,000円とあります。その増減の主なものというものが、児童保護費として187万2,000円であり、金額がイコールなもんですから、この児童保護費のみが増えた要因だと読むべきなのか、全然違う意味なのかを知りたいんです。

○池田財政課長　分担金及び負担金の中の児童保護費でございますけれども、こちらは児童保護費187万2,000円がまさに増減の要因でございます。

○岩切委員　念のためなんですが、令和５年度の分担金及び負担金は1,002万6,000円で、187万2,000円のみが児童保護費であるという理解でよろしいですか。それとも、例えば500万円ぐらいあって、そのうちというような理解でいいのか。児童保護費というのは例年のものですもんね。たまたまこの年度だけっていうことではないと思うんですけれども、いきさつが少し分かりにくくてですね。

○池田財政課長　収入未済額として、この分担金及び負担金のうちの収入未済額として、187万2,000円は全て児童保護費でございます。この分担金及び負担金には様々なものが含まれておりますけれども、このうち収入未済額が起こり得るもの、起こりやすいものというのが児童保護費になりますので、例年こちらが計上されておるものでございます。

○岩切委員　福祉保健部にまた聞いてみます。あまり重要な問題ではないので、改めて担当課に聞きます。

資料63ページなんですけれども、先ほど数字が下がっているものもあるという解説はあったんですが、災害に対する備えをしている人の割合が10％程度下がったといういきさつを、少し教えていただければありがたいんですが。

○中尾危機管理局長　こちらの調査につきましては、総合政策課で行っております県民意識調査の項目でありまして、問いの内容としては、「あなたは台風・地震等の災害に対する備えをしていますか」という問いで、災害に対する備えとは、例えば、多めに食料や水等を確保する、家具を固定する、避難所の場所や経路を確認する、防災メールや防災アプリに登録するなどのように、災害が発生したときに自分や家族の生命・財産等を守るための取組のことですという形で問いを立てておりまして、答えの選択としては、十分している・ある程度している・あまりしていない・全くしていないと４つございます。

そのうち、その十分している・ある程度しているを合計したものを、この46.7％としておりますけれども、今回の特徴でいきますと、十分していると答えた方はほとんど変わっていないんですけれども、ある程度していると答えた方が11％ほど低下しております。

代わりに、あまりしていない・全くしていないという方が、同じ数だけ増えているんですけ

れども、我々の分析としましては、意識調査を実施した時期が、能登半島地震の直後の２月であったということもありまして、災害を自分ごととして捉えて、備えの必要性を感じて、改めて自分自身の備えを振り返ったときに、不十分だと思われた方が増えたのではないかということで分析をしているところでございます。

○岩切委員　人の心理の調査ですから、背景が違うとどうしても違う数字になるのかなということは分かりました。

災害に対する備えをしている人の割合を成果指標として、政策の成果及び今後の方向性という流れの中で捉えていくと、左右されるものがあるということが分かったということですね。

そうすると、皆さんの仕事の目標を図る尺度としては不適切かなと思うんですけれども、何かこれからそういう定規を変えるというようなことは考えないんでしょうか。

○中尾危機管理局長　こちらの目標につきましては、アクションプランの中でも目標値として設定しておりまして、最終的に令和８年度の目標値85％ということで掲げております。

防災力を高める中で、自助・共助・公助のうち自助というところが非常に大事だということで感じておりますので、この一つの指標をもって、自助のところの判断材料にもしたいと考えております。我々としては、引き続きこういう指標の成果を上げていくことを目標として、備蓄の必要性の啓発等を図っていきたいと考えております。

○黒岩委員　総務部は県の収入の大部分を占める部署が多いと思っておりますけれども、そういう視点でいきました場合に、資料９ページの県税の収入のところなんですが、不納欠損額というのが上がっております。

不納欠損というのは安易にやるべきでもないし、徴収できないものをいつまでも引っ張っている必要もないとは考えておりますけれども、この不納欠損の基準といいますか、どういったものを欠損に落とすのか。

例えば、市町村と足並みをそろえてやられるのか、そのあたりの基準がありましたら教えていただきたいと思います。

○蛯原税務課長　まず、不納欠損の条件として、例えば、既に清算手続に入っているような法人については、税収を確保することが困難になってまいりますので、清算手続が終了した時点で、まだ滞納額が残っているようでしたら、不納欠損という形で落としたりします。

また、税の確保がなかなか難しいと思われる場合は、いわゆる滞納処分の執行停止ということで、しばらく様子を見るといいますか、滞納処分を一時停止する措置もございます。これは、法律上３年経過した場合とか、その間にもし税債権の時効が到来した場合は、不納欠損することになっておりますので、これらの法律に基づいてやっている状況でございます。

それから、最後に市町村との連携という部分がございましたが、こちらについては基本的には独自といいますか、特に連携という形ではなくて、法律に基づいて県の判断でやっているところでございます。

○黒岩委員　ということは、例えば、個人の市・県民税はセットになっているわけなんですけれども、市町村が不納欠損で落としても、県では残る場合もありますし、市町村が不納欠損に落とさなくても、県は独自に落とすというケースがあるということなんでしょうか。

○蛯原税務課長　市町村個人県民税につきましては、いわゆる住民税のことになりますけれど

も、市町村のほうで欠損されますと、県税分も欠損となります。市町村民税と県民税というのは切り離して滞納整理はしませんので、不納欠損されましたら県民税も自動的に欠損されているというような形にはなります。

賦課徴収権は市町村にございますので、県のほうで執行停止とかすることは、基本的にはございません。

○黒岩委員　あと、資料12ページの財産収入のところなんですが、財産売払収入がマイナス２億1,800万円ほどとなっておりますけれども、まず、県が持っていらっしゃる普通財産といいますか、売るべき財産の価値がどれぐらいあって、今どれぐらい残っているのかというのを教えていただきたいと思います。

○徳松財産総合管理課長　すみません、確認いたしますので少々お待ちください。

○丸山委員　資料41ページの収入の確保についてです。残念ながら滞納の方が増えてしまったということなんですけれども、この要因としては、コロナ禍が終わって物価高騰とか、いろんなものがあったというように想定しているのか、どのように分析されているんでしょうか。

○蛯原税務課長　収入未済額が増えた要因として、市町村に賦課徴収権のある個人県民税の分が大きく影響しているんですが、幾つかの市町村にも確認させていただいたんですが、やはり新型コロナの影響で個人の方の納税が思わしくなかったということと、物価上昇等が昨今続いておりますので、それに伴って負担が大きくなったということで、滞納額が発生したと伺っております。

○丸山委員　あと、件数的にはどれぐらい増えたと理解すればいいでしょうか。

○蛯原税務課長　件数につきましては、直接賦課徴収していないものですから、滞納件数が何件あったかというところまでは、すぐ報告ができません。金額だけの報告になっております。

○丸山委員　いずれにしましても、物価高騰と新型コロナの影響を受けて、今後どう対応していくのか。不納欠損になっていくのか、どのように考えればよろしいかを教えていただくとありがたいなと思っております。

○蛯原税務課長　経済が回復してまいりますと、当然納税のほうも進んでいくと思いますので、今、ちょうどコロナ禍に収入が落ちて納税がなされなかったという方については、経済が安定してきますと納税は進むと思っております。

ただ、中にはなかなか思うように収入が回復しないという方もいらっしゃいます。先ほど黒岩委員からの質問にもありましたように、個人の生活状況をしっかりと把握しながら、納税が厳しいという場合には、滞納処分の執行停止という形を取ります。また、それが一定期間過ぎても回復しない場合は、不納欠損という形で落としていくというようなケースもございます。そこは、一つずつ状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

○丸山委員　税といえば平等性といいますか、税を納めるというのは国民の義務だと思っていますので、そのあたりは非常に難しい判断になってきます。税収は貴重な財源でもありますので、不能欠損が増え過ぎると、そこが非常に大きな問題になってくると思います。

市町村と連携しながら効率的な徴収に努めていきたいと書いてあるんですが、新型コロナというのは、これまでにない事案じゃないですか。どうやって今後克服していくのかっていうのは、宮崎県だけの問題ではなくて、全国的な問題でもあると思っています。景気がよくなって収入

が上がってくればいいんでしょうが、なかなか簡単にもいきません。物価高騰がさらにそれを上回ってきているという非常に難しい状況だと思っているんですが、何か不安だなと思います。

県税未済額が増える方向になっていくんじゃないかなと思っているんですが、対策というのはなかなか難しいと思っています。全国的な話を含めて、恐らく全ての都道府県や市町村が悩んでいると思っているんですが、意見交換しながら、国としての方向性も含めて、何か導かれているものなのか、教えていただくとありがたいなと思います。

○蛯原税務課長　委員のおっしゃるとおり、非常に難しい問題なのかなとは思っております。県としましては、そもそも原則的には市町村の賦課徴収ということでやっていただくわけですが、県としても最大の支援をしております。

先ほどの説明の中でも申し上げましたように、実際に県税職員が市町村のほうに出向きまして、短期間ではありますけれども市町村の身分を有して一緒になって滞納整理を行っていったりする併任人事交流という制度がございます。

さらには、市町村では徴収がこれ以上難しいという案件を、県のほうに直接引継ぎをしていただきまして、県が代わって徴収するという直接徴収引継ぎという制度がございます。こういった制度を活用しながら、できるだけ未済圧縮を図っていこうと考えております。

全国的にもいろいろな取組はございますけれども、大体どこの都道府県も似たような形でやっているかと思っております。

○徳松財産総合管理課長　先ほど黒岩委員からお尋ねのありました件なんですけれども、今年度財産総合管理課で売払いを予定している物件ということでいうと８件ございます。

それで、収入の予定額ということで１億1,000万円となっております。売払いの財産につきましては、各部局でそれぞれ持っている財産を処分するんですけれども、鑑定とか測量はそれぞれの部局で行い、それが終わって財産総合管理課に売払い予定として上がってくるものですから、全てを把握している状態にはないということで御理解いただければと思います。

○黒岩委員　ということは、財産の管理については、国であれば普通財産の場合に財務省が全部管轄をしていくんだと思っているんです。市町村の場合でいくと、やっぱり管財担当の課が全部集約しているんですが、県の場合では、それぞれの課が普通財産になっても持っているということの理解でよろしいんですか。

○徳松財産総合管理課長　売却ができる状態に至ったら、財産総合管理課で引き継ぐという段取りになっております。

○黒岩委員　その売却ができる状態の財産の総額というのは、分からないんですか。

○徳松財産総合管理課長　売却ができる状態になっているのが、今年度で８件の約１億1,000万円という状態になっております。

○山口副主査　幾つか教えていただきたいんですけれども、まず歳入のほうで、資料14ページの雑入の未済額が昨年度に比べて結構出たと思います。勉強不足で恐縮なんですが、どういうものがどうなってこんなに金額が増えたのか教えてください。

○池田財政課長　雑入のところでございます。今回の主なものとしまして、行政代執行費用というものが特殊なものとして入っています。これは、ある外国籍の船が福島港の岸壁を損傷させた事案が生じました。

それについて訴訟を行っておるんですけれど

も、その相手方との交渉と並行いたしまして、岸壁の補修を代執行するための費用として2,371万4,000円がこの雑入の中に含まれていることから、この額が今年度膨らんでいる状態でございます。

○山口副主査　同じく資料14ページの港湾使用料についてなんですが、昨年度の決算で指摘されたのはこれのことですかね。港湾施設使用料の納付額についてしっかりやってくださいみたいなことが、決算の主査報告を見ると出ているみたいなんですけれども、違う項目だったらすいません。

この項目がかなり改善されたようなんですが、何か特別な取組をされたのかどうか知りたかったんですけれども、違う項目だったら、「違う項目です」と言ってくれれば大丈夫です。

議事録を読むと、昨年度の決算の主査報告だと、「港湾施設使用料の適切な納付で収入未済額が縮減されるよう、厳格に対応してください」という指摘があったみたいなんですが、これがイコール港湾使用料でいいのかどうかというところから教えていただければと。担当が違えばそう言っていただければ大丈夫です。

○池田財政課長　今すぐ申し上げられませんので、お時間をください。

○黒岩委員　資料25ページ等で出てくる職員の退職手当の件です。見込みよりも退職者が少なかったということなんですけれども、当然定年制の延長で、今年定年予定の方が１年延長した場合には、１年繰り延ばしということになるから、今年は少ないんだろうと思っています。

そうなった場合に、１年延長した方の退職金については、１年延長すれば来年その分が発生するということになるんですが、１年延長したことによって退職金の額が増えるということになるんでしょうか。

○那須人事課長　退職手当の額は、令和６年度の予算でいくと、やはり増えているような形で検証させていただいています。

○黒岩委員　総体的なものよりも個人で見た場合に、今年定年された方と、１年延長して退職された方と、退職金の金額が増えるのかということです。

○那須人事課長　退職金については、支給率を給料月額に掛けるような基本的な計算がありますけれども、支給年数が35年以上であれば、マックスの月数になり、そこで止まります。勤続年数が34年未満であれば、勤続年数が積み重なっていきますので、増えるような形になります。

○池田財政課長　先ほど山口副主査から御質問いただきました港湾使用料についてでございます。こちら、県土整備部の所管になるので、詳細については、お答えできませんけれども、副主査御指摘のとおり、決算特別委員会の指摘事項として、港湾使用料について適切な納付を促すようにという指摘がございました。

その中で、県土整備部としては、これまで電話、訪問、文書による督促をしてきたということで、それを引き続きやっていくということ、また、地方税の滞納処分の例によりまして、使用料についても徴収することができるとされておるようで、税務部門とも連携しながら滞納者の財産調査を行いまして、資力がある場合には差押えをするといった厳格な対応をしていくということを方針としてやってきたようです。

その結果、具体的にどうなったということは申し上げられませんけれども、そういった努力の上で、この額まで落ち着いてきているのかなと考えております。

○山口副主査　職員の退職手当のところですが、

今回不用額が結構出ているじゃないですか。この流れを知りたいんですが、先に退職意向を確認されて、その上で予算を組んでいるわけではないのですか。なぜそんなずれが出たのか、よく分からなかったんですけれども、教えてください。

○那須人事課長　退職意向調査というのを前年度、それから当該年度にも行っております。当然、前年度の調査に基づいて予算措置するような形になるんですけれども、前年度の当初予算を組む段階では、退職の意向が結構ありましたので、それに基づいて退職手当を積算しておりましたが、年度後半に至るに当たって、定年延長といったような形で引き続きという方が増えましたので、そういったところで退職手当が不用になっているといったことであります。

○山口副主査　分かりました。

もう一件、県税の収入のほうでお伺いしたいんですけれども、資料７ページの個人県民税、法人県民税など、先ほどの徴収率の件で出ていると思うんですが、各市町村ごとの徴収率っていうのは、毎年２月とか３月ぐらいに前年度のものが公表されているようだなというのが出てきたんですけれども、この決算の段階では速報値とかでも出せないものなんですか。

この数字の積み上げというのは、恐らく各市町村からもらったとか、皆さんだけでやっているのかもしれないけれども、各市町村ごとの徴収率みたいなものは、９月の段階では出しづらい、速報値を出せないものなんですかね。

○蛯原税務課長　当然､それは市町村から上がってきた数字に基づいて県でまとめます。その結果が今の合計の数字ですから、市町村ごとの内訳は出せる状況にはあろうかと思います。

○山口副主査　資料を出してもらったりできますか。令和４年度までは公表されているようなんですけれども、令和５年度の速報値、各市町村まだ決算確定していないことは重々承知しているんですが、この決算をつくるに当たってのベース資料となっているものについて、いただけるとありがたいです。

○蛯原税務課長　最終的には精算行為とかで数字が確定していきますけれども、現時点での数字は調べれば確認はできるかと思います。

ただ、あくまでも県民税というベースでしかつかんでおりません。市町村民税という、いわゆる住民税というレベルになりますと、市町村の税収になってまいりますので、私どものほうは県税分だけで把握できているというような状況でございます。

○山口副主査　ついさっき県民税と市町村民税は一体となって一応徴収しているという御答弁をいただいたかと思います。率としてはイコールにならないとおかしいんじゃないかなと思うんですが、それどう判断するかはこっちのベースだとして、県民税の各市町村別の徴収率というのは出せるという理解でいいでしょうか。

○蛯原税務課長　はい。手元に今すぐ出せるものはございませんけれども、確認すれば分かるかと思います。

○山口副主査　それでは、資料請求させていただきたいんですが、県民税の令和５年度分の徴収率について、各市町村別の金額までは求めませんが、市町村別のパーセンテージを出した資料の提供をお願いしたいと思います。

○蛯原税務課長　はい、分かりました。

○川添主査　資料要求の件についてお諮りします。

当該資料については、全委員へ提供していただくということでよろしいですか。

○黒岩委員　個人住民税の分だけということでよろしいですか。

○蛯原税務課長　個人県民税の分だけということでよろしければ。

○川添主査　県民税っていうことですね。

○蛯原税務課長　はい。

○川添主査　これは終了後ですか。

○山口副主査　終了後で結構です。明日もありますから。

○川添主査　それでは、後ほど提出をお願いいたします。

ほかにございませんか。

○黒岩委員　資料60ページの危機管理のところです。主な実績内容等の一番下に、「自主防災組織資機材整備の支援」というのがありますが、宝くじでも助成事業があったと思うんですけれども、そことの違いが何なのかということと、この３市町というのはどこなのかというのを教えていただきたいと思います。

○中尾危機管理局長　宝くじについては、少しお時間いただければと思いますけれども、資機材整備の３市町につきましては、延岡市、高鍋町、宮崎市になります。

○黒岩委員　その市町を選定された基準というのは、どういったことなんでしょうか。

○中尾危機管理局長　基本的には、各市町村に募集をかけまして、各市町村から出てきたものを予算の範囲内で交付決定するという形でして、今回この３市町から申請があったものでございます。

○黒岩委員　もっと申請が多いのかなと思っていたんですけれども、実際上がってきたのは、この30組織しか上がってきていないということ。この助成の内容について、どういったものを対象にされているかとか、少し分かれば教えていただきたいと思います。

○中尾危機管理局長　内容としましては、自主防災組織の中で行ういろいろな訓練とか、資機材等を整備するものでございまして、ヘルメット、訓練に使うハンドマイク、掲示板、救命胴衣、消火器、そういった様々な資機材の支援ということになります。

○黒岩委員　上がってきた30組織は全て措置できたという理解でよろしいんでしょうか。

○中尾危機管理局長　申請が上がってきたものに対しては、全て交付決定を行ったという形でございます。

○黒岩委員　分かりました。

○山口副主査　資料34ページですけれども、県有施設の災害復旧費の執行残がありましたという御説明だったので、もう少し詳しく要因とか、ここが残ったというのを教えてもらえると助かります。

○徳松財産総合管理課長　不用額の内容ということだと思うんですけれども、年度いっぱいまでの災害に備えて、補正減をしていないということで執行残が多いということになります。

執行されているものとしては、支出済額のところで上がっております。需用費、工事請負費、こちらで執行はしておるんですけれども、予算がもともと多く取ってありますので、執行残が多くなったということになります。

○山口副主査　分かりました。

最後に、危機管理のところで、資料63ページなんですけれども、こうして年度別の目標値を出していただけるのはすごくありがたいなと思っているんですが、恐らくこの数字って総合計画とかの目標値にもなっているかと思います。令和８年が多分総合計画だと終わりだと思うんですけれども、最終的な目標値も記載いただい

て、どれくらい最終目標との差があるのかとかも実績の中で分かるようにしていただけたらなと思います。

あと、全体的なことなんですけれども、分かりやすいのが危機管理なので、危機管理で言ってしまうんですが、60ページや61ページとかも、主な実績内容とかも非常に丁寧に書いていただいています。しかしながら、数字的なものがあるものであれば、目標値が幾つだったのかとか、――マンホールトイレも80基というのが補正予算で出てきていましたけれども、もともと80基の整備の設計をする予算で、80基できましたなのか――いろんな導入についても、予算上この分を予定していて、実績として全部いったんですよみたいなところが分かると大変ありがたいです。

この実績が果たして適正な実績なのかどうかというところが、少し判断しづらいところが多いなと思ったので、そこが分かるようになるとよりありがたいなと思います。可能だったらそういう形で対応いただけるものは対応していただきたいと思っています。

○池田財政課長　御指摘いただきました点は、この主要施策の成果ということで、財政課で取りまとめてございます。

副主査おっしゃることは、我々どもとしてもまさに同じ問題意識は持っておりまして、しっかりと県税等々を使ったものを、こういう事業をやりましたということで県民に成果をお示しするために、主な実績内容等のところをより分かりやすい方法で書けないかということで、検討中でございます。

主要な事業というのは、３年に１回のサイクルで回っているものもございますので、そのタイミングを捉えながら、少しずつここをリニューアルしていけるように、これは全施策、全部局に絡む話ですが、対応していきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

○中尾危機管理局長　先ほど黒岩委員から質問のありました宝くじの分の自主防災組織への補助でございますけれども、一般財団法人の自治総合センターの「コミュニティ助成事業」というもので補助されているものでして、補助率10分の10、上限200万円となっております。

令和５年度の実績で申し上げますと、７市町に対して資機材整備で合計1,330万円ほど交付されているという状況になっております。

○坂本委員　私も資料63ページの数値のところでお伺いします。

ここを示していただいているのが、「自助・共助・公助で命を守ろう！」という中では、自助・共助の部分なのかなと思うんですけれども、委員会でも申し上げましたが、公助の部分についての指標というか、数値的なものというのは、何かお持ちだったでしょうか。

○中尾危機管理局長　この中での数字ということでは、公助の数値はアクションプランには入れていないんですけれども、例えば、災害備蓄の備蓄物資というところでいきますと、自助で賄えない部分を公助でやるということで、市町村と県のほうで備蓄物資を整備していきますので、そういった数値はあります。それ以外の大きなところで、今思い当たるものとしてはない状況でございます。

○坂本委員　資料61ページで、これもあくまで施策の成果と今後の方向性ということでお伺いしたいと思います。指定避難所となっている県有施設の環境改善を今回図られて、ここにあります様々な資機材については、考えられる指定避難所の環境改善の一つの基準になるレベルな

のかなと受け止めているんですけれども、先日の委員会の中でも申し上げましたが、指定避難所は各市町村が管理をしているところが多いわけです。

県全体の指定避難所の環境改善という視点でいうと、市町村任せになっているのか、市町村管理の環境がどの程度改善されているのかということについても、ある程度指標を持って取り組んでいくべきではないかと考えるんですが、そういった今後の方向性はいかがでしょうか。

○中尾危機管理局長　避難所については、基本的には市町村が開設をするということでございますけれども、やはり県としても、避難所の資機材等については、市町村だけではなくて、県も一緒になって支援をしていくということが必要だと考えております。59ページに書いておりますけれども、「大規模災害に備えた減災・応急体制強化支援」ということで、各市町村に対します補助も、平成25年から実施しているところであります。市町村に対して、こういった支援は引き続き必要だと考えております。

今回、61ページに上げているものは、そのうちの県有施設ということで今回整備をするものでございます。これにつきましては市町村と一体となって、また自助の部分の県民への備えの部分で足りない部分についても検証しながら、必要数等を見極めながら、備蓄トイレのセットなどの資機材については、今後も支援するような形で考えていきたいと思っています。

○坂本委員　最後にもう一つ。これもくどいようで委員会の中でも申し上げましたけれども、８月に県内で起きた大きな地震についてです。

施策の成果の中で、「津波から人命を守るための取組を促進した」という一文があるんですけれども、これは本当に人命を守るための取組が促進されたかどうか、成果が出たかどうかということは、ふだん遭遇しないような８月の地震、それから津波注意報が発令されたという事案があったので、ここでどのような行動が取られたのか、しっかり検証していただきたいんですね。人命を守るための県の施策の成果が出ているかどうかは、本当に災害が来たときにしか分からないわけです。本県においては、そういった特別な事情が８月に起きましたので、ぜひここは市町村と連携を取って検証していただきたいと思います。

○中尾危機管理局長　議員御指摘のとおり、８月８日の地震では、制度設計以来初めての南海トラフ地震臨時情報が出ましたけれども、それが出てからの県民の行動等が的確であったかどうかというところは、今後検証していく部分でもありますので、市町村とも連携しながら、行動等の分析等も行い、今後の対策に生かしていきたいと考えております。

○丸山委員　資料61ページ、委員会で議論をさせてもらったマンホールトイレ80基の整備の調査・設計と書いてあるんですが、どんな調査設計を令和５年度ではされたのか教えてください。

○中尾危機管理局長　今回、９月補正で予算を要求させていただきましたけれども、マンホールトイレを設置します全ての施設についての下水道の長さであるとか、詳細設計をやった上で積算をやったものでございます。それの基礎となる設計でございます。

○丸山委員　それは具体的には誰かに委託してやったのか、もしくは、県の営繕課に分任して委託したのか、どういう形だと認識すればよろしいでしょうか。

○中尾危機管理局長　予算につきましては、営繕課のほうに分任をいたしまして、営繕課のほ

うが民間の設計会社に委託をしているということになります。

○丸山委員　少し調べたんですけれども、マンホールトイレの設置について国土交通省が出している手引によりますと、1,000人ぐらい集まる避難所には、10～20基マンホールトイレを設置してくださいという基準がありました。それを考えたときに、今回の考え方ありきで、そのあたりの議論がされずに、80基になってしまったんではないのかなとか思っているんです。

マンホールトイレの数については設置基準があるもんですから、令和５年度中にはしっかり議論されたのかどうかというのを教えていただくとありがたいと思っています。

○中尾危機管理局長　議員御指摘のとおり、国土交通省のガイドラインによりますと、トイレの必要数は、大体100人に１基というところで、1,000人の避難所で10基程度必要になろうかと思います。しかしながら、今回、我々が主にターゲットとしていますのは、高齢者や要配慮者ということで、大体1,000人の避難所であれば３基程度を用意するような形で、今回設計等を考えたところでございます。

○丸山委員　国土交通省の基準には、避難者の人数だけであって、高齢者等の人数を割り振っての基数は書いてなかった気がします。トイレの数が高齢者とか要配慮者に対してだけでいいのか。健常者の方もマンホールトイレを使われると考えると、その数が正しかったのかどうかというのは若干分からないところではあります。

○中尾危機管理局長　災害が発生してからの日数に応じた上でのトイレの整備ということで、まずは備蓄トイレセットがございますし、あと避難所については、自助・共助・公助の中で各避難者が最低３日分は用意するというような形でしております。その足りない部分を市町村と県でカバーするというところもありますので、そういった数であるとか、日にちがたってから、またトイレの使用回数などを勘案しまして、高齢者を特に優先した形で使えるような環境整備を図ろうということで、今回このような数を積算したところでございます。

○丸山委員　決算でこれ以上深く話はしませんけれども、国土交通省の基準とかを見据えて、しっかり調査設計をするべきではないのかなと思っています。決算なので、これ以上は質疑はしません。

○川添主査　ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　ないようですので、それでは、引き続き総務部の説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が全て終了してからお願いをいたします。

○池田財政課長　今年４月に県立病院事業点検プロジェクトチームを立ち上げまして、１回目のプロジェクトチーム会議を開催の上、評価報告を取りまとめましたので、今回、御説明いたします。

資料といたしまして、令和６年度第１回県立病院事業点検プロジェクトチーム報告資料を御覧いただければと思います。

まず、報告資料３ページを御覧ください。

これまでの経緯についてでございます。

令和６年４月26日に日隈副知事をトップとし、関係部局で構成する県立病院事業点検プロジェクトチームを設置いたしました。

令和６年６月27日に第１回プロジェクトチーム会議を開催し、令和５年度の決算見通しや直近の患者動向等の経営状況、各病院における経営改善に向けた取組の進捗状況等について協議

し、その後もプロジェクトチームとして継続的に確認等を行ってまいりました。

令和６年７月16日には、令和６年度当初予算に計上しました総額50億円の貸付けのうち、20億円について貸付けを実施してございます。

令和６年７月29日及び31日には、日隈副知事が３病院の院長を個別に訪問しまして、経営改善の取組状況等を直接確認するほか、院内の推進体制の取組強化や一層の取組推進を要請したところでございます。

これらを総合しまして、令和６年９月６日に知事への中間報告を実施してございます。

４ページを御覧ください。

令和５年度決算の対前年度決算比較についてであります。

純損益は42億8,000万円余の赤字となります。特徴としましては、旧宮崎病院の解体に伴います特別損失19億6,000万円余の計上によりまして、赤字額は過去最大のものとなってございます。

入院・外来収益については、患者数は減少しましたが、患者１人当たり単価の増により、対前年度比で18億8,000万円余の増、給与費、材料費及び経費については、物価や賃金の上昇等により､対前年度比で16億3,000万円余の増となり、新型コロナ病床確保料を除いた経常損益は、対前年度比で11億円余改善してございます。

５ページを御覧ください。

令和５年度決算を「宮崎県病院事業経営計画2021」の収支計画と比較したものでございます。

純損益は、対収支計画比で６億4,000万円余上振れしてございます。これは、入院・外来収益について、宮崎病院の患者数と患者１人当たり単価が想定よりも改善し、対収支計画比で４億8,000万円余の増となったこと、材料費について、専門家を活用した医薬品の価格交渉や宮崎大学と連携したＳＰＤの活用等により、対収支計画比で２億2,000万円余の減となったこと等によるものです。

６～８ページにかけて、経営改善に向けた各病院の取組状況についてまとめてございます。

これらの資料は、厚生常任委員会で病院局から既に報告されているものでございますので、こちらから詳細な説明は割愛させていただきますけれども、今年度の病院ごとの主な動きとしまして、８ページを御覧いただきながら、簡単に御紹介をいたします。

まず、（１）宮崎病院では、秋から、がん医療機能の高度化に向けた事業が開始予定でございます。

（２）延岡病院では、この４月から、ハイブリッド手術室が本格稼働してございます。

（３）日南病院では、７ページに記載がありますけれども、４月から、診療報酬制度への適切な対応のための外部コンサルタントの活用を開始したほか、こちらは初めての記載でありますけれども、８ページ、本年12月１日付で、病院運営の効率化の観点から、52床の病床削減を行うことが決定されてございます。

９～11ページにかけまして、令和６年度の直近の患者数及び稼働病床利用率をまとめてございます。それぞれのグラフ中、赤線が令和６年度を、青線が令和５年度を、灰色の線がコロナ禍前の令和元年度を表してございます。

まず、９ページ、延べ入院患者数についてです。

病院事業全体としましては、４～７月で、前年度を5,284人上回ってございます。宮崎病院については、手術件数の増や救急患者受入れ件数

の増等により、また延岡病院については、手術件数の増等により、それぞれ前年度実績を上回ってございます。日南病院については、平均在院日数の短縮の影響等によりまして、昨年度を下回ってございます。

次に、10ページが延べ外来患者数についてです。

病院事業全体では、４～７月で、前年度を1,671人上回っております。宮崎病院については、おおむね前年度と同程度の推移、延岡病院については、特に循環器内科の患者数の増により、全ての月で令和元年度の実績値を上回ってございます。日南病院については、一部診療科の人員不足に伴う診療制限の影響で、前年度を下回っております。

次に、11ページ、稼働病床利用率についてでございます。

宮崎病院、延岡病院は、前年度を上回り、特に宮崎病院については、令和元年度を上回る水準で推移する一方、日南病院については、前年度を下回る水準で推移してございます。

入院・外来患者数、また稼働病床利用率の増減につきましては、今後とも注視してまいりますけれども、全体としては、おおむね改善傾向にあるところでございます。

12ページを御覧ください。

プロジェクトチームによる主な指摘事項と、それに対する病院局の対応方針についてです。

左側、オレンジ、ピンクの部分が、プロジェクトチームによる主な指摘事項を、右側の緑の部分が、病院局のそれに対する対応方針です。

まず、一番上の入院・外来患者数の動向について、日南病院の足元の延べ入院患者数が、対前年同期比で減少していることから、患者数減少の要因を分析すること、また、各病院において、引き続き効果的な集患対策を講じていただき、病床稼働率の向上に努めるべきであると指摘してございます。

それに対して、右側、病院局からは、まず日南病院の患者数減少の要因については、人口減少や高速道路の開通などの影響が大きいと考えられ、引き続き分析を行っていくこと、また、集患対策や病床稼働率の向上については、院長が自ら地域の医療機関を訪問するなど、地域の医療機関との連携強化を行うとともに、日南病院について52床の病床削減を行うなど、病床稼働率の向上に継続して取り組んでいく旨の回答がございました。

次に真ん中、宮崎病院の経営改善についてです。

令和５年度の経常収支については改善傾向にあるものの、引き続き、「宮崎病院再整備事業」による機能強化に伴う投資に見合うよう、いち早く稼ぐ体質を目指すべきであると指摘してございます。

それに対して、病院局からは、手術件数の増加等による足元の改善トレンドを継続できるよう努めるとともに、宮崎病院がんセンターの設置をはじめ、がん治療の推進・強化を図っていくとの回答がございました。

次に一番下、不採算・政策医療についてです。

不採算医療の提供と安定的な経営の確保を両立するため、特に不採算医療以外の政策医療分野における集患対策強化を図ること、また、データに基づく経営改善や国への要望に活用していくため、医療分野ごとの収益状況の把握や課題の洗い出しを行うべきと指摘しております。

それに対し、病院局からは、各圏域における重点強化分野に力を入れるほか、３病院全てに原価計算システムを構築し、不採算医療等の収

支実態を可視化することで、経営分析の強化や国への要望に活用していくとの回答がございました。

13ページを御覧ください。

これまでの病院局の取組に対するプロジェクトチームとしての現在の評価についてでございます。

まず、（１）令和５年度決算については、「宮崎県病院事業経営計画2021」の取組の推進により、収益、費用及び純損益それぞれが改善するなど、一定の成果が見られるものと考えております。

（２）病院局の取組状況については、50億円の貸付けが決定されて以降、各病院をはじめ病院局全体として、経営改善への意識がさらに高まり、具体的な推進体制の構築も着実に進んでいることを評価してございます。

ただし、各種取組については、着手されたばかりのもの、また、今後着手予定のものも含まれておりますため、それらが着実に実施されていくよう注視してまいりたいと思います。

（３）令和６年度の経営指標については、直近の病院事業全体の入院・外来患者数の動向等はおおむね改善傾向にありますが、引き続き、各病院において、効果的な集患対策に努めていく必要があると考えてございます。

最後に（４）知事への中間報告の結果としまして、知事からは県立病院が地域の中核病院として高度で良質な医療を安定的・継続的に提供できるよう、プロジェクトチームには引き続き、経営改善の取組の検証を行うとともに、必要な助言等を行うよう、我々プロジェクトチームに対し指示があったところでございます。

14ページを御覧ください。

最後に、国への要望状況についてでございます。

経営状況の厳しい公立病院に対しまして、地方財政措置の拡充等の支援を求めるため、所管省庁でございます総務省に対し、各種要望を行っております。

まず、上の青枠部分ですが、総務部長以下事務方レベルにおきまして、令和６年６月７日に総務省自治財政局準公営企業室の担当課長補佐に対し、また、令和６年７月29日に地方財政連絡会議の場で、同局公営企業課長に対しまして、令和６年度当初予算における本県県立病院への50億円貸付けの経緯、繰出金増額の状況、また、全国の公立病院が置かれた厳しい経営状況について御説明し、公立病院に対する地方財政措置のさらなる拡充を要請したところでございます。

また、下の緑枠部分ですが、令和６年８月１日には、河野知事が全国知事会地方税財政常任委員長として、全国を代表し、公立病院の経営安定化支援に係る文言を含む形で、提言を策定の上、松本総務大臣に対し直接要望を行いました。

松本大臣からは、「総務省としても、地域医療を支える公立病院の支援を検討していきたいと思っている」との御発言があったほか、令和６年８月30日に公表されました令和７年度の地方財政の課題、これはいわゆる総務省概算要求ペーパーと呼ばれるものでありますけれども、こちらにおいて重点課題として地域医療の確保が新たに明記されたところでございます。

プロジェクトチームの報告は以上でございますが、引き続き、病院局の経営状況や経営改善に向けた取組の把握に努めてまいりますとともに、様々な機会を通じて国への要望等も行っていくことで、病院局が高度で良質な医療を安定

的・継続的に提供できるよう、我々としても支援をしてまいりたいと思ってございます。

○川添主査　執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑はございませんか。

○黒岩委員　このプロジェクトチームの在り方といいますか、基本的に県庁の内部の方でのプロジェクトチームということで、特に病院事業につきましては専門用語が出てきたり、特殊会計があったりということで、非常に専門性の高い事業でないかなと思っています。

そういう中で、例えば外部のコンサルタントなり、公認会計士なり、そういった方から意見を聞く体制は取られていないんでしょうか。

○池田財政課長　このＰＴにおきましては、そういった体制は取ってございませんけれども、各病院において、例えば、日南病院でしたら、そういった経営的な危機に直面してございますので、外部コンサルタントを入れた内部の会議を開催しております。あと、個別の具体的な各種経営改善に向けた取組については、各病院でコンサルタントを活用しまして、様々な診療報酬制度への適切な対応などの経営改善に向けた取組に外部有識者を活用しておるところでございます。

○黒岩委員　ということは、各病院で外部と連携した経営改善をやっているという認識でよろしいんでしょうか。

○池田財政課長　おっしゃるとおりでございます。

○黒岩委員　例えば、５億円する最新鋭の機器を入れたいとなった場合には、それは各病院の検討会の中で審議していくということになるんでしょうか。

○池田財政課長　各病院と、管理者である病院局の内部で検討がなされるところです。

ただ、先ほど申し上げたことと少し重なりますけれども、外部コンサルタントを入れまして、その機器が適切なものなのかでありますとか、どういった費用対効果を生むのか、より安く買うことができないか、そういったところには鋭意努力されていると伺っております。

○黒岩委員　あと、資料12ページのところです。入院患者等の確保というところもありますが、特に県立日南病院があまり思わしくないというところがあります。患者数の減少の原因として、高速道路の開通だとかいろいろあるんですけれども、地元の方に聞きますと、滞在日数のいろいろな制度上のこともあるんでしょうけれども、入院してもすぐ出ていってくださいと言われたり、初診で入りたいとなると、紹介状がないと駄目とか、なかなか使いづらいところもあるようで、まだまだ住民に対して理解が得られていないと思われます。

患者をもっと受け入れていいんじゃないかという気持ちが出ているもんですから、そういったところについて、例えば、地元の自治会なり、高齢者クラブなどと病院が意見交換をしながら、どうしたら患者が増えるのか、もしくは理解が深まるのかを協議するような取組が必要じゃないかと思いますが、プロジェクトチームではどうお考えでしょうか。

○池田財政課長　委員御指摘のとおり、患者の方々でありましたり、地域医療の病院ということもあると思いますけれども、そういった地域と連携しながら地域の医療を守っていく、また経営改善につなげていくということは大切なことだと、我々プロジェクトチームとしても思ってございます。

例えば、日南病院でありましたら、患者をしっかりと地域から送っていただくという意味で、

いわゆる紹介ですね、地域の医院から紹介していただくように、院長や幹部などがしっかりと各医療機関を回って、重篤な患者はぜひ送ってくださいということで、足しげく対応しておるということです。そういった地域との連携・密着ということには、我々としても期待をしていきたいと思っております。

○黒岩委員　関係医療機関や関係者での意見交換もいいですけれども、直接、住民団体でありますとか、そういった方との意見交換をしながら、どうやったら県立日南病院が使いやすい病院になるかとか、今後、そういったことについても意見交換を十分にお願いしたいと思います。

○山口副主査　今回は中間という形だったと思うんですけれども、プロジェクトチームの今後の予定について、年度末に向けてどういう流れになっていくのでしょうか。

そして、定期的にこちらの委員会等にも報告をしっかりいただけるのかどうか。そのあたりをまず教えてください。

○池田財政課長　今後の見通しでございますけれども、まず、ゴールを令和７年２月の総務政策常任委員会にて、そのときの状況、例えば、収支計画の現状との比較だとか、経営状況の取組、そういったことのリバイス版という形で御説明、御報告させていただきたいと思っております。

それに先立ちまして、今回９月末に報告をいたしましたけれども、10月以降、当年度の決算見通しでありますとか、当年度の経営改善に向けた取組の状況、進捗状況、そういったものを病院局からしっかり報告を受けたいと思っております。その時期は、あくまで仮置きではありますけれども、11月末頃に第２回のＰＴを開くことになるのかなと考えております。

また、プロジェクトチーム会議以外においても、事務局としては、常に対応してございますので、最新の状況をしっかりとウォッチしながら、どうすれば経営改善に結びつくか、そこを引き続き考えていきたいと思っております。

○山口副主査　細かな経営状況とかの説明は病院局がやるべきことだと思いますので、言及は避けたいと思いますが、今回のこの報告、日南病院が見る限り全て目標未達ですよね。売上げとか含めてかなり厳しい数字が上がってきていると思います。計画の初年度からこういう状況というのは、非常に心配です。宮崎病院と延岡病院が非常に鋭角に上振れしているので、結果的に全体としてプラスになっているというだけで、計画の初年度から日南病院がかなり厳しいというところは、ＰＴとしてかなり厳しく言っていただかないといけないんじゃないかなと、個人的には思っております。

人口減少や高速道路の開通は、明らかに見込んでおくべき要因であったのではないだろうかと思っていますし、計画を説明していただいた段階でも、入っているものだと思って、厳しい数字を上げていますという説明を受けていたと私は記憶をしているところです。日南病院の厳しさというところは、ＰＴ担当としては、ほかに要因があるのか。

病院のほうを見ると、人員が足りなくて、厳しい状況になっていましたとか書いてあったりしますけれども、このあたりをどう見ているのか。

また、このくらいしっかりやってくださいよというところを今後言っていくつもりなのかという受け止めも含めて教えていただけますか。

○池田財政課長　特に日南病院の状況については、プロジェクトチームとしてかなり深刻な受

け止めをしてございます。もちろん日南病院、また病院局全体としても、この事案が発生して以降、力を入れて頑張られていると、プロジェクトチームとしては思っております。

しかし、人口減少の見込み以上の落ち込みでありますとか、宮崎市圏域に患者が行ってしまうといった高速道路開通による余波などの分析をしっかりと早急にやっていただくとともに、それに応じた集患対策を早急にやらねば、仮に宮崎病院、延岡病院が改善傾向にあったとしても、全体としては厳しくなります。そこの危機感は相当伝えておりますし、それこそ日隈副知事が直接日南病院にも行かれまして、病院局プロジェクトチームのトップとして、厳しく日南病院長にも指摘をしたと伺っております。

○丸山委員　この計画では、今年７月に20億円の貸付けを既にやっていて、令和６年度中には50億円全てということですが、どの時点で貸し付ける判断をすると理解してよろしいでしょうか。

○池田財政課長　今の状況を申し上げます。

まず、貸付けの考え方ですが、50億円は全て貸し付ける予定でありますが、病院局の資金需要というものがございますので、それに応じて必要な時期に必要な額を貸し付けるという方針で、貸付時期を検討しているところです。

具体的には、令和６年７月16日の貸付けは、期末手当の支払いが終わったタイミングなので、かなり巨額なお金が動くということで20億円を貸し付けております。

第２回は10月頃を想定しておりまして、延岡病院の非常用発電機の取替え工事に伴う工事費用が多額に上りますので、その資金需要を満たすためのもので、貸付け額は20億円です。

最後の第３回としては、期末手当の支払いでありますとか宮崎病院の解体などの資金需要が発生します。そこにもしかるべき額を貸付けすることで、全体として適時適切な50億円の貸付けを図っていきたいと思っております。

○丸山委員　先ほどの指摘にありますとおり、日南病院がどう改善できるのか。これは日南病院だけではなくて、県南地区の中部病院や串間市民病院を含めて、機能分化をしっかりやっていくということが必要なんです。これを地域医療構想でやるべきだったのに、新型コロナの関係で全く進まなくて、こういう状況になっていると思うんです。

日南病院がうまくいってモデル的になれば、西臼杵郡、西諸県郡、都城市も、それぞれの地域で公立病院をどのような形で役割分担すべきかを分かっていただけると、非常に私も注目をしています。

あと、不採算医療と言われている産科を含めて、どのようにやっていくべきなのかというのも、すごく重要なポイントだと思っています。単に経営をよくするだけでいいのではなくて、地域の医療をどうやって守るか。県内どこでも住めるような宮崎県にするためには、医療というものは非常に大きなファクターを持っていますが、そのあたりの議論がどこまで進んでいると認識すればよろしいでしょうか。

○池田財政課長　委員の御指摘はもっともだと思っております。それこそ、今回の50億円貸付けが実現した経緯でもありますし、プロジェクトチームでしっかり管理していくということが決まった経緯でもありますけれども、全県下において、しっかりとした高度な医療というのが継続的に提供されていくことが何よりも大事なことだと思っております。

その上で、日南病院の地域医療構想との絡みをどうしていくか、また、圏域でどう医療を支

えていくかということは、かなり力を入れて尽力されておると聞いておりまして、病院局次長とか日南病院事務局長が日南市長や串間市長を直接訪問して面会させていただいて、今後の連携強化の在り方、地域で医療を守っていくための方策、そういったことを議論されたと伺っております。

プロジェクトチームとしても委員の御指摘はもっともだと思っておりますし、日南病院がモデルケースになっていけば、厳しい状況に置かれた宮崎県の中山間を含む医療機関、また全国のモデルケースにもなり得る話だと思いますので、まずは日南病院をしっかりと安定的にしていく。その先に効率化を含めながらも、不採算医療を両立していく。不採算医療をやるためにこそ、経営を効率化していくということをしっかりと指摘していきたいと思っております。

○丸山委員　もう一つ、宮崎病院再整備のときに、県立病院なので全県下に波及するようにしっかりとやってほしいと話をさせていただきました。医者の確保をしっかりしてもらって、宮崎病院等から山間地域を含む地域医療を賄っている公立病院に医者を派遣できるシステムを含め、それぐらい人材育成も含めてやってほしいという思いもあったんです。

プロジェクトチームの場合は、経営のことを中心にやっていらっしゃると思うんですが、宮崎県の医者をどうやって今後つくっていくのか、確保していくのか、医療少数県の宮崎県をどうしていくのかという視点も必要だと思っています。そのあたりはいかがでしょうか。

○池田財政課長　まさに医師を確保することが、地域の医療ニーズをしっかりと充足するために必要不可欠ですし、また、経営の観点からも、数、質ともによい医者を確保するということが不可欠だと思っております。おっしゃっていただきましたように、我々としても宮崎病院がその中核になると思っております。だからこそ、例えば、ダ・ヴィンチという高度手術のための機材、またその設備やシステムでありますとか、今後、がん医療の機能高度化を目指すためのがんセンターの発足とか、経営上必ずしもメリットがあるか分からないものも――ダ・ヴィンチは収益も上がりますけれども、その分費用もかさみますので――宮崎病院はやろうとされております。

その心は、やはり宮崎病院を中心にしっかりと全県下の医療を守っていく、そのための医者を育てていくということ。また、外部から極めて優良な質の高い医療を学び、実践できるという場として、宮崎病院をＰＲしていく。そういったことを通じて、宮崎県全体の医療環境の向上を目指そうとてしていると病院局は考えていると思っております。また、我々もそこはしっかりと期待しながら、経営だけのことではなくて、宮崎県全体の医療をどう考えるかということも、可能な範囲で口を出していきたいと思っております。

○山口副主査　すみません、勘違いしていたかもしれません。日南病院、延岡病院、宮崎病院について、令和５年度の見込みで未達ではなくて、延岡病院と日南病院はいっていました。令和６年度のほうを見ていたかもしれません。

具体的な計画のところで下振れしているのはありますか。

○池田財政課長　入院と外来で細かくは分かれてしまうので恐縮ではありますけれども、対収支計画として、入院患者数で減となったのは、宮崎病院と日南病院です。

○山口副主査　人数的なもので見たら、確かに

目標的な数値が下がっているというのは理解しているところなんですが、収益的な観点で見てみます。こちらには各病院ごとの収支が出ていませんでしたが、厚生分科会では各病院ごとの収支が出されているみたいなので、そこを追っていくと、日南病院は予定どおりの赤字といったら変ですけれど、赤字幅はむしろ縮小している可能性があるなと思っています。ただ、厳しい数字であることは間違いないので、改善自体はしてもらわないといけない。そのあたりも含めて、今後のＰＴ報告のときは、各病院ごとの収益も出してもらえると、我々としても理解しやすいです。

ちらちら見ながら追っていったので、数字的に厳しいと思い込んでいましたが、日南病院の収益自体は計画より若干上振れしていますし、事業費用も計画より若干下振れしていて、どうやら最終的な純損益も若干縮小というか、上振れしているような形に見えます。

どこを目標値にしているかにもよるんですけれども、経営分析のときに我々に説明いただくときは、各病院ごとも含めて教えていただけると、出っ張り引っ込みであったりとか、どこの病院に課題があるのかというところが分かりやすくなるので、今後の報告の際はぜひお願いしたいなと思います。

日南病院については間違いなく厳しいことは事実だと思いますので、先ほど答弁いただいたとおり、引き続きの指導というか、助言はお願いできればと思います。あくまで意見と訂正という形でお願いできればと思います。

○岩切委員　資料13ページでは、プロジェクトチームの取組の評価がなされていると理解しております。プロジェクトチームが設置されて、病院は病院局を中心にしっかりと努力されていることを確認するという作業を求められて、十分にその取組がなされたという報告が、13ページであったんだろうと理解しております。

主たる経営改善の努力の中心は病院局ということになろうかと思うんですね。それをサポートする、50億円の貸付けをする側の任務というところの役割分担をしっかりしないといけません。一般的に考えると、県立病院だから知事が最終的責任者という話になるんですけれども、地方公営企業法適用ですから、病院局長がやはり中心になります。

プロジェクトチームは、そのあたりの上手な関わり方をしていかないと、船頭が若干増え過ぎているという話もあるように感じるんです。そのあたりのプロジェクトチームの展開の仕方みたいなものが、皆さんで多少なり議論があったとすれば、御紹介いただけませんでしょうか。

○池田財政課長　まず、地方公営企業法のお話もいただきましたけれども、地方公営企業法上の設置者は知事、公営企業管理者は病院局長でございます。地方公営企業法の全部適用がされておりますので、基本的には知事部局が口出しをする立場ではございませんし、経営の取組の方向、またその責任も含めて、まずは病院局が負うべきものであると思っております。

その上で役割分担としましては、船頭を置くということもおっしゃられていましたけれども、我々としては、あくまで50億円の貸付けを決定し、貸付けを行った知事部局として、また、知事のもとに置かれる知事部局として、経営状況や議会、県民、また知事部局に対してお約束を病院局からいただいた、これからの取組の状況等をしっかりと見させていただくと。それに未達になる状況があるのではないかとか、今後こういった視点を入れないと厳しいのではないか

といった、第三者的な目線から指摘するところは指摘いたしますけれども、基本的に病院の経営に関することについては、病院局長がグリップすることになってございますので、そこを越えるつもりはございません。

ただ、まずは令和12年度に黒字化が達成できるということが我々としても重要だと思っております。そこから年間２億円の貸付けに対する返済が始まりますので、それが確実になされていくように、我々としてもしっかり見させていただきつつ、また、国への要望等は、財政課や総合政策課を中心に様々な要望をしておりますので、病院局とも連携を図りながら、側面支援的にしっかりとやっていきたいと、そういった役割分担を考えてございます。

○岩切委員　我々議員はどうしても県という大きな枠で見るので、線引きがなかなかしづらくて、どこまででも議論をしがちなんです。そういったところを踏まえて、このプロジェクトチームを設置した財政当局の貸し付ける側の責任や対応について、貸付けを受ける側の努力を報告いただきながら、貸す側の努力を見ていくという流れで確認していきたいと思っております。

知事は、知事会の中でもちょうどいろいろな役を背負っていらっしゃるので、ぜひ知事自身が設置者として、その効果が発揮されるように努力していただきたいと思います。コロナ禍があって、その後、患者が戻らないことで陥った問題ですから、それを設置者として支えていただくという具体的な取組だと思っていますので、ぜひ引き続き、プロジェクトチームの中でサポートしていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○川添主査　ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後３時47分休憩

午後３時56分再開

○川添主査　分科会を再開いたします。

明日の分科会は、午前10時から再開したいと思います。総合政策部の審査から行うことになります。

それでは、そのほかで何かございませんか。

○丸山委員　先ほど病院局に関するＰＴの報告があったんですが、これは決算特別委員会の分科会で報告というよりは、できれば総務政策常任委員会の中で議論することとして取り扱ったほうがいいんじゃないかと思っています。その議論をできる場をつくっていただくとありがたいかなと思っております。

○川添主査　分かりました。その旨、取り入れて進めていきたいと思います。

○坂本委員　もう一回確認というか、このプロジェクトチームのやっていることについて、総務政策常任委員会で監視じゃないけれども、どういうことをやっているか、そのひもづけを確認した上で進めていただきたいなと思います。

というのは、少なくとも前年度の総務政策常任委員会では、このプロジェクトチームをやるという要求もなかったし、何もなく、すっと行った話だったものですから、そこだけ確認だけお願いします。

○川添主査　分かりました。その件も含めて取り入れていきたいと思います。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　暫時休憩いたします。

午後３時57分休憩

午後４時５分再開

○川添主査　分科会を再開いたします。

以上をもって本日の分科会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後４時５分散会

令和６年10月１日（火曜日）

午前９時56分再開

出席委員（６人）

主査	川添博
副主査	山口俊樹
委員	丸山裕次郎
委員	坂本康郎
委員	岩切達哉
委員	黒岩保雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総合政策部次長（政策推進担当）	大野正幸
総合政策部次長（県民生活担当）	河野龍彦
総合政策課長	中村智洋
広域連携課長	川越勉
秘書広報課長	伊東浩
広報戦略室長	須波勇一郎
統計調査課長	伊福隆徳
総合交通課長	河村直哉
中山間・地域政策課長	濵川哲一
産業政策課長	守部丈博
デジタル推進課長	福崎寿
生活・協働・男女参画課長	森山紀子
交通・地域安全対策監	西丸日出男
みやざき文化振興課長	堀尚子
人権同和対策課長	中村洋介

宮崎国スポ・障スポ局

宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
宮崎国スポ・障スポ局次長兼総務企画課長	長倉正朋
競技・式典課長	佐藤純一郎
施設調整課長	財部孝志
競技力向上推進課長	横山美和

会計管理局

会計管理者兼会計管理局長	米良勝也
会計管理局次長	川口千鶴
会計課長	坂下利雄
物品管理調達課長	津野哲雄

人事委員会事務局

人事委員会事務局長	田村伸夫
人事委員会事務局総務課長	小園浩孝
人事委員会事務局職員課長	児玉憲彦

監査事務局

監査事務局長	坂元修一
監査第一課長	牛ノ濱和秀
監査第二課長	林玲子

議会事務局

議会事務局長	小牧直裕
議会事務局次長	海野由憲
総務課長	福島久大
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史

事務局職員出席者

議事課主査	春田拓志
議事課主任主事	上園祐也

○川添主査　分科会を再開いたします。

それでは、令和５年度決算について執行部の説明を求めます。

○重黒木総合政策部長　まず初めに、一点お礼を申し上げます。

先月の24日に開催いたしました、パリオリンピックで活躍された本県ゆかりの選手に対します、県民栄誉賞等の授与式につきましては、お忙しい中、当分科会の皆様に御出席をいただきましてありがとうございました。

それでは、お手元の資料に基づきまして、令和５年度の決算につきまして概要を説明いたします。

資料３ページを御覧ください。

施策の体系表になっております。これは、昨年度からスタートいたしました「宮崎県総合計画2023」のうち、総合政策部に関連します主要施策につきまして、体系表にしたものでございます。

右側に施策の柱を掲げておりますけれども、この柱に沿いまして、令和５年度の取組状況を説明いたします。

まず初めに、「人づくり」の分野でございます。

「未来を切り拓く、心豊かでたくましい人材を育む教育の推進」といたしましては、県内の産学金労官で構成します宮崎県産業人材育成プラットフォームによる産業人材の育成確保の取組を進めたほか、私立学校の経営安定化を図るための経常的な経費への補助などに取り組んだところであります。

その下の「文化の振興」につきましては、令和５年６月にみやざき文化振興計画を策定するとともに、本計画に基づき、県民誰もが文化に触れ親しむ地域社会づくりを目指して、文化活動の推進や鑑賞機会の充実等に取り組んだところであります。

次に、「男女共同参画社会の実現」では、男女共同参画センターにおける各種講座の開催や、県内企業への講師の派遣、企業や関係団体で構成します、みやざき女性の活躍推進会議による取組、性暴力被害者支援センターにおけるカウンセリング等の支援を行ったところであります。

次に、「ＮＰＯや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進」では、地域課題の解決に向けたＮＰＯ等が協働して行う提案公募型事業の実施や、みやざきＮＰＯ・協働支援センターにおける研修等の実施などに取り組んだところであります。

「人権意識の高揚と差別意識の解消」では、令和６年３月に策定しました宮崎県人権施策基本方針に基づきまして、大学やＮＰＯ・企業等と連携をし、様々な人権啓発活動を行ったほか、企業や団体等の人権担当者への研修に取り組むなど、さらなる人権意識の高揚を図ったところであります。

４ページを御覧ください。

次に、「くらしづくり」の分野についてであります。

まず、「安心で快適な生活環境の確保」ですが、消費生活センターにおける助言やあっせん、また、消費者啓発の取組等により、消費者被害の未然防止や問題解決の支援に努めたところであります。

その下の「持続可能な地域交通網の構築」では、県民の日常生活に不可欠なバス路線を維持するため、バス事業者に対しまして、広域的なバスの運行費補助や、高齢者向け企画乗車券の造成支援、路線バスのＡＩデマンド化等に取り組みました。

「デジタル技術の利活用の促進」では、市町村に対しまして、高度な専門性を有する外部人材を活用し、それぞれの課題やニーズに応じた支援を行ったところであります。

また、行政手続のオンライン化をはじめ、デジタルツールの活用により、県民の利便性向上や庁内の働き方改革の一層の推進を図ったところであります。

「持続可能な中山間地域づくり」では、特定地域づくり事業協同組合の設立に対する支援のほか、地域課題等について住民同士で話し合うワークショップの開催や、住民や自治会など、多様な主体が連携・協働して集落機能の維持に取り組む地域運営組織の形成支援などに取り組みました。

さらに、本県への移住をさらに促進するため、宮崎ひなた暮らしＵＩＪターンセンターにおきまして相談対応等を行うとともに、移住支援金の支給や空き家の改修など、市町村の取組を支援したところであります。

次に、５ページを御覧ください。

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」につきましては、ニュースレターの発行や学校等へのアドバイザーの派遣による意識啓発等を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めたところであります。

また、「交通事故のない社会づくり」としましては、マスメディアやＳＮＳを活用した広報・啓発を行い、交通安全意識の向上に取り組むとともに、高齢運転者の制限運転の取組を行う市町村に対しまして支援を行ったところであります。

次に、「産業づくり」の分野についてであります。

「みやざきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保」では、若者の県内定着を促進するため、県内企業と連携して奨学金の返還支援に取り組むなど、産業人材の確保に努めたほか、県内産業のデジタル化を推進するため、ＤＸセミナーや、階層別や高校生・大学生向けの講座の開催などを行ったところであります。

次に、「広域交通・物流ネットワークの整備・充実」では、物流の2024年問題対策といたしまして、モーダルシフトの促進や持続可能な物流構築のための啓発を展開したほか、燃料高騰によって厳しい経営環境に置かれた交通・物流事業者に対する支援などを行いました。

また、県内鉄道の維持を図るため、市町村等が実施する利用促進の取組を支援するとともに、鉄道事業者に対する要望活動を行いました。

さらに、航空ネットワークの維持・活性化を図るため、航空会社と連携した利用促進に取り組むとともに、国際線の運航支援や空港ビルの利便性向上の支援などを行ったところでございます。

次に、「経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展」では、フードビジネス振興のため、海外へ販路開拓を目指す事業者支援や、メディア等を活用した宮崎の食の魅力発信、ＷＥＢ物産展等の開催等を行ったところであります。

また、昨年６月には産業ＤＸサポートセンターを設置するなど、県内産業のデジタル化の推

進を図ったところであります。

次に、６ページを御覧ください。

「交流拡大・活性化に向けた魅力・情報の効果的発信」では、関係市町や大分県等と連携をして、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークにおけるスタンプラリーや日本遺産等の現地学習会を実施するなど、情報発信や普及啓発等を通じて認知度の向上を図ったところであります。

最後に、「その他」の分野でございます。

まず、「重要施策の総合企画と総合調整」では、県総合計画審議会におきまして協議等を行い、県総合計画長期ビジョンに掲げる本県の将来像の実現に向けた４年間の実行計画（アクションプラン）を策定したところであります。

また、コロナ禍や物価高騰からの県民生活及び経済活動の本格的な回復と、さらなる活性化に向けた施策を機動的かつ継続的に展開するため、宮崎再生基金に追加積立てを行ったところであります。

そのほか、令和５年４月に本県で開催されましたＧ７宮崎農業大臣会合の開催の支援等に取り組んだところであります。

次に、「県境を越えた交流・連携の推進」では、全国及び九州地方知事会等を通じて各県と広域連携の取組強化を図り、県境を越えた広域的な地域課題につきまして具体的施策の検討を行ったほか、地方税財政常任委員会の委員長として、国に対して要請活動等を行いました。

次の「県民目線による行政サービスの向上」では、県政への理解促進のため積極的に情報発信を行うとともに、知事とのふれあいフォーラム等を通じて、県民の皆様の様々な意見を幅広く伺うなど、対話と協働による県政の推進を図ったところであります。

最後に、「各種統計調査の実施」でありますが、住宅・土地統計調査など各種統計調査を実施し、行政施策の立案等に必要な基礎資料の収集を行ったほか、統計グラフコンクールや統計出前授業の開催などにより、統計の普及啓発等を図ったところであります。

各施策の取組状況は以上でございます。

次に、７ページを御覧ください。

令和５年度の決算の状況についてであります。

総合政策部全体としては、一般会計、特別会計を合わせまして、この表の一番下の合計欄、予算額209億3,034万9,000円、支出済額188億7,334万1,239円、翌年度繰越額15億8,369万3,830円、不用額４億7,331万3,931円となります。執行率は90.2％で、翌年度への繰越額を含めますと97.7％であります。

そのほか監査における指摘事項等につきましては、資料113ページに記載しております。

また、お手元の令和５年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書につきましては、開発事業特別資金特別会計につきまして、１件の意見・留意事項がありました。

これらにつきましては、後ほど関係課長から説明いたします。

○川添主査　部長の概要説明が終了いたしました。

これより、総合政策課、広域連携課、秘書広報課、統計調査課、総合交通課、中山間・地域政策課の審査を行います。

令和５年度決算について各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○中村総合政策課長　総合政策課の令和５年度

予算に係る決算状況について説明いたします。

令和５年度決算特別委員会資料の７ページを御覧ください。

総合政策課は、一般会計と開発事業特別資金特別会計の２つの会計がございます。

まず、一般会計について、表の一番上の段、総合政策課の欄でありますが、予算額39億5,705万6,000円に対しまして、支出済額は37億9,856万4,782円、不用額は１億5,849万1,218円。執行率は96%となっております。

次に、開発事業特別資金特別会計について、表の下から２段目でありますが、予算額1,624万7,000円に対しまして、支出済額は1,514万2,841円、不用額は110万4,159円、執行率は93.2%となっております。

次に、当課の決算事項別の明細でありますが、８～10ページにかけて掲載しており、このうち、目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものについて説明いたします。

まず、８ページの上から３行目、(目) 企画総務費の不用額1,045万9,412円であります。不用額の主なものとして、節の欄の上から４つ目、共済費がありますが、これは、令和６年１月31日付で職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が、令和５年４月１日に遡及して引き下げられたことにより、執行残が生じたものであります。

このほか、旅費、需用費、使用料及び賃借料などの不用額につきましては、当課及び県外３事務所の活動経費や事務費の執行残であります。

次に、９ページを御覧ください。

上から２行目の (目) 計画調査費の不用額１億4,803万1,806円であります。この不用額の主なものは、節の欄の下から３行目、負担金・補助及び交付金であります。

これは、説明欄の一番下、新規事業の「宮崎県ＬＰガス料金負担軽減」において、物価高騰の影響を軽減するため、ＬＰガス使用料を値引きするための支援を行いましたが、申請が見込んでいた件数を下回ったことによるものであります。

次に、10ページを御覧ください。

開発事業特別資金特別会計の不用額110万4,159円であります。この不用額の主なものは、下から４行目、(目) 他会計繰出金であります。これは、この繰出金を財源としております、環境森林部、商工観光労働部及び農政水産部が所管する事業費が、所要見込額を下回ったことによるものであります。

次に、特別会計の歳入決算について説明いたします。

11ページを御覧ください。

これは、歳入歳出決算書より抜粋したものであります。

開発事業特別資金特別会計について、歳入の表の一番下、歳入合計でありますが、調定額1,546万2,793円に対しまして、収入済額は同額であり、収入未済額はゼロ円となっております。

特別会計の歳入決算は以上でございます。

続きまして、令和５年度の主要施策の成果について説明いたします。

12ページを御覧ください。

その他といたしまして、(１) 重要施策の総合企画と総合調整であります。

「総合計画等推進」といたしまして、総合計画審議会の外部評価等による政策評価をはじめ、県民意識調査、新たなアクションプランの策定などを実施したほか、連携協定を締結している

神戸市との交流事業などに取り組んだところであります。

次に、「地産地消県民運動促進」では、ショッピングセンター等県内５か所での企画展、「ジモ・ミヤ・ラブ」のキャッチフレーズを活用した地産地消の推進やホームページ等での情報発信を行ったところであります。

13ページを御覧ください。

「宮崎再生基金積立金」では、コロナ禍や物価高騰等からの県民生活及び経済行動の本格的な回復と、さらなる活性化に向けた施策を機動的かつ継続的に展開するため、追加の基金積立てを行ったところであります。

次に、「Ｇ７宮崎農業大臣会合開催支援」では、令和５年４月に開催されましたＧ７宮崎農業大臣会合の成功に向け、国や宮崎市とも連携しながら、会場展示や歓迎レセプション等のおもてなし行事のほか、広報・ＰＲによる機運醸成等に取り組んだところであります。

次に、新規事業「宮崎県ＬＰガス料金負担軽減」では、物価高騰に伴うＬＰガス使用料の上昇により影響を受けている消費者を対象に、ＬＰガス販売事業者を通じた使用料の値引きを行うことにより、負担軽減を図ったところであります。

主要施策の成果につきましては以上であります。

最後に、15ページを御覧ください。

令和５年度宮崎県決算審査意見書について説明いたします。

これは、決算審査意見書より抜粋したものでありますが、開発事業特別資金特別会計について、一番下の意見・留意事項等といたしまして、「新エネルギーの普及・促進に向けて事業を着実に推進するため、引き続き資金の有効活用が望まれる」という意見であります。

当資金は、九州電力からの株式配当を原資に、当面は、新エネルギーの分野を中心に使用することとしており、毎年度、県開発事業特別資金審議会において審議していただいた上で、活用事業を決定しているところであります。

今後とも審議会の意見等を踏まえながら、引き続き、資金の有効活用に取り組んでまいります。

最後に、監査における指摘事項につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○川越広域連携課長　広域連携課の令和５年度予算における決算状況について御説明いたします。

令和５年度決算特別委員会資料７ページを御覧ください。

広域連携課は、表の上から２段目であります。

予算額4,491万3,000円に対しまして、支出済額4,395万2,149円、不用額は96万851円、執行率は97.9％となっております。

次に、16ページを御覧ください。

当課においては、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率90％未満のものはございません。

次に、令和５年度の主要施策の成果について御説明いたします。

17ページを御覧ください。

その他の（２）県境を越えた交流・連携の推進であります。

まず、「全国、九州地方知事会」につきましては、全国知事会等を通じた活動として、地方税財源の確保・充実など本県及び全国の実情を踏まえた提言書の取りまとめや、政府・与党に対する要望活動等を行ったところであります。

また、九州地方知事会や九州地域戦略会議を通じた活動として、「九州はひとつ」の理念の下、各県に共通する課題についての議論や国への要望活動、官民が一体となった九州独自の発展に向けた具体的な施策の検討・推進を行ったところであります。

18ページを御覧ください。

「地方分権促進」では、県境を越えた課題に対応するため、東九州４県の官民で組織する東九州軸推進機構など、広域連携を推進するための各種協議会等において、講演会の開催や国への提言・要望活動等を行ったところであります。

主要施策の成果につきましては以上であります。

最後に、監査における指摘事項につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○伊東秘書広報課長　秘書広報課の令和５年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

資料７ページをお願いいたします。

表の上から３段目の秘書広報課の欄を御覧ください。

予算額５億1,733万1,000円に対しまして、支出済額が５億1,235万6,930円、不用額が497万4,070円であり、執行率は99％となっております。

次に、20ページをお願いいたします。

当課の決算事項別の明細は、20～21ページに掲載しております。

目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

20ページの上から３行目、（目）一般管理費の不用額323万8,595円でございます。この不用額の主なものは、中ほどの行の旅費の欄132万9,493円でございます。これは、知事・副知事の県外出張の実績が見込みより少なくなったことなどによる執行残でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

（目）広報費の不用額173万5,475円でございます。この不用額の主なものは、中ほどの行の委託料の欄47万8,512円でございます。これは、主に定例記者会見に関する手話通訳、字幕配信委託契約の執行額が見込みより少なくなったことによる執行残でございます。

決算事項の説明は以上であります。

続きまして、令和５年度の主要施策の成果について御説明いたします。

22ページをお願いいたします。

その他の（３）県民目線による行政サービスの向上についてでございます。

まず、表の中の「広報活動」につきましては、主な実績内容等の欄に記載しております、広報紙「県広報みやざき」を年６回発行、新聞広報の「県政けいじばん」を年24回掲載、テレビ・ラジオ放送として、「おしえて！みやざき」などの県政番組を放送したほか、県ホームページやＳＮＳ、パブリシティ活動を通じて、様々な情報発信を行ったところでございます。

また、広報の専門家と連携した広報力の強化や研修等による職員の広報マインドの醸成、スキルの向上に努めました。

さらに、令和５年度からＳＮＳを活用した県政情報発信として、各媒体の特性に合わせた動画配信による宮崎の魅力発信にも取り組んだところでございます。

今後は、各種広報媒体の一層の充実や、ＳＮＳを活用した県ホームページ等の既存広報媒体への誘導などを行い、県政情報を幅広い方々に

向け、そして、的確・タイムリーに提供する効果的な広報を図るとともに、研修等を通じ、県職員の広報力強化に努め、伝わる広報の実現を目指してまいります。

次に、23ページをお願いいたします。

表の中、「広聴活動」でございます。

まず、「知事とのふれあいフォーラム」を10回開催し、知事が県民の皆様との意見交換を行うとともに、県職員による出前講座を74回開催し、地域の方々からの希望に応じて、職員が各地に出向き、県が取り組む事業等の説明を行いました。

さらに、「県民の声」として、専用のはがきや電話、メールなどで、153件の御意見をいただいたところでございます。

これらの取組によりまして、県民の皆様からの様々な御意見を幅広く伺うよう努めたところでございます。

今後も引き続き、対話と協働による県政の推進を図ってまいりたいと考えております。

主要施策の成果につきましては以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○伊福統計調査課長　令和５年度決算特別委員会資料７ページを御覧ください。

統計調査課は、上から４段目でございます。

予算額２億7,940万円に対しまして、支出済額は２億6,907万130円、不用額は1,032万9,870円、執行率96.3％となっております。

当課の決算事項別の明細は、25～27ページに掲載しております。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

25ページを御覧ください。

３行目の（目）統計調査総務費の不用額257万8,515円でございます。不用額の主な理由といたしましては、職員の育児休業及び部分休業の活用により、執行見込額を下回ったことに伴う執行残でございます。

26ページを御覧ください。

１行目の（目）委託統計費の不用額722万7,366円でございます。不用額の主なものといたしましては、一番下の負担金・補助及び交付金276万3,932円でございますが、各種統計調査における市町村交付金の額が確定したことに伴う執行残でございます。

27ページを御覧ください。

１行目の（目）県統計費でございますが、執行率が85.2％となっております。不用額の主なものといたしましては、県単独で実施している統計普及啓発事業等における事務費の執行残や、現住人口統計調査における市町村交付金の額が確定したことに伴う執行残でございます。

続きまして、令和５年度の主要施策の成果について御説明いたします。

28ページを御覧ください。

その他（県政一般）の（４）各種統計調査の実施についてでございます。

まず、「住宅・土地統計調査」につきましては、住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態を明らかにするために、２万8,583世帯を対象に調査を実施したところであります。

調査結果につきましては、国の集計結果の公表に合わせて、順次、本県関係分の統計情報を分析し、住生活関連諸施策の基礎資料として活用を図ってまいりたいと考えております。

29ページを御覧ください。

次に、「漁業センサス（５年周期調査)」につきましては、漁業の生産構造及び就業構造等を明らかにするために、812経営体を対象に調査を実施したところであります。

調査結果につきましては、国の集計結果の公表に合わせて、順次、本県関係分の統計情報を分析し、水産行政諸施策の基礎資料として活用を図ってまいりたいと考えております。

最後に、「県民共有・確かな統計基盤づくり推進」につきましては、統計グラフコンクールや親子を対象とした統計グラフ教室、統計出前授業等を実施することにより、統計の普及啓発や統計教育の推進等を図ったところでございます。

今後とも各種統計調査を適切に実施し、基礎資料の収集を行うほか、県民の統計に対する理解・認識を広げてまいります。

主要施策の成果については以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○河村総合交通課長　総合交通課の令和５年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

資料７ページ目を御覧ください。

総合交通課は、上から５段目の欄となっております。

総合交通課、予算額としては28億4,006万6,000円に対しまして、支出済額が26億4,551万4,156円、翌年度繰越額が6,812万4,000円、不用額が１億2,642万7,844円となっておりまして、執行率は93.1％でございます。

また、すぐ上の括弧に記載をしております数字については、翌年度繰越額を含めた執行率でございまして、95.5％という形になっております。

当課の決算事項別の明細については、31～41ページとなっておりまして、このうち目の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

32ページ目を御覧ください。

（目）計画調査費につきまして、不用額が１億2,586万4,682円でございます。この不用額の主な内容についてですけれども、節の欄の下から２行目、負担金・補助及び交付金１億2,485万2,570円でございます。

この不用額の理由につきましては、主に地域交通再生・活性化におきまして、免許返納者等へのプレミアム付きタクシー回数券の利用実績が想定の４割程度となり、見込みを下回ったこと等によるもののほか、「「みやざきの空」航空ネットワーク維持・活性化」におきまして、ソウル線の再開が年度途中の９月末からとなったことや、台北線が年度内に再開しなかったことなどによりまして、県民へのパスポート取得支援などの事業実績が想定より下回ったことなどによるものでございます。

決算事項の説明は以上でございます。

続きまして、令和５年度の主要施策の成果について御説明をいたします。

33ページを御覧ください。

まず、くらしづくりの１の（２）持続可能な地域交通網の構築についてでございます。

まず、「地方バス路線等運行維持対策」につきましては、バス事業者に対しまして、国と協調して地域間幹線系統に係る運行費等を補助するとともに、市町村等に対しまして、廃止後の代替バスである広域的バス路線の運行費を補助するなど、地域の交通手段の確保に取り組んだと

ころでございます。

また、併せまして、地域間幹線系統等を利用実態に即した運行形態に転換するため、転換を図るバス事業者等に対しまして、小型車両の購入費等を補助したところでございます。

続きまして、34ページを御覧ください。

次に、新規事業「地域交通再生・活性化」につきましては、高齢者の交通機関の利用を支援するため、バス事業者による高齢者向け企画乗車券（シニアパス）の造成や、免許返納者等へのプレミアム付きタクシー回数券の発行を支援するとともに、タクシー運転士の確保のため、普通二種免許の取得に係る教習費用の補助を実施したところでございます。

次に､「持続可能な地域交通ネットワーク構築」につきましては、市町村が取り組むデマンド交通システムの導入や地域公共交通計画の策定を支援することにより、地域の生活を支えるバス路線等の維持に向けた取組を推進したところでございます。

次に、新規事業「地域交通ＤＸ推進」につきましては､「宮交のるーと」といった路線バスのＡＩデマンド化に向けた実証を支援したほか、ＭａａＳに係るシステム運営費などについて支援を実施したところでございます。

続きまして、36ページを御覧ください。

施策の成果等と今後の方向性についてでございますけれども、燃料高騰や運転士不足等の影響によりまして、バスを取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますけれども、運行費の補助によりまして、路線の維持が図られ、新型コロナで大きく利用者数が減少しておりましたが回復傾向にありますことから、引き続き、市町村やバス事業者と連携いたしまして、利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、37ページを御覧ください。

産業づくりの１の（２）広域交通・物流ネットワークの整備・充実についてでございます。

まず１つ目､「広域物流網利用促進」につきましては、県内の港や貨物駅への荷寄せを支援いたしまして、本県広域物流網の利用促進への取組を進めたところでございます。

続きまして、38ページ目を御覧ください。

まず上段ですが、改善事業「長距離フェリー下り荷確保対策強化」につきましては、新規利用等に対する割引キャンペーンですとか、ドライバー等への食事クーポン配布など、運行事業者が実施する下り荷確保の取組に対して支援を実施したところでございます。

次の欄、新規事業「｢物流の2024年問題」に向けた物流効率化対策」につきましては、トラックドライバーの時間外労働時間の制限による輸送力低下に備えるため、海上輸送等へのモーダルシフトの促進や、運送事業者、荷主、消費者などの意識啓発を図るようＣＭ放送するなど、物流網の安定的な維持に向けた取組を実施したところでございます。

続きまして、39ページ目を御覧ください。

上段ですが､「船旅の新たな魅力開発・発信支援」につきましては、新船効果を最大限に発揮するため、運行事業者が実施する船上イベントや、情報発信などへの支援を実施したところでございます。

次の段､「交通・物流事業者燃料高騰等対策」につきましては、県内の交通・物流事業者の経営安定化を図るため、燃料費高騰等の対策としての支援を実施したところでございます。

次に、下段の「みやざきの地域鉄道利用促進

強化」につきましては、ＪＲ日南線及び吉都線の各利用促進団体等が実施する取組や、日南線の観光列車であります「海幸山幸」の平日の臨時運行を利用する団体等に対して、支援を実施したところでございます。

続きまして、40ページ目を御覧ください。

上段ですが、新規事業「官民連携鉄道利用支援」につきましては、こちらもＪＲ日南線及び吉都線の各種利用団体に対しまして、イベントと連携をした取組ですとか、通勤利用者の増に向けた取組に要する費用を補助したところでございます。

次に、下段の「「みやざきの空」航空ネットワーク維持・活性化」につきましては、航空会社等と連携をいたしまして、既存路線の利用促進等に取り組みましたとともに、国際線の再開に向けた働きかけ等を実施したところでございまして、昨年９月から、令和２年３月以来となる国際定期便、「宮崎―ソウル線」が再開されたところでございます。

最後に、41ページ目でございます。

施策の成果等と今後の方向性について、交通機関ごとに説明をさせていただきたいと思います。

まず、①フェリーにつきましては、社会・経済活動の正常化、「物流の2024年問題」への対応に伴うモーダルシフトの流れもございまして、貨物量については前年度比で113.2％、旅客数も131.1％となったところでございまして、今後も引き続き、関係機関と連携しながら利用促進に取り組んでいきたいと考えております。

また、②鉄道につきましては、沿線自治体やＪＲ九州と連携した利用促進等の取組によりまして、路線の維持が図られており、新型コロナで大きく減少した利用者数についても回復傾向にあるところでございますが、依然としてコロナ禍前の水準までは回復していないことから、引き続き、関係者と連携いたしまして利用促進、加えて要望活動に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、③宮崎空港発着の航空路線につきましては、利用促進を航空会社等と連携して取り組んだほか、ソウル線の再開等によりまして、利用者数は前年度比で119.4％の約302万人となっております。今後も引き続き、関係機関と連携しながら利用促進を図っていきたいと思っております。

主要施策の成果の説明は以上でございます。

また最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○濵川中山間・地域政策課長　中山間・地域政策課の令和５年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

資料７ページをお願いいたします。

上から６段目の中山間・地域政策課の欄でございます。

予算額７億9,577万7,000円に対しまして、支出済額が６億9,179万6,068円、不用額が１億398万932円となりまして、執行率は86.9％となっております。

42ページを御覧ください。

当課の決算事項別の明細は、42～43ページに記載しておりますが、このうち目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

43ページを御覧ください。

（目）計画調査費の不用額１億324万5,472円

であります。この不用額の主なものは、表の下から３行目の欄、負担金・補助及び交付金の不用額9,585万5,919円であります。これは主に、移住支援金を支給する、「わくわくひなた暮らし実現応援事業」について、補助事業主体である市町村の事業費確定等に伴う執行残であります。

次にその２つ上、委託料の不用額280万1,780円であります。これは、ワーケーション受入れ市町村と企業とのマッチング委託において、マッチング件数が見込みを下回ったことなどによる執行残であります。

決算事項の説明は以上でございます。

続きまして、令和５年度の主要施策の成果について御説明いたします。

資料の44ページを御覧ください。

くらしづくりの１、安心で快適に暮らせる社会づくりの（４）持続可能な中山間地域づくりについてであります。

まず、「特定地域づくり事業協同組合設立準備支援」では、特定地域づくり事業協同組合の設立を検討する延岡市、都農町、五ヶ瀬町に対し、県外視察や域内調査に係る経費の補助を行ったところであります。

次に、45ページを御覧ください。

「地域の力で実現する持続可能な中山間地域づくり推進」では、地域の将来人口等を推計できる「ひなたまちづくり応援シート」を活用し、都城市と木城町で今後の課題を話し合うワークショップを開催したほか、小林市の団体に対して地域住民の活動拠点となる施設の整備を支援したところであります。

次に、「集落活動支援・交流促進」では、集落活動の維持・活性化に外部の人材を活用したい集落と、ボランティア活動を通じて集落を応援したい中山間盛り上げ隊とのマッチングを行うサイトを構築したほか、合計17回、延べ62人の隊員を集落に派遣し、集落と隊員との交流連携を図ったところであります。

次に、46ページを御覧ください。

「「地域運営組織」形成促進」では、小林市、串間市、椎葉村の３つのモデル地域において、外部専門家による地域運営組織の形成支援を行ったほか、小林市に対して、組織の立ち上げ準備等を行う人材の人件費などに対して補助を行ったところであります。

３つ目の、「未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援」では、都城市など14市町村に対し、単独または複数の市町村が連携して行う地域づくりの取組を支援したところであります。

次に、47ページを御覧ください。

「宮崎ひなた暮らし移住・定住促進」では、宮崎ひなた暮らしＵＩＪターンセンターを県内外の４か所に設置し、移住相談員による対応や情報発信を行うとともに、市町村が行う受入体制充実の取組に対して支援を行い、昨年度は1,877世帯の移住につながったところであります。

次の、「みやざきの魅力体感・つながり創出」では、サーフィンや神楽など本県ならではの魅力とリモートワークを組み合わせたお試し滞在を実施したほか、首都圏において、起業と就職をテーマとする若者対象のトークイベントを開催したところでございます。

次に、48ページを御覧ください。

「わくわくひなた暮らし実現応援」は、三大都市圏等からの移住者を対象に、市町村を通じて移住支援金を支給するもので、宮崎市ほか19市町村で248件を交付したところであります。

次の、「ワーケーションを通じた関係人口創出・拡大」では、ワーケーションを通じた都市部の企業と県内市町村とのマッチング支援のほか、宿泊事業者や市町村職員などの実務者向けの研究会などを実施したところであります。

今後とも、市町村や地域の主体的な取組を支援し、中山間地域における日常生活に必要な機能の維持・確保に取り組むとともに、市町村における移住者受入れ環境整備の支援や、都市部等との関係人口の創出・拡大に取り組んでまいります。

次に、50ページを御覧ください。

産業づくりの３、活発な観光・交流による活力の維持・創出の（1）交流拡大・活性化に向けた魅力・情報の効果的発信についてであります。

「次世代へつなぐ祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク普及啓発」では、当該地域の保全や利活用を図るため、環境学習プログラムの構想を作成したほか、周遊を促進するデジタルスタンプラリーを実施しました。

51ページを御覧ください。

「広域連携強化地域づくり推進」では、市町村間の連携による地域振興の取組を支援するため、霧島ジオパークと日向・東臼杵の２地域でワーキンググループを実施したほか、ユネスコエコパークや日本遺産など、地域資源ブランドの価値や魅力を伝える児童生徒向け現地学習会等を行ったところであります。

主要施策の成果の説明は以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○川添主査　説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○黒岩委員　資料８ページの決算のところに交際費が上がっております。秘書広報課のほうは知事と副知事の分だろうと思っておりますが、こちらで計上されている交際費というのは、どなたが対象なんでしょうか。

○中村総合政策課長　交際費につきましては、部長や次長等の名刺代と、同様に県外事務所の名刺代等に充てさせていただいております。

○黒岩委員　飯じゃなくて、名刺ですかね。これは全庁対象ということなんでしょうか。

○中村総合政策課長　これは、総合政策部の部長の名刺ということになっております。

○黒岩委員　ここで聞くのもあれなんですけれども、全庁的に部長以上の名刺というのは、こういうふうになっているんでしょうか。

○中村総合政策課長　基本的に、部長の名刺代につきましては、こういった交際費から支出をさせていただいております。

○岩切委員　多方面の説明なので焦点を絞りにくいんですけれども、令和５年度の特徴的な取組として、Ｇ７宮崎農業大臣会合がありました。随分以前のような感じがするんですが、Ｇ７宮崎農業大臣会合を企画いただいて、１年半経過して、農政部門でそれなりの効果があり、動きが続いているとは思います。

農政分野以外のところで、諸外国から大臣が来られたということで、宮崎県の能力というか、そういったものは何かに生かされているかを少し教えてもらえませんでしょうか。

○中村総合政策課長　Ｇ７宮崎農業大臣会合の成果といたしましては、委員御指摘のとおり、農業大臣会合ですので、農業の持続的な発展ということで、象徴的なものとして、生産性向上と持続可能性の両立という「宮崎アクション」の採択ということがありました。それに合わせ

て人材育成とか、ＭＩＣＥ誘致ということにも様々な効果を生んでいるのかなと考えております。

まず、人材育成という面では、高校生が実際の会合でスピーチをされて、提言を行うというような取組もされましたし、実際に持続的な農業に取り組むということで、将来本県の農業を担う人材として、非常に効果があったのではないかと考えているところです。

それから、その後の大きな国際会議というものでは、それほどまだ成果が出ていないところもあるかもしれませんけれども、国内外に宮崎県の魅力というものを発信いたしまして、海外のプレスにも宮崎県の情報を発信していただきました。台湾線であるとか、それから韓国との直行便なんかも、これから増便なども図られていきますので、そういったところで宮崎県の魅力をますます発信していくことができればと考えているところです。

○岩切委員　大きな会議を成功させた、その前後の様々なイベントも、極めて宮崎県の魅力を発信するのに十分な取組があったと思うんですけれども、１年半の間は、県人会とかは印象に残るんですが、それ以外のところがあまり印象がなかったものですから、今お話があったように、この実績を国際会議の誘致とかに生かせるといいなと感じておりました。ぜひ御尽力いただければと思います。

その下にあります、ＬＰガスの料金負担についてです。当時、都市ガスも含めて物価高、燃油高という状況であったんですが、ＬＰガス料金負担軽減をやったんだけれども、あまり申請がなかったというような話がありました。それは結局、県内のＬＰガス利用者世帯に軽減策が届かなかったという理解でよろしいでしょうか。

○中村総合政策課長　このＬＰガスの料金の負担軽減事業につきましては、基本的に使用料から１世帯当たり2,000円を値引きするという制度設計にしております。この2,000円というのが、おおむね一月の基本料金に該当するぐらいの額でございまして、実際に今回の制度設計に当たって、対象とする消費者が約32万戸ということでございます。これは県内のＬＰガス協会のまとめのもと、販売店ごとに契約件数を積み上げたものでございまして、我々としましては、あくまでも契約ベースで漏れのないようにということで、最大値で予算を計上したわけでございます。実際の実績としましては約25万件でございまして、約７万件が申請がなかったということになってございます。

これは、実際１か月の料金が2,000円に満たない、2,000円を下回るようなケースがほとんどで、実際に契約はしているけれども、ほとんど利用の実態がないとか、お住まいじゃなかったり、転居していたり、あるいは親元に生活のベースがあったり、そういった様々なケースが想定されると思っており、そういったケースが20％ほどあったのかなと、我々としては考えております。基本的にはＬＰガス協会の大変な御協力をいただきまして、ほとんどの必要な利用者には支援が届いたものと考えているところでございます。

○岩切委員　必要とするところには届いたという理解をさせていただきたいと思います。

○黒岩委員　先ほどの交際費のところで、重黒木部長にお伺いしたいんですけれども、例えば、知事や副知事とともに部長も会合に出て、パーティーで負担金とか出た場合、部長分のお金と

いうのはポケットマネーで出されていらっしゃるんでしょうか。

○重黒木総合政策部長　ケースバイケースございまして、公的な行事で予算措置されているものについては、予算から出す場合もございます。

一方で、予算措置がないものについては、ポケットマネーで出すということもございます。

○黒岩委員　そういったところもしっかり予算で措置すべきではないかなと思っています。全庁的に交際費を幾分か置くといったものも、職員の働き方改革とか、いろいろな面で必要ではないかと思いますので、これは要望なんですけれども、他県の例も調べていただいて、しっかりと措置していただきたいと思います。

○重黒木総合政策部長　事例等も調べて適切な対応を取ってまいりたいと思います。

○坂本委員　資料34ページにあります「地域交通再生・活性化」について、当初の予算の半分以下が決算ということになっていますけれども、これは高齢者向けのバス乗車券、それからプレミアム付きタクシー回数券の利用が、見込んだよりも少なかったということでよろしいでしょうか。

○河村総合交通課長　御指摘のとおりでございます。詳細を御説明させていただきますと、まず、プレミアム付きタクシー回数券の見込みとの乖離という点でございます。背景から説明させていただくと、もともと観光の部局で観光向けのタクシーチケットの造成を過去実施しておりまして、そこはかなり同じ程度の規模で基本的には完売するような形で行っていました。

そういった数字と、もともとの免許返納者、あるいは制限運転を宣誓した方――体調が悪いときに運転しませんよといったことを宣言していただいた方――向けに、こういったプレミアム付きのタクシーチケットを販売させていただくというような事業になっています。

具体的には、直近の免許返納者数、あるいは制限運転者の宣誓者数を考慮いたしまして、３万セットの予算措置しておりました。こちらが５枚つづりですので、合計で15万枚のチケットを確保できる予算措置をさせていただきました。

実際の利用につきましては、５万6,169枚となっておりまして、大体37.4％です。４割弱という形になっています。

執行残の理由といたしましては、６月補正で措置をさせていただきまして、年度後半の10月からの販売開始となりました。そういったところの期間の短さに加えまして、やはり周知不足というところも大きな課題であったと考えています。

また、バス利用促進協議会で県民アンケートを取った際には、バス利用をしない理由としまして、家族等の送迎というのも一定数ありまして、実際に免許返納後に家族の送迎というのも一定数利用されている方が多いのかなとは思っています。

実際、今年度も事業を実施しております。月ベースの売上げは徐々に増加傾向にはございます。今年度の直近でいいますと、１万4,000枚ほど月間の利用実績があると聞いておりますので、徐々に認知はされていると思います。引き続き制度自体の認知を図るため、もちろん免許返納の窓口でもお伝えさせていただいておりますし、どちらかというと高齢者向けですので、新聞等での広告等もやっております。そういった認知の向上が一つの課題ではないか考えています。

○坂本委員　今おっしゃった15万枚で約５

万6,000枚利用ということは、確認ですけれども、実際にタクシーに乗って使われたのが５万6,000枚なのか。もしくは購入されたのが５万6,000枚なのか、いずれでしょうか。

○河村総合交通課長　実際に利用された利用実績ということになります。

○坂本委員　私もプレミアム付きタクシー回数券を拝見したんですけれども、非常にお得で、免許返納者の足を確保していくということだけじゃなくて、今後高齢者の方たちもタクシー利用することの定着につながるのかなと思えましたが、一方で回数券自体の使いにくさというのを少し感じました。

というのが、５枚つづりで、５枚とも同じ会社で使わなきゃいけないという縛りがあったんですね。いろいろなタクシー会社がありますし、地域によっては、使えなかったり、すぐ来てくれないということで、２～３社から選んで乗られる高齢者の方もいらっしゃいます。県で出した回数券だったので、どこの会社でも使えるというものにしておけば、かなり使い勝手がよかったという声を伺ったところです。

今後の施策の中で、このタクシー利用についても触れられていますので、こういう企画をなさるときに、高齢者の方たちが使われることを想定して、より使いやすいものを作っていただきたいなと思いました。

○河村総合交通課長　御指摘ごもっともだと思います。

具体的な数字のデータがあるわけではないのですが、高齢者の方に向けては、ある程度特定のタクシー事業者の方を電話でお呼びするというケースも多いのではないかと考えておりますけれども、確かに御指摘の点についてはごもっともなところではございます。

タクシー協会の中の会社ごとの精算という事務手続の煩雑さというのも、仮に共通にしたときには発生するとも聞いておりまして、そこの手続が煩雑になるところとの比較考慮も必要ではないかと考えているところです。

○坂本委員　続いて、「地域交通ＤＸ推進」についてですが、これは私どもで調査に行かせていただいた、宮崎交通がなさっている南宮崎駅周辺の乗り合いのデマンドバスのことと理解していいですか。

○河村総合交通課長　御指摘のとおりです。

○坂本委員　まだ実証の途中経過かもしれませんけれども、今後の見通しはいかがでしょうか

○河村総合交通課長　宮崎交通といろいろ意見交換する中では、やはり認知度の低さを課題認識として持たれておりました。

実際、月間の利用実績でいいますと、７月で455名となっております。４月末から無料期間を設けておりまして、そこでかなりの利用実績もあったと聞いておりますので、知ってもらって、実際使ってもらうというところについては、一定の効果があったと思います。年度後半については数字としては伸びていくのではないかなと考えているところです。

○坂本委員　乗り合いという意味で考えたときに、宮崎市内だけですかね、タクシーのアプリケーションが出ていて、かなり便利なんです。

宮崎交通は、新たに独自のアプリケーションを作ってやろうとなさっていて、車両もそれに合わせて新しく購入なさっているんですけれども、むしろ一般のタクシーアプリにいいのが出ているので、そういったことも活用してやったほうが現実的ではないかなと、すごく感じてい

ます。

おっしゃったように、知名度がない、認知度がないという中で、むしろ一般アプリケーションを使って、その中に組み込んでいくということも、今後検討していただいたほうが、より利用につながるのではないかなと感じたものですから、提案として申し上げます。

○河村総合交通課長　「のるーと」というサービス自体は、宮崎県以外でも実は提供されております。

一方、経路検索から実際に同じサービスで、多様なモードを予約・決済できるというところが利用者にとっては利便性としては高いものになると思いますので、そこは継続的に検討はしていきたいと思っていますが、足元では九州ＭａａＳのアプリ、「ｍｙ　ｒｏｕｔｅ」において目指しているところはまさにそういったところではありますので、実践可能性を含めて御指摘は受け止めたいと思っております。

○黒岩委員　資料22ページの「広報誌「県広報みやざき」の発行」についてなんですけれども、この配布方法についてはどうされているのか、教えていただきたいと思います。

○須波広報戦略室長　基本的には、市町村を通じて自治会を経由して配布するものが全体の66％ほどを占めておりまして、それ以外にもコンビニエンスストアだったり、広報紙を置いていただくような場所に設置するという形で、自由に取ってもらうという形もとっております。あと、県ホームページに掲載しておりますので、誰でもネットから見ていただけるという環境も整備しているところです。

○黒岩委員　自治会加入率が非常に下がりつつあるんですけれども、なかなか全世帯に行き届いていないのではないかなと思っておりますが、今後やり方を変えるとか、紙での配布をやめるとか、何かそういう検討はされていらっしゃるんでしょうか。

○須波広報戦略室長　おっしゃるとおり、自治会の加入率も減少傾向にありますので、年々市町村を経由した配布数というのも毎年微減しているという状況があります。

自治会に入っていらっしゃらない方も含めて、広く県政情報を届けるというところを創意工夫していくというのは、委員御指摘のとおりであります。ただ、やはり市町村の広報紙の配布とセットで行っているというところもございますので、現状は26市町村とも自治会経由というところを主たる配布の手段としてとっております。現状としては、やはりそこをメインに、それ以外の方にいかに届けるかというところは、創意工夫しながらというところで取り組んでまいりたいと思っております。

○黒岩委員　絶えず研究検証のほう、よろしくお願いしたいと思います。

○丸山委員　総合交通課にお伺いします。

まず、タクシーのことについてお伺いしたいんですが、コロナ禍でタクシーの運転手がかなり少なくなっていて、そういう意味でタクシー運転手の確保対策事業とかをやっていただいているところです。

また、令和前と比べて、かなりタクシーが少ないというのが、どこの地域もあるものですから、コロナ禍前と令和５年度で、タクシーの稼働率、運転者率を含めて、どこまで回復したと理解していればいいでしょうか。

○河村総合交通課長　令和５年度のデータがありませんので、手元にあるデータで御説明させ

ていただきますと、令和４年度のタクシーの輸送回数は約498万回となっております。コロナ禍前の令和元年度ですと、約700万回とになっておりますので、数字としてはかなり減少している状況です。

運転士不足についても、事業者からお声をいただいているところでございまして、やはり会社が所有しているタクシーそのものを全て動かしきれていないという状況も聞いてはいるところでございます。

○丸山委員　今後、高齢者向けの足であったり、観光の向けの足の確保としては、宮崎県にとっては非常に重要なファクターでもあります。これはタクシーだけではなくて、バスもそうだと思っています。

バスのほうも運転士不足と言われていて、路線の維持もなかなか厳しいという話もあるものですから、令和５年度に当たって、宮崎県としてはもう少ししっかりやるべきだったのに、しっかり活用されていない、成果が出ていないような気がするんですが、そのような令和５年度の検証については、どのように考えていらっしゃるんでしょうか。

○河村総合交通課長　プレミアム付きタクシー回数券だけを捉えてみると、供給不足という要因よりかは、どちらかというと、そもそもの制度の認知ですとか、使い勝手の御指摘もございましたけれども、そういったところの要因が強いのではないかと思っています。

さらに、運転士不足については、バス事業者も同様に不足感はいただいておりますけれども、我々としても運転士確保のための資格取得の支援をさせていただいているところでございます。しかしながら、まだ不足感は否めないので、引き続き支援は実施していきたいと考えているところでございます。

○丸山委員　あと、「物流の2024年問題」に向けまして、トラックからモーダルシフトという形で、令和５年度に実施されているんですが、37ページを見ると10件が鉄道とか海上にシフトしたと書いてありました。この実績は想定以上に多かったのか少なかったのか、どう理解すればよろしいでしょうか。

○河村総合交通課長　申請ベースですと、件数としては10件となっておりまして、※台数ベースですと約1,300台ほどの台数に対して支援の対象となったという形でございます。

少し不用も出ておるところですけれども、基本的に、全ての事業者に事前に事業計画を出していただいて、複数の事業者が年度当初に見込んでいた台数が確保できなかったというところで、予定どおりのシフトができなかったというところは聞いております。そこについては少しまだ陸上輸送が優勢であったのかなとは思っていますが、おおむね申請いただいたところについては支援を活用いただいたと認識しております。

○丸山委員　資料38ページの長距離フェリー下り荷確保対策強化についてなんですけれども、これによって割引キャンペーンとかドライバーの食事クーポンが出ているんです。これをすることで助かったのは事業者と見ていいのか、それともカーフェリー会社にも恩恵があったと思っていいのか、分かりづらいのでもう少し説明していただければありがたいと思っています。

○河村総合交通課長　この事業の流れとしては、令和５年度につきましては、宮崎カーフェリー

※58ページに訂正発言あり

に支援させていただいて、実際に販売する商品の中で割引キャンペーン等を実施したというような流れになっています。

誰に利益があったかは、非常に言い方が難しいですけれども、当然ながら価格というのは、料金やニーズに応じてカーフェリーサイドで決めることになります。実際にユーザーへの割引に効いておりますので、便益を得たという点でいいますと、利用者と考えてよろしいかと思います。

○丸山委員　カーフェリーの下り荷対策というのは、永遠の課題みたいな感じでやっているんですが、これで本当にいい結果が出たと感じていらっしゃるのかというのを改めてお伺いしたいと思っています。

○河村総合交通課長　この下り荷の支援につきましては、従前の常任委員会でも御説明さしあげたところですが、実際の下り荷の増加に対してですが、割引キャンペーンは延べ5,742台としております。純増分として約2,000台弱の支援結果となっていまして、従前からの増加分でいいますと、約６割ぐらいがこのキャンペーン利用割引施策を活用していただいており、下り荷の増加に対してはかなり効果があったとは思っています。

さらに、構造的な問題として、どうしても下り荷がロットがある程度のまとまった量がないというところは、かなり課題としてはございます。共同配送を含めてなかなか解決が難しい問題ではありますので、引き続き研究が必要かなとは思っています。

○坂本委員　続けて、資料40ページの宮崎空港の利用者数のところを伺います。

コロナ禍前に戻りつつあるという状況で御説明いただきましたけれども、利用者数は、直近の月別でどのように把握なさっていますか。

○河村総合交通課長　月別ですね。月別については……。

○坂本委員　では先に、宮崎空港の利用者については、キャンプや観光で来られるというイメージを受け取っていたんですけれども、実際空港に行ってみると、年末年始、それからお盆の時期の帰省の時期が結構多いなというのを今年改めて感じたんです。

それで、利用者のことを考えると、一般の観光客であれば、そのままレンタカーを利用する。もしくは、バスなどで宮崎駅のほうに向かっていくと考えるんですけれども、帰省者の方たちというのは、ほとんど身内のお父さんお母さんたちが迎えに来られるという状態なんですね。

そうなってくると、一般質問の中でどなたか扱っていらっしゃいましたけれども、駐車場の問題が結構厳しい状況があって、駐車しなくても一時的に迎えに行くということでも、かなり厳しくなっているんです。

宮崎空港前の駐車場は空港の所有者が管理しているというのは承知していますけれども、県としてどのように考えているのか。

また、今後何かできないのか、ここが改善すべき一番重要なところではないかなと思っています。今後の見通し等あれば、ぜひお願いしたいと思います。

○河村総合交通課長　駐車場に関しては、我々も同様の認識をしております。やはり連休前や長期休暇の間については、止まっている車両もかなり多くなっていまして、空港の前にある駐車場について、かなり混雑をしていると。時間帯によっては入れないというケースもあると認

識しています。

我々としても駐車場の容量をいかに増やしていくかというところをお願いをしているところでございます。現在、駐車場の舗装されているところ以外の部分で、一部利用を暫定的に開始しているところでありますが、さらに緑地帯の部分が幾つかありますので、そういったところを拡張していけないか検討いただいていると聞いているところです。

月別の利用者数は、少しお待ちいただければと思います。

○坂本委員　各報道等を見てましても、対応としては、駐車場周辺の舗装していないところに、鉄板を敷いたりして対応していただいているようなんですけれども、私もそこに行ってみますと、一番近いところは埋まっていて、後から来れば来るほど、どんどん端のほうに追いやられていく状況でした。

一番端っこのほうは未舗装で、車が出入りしていますから、地面もかなり荒れていて、言い方は悪いんですけれども、運動会の駐車場みたいな感じになっているんですよ。

ここに１日何百円とお金を払って止めているのかという感じもあって、何か対応できないのか。県の場所ではないので、そこには何も手が出せないということも理解しているんですけれども、やはりここは宮崎県の玄関になりますので、何らかの整備が必要ではないかと思います。国への働きかけや補助などを含めて御検討くださいというか、今後の何か見込み、計画、アイデアなどがあればと思って伺いました。

○河村総合交通課長　足元の状況としては、例えば、宿泊する予定のある車両については、そういった臨時の部分に警備員のほうで流していただくとか、そういった対応はしていると聞いております。

さらには、ほかの緑地帯もあるんですが、そういったところは、排水能力が現状十分ではないと聞いております。そういったところの整備も含めて検討いただいていると聞いておりますので、そのあたりが実現すれば、より利用しやすく、快適な環境になるのではないかとは思っています。

○坂本委員　最後にします。利用者が多いと見込まれるほかの大きな空港は、立体駐車場化されているところがかなり多いと思います。

これは、県のほうからすると働きかけということになるかと思うんですけれども、そういったことも含めて、ぜひ国のほうに働きかけをしていただきたいなと思っております。

これは、私どもの立場でも要望していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○山口副主査　資料15ページの開発事業特別資金特別会計についてお伺いします。

意見・留意事項等として「引き続き資金の有効活用が望まれる」と書いています。去年、宮崎県開発事業特別資金審議会の委員だったときに、これはもともとの積立金が結構あって、積立金を使うかどうかも含めて検討してくれという話をした記憶があります。

意見・留意事項等に対する対応としては、単年度の収支をしっかりと使っていくということのみならず、きちんとたまっているものに関しても有効活用を図っていく考え方をしていくということでよろしいでしょうか。

○中村総合政策課長　この開特資金の利用につきましては、ただいま副主査御指摘のとおり、毎年審議会のほうで、現在の状況と、それから

今後の使途については御議論いただいている中であります。以前は、配当の中で十分様々な事業ができるぐらいの配当がありましたが、東日本大震災やコロナ禍の影響で配当が少なくなってきている中で、いかにこの資金を有効に活用していくかというのは、非常に重要な視点でございます。

そういった中で、積立金の取り崩しを大きくしていきますと、今後の運用に支障を来すのかなということで、現在の状況としましては、当面は新エネルギー分野を中心に利用させていただくということで、極力使途を絞って、今後大きく基金自体を取り崩すことはないように、適切に運用していければと考えているところです。

○山口副主査　２億7,000万円ぐらいたまっているかと思うんですけれども、運用している利益がそんなにたくさん出ている印象を持っていないのですが、運用しているのですか。

○中村総合政策課長　運用といいますか、そこは利息の部分しかないので、大した額はございませんけれども、基本的には配当でございます。配当に関しては、令和５年度が無配当でございましたので、昨年度は1,270万円余りの基金を取り崩しているというところでございます。

今後も長くしっかり使っていくためには、積立金の取崩しを積極的にやるというよりも、基本的には配当の中で効果的に事業執行をしていければいいのかなと考えております。

○山口副主査　以前も少し話をしたんですけれども、運用をしているのであれば、そのもともとの幅をしっかりキープしながらというのはよく分かるんですけれども、特段運用せず、利子だけというところが現状ですよね。

ということは、適切な積立て規模――「まあ、ここぐらいまでは崩してもいいけれど、ためときたいよね」といった一定程度のコンセンサスを皆様の中で持っていないと、永遠に、２億円はとりあえずためときましょうみたいな話になってしまうので、そのあたりをしっかり把握していくというところはきちんと考えなくてはいけないと思います。

これがその監査の指摘にも含まれているのではないだろうかと思うんですけれども、どれくらいの積立ては少なくとも持っておきたいよねという協議みたいなものを進めてもらったり、考えていただくことってできないものですか。

○中村総合政策課長　具体的に、積立金の残額が２億7,000万円ほどございますけれども、これが、副主査が御指摘のように、「まあ２億円ほどまでならいい」とか「１億円を切るまでは」といった、具体的な目安というものを現時点では設けてございません。

今後また、そのあたりの見通しも含めて、審議会、県議会などにお諮りしながら、今後の有効な活用について検討してまいりたいと考えております。

○山口副主査　次いで、資料22ページの広報についてなんですけれども、いろいろ発行されたというところは理解するところではありますが、例えば、ホームページの閲覧数であったり、ＳＮＳだったらインプレッション数とかが出てくると思うんです。そういった観点からの実績であったりとか成果というところについて、昨年度に比べて非常に伸びているとか、そういったところを把握されていれば教えてください。

○須波広報戦略室長　まず、県ホームページにつきましてですけれども、令和５年度は、およそ1,600万回の総アクセス数になっております。

コロナ禍には、やはり新型コロナの緊急事態宣言やワクチン関係だったり、そういった情報がありましたので、3,000万回ほどという時期もございましたが、コロナ禍以前が1,000万回ちょっとの年間アクセス回数でしたので、それからすると、現在、増えている状況にあるとは考えております。

あと、ＳＮＳの関係です。全体のインプレッション数といった数字がないんですけれども、現在の登録者だったり、いわゆる「友だち」の数でいいますと、Ｘがおよそ２万7,000人、フェイスブックがおよそ１万4,000人、ＬＩＮＥがおよそ１万8,000人という登録者数・友だち数となっております。

インプレッションにつきましては､内容によって､多い少ないというのが結構顕著にあります。コンスタントに、Ｘは毎日１～２本は必ず発信をしておりますので、2,000前後のインプレッションは毎回記録しております。例えば、直近でいいますと、日向坂46の「ひなたフェス」の発信などは17万以上のインプレッションを記録したりとか、そういった芸能関係だとかスポーツ関係というのは多い傾向にございます。

一般的な行政情報というところが、まだ十分とは考えておりませんので、皆さんに見てもらえるような工夫は、今後も常にやっていく必要があると考えております。

○山口副主査　実績報告の中では、結果的に伝わっているのかという観点が恐らく実績になってくるだろうと思うので、そのあたりも改めて実績の在り方というところは考えていただければと思います。数字を押さえていらっしゃってすごくありがたかったです。

続いて、45ページなんですが、「地域の力で実現する持続可能な中山間地域づくり推進」という項目についてです。

これは、２月の補正で結構金額を落としていた上でのこの予算額になっているかと思うんですが、今年度も同じぐらいの1,700万円ぐらいが当初予算で入っていると思います。

今年度は、それなりにワークショップとか行われているんですか。昨年かなり落としているので、思ったよりワークショップが開催されていなかったんだと思うんです。２月補正予算で1,000万円ぐらい落として、結果的に執行率を上げているけれども、当初から比べると結構厳しい執行率になっていたと思うんですけれど、今年度はどうなんですか。

○濵川中山間・地域政策課長　ワークショップにつきましては、昨年度２地区で開催したところだったんですけれども、今年度も２地区で開催しております。このワークショップについての予算はおおむね予定どおり執行できるのではないかと考えております。

昨年度、補正減しておりましたのは、項目の１つにある、地域課題解決等支援補助金というものです。これは、それぞれの地域における課題を解決、あるいは発展に向けて何か取り組むきっかけをつかんでいこうということに取り組まれる地区と市町村に対して支援するものです。これについて、昨年度の支援実績としては１件しかございませんでした。地域における調整がなかなか整わず、申請が上がらなかったというところがあるかと思いますけれども、今年度については、昨年度以上の申請あるいは御相談をいただいておりますので、予算を有効に活用して事業を展開していきたいと考えております。

○坂本委員　ＳＮＳの話が出ましたので、私も

お伺いします。

宮崎県広報のＸをフォローさせていただいておりますけれども、この一番頭の説明では、宮崎県秘書広報課広報戦略室からということで、「県政情報や防災情報など、宮崎県に関する話題をタイムリーに発信します」とうたってあります。

結構、明るい話題は多いんですけれども、防災情報――８月も台風が来ましたし、地震も起きました。ここについての情報が、多分、ゼロだったと思うんです。

それで、フォローされている方たちは、宮崎県の情報が一番詳しく出てくるというふうに期待をしている方が多いと思うんですけれども、方針として今後どうなさっていくのか。もし私が気づいていなくて、昨年度もきちんと防災情報などを発信していますということであれば、御報告いただきたいと思います。

○須波広報戦略室長　委員に御指摘いただいたＳＮＳですけれども、今年の８月の地震と台風におきまして、即時性というＳＮＳの強みと、災害の緊急情報という情報発信については、特に有効なツールという認識の下、地震の際は、災害対策本部の開催情報とか含めてＸとフェイスブックで15回、ＬＩＮＥにつきましても５回ほど投稿させていただいたところでした。

なかなかタイムリーにというところが十分できなかったという反省も持っておりますので、そういった今回見えてきた課題を踏まえて、さらにどういった形で発信するのがより県民の安心・安全につながるのかというところを現在まさに検討しているところです。今後、より多くの方が分かりやすい情報発信というところに、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山委員　広域連携課にお伺いしたいんですけれども、令和５年度は、コロナ禍が明ける対策とか、物価高騰にしっかり対応しなきゃいけない年度だったのではないかと思っているんです。そういった中、知事会として政府とか与党にいろいろ提言や要望を行いましたということは分かるんですが、具体的に、政府とか与党からは、しっかり対策費、これができましたよというのが何かあったのでしょうか。知事は、全国知事会では地方税財政常任委員長をされていますので、どういった成果が国全体と地方に来て、かつ宮崎県にはどれぐらいよかったのかというのがもし分かれば教えていただけると、成果として出てくるとありがたいなと思っています。

○川越広域連携課長　地方税財政常任委員長を本県知事が務めております。

その要望としまして、例えば、昨年度でありますと、経済対策がございまして、その中で、定額減税というものがあり、このあたりの経済対策の規模や中身も求めておりました。

定額減税を実施すること自体はよろしいかと思うんですけれども、このとき一番大きなテーマとなりましたのが、それをやることによって、例えば、住民税が減税されると税財政運営に支障を来す可能性があるというところで、この住民税の収入が減ってしまう分について、しっかり国費で補填してくださいというような要望活動をしっかり行いました。その結果、住民税の収入が減る分については、全て国庫で支援していただくようなことはございました。

○丸山委員　それは全体的な話でありまして、宮崎県として、何かほかにもあったのか、そう

いう気持ちもあるものですから。少しでも交付金の率がよくなったとか、せっかく地方税財政常任委員長として頑張っていただいているものですから、宮崎県としての何か、これぐらいのメリットがあったということがあれば教えていただくとありがたいなと思います。

○川越広域連携課長　地方税財政常任委員長を務めておりますが、47都道府県を代表して、国に対して要望活動をやっているというところですので、その立場上、宮崎県だけのメリットというところは、なかなか主張しづらい面もございます。

○丸山委員　言われるところは分かるんですが、宮崎県と東京都では全然違いますので、都市との戦いがあったりもします。そのあたりのバランスに非常に苦労されているのは分かりますので、これをしっかり生かしていただいて、少しでも国とのコネクションをしっかりと――地方税財政常任委員長になられて３年目、４年目になるのかな。知事がどう関わってきたのか、感覚的にも情報的にも分かりづらいものですから。

令和５年度、コロナ禍が明けて物価高騰対策をしっかりやらなくちゃいけないときに、知事がしっかり頑張ったんだよというのが、先ほど来、定額減税の話が出たんですけれども、地方の税収が減らないために国が交付税を負担してくれたということなのかなというのは分かりましたが、知事が地方税財政常任委員長をやっているおかげで、宮崎県とか九州はよかったなというのが何かあってほしかったという思いで、質疑させていただきました。

○田中政策調整監　課長が申し上げたとおり、基本的には全国を代表する委員長になりますので、総意をしっかり国に伝えるというのが仕事になっています。例えば、昨年度、森林環境譲与税の都市部と地方の割合、人口割の部分を少し変えたところですが、それは当然、森林県として、宮崎県が森林振興をしっかりやっていく必要があるというバックグラウンド含めて、国に要望したというのは事実としてございます。

新型コロナの臨時交付金を活用した事業というのも、全国のためではあるんですが、当然、宮崎県民の物価高騰への思いもある中で、しっかりと要望して実現したというのはあるかと思いますので、そういったことを御理解いただければと思います。

○河村総合交通課長　従前の御質問と私の発言の関係で少し述べさせていただきます。

まず修正ですけれども、資料37ページ目で、広域物流網の利用促進に関して実績約1,300台と申し上げましたけれども、正しくは、トラックとコンテナも対象としておりまして、重量ベースで12万3,000トンの増加というところが正確な実績となります。不用の理由等については、申し上げたとおりでございます。

もう一つ、御質問いただきました月別の宮崎空港の利用者数でございますけれども、令和５年の歴年の数字を確認したところ、利用者が伸びる点でいいますと、２月から徐々に伸びて３月です。月でいいますと、令和５年３月が約27万人の国内線の御利用となっていまして、そこからまた少し数字は落ちるところでありますが、８月に26.7万人で、10月、11月と27万人を超えていまして、12月に26.8万人となっております。

コロナ禍からの回復というのは少し影響しているので、そういった増加傾向はありますが、やはりキャンプシーズンの２月、３月の春休み、８月の長期休暇と、あとは秋の行楽シーズンと

いうことで、ゴルフ等もありますが、10月、11月というのが利用としては比較的多いような状況になっております。

○坂本委員　年間通じて多いという感じですか、３月に始まって、ずっと27万人ぐらいが続いているという状態ですか。

○河村総合交通課長　やはり、山や谷というのはありまして、春休みの４月とか、梅雨のシーズン、６月とかは落ち込みます。21万人前後で動いています。あと９月も夏休み明けというのもあると思いますが、23万人ということで若干減ってはおりますので、そこが谷ということになろうかと思います。

○川添主査　ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それでは、以上をもちまして、総合政策部第１班の審査を終了いたします。

第２班以降は、午後１時から行いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後０時57分再開

○川添主査　分科会を再開いたします。

産業政策課、デジタル推進課、生活・協働・男女参画課、みやざき文化振興課、人権同和対策課の審査を行います。

令和５年度決算について各課の説明を求めます。

○守部産業政策課長　当課の令和５年度決算について御説明いたします。

お手元の資料７ページを御覧ください。

上から７段目、産業政策課の欄でございます。

予算額６億786万1,000円に対して、支出済額５億8,821万6,634円、不用額は1,964万4,366円、執行率は96.8％となっております。

次に、53ページを御覧ください。

当課の決算事項別の明細は、53～54ページに掲載しております。このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

54ページを御覧ください。

１行目の（目）計画調査費の不用額が1,915万3,976円であります。

主なものを御説明いたします。

まず、下から４行目の委託料の不用額837万8,027円につきましては、「産業ＤＸサポートセンター設置事業」において、相談対応実績が見込みを下回ったこと等によるものであります。

次に、その２つ下の負担金・補助金及び交付金の不用額708万2,866円につきましては、主に「みやざき産業人材育成プラットフォーム連携強化事業」において、補助金の執行額が見込みを下回ったことや、「産業デジタル実装支援事業」において、民間事業者への補助金の執行額が見込みを下回ったことなどにより不用額が生じたものでございます。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

55ページを御覧ください。

人づくり、１、子どもを生み育てやすく、未来を担う人材を育む社会づくりの（１）未来を切り拓く　心豊かでたくましい人材を育む教育の推進であります。

「みやざき産業人材育成プラットフォーム連携強化」について、産学金労官で連携し、インターンシップ参加企業への支援や、学生と企業の交流機会の創出などにより、若者の県内企業への就職・定着促進を図ったほか、若者の県外

流出要因等調査分析の実施により、今後の人材確保等に係る事業展開を検討する上で参考となる実態の把握に取り組んだところです。

今後とも、産業人材育成プラットフォームを基盤として、県内企業に対する質の高いインターンシップ実施のための伴走支援や、県内高等教育機関と連携した学生と企業の交流機会の創出などに取り組むことで、若者の県内就職・定着促進をより効果的に図ってまいります。

次に、57ページを御覧ください。

産業づくり、１、経済・交流を支える基盤の整備の（１）みやざきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保であります。

「みやざき産業人材確保支援基金」につきましては、若者の県内定着を促進し、宮崎の将来を担う産業人財を確保するため、県内企業と連携し、県内企業に就職した若者に対する奨学金の返還支援を行っており、昨年度は95人に対して返還支援金を給付したところです。

次に、58ページを御覧ください。

「みやざきＤＸさきがけプロジェクト推進」については、ＤＸ推進セミナーやＤＸの実践的な講座である「ＤＸ塾」、高校生、大学生を対象としたＩＴスキル講座等を開催するなど、事業者のＤＸに向けた意識啓発及び次世代デジタル人材の育成・確保に取り組んだものであります。

次の「産業デジタルリスキリング推進」については、県内事業者向けに、経営者層、リーダー層、一般従業員層と各階層に合わせたデジタルリスキリング講座を実施し、昨年度は188人が受講いたしました。

次に、60ページを御覧ください。

産業づくり、２、地域に根ざした企業・産業の振興の（１）経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展であります。

「越境ＥＣ伴走支援」については、規模拡大を目指す県内食関連事業者を対象に、ＡＳＥＡＮ市場に精通する専門家が伴走支援を行い、海外ＥＣサイトなどを活用した県産品の販路拡大に取り組んだところでございます。

次に、61ページを御覧ください。

「みやざきの食の魅力発信・販路開拓」については、首都圏での食イベントの開催やメディアを活用した県産品のプロモーション、ＷＥＢ物産展を実施し、県産品の認知度向上に取り組んだところでございます。

「みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進」につきましては、フードビジネスの振興や県内企業の人材育成を図るため、みやざきフードビジネス相談ステーションを設置し、様々な相談に対応するとともに、産業人材育成プログラムである「ひなたＭＢＡ」の実施などに取り組んだものであります。

次に、62ページを御覧ください。

「産業ＤＸサポートセンター設置」については、県内事業者からデジタルに関する相談や課題の洗い出し、具体的なシステム導入までをサポートすることを目的に、産業ＤＸサポートセンターを設置し、昨年度は126者から延べ370件の相談が寄せられたところでございます。

次の「産業デジタル実装支援」については、県内事業者の規模・実情に応じたデジタル技術導入の補助を行うもので、一般的なデジタル技術等の導入を対象とするＴＹＰＥ１から、より高度な技術等の導入を対象とするＴＹＰＥ２及びＴＹＰＥ３までで、合計51者に対して補助を行ったところでございます。

63ページを御覧ください。

「みやざきＤＸ技術体験展示会」については、最新のデジタル技術等を紹介する展示会及びＤＸ推進フォーラムを開催し、33企業の出展、延べ948人が来場いたしました。

今後とも、フードビジネスを支える企業の育成や国内外の販路拡大に向けた取組を推進するとともに、デジタル技術等の普及啓発、人材育成、実装支援を通して県内産業のさらなる発展につなげてまいります。

主要施策の成果については、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に御報告すべきことはございません。

○福崎デジタル推進課長　デジタル推進課の令和５年度決算について御説明いたします。

お手元の別資料７ページを御覧ください。

上から８段目、デジタル推進課の欄でございます。

予算額12億8,667万円に対しまして、支出済額12億8,259万2,457円、不用額は407万7,543円となっております。

なお、執行率につきましては99.7％であります。

次に、65ページを御覧ください。

当課の決算事項別の明細は、65～66ページでございます。このうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

66ページを御覧ください。

（目）の企画総務費不用額337万3,274円であります。

不用額の主なものにつきましては、中ほどの共済費や旅費、役務費などでありまして、主に基礎年金拠出の負担金率が引き下げられたことや、オンラインを活用した会議の増加及び生活費等削減、経費削減を行ったことなどによるものであります。

続きまして、令和５年度の主要施策の成果について御説明いたします。

67ページを御覧ください。

くらしづくりの１、安心で快適に暮らせる社会づくりの（３）デジタル技術の利活用の促進についてであります。

68ページを御覧ください。

「自治体ＤＸサポート強化」では、国が進める基幹業務システムの標準化や自治体ＤＸを推進するため、高度な専門性を有する事業者に委託しまして、各市町村への直接訪問や相談窓口の設置、個別課題の整理など、実情に応じた伴走支援を行ったところであります。

今後とも、市町村ごとに個別の課題を整理しながら、きめ細かな伴走支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、「行政手続オンライン化推進」では、年間処理件数100件以上で業務効率化の効果が高い業務につきまして、手続のオンライン化支援に取り組んだものでありまして、令和５年度につきましては、56手続、年間約７万申請分のオンライン化に向け、システム導入に必要な条件整理等に取り組んだところであります。

引き続き、行政手続のオンライン化に取り組みまして、県民サービスの向上や業務の効率化につなげてまいりたいと考えております。

70ページを御覧ください。

ページの真ん中、「自治体ＤＸを担う人材育成」では、デジタル社会に対応した業務効率化に取り組むことができる庁内ＤＸ人材の育成を図るため、情報処理関連の国家試験合格に向けたｅ

ラーニング等の受講支援や受験料補助を実施したものであります。

令和５年度につきましては、ＩＴパスポートなど情報処理関連の国家試験に33名が庁内で合格しております。デジタル人材の育成につきましては、喫緊の課題でありますので、庁内におけるＤＸを推進するリーダー等を育成するための研修機会の充実などにも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「ひなたＧＩＳ防災オープンデータ利活用促進」では、様々なデータを地図上に重ね合わせ可視化できる「ひなたＧＩＳ」と、県公式ＬＩＮＥアカウント上に表示されるチャットボットと呼ばれる自動応答機能等について、データや機能追加を行ったものであります。

具体的には、県民の防災意識の醸成を図るために、ひなたＧＩＳに県内35河川の洪水浸水想定区域などに関するデータを追加しまして、それらのデータにアクセスするための防災分野のチャットボットを公式ＬＩＮＥに追加いたしました。

また、県税やパスポート、運転免許更新、結婚・子育てなど、暮らしに関するチャットボットも併せて追加したところであります。

今後とも、オープンデータの利活用や県民のサービス向上に取り組んでまいりたいと考えております。

71ページを御覧ください。

「ＩＣＴ活用による業務効率化推進」では、働き方改革の推進を図るため、定型的な作業を自動化できるＲＰＡや、文字情報の自動読み取り機能であるＡＩ―ＯＣＲなどデジタル技術を活用しまして、業務の効率化を行ったものであります。このようなツールの活用により、令和５年度では合計で１万3,800時間余りの削減効果があったものと考えております。

今後とも、生成ＡＩ技術なども活用しまして、デジタルツールの活用・導入を推し進め、県庁内の業務の効率化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、主要施策の成果についてであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○森山生活・協働・男女参画課長　生活・協働・男女参画課の決算状況等について御説明いたします。

資料の７ページを御覧ください。

上から９段目、生活・協働・男女参画課の欄を御覧ください。

予算額６億3,095万3,000円に対しまして、支出済額５億7,795万8,888円、翌年度繰越額4,225万円、不用額1,074万4,112円、執行率は91.6％であります。また、すぐ上の括弧内は、翌年度繰越額を含めた執行率で98.3％となっております。

次に、73ページを御覧ください。

73～77ページが、当課の決算事項別明細となっております。このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

73ページを御覧ください。

（目）企画総務費の不用額が102万3,978円であります。

このうち、主なものは、上から６行目の職員手当等20万2,813円、これは、主に職員の時間外手当等の見込み額を下回ったことによるものでございます。

また、その下の共済費35万8,487円ですが、これは、総合政策課長からの説明と同様に、基礎

年金拠出金の負担率が引き下げられたことによる執行残でございます。

次に、75ページを御覧ください。

（目）社会福祉総務費の不用額が136万7,241円であります。

この主なものは、中ほどの共済費97万7,124円ですが、こちらにつきましても、先ほどと同様に基礎年金拠出金の負担率が引き下げられたことによる執行残であります。

次に、76ページを御覧ください。

（目）県民生活費の不用額が708万7,552円であります。

この主なものは、上から２段目の報酬112万5,642円、これは、消費生活相談員の報酬において見込みを下回ったことによる執行残であります。

また、下から２行目の負担金・補助及び交付金342万5,058円、これは、市町村の消費生活相談窓口の機能強化等を図るため市町村に対して補助を行うものですが、事業費の確定に伴い、減額が生じたことによる執行残であります。

決算事項の説明は、以上でございます。

続きまして、令和５年度の主要施策の成果について御説明いたします。

78ページを御覧ください。

人づくりの３の（１）男女共同参画社会の実現であります。

主な事業の１つ目、「男女共同参画センター管理運営委託」としまして、推進拠点であります当センターの運営を指定管理者に委託し、県民への啓発や相談事業等に取り組みました。

79ページを御覧ください。

「みやざき女性の活躍強化」としまして、企業や関係団体、行政が一体となって設立した「みやざき女性の活躍推進会議」で、女性の多様な働き方を進めるための講演会や研修会の開催などに取り組みました。

次の「性暴力被害者支援センター運営委託」としまして、被害者やその家族の心身の負担軽減を図るため、その支援センターであります「さぽーとねっと宮崎」の運営を委託し、電話やメール、面接による相談のほか、医療、カウンセリング等の総合支援を行いました。

今後とも、市町村や関係機関等との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現や女性の活躍に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

82ページを御覧ください。

（２）のＮＰＯや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進についてであります。

１つ目の「協働による地域課題解決支援」としまして、県との協働事業の提案を公募し、ＮＰＯ等多様な主体との協働を推進しました。

昨年度は６件の応募の中から２件を採択し、例えば、「多様な学び」をテーマに、宮崎県内でネットワークを構築し、子供たちの生きる力を育む受皿整備の活動を支援したところでございます。

83ページを御覧ください。

「みやざきＮＰＯ・協働支援センター」としまして、協働の推進やＮＰＯ運営等の支援拠点であります当センターにおいて、活動支援スペースの提供や研修の開催、ＮＰＯの設立や運営等の相談対応などを行いました。

今後とも、多様な主体による社会貢献活動を促進するため、相談や研修、情報提供等の充実を図ってまいりたいと考えております。

85ページを御覧ください。

くらしづくり、１の（１）安心で快適な生活環境の確保のうち、消費者行政であります。

１つ目の「消費者行政活性化」としまして、国の交付金を活用し、メディア等による広報・啓発や市町村が行う相談・啓発事業に対し、補助金の交付により支援を行いました。

86ページを御覧ください。

「消費生活相談員等設置」としまして、消費生活に関する相談員を配置し、県民からの多様な相談に対し、適切な助言等の対応を行ったところであります。

今後とも、県民が安心して消費生活を営むことができるよう、市町村と連携して相談体制の強化及び啓発事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

88ページを御覧ください。

２の（１）犯罪のない安全で安心なまちづくりであります。

主な事業であります「宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり促進」としまして、学校等へのアドバイザー派遣や県民の集いの開催などにより、県民の防犯に対する意識啓発に取り組みました。

今後とも、市町村や関係機関等との連携を図りながら、地域安全活動の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

90ページを御覧ください。

（２）交通事故のない社会づくりであります。

「みんなで交通安全！啓発推進」としまして、各季節ごとの交通安全運動期間を重点に、マスメディア等を活用した効果的な広報・啓発に取り組みました。

今後とも、脇見等による交通事故の防止や高齢者の交通事故防止対策を基本に、市町村や関係機関等との連携を図りながら県民への啓発等に取り組んでまいります。

主要施策の成果の説明は、以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○堀みやざき文化振興課長　みやざき文化振興課の歳出決算状況等について御説明いたします。

資料７ページを御覧ください。

下から５段目、みやざき文化振興課の欄であります。

予算額98億3,688万2,000円に対しまして、支出済額は83億3,290万6,328円で、すぐ右側の欄の翌年度繰越額（明許）が14億7,331万9,830円であり、この結果、不用額は3,065万5,842円、執行率は84.7％となっております。また、すぐ上の括弧内は、翌年度繰越額を含めた執行率で99.7％となっております。

続きまして、92ページを御覧ください。

当課の決算事項別明細は96ページまでとなっておりますが、このうち、目の不用額が100万円以上のもの、執行率が90％未満のものについて御説明をいたします。

93ページを御覧ください。

（目）諸費につきましては、執行率が84.4％となっております。

主な理由としましては、不活動宗教法人対策に伴う現地調査等の旅費について、執行見込みを下回ったものによるものであります。

94ページを御覧ください。

（目）企画総務費につきましては、不用額が126万7,635円となっております。

このうち、主なものとしましては、上から３行目の給料の不用額44万6,453円及びその２つ下

の行の共済費の不用額44万688円であります。これは、育児休業を取得していた職員の復帰後の部分休業によるものや、先ほどの総合政策課長からの説明と同様に基礎年金拠出金の負担率が引き下げられたことによる執行残であります。

続きまして、96ページを御覧ください。

(目)事務局費につきましては、不用額が2,837万1,593円となっております。

このうち、主なものとしましては、下から３行目の負担金・補助及び交付金の不用額2,651万8,213円であります。これは、主に私立学校における保護者の経済的負担の軽減を図るための私立高等学校就学支援金や、私立学校光熱費高騰対応緊急支援のための補助金などについて、申請額が見込みを下回ったことによるものであります。

決算事項の説明は、以上であります。

次に、令和５年度の主要施策の成果について御説明いたします。

97ページを御覧ください。

まず、人づくりの１、「子どもを生み育てやすく、未来を担う人材を育む社会づくり」の（１）未来を切り拓く　心豊かでたくましい人材を育む教育の推進であります。

下の表の主な事業、実績でありますが、まず「私立学校振興費補助金」は、私立学校の教育の振興と経営の安定化、保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校、中学校、小学校の計24校に対して、人件費等の経常的経費について補助したものであります。

98ページを御覧ください。

「私立高等学校等就学支援金」は、保護者の授業料負担の軽減を図るため、世帯の収入状況に応じて支援金を交付したものであります。

その下の「私立専門学校授業料等減免」は、低所得者世帯に対する高等教育の負担軽減を図る国の施策に基づきまして、住民税所得割非課税世帯等における専門学校の授業料等の減免に対する補助を行ったものであります。

99ページを御覧ください。

「奨学のための給付金」は、授業料以外の教育費に充てるため、生活保護及び住民税所得割非課税世帯に対して給付したものであります。

今後とも、私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の振興を支援してまいります。

続きまして、101ページを御覧ください。

２、文化・スポーツに親しむ社会づくりの（１）文化の振興であります。

下の表の主な事業、実績でありますが、まず「宮崎国際音楽祭開催事業」では、第28回音楽祭を開催し、併せて第29回音楽祭の準備を行ったところであります。

102ページを御覧ください。

「県立芸術劇場管理運営委託」は、劇場の維持管理やホール及び練習室の貸館事業を行い、年間利用者数は７万7,199人でありました。

２つ下の「県立芸術劇場大規模改修」につきましては、老朽化に伴う舞台設備や受変電設備の改修、特定天井の耐震化に伴う改修を実施しましたが、いずれも今年度に事業を繰り越し、引き続き工事を行っております。

104ページを御覧ください。

一番下の「「アーツカウンシルみやざき」機能拡充」につきましては、文化芸術の専門人材を配置し、文化芸術活動に対するアドバイスなどの相談対応や人材育成研修としてアートマネジメント講座を実施いたしました。

105ページを御覧ください。

一番下の「みやざきの文化資源活用推進」につきましては、県外での神楽公演や、県民の皆様を対象とした神話のふるさと県民大学、小中学校、高校への出前講座などを開催したところであります。

106ページを御覧ください。

「文化で紡ぐ地域活力の再興応援」につきましては、市町村が行う伝統行事等のコロナ禍からの活動再開支援や、県総合文化公園における文化イベントを行ったところであります。

今後とも、県立芸術劇場について、他の文化施設等と連携しながら公演を行い、文化の裾野の拡大に取り組みますとともに、引き続き、顕彰事業やアーツカウンシルみやざきと連携した取組を通じて、本県文化の発信や県民の文化活動の維持・発展を図ってまいります。

主要施策の成果の説明は、以上であります。

最後に、監査における指摘事項がありましたので、御説明をいたします。

113ページを御覧ください。

一番上の指摘事項につきましては、準公金について支払手続が大幅に遅れるなど、支出事務が適当でなかったものであります。

この件につきましては、会計事務処理要領等の確認・周知を行いましたほか、進捗確認表による支出状況等の確認を複数人で行うことを徹底し、チェック体制を強化したところでございます。

今後は、このような事務処理の遺漏がないよう、所属内でしっかり取り組んでまいります。

○中村人権同和対策課長　人権同和対策課の決算状況等について御説明いたします。

資料７ページを御覧ください。

上から11段目、人権同和対策課の欄を御覧ください。

予算額１億1,719万3,000円に対しまして、支出済額１億1,526万9,876円で、不用額は192万3,124円、執行率は98.4％となっております。

当課の決算事項別明細説明資料については、108ページを御覧ください。このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

（目）社会福祉総務費の不用額が192万3,124円となっております。

この不用額の主なものは、先ほど総合政策課長から説明がありました共済費が45万6,249円でしたが、それ以外では、下から４行目の委託料34万2,425円であります。これは、主に人権啓発イベントの開催を市町村に委託している地域人権啓発活性化事業において、実績が見込みを下回ったこと等による執行残であります。

決算事項の説明については、以上であります。

続きまして、令和５年度の主要施策の成果について御説明いたします。

109ページを御覧ください。

人づくりの３の（３）人権意識の高揚と差別意識の解消についてであります。

事業名の１つ目、「人権啓発推進強化」については、県内の大学、ＮＰＯ・企業やスポーツ組織等と連携し、おのおのの知見やネットワークなどを生かした啓発活動を行ったほか、８月の人権啓発強調月間及び12月の人権週間においては、ふれあい映画祭の開催、テレビＣＭの放送など、様々な啓発活動を集中的に行いました。

110ページを御覧ください。

「宮崎県人権啓発センター」については、企業や団体などで人権研修を担う方を対象とした人権担当者養成講座や、広く県民の方を対象と

した県民人権講座などの各種講座を開催し、企業や地域等で人権教育・啓発のリーダーとなる人材の育成を図りました。

また、啓発研修講師の派遣や研修用ＤＶＤ等の教材の貸出しにより、民間企業等が自主的に行う啓発・研修等の支援に努めたところであります。

これらの事業により、職場や地域などあらゆる場において人権教育啓発の取組が推進されるよう努めたところであります。

今後とも、お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現を目指して、県民の人権意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

主要施策の成果については、以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して報告すべき事項はありません。

○川添主査　説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんか。できるだけ課ごとに進めていきましょうか。

産業政策課からあれば、お願いいたします。

○黒岩委員　資料55ページの主な実績内容等のところなんですが、「若者の県外流出要因等調査・分析」というのがありまして、これはどこかで公表されていらっしゃるんでしょうか。

○守部産業政策課長　この調査結果につきましては、ホームページ等で公表しております。

また、昨年度の実績でしたので、産業人材育成プラットフォームの幹事会とか、あとプラットフォームのメンバーの方々にも結果については報告させていただいております。

○岩切委員　資料57ページの奨学金返済の支援なんですが、令和５年度で95人という確認がありました。

令和６年度の見通しと、今後しばらくはこういう取組で人材の囲い込みというか、宮崎県に戻ってきていただくように努力していただきたいと思うんですけれども、最大どれぐらいの目標で、この事業を進めていこうというお考えなのかを教えてください。

○守部産業政策課長　奨学金返還支援の状況ですけれども、令和５年度の実績95名となっていますが、奨学金返還支援制度の仕組みについて概略説明させていただきます。

奨学金返還支援制度は県内企業に就職した方が、就職して１年目、３年目、５年目を経過したときに、対象補助金額の１年目が３割、３年目が３割、５年目経過すると４割、計10割の支援金を支給することになっております。この95名のうち、平成30年に就職した５年目に当たる方が12名、令和２年に就職した３年目に当たる方が36名、令和４年に就職した１年目に当たる方が47名ということで、それぞれ１年目、３年目、５年目の方が令和５年度から発生することになり、このような人数になっております。

毎年、奨学金返還支援の対象者につきましては、大体50名程度の対象者がいるような形になっております。

この先どのようにしていくかというところなんですけれども、当然財源が限られております。現在、基金で運用しております。約１億9,000万円ほどの基金がありますけれども、その中でやっていく中で、できれば持続可能的にやっていきたいとは思っており、限られた人材の中で、企業版ふるさと納税を活用させていただいております。企業版ふるさと納税で、奨学金返還支援に賛同していただいている企業から、毎年2,000

万円ぐらい支援いただいております。令和６年度で企業版ふるさと納税については終わるんですけれども、来年度からも引き続きやっていただくよう要望を出しているところでございます。

○山口副主査　資料59ページなんですが、細かくて申し訳ないんですけれども、成果指標の成果等の中の③というところで、本事業で育成されたデジタル人材150名、実績が188名とあります。これは、「産業デジタルリスキリング推進事業」の成果指標ということでいいんですか。

ＤＸ塾云々というのは、「みやざきＤＸさきがけプロジェクト推進事業」にも入っているんですけれど、この本事業というのはどれを指しているのか、教えてください。

○守部産業政策課長　資料58ページの「産業デジタルリスキリング推進事業」の188名というのが、59ページのＲ５実績としております。

参考に、ＤＸ推進セミナーというのは、どちらかというと啓発事業のほうに位置づけております。また、ＤＸ塾といったところは、具体的に県内企業に出向いていただいて、その企業が持っているデジタルに関する課題について、自分ごとのようにグループワークで検討してもらって、改善策を検討していただく。その後、自社のＤＸをどのようにしたらいいかといったところの、ＤＸにこれから取り組んでいきますよみたいな宣言を掲げて、塾という形で修了しています。

リスキリングにつきましては、実際に自社のＤＸに係る課題を、経営者層、リーダー層、一般社員層ということで、具体的にデジタル、ＤＸ、トランスフォーメーションまでつながるような人材育成という形で整理をさせていただいていており、59ページのデジタル人材188名という形で掲示させていただいております。

○丸山委員　資料55ページの「みやざき産業人財育成プラットフォーム連携強化事業」についてお伺いしたいんですけれども、このアンケート調査の中で、県内企業が171社というのが出ています。これは何社にお願いして、この数の回答数になっているのかを教えていただくとありがたいかなと思っております。

○守部産業政策課長　この事業につきましては、プラットフォームの事務局であります宮崎大学のほうで行ってもらっております。当然、プラットフォームの構成メンバーの団体などに対しまして協力要請をお願いしたところです。その中で回答をいただいていた企業が171社となっております。

○丸山委員　171分の171、全部回答があったということなんでしょうか。

○守部産業政策課長　分母につきましては、先ほど申し上げたとおり、プラットフォームの構成メンバーの加盟している団体にぶら下がっている企業とかになりますので、かなり重複している企業もあるかと思います。申し訳ありませんが、全体の数が幾らといったところの把握まではいたしておりません。

○丸山委員　このプラットフォームの事業自体は、毎年少しずつ増やしていってほしいなと思ったもんですけれども、令和４年度から少しずつ増えていって、広がっていけば広がっていくほど、県内にこんな企業があるというのを若者たちに知ってもらえるチャンスになっていくのではないかと思っています。

令和５年度の活動を含めて何か広げたりとか、171社で全然広がりがない状況なのかも教えていただくとありがたいと思っています。

○守部産業政策課長　この171社というのは、若者の県外流出要因等調査・分析に協力していただいた企業の数になります。我々としては、県内の産業人材育成・定着といった部分を非常に重要なことだと思っておりますので、当然、この結果につきましては、プラットフォームの構成メンバーにきちんと現状をお伝えするとともに、産業人材を県内にとどめるためには、より一層頑張っていかないといけないという情報共有をいたしたところでございます。

○丸山委員　このプラットフォームには毎年だんだん企業が増えていっているというような認識でよろしいんでしょうか。

○守部産業政策課長　産業人材育成プラットフォームの構成機関は13です。

○丸山委員　13企業、団体でしょうか。

○守部産業政策課長　13団体は、企業ではなくて団体で、産学金労官の13です。例えば、大学でいうと宮崎大学、宮崎産業経営大学で、経済団体でいうと中小企業団体中央会、商工会連合会、商工会議所連合会など、労働機関は日本労働組合総連合会宮崎県連合会が入っていたり、そういった代表する機関で構成しているプラットフォームになっております。

ですから、その構成している団体の構成員が増えることによって関わる企業というのは増えてきますけれども、基本的にプラットフォームの構成機関は13になっています。

○丸山委員　我々もインターンシップ生を受け入れているものですから、その学生に聞いてみると、県内にこういった企業があるのを知らなかったと言われます。

団体だけにお願いするんじゃなくて、学生たちに、こういう企業があるというのがまだまだ知られていないことが多いような気がするもんですから、何か少しずつ強化できるような形も令和５年度にやってほしかったなと思うのですが、そういうことはやっていらっしゃらないんでしょうか。

○守部産業政策課長　この資料55ページの主な実績内容等の「学生と企業の交流機会創出事業」というのが、まさに委員がおっしゃられたところになります。

県内にはいろいろな企業があるんだけれども、学生たちがなかなか知らないということで、対象としては特に決めてはいないんですけれども、県内の大学生、高等教育機関の学生の１年生から２年生を対象に県内の様々な企業の若手の社員に参加してもらって、気軽に話をしていただきました。例えば、昨年度の実績でいうとＮＨＫや宮崎銀行、九州電力、アイトップなど、かなり多様な企業が参加していただきました。

県内の企業を知っていただくということをやりつつ、実績内容の２つ目ですが、インターンシップに参加しようとする企業には、インターンシップをどのようにやったらいいか分からないという企業も多数いらっしゃいますので、そういった企業にコーディネーターをつけて、こういうふうにインターンシップをやったらいいんじゃないか――すぐにはやらなくてもいい業務上における課題を学生さんにやってもらったり、どの企業でも共通する課題として人が来ないということがあるので、人に来てもらうためにはどうすればいいかというところを学生目線で考えてもらったり、そういったプログラムを組んだらどうですかというようなことをやりながら、インターンシップの内容をつくっていただき、実際に学生を受け入れてインターンシッ

プを実施している事業を行っております。

○山口副主査　資料64ページ、ひなたＭＢＡの件についてお伺いします。

修了する定義というのは、19講座を全部受けたとか、そういうものではなくて、１講座を受けて１とカウントして、同じ方がいろいろな講座を受ければ追加で１、１、１という計算になっているという理解でいいんですか。純粋な参加者って出るんですか。

○守部産業政策課長　副主査がおっしゃられたとおり、同一人物が複数の講座を受けると複数の講座ごとのカウントになりますので、実人員で何人かといったところではなくて、延べになります。

傾向といたしましては、個別スキルというのがありまして、それぞれイノベーションだったり、会計財務だったり、スタートアップ、いろいろテーマごとに１講座なんですけれども、全部受けてもらってもいいですし、個別に受けてもらってもいいですとなっております。複数受ける可能性はありますけれども、基本的に経営者層向けとか各階層向けという形に、職域に応じてテーマの内容が決まっていますので、基本的には複数回受けるというのはあまりありません。先ほどの繰り返しになりますが、個別スキルで足りない部分を補いたいといった場合は、そのテーマごとに受けられる方もいらっしゃるというようになっております。

○山口副主査　これは、事業の目標ってどう設定されているんですか。何年かやっていらっしゃると思うんですけれども、新規の参加者何人とかそういう形でしているのか、それともこの数字にあるように、とにかく講座を受けた人が何人という設定にされているのかというところを教えてください。

○守部産業政策課長　基本的に、各講座ごとに定員が設けてあります。その定員に対して受講者が何名いたかといったところが実績となっております。

○山口副主査　実績は分かるとして、県としてのこの事業に対する目標設定がどうなっているのかというところを教えていただきたい。

○守部産業政策課長　研修を受けた後、会社に持って帰って、その成果がどのように生かされたかといったところの定性的なところを取らないといけないと考えておりまして、昨年度も受講後のアンケートを取っているんですが、講座内容に対する満足度だけになっておりました。今年度から、それぞれの受講者が受講後に自分の会社に帰って、どのような形で役立てたとか、どう活用できたかといったところのアンケートを取って、定性的な成果につなげていきたいということで、そういった取組を今年度からやろうとしております。

○山口副主査　今年度の取組は改善されようとしているところは理解したんですが、この令和５年度の事業においてはどういう目標設定をされて、どういう結果だったんですか。

○守部産業政策課長　昨年度は、各講座ごとにそれぞれアンケートを取ってはいるんですが、全体的に申しますと、８～９割の方々が、内容に対する満足度が非常に高い結果をいただいております。

○山口副主査　目標設定が満足度だったということでいいですか。各講座の満足度８割を目指すという目標設定を掲げた上でこの事業を行われて、その結果としてアンケートの調査をした結果、満足度８割を達成できましたという御報

告なんですか。

○守部産業政策課長　テーマごとに受講する方々の内容は異なります。先ほどの繰り返しになりますが、経営マネジメントだったり、中間管理職だったり、リーダー職のところだったり、個別スキルで言うと、会計を学びたいとか、スタートアップを学びたいとか、リーダーシップを学びたいとか、それぞれのテーマごとに定員を設けてその定員を満たすといったところが一つです。

さらに、受講者に対しましてアンケートを取り、自分が学びたいと思っていた内容であったかといったところの部分が、満足度であったと我々は理解しております。

また、その研修を受けただけではなくて、スキルを自分の会社に持ち帰ってどのように活用したかといったところまでが検証できていなかったというところで、今年度から、研修を受けて自社に帰ってどのような形で効果的な研修を受けることができたといったところまで検証していきたいと考えております。

○山口副主査　例えば、資料64ページのところに、ＡＳＥＡＮ市場におけるＥＣ伴走支援については、成果指標を書いていただいて、売上げがこれぐらいで、実績がこのぐらいでしたと記載いただいているじゃないですか。ひなたＭＢＡについては、特段そういった成果指標は記載されていないので、それを知りたかったというところではあるんですが、ないならないでいいんですけれども、そこの御説明ができますか。

○守部産業政策課長　人材育成の成果については、何人が受講したという形しか書いておりません。これだけではやはり成果としては不足しているし、成果として見えないということで、今年度から、実際受講した人たちがそれを持ち帰ってといったところは新たにやりたいなと思っています。

ですから、令和５年度までは、成果指標としてはこれ以上のものはございません。

○山口副主査　令和５年度の成果指標は、目標値はあったんですか。例えば、講座を509人が修了したってあるじゃないですか。300人の修了とか、そういう成果指標があって、その実績として509人修了ということだったら、「ああ、なるほどな」と思うわけです。

それと、皆さんの課題感として、成果指標として不適切だから、今年度は改善していますよということはすごく理解するところであるんですが、昨年度の事業における成果指標のところが、分かりやすく明確に、あるなら教えていただきたいだけなんです。

○守部産業政策課長　昨年度の実績といたしましては、各人材育成の講座の定員に対して何人受けたかといったところが成果指標になっております。

○重黒木総合政策部長　この事業に限らずなんですけれども、予算要求するときに、財政サイドとの折衝で、どういった指標を設けて、それをどう達成していくかという成果指標については議論しております。

ですので、この事業につきましても、目標として、課長が言ったように、何人というのを設定して要求していると思っておりますので、その数字を今探していると思います。

○守部産業政策課長　定員に対しまして、令和５年度のものが手元にないんですけれども、例えば令和４年度でいきますと、定員832名に対して修了者726名という目標という形で実績として

報告していて――すいません、令和５年度につきましては、定員677名に対して修了者が509名という形になっております。

定員が677名ですので､それが目標になります。それに対しまして実績509名という形になります。

○川添主査　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　次に、デジタル推進課はございませんか。

○黒岩委員　資料68ページなんですけれども、市町村に対する伴走支援というのがありますが、システム標準化に関する伴走支援の具体的な内容、代表例がありましたら教えていただきたいと思います。

○福崎デジタル推進課長　システム標準化の作業につきましては、各市町村でデジタル人材をそれぞれ１人ずつほしいと言われるところもございます。そういったところに関しては、事業者とのコミュニケーションといいましょうか、作業スケジュールを組んだりとかも含めて不得手なところもございますので、そこについて、県から委託しましたＩＴコンサルタント企業のほうで標準化作業に向けての支援をしております。

事業開始前が全国平均を下回るような標準化作業のペースだったんですけれども、令和５年度末については、県全体のトータルでいきますと、全国平均を上回る51.6％で全国６位ということになっておりますので、作業については大分追いついてきたと思っているところであります。

○黒岩委員　ということは、ベンダーと自治体の交渉の手助けといいますか、アドバイスといったことが主な支援内容ということでよろしいんでしょうか。

○福崎デジタル推進課長　そのとおりでございます。もちろん標準化だけではございませんので、ＤＸに関わる様々な問題点、あるいは行政のオンライン手続の関係であったり、自治体のＤＸに関するいろいろな相談にも応じているところでございます。

○黒岩委員　引き続き、しっかり伴走をよろしくお願いしたいと思います。

それと、同じページなんですが、行政手続オンライン化のところで、オンライン化対応可否結果というのがありますが、この結果に基づいて対応可能な業務が56手続ということになったんでしょうか。それとも、たくさんある中で今回は56手続をやったということなんでしょうか。

○福崎デジタル推進課長　ここに書いてありますように、オンライン化対応可否結果ということで、県庁の中にある手続の中から、添付書類がなかったりする電子申請手続に乗りやすいような、ある程度システム構築が容易であろうというところを事前に把握して、進めやすいところから進めましょうということで、今回56手続について先行して行っております。

今後、それ以外の部分についても、うちの職員も含めて継続的に実施しているところであります。令和５年度は、そういった56手続を優先的に行ったということでございます。

○黒岩委員　この56手続の中で、特に県民の利便性がアップするようなものがありましたら、教えていただきたいと思います。

○福崎デジタル推進課長　最終的に56手続全てオンライン化が実現したというわけではありません。実際やってみるといろいろな障害がござ

いまして、完了していないところもございますが、完了した手続の中では、総合博物館への講座申込みがあります。これは年間2,000件ぐらいあるんですけれども、そういった手続について、電子申請によっての申込みができたということでございます。

○山口副主査　マイナポイントの取得のところでお聞きしたいと思います。資料69ページなんですが、啓発グッズとかを作って配布しているじゃないですか。たまたま目についたので聞きたいんですが、こういうのって、作ったはいいけれども配布しきれなかったとか、結構余っていることはあるんですか。

作るだけでも確かに実績なんですが､配り切ったりしないと、どこかの倉庫に眠っていますみたいなことだと何なんだろうということになります。総合交通課のほうでもグッズ製作と書いてあったんで少し気になったんですけれども、マイナポイントについては全部配ったんですか。

○福崎デジタル推進課長　マイナポイントに関して今回作製した分については、市町村と連携して、特に取得率が低いところとか、イオンみたいな大型商業施設などで啓発のイベントをしておりますので、グッズについては全て配布しておるところであります。

○川添主査　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それでは、生活・協働・男女参画課について質疑ございませんか。

○山口副主査　資料79ページの「みやざき女性の活躍強化事業」ですが、成果として推進会議での企業の拡大とか、講演会の研修という形でおっしゃっていますけれども、この会議の研修会の参加人数等に対しての目標数があるのか。また、新規会員企業数に対しても目標値があるのかというところを教えてください。

○森山生活・協働・男女参画課長　みやざき女性の活躍推進会議の活動の目標設定ということですが、講演会や研修会につきましては、特に目標指標というのはございませんが、その中に女性リーダー育成塾というものもございまして、それは年20名程度を３回コースで育成していくというような設定はしております。

それと、新規会員の獲得数なんですが、令和８年までに450社という目標を掲げて、活動に取り組んでいるところでございます。

○山口副主査　令和８年までに450社っていうのは、恐らく、みやざき男女共同参画プランのほうで出していると思うんですけれども、令和５年度はどれぐらいいっているんですか。

○森山生活・協働・男女参画課長　現在380社ということでございます。

○山口副主査　あと、さぽーとねっと宮崎についてなんですが、この相談件数378件は、対応してクローズまでいった数というところでいいんですか。相談は受けたけれども、まだ対応中で解決まで至っていないというか、どこで解決にするかはそれぞれあると思いますけれども、相談を受けた数は分かったんですが、対応した数とイコールなのかどうかというところを教えてください。

○森山生活・協働・男女参画課長　さぽーとねっと宮崎の相談事業につきましては、実際は繰り返しの相談を受けているところが非常に多くございまして、378件の相談のうち実相談人数は243人ということになっています。

相談が完了して問題が解決した数のところまでの追跡は行ってはおりませんが、総合相談窓

口ということですので、ここを起点にして弁護士相談に持っていったり、医療支援を行ったり、メンタル的な支援を行ったりしているところでございます。

○山口副主査　最後に、資料81ページに男女共同参画センターの年間利用者数を上げていただいていますけれども、みやざき男女共同参画プランの計画だと、出前講座の人数も含めて１万3,000人ぐらいというような計画値になっていると思うんですが、それに基づく形で利用者状況を教えてもらえませんか。

○森山生活・協働・男女参画課長　プランに基づく啓発活動も含めました令和５年度の利用実績は１万3,972件になります。内訳といたしましては、センターへの電話相談や来所相談が6,552件、研修や交流室等を利用される方が1,561件、相談事業に来られる方――電話相談・メール相談の方が1,728件、あと、講座や講師派遣等を行っております啓発事業での利用者が4,131名です。合計が1万3,972名ということになります。

○丸山委員　資料87ページの消費生活センターの相談件数が年次で載っているんですが、なかなか下がらないんだなと思っているところです。相談に対して解決を図りましたというように書いてあるんですが、本当に問題が解決されたのですか。また、いろいろな啓発をしていただいているのに被害が減らないのは、手法が変わってきているかもしれません。

令和５年度について、どれくらい相談件数があって、解決したのがどれくらいで、特徴的なものはどういうものがあったと理解すればよろしいでしょうか。

○森山生活・協働・男女参画課長　相談件数のほうは、県の相談窓口では5,000件弱をずっと横ばいの状態でございます。

相談の種類も、簡単なものから、実際に金銭が絡むもの、詐欺絡みのもの、多数ございます。解決したかどうかというのは、なかなか難しいところではございますが、令和５年でいきますと、この相談件数のうち、あっせんすることで、何らかの形で事業主等との間で373件の解決が図られております。

そのうち金銭を伴う救済ということですと、あっせんの373件のうちの204件、金額にしますと2,423万2,000円になるんですけれども、こちらのほうは相談員があっせんという形で問題が解決されたということになっております。

近年の相談の特徴といたしましては、マスコミ等にも報道されておりますが、ＳＮＳ、不審なメール、詐欺メール、インターネット購入による化粧品や健康食品の定期購入解約の問題、あと、近年では融資サービスというところで、本県でも新たに、ＦＸ、融資詐欺といったものも出てきている特徴でございます。

○黒岩委員　資料85ページの消費者行政のところの所管事務の確認なんですけれども、例えば災害で瓦が飛んで、修理をしようと思ったら、県外とか市外の業者が来られて、法外な値段で施工をするような流れがあるとした場合に、そういったものの啓発とか、臨機応変に対応できるような体制というのは、この中にあるんでしょうか。

○森山生活・協働・男女参画課長　そういった広域の詐欺等とか、不適切な販売をされる業者につきましては、どこかの県で発生したというところですと、国民消費生活センターから情報が参ります。それを県のほうで受けまして、県から県の消費者生活センター、あと、市町村に

設置しております窓口等に周知することで、広く県内の消費者行政を取り扱っている市町村まで周知できるような体制にはしております。

○川添主査　ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　続いて、みやざき文化振興課について質疑があれば、お願いいたします。

○山口副主査　不活動宗教法人の関係、出張費が云々という話があったかと思います。これは、報道を見ると100ぐらい宮崎県にあったようです。不活動宗教法人について調査したり、出張に行かれたりした結果、現時点でどういう状況になっているのかを教えてもらえますか。

○堀みやざき文化振興課長　不活動宗教法人対策につきましては、昨年度の途中から補正予算をいただきまして、専従の会計年度職員をつけて、取組をやっているところなんですけれども、当時、確かに不活動状態にある法人は100程度ございました。

半年間、そして今年度も９月まで事業をやりまして、30ぐらいの法人につきましては、不活動状態が解消されたという成果は出ております。

不活動状態の解消といいますのは、不活動状態がどういう定義なのかということをまず確認する必要があるんですけれども、代表役員がいないとか、信者がいない、境内がない、信仰施設がない、あるいは実際に活動を全くやっていない、こういったものを不活動宗教法人といいます。

それとともに、役員名簿、収支決算書といった書類を年１回県に提出しないといけないということになっているんですけれども、その提出があったことによって活動しているかどうかというのを我々は把握することになっております。その提出が全くない、連絡しても連絡が取れないというところがありましたので、根気よく連絡を取り続ける、あるいは実際に訪問をしてみることなどにより、資料を提出する、あるいは連絡がついて活動を再開するなどの成果があり、30程度は不活動宗教法人の解消ということに至っております。

○山口副主査　確認ですが、その100程度のものについては、すべからく何かしらの調査なり当たった結果、連絡がついたりとかできたのが30であったということなのか、名簿の上からやっていったら、時間的な問題があって30までしか行き着いていないのか、どういう理解をすればいいんですか。

○堀みやざき文化振興課長　本県が所轄しています宗教法人は1,200程度ございます。全ての名簿をもちろん管理しておりますけれども、その中で、先ほど申し上げた必要書類の提出がない、連絡がつかないといった法人が100程度ございました。

ですので、100程度までの絞り込みというものは既にできておりまして、その中から不活動状態を解消していくということに取り組んでおりまして、実際に30程度ございました。

先ほど申し上げた100の法人につきましては、全てに文書を出すとか電話をかける、あるいは実際に足を運ぶ必要があるところについては足を運ぶという調査を全て実際に実施したところでございます。

○黒岩委員　資料103ページの銅像メンテナンスのところなんですが、文化公園には小村寿太郎をはじめ多数の銅像があると思います。私の記憶では、建立者は顕彰会あたりではないかと思うんですが、所有者はどなたになるんでしょう

か。

○堀みやざき文化振興課長　御指摘ありましたとおり、昭和60年代に銅像建設委員会というものを官民一体で設置いたしまして、そこで銅像の建設を行いました。

文化公園に６体、延岡市のほうに後藤勇吉の銅像が１体ございます。現在、県が所有している銅像ということで認識していただいてよいかと思います。

○黒岩委員　ということは、文化公園にある６体については、くすんだり汚れたりした場合、その都度メンテナンスをやっていくということでよろしいんでしょうか。

○堀みやざき文化振興課長　そのとおりでございます。令和５年度は、資料103ページに記載のとおり、若山牧水像１体のメンテナンスを実施いたしました。

○山口副主査　監査指摘事項があったと思うんですけれども、言える範囲で結構ですので、支払いがどのくらい遅れていたとか、対応策は先ほど御説明いただいていますけれども、原因のところが分からないので、できる範囲で結構ですが、概要と要因を教えてもらえますか。

○堀みやざき文化振興課長　監査指摘事項は、準公金の支払手続が大幅に遅れたという内容ですけれども、準公金というのは、具体的には若山牧水賞運営委員会の事業費を管理している予算でございます。若山牧水賞運営委員会は、県と宮崎日日新聞、延岡市、日向市の４者で負担金を出し合って事業を実施しております。

支払いの手続が遅れましたのは、令和３年度の牧水賞受賞者へ贈るトロフィーの代金の支払いでございました。実は令和３年度は、コロナ禍で受賞式が実施できず、令和４年度に延期するということが決定したのですが、その時点では既にトロフィーの発注をしておりました。令和４年７月に令和３年度分の受賞式を実施し、そこで納品を受けたわけなんですけれども、１年遅れたということもあって、事務が錯綜したのか、当時の経緯が定かでない部分もございますが、支払いしないまま令和５年度になり、その事態を我々が認識しまして、すぐに支払いを行ったということでございます。令和３年度分の支払いを令和５年度の当初に行ったということで、大幅に遅れたということがございました。

ですので、進捗管理表などにより、支出の状況を確認しておけば、このようなことにはならなかったのかなということで、我々も深く反省をしておりまして、このようなことが二度とないように適切な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

○山口副主査　予算とか決算とかのときは、気づかなかったというか、決算があったら気づきそうな気がするんですけれども。

○堀みやざき文化振興課長　私どもも、令和５年度になってそれに気づいたんですけれども、令和５年度になってから令和４年度の決算が行われますので、その決算の処理を私どもも令和５年度当初すぐにしておりました。その中で、これが支払われていないなということに気づきまして、すぐに手続を実施したという経緯でございます。

○丸山委員　資料106ページの「文化で紡ぐ地域活力の再興応援事業」なんですが、この事業によって、コロナ禍で止まってしまった文化や伝統芸能を続けてほしいということでやっていただいた事業だと思っています。令和５年度で終わっているんですが、令和５年度まででトータ

ル幾つぐらいの文化が継続・再構築できて、今でも継続されているのかというのを含めて教えていただくとありがたいと思っております。

○堀みやざき文化振興課長　コロナ禍により中止や縮小された地域の伝統行事などがたくさんございます。その再開を応援しようということで、令和４年度も同様の事業をやっており、補助率や補助額、対象市町村も少し多く募集しておりました。令和４年度は10市町村に対して支援を行いまして、令和５年度は３市町村ということで、この２か年で13市町村の支援を実施できたというところでございます。

○丸山委員　13市町村とのことですが、お祭りみたいなやつが復活したのは、それぞれ１個ずつぐらいと認識してよろしいでしょうか。

○堀みやざき文化振興課長　１市町村１行事ということで捉えていただければよいかと思います。例えば、令和５年度の成果でありましたら、３市町村において､それぞれ地域で古くからやっておりますお祭りですとか伝統行事を１つずつ再開して実施できたというところでございます。

○丸山委員　26市町村あると考えると、それぞれがコロナ禍で人が集まったら駄目だよということで、非常に貴重な伝統文化が途絶えるということ――文化が途絶えるといけないということでやっていただいたと思っております。記紀編さん1300年事業をやったように、しっかりとそういうのは残すべきだと思っているもんですから、26市町村それぞれで止まっていた文化があったのに、13市町村しか手を挙げてこなかったというのも若干心配だなと思います。

ほかのところは､文化が継承されていると思っていいのか、そこも教えていただくとありがたいと思います。

○堀みやざき文化振興課長　令和４年度が10市町村と申し上げましたが、この時期はやはりコロナ禍で、市町村の行事が多くストップして、元気も失われていた時期でありましたけれども、その中で手を挙げていただいた市町村が10市町村でありました。多くの市町村にお声かけいたしましたけれども､10市町村でありましたので、令和４年度そして令和５年度の３市町村、これで一定の成果はあったのかなとは考えております。

徐々にコロナ禍から回復して、それぞれの取組を独自に進めていかないといけないという姿勢は芽生えてきているのかなと思いますので、資金面だけじゃなくて、別の形で様々な支援は引き続きやっていきたいなと考えております。

○坂本委員　資料98ページの「私立専門学校授業料等減免」について、住民税所得割非課税世帯等の生徒の授業料等減免に対する補助のところですが、予算額と決算額を見比べますと、ほぼ予算のとおりに補助がなされていると受け取れるんですが､実際に対象となる生徒に対して、どれぐらいの割合で補助がなされているのか教えてください。

○堀みやざき文化振興課長　この私立専門学校授業料等減免の事業の実績としましては､資料98ページの一番下にありますとおり654人に対して実施をしました。授業料59万円、入学金16万円が上限となっており、この金額をそれぞれを上限とした支援を行ったところでございます。

○坂本委員　少し質問の仕方が悪かったかもしれませんが、住民税所得割非課税世帯等という対象者の方が……。

先に、申請方法について、どのように申請されて補助がなされるんでしょうか。

○堀みやざき文化振興課長　こちらの授業料減免につきましては、直接専修学校に通う生徒に支払うものではなくて、学校に対しての支援ということになります。学校のほうでその対象者を調べて申請してもらうという形で、我々は学校からの申請を受けて支出をするというような、大まかにはそういった流れになっております。

○坂本委員　そこは承知しました。

資料99ページの「奨学のための給付金事業」で、授業料以外の教育負担軽減のための給付金とあります。予算のことは別として、これも同様に、学校のほうが、対象者を把握して補助するということなんですか。

○堀みやざき文化振興課長　資料99ページの「奨学のための給付金」は、先ほどの授業料減免と異なりまして、それぞれの世帯から直接県のほうに申請がありまして給付をしている仕組みになってございます。

○坂本委員　お聞きしたかったのが、子供たち、親御さんといった、申請をしている人たち、対象になる方たちに対して、どれぐらいの割合で申請されているかというのを把握なさっていたら教えていただけますか。

○堀みやざき文化振興課長　まず、資料98ページの私立専門学校授業料等減免ですけれども、専修学校に通う学生というものは、大体4,000人ぐらいと捉えております。そのうち654人に対して、学校を通じて補助をしているということですので、割合としてはその程度ということになります。

99ページの奨学のための給付金は1,645人、高等学校専攻科92人とありますけれども、これは県外の高校に通う生徒も含まれております。世帯に対する給付ということで、高校に通う子供を持つ世帯が宮崎県内にあれば、教育費の負担軽減を必要とする、経済的に少し余裕のない世帯であれば支援しましょうというような制度になっておりまして、県外に通う生徒も含まれているため、割合については全てを把握することが困難と考えております。

○坂本委員　分かりました。申し上げたいのは、これは公立も含まれるんですけれども、この就学援助制度は、生活が厳しい御家庭の方たちを対象にやっている制度だと認識しています。

それで、申請される割合がどうしても低いという現状がずっとあって、これは福祉保健部のほうでも御答弁いただいているんですけれども、私学についても申請の方法とかの周知、この人が対象ですということを丁寧にされないと、制度としてあまり意味のないものだと思っているんです。

お聞きしたのは、県外でも県内でも構わないんですけれども、1,645人プラス92人という方たちがどれぐらいの割合なのか。あと、ここで申請されていないところ、給付がなされていないところについての手当てをしっかり丁寧に見ていただきたいということで申し上げました。

御答弁は結構ですので、しっかりそういった実態を把握していただいて、お金がないところはお金がないので、何かいろんな事情で申請していないということが見えていると思っているんです。ですから、100%給付金が給付されるような、そういった丁寧な対応をお願いしたいなと思って申し上げました。

○河野総合政策部次長（県民生活担当）　対象となる世帯には学校のほうからしっかりと広報して周知を図っておりますので、私どもとしては、全ての世帯に支給されているものと認識は

しております。

○坂本委員　ちなみに、ホームページを見たんですが、申請の方法はオンラインも活用していると理解してよろしいんですか。

○堀みやざき文化振興課長　この２つの事業につきましては、まだオンライン化はされていないところでございます。

○坂本委員　それも含めて、申請しやすい方法をぜひ御検討ください。

○川添主査　ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それでは、人権同和対策課について、質疑があればお願いいたします。

○黒岩委員　人権同和対策課の課の名称についてなんですけれども、同和対策事業といいますのは、国のほうでまだ続いているんでしょうか、県が行っているんでしょうか。

○中村人権同和対策課長　同和対策事業につきましては、昭和40年に国の同和対策審議会の答申の中で、同和問題の解決が国民的課題であると、国の責務であるということが示されまして、それから昭和40年代、50年代の時代は生活環境面の改善に努めてまいったわけでございます。

そういったことで、地区の生活環境も大分改善されてきたわけなんでございますけれども、そういった中で、最近は差別意識の解消といったところがまだ残っております。私どもは５年に一度、「人権に関する県民意識調査」をやっているんですけれども、その中でも「あなたの子供が同和地区出身の方と結婚したいと言ってきた場合どうされますか」という質問の中で、大概の方は認めると答えておられるんですけれども、自分は反対するけれども子供がどうしてもと言うのであれば仕方ないとか、絶対に認めないというような方が12.3％いらっしゃいます。

一部にそういった根強い差別意識がございまして、最近の状況でいいますと、インターネット上の特定の掲示板に、宮崎県のどこどこは同和地区であるとか、あるいは同和地区の関係者を誹謗中傷するような内容の書き込み、よく見られるインターネット上の問題、そういった差別が見られております。

それで、我々といたしましては、やはり啓発が必要であろうということで、先ほど説明しました人権担当者養成講座でありますとか、県民向けの講座で、そういう誤った認識を改めていただくということでの啓発を進めているところでございます。

○黒岩委員　県内に同和地区が存在すると、その対策を取らないといけないのは分かっているんですけれども、私の記憶では、国の同和対策事業というのは、そこから切り替えて、人権対策のほうにシフトしているんじゃないかなと思っているんです。

そういう中で、宮崎県としてはまだ人権同和対策課という課があるという、「同和」という名称が残っていることについて、どうなのかなと思っているところです。

○中村人権同和対策課長　同和問題というのは日本でもいろいろばらつきがございまして、西日本では多くて、東日本ではあまり見られないような問題ではあります。九州各県で、「人権同和」という名称がついておりますし、大分県では「部落差別解消推進課」というような名称も残っておりますので、「同和」を消すというのは難しいと考えているところです。

○黒岩委員　関係団体、関係者の方からの意向もあると思います。そこは了解いたしました。

○丸山委員　資料112ページに、ふれあい映画祭の年次別の参加人数が出ているんですが、コロナ禍前は2,600人で令和５年度は1,300人と、半分になっているもんですから、このあたりは少しどうなのかなと思います。

人権に対する啓発をしっかりしないといけないということで、ふれあい映画祭は、そういう意味を含めてやっている事業じゃないかなと思っているんですが、コロナ禍が明けてから少し低調だなと思っています。このあたりの対策を含めて令和５年はどんなことをやられたんでしょうか。

○中村人権同和対策課長　おっしゃるとおり、コロナ禍でかなり減っておりまして、その後につきましてはある程度戻ってきているんですけれども、令和５年度でいいますと、高千穂町と五ヶ瀬町が合同開催だったと思いますので、12か所の13市町村で開催しました。

市町村のうち半分ぐらいはできているですが、映画の上映に要する費用が物価高騰などで上がってきておりまして、従来の金額でやろうとすると、映画の開催回数自体を減らさなきゃならなかったということがございました。市町村からの希望が非常に多い事業でございまして、各市町村が手を挙げられますので、前年に対象とならなかった市町村については、必ず翌年には見ていただくというような形をとっております。

公民館などに小学生などを集めて、昨年は子供向けの「むしむし村の仲間たち」といった、お互いの違いを認めて、思いやりの心を持ってもらうような映画でありますとか、子供の好きなアニメなんですけれども、「かいけつゾロリ」といった、友情をテーマにするようなものは子供にも非常に好評です。

少なくとも２年に１度は県内満遍なく見ていただけるような形で考えているところではございます。

○丸山委員　物価高騰でという発言がありましたが、人権のことですので、お金の問題ではなく、必要なものはしっかり予算を組んでいただいて、市町村と連携しながらやっていただきたいと思います。

コロナ禍前ぐらいの方たちに、映画を見に来ていただいて、人権問題を認識できる方々が、しっかり根づくようにしていただくほうがいいんじゃないかと思っています。市町村と連携しながら、しっかりやっていただきたいと思っております。

○川添主査　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　各課の説明、それに対する委員の質疑は終了いたしました。

最後に、総合政策部の決算全般について、総括的な質疑がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　ないようですので、以上をもちまして総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後２時39分休憩

午後２時49分再開

○川添主査　それでは、分科会を再開いたします。

令和５年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終

了した後にお願いいたします。

○山下宮崎国スポ・障スポ局長　令和５年度の決算につきまして、お手元の決算特別委員会資料に基づきまして御説明いたします。

資料３ページを御覧ください。

「宮崎県総合計画2023」のうち、宮崎国スポ・障スポ局に関連します主要施策につきまして、体系表にしております。この体系表に基づきまして、右側の施策の柱ごとに概要を御説明いたします。

人づくり分野についてということになっております。

スポーツの推進といたしまして、2027年に本県で開催されます国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に向け、開催準備を進めるとともに、主要スポーツ施設の整備を進めたところでございます。

また、天皇杯獲得に向けまして、宮崎国スポの時点におきまして、少年種別の主力となります、いわゆるターゲットエイジや社会人アスリートなどに支援を行いまして、本県の競技力向上に努めたところでございます。

次に４ページを御覧ください。

令和５年度の決算の状況についてであります。

宮崎国スポ・障スポ局全体としましては、この表の一番下の欄ですが、予算額98億8,287万1,000円、支出済額91億9,190万３円、翌年度繰越額６億5,651万4,339円、不用額が3,445万6,658円となりまして、執行率は93％で、翌年度への繰越額を含めますと99.7％です。

そのほか監査における指摘事項につきましては、宮崎国スポ・障スポ局関係はございません。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長　引き続き、資料４ページでございます。

総務企画課の決算額は、表の上から２行目にありますとおり、予算額２億7,750万5,000円に対しまして、支出済額２億7,596万165円、不用額は154万4,835円、執行率は99.4％となっております。

５ページを御覧ください。

当課の決算事項別の明細を記載しております。

このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

表の上から４行目の（目）企画総務費でありますが、不用額は154万4,835円であります。

この不用額の主なものとしましては、上から３つ目の（節）共済費でありますが、これは職員給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の事業主負担金率が引き下げられたことにより、執行残が生じたものであります。

次に、令和５年度の主要施策の成果について御説明いたします。

６ページを御覧ください。

人づくりの（１）スポーツの推進についてです。

「国民スポーツ大会開催準備」でありますが、県準備委員会において総会・常任委員会等の会議や、市町村・競技団体への説明会を開催いたしまして、大会開催に必要な準備活動を推進したところであります。

次のページの一番上の会場地の選定等につきましては、国スポ正式競技及び特別競技は、全38競技の会場地について、公開競技は、全７競技中６競技の会場地について、デモンストレーションスポーツは、37競技の実施とその会場地について、障スポ正式競技では全14競技の会場地について、県準備委員会として決定したところであります。

次に、広報活動につきましては、公募による大会イメージソングの制作や、大会公式ホームページ・ＳＮＳの開設、情報発信のほか、パネル展、出前講座、県政番組を活用した大会の周知や機運醸成のための広報活動を実施したところであります。

次に、競技役員の養成につきましては、競技団体が行います中央講習会等派遣事業や、県内講習会等開催事業等に対して、補助事業により支援を行ったところであります。

最後に、市町村別競技施設整備補助事業につきましては、各市町村で行う競技施設整備事業に対して支援を行ったところであります。

令和５年度は、門川町の軟式野球場フェンスラバー改修工事や、新富町のサッカー場の改修、都農町のホッケー場改修に伴う実施設計事業に補助金を交付したところであります。

○佐藤競技・式典課長　資料４ページを御覧ください。

競技・式典課の決算額は、表の上から３行目にありますとおり、予算額710万円に対しまして、支出済額651万4,543円、不用額は58万5,457円、執行率は91.8％となっております。

次に、９ページを御覧ください。

当課におきましては、目の不用額が100万円以上のもの、及び執行率90％未満のものはございません。

○財部施設調整課長　資料４ページを御覧ください。

施設調整課の決算額は、表の上から４行目にありますとおり、予算額90億2,764万6,000円に対しまして、支出済額83億5,574万7,669円、翌年度繰越額６億5,341万4,979円、不用額は1,848万3,352円、執行率は92.6％となっておりますが、翌年度への繰越額を含めますと99.8％となっております。

次に10ページを御覧ください。

当課の決算事項別の明細を掲載しております。

このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明をいたします。

表の上から４行目の（目）計画調査費であります。

不用額は1,848万3,352円であります。

この不用額のうち主なものとしましては、まず中ほどの委託料945万6,752円ですが、これはプール建設における令和４年度からの繰越事業について、プール西側の交差点の設計費が不用となったことによるものであります。

また、下から２行目の負担金・補助金及び交付金810万9,260円ですが、これは、陸上競技場整備における都城市への負担金の減によるものなどであります。

次に、令和５年度の主要施策の成果について御説明をいたします。

11ページを御覧ください。

人づくりの（１）スポーツの推進についてであります。

「県有スポーツ施設整備」でありますが、陸上競技場、体育館、プールにつきましては、建設中であり、ひなた県総合運動公園ラグビー場得点掲示板につきましては、更新工事の設計が完了したところでございます。

○横山競技力向上推進課長　資料４ページを御覧ください。

競技力向上推進課の決算額は、下から３段目にありますとおり、予算額５億7,062万円に対しまして、支出済額５億5,367万7,626円、翌年度繰越額309万9,360円、不用額は1,384万3,014円、

執行率は97%となっておりますが、翌年度への繰越額も含めますと97.6%となっております。

次に、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

14ページを御覧ください。

上から３段目にありますとおり、(目) 体育振興費の不用額が1,322万6,287円となっております。

主なものは、下から２段目の負担金・補助及び交付金1,070万4,299円でありますが、これは、ふるさと選手活動支援事業や、チームみやざき強化アドバイザー招へい事業において、関係機関との調整の結果、一部競技においてふるさと選手の派遣の中止があったほか、アドバイザーの招聘が実現しなかったこと等によるものであります。

決算事項の説明については、以上であります。

次に、令和５年度の主要施策の成果について御説明いたします。

15ページを御覧ください。

人づくりの１、文化・スポーツに親しむ社会づくりの（１）スポーツの推進についてであります。

主なものにつきまして御説明いたします。

16ページを御覧ください。

一番下にあります「みやざきの次代を担う少年競技力育成」では、県内高等学校の中から国民体育大会等での入賞実績があり、本県の競技力向上を牽引する運動部がある学校を競技力強化指定校として指定するとともに、同じく県内中学校の中から一定の実績を持つ運動部がある学校を競技力向上拠点校として指定し、遠征や合宿費用等の一部補助を行うなど、少年競技力の向上に努めたところであります。

次に17ページを御覧ください。

「チームみやざき強化アドバイザー招へい」では、県外の優秀な指導者を各競技団体が強化アドバイザーとして招聘する際の旅費等の支援や強化練習会等を開催する際の経費の支援を行うなど、指導者の養成や本県選手の競技力の向上に努めたところであります。

次に19ページを御覧ください。

「社会人アスリート等確保」では、無料紹介所である、ひむかアスリート・ジョブサポートセンターを設置し、県内外の競技実績のある有望アスリートに対し、県内企業団体等への就労支援を行ったほか、アスリートを雇用した企業に対し、雇用環境に関わる必要な経費の支援を行うなど、青年有望選手の確保に努めたところであります。

次に20ページを御覧ください。

「ターゲットエイジ強化プロジェクト」では、宮崎国スポ時に少年種別の主力となるターゲットエイジ、令和５年度の小学校５年生から中学校２年生の有望選手を指定し、遠征や合宿費用等の一部補助を行うなど、少年競技力の向上に努めたところであります。

今後とも宮崎国スポでの天皇杯獲得に向け、各競技団体や各学校と連携し、本県競技力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○川添主査　執行部の説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんか。ありませんか。

○黒岩委員　資料10ページのところなんですけれども、公有財産購入費というのがありますが、この内容を教えてください。

○財部施設調整課長　主にプールの建設に係る経費になります。

○黒岩委員　工事費ではなくて財産購入となっていますが、どういった財産なんでしょうか。

○財部施設調整課長　プールの事業はＰＦＩ事業になります。ＰＦＩの事業ですので、事業を行っている事業者がつくったものを購入するという形になるため、このようになっているということでございます。

○黒岩委員　私の記憶では、最終的な事業費が160億円ぐらいだったと思います。160億円のうち今回上がっているのが32億円ぐらいということなんですが、最終的には、160億円全てが公有財産購入費ということになるんでしょうか。

○財部施設調整課長　ここで詳細な中身の分配というか、御説明ができないんですけれども、購入費だけではなくて、指定管理料ですとか、光熱費の支払いといったものも含まれます。

○黒岩委員　ということは、この160億円のうちの公有財産購入費については、この32億円で終わりということの理解でいいんでしょうか。まだ出てくるんでしょうか。

○財部施設調整課長　後年度に分割して、各年支払う部分が出てきます。

○岩切委員　同じページなんですが、先ほどプール西側交差点の設計委託をしなくて済みましたという解説をいただきました。プール西側というと、施設の公道に接する部分のことなのかなと認識したんですが、それ以外のものもあるのか想像がつかないんですが、どの部分のことか、もう少し教えてください。

○財部施設調整課長　現在施工中の敷地の西側に接する進入路のことでございます。

○岩切委員　敷地の活用として進入路ですから、それなりのラインを引かないといけない、いわゆる設計をしないといけないと思うんですが、それが不要になったというところが少し理解し難かったんですが、教えてください。

○財部施設調整課長　プールの西側に県有地があるんですけれども、この県有地を売却するために総合政策課において公募をしておりました。オフィスや宿泊施設、文化交流施設といったものの応募を想定しており、交通量の増加を想定しての設計ということだったんですけれども、応募がなかったために一旦見送ったということでございます。

○岩切委員　当時は国スポが終わるまでどうですかというぐらいの話で止まっているんですけれども、売却を予定していたところがなかった。いずれにしても公道に接する部分の改良というか、変更があるんですが、もしかしたらその部分は道路管理者のほうがやるべきというような話になっているんでしょうか。

○財部施設調整課長　工事そのものは宮崎市が行うことにはなるんですけれども、県と市との協議の中で、開業後に交通量が増えて渋滞が起こるような状況があるようであれば、対策を検討するということにしております。

○川添主査　ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　以上をもちまして宮崎国スポ・障スポ局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後３時８分休憩

午後３時13分再開

○川添主査　分科会を再開いたします。

それでは、令和５年度決算について執行部の説明を求めます。

○米良会計管理者　会計管理局の令和５年度の決算の概要について御説明いたします。

決算特別委員会資料の３ページを御覧ください。

まず、課別の決算状況になりますが、会計課は、予算額４億4,074万4,000円に対しまして、支出済額４億2,116万1,483円で、不用額1,958万2,517円、執行率は95.6％となっております。

次に、物品管理調達課は、予算額１億3,777万9,000円に対し、支出済額１億3,623万2,331円で、不用額154万6,669円、執行率は98.9％となっております。

この結果、表の一番下の会計管理局合計は、予算額５億7,852万3,000円に対し、支出済額５億5,739万3,814円となり、不用額2,112万9,186円、執行率は96.3％となっております。

次に、４ページをお願いいたします。

会計課の令和５年度決算事項別明細説明資料になりますが、ここでは、各課の歳出予算における目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90％未満のものについて御説明させていただきます。

まず、表の上から３段目、(目) 一般管理費の不用額204万2,626円につきまして、その主なものは、一番下の段、共済費の151万9,539円でありますが、これは、令和６年１月31日付で職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が、令和５年４月１日に遡及して引き下げられたことにより、執行残が生じたものでございます。

次に５ページをお願いいたします。

表の一番上、(目) 会計管理費の不用額1,753万9,891円につきまして、その主なものは、下から４段目、役務費の1,559万7,505円でありますが、これは主に収入証紙の売りさばき人に対して支払う売りさばき手数料の執行残でございます。

なお、目における執行率が90％未満のものはありません。

続きまして、６ページをお願いいたします。

物品管理調達課になりますが、表の上から３段目、(目) 一般管理費の不用額106万7,637円につきまして、主なものは、一番下の段、共済費の56万5,543円でありますが、これは、会計課と同じく、職員給与に係る基礎年金拠出金の負担金率が遡及して引き下げられたことによる執行残でございます。

なお、目における執行率が90％未満のものはございません。

最後に、主要施策の成果に関する報告書、決算審査意見書及び監査における指摘事項につきましては、いずれも報告すべき事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○川添主査　執行部の説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○岩切委員　資料５ページの役務費、売りさばき手数料の執行残ということでございますが、手数料がここまで余るということは、売る予定だった証紙が相当売れなかったということになるんだろうと思うんですけれども、どういった内容のものが証紙として売れなかったかというようなところが分かれば、お教えください。

○坂下会計課長　証紙の売りさばきになりますが、具体的にどの分がというのは把握はしていないんですけれども、証紙の売上代金の予算額を27億8,000万円ほど準備していたんですけれども、結果として、決算額が23億2,000万円ほどに

なったということで、手数料の3.3%になりますが、その分が執行残になっています。

最近は、運転免許関係の講習における証紙が県の収入ではなくなったりとか、そういった動きがあるものですから、年々少しずつ減ってきているような状況になります。

○岩切委員　決算を見ながら、これからの県の行政をどうしていくかという議論になると、支払い方法が多種多様になってきている現代においては、証紙はいかにも手数を使うものになっているという議論は、ここ数年してきた思いがあります。

そういった意味では、30億円ほどの売上げ目標が数億円分減ったというのは、どこがどうだというのをしっかり把握した上で、それ以上に支払い方法が、証紙に頼らないものが適当なのか、証紙に頼るべきなのかというところを分析しないと、次の一手が打てないと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○坂下会計課長　収納につきましては、県民の利便性の向上という面から、いわゆるキャッシュレス決済の導入とかになりますけれども、公金収納方法の多様化を考えておりまして、現在のところ連絡調整課を通じて各課に説明して、協力を要請しているところであります。

公金収納方法につきましては、電子申請によって換金する電子納付とか、最近では、県税のほうが令和５年度からｅＬＴＡＸを使っています。ｅＬＴＡＸの納付書の中にＱＲコードが印字されておりまして、そのＱＲコードでキャッシュレス決済ができるとか、スマホでも納付できるとか、全国の金融機関でも扱えるなどもありますので、そういったｅＬＴＡＸの導入のほうを進めていくと考えております。

そして、窓口収納に関しましても、キャッシュレス決済について、どういった収納方法が可能かどうかを関係課へ意向調査しているところであります。

そういった取組を進めまして、今後、証紙の在り方も含めて、多様な公金収納方法の実施に向けて関係課と協議してまいりたいと考えております。

○岩切委員　この役務費10億円を目当てに暮らしているというか、仕事ができている団体も現実はあるんだろうと思うんです。交通安全協会だとか、何とか協会だとかですね。そのあたりを意識しながらも、基本はいろいろな手数料を納める側の県民の利便性というのが軸になりながら、本当にたくさんのことを考えないといけないと思うんですけれども、ぜひそういったものを検討して進んでいただけたらと思います。

○黒岩委員　物品調達の方法についてですが、金額によって相見積りでいったりとか、入札をしたりとか、いろいろ方法はあるんですけれども、当然いいものを安く買うというところなんでしょうが、例えば、日南市には王子製紙がありましてコピー用紙も作っていますけれども、そういう地元のものを優先的に使うとか、特例的なものはないんでしょうか。

○津野物品管理調達課長　基本的には、地元の企業の入札とか参加は、ほとんどそのような形でやっております。コピー用紙についても、環境に配慮したパルプだったり、そういうものを基にやっておりますので、地元のものが入ってきていると考えております。

○黒岩委員　例えば、発注の内部のルールとして、少し高いけれども地元だから使おうかとか、そういった運用というのはないんでしょうか。

○津野物品管理調達課長　コピー用紙に関しては、単価契約を年間で結んでおりまして、先ほど言いましたように環境に配慮したものになっていますので、基本的には、県内の業者から入っていると考えております。

それ以外に関しては、県内に支店とか本店があるところを中心に、特に見積り依頼160万円以下のものについては、そちらを優先して発注しております。そこが取り扱っていないものは入ってこないのがあるかもしれませんが、基本的には県内のものが中心に入ってきていると理解しております。

○山口副主査　先ほどの収入証紙のことなんですけれども、今年度の予算だと幾らぐらいの売上げを見込んだ上で作っているんですか。

○坂下会計課長　今年度も、前年度同額の27億8,000万円程度の売上げを見込んで予算を要求しております。

○山口副主査　実績としては、27億円まで行っていないわけですよね、27億円というのを入れたのは何か理由があるんですか。

○坂下会計課長　証紙については、免許の更新の期間が５年ごととかいろいろなケースがあるものですから、増減が若干あります。そういうことで、この27億8,000万円程度というのは、大体10年間の中の最大ということで予算を確保しています。

○山口副主査　分かりました。

あと、物品管理調達課のほうにお伺いしたいんですけれども、入札だったり相見積りだったりというところで、令和５年で一番発注額が安かったというんですか。1,000円でも相見積りにしたのか、それとも20万円ぐらいが相見積りとして一番下なんですよとか、一番下ってどのぐらいの額なんですか。

○津野物品管理調達課長　物品調達システムというのを運用しておりまして、基本的には業者に登録していただいて、コンピューター上でネットワークを通じて見積り依頼をするようにしております。

競争入札に登録してある業者に関しては、システムを使って全員に一斉に公平に見積り依頼が行くような形にしていますので、1,000円以下でも相見積りの依頼をしているものはございます。

○山口副主査　ルール上は何かあるんですかね。何万円以上だったら随意契約でもいいよとかいろいろあるかと思うんですけれども、そのあたりとの整合性などについて教えてください。

○津野物品管理調達課長　ルール上は、見積書は基本的に２者以上から取らなければなりませんが、３万円未満は省略可能となっております。また、10万円未満は１者の見積りでも可能となっております。

物品管理調達課で行っている調達は、物品管理調達システムを使っている関係で、登録されている業者に関しては公平に、こういう発注があったという情報も含めて行くような形となっております。そういうシステムを平成24年から構築している関係で、基本的には、３万円以下だから相見積りを取らないということではなくて、公平に業者の方に発注、入札、見積り依頼の機会を設けるために1,000円以下でも１万円でもやっております。

○山口副主査　私もよく分かっていないんですけれども、他課で何かしら購入するとかなった場合、その課で買うときは、３万円以下だったら自分たちの判断でやっているけれども、物品

管理調達課を通すと相見積りになるみたいなことが起き得るということですか。

○津野物品管理調達課長　基本的には、本庁各課、それから宮崎地区の出先機関の物品の発注は、全て物品管理調達課が行っております。

消耗品とか備品とかに関しては、今おっしゃったように相見積りを取る形になるんですけれども、各課で調達する、物品管理調達課が取り扱っていない適用除外のものとかになりますと、３万円という基準と10万円という基準を基に、見積りを依頼する業者を決定しているというのはあります。

○山口副主査　どこまで相見積りを取ればいいかは、かなり議論があるところだと思っています。１個1,000円のものを相見積りさせられるのもきついというように言っていらっしゃると、事業者から話を聞いたことがあります。

行政上のルールとしては、３万円未満は省略可能というところがあるじゃないですか。あえて厳しくと言ったらあれですけれども、３万円未満は業務上の効率化を取らずに厳しくやっているというのは何かあるんですか。何に基づいてそうしているのか分からない。ルールでは３万円以下は省略して大丈夫となっているのに、なぜここの課だけはそのルールに外れているのかというところの根拠がよく分かりません。

○津野物品管理調達課長　先ほど申しましたように、物品管理調達課では物品管理調達システムというのをつくっておりまして、「こういうものは入れられる」という登録をしていただいております。物品管理調達課で業者を選定する際に、物品を調達する業者もたくさんあって、30社ぐらい登録があるものですから、その中から１社を選ぶという作業が、宮崎市の場合は非常になかなか難しいということがあります。

物品管理調達システムであれば全部の業者にインターネットで行きますので、それで一番安いところに入れていただいているというのが実態です。消耗品なんかは取扱い業者も多いので、そういう方法で常に入れていただいているんですけれども、なかなか発注しないような物品に関しては、副主査がおっしゃったような意見も耳には入っておりますので、そこに関しては注意をしようかということは考えております。

今言ったように、その30社の業者から1,000円の物品を選ぶというルールは今のところうちのほうではありません。登録している業者には公平に出そうというルールの基にシステムを構築したものですから、そのような発注になっております。

○川口会計管理局次長　補足なんですけれども、低額のものについて、全ての業者に見積りを依頼するというのは、確かに今後検討していかないといけないなということで我々はやっております。業者もそういう入札の情報を見て、必ず札を入れないといけないとか、見積書を出さないといけないかというと、そうではなく、辞退もできますし、辞退することによってペナルティーを科すようなこともありません。

これについては、システムを変えるだけでも相当な経費がかかりますので、今後の改修だとか予算を見ながら、そういうシステム改修やルールも含めて検討していきたいと思っております。

○川添主査　ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それでは、以上をもちまして会計管理局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後３時33分休憩

午後３時35分再開

○川添主査　分科会を再開いたします。

それでは、令和５年度決算について執行部の説明を求めます。

○田村人事委員会事務局長　それでは、人事委員会事務局の令和５年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料３ページを御覧ください。

表の一番上の段、(款) 総務費でございます。予算額１億3,846万7,000円に対しまして、支出済額は１億3,634万6,187円であります。

この結果、不用額が212万813円、執行率が98.5％となっております。

次に、執行率が90％未満の目はありませんので、執行残が100万円以上の目について御説明いたします。

資料の４ページを御覧ください。

表の一番上の段、(目) 事務局費の不用額は204万2,723円となっております。

その主なものは、節の下から３段目、委託料の64万4,234円であります。これは、職員採用案内動画制作に関する業務や、給与勧告データシステムの改修に関する業務の委託料が、当初の見込みを下回ったこと等により執行残が生じたものであります。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、また、決算審査意見書に記載された審査意見及び監査における指摘事項はありません。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○川添主査　執行部の説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　では、以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後３時38分休憩

午後３時39分再開

○川添主査　分科会を再開いたします。

それでは、令和５年度決算について執行部の説明を求めます。

○坂元監査事務局長　それでは、監査事務局の令和５年度の決算の概要について御説明いたします。

資料右下の決算と書かれたページで説明を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

お手元の決算特別委員会資料２ページを御覧ください。

監査事務局の予算執行状況につきましては、一番上の（款）総務費の欄のとおり、左から予算額は１億8,048万8,000円、支出済額は１億7,756万7,902円、不用額は292万98円、執行率は98.4％となっております。

次に、執行率が90％未満の（目）はございませんので、執行残が100万円以上の（目）について御説明いたします。

３ページを御覧ください。

一番上の段、（目）事務局費の不用額が239万9,491円となっております。

主なものは、職員手当等や共済費などの執行残によるものであり、共済費につきましては、令和６年１月31日付で職員の給与に係る地方職

員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が、令和５年４月１日に遡及して引き下げられたことにより、執行残が生じたものであります。

主要施策の成果及び監査結果につきましては、特に報告すべき事項はございません。

決算に関する説明は以上でございますが、４ページと５ページの令和５年度の財務事務執行等に係る定期監査結果につきましては、監査第一課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○牛ノ濱監査第一課長　それでは、資料４ページを御覧ください。

令和５年度の財務事務執行等に係る定期監査結果について御説明をいたします。

決算特別委員会の各分科会におきまして、各部局が決算状況を報告する中で、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書における指摘事項等について、該当する所属から内容や対応状況を説明しているところですが、ここでは、各部局に対する定期監査の結果について総括する形で御報告をいたします。

まず、１、監査実施数でありますが、全ての監査対象機関に対し252回の定期監査を実施しており、令和５年度後期に現年監査として174回、令和６年度前期に前年の決算監査として78回を実施しております。

次に、２、定期監査における指摘事項等の件数についてでありますが、（１）年度ごと推移について、一番右の令和５年度の欄を御覧いただきますと、指摘事項が８件、注意事項が36件、意見が１件、計45件が是正または改善を必要とする事項となっております。

なお、参考としまして、合計欄の下に知事部局の件数を内数として括弧で記載をしております。

５ページを御覧ください。

（２）令和５年度指摘事項等の項目別の内訳につきましては、収入や支出、契約事務における誤りや遅れが多くなっており、その原因といたしましては、表の下の米印に記載のとおり、担当者の知識不足や失念、また、組織によるチェック体制の不十分さなどが主なものとなっております。

また、その右側の表、（３）部局別の内訳につきましては、監査対象機関数の多い部や県立学校を所管する教育委員会が多い状況となっております。

最後に、３、監査結果を踏まえた監査事務局の取組についてでありますが、（１）～（４）に記載のとおり、指摘事項等の公表及び庁内周知を行うほか、各所属が講じた改善措置状況の取りまとめやその公表を行っております。

また、適正な事務処理を行うために必要な対策や取組について意見を提出するとともに、関係各課との連携による事務処理の改善等を図っております。

さらに、定期監査や監査委員による部局長等意見聴取におきまして、前年度の監査結果を踏まえた取組状況について確認を行っております。

定期監査においては依然として初歩的な事務処理の誤り等が多く見つかっていることから、監査の結果が各部局の適正かつ効率的な事務の執行に十分活用されるよう、今後とも関係各課と連携しながら取り組んでまいります。

○川添主査　執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑はございませんか。

○山口副主査　監査の回数が252回ということで、昨年度の決算を見たら令和４年度は276回の

ようでした。回数の変化というのは、どこをやるかという計画によって､年度ごとで多少の出っ張り引っ張りがありますよという、その範疇ですよという理解でよろしいでしょうか。

○牛ノ濱監査第一課長　毎年度、全ての所属に対して１回は監査に入るという考え方は同じでございます。ただ、現年監査を行う場合と決算監査を行う場合がございます。以前だと、同じ年度に現年監査と決算監査が入ったりすることがあったりしたものですから、それをうまく整理した結果、少し回数が減ったということでございます。

○黒岩委員　公共事業の工事が終わったのにいつまでも支払いがないとか、そういったものが市町村で散見される場合があるんですけれども、こういったものまで監査の対象になるんでしょうか。

○牛ノ濱監査第一課長　ここに記載のとおり、支出事務等の遅れというのは、やはり対象になるということでございます。

○黒岩委員　そういった事例というのは、昨年度の監査ではあったんでしょうか。

○牛ノ濱監査第一課長　記憶にある範囲でございますが、予算執行伺とかの遅れは確認できているんですけれども、実際に予定していた支出の時期が遅れるということはございません。

○黒岩委員　行政手続法というのがありまして、例えば、いろいろなものが来たときに回答をいつまでにやりなさいとか、そういったものがあるんですが、これも監査の対象になるんでしょうか。

○牛ノ濱監査第一課長　財務に関することということになれば、やはり対象になるということでございます。

○丸山委員　資料４ページの定期監査における指摘事項の件数の推移を見させていただいたとき、令和元年度から令和５年度を見てみると少し少なくなっています。これは、内部統制制度がしっかり機能し始めて､内部のチェックがしっかりできるようになっているという見方をしていいのでしょうか。

○牛ノ濱監査第一課長　内部統制が令和２年度から執行されておりますので、その影響が大きいと考えております。

○丸山委員　内部統制制度が導入されていて、注意事項はなかなかそこまで減っていないというのは、そこまではできない内容ということなんでしょうか。

○牛ノ濱監査第一課長　確かに内部統制が始まる前後を比べると減ってはいるんですけれども、その後、もう５年近くたつのに、明確に減っていっているといった状況がなかなか確認できておりません。これは総務部ともいろいろ話すところではあるのですけれども、より周知が必要であり、そして職員の意識を高めていくという課題もあるのかなと思っております。

○川添主査　ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それでは、以上をもちまして、監査事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時、休憩いたします。

午後３時49分休憩

午後３時50分再開

○川添主査　分科会を再開いたします。

それでは、令和５年度決算についての説明を求めます。

○小牧事務局長　県議会事務局の令和５年度決算の概要につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の決算特別委員会資料３ページを御覧ください。

一番上の段の（款）議会費でございます。予算額11億1,328万3,000円に対して、支出済額10億9,853万8,912円、不用額1,474万4,088円となっております。執行率については98.7％であります。

次に、（目）の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

まず、上から３段目の（目）議会費であります。不用額が535万4,428円であります。

主なものといたしましては、１つ目に上から４段目の報酬の111万4,548円でありますが、これは議員の辞職による執行残でございます。

２つ目に、中ほどの旅費の335万4,148円でありますが、これは、応招旅費等の執行残であります。

４ページを御覧ください。

一番上の段の（目）事務局費であります。不用額が938万9,660円であります。

主なものといたしましては、１つ目に上から５段目の共済費の116万1,080円でありますが、これは、基礎年金拠出金の負担金率が改正されたことによる執行残でございます。

２つ目に、中ほどの旅費の130万3,579円でありますが、これは、随行に要する旅費の執行残であります。

３つ目に、下から５段目の委託料の350万1,758円でありますが、これは本会議及び各委員会の反訳委託費の執行残及び議会棟改修事業の移転業務に係る執行残であります。

４つ目に、下から３段目の工事請負費の186万3,677円でありますが、これは、議会棟改修事業の執行残であります。

そのほか、主要施策の成果に関する報告書、決算審査意見書及び監査における指摘事項等については、該当ございません。

○川添主査　事務局の説明が終了しました。委員の皆様から質疑はございませんか。

○岩切委員　資料４ページの随行に伴う旅費の執行残ということでございました。県の旅費規程を議会事務局も利用していらっしゃると思うんですけれども、職員の皆様の基準額と議員の基準額が若干違うと承知しております。

ただ、視察では同じホテルを利用されるのが一般的でございまして、そのあたりが御負担になっていないか常に心配しておりました。

また、食料費をどう認識するかなんですけれども、議員が現地で夕食等を取る際に職員が同伴いただいているのが一般的なんですけれども、御負担になっているのではないかと、そんな思いを持ちながらもこの間過ごしていました。

予算のこういう残が出ている状況であるとすれば、何らかの改善に充てられないかというような率直な思いを持ったんですが、いかがなものでしょうか。

○福島総務課長　視察等で宿泊するホテルにつきまして、規程上は議員と職員で単価は違うんですけれども、実際選んでいるホテルにつきましては、高額というか豪華なホテルに泊まっているわけではなく、むしろ職員のほうに合わせていただいているのかなというような気がしております。

食料費につきましても、夕食等につきましても、豪華なものを食べているということではなく、一般的な範囲内で一緒に食事を取らせてい

ただいているということで､そこまで負担になっているということではないと私自身は考えているところでございます。

○岩切委員　私個人は予備知識なくついていくばかりで、同行いただいて本当に助かっているんですが、職員の皆さんが経済的にも御負担になっているのであれば忍び難いと思っていたんです。旅費予算にこれだけ執行残があるというようなことだったもんだから、あえて尋ねました。そういう事情であれば、特に問題ないと理解させていただきました。

また、課長のほうから御答弁いただきましたけれども、現に同伴する職員の皆さんから意見聴取いただいて、必要な場合には様々な工夫を局長からいただきたいと思います。

○山口副主査　議員寮の維持管理費と議長公舎の維持費というのは、これの中に入っているのでしょうか。どこの項目で出ているのですか。

○福島総務課長　（目）事務局費の委託料の中に議員寮管理委託ですとか議長公舎に係る守衛業務が入っております。

○黒岩委員　関連なんですけれども、この委託料というのは、清掃されたりとか受付されたりとかはそうなんでしょうけれども、改修したりとか、財産そのものの管理は、財産総合管理課が管理しているということでよろしいんですか。

○福島総務課長　議員寮につきましては、議会事務局、議会のほうで管理しているということでございます。

○黒岩委員　議長公舎はどうなんですか。

○福島総務課長　議長公舎につきましても、議会のほうで管理しております。

○黒岩委員　ということは、改修が必要な場合には工事請負費とか、そういったものが出てくるということになるんでしょうか。

○福島総務課長　はい、おっしゃるとおりでございます。

○坂本委員　議長公舎の話が出ましたので、議長車というのはどこに入っているんでしょうか。

○福島総務課長　更新前の議長車の係る経費としましては、事務局費の中の公課費で、重量税とかこういったところの経費は入っております。今年度更新した分については、来年度でございます。

○川添主査　ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それでは、以上をもって議会事務局を終了いたします。

お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後４時０分休憩

午後４時２分再開

○川添主査　それでは、分科会を再開いたします。

まず、採決についてでありますが、10月２日の午後１時に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。

午後４時２分散会

令和６年10月２日（水曜日）

午後０時58分再開

出席委員（６人）

主	査	川 添 博
副 主	査	山 口 俊 樹
委	員	丸 山 裕次郎
委	員	坂 本 康 郎
委	員	岩 切 達 哉
委	員	黒 岩 保 雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	春 田 拓 志
議事課主任主事	上 園 祐 也

○川添主査　それでは、分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決の前に賛否も含め、御意見があればお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後０時59分休憩

午後０時59分再開

○川添主査　分科会を再開いたします。

それでは、これより採決に入りますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それでは、議案第22号についてお諮りいたします。原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　御異議ありませんので、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子（案）についてであります。

主査報告の項目及び内容について、御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後０時59分休憩

午後１時０分再開

○川添主査　分科会を再開いたします。

それでは、主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それでは、そのようにいたします。

その他で何かございませんか。

暫時休憩いたします。

午後１時０分休憩

午後１時16分再開

○川添主査　それでは、分科会を再開いたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　以上で分科会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後１時16分閉会

署　名

総務政策分科会主査　　川　添　　博

令和６年９月定例会

厚生分科会会議録

令和６年９月30日～10月２日

場　所　第１委員会室

令和６年９月30日（月曜日）

午後０時59分開会

会議に付託された議案等

○議案第22号　令和５年度宮崎県歳入歳出決算の認定について

○議案第26号　令和５年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

出席委員（６人）

主査	山内佳菜子
副主査	山内いっとく
委員	山下博三
委員	野﨑幸士
委員	齊藤了介
委員	井本英雄

欠席委員（１人）

委員	坂口博美

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

病院局

病院局長	吉村久人
病院局医監兼県立宮崎病院長	嶋本富博
病院局次長兼経営管理課長	高妻克明
県立宮崎病院事務局長	佐々木史郎
県立日南病院長	原誠一郎
県立日南病院事務局長	湯地正仁
県立延岡病院長	山口哲朗
県立延岡病院事務局長	吉田秀樹

福祉保健部

福祉保健部長	渡久山武志
福祉保健部次長（福祉担当）	津田君彦
福祉保健部次長（保健・医療担当）	市成典文
こども政策局長	長友修一
衛生技監	椎葉茂樹
部参事兼福祉保健課長	久保範通
指導監査・援護課長	新村仁志
長寿介護課長	島田浩二
医療・介護連携推進室長	廣池修次
障がい福祉課長	牧浩一

事務局職員出席者

議事課主幹	黒田真紀
政策調査課主査	藤原諒也

○山内主査　ただいまから決算特別委員会厚生分科会を開会いたします。

本日の分科会の日程の前に、本日は坂口委員が所要により欠席されるとのことですので届出がありました。御了承ください。

まず、分科会の日程についてであります。

日程案につきましては、御覧のとおりでありますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査　それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方針についてであります。

審査方針につきましては、決算特別委員会において決定のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、先ほど開催されました主査会の協議内容について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。

分科会審査説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて、また、主要施策の成果は、主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましては、よろしくお願いいたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた場合、ほかの分科会との時間調整を行った上で質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしくお願いいたします。

次に、審査の進め方ですが、福祉保健部のみ３班編成とし、班ごとに説明及び質疑を行い、最後に部全体の総括質疑を行いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後１時１分休憩

午後１時２分再開

○山内主査　分科会を再開いたします。

それでは、令和５年度決算について、病院局の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○吉村病院局長　当分科会に御審議をお願いしています議案について、概要を御説明いたします。

お手元の令和６年９月県議会定例会提出議案（議案第22号～第26号）の目次を御覧ください。

このうち、病院局関係の議案は、議案第26号「令和５年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」の１議案でございます。

同じ議案書の９ページを御覧ください。

令和５年度宮崎県立病院事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第４項の規定により、議会の認定に付するものであります。

令和５年度の決算につきましては、純損益が42億8,384万円余の赤字となりまして、赤字額は過去最大となりました。詳細につきましては、この後、次長から御説明いたします。

令和５年度は、新型コロナの病床確保料の減額、全国的な患者数の低迷、近年の物価の高騰や賃金の急激な上昇など、大変厳しい事業環境となりました。

このような中、今後、県立宮崎病院再整備や電子カルテシステム更新など大型投資に係る企業債償還に伴い、収支が悪化し、運転資金の不足が見込まれましたことから、当面の財務強化といたしまして、令和６年度に一般会計から50億円の貸付けを受けることとなったところであります。

また、50億円の貸付けに当たっては、知事部局のチェック体制を強化するため、県立病院事業点検プロジェクトチームが設置されております。先般、令和５年度決算や、これまでの経営改善の取組等について、プロジェクトチームの確認を受けましたので、点検を受けた立場として結果を報告させていただきます。

なお、経営改善に向けましては、昨年度改定しました「宮崎県病院事業経営計画2021」に基づきまして、収益確保と費用削減の取組を進めながら、早期の黒字化を達成し、借入金を着実に返済してまいります。

診療報酬の改定後も、物価高や賃金の上昇は継続しておりまして、引き続き病院事業を取り巻く環境は大変厳しいものでありますが、今後とも医師確保など必要な体制を充実させ、医療の質の向上を図りながら、本県の中核病院としての役割と機能を果たしてまいりますので、委員の皆様方の御指導をよろしくお願いいたします。

○高妻病院局次長　それでは、決算特別委員会資料に沿って説明いたしたいと思います。

まず、私から、病院事業全体について説明をします。その後、各病院の決算について、各事務局長から説明いたします。

資料の３ページでございます。

概要です。枠で囲んであるところを御覧いただきたいと思います。純損益ですが、42億8,000万円余の赤字でございまして、２年連続でございます。

以下、特徴について申し上げます。６点です。

１点目、旧宮崎病院解体に伴う特別損失19億6,000万円余の計上によりまして、赤字額は過去最大になっております。

２点目です。患者数は減少したものの、入院・外来の収益は、対前年度18億8,000万円余増加しています。

３点目です。物価高騰や賃金の上昇によりまして、費用――給与費、材料費、経費でございますが、対前年度16億3,000万円余増加しています。このため、入院・外来収益増の大部分は、費用の増加で相殺された形となっています。

４点目です。新型コロナ病床確保料を除いた経常損益は、対前年度11億円余の改善です。

５点目です。実質的な資金残高の損益勘定留保資金等残高――損益勘定留保資金と退職給付引当金の合計額ですけれども、24億4,000万円余で、対前年度22億円余の減。

６点目です。いわゆる運転資金の現金預金残高は24億6,000万円余で対前年度７億7,000万円余の減であります。

下の表でございます。「宮崎県病院事業経営計画2021」の収支計画と決算見込みとの比較です。

表の一番左の純損益は約6.5億円程度上振れしています。これは、収支計画の見込みよりも収入において4.5億円ほど多く、支出において２億円ほど少なかったことによるものであります。

また、右から２列目、損益勘定留保資金等残高でございますけれども、計画より10億円余改善していること、また、その左、現金預金残高は24億円余上振れている状況です。これは、実質的な資金残高の10億円余の改善と、年度間の３月と４月に支払額の違いがありますが、こういったものが反映された結果でございます。

４ページでございます。

収益的収支の状況です。枠囲みの中については、先ほどの説明のとおりでございます。表に、説明という列がございます。こちらに増減理由等を示しております。

まず、収益についてでございます。入院収益、外来収益はいずれも患者数は減少はしましたが、単価の増により増加しています。その一方で、一般会計繰入金については、病床確保料が大幅に減少しています。

次に、費用についてです。費用のうち、給与費については、医療スタッフの増や給与改定によりまして増加しています。

また、材料費は、高額医薬品の使用増等によりまして増加していまして、経費につきましても、新病院整備に伴い、新たに取得しました医療機器の保守業務委託の開始等によりまして増加しています。

なお、一番下の資金収支――説明の列の一番下ですけれども、表の下から３行目に、償却前損益２億5,000万円余があります。こちらが赤字であります。その下――後ほど説明はしますが、資本的収支の25億円余も赤字になりますけれども、合計額27億5,000万円余の赤字を、損益勘定留保資金等で補塡しているということになります。

令和５年度につきましては、この償却前の赤字が生じました。これは18年ぶりに生じたものでございまして、こういったところも実質的な資金残高の減少要因となっているということであります。

５ページでございます。

患者数です。延べ入院患者数、延べ外来患者数、いずれも前年度よりも減少しています。コロナ禍前の水準には達していません。延べ入院患者数は、県立宮崎病院と県立日南病院で増加しましたが、県立延岡病院で減少しています。

また、外来患者数は、県立延岡病院で増加したものの、県立宮崎病院と県立日南病院で減少しています。

６ページでございます。

病院ごとの状況でございます。

県立宮崎病院が30億2,000万円余の赤字、県立延岡病院が３億1,000万円余の赤字で、12年ぶりとなります。県立日南病院が９億3,000万円余の赤字でございます。

７ページ、資本的収支でございます。

収支差は25億円余の支出超過でございます。これも説明の欄に主な説明理由等を示しています。

まず、収入についてですが、一般会計負担金が県立宮崎病院の再整備に係る企業債償還金の増によって増加しています。しかし、支出については、改築整備費が県立宮崎病院再整備に係る工事の減により減少する。その一方で、その他改良工事費、資産購入費が県立延岡病院の心臓脳血管センターの整備や県立日南病院のＭＲＩ更新によりまして、増加しています。

８ページでございます。

３の企業債の状況です。

企業債の発行額は27億5,000万円余です。

その内訳は、県立宮崎病院の再整備や各病院の施設改修等の建設改良工事に12億2,000万円余、各病院の医療器械や施設備品購入に９億5,000万円余、電子カルテシステム改修に５億8,000万円余を充てております。当年度の償還額は46億9,000万円余で、令和５年度末の未償還残高は450億8,000万円余でありまして、前年度末残高と比較しますと19億3,000万円余減少しています。

９ページでございます。

４の比較貸借対照表でございます。

これはストックの変動も含めて、年度末時点における財務状況を明らかにするものでございます。

表の左側、資産の部です。一番下の資産合計は737億5,000万円余で、前年度より37億8,000万円余減少しています。

要因は、主に２つでございます。１つ目は、固定資産のうち有形固定資産の上から２行目、建物の32億8,000万円余の減少――旧宮崎病院の解体による資産除却等によるものです。

２つ目です。流動資産の８億5,000万円余の減少です。その要因は、現金預金と未収金の減少でございます。現金預金の減少理由については、先ほどの説明のとおりでありますけれども、未収金の減少の理由については、新型コロナ病床確保料の廃止等に伴う減少などとなっております。

なお、未収金ですけれども、61億1,000万円余となっています。このうち約57億円は診療報酬の部分でございます。請求から支払いまでタイムラグが生じるものでありますので、既に収納済みとなっております。

また、内訳に記載しております医業未収金については、患者負担分の過年度の未収金です。

徴収や、その未然防止のために、各病院への未収金徴収員の配置、また患者に対する生活保護や医療費助成制度等の説明などの取組を行っています。

さらに、回収困難な案件については、弁護士法人に委託しているところであります。

次に、表の右側、負債の部でございます。負債の合計は、前年度より５億円余増加しています。

主な要因は２つでございます。

１つ目は、固定負債のうち、企業債の借入れが16億5,000万円余減少したことであります。これは県立宮崎病院再整備事業の減少によるものです。

２つ目は、流動負債でございまして、５行目に未払金がございます。12億2,000万円余増加しております。これは、現金預金と同様の話ですが、年度間の工事費や委託料の支払時期に、繰越し等の関係もありまして、差が出てまいります。そういったことによるものでございます。

この結果、資本の部の資本合計は、前年度より、収益的収支で申し上げました純損益分であります42億8,000万円余が減少しています。

10ページでございます。

５の一般会計負担金の推移です。

これは政策的な事業を実施するための補助金と経営基盤の強化のための繰入金の合計額になります。

対前年度で一番右でございますけれども、比較しますと17億4,000万円余減少しています。その原因につきましては、主に、オレンジ色の部分の新型コロナ病床確保料が補助金になりますけれども、それが大幅に減少したためでございます。

次に、濃い青色の部分が繰入金でございます。これは、診療報酬や企業債の発行というような病院企業の収入をもって充てることができない費用について、国が定める基準に基づいて、一般会計が負担するものです。

県立宮崎病院再整備に係る企業債の償還増に伴いまして、対前年度６億8,000万円余増加しています。濃い青の部分は増えているということでございます。

11ページでございます。

６のキャッシュ・フロー計算書です。

この計算書は、損益計算書上の収支と、実際の現金の収支が未収金や未払金の影響によりまして一致しないことがございます。そういったことなどから、事業活動と現金預金――いわゆる運転資金ですけれども、こちらの関係を明確にするために作成しているものであります。

表の右下の青色で塗った３行ですけれども、令和５年度の現金預金は、全体で７億7,000万円余減少しています。期末残高は24億6,000万円余となっています。

12ページでございます。

今申し上げた金額の推移でございますけれども、７、内部留保資金の推移であります。実質的な資金残高であります損益勘定留保資金等の残高は24億4,300万円で、対前年度22億700万円の減となっています。令和５年度と令和４年度を比較した場合、青い部分の差があるということであります。

また、運転資金である現金預金残高は、キャッシュ・フロー計算書のとおり24億6,800万円でございまして、対前年度７億7,500万円余の減でございます。

グラフを御覧いただきますと、新型コロナ病床確保料の多額の未収金は主に第４四半期分が年度をまたいで交付される。そういう仕組みで

ございましたので、その計上の関係もありまして、令和２～４年度の間は、実質的な資金残高が運転資金を10～20億円程度上回っていたことが見てとれます。

13ページでございます。

病院事業会計の状況でございます。

これは先ほど来、説明しておりますけれども、収益的収支――左側ですけれども、２億5,000万円余です。資本的収支――右側ですけれども、25億円余の資金不足が生じていまして、ある意味、基金的なものでございますけれども、損益勘定留保資金等で補塡しています。そのイメージを図示したものでございます。

14ページでございます。

令和５年度の事業実施状況です。

ここでは、今年度の常任委員会で、まだ説明を申し上げていない２の人材確保・育成について説明します。

（２）の専攻医研修資金貸与事業は、県立延岡病院、県立日南病院の医師確保のために、臨床研修を終えた後期研修医に、研修資金を月15万円貸与して、一定期間どちらかの病院に勤務をすれば返還が免除されるというものであります。昨年度は、５人に貸与しました。

（３）研修医・看護師確保事業です。これにつきましては、県内外で説明会などに取り組みますとともに、県立延岡病院と県立日南病院の体制強化のために、看護師地域枠採用試験を行っています。

その実績としましては、医師のほうですけれども、初期臨床研修医を今年４月に26人、看護師地域枠につきましては、昨年の10月と今年の４月を合わせて県立延岡病院で８人、県立日南病院で３人を採用しました。

（４）看護師等医療スタッフの人材育成事業につきましては、医療スタッフの資質向上のため、認定看護師等の専門資格の取得を引き続き支援しています。

15ページでございます。

「宮崎県病院事業経営計画2021」における事業全体の臨床・経営指標の目標と実績値でございます。この掲げている指標は、いずれも病院の収益性を見る代表的なものでございます。

指標を説明しますと、経常収支比率は、経常費用に対する経常収益の割合でございます。医業収支比率は医業費用に対する医業収益の割合です。そして、修正医業収支比率は、一般会計負担金等を除いた医業費用に対する医業収益の割合です。令和５年度の目標値比較では、それぞれ1.6～1.8ポイント上回っているところではあります。

16～17ページにつきましては、これまでの委員会でも御説明申し上げてきたところでございますので省略させていただきたいと思います。

○佐々木県立宮崎病院事務局長　県立宮崎病院の決算状況につきまして御説明いたします。

同じく、決算特別委員会資料の18ページを御覧ください。

まず収支、損益に関する結果から、ポイントといたしまして、上段の四角囲みのところでございます。病院事業収益から病院事業費用を差し引いた令和５年度の純損益は30億2,977万円の赤字となっております。これは、旧宮崎病院の解体に伴いまして、特別損失19億6,028万円を計上したことが主な要因でございます。

また、同じく解体に伴う特別利益２億598万円及び新型コロナ病床確保料２億7,904万円を除いた経常損益で比較いたしますと、前年度に比べて11億3,375万円の改善となっております。

収益費用の増減について、下の表を御覧くだ

さい。病院事業収益は、最初の行にありますように187億7,343万円余で、新型コロナ病床確保料が大きく減少したものの、入院・外来収益の増等によりまして、前年度比６億9,071万円余、約3.8％の増となっております。

このうち、入院収益は、２行目でございますけれども105億9,005万円余で、患者数、単価ともに増加したことによりまして、前年度比６億3,008万円余、6.3％の増、さらに、３行目でございますけれども外来収益は46億2,270万円余で、患者数は減少したものの、単価の増によりまして、前年度比３億4,722万円余、8.1％の増となっております。

病院事業費用は、表の中ほどにございますけれども、218億320万円余で、前年度比23億4,334万円余、12％の増となっております。増額となりました費用の主な内訳といたしましては、さきに申し上げました特別損失のほか、上から給与費が職員数の増や給与改定によりまして３億4,204万円余の増、材料費が患者数の増に伴う薬品費等の増によりまして２億8,420万円余の増、経費が新たに取得した医療器械の保守委託業務の開始等によりまして１億7,270万円余の増となっております。

続きまして、19ページの表を御覧ください。

令和５年度の患者の状況でございます。

入院の延べ患者数は、最初の行にありますとおり13万6,410人で、外科のがん患者、小児科の肺炎患者等の増によりまして、前年度に比べて803人の増となりました。

上から４行目、患者１人１日当たりの入院収益は７万7,634円で、高度な手術の割合の増等により、前年度に比べて4,187円の増となっております。

外来の延べ患者数は、15万5,904人で、小児科・内科等で新規患者が減少したことと、地域連携によりまして、再来の患者が減少したことによりまして、前年度比3,072人の減となりました。

外来の部分の４行目、患者１人１日当たりの外来収益は２万9,651円で、外来化学療法の実施件数の増等によりまして、前年度に比べ、2,757円の増となっております。

次に、20ページをお開きください。

「宮崎県病院事業計画2021」における経営指標等につきまして、主なものを御説明してまいります。

まず、目標設定指標につきましてでございます。３の紹介率につきましては89.3％、目標には0.7ポイント達しておりませんが、地域の医療機関との連携強化をしておりまして、４の逆紹介率101.2％とともに、昨年度よりは大きく向上してきているところでございます。５の経常収支比率93.6％、６の医業収支比率84.1％、７の修正医業収支比率82.2％、ともに前年度及び目標を上回っているところでございます。

続きまして、次の21ページを御覧ください。実績管理指標につきましてでございます。

表中の３、救急患者数は7,322人、４の救急車受入件数は4,758件で、昨年度よりそれぞれ579人、243件の減ではございますが、おおむねコロナ禍前の水準となっております。今後とも「断らない救急」を目指しまして、体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

このほか、給与費、材料費、経費の費用自体は増加しておりますが、入院・外来収益が増加したことにより、11の給与費の対修正医業収益比率が55.5％と、昨年度比1.6ポイント改善しております。価格交渉等の費用節減効果といたしまして、12の材料費・経費の対修正医業収益比率が49.4％と、昨年度比0.3ポイント改善してい

るところでございます。

○吉田県立延岡病院事務局長　それでは、県立延岡病院の決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の22ページをお願いいたします。

病院事業収益から病院事業費用を差し引きました令和５年度の純損益は３億1,884万円余の赤字となっております。

病院事業収益は、最初の行にありますとおり、131億9,540万円余でございます。その内訳ですけれども、２行目、入院収益は85億5,635万円余で、内科をはじめとします入院料の増加等によりまして、前年度と比べ５億4,600万円余の増となっております。また、３行目、外来収益は26億5,124万円余で、高額な投薬を行います化学療法に伴う診療収入の増等によりまして、前年度と比べ8,300万円余の増となっております。

次に、４行目、一般会計繰入金ですけれども、12億9,244万円余となりまして、前年度と比べ８億8,800万円余の減となっています。これにつきましては、新型コロナ病床確保料の受入れが、前年度と比較して８億4,940万円余の減となったことが主な要因でございます。このことから、病院事業収益は、前年度に比べまして、額にして２億6,120万円余、率にして1.9％の減となっております。

病院事業費用につきましては、表の中ほどになりますけれども135億1,424万円余でございます。その内訳ですけれども、次の行の給与費は59億8,115万円余で、職員数の増や給与改定等によりまして、前年度と比べ３億8,387万円余の増となっております。また、その次の行の材料費ですけれども37億7,598万円余で、高額な治療薬の購入数の増加等によりまして１億7,439万円余の増となっております。

このことから、病院事業費用は、前年度に比べ６億9,332万円余、率にして5.4％の増となっております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

令和５年度の患者数の状況でございます。

入院の延べ患者数は９万4,537人で、産婦人科の患者数が減少したことなどによりまして、前年度に比べ6,850人の減となっております。また、患者１人１日当たりの入院収益は９万508円で、前年度に比べまして１万1,500円余の増となっております。

次に、外来の延べ患者数は10万1,297人で、歯科口腔外科や皮膚科の患者数が増加したことなどによりまして、前年度に比べ1,394人の増となっております。

また、患者１人１日当たりの外来収益は２万6,173円で、前年度に比べ468円の増となっています。

続きまして、「宮崎県病院事業経営計画2021」における経営指標等について、主なものを御説明いたします。

24ページをお願いいたします。

目標設定指標の表でございます。

令和５年度の実績について、主な指標としましては、５の経常収支比率は目標値97.8％に対して97.6％、６の医業収支比率は目標値91.7％に対して91.4％となりまして、目標をほぼ達成した状態でございます。

また、８の稼働病床利用率は、目標値71.5％に対しまして66.6％、９の１日当たりの入院患者数は、目標値274人に対して258人、10の１日当たりの外来患者数は、目標値422人に対して417人となっておりまして、目標に至っていない指標もございますので、下回っている指標については、目標をクリアできるよう取組を進めてま

いります。

25ページをお願いいたします。

実績管理指標の表でございます。

８、平均在院日数については11.1日と、前年度より0.4日短縮しておりまして、患者１人１日当たりの入院収益の引上げ要因となっております。10、後発医薬品の使用割合につきましても95.6％と高い水準を維持しております。

このほか、13、医師数は、前年度から２人の増、15、総看護師配置数は６人増、18、臨床研修医受入数は２人の増となっております。

○湯地県立日南病院事務局長　資料の26ページを御覧ください。

まず四角囲みの部分ですが、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた令和５年度の純損益は９億3,524万円の赤字となり、前年度に比べ、５億260万円余の収支悪化となったところであります。

主な要因としましては、新型コロナ病床確保料が５億7,648万円余の減となったことによるものでありますが、その分を除いた経常損益につきましては、前年度比で7,388万円の改善となっております。

収益及び費用の増減につきましては、下の表を御覧ください。病院事業収益は、赤で囲んだ部分の一番上の行にありますとおり、61億9,054万円余で、前年度に比べ３億1,044万円余、率にして4.8％の減となっております。

このうち、入院収益は37億5,155万円余で、患者数、単価ともに増加したことにより、前年度比で２億2,625万円余の増となりました。

また、外来収益は12億767万円余で、患者数は減少したものの単価の増により、前年度比で4,782万円余の増となりました。

次に、一般会計繰入金ですが、新型コロナ病床確保料が減額となったことに伴い７億6,245万円余となり、前年度比で６億９万円余の減となりました。

病院事業費用は、表の中ほどになりますが71億2,577万円余で、前年度に比べ１億9,216万円余、率にして2.8％の増となっております。

主な要因としましては、給料や手当等が増加したことに伴い、給与費が8,596万円余の増となったことや、患者数の増に伴う薬品費及び診療材料費の増加により、材料費が6,859万円余の増となったことなどによるものです。

次に、27ページの表を御覧ください。

令和５年度の患者数の状況ですが、赤で囲んだ部分、入院の延べ患者数は６万6,705人で、外科の腸疾患患者、泌尿器科の膀胱がん患者の増等により、前年度比で3,080人の増となりました。また、４行目の患者１人１日当たりの入院収益は５万6,241円で、前年度比で834円の増となりました。

次に、外来の延べ患者数は８万3,506人で、内科、小児科等の再来患者数の減等により、前年度比で600人の減となりました。また、１番下の行、患者１人１日当たりの外来収益は１万4,462円で、前年度比で672円の増となりました。

次に、資料の28ページを御覧ください。

「宮崎県病院事業経営計画2021」における経営指標等について、主なものを御説明します。

まず、目標設定指標についてですが、区分の欄の上から５番目、経常収支比率の令和５年度の実績値が86.9％、医業収支比率が75.2％となりました。いずれも目標値を少し上回る数値となりました。また、８の稼働病床利用率が64.9％、９の１日当たりの入院患者数が182人、10の１日当たりの外来患者数が344人となり、ほぼ目標値どおりとなっております。

次に、資料の29ページを御覧ください。

実績管理指標についてですが、区分の欄の上から８番目、平均在院日数につきましては、14.8日と昨年度より0.7日短縮しており、患者１人当たりの入院収益が増加した要因となっております。また、10の後発医薬品の使用割合につきましては96.7%と、高い水準を維持しております。

このほか、11の給与費の対修正医業収支比率は73.0%と、前年度比で2.3ポイント改善し、12の材料費・経費の対修正医業収支比率は49.2%と、前年度比で0.5ポイント改善しております。

○高妻病院局次長　最後に30ページを御覧ください。

監査結果報告書指摘事項等についてです。

このたびの監査におきまして、病院局では、事務手続に係る指摘、注意はございませんでしたが、経営に関して御意見をいただきました。

内容は、「早期に黒字化が図られるよう、より一層強い危機感を持ちながら経営改善に取り組むことを求める」とのことでございます。

収益確保と費用節減等の経営改善に対する具体的な取組につきましては、先ほどの説明のとおりですが、さらに各病院での経営会議等を通じまして、各職員が県立病院の使命や経営状況、一人一人の取組の重要性などの認識を深めています。

今後とも、病院局全体で医療の質を確保しつつ、経営改善を着実に進めてまいります。今回の監査における意見を真摯に受け止めまして、冒頭、局長の説明のとおり、令和12年度の経常損益の黒字化、それから、借入金の償還開始、この経営計画を、強い決意を持って実現してまいりたいと考えております。

○山内主査　執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

○井本委員　県立延岡病院は、長い間、ずっと黒字で、私は「県立延岡病院だけは黒字だ」と言ってたんです。今回赤字になったことは、今の説明の中にも入っていたんだろうけれども、もう一回、その辺を聞かせてください。

○吉田県立延岡病院事務局長　収益自体は非常に上向いておりますけれども、物価高騰がかなりのウエートを占めておりまして、職員の人件費もかなり上がっており、収益をカバーし切れなかったのが主原因だと考えております。

○井本委員　新しい機器や機材をいろいろ入れたのは、あまり影響していないのですか。

○吉田県立延岡病院事務局長　投資をさせていただきまして、いろいろそろえているところではございます。新しい器械に関しましては、人材育成と患者への周知に時間がかかるところでございまして、力は尽くしておりますけれども、短期的な成果としては、まだ見えていないという状況と思います。

○井本委員　３億円の赤字というのは、スケールからすれば大きいといえば大きいのだけれども、今後の改善策はある程度見えているのですか。

○吉田県立延岡病院事務局長　延岡地区は人口減少がかなり激しいところでございますし、急性期に関しては、例えば60代、70代が患者のボリューム増になりますけれども、減少していくような状況があります。いろいろ投資を認めていただいておりますので、域外に出ている患者を域内にとどめておくよう取り組んでまいりたいと思っております。

○井本委員　一時期は県立延岡病院も、とにかくコンビニ受診とかといわれて、麻酔科の先生たちが一遍に辞めたりして、我々県議会議員も

本当に一生懸命になって、とにかく市民に「風邪ぐらいでしょっちゅう県立延岡病院に行っちゃいけない」ということで、随分浸透して大分よくなったんですけれども、ここに来て、少し緩みが出たんじゃないかと思って心配しているところです。ひとつよろしくお願いします。

○山下委員　社会的な責任を負う公の病院で、令和元年に新型コロナが出てきて、スタッフの皆さん方や医者の先生方、大変な経験をされて、ここまで来られました。新型コロナが令和元年に発生して約４年間、皆さん方はいろんな問題に立ち向かってこられただろうと思うんです。

病院事業会計では、この４年間で国から新型コロナ補助金が支給されてきた。その中で、人件費を見ながら経営をされてきただろうと思うんですが、新型コロナから明けて、令和５年度の収支で非常に厳しい数字が出てきたということで、新たな借入れも提案されました。

今回、令和５年度の決算ですが、院長先生方がコロナ禍を体験して、未曽有の新型コロナとの闘いの中でどうすればよかったかとか、病院の経営の中でこういう点を努力しておけばよかったとか、何か気づかれたものがあれば、お聞かせください。

○嶋本病院局医監兼県立宮崎病院長　医療の世界に関しても、いろんなことが日々刻々動いているもので、毎日反省しては改善していますけれども、現場としてはかなり学びながら努力していると思います。

ただ、不足している点で考えると、今まで以上に病気が多様化している中で、また、これから介護が増えるときに、周囲の医療機関、介護施設、それを支える診療所、それから有床診療所も含め、お互いの連携をもっと密に――県立宮崎病院だけ、基幹病院だけでは医療が動かない状況に疾病構造が今変わっているので、そこをいかにこれから動かしていくか、逆に言えば、それを動かすことによって、県立３病院の必要性は高まるし、同時に、効率化――と言ってよろしいのか――ができて、機能分化が進んでいくことによって経営も改善して、信頼性も回復していくのではないかとは思っているところであります。

○山口県立延岡病院長　一番遠い県立延岡病院の場合、コロナ禍において痛感したのは、医療スタッフに余裕がないということでした。１つ病棟を閉鎖して感染対策を行うのに人員が非常に多く要ります。救急の対応にもスタッフが必要になります。

そのため、本来あった小児科病棟を閉鎖して、そこのスタッフを感染症病棟と救急外来に振り分けざるを得ないような状況になりました。

医療スタッフも数的に厳しい状況ですので、そういった感染症対策を考えた場合には、ある程度余裕を持って働けるだけのスタッフの数が必要だと感じました。

○原県立日南病院長　新型コロナに関して私たちが得た教訓は幾つかあります。

まず、敵はウイルスですけれども、敵が今まで私たちが知っていないキャラクターを持つ未知のウイルスであったということ。しかも、新聞報道で御存じだと思いますけれども、常に正体が変わっていく相手でした。

それに対して、経験のない予防策としてのワクチンが手元に渡されて、それによる効果、あるいは副作用も考えながら医療をやらなくてはいけない。ウイルスの変化した形によっては症状が強い、あるいは生命に対する危機も違う。そういうパターンによって私たちも対応を変えなくてはいけない相手と闘わせていただきまし

た。

ところが、まだ終わっていない闘いであります。現実問題として、今、５～６名の患者が入院しており、まだ完全な健康状態を回復できない状態にあります。これは私たちの病院、宮崎県だけではなくて全国です。

私たちは学会に所属して、常に新しい知識、技術を吸収するため、一生勉強しています。その学会の学術雑誌や学会学術集会では、全国から「うちはこういう新しいものを学んだ」、「新しいものが登場した」といった報告も全然数が減らず、日々医療の世界では闘いが続いております。

全国の同業者からの共通の感想は、相手が手ごわい、闘いがまだ続いている。そして公立病院は常に逃げることもできない責任を負っているということで、新型コロナが影響して、全国のほとんどの公立病院が赤字に転落したという報告が出ております。まだ終わっていなくて、闘っております。

○山下委員　コロナ禍で、未知のウイルスとの闘いだったんですよね。宮崎県では平成22年にも口蹄疫が出て、ウイルスですから空気感染する同じような危機感の中で皆さん方が頑張って、いいワクチン等ができて、ここまで来れたんですけれども、本当にウイルスとの闘いなんですよね。異常気象の中で、新たなものがどんどん出てくる。

私は酪農家でしたから、30年ぐらい前から、ウイルスで異常な奇形の子牛が産まれる。産まれてくる子牛の足が変形していたり、頭がでかかったり、異常分娩で親まで死ぬような病気がはやって、我々もウイルスの怖さを経験してきました。

今回それぞれの病院で、看護師たちもひっくるめて外出もできない。給食担当もそうだったんでしょうけれども、病院事業は非常に制約された中で、皆さん方が頑張って来られたと思うんです。特に、公の病院が感染症の隔離をしていかないといけないということで、かなり苦労された。

病院事業会計では、新型コロナの補助金で収支は保たれてきたと思うんですが、昨年５月に明けて、変化に一挙に対応できなかった。

昨年我々が聞いた中では、患者が戻ってこないとか、非常に手間取った時期があられただろうと思うんですが、今の説明を聞いても、コロナ禍前にまだ戻っていないとの報告がありました。

コロナ禍でも、スタッフが１か月間も帰れない、拘束されるような中で、辞めていかれる方もおられたでしょうけれども、費用としては、スタッフの給与も上げていかないといけないということで、かなり努力をされて、公の病院としての役割を担っていただいているだろうと思うんです。本当に厳しい中、昨年度決算に基づいて新たな借入れもされたということで、病院経営の中でスタッフも含め、日々意識の改革は進んでいるという思いです。

私も県立宮崎病院に何度となく行く機会がありまして、その都度、私はスタッフの皆さん方にも聞いてみるんです。この前も「今どういう状況ですか」と40代の看護師の方に聞くと、病院の経営改革の認識がありました。若い看護師が子育て期間に辞めていくことについて、我々も「何とか看護師として戻ってこれるようにお願いもしている」とお話をすると、その方も「私たちがその分を頑張っていかないといけないんですよね」と言われました。

男性も育児休業を取る時代になってきました

ので、社会の変化とともに、経営者は人材確保と労務管理に大変な努力していかないといけないだろうと思うんです。令和６年度から収支の報告もしていかないといけないということで、県立３病院の中で、もちろん病院局長も一生懸命、各病院の院長先生方に指示をされていくんでしょうけれども、今までの反省を踏まえて、それぞれの病院での意識の改革の度合いについて、変わってきたということがあれば、教えていただけないでしょうか。

○嶋本病院局医監兼県立宮崎病院長　いい意味でも悪い意味でも、50億円の赤字は現場のインパクトが非常に大です。我々ももともと危機感を持っていたつもりなんですけれども、あのことによって我々は変わらなきゃならないという意識が高まっています。

当然、病院長、事務局長の仕事としましても、病院のポリシー、公的病院の役目に加えて――これは事業ですので――収益についても伝えていきますけれども､職員の意識は日に日に高まっていると思います。例えば、以前は会議をしても、こちらが一方的に「今月収益が悪いよ」とか､「今月収益がいいよ」という話をして、みんなも「あっ、そうか」という話だったのが、最近は「次どうしたらいいか」といった感じで醸成されてきているとは思っております。

その一方で、目標値に到達しても、先ほど話が出ていますように、我々でもいかんともし難い部分――光熱費、材料費が診療報酬のプラス幅ではとてもカバーできないぐらい上昇してきているんです。

先日の当院の運営会議でも、こんなに頑張っているのに、このくらいしかプラスにならないのかという話があって、診療報酬という枠組みが決まったものの中で動いているのに、それと全く関係なくプラス10%とか、プラス20%とか、材料費、光熱費が上がってくることに関しては、ほかの仕組み等を考えてもらわなければならないけれども、我々としては50億円をお借りしているのは間違いないので、そして県立病院なのでということは伝えているところです。

これから先の物価の高騰やインフレを考えると、現場の尻を叩くだけではいかんともし難い部分で、我々だけでは解決できないことであって、その辺はぜひ共有していただければと思っているところではあります。

○山口県立延岡病院長　県立延岡病院においては、資料の16ページにありますように、ＤＰＣ制度への適切な取組として、平成29年から外部コンサルタントを入れて、職員全てがミーティングしながら、ＤＰＣ係数の上昇に努めております。

今年度は、標準病院群において医療機能評価係数は全国１位になっておりますので、クリニカルパスによる在院日数短縮を含めて、経営努力は十分行っていると考えております。

ですから、当院においては、これ以上の努力はなかなか難しいと思っております。赤字の部分はどうしても固定費です。本年度から原価計算を始めますけれども、県立ですので、どうしても小児、周産期、救急、がん医療といったいろんな不採算部門に関わる固定費が大きいです。

だから、努力ではどうしようもないところまで来ているんじゃないかと思っております。そのため、非常に申し訳ないんですが、赤字50億円ということより、当院のスタッフにはプライドを持って仕事をしていただく、地域医療を担うという覚悟を持って仕事をしていただくように話をしているところです。

○原県立日南病院長　県立日南病院では、感染

予防と、隔離治療といった技術的なアップをみんなで行いました。それと、経営に関して、先ほどから出ている新型コロナ補助金とか、そういったものがだんだん少なくなっていくことをみんなで意識する――経営改革に対する意識の醸成。その二本立てで、技術と意識の向上を行いました。

2020年、宮崎県で、ほぼ１例目に相当する患者家族の対応を行いました。まだ正体が分からない、患者家族あるいは私たち医療関係者もどのような危険があるのか分からない状況で隔離し、治療を行いました。いろいろなところから知識を得て、報告を調べて、きちんとした予防対策を自分たちなりに考えて、宮崎県の医学雑誌に報告させていただいて、それによって県内のいろんな医療機関から問合せをいただいたり、見学に来ていただいたり、そういったお金にならない努力といいますか、その辺も一生懸命させていただきました。

お金にならないというお話をしましたけれども、金銭的にマイナスになってしまうようなことがないように、できるだけみんなで意識して医療を行いましょうと、院内での院長名の文書掲示でありますとか、口頭での挨拶説明、そういったところを利用して、みんなで新型コロナと闘う、新型コロナに負けない、医療を崩壊させない、そういった意識づくりをやってまいりました。

○山下委員　50億円の貸付けというのがテレビ等で大きな話題になりましたよね。いい形でも注目してくれたということはあると思うんです。

民間の病院の方とか、いろんな方から、県病院が赤字なのは当たり前だ、何を言っているんだというぐらいの人たちもおられました。50億円の貸付けは、税金を投入し、県が金利も負担をしていくわけですから、決め事が分からない人たちは、そういうふうに物を言ってくるだろうと思うんです。私たちは、そこを正常化していかないといけないと思うんです。

看護師、医師だって足らない中で、県病院の役割に魅力を感じる人は寄ってくるわけですから、皆さん方が意欲を失わないように、コロナ禍を経験して、早く正常化した中での病院経営に戻ってほしいということ、意欲のある職員に経営計画をしっかりと示していくことが県病院の役割だと思うんです。赤字赤字と言っていれば、やる気は出ないんです。事業主はみんなそうです。

だから、病院事業会計の出し方に知恵が出ないものかと思うんです。病院局長や次長あたりがスタッフに意欲を持って取り組ませるための数字づくり――これだけみんなが頑張ったからこれだけのものがあるんだよとか、こういう形が出ましたよとか、これも努力していかないといけない。

県立延岡病院長が言われたけれども、結局経費が上がっていくものは抑えることができない。価格転嫁ができないというのは各産業共通したことなんです。

職場での意思の疎通と未来に意欲を失わないことが一番肝腎なところだと思うので、よろしくお願いしておきたいと思うんです。病院局長、その辺の考え方があったらお聞かせください。

○吉村病院局長　大変大事なことだと理解はしております。

病院経営は診療報酬制度の中でやっていかないといけない。一方で、公立病院として、もうかるわけないといわれる不採算部門もやらざるを得ないところがありますので、そこをしっかりどうやるべきなのか。

診療報酬制度の中で、収入は上がったけれども、費用も上がる。高額医療をすると、経費もかかる、高いお薬があるといったこともあります。どういうコストで、どういう収入があるか。コストの中には人件費等もあります。

先ほど係数の話も出ましたけれども、診療報酬制度の仕組み、収入を確保するための手段はコンサルタント会社などを使う。診療報酬の細かい制度はスタッフとして働いている皆さん方が日々やっていただくことを聞いていただく、勉強していただく、取り組んでいただく。そういった機会をつくっていただくために、コンサルタント会社を使った勉強会、取組をやっていく。

それから、病院の中で、あるいは我々病院局と各病院との間で何をどうしていくべきかは、経営改善面の意識を共有化して――「宮崎県病院事業経営計画2021」の改定のときにはしっかりとやり取りをしましたけれども、実際の取組の中身や個々具体的なものについて、我々も会議なり、病院に足を運ぶなり、病院に伝えますし、病院の中でも、院長をはじめ、スタッフ、それぞれ具体的に働いていただきます職員の皆様方の間まで経営改善に向けた意識が浸透していくようにやっていきたいと思っております。

○山下委員　よろしくお願いします。

○井本委員　コロナ禍で、公立病院は軒並み赤字だという話をしておられましたよね。ということは、公立病院がコロナ禍で赤字を強いられることになったという気がするんですが、その辺はどうですか。今度の50億円にしても、結局は新型コロナのための50億円と考えていいんですか。

○高妻病院局次長　収益が悪化した要因として、新型コロナの部分については病床確保料でカバーされていたものが、同じレベルで患者数、空床を確保した状況での利用率に等しいだけの患者の戻り方がなかったということです。

この部分で生じた赤字が相当程度ありまして、50億円は、収支シミュレーションで令和７年度までに生じるであろう手元資金の欠損分を埋めるということで措置されたものであります。

減少の原因には確かに新型コロナがあって、コロナ禍後の患者数が戻らなかった。これは全国的な背景としてありながら、宮崎県の経営を見たときに、必要な資金の補塡が50億円ほど必要だという判断があったという認識でございます。

○井本委員　そうすると、民間の病院はどうだったんですか。そのとき、公的病院だけがひどい目に遭ったというなら、国は救済制度みたいなものを考えないといけないんじゃないという気がするんだけれども、そんな議論はないんですか。

○高妻病院局次長　今となっては、どの病院でも当然新型コロナの患者を受け入れていただくことになっていますが、当時は、公立病院にその義務がなくなったとはいえ、患者が集中する状況はまだ続いていました。今でもその傾向はあると思っていますけれども、そういった中で生まれている状況です。制度上は公平にはなっているんですが、現実は必ずしもそうなっていない状況があるということであります。

それに対して何か診療報酬上の配慮があったかというと、それはありませんし、一般会計のほうで負担金をもらう前提になるものは交付税の措置です。こちらのほうで新型コロナへの配慮があったかというと、それはないという状況でございます。

○井本委員　公的病院としての使命があるわけ

だから、ひどい目に遭っているというのは何か公的な助成があってしかるべきな気がしますが、国ではそういう論議がないんですか。

○高妻病院局次長　論議は我々がこれから起こしていかなきゃいけない部分でありまして、国への要望――後のパートで説明をしようと思っていましたが――そういったところで、今の経営状況をしっかり数字として押さえて国に説明し、交付税の話になりますと総務省になりますので、そういったところに、全国知事会の場も使いながらしっかりと要望し、形にしていくことが今一番やらなければいけない仕事ではないかと思っています。

○井本委員　一緒に頑張りましょう。

○山内主査　関連でございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査　それでは、ほかに質疑がございましたらお願いいたします。

○齊藤委員　資料14ページの人材確保のところで数点お尋ねいたします。

（１）医師の確保ということで、「宮崎大学など」と書かれているんですけれども、具体的にどの辺に声をかけられているのか、教えてください。

○高妻病院局次長　主な大学の医局になりますけれども、九州大学、熊本大学が中心でございます。もちろん、宮崎大学が一番数が多いです。

○齊藤委員　あと、「研修医に個別の働きかけ」とあるんですが、宮崎大学の研修医ということだと推察するんですけれども、具体的にはどんな形でアプローチされているのか教えてください。

○高妻病院局次長　具体的な取組については、病院のほうからお話をいただきたいと思いますが、一般的には宮崎県内の県立病院で働いていただいている研修医の皆さんに宮崎で勤務していただけないかとお願いしているということです。それは派遣元が決定される場合がほとんどでございますので、そういうところも含めてということになります。

○佐々木県立宮崎病院事務局長　医師の確保につきましては、病院単位で、院長を筆頭にいたしまして――私どもの病院でいうと、主に宮崎大学、または九州大学になりますけれども、直接大学にお伺いして、各診療科の担当の教授に医師の確保について直接お願いしたり、あとは医師同士のネットワークがございますので、私どもの病院にいらっしゃるドクターを通じて、我々の病院に来ていただけるような人材、医師がいらっしゃらないかというような情報も聞いたりしつつ、場合によっては、研修医がおりますので、できる限り将来的に医師として県内に残っていただけるようにお話をしたり、そういったことは継続してやっているところでございます。

○山口県立延岡病院長　県立延岡病院では、主に宮崎大学と熊本大学から医師の派遣をしていただいております。

そこで、今年度は院長就任がありましたので、宮崎大学の臨床系の講座全部と、熊本大学においては、派遣していただいている医局を全て回りまして、当院に要求することのほか、要望等を行っております。

本筋から離れるんですけれども、医師の確保のために主に要求されることは、高度な医療を推進できるような体制があるかどうかということです。井本委員もふだんから言われているように、行かなくてもいいような医療体制をつくるということはありますけれども、本来県立延岡病院には、高度医療を提供するという役割も

あります。そういった意味で、ハイブリッド手術もそうですけれども、各医局からは高度な医療機器の整備を要求されております。

そして、研修医については、私も東京のレジナビという研修医の説明会にも行きましたけれども、そういったところで県立延岡病院の魅力、県立病院の魅力を訴えるといった活動を行いながら研修医の確保に努めているところです。

○原県立日南病院長　県立日南病院の場合には、医学生の病院実習のレベルから声かけをさせていただいています。実習に来た子たちが実際に研修医として県立日南病院を選んでくれるかどうか。来た子たちを丁寧に扱って、面白味を伝えることによって実際に研修医として応募してくれて、今、10数年研修受入れをやっておりますけれども、70名ぐらいの経験者の中から10名近くのドクターがその後、実際に勤務先として県立日南病院を選んできてくれています。

そういう子たちは、自分たちが研修医のときに先輩たちが一生懸命教えてくれた――手取り足取り教えてくれた恩返しとして、無償で時間を見つけて、研修医の人たちを集めて、知識、技術を伝えるレクチャーをやってくれているのがうちの病院では非常に人気になっていて、小さな病院ですけれども、途切れることなく研修医を受け入れて、お世話してあげていることができています。

医学生は医師国家試験というのを受験しますけれども、研修医も基本的臨床能力評価試験というグレードの高い実力試験みたいなものを全国で受験することができます。年度ごとに受けますから、研修医になった年、１年経過した年、２年経過した年とレベルが分かるんですが、うちの研修医は、最初来たときには全国平均レベルぐらいの子たちが多いんですけれども、１年、２年たつと、格段に実力が伸びてきます。基本的臨床能力評価試験――教科書だけではない実際の医療が評価される試験において、全国１桁、２桁をキープすることが多かったので、５年前には全国でそういう病院が５つリストアップされた中に入れてもらえて、東京でシンポジウムをするから発表しに来いと御指名いただいて、発表した経験もあります。

○齊藤委員　今、各病院長から御説明いただいて、それぞれで医師の確保策をされている、御努力されていることが理解できました。

その下に、「専攻医」という言葉が出てくるんですけれども、専攻医というのはどういったものか教えてください。

○高妻病院局次長　臨床研修課程を終えられた後、後期の研修課程になりますが、それぞれの学会等が認定される専門医の資格があるんですけれども、そういったものを取得するまでの間の医師を専攻医と申し上げております。

○齊藤委員　ということは、その期間に、その医師の資金を貸し付けされている制度なんですね。

○高妻病院局次長　そのとおりです。

○齊藤委員　分かりました。

あと、（３）の初期臨床研修医の確保のところで、本年４月に26名と書かれているんですけれども、過去５年間程度、どれぐらい採用されているか分かりますか。

○高妻病院局次長　令和元年度から申し上げます。令和元年度が21人、令和２年度が同じく21人、令和３年度24人、令和４年度30人、令和５年度21人、令和６年度が26人でございます。

○齊藤委員　あと、その下の看護師地域枠採用試験のところで、県立延岡病院が８名、県立日南病院が３人ということだったんですけれども、

それぞれ受験者数がどれぐらいいたのか教えてください。

○高妻病院局次長　受験者数は確認させていただきますが、競争率でいいますと、1.33倍が昨年の試験の状況でございます。

○山内主査　受験者数の確認には時間が必要ですね。

○齊藤委員　後で結構です。

○山内主査　暫時休憩します。

午後２時55分休憩

午後３時５分再開

○山内主査　分科会を再開します。

○高妻病院局次長　まず昨年の６月、県立日南病院の受験者は４名で、３名合格している。県立延岡病院の受験者は11名で、８名合格されている。競争率は、なべると先ほどの数字になるということです。

○齊藤委員　分かりました。

○山内副主査　在宅復帰率という言葉が出てきています。これを見ると、県立宮崎病院は１年分しか出ていないんですけれども、県立延岡病院と県立日南病院は少し下がってきている。言葉だけ見ると、家に帰っているかどうか――家に帰れていないということは、病院で亡くなっているということですか。どういうことか教えてもらえますか。

○嶋本病院局医監兼県立宮崎病院長　一言でいえば、高齢化社会の進行であると思います。例えば我々だったら急患で入っても、疾患も少ないし、主たる治療が終わったらすぐに帰れますけれども、高齢者の場合には入ったことによっていろんな病気がまた表へ出てくるため、なかなか元に戻れなくて、しかも回復に時間が要することがあります。

その場合に、在宅復帰できずに次の施設に転院させる、もしくは介護施設等に入れるということで、高齢化が進むと、この数字はどんどん悪くなっていきます。入院して、なるべく早くリハビリをしてから、可能な限り入院前の状態に戻って社会復帰していくのが国策としても必要で、逆に言えば、国策として、診療報酬でもそこをしっかり手当てしなければ保てない時代が高齢化社会、高齢化時代だと理解しており、その影響だと思っております。

○山内副主査　公立病院に入院した患者がそこだけではなかなか回復できないということですね。公立病院は、地域医療と経営の考え方があって難しいと思うんですけれども、病床使用率がコロナ禍前に戻らないという話が出ているところです。戻ってこないと経営が悪化するという話がよくあるんですけれども、病床使用率が低いということは、ある意味、コロナ禍でのような予防だったり、もしくは在宅医療が若干進んだりすると、減っていくのかなと思うんです。例えば皆さん、コロナ禍でマスクをつけたりして、インフルエンザの患者数も少なかったですよね。

だから、医療が進んだり、予防を続けたり、意識が高くなると、減りそうな気もするんです。そこのジレンマがありますけれども、そこの効果というか――それだけ患者数が少なければ医療費は抑制されることになって病院経営としては難しいかもしれないけれども、全体の医療費を考えたらどうなっているのかなと、少し疑問に思うんです。コロナ禍前に戻そうということですけれども、これまで域外に行っていた患者を域内にとどめてとか、もしくは、高度医療といった民間でできない医療をして、患者を公立病院、地域で支えるということなのかなと思う

んです。今後、どうやってコロナ禍前の患者数まで戻していくのか、予防や在宅医療が進めば、今まで来ていた患者は来ないのではないかと思うので、どういう手段で患者数をキープするのか、もう少し具体的に教えていただけないでしょうか。

○高妻病院局次長　まず病床利用率に関して、細かい月単位の動きなどを見ると、いろんな要素が絡んでくるので、なかなか一概には申し上げられませんけれども、長い目で見れば、地域の医療需要が上がっていくのか下がっていくのかということになって、現状でいうと、人口が減少していけば当然下がります。もっと言いますと、内訳として高齢者が増えていくと、重度の方というよりも高齢者特有の病気で来院される方が増えていく。これは、経営上あまり収益が大きく出るものではないということにもなります。そういったところが影響するのが病床利用率の話でございます。

それから、医療費ですけれども、社会保障関係費は御存じのとおり毎月何千億円と増えていって、国家レベルでは40兆円を超えて50兆円に迫ろうかというレベルになっています。そのぐらいまで伸びてきていて、いろんなところで医療費を抑制するために様々な御努力をされており、毎年、さほど伸びずに決着しているのがこれまでの経緯と思っています。

ただ、申し上げましたように、国民にとって必要な部分の医療については、ちゃんと経営が成り立つように診療報酬等で措置していただくのが本来のはずですので、国の予算編成などに向けて地方からも声を上げていくべきであるし、また、日本医師会とか、関係団体の皆さんも同じように感じていらっしゃると思いますから、そういった声をしっかりと国に届けていきたいと考えているところです。

２点目の集患対策――一言で言ってみればそういうことですけれども――については、宮崎県の高度医療を担うといいますか、中核病院ですので、高度急性期病院として何をすべきかというところに帰着していくと考えています。

いろいろあるとは思いますけれども、一つの例として、例えばこの秋から医療器械を入れて、県立宮崎病院にがんセンターを設置していきます。これは県立延岡病院には既に入っている医療器械であったりするわけです。それから、外来収益を伸ばしている部分として、今、化学療法等が進んできております。こういったところにしっかりと対応していくことで、今まで治療のため域外に出なきゃいけなかった患者の皆さんが、宮崎県内で治療ができるということにもつながっていきますので、高度急性期医療の中で県が発揮すべき役割をしっかり見極めて集患対策を図ってまいりたいと考えています。

○野﨑委員　公立病院の経営のことをあまり追求するのもどうかなと思って聞いています。

県立延岡病院の院長が言ったように、経営改善の限界にある。県立宮崎病院にしても、市郡医師会、民間と病院がたくさんある中で何が違うのかというと、どの手術をしたのか――脳なのか心臓なのか、骨折なのか――で全くもって違うと思うんです。

医療、病院の環境の中で、得意不得意もあるでしょうし、県民の皆様の「あの病院はあれが凄いらしいよ」とか、「あそこは凄いらしいよ」と、患者が病院を選ぶときもありますし、役割を区別しても全て県病院に行くわけではありません。

でも、そういったことと全く関係なく、県立病院は公立病院として、どんな病気、けがの人

でも受け入れてしっかり安全安心な地域を守るのが使命です。今、るるお話がありましたけれども、これから経営を改善するためには、例えば、脳であったり心臓であったり、その手術をどれだけ増やすかといったことになると思います。そこは医師の確保につながってきたり、大学病院との関係につながってきたりしますから、長いスパンで、多分我々には見えないところの駆け引きというか、話合いがあって成り立っているものと思いますので、そこのところをしっかり頑張っていただきたいです。努力されていて数字も出ていますから、そこしかないのかなと思って聞いておりました。病院の皆様方と大学病院としっかりしたパイプをつくりながら、体制もつくっていっていただきたいと思っております。局長、何かあればお聞かせください。

○吉村病院局長　御示唆ありがとうございます。先ほども申し上げましたけれども、公立病院であるという点で担わなければならない役割、それから病院であるということで、民間病院もいろいろある中で、診療報酬制度の中でやっていかないといけません。そこをしっかりと理解した上で、ほかの病院でできていることをやらないことによる赤字はいけないと思います。日々の診療行為を行っていく中で、我々病院局、各病院のスタッフも含めて全員が、ほかの病院でもしっかりできること、やるべきこと、それから公立病院だからやらざるを得ないことを理解した上でやっていくことが大事です。自分たちの置かれている状況――社会保障の状況、周りの病院の状況、そして診療科の状況を分かった上で、周りの環境に対応して公立病院をしっかりと続けていく。そういったことが医療の提供と経営を守ることを両立させていくために大事なことと思っております。

○山内主査　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査　それでは、引き続き、病院局の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○高妻病院局次長　それでは、資料の「令和６年度第１回県立病院事業点検プロジェクトチーム報告」を御覧ください。

本年４月、県立病院事業のチェック体制の強化のために、知事部局にプロジェクトチームが設置されまして、先般令和５年度の決算やこれまでの経営改善の取組等について点検を受けました。その結果を報告させていただきます。

資料の３ページを御覧ください。

これまでの経緯でございます。

まず、４月26日に、日隈副知事をトップとする関係部局で構成します県立病院事業点検プロジェクトチーム――以下、ＰＴと略させていただきますが、これが設置されました。

６月27日には、第１回の会議が開かれまして、令和５年度決算の見通しや直近の患者動向等の経営状況、各病院における経営改善に向けた取組の進捗状況等の協議をしまして、その後もＰＴから継続的な確認等がございました。

７月16日には、令和６年度当初予算に計上されております総額50億円の貸付金のうち20億円を病院局で借り入れております。

これは当方の資金需要に応じて順次、借入れを行っているところですが、残る30億円につきましては、これからの病院局の資金需要に合わせまして、第３四半期に20億円、第４四半期に10億円を借り入れる予定です。

７月29日、31日には、日隈副知事が３病院を個別に訪問しまして各病院長と面談をしていま

す。その際、経営改善の取組状況等について確認がございました。また、院内の推進体制の強化や取組の一層の推進について要請がありました。

これらの状況について――一番下ですけれども、９月６日にＰＴが知事に中間報告をしております。

４ページでございます。

令和５年度決算と前年度決算の比較でございます。これは先ほど御審議いただいた内容でございます。

５ページでございます。

これは、令和５年度決算と収支計画の比較でございます。

まず、四角の中ですけれども、純損益が対収支計画比で６億4,900万円余改善しています。これは、入院・外来収益について、県立宮崎病院の患者数と患者１人当たりの単価が計画を上回りまして４億8,800万円余増となったこと。それから材料費については、専門家を活用した医薬品の価格交渉や宮崎大学と連携したＳＰＤの活用等により２億2,900万円余改善したことによるものです。

６～８ページにつきましては、これまでも説明してきたとおりでございます。経営改善に向けた取組の状況でございます。ここは省略させていただきます。

そして９～10ページにつきましても先日の委員会で説明させていただいた資料と同じでございます。

11ページをご覧ください。

これは稼働病床利用率の今年度の状況を示しています。

県立３病院の今年度の４～７月の実績値と、令和５年度、令和元年度の実績をグラフにしています。グラフのグレーの線が令和元年度、青の線が令和５年度、赤の線が令和６年度です。なお、令和６年度分は今後、多少変動する可能性をお含みいただきたいと思っています。

これを見ますと、県立宮崎病院は新病院への移行に際しまして、稼働病床数を削減したこともありまして令和元年度を上回る水準で今、推移をしている状況です。県立延岡病院は令和５年度を上回り、令和元年度を下回っています。どちらかといえば令和元年度にかなり近づいている状況です。県立日南病院につきましては、令和５年度を下回る水準で今は推移をしている状況でございます。

12ページでございます。

このページは、ＰＴからの主な指摘事項と、それに対する病院局の対応方針をまとめたものです。

左側にＰＴの指摘事項、右側に病院局の対応方針を記載しています。

まず、入院・外来の患者数の動向ですが、ＰＴから、県立日南病院の足元の延べ入院患者数が対前年度比で減少していることについて、要因を分析すること。それから、各病院において引き続き、収益に直結する集患対策を講じ、病床稼働率の向上に努めるべきとの指摘がありました。

これに対し、右側ですが、県立日南病院の患者減少の要因について、地域の人口の減少、交通道路の開通といったものの影響が大きいと考えられまして、引き続き、分析を行っていくこと。集患対策や病床稼働率の向上については地域の医療機関との連携を強化していくこと。そして県立日南病院では、52床の病床削減を行うことを回答したところです。

次に中ほど、県立宮崎病院の経営改革です。

こちらでは、令和５年度の経常収支は改善傾向が見られるものの県立宮崎病院再整備事業による機能強化に伴う投資に見合うよう、いち早く稼ぐ体質を目指すべきとの指摘がございました。

これに対し、右側ですが、手術件数の増加等によりまして、入院患者数、入院の単価、病床稼働率は高水準を維持しています。また先ほども言いましたがＩＭＲＴの導入など県立宮崎病院がんセンターの設置をはじめ、がん治療を推進していくことを回答しました。

次に、一番下、不採算・政策医療についてであります。

不採算医療の提供と安定的な経営の確保を両立するため、特に政策医療分野における集患対策の強化を図ること。また、データに基づく経営改善や国への要望に活用するため、医療分野ごとの収益状況の把握や課題の洗い出しを行うべきとの指摘がございました。

これに対しまして、右側でございますが、各医療圏域における重点強化分野に力を入れること。それから、県立延岡病院に続きまして県立宮崎病院、県立日南病院でも原価計算システムを今、構築しております。こういったことで不採算医療等の収支実態を可視化していくことにより、経営分析を強化していくことを国への要望に活用していきたいということを回答したところであります。

13ページでございます。

これまでの取組の評価でございます。

まず、（１）令和５年度の決算について、「宮崎県病院事業経営計画2021」の取組の推進によりまして、収益費用、純損益がそれぞれが改善するなど、一定の成果が見られるとの評価です。

（２）病院局の取組状況については、50億円の貸付けが決定されて以降、病院局全体として経営改善への意識が高まり、具体的な推進体制の構築も着実に進んでいる。そして各種取組については、着手されたばかりのものや今後着手予定のものもございます。このため着実に実施されるよう、引き続き注視していく。

（３）令和６年度の経営指標についてであります。

直近の病院事業全体の入院・外来患者数は、増加傾向にはありますが、引き続き、集患対策に努めていく必要があるということ。

最後に、（４）ですけれども、知事への中間報告の結果として、知事からは県立病院が地域の中核病院として高度で良質な医療を安定的・継続的に提供できるよう、ＰＴは引き続き、経営改善の取組の検証を行うとともに必要な助言等を行うというような指示があったとお聞きをしております。

14ページでございます。

最後になりますが、国への要望状況についてであります。

経営状況の厳しい公立病院――先ほど来、お話がありましたけれども、こちらへの地方財政措置の拡充と支援を求めており、総務省に対しては、知事部局と病院局でそれぞれ、また一緒に要望をしているところです。

まず、上から２つ目の青色の枠のところですけれども、事務レベルで６月７日には病院局が総務省自治財政局準公営企業室――公営企業の窓口に対しまして要望を行いました。

また、７月29日には総務部になりますが、地方財政連絡会議というブロック単位の総務部長や財政課長を集めた会議がございました。こちらの場で、同じ総務省の公営企業課長に対して、内容は同じですけれども、本県県立病院への50

億円の貸付けや繰出金増額の経緯、全国の公立病院が置かれている厳しい状況について説明しました。公立病院に対する地方財政措置の拡充を要請したところであります。

また、大きな動きとしては、下の緑枠の部分ですけれども、８月１日に河野知事が全国知事会地方税財政常任委員長として、全国を代表して公立病院の経営安定化支援に係る文言を含む形で提言を策定いたしまして、松本総務大臣に直接、要望を行っています。松本大臣からは、「総務省としても地域医療を支える公立病院の支援を検討していきたいと思っている」との発言がありました。

このほか、各省が公表しますが、８月30日に、「令和７年度の地方財政の課題」が総務省から出されています。これは総務省の概算要求ペーパーになります。

こちらにおきまして、その中の地方の重点課題といたしまして「地域医療の確保」という文言が新たに明記をされました。

今後、政府予算を詰めていく過程になっていきますけれども、この過程におきましても全国知事会等を通じてしっかりと要望をしてまいりたいと考えております。

報告は以上でございますが、病院局としましては、今後とも経営改善に取組みます。同時に、国に対して様々な機会を通じて、知事部局と連携して公立病院を取り巻く厳しい事業環境、そして経営安定化の必要性を強く訴えてまいりたいと思っております。地方財政措置の拡充等を要望してまいりたいと考えております。

○山内主査　執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査　それでは、以上をもって、病院局を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後２時55分休憩

午後３時５分再開

○山内主査　分科会を再開いたします。

それでは、令和５年度決算について、福祉保健部長から総括説明をお願いいたします。

○渡久山福祉保健部長　本日は、令和５年度の決算の概要について御説明を申し上げますが、説明に入る前に１点、皆様方におわびを申し上げます。

こちらの「令和６年９月県議会定例会提出報告書（令和５年度主要施策の成果に関する報告書)」に２か所ほど記載事項の誤りがございました。今、訂正表をお配りしております。その正誤表に基づきまして御説明申し上げます。なお、タブレットに入っております資料、それから委員会資料で引用しております「主要施策の成果報告書」については修正を済ませております。

まず、今申し上げました修正でございますが、訂正表の１枚目を御覧ください。

主要施策の成果報告書の120ページでございます。

福祉保健課の内容についてですが、福祉人材センターの主な実績内容等のところに、求職相談の項目で誤植がございました。上下で訂正前と訂正後としておりますので、御確認ください。

それから、正誤表の２枚目を御覧ください。

こども家庭課の分でございます。主要施策の成果報告書のページ数ですと214ページでございます。

新規事業「つながりの場づくり緊急支援事業」

と、「生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業」であります。１つ目の事業については、現年の予算額と決算額について、２つ目の学習・生活支援事業については、現年の予算額について、それぞれ数字の誤りがございました。この修正を上下でさせていただいておりますが、それに伴いまして、218ページのこども家庭課の、この項目の合計の数字についても修正が発生しております。

冊子はまた御確認いただくことをお願いいたします。

議会への報告資料については、きちんと精査をすべきということを常々申しているんですけれども、こういう形で議員の皆様に御迷惑をおかけしますことを心よりおわびを申し上げます。

それでは、令和５年度の決算特別委員会資料に沿いまして、決算の概要について御説明を申し上げます。

資料の３ページを御覧ください。

３ページから「宮崎県総合計画2023」における分野別の施策体系ごとに施策を説明しております。私ども福祉保健部では、「人づくり」と「くらしづくり」の分野において施策を展開しております。

まず、「人づくり」の分野については、３つの柱がございますが、１つ目の柱「子どもを生み育てやすく、未来を担う人材を育む社会づくり」といたしまして、母子保健対策や保育士支援センター運営体制整備などの事業に取り組ませていただいております。

資料は４ページも同じ項目でございまして、５ページにお移りください。

人づくりの２つ目の柱「文化・スポーツに親しむ社会づくり」といたしまして、障がい者スポーツ振興対策、障がい者アスリート育成強化等に取り組んでおります。

中ほどの３「一人ひとりが尊重され、共感し合い活躍できる社会づくり」の項目でございます。女性保護や老人クラブ支援等の事業に取り組んでおります。

続きまして、資料６ページにお移りください。

「くらしづくり」の分野でございます。この分野が福祉保健部の中心になります。

１つ目の柱「生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」の項目が大きく３つに分かれておりますが、(１)健康づくりの推進としまして、介護予防・生活支援体制整備市町村支援やリハビリテーション専門職等の機能強化などの事業に取り組んでおります。

７ページにお移りください。

（２）地域共生社会づくりの推進といたしまして、地域生活定着・再犯防止の推進や社会福祉施設対策等に取り組ませていただいております。

資料９ページになります。

（３）医療提供体制の構築・充実ということで、看護師等の確保対策、自治医科大学運営負担金など医療対策に取り組んでおります。

次に、10ページでございます。

「くらしづくり」の２つ目の柱「安心で快適に暮らせる社会づくり」としまして、食品衛生試験や食品衛生監視等の事業に取り組んでおります。

最後に３つ目の柱「安全な暮らしが確保される社会づくり」として、災害時の健康危機管理や福祉支援体制の整備等に取り組んでおります。

詳細につきましては、主要施策の成果に関する報告書から引用しました委員会資料に基づきまして、各課長から説明を申し上げます。

次に、資料の11ページにお移りください。

ここに、決算事項別明細の部の総括表を掲載しております。

一般会計の総括表を御覧いただきますと、一般会計につきましては、下から５段目の小計の欄に部の合計を掲載しております。予算額1,312億8,049万534円、支出済額が２つ目の欄で1,245億6,378万2,504円、次が翌年度繰越額でございますが、明許繰越額が24億7,055万3,000円、事故繰越額が689万6,000円で不用額が42億3,925万9,030円となっております。執行率は94.9%でございますが、翌年度への繰越額を含めますと96.8%となっております。

その下の欄に特別会計が２つございます。国民健康保険課が所管しております国民健康保険特別会計でございます。左から予算額が1,191億8,099万円、支出済額が1,155億3,420万3,479円、不用額は36億4,678万6,521円となっており、執行率は96.9%でございます。

次に、その下のこども家庭課所管の母子父子寡婦福祉資金特別会計でありますが、左から予算額が３億500万3,000円、支出済額が１億3,372万351円、不用額は１億7,128万2,649円で、執行率43.8%でございます。決算の詳細につきましては、それぞれ関係課長が御説明を申し上げます。

次に、資料の一番最後をお開きください。

常任委員会資料の174～175ページでございます。

福祉保健部に係る監査結果報告書におきまして、指摘事項等をこちらに記載しております。収入事務、契約事務、物品の管理、その他について、注意事項が６件、指摘事項が２件の計８件の指摘等がございました。注意事項は、契約事務のところにありますように、契約手続が遅れていたものなどがありました。また、指摘事項については、調定が行われていなかったものなどでございました。

また、別冊になりますけれども、また後ほど御覧いただければと思いますが、「宮崎県歳入歳出決算審査意見書」という冊子がございます。こちらの中で、先ほど説明しました２つの特別会計について、意見・注意事項等がございます。これらにつきましても、後ほど担当課長から説明を申し上げます。

こうした指摘事項等、我々としても真摯に受け止めまして、今後とも適切な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

以上が福祉保健部、令和５年度の決算等の概要でございました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山内主査　部長の総括説明が終了いたしました。

これより福祉保健課、指導監査・援護課、長寿介護課、障がい福祉課の審査を行います。

令和５年度決算について各課の説明を求めます。

○久保福祉保健課長　当課の令和５年度決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の右下に書かれております決算11ページを御覧ください。

今後、この決算と書かれたページで説明を進めてまいります。

福祉保健課は一番上の段になりますが、左から予算額129億1,419万4,000円、支出済額123億2,375万6,648円、翌年度繰越額6,161万8,000円、不用額５億2,881万9,352円となっております。執行率は95.4%、翌年度繰越額を含めますと95.9%であります。

以下、内容の説明に入りますが、各課とも(目)の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%

未満のものについて説明させていただきます。

12ページを御覧ください。

上から３段目の（目）社会福祉総務費の不用額1,342万2,877円であります。主なものとしましては、生活困窮者支援に係る会計年度任用職員の報酬や期末手当などの費用が見込みを下回ったことによる執行残などであります。

下から２つ目の扶助費317万7,600円でありますが、生活困窮者等に対して支給する住居確保給付金におきまして、支給額が見込みを下回ったことによる執行残などであります。

13ページを御覧ください。

（目）社会福祉施設費の不用額3,295万5,570円であります。主なものとしましては、中ほどの需用費1,370万7,928円でありますが、福祉こどもセンター管理運営費におきまして、光熱費が見込みを下回ったこと等による執行残であります。

また、その４つ下の工事請負費1,451万4,096円でありますが、所管する県有施設の改修工事等に係る執行残などであります。

14ページを御覧ください。

（目）精神保健福祉費の不用額403万5,572円であります。主なものとしましては、下から３つ目の委託料135万1,991円でありますが、自殺対策事業に係る業務委託におきまして、入札等により生じた執行残であります。

また、一番下の負担金・補助及び交付金128万6,000円ですが、市町村に対する地域自殺対策強化交付金の実績が見込みを下回ったことによる執行残であります。

15ページを御覧ください。

（目）生活保護総務費の不用額930万3,723円であります。主なものとしましては、中ほどの旅費183万9,765円、その２つ下の役務費154万9,500円でありますが、生活保護の被保護世帯調査費における執行残などであります。

次に、下から２つ目の（目）扶助費の不用額４億3,319万1,768円でありますが、生活保護法に基づく保護費の実績が見込みを下回ったことによる執行残であります。

17ページを御覧ください。

（目）公衆衛生総務費の不用額256万742円であります。主なものとしましては、中ほどの共済費122万8,862円でありますが、令和５年度の基礎年金拠出金に係る地方公共団体負担率が４月に遡り引き下げられたことに伴う執行残などであります。なお、この共済費の負担率は、各課の人件費においても同様に遡及して引き下げがなされております。この後の各課からの説明において、執行残の主なものが共済費である場合は、その内容については福祉保健課と同様になりますので、各課からの共済費における説明は割愛させていただきます。

18ページを御覧ください。

（目）衛生研究所費の不用額171万1,893円であります。主なものとしましては、下から５つ目の委託料55万3,956円ですが、衛生環境研究所における庁舎管理委託費の執行残などであります。

19ページを御覧ください。

（目）保健所費の不用額2,947万405円であります。主なものとしましては、保健所に係る給料や職員手当などの職員費が見込みを下回ったことによる執行残であります。また、中ほどの需用費611万9,125円でありますが、保健所における光熱費の実績が見込みを下回ったことなどによる執行残であります。

20ページを御覧ください。

中ほどより少し上の（目）医務費の不用額175

万2,386円です。主なものとしましては、上から５つ目の需用費80万2,199円ですが、当課の事務費が見込みを下回ったこと等による執行残であります。

福祉保健課の決算に関する説明は以上でございます。

次に、主要施策の成果につきまして、主なものを御説明いたします。

22ページを御覧ください。

「くらしづくり」の１「生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」、（２）地域共生社会づくりの推進についてであります。

まず、「地域生活定着・再犯防止推進事業」でございます。高齢者や障がい者など、福祉的な支援を必要とする刑務所等からの出所者などを支援するため、地域生活定着支援センターを通して住居や就業先の調整など、社会復帰に向けた支援を行ったところでございます。

23ページを御覧ください。

２つ目の新規事業「ともに支え合い、自分らしく活躍できる地域共生社会推進事業」では、多様な支援主体へのつなぎ役となる地域福祉コーディネーターのスキルアップ研修を行ったほか、地域共生社会の推進に係る研修を実施したところでございます。なお、市町村における様々な福祉の課題に対する包括的な支援体制を構築するための重層的支援体制整備事業の実施自治体は、令和５年度末時点で移行準備を含めまして、５市６町となっております。

24ページを御覧ください。

２つ目の「生活困窮者自立相談支援事業」では、各郡部福祉事務所に生活困窮者の相談を受け付ける支援員を配置し、関係機関と連携を図りながら、相談者の状況に応じた支援プランの作成など、自立に向けた支援を行ったところでございます。

また、次の「生活困窮者等就労準備支援事業」においては、生活困窮者等のうち就労に必要な知識や技能が不足している、あるいはひきこもり状態にあるなど、就労に向けた準備が整っていない方を対象に支援プログラムを作成し、就労体験、就労訓練を行ったところであります。

26ページを御覧ください。

「「いのちをつなぐ」「地域で支える」自殺対策推進事業」ですが、地域自殺対策強化交付金を通じて、市町村の取組の支援を行ったほか、医師・看護師等専門職に対する研修やワンストップ相談窓口などの開催、普及啓発活動、夜間電話相談事業を行ったところでございます。

また、次の新規事業「コロナ禍における自殺予防強化事業」においては、国で措置されたコロナ関連の補正予算を活用し、先ほど申し上げました自殺対策推進事業で実施する夜間電話相談の時間の拡充や相談員の募集、広報を行ったほか、悩んでいる方への声かけへの普及啓発などを実施したところでございます。

27ページを御覧ください。

「生活保護扶助事業」では、生活保護を必要とする方々に対して、生活扶助、住宅扶助、医療扶助などの支給を行ったところでございます。

28ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等につきましては、まず、①にありますように、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮などの分野を問わない相談支援、参加支援、地域づくり支援などを一体的に行う重層的支援体制整備事業に取り組む市町村を支援しますとともに、中核的役割を果たす人材の研修等を実施したところでございます。

また、②にありますように、生活困窮世帯からの自立や貧困の連鎖の防止を図るため、自立相談支援員による相談対応、就労や家計改善に係る支援などを行いましたほか、生活保護扶助につきましては、生活実態の把握や就労支援等により自立を促しながら保護費を支給し、被保護者の生活維持を図ったところでございます。

最後に、③の自殺対策につきましては、市町村や関係機関、宮崎県自殺対策推進協議会を構成する各団体等と一体となり、普及啓発や人材育成、相談窓口の拡充等、様々な施策に取り組んだところでございますが、自殺死亡率は目標値に及ばず依然として厳しい状況となっております。

Ⅱの今後の方向性としましては、①にありますように、県民の誰もが地域社会の中で自分らしく安心して生きていくことができる地域共生社会の実現を目指し、引き続き県社会福祉協議会や市町村などと連携しながら、福祉サービスの提供体制の整備等に取り組むこととしております。

また、②にありますように、生活困窮者や被保護者の生活の安定・維持を図るため、引き続き市町村や関係機関、民間団体と連携して各種支援に取り組みます。

最後に、③にありますように、令和６年３月に策定いたしました第５期自殺対策行動計画を踏まえまして、今後も一次予防、二次予防、三次予防といった段階的な自殺対策を実施してまいります。

29ページを御覧ください。

３「安全な暮らしが確保される社会づくり」の（１）多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくりについてでございます。

「災害時健康危機管理・福祉支援体制整備事業」でございます。発災時における保健・医療・福祉活動を円滑に行うため、情報収集・調整機能を担う災害時健康危機管理支援チーム――ＤＨＥＡＴと言っていますが――の体制整備を行いますとともに、避難所において高齢者・障がい者などの要配慮者に対する支援を行う災害派遣福祉チーム――ＤＷＡＴと言っておりますが――の運営強化を行ったところであります。

30ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等につきましては、①にありますように、災害時の保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うため、関係団体との連携強化に取り組み、令和５年９月には第１回目となる保健医療福祉調整本部訓練を実施したところでございます。

また、②にありますように、災害時における保健医療福祉部門の指揮調整機能をサポートする体制を強化するため、国が実施いたします災害時健康危機管理支援チーム――ＤＨＥＡＴの研修受講支援でありますとか、資機材整備を行いますとともに、宮崎県災害派遣福祉チーム――ＤＷＡＴの体制強化のため、新規登録者研修や既に登録されている方へのフォローアップ研修を行いました。

最後に、③にありますように、令和６年能登半島地震に際しましては、ＤＷＡＴ、ＤＨＥＡＴや県保健師などを被災地に派遣しまして、避難所等における支援活動を行ったところでございます。

Ⅱの今後の方向性としましては、①にありますように、災害時の保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行えるよう、引き続き関係団体も交えた訓練を実施しますとともに、活動に当たって必要となる資機材等の整備を行うこととしております。

また、②にありますように、ＤＷＡＴについて、災害時に保健医療福祉調整本部や避難所に派遣される各支援チームと連携して、より機動的な活動ができるよう、引き続き研修や訓練等を実施するとともに、③のＤＨＥＡＴにつきましても、災害時に保健医療福祉調整本部や保健所等の支援ができるよう、引き続き研修の受講支援や訓練等を実施してまいります。

主要施策の成果に関する報告書につきましては以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○新村指導監査・援護課長　当課の令和５年度の決算状況につきまして説明をさせていただきます。

お手元の令和５年度決算特別委員会資料の11ページを御覧ください。

指導監査・援護課は上から２段目の欄になります。左から、予算額１億5,875万8,000円、支出済額１億5,538万4,759円、２つ飛んで、不用額337万3,241円となっており、執行率は97.9％であります。

次に、31ページを御覧ください。

主な不用額について御説明いたします。上から３つ目の欄、（目）社会福祉総務費でありますが、不用額は263万5,550円となっております。主なものは、職員手当が見込みを下回ったことによる執行残と共済費の執行残であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

33ページを御覧ください。

「くらしづくり」の１「生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」、（２）地域共生社会づくりの推進についてであります。

まず、「社会福祉法人運営体制強化事業」です。

主な実績内容等の欄を御覧ください。

「社会福祉法人指導強化事業」については、社会福祉法人への指導に際し、専門的な知識を有する税理士等の助言を得ることにより、的確な運営指導を行うもので、令和５年度は１法人に対して実施しております。

また、三股町社会福祉協議会に補助を行い、複数の社会福祉法人等が、連携して取り組む地域貢献事業を支援しております。

さらに、福祉サービスの質を評価する第三者評価制度を適切に実施するため、推進委員会を開催したほか、評価調査者に対する養成研修、継続研修を実施しております。

次の34ページを御覧ください。

一番上の欄、「福祉サービス運営適正化推進事業」です。この事業では、県社会福祉協議会が設置する福祉サービス運営適正化委員会に対し、補助を行い、福祉サービス利用者からの苦情相談等への対応を行っております。

次の欄の「戦没者遺族援護事業」では、全国戦没者追悼式に参列しましたほか、新型コロナウイルス感染症の影響等で参列を見合わせておりました沖縄県のひむかいの塔追悼式に、４年ぶりに21名の御遺族をお連れしました。

また、平和祈念資料展示室での遺品等の展示を行うとともに、小中学校等において戦争に関する語り部講話や朗読劇の上演を合計42校で実施しました。

次の35ページを御覧ください。

これらの事業の施策の成果等といたしましては、①にありますように、社会福祉法人に対して税理士を活用した専門的な指導を行い、法人運営の適正化を図りました。

また、複数の社会福祉法人等が協働で実施す

る地域貢献の取組を支援することで、法人の地域における公益的な取組を支援いたしました。

さらに、第三者評価制度を担う評価調査者向けの研修会を開催し、評価制度の質の向上に努めたところであります。

次に、②になりますが、福祉サービス運営適正化委員会の運営を支援することにより、事業者と利用者の話合いでは解決困難な苦情について、中立公正な立場から相談助言等を行いました。

③にありますように、戦没者遺族への援護につきましては、戦没者遺族等への支援とともに、平和祈念資料展示室の運営や、語り部や朗読劇を通して、戦争の悲惨さや平和の尊さを県民の皆様にお考えいただく機会を提供したところであります。

これらの事業の今後の方向性といたしましては、①にありますように、税理士等の専門家を活用した社会福祉法人への指導及び第三者評価制度を推進することにより、今後も県民福祉の向上を図っていくこととしております。

次に、②になりますが、県民の皆様が安心して福祉サービスが利用できるよう、引き続き福祉サービス運営適正委員会の運営について支援していくこととしております。

最後に、③の戦没者遺族の援護になりますが、戦没者遺族等への支援とともに、戦争の記憶・記録を風化させないよう、戦争を知らない世代へ戦争体験の継承を図っていくこととしております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○島田長寿介護課長　長寿介護課の令和５年度決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページを御覧ください。

長寿介護課は、上から５行目の欄でございます。予算額244億4,212万9,000円に対しまして、支出済額226億4,509万3,566円、翌年度繰越額は13億4,068万7,000円、不用額は４億5,634万8,434円で、執行率は92.6%、翌年度繰越額を含めますと98.1%となっております。

主な不用額について御説明をいたします。

資料61ページを御覧ください。

一番上の（目）老人福祉費の不用額１億9,417万1,492円であります。主なものとしましては、（節）の欄の上から４つ目、報償費の不用額3,887万3,452円であります。これは、物価や食材料費の価格高騰の影響を受けております介護事業所等に対しまして、事業所の負担軽減を図るため支援金を支給いたしましたが、一部の介護施設等から支援金の申請がなかったことによるものであります。

次に、その４つ下の委託料の不用額1,178万8,552円であります。これは、介護職員の賃金や労働環境等を改善するための介護職員処遇改善加算等制度を周知する「介護職員処遇改善特別支援事業」におきまして、専門相談員の個別相談に応じる事業所数が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、その２つ下の負担金・補助及び交付金の不用額１億1,919万8,359円であります。これは、介護施設等における防災・減災対策を強化するため、非常用自家発電設備や給水設備の整備等、必要な経費の一部を補助する「介護施設等防災・減災対策強化事業」におきまして、補助金活用の辞退等により実績額が見込み額を下回ったことによるものであります。

次に、その下の貸付金の不用額2,000万円であ

ります。これは、市町村の介護保険財政に不足が生じた場合に、市町村に対して貸付け等を行うものですが、その実績がなかったものであります。

資料の62ページを御覧ください。

上から３行目でございます。（目）医務費の不用額２億6,119万1,540円であります。主なものとしましては、（節）の欄の５つ目、委託料の不用額3,478万7,166円であります。これは、「高齢者施設等への抗原検査キット配付事業」におきまして、希望する事業者に対し新型コロナウイルス抗原検査キットを配付いたしましたが、実績額が見込み額を下回ったことによるものであります。

次に、その２つ下の負担金・補助及び交付金の不用額２億2,279万6,819円であります。これは、介護施設等の開設準備経費の助成を行う「介護施設等開設支援事業」におきまして、実績額が見込み額を下回ったことによるものであります。

決算事項別明細説明資料につきましては以上でございます。

続きまして、令和５年度の主要施策の成果について主なものを御説明いたします。

資料の63ページを御覧ください。

まず、「人づくり」、３「一人ひとりが尊重され、共感し合い活躍できる社会づくり」の（２）高齢者が活躍する社会の推進についてであります。老人クラブ支援事業につきましては、高齢者の生きがいづくりや健康づくり活動を支援するために、老人クラブに対する支援を行いました。

次に、資料64ページを御覧ください。

上段の「元気に活躍する明るい長寿社会づくり支援事業」につきましては、高齢者の多様な社会参加や健康・生きがいづくりに取り組んでいる県社会福祉協議会が実施する宮崎ねんりんピックや心豊かに歌うふれあい短歌大会などに対して支援を行いました。

資料65ページを御覧ください。

上段のⅠ、施策の成果等としましては、①の老人クラブへの支援や②のシニアパワー顕彰などを通じまして、高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進や県民の理解促進に努めたところであります。

Ⅱの今後の方向性といたしましては、①のとおり、老人クラブや県社会福祉協議会へ引き続き支援を行ってまいりますほか、③のシニアパワー顕彰などシニアパワーを生かした活動の周知を通じまして、高齢者の社会参加の促進及び県民の理解促進に努めてまいります。

資料67ページを御覧ください。

「くらしづくり」、１「生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」の（１）健康づくりの推進についてであります。

改善事業「介護予防・生活支援体制整備市町村支援事業」につきましては、市町村や地域包括支援センターの職員を対象とした自立支援型ケアマネジメント習得のための研修やリハビリテーション専門職の通所介護事業所等への派遣を行いました。

次に、68ページを御覧ください。

「リハビリテーション専門職等機能強化事業」につきましては、リハビリテーション専門職等に対して災害時の対応手法や在宅で生活する高齢者の自立支援・重度化防止に関する研修を行いました。

次に、69ページを御覧ください。

上段のⅠ、施策の成果等でございますが、①の市町村や地域包括支援センター職員を対象と

した研修や②のリハビリ専門職の市町村への派遣等を通じまして、高齢者の介護予防や自立支援、生活支援の取組を行う市町村への支援を行いました。

Ⅱの今後の方向性といたしましては、①のとおり、引き続き研修等を通じまして市町村に対する支援を行いますとともに、②の地域におけるリハビリテーション専門職等のネットワークづくりの推進に努めます。

次に、資料70ページを御覧ください。

「くらしづくり」、１「生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」の（２）地域共生社会づくりの推進についてであります。

「介護保険財政支援事業」につきましては、介護給付費等に対し法定負担を行うことで、市町村の介護保険財政の安定化を図っております。

資料71ページを御覧ください。

下から２段目の新規事業「医療・福祉分野における食材料費高騰対策緊急支援事業」につきましては、食材料費価格の高騰の影響を受けます介護事業所等に対しまして、事業所の負担軽減を図るため支援金を支給いたしました。

資料72ページを御覧ください。

上段の「地域医療介護総合確保基金積立金事業」につきましては、医療及び介護の総合的な確保を推進する事業を実施するため、基金の積立てを行いました。

下段の「介護施設等整備事業」につきましては、介護療養型医療施設から介護医療院への転換のための改修や、施設におけるみとり環境の整備、また、介護職員の宿舎整備に対する支援などに取り組みました。

資料73ページを御覧ください。

上段の「訪問看護事業所強化推進事業」につきましては、訪問看護師の確保や資質向上等を支援し、訪問看護事業所の基盤強化を図るとともに、訪問看護事業所を開設する事業者に対して、立ち上げまでに必要な初期費用等の支援に取り組みました。

次に、74ページを御覧ください。

下段の「介護福祉士養成施設学生支援事業」につきましては、介護福祉士養成施設の学生に対して実習費の一部を助成いたしました。

次に、75ページを御覧ください。

上段の新規事業「介護人材確保対策市町村支援事業」につきましては、市町村が地域の実情に合わせて実施する介護人材確保対策に対して支援を行いました。

また、中段の新規事業「離職介護福祉士等再就業促進事業」につきましては、離職中の介護福祉士等に対して、介護に関する技術や知識を再習得できる研修を実施し、再就職に向けた支援を行いました。

次に、資料76ページを御覧ください。

「介護施設等感染拡大防止対策支援事業」につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策として、ウイルスが室外に流出することを防ぐため、居室の気圧を低くする簡易陰圧装置の導入や、ゾーニング環境の整備等に対する支援に取り組みました。

資料の77ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等でございますが、②の介護従事者の育成・確保のため、資質向上や参入・定着の促進、処遇改善などを図る取組を行いますとともに、③の介護サービス提供体制の整備のため、各市町村の介護施設等の整備促進を行いました。

Ⅱの今後の方向性といたしましては、②のとおり、介護人材の確保・定着に向けまして、総合的な対策を講じてまいりますとともに、介護

現場の生産性向上に向けた取組を推進しますほか、③の市町村等と連携しながら、介護サービスの提供体制確立に向け、基盤整備に取り組んでまいります。

主要施策の成果に関する説明は以上であります。

最後になりますが、決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、報告すべき事項はございません。

○牧障がい福祉課長　それでは、障がい福祉課分の決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページにお戻りください。

上から６段目にあります障がい福祉課の欄を御覧ください。

予算額181億6,329万8,000円、支出済額は174億6,729万2,540円、翌年度繰越額は３億3,396万2,000円、不用額は３億6,204万3,460円、執行率は96.2％、翌年度への繰越額を含む執行率は98.0％であります。

それでは、主な不用額について御説明いたします。

79ページを御覧ください。

一番上の（目）社会福祉総務費の不用額964万7,424円であります。

主なものとしましては、職員に係る給料や共済費などの職員費が見込みを下回ったことによる執行残であります。

また、一番下の負担金・補助及び交付金280万6,000円でありますが、障害福祉サービス事業所等への感染症対策に係る資材などの経費を補助する「障害福祉サービス事業所等感染症対策支援事業」におきまして、大規模な感染拡大にも対応できるよう予算を確保しておりましたが、補助申請実績が見込みを下回ったこと等による執行残が生じたものであります。

続きまして、80ページを御覧ください。

（目）障害者福祉費の不用額639万2,940円であります。

主なものとしましては、中ほどの委託料186万2,853円でありますが、手話通訳者の養成や派遣など、各種委託事業におきまして執行残が生じたものであります。

その２つ下の工事請負費254万7,761円でありますが、「全国障害者スポーツ大会練習環境整備事業」における知的障がい者バレーボール練習会場の改修工事に係る入札執行残であります。

続きまして81ページを御覧ください。

（目）社会福祉施設費の不用額162万4,766円であります。

主なものは、身体障害者相談センターの管理運営における各種事務費における報償費や旅費などの執行残であります。

続きまして82ページを御覧ください。

（目）精神保健福祉費であります。不用額は1,854万7,192円、執行率は89.6％となっております。

主なものとしましては、下から４番目の委託料176万2,686円となっております。これは公費負担医療に係る国民健康保険団体連合会などへの審査支払事務委託料の実績が見込みを下回ったことにより執行残が生じたものであります。

また、一番下の扶助費1,121万8,548円でありますが、措置入院に係る公費負担事業における実績が見込みを下回ったものによるものであります。

83ページを御覧ください。

（目）障害者自立支援費、不用額8,981万8,355円となっております。

主なものとしましては、まず上から５番目の

報償費780万6,740円でありますが、食事を提供する事業所に対する「医療・福祉分野における食材料高騰対策緊急支援事業」におきまして不足が生じないよう障害福祉サービス事業所単位で予算を積算しておりますが、複数のサービスを１つの事業所で提供している、いわゆる多機能型事業所におきましては、当初見込額よりも申請額が減少したことに伴い執行残が生じたものであります。

次に、その４つ下の委託料733万238円でありますが、「医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業」におきまして、事業費の支払事務を委託しました国民健康保険団体連合会におきまして支払事務件数が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、その３つ下の扶助費6,858万8,688円でありますが、精神通院医療費が見込みを下回ったことによるものであります。

それでは84ページを御覧ください。

（目）児童措置費であります。不用額２億3,059万1,406円であります。主なものは、下から４番目の負担金・補助及び交付金１億7,061万9,982円であります。

これは送迎用バスへの安全装置の導入支援を行う「こどもの安心・安全対策支援事業」や「重度障がい者（児）医療費公費負担事業」におきまして実績が見込みを下回ったこと等によるものであります。

次に、１つ下の扶助費5,590万9,956円でありますが、主に障害児入所施設における入所給付費等の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

最後に85ページを御覧ください。

（目）児童福祉施設費であります。不用額542万1,377円でありまして、この（目）はこども療育センターの管理運営に係る経費であります。

主なものは、表の中ほどにあります委託料209万4,931円でありますが、主にこども療育センターで提供する給食業務委託におきまして実績が見込みを下回ったこと等によるものであります。

次に、５つ下の扶助費141万9,202円でありますが、療育センターに入所する障がい児の日用生活用品等の経費が見込みを下回ったものであります。

決算に関する説明は以上であります。

続きまして令和５年度の主要施策の成果について御説明いたします。

86ページを御覧ください。

はじめに、「人づくり」の２「文化・スポーツに親しむ社会づくり」の（１）スポーツの推進についてであります。

３年後に本県で開催されます第26回全国障害者スポーツ大会を見据えまして、87ページの表の３番目の「全国障害者スポーツ大会練習環境整備事業」、88ページの新規事業「全国障害者スポーツ大会団体競技チーム力強化事業」などに取り組んでまいりました。

この新規事業「全国障害者スポーツ大会団体競技チーム力強化事業」でありますが、全国障害者スポーツ大会に向けまして団体競技の競技力向上を図るもので、令和５年度は選手確保のための体験会や練習会を５つの競技で開催するとともに、競技団体関係者によります全国障害者スポーツ大会の視察を実施いたしました。

施策の成果でありますが、令和５年度の宮崎県障がい者スポーツ大会におきまして総勢703名の選手が出場、18個の大会記録が更新されました。

今後の方向性でありますが、各競技団体等と連携し各地区での障がい者スポーツ教室やパラ

スポーツ指導員養成講習会等を実施することにより障がい者スポーツの普及促進を図ってまいります。

次に89ページを御覧ください。

「くらしづくり」の１「生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」、（２）地域共生社会づくりの推進についてであります。

表に掲げました主な事業について御説明いたします。

まず、１番目の「介護給付・訓練等給付費事業」、90ページの１番目と２番目、「障がい児施設給付費事業」及び「自立支援医療費事業」であります。

これらは障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の給付に係る義務的経費であります。

続きまして92ページを御覧ください。

表の１番上の「発達障害者支援センター運営事業」であります。

これは県内３か所のセンターで発達障がいに関する相談支援等を行っているもので、令和５年度の延べ相談支援件数は3,542件であります。

その下の「障害者就業・生活支援センター事業」であります。

これは県内７か所のセンターで障がい者の就労や生活に関する相談・支援を行い一般就労等を促進するもので、令和５年度はコロナの影響等もありましたが感染防止対策を徹底しながら就労支援に取り組みました結果、令和５年度中に支援を通じて就職を決定された方が276人となっております。

93ページを御覧ください。

表の２番目の「医療的ケア児等在宅支援体制強化事業」であります。

これは医療的ケア児やその家族への支援体制の強化を図るもので、令和５年度は医療的ケア児支援センターの相談件数が104件、コーディネーター養成研修では55名が修了いたしました。

その下の「精神科救急医療システム整備事業」であります。

これは緊急な医療を必要とします精神障がい者に対しまして適切な医療を提供するため、精神科病院が輪番制により休日等に電話相談や診療等を行う体制を整備するもので、令和５年度の相談件数は410件、外来受診者数は181人であります。

94ページを御覧ください。

一番上の「ひきこもり対策推進事業」であります。

これは県が設置したひきこもり地域支援センターにおきまして御本人やその御家族に対する支援などを行っているもので、令和５年度のセンターの相談件数は1,605件であります。

３番目の新規事業「ひきこもり支援・相談体制強化事業」であります。

これはひきこもり当事者やその家族が身近な市町村で相談支援が受けられるよう市町村の相談体制を整備するもので、令和５年度は市町村のひきこもり支援に活用するためのひきこもりサポーター養成研修を131人が修了、市町村へのアドバイザー派遣を26回実施いたしました。

95ページを御覧ください。

１番上の改善事業「精神障がい者地域移行支援事業」であります。

これは精神障がい者が地域で充実した生活ができるよう、保健、医療、福祉等関係機関が連携し社会的自立を支援するものであります。

令和５年度は課題の整理やネットワーク強化を図るための協議会運営や支援者研修会、ピアサポートの活用による退院意欲の喚起などを行

いました。

97ページを御覧ください。

施策の成果等でありますが、障がい児支援につきましては、②にありますとおり児童福祉法に基づく障がい児入所・通所に係る給付を行ったほか、発達障がいに関する相談支援や医療的ケア児の支援に係る人材の育成などを行いました。

また、④にありますとおり、障がい者の支援につきましては、福祉的就労の工賃向上の支援や農業を実施している事業者への専門家派遣、マッチング支援等を行いました。

98ページを御覧ください。

今後の方向性でありますが、障がい児支援につきましては、②にありますとおり今後とも医療的ケア児等を受け入れる短期入所施設の拡大促進など地域における支援体制強化を図ってまいります。

また、障がい者支援につきましては、④にありますとおり今後も関係機関と連携しまして工賃向上支援事業の広報活動に努めながら民間企業のノウハウ導入などによりさらなる工賃向上を図り、障がいのある方の自立した生活を地域で支えることができるよう取り組んでまいります。

主要施策の成果は以上であります。

最後に監査報告指摘事項等について御説明いたします。

決算特別委員会資料の175ページを御覧ください。

障がい福祉課が所管しておりますこども療育センターにおきまして、表の一番上にあります指摘事項、「公用車の運行管理について、全ての公用車で使用承認及び報告確認の手続が行われていなかった」との指摘がございました。

今後は、公用車の安全運転管理担当者及び整備管理担当者以外の職員が公用車の使用承認及び報告確認の手続が行われているか、朝、夕に確認を行うようチェック体制を改めまして適正な事務処理に努めてまいります。

また、決算審査意見書につきましては特に報告すべき事項はありません。

○山内主査　暫時休憩いたします。

午後４時４分休憩

午後４時５分再開

○山内主査　それでは再開いたします。

執行部の説明が終了いたしました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

○山下委員　資料28ページですが、自殺対策は毎回いろいろと出るんですけれども、これだけ取組をやってきながら10万人あたりの自殺率の数字がなぜ上がってくるんだろうと思っています。この取組の問題点は何かあるんですか。コロナとかありましたから、社会情勢はどうなんだろうと思います。そこら辺の検証についてお聞かせください。

○久保福祉保健課長　いろんな取組をやってきております。ただ、全国的な順位ではワーストで２位と、いい方向に行っていないんですけれども、実際の自殺者数でいきますと、平成19年度は394人でございまして、直近の令和元年では190人――半分近くまでは一旦下がっております。またここ３～４年で少しずつ増えていっているような状況があります。これまでやってきた取組が全く効果がないとは私たちも全然思っておりません。一定の効果はあるものだと思っています。

啓発はもちろんやっているんですけれども、

ゲートキーパー研修事業ということで、理美容の方で少し普段と違うなというのを感じ取って話を聞いてあげたりとか、身近な人がそうやって聞くような体制、知識を皆さんが持ってつなげるような活動をする。これは、いろんな研修を県でも保健所単位でやっていますし、市町村でもやっております。そういうところで少しずつは効果が出ているのかなと思っております。

本県の自殺者数の割合は、何度も説明しているかもしれませんが、男性の自殺者の割合が非常に高くなっていて、全国的にもそうなっています。全国的には40～50代の方がどちらかというとピークなんですけれども、本県の場合は70～80代の方、過去の平均でいくと80代、70代、60代の方が割合的にも人数的にも多いというところが非常に問題だと思っております。

そういった中で、昨年末に行動計画を策定しまして今年度から取り組んでおります。これまでと同様に行っているところに、プラスアルファしたのは、電話相談窓口に空白の時間がありましたので、その辺を埋めたり、免許更新時にいろんな相談窓口が書いてある、あまり邪魔にならない大きさのパンフレット等を作って配布したり、民生委員の研修のときにも「こういうことがこういうふうに県内で問題になっています」というようなことをお伝えしたり、地道な活動になるんですけれども、そういうことが必要だろうと進めております。

それから、電話相談で来られている方の話を聞くと、孤独を訴える方がいらっしゃるものですから、自殺対策だけではなく、いろんな地域福祉の横の連携を取るような事業を本課でもやっておりますけれども、県だけでもできなくて、市町村の方や市町村の地域福祉をコーディネートされる方などが、いろんな横の連携、つながりを持って場をつくっていくといったことをやっていくしかないのかなと思っております。

一義的にはそういう高齢者向けの対策をやることが大事ですが、過去、数値が一番低かったときの傾向を見ると、圏域別に見てもいろいろ効果はあるんですけれども、実数として一番大きいのは都市部のほうで、こちらの数値が下がったときは県全体の数値も下がるところもありますので、宮崎市のほか、大きい市町村ともさらに連携を取りながら対策を進めていきたい、やっていくしかないと思っているところであります。

○山下委員　今説明を聞いていると、都市部のほうで自殺者が少なくなったら県全体でも少ないという見解でいいんですか。

○久保福祉保健課長　全体的に高齢層で減るのがベストなんですが――これは命がかかっている数字なので、ただの数字で扱ってはいけないと思うんですけれども――全体の数字を減らすという意味では、令和元年度が190人と過去一番少なかったんですけれども、要因としてどこが一番違っているのか見ると、宮崎市内辺りがかなり下がったときに県全体の数字も下がっています。宮崎市が取り組んでいないということではなくて、いろんな相談窓口等もつくっていますし、ＳＮＳ相談もしているんですけれども、数値を全体的に下げるとなると一番効果的と考えているところであります。

○山下委員　私は都城なんですが、地域活動を見てみるとかなり地域コミュニティーがなくなってきているんです。これは新型コロナの影響だろうと思うんです。高齢者クラブもどんどん少なくなってきている。公民館活動とか、全てのいろんな活動が、なければないで済んだ、その間に役員交代があってどうなっているか分からないということで、地域の中で何かのアク

ションを起こそうとする力がなくなってきているんです。農村部でさえそういう状況が続いていますから、宮崎市みたいな町になってくると余計にその辺が進んでいるのかなと思うんですよね。

そういう状況で増えてきたんだろうなと我々も思うんですけれども、では具体的にどうしたらいいのか。電話相談の24時間体制とかいろんな体制はあるんだけれども、コミュニティー、地域の活動に取り組む体制づくりをどうやってするのか。

特に高齢者の男性のほうが多いということですが、宮崎県ではパチンコが一番多いということもありますし、財政的に困窮する高齢者が増えているのか。例えば奥さんのほうが先に亡くなって、その後、孤独感に耐えられなくなって自殺をされるのか。その辺はどう分析していますか。

○久保福祉保健課長　なかなか統計データでは個別の状況まで追っていけない事情もございまして、拾いようがないところはあるんですけれども、客観的に見たときに貧困状況にあるところや飲酒が影響を及ぼしている。それ以外もあるんですけれども、薬であったり、ギャンブルであったり、依存症といったことが影響してくることもあろうかと思います。

因果関係がはっきり分かる部分はないんですけれども、例えば自殺を企図した方の連絡が警察のほうにいって話を聞いて了解をもらったら、今度は保健所の方が支援するような取組を随分前からやっているんですけれども､そこから入ってくる情報を見ると、病気――いわゆる鬱病とかそういう病気もあるんですが､内臓疾患といった病気を抱えていて鈍痛があるとか、もう耐えきれないとか、そういうことで薬をもらいに行くのにも家族に迷惑をかけてしまうというような話をされる方が結構いらっしゃるので、話を聞いてあげる場が本当に大事なのかなと思います。

それで、地域の居場所ですね。自殺対策だけでは先に進まなくて、私どもが先ほど説明しました地域共生社会――障がい者の相談支援、子育て支援の相談支援、高齢者の相談支援が縦割れではなくて横でつながると拾えていなかった方を拾える可能性があったりしますから、そういう事業を、今、市町村も一生懸命組み立てようとしております。そのつなぎ役として地域福祉コーディネーターも育てていますので、そういう方々と連携しながら何とか地域につなげていくようなことを進めていきたいと思います。

○井本委員　言われるように、コロナ禍でみんなが集まることがなくなった。実際に細々と老人会をやっていたけれども、「もういいや」とやめてしまっているところがあります。

何でもいいんです。何らかのコミュニティーにつながる。１つのコミュニティーができたら、１つ、２つ、３つとコミュニティーを重ねて、重畳的につながれば大分違うんじゃないかなと思います。だからもう一回、意図的に積み上げることに力を入れてやってみないといけないんじゃないかなと思うんです。

○久保福祉保健課長　非常に大事なお話であります。確かにコロナの頃、地域の文化祭や運動会がなくなって――私も役員で出たりするんですけれども、目標がある人は張りがあってあまりお年を取られない印象がありますので、そういう力は非常に大事かなと思います。

福祉的な要素での地域連携の話をさせてもらったんですけれども、そういうところだけではなくて公民館活動であったり、自治会活動で

あったりも含めて、地域福祉コーディネーターの方――福祉の専門の方ではあるんですけれども、入り口の段階では福祉だけではなく、地域の横のつながりから入っていったりする手法も取っていらっしゃるみたいなので、御指摘のような内容もいろんな研修や会議の場で市町村の方あるいは関係団体の方とお話しするときに、いろいろ提案していきたいと思います。

○井本委員　もう１ついいですか。私の駄弁みたいなものですが、「人は何のために生きているの」と、人生に意味があるのかを聞かれたときに、私も随分自殺に関する本を読んだけれども、まともに答えている本はないんです。皆さんは電話がかかってきて「人は何で生きているのか、人生に意味があるのか」と言われたときにどんなふうに答えているのか。

恐らく自殺する人の10倍以上は予備軍がいるわけですから、そういう人たちは人生に対して本来何のために人間は生きているのかということが基本的にあるんじゃないかと思います。それが基本にあって、いろんな出来事が重なったときに「もう嫌だ。死んじゃえ」となるんじゃないかと思うんです。

私は自殺者の気持ちがよく分かるんです。自分も昔そうだったから。電話相談されるときに、その辺をきちんと説明できる人がいるのかなと思うんです。実際に本を幾ら読んでも、そういう実存的な苦しみ悩みに対してどうやって答えたらいいのか答えは何も書いていないんです。課長は答えられますか、どうでしょうか。

○久保福祉保健課長　私はそういう専門の研修等は受けていないものですから、うまく答える自信は全くございませんけれども、自殺の電話相談員の方はいろんな研修等を受けますし、これまでの対応の蓄積等を共有して対応していただいているとお聞きしております。

まずは傾聴になろうかと思うんですけれども、人それぞれ事情が違いますので、体験、経験において身につける部分もあると思います。

○井本委員　電話相談を受けたときにその辺の応答もできるぐらいの知識は身につけていてもいいんじゃないかという気がしたものだからね。

○久保福祉保健課長　相談員の方は何十名の体制でローテーションを組んでやっているんですけれども、そこに一番気を遣って共有して研修等を行っております。対応が悪いという話は聞いていませんのでしっかりやっていただいていると思います。

○山下委員　自殺を一旦決意した人たちは、やり遂げるまで何回でもやっていくんです。だからプロの人が電話で受けて、立ち直っていくのはごく稀だろうと思うんです。結局、相談、ＳＯＳを発信した方が10人いたとすれば、最後まで救いの手を差し伸べられた人は何人ぐらい、何％ぐらいいるんですか。その把握はできていないんですか。

○久保福祉保健課長　それぞれ事情があって、例えばさっき話した、自殺企図をした方の通報が警察のほうに行って、何とか思いとどまって保健所の職員がフォローして、また何回かお話を聞いて、その後「今は落ち着いています」という話を聞くケースは多いです。何人という数値的なものは難しいところがございます。

あと、かなり慎重にやらなきゃいけないんですが、亡くなられた方がどういう経緯、プロセスを経てというようなところも、過去、亡くなられた方の御家族等に、全国ベースで調査したケースもあるんですけれども、かなり時間をかけて慎重にやっております。

全国的に見ても、うちの県だけなぜという思

いが私たちもあるものですから、時間もかかるし成果がすぐ出るかどうか分かりませんけれども、今年度は専門家の方と話をして、そういう取組も進めようと考えているところであります。

○山下委員　多分、生きる目的がなくなってくるのが一番だろうと思うんです。

介護が必要になって、要介護３以上になって自立ができなければ施設に行きますよね。そういう人たちは周りにいろんな関わり合いがありますからまだ救われていきます。そこに行き着くまでの生きる喜び、生きる目的があれば耐えられるんです。次の朝を迎えるのが楽しくなりますからね。さっきから言っていますけれども、そこら辺の仲間です。近くで信頼できる人間関係――いつでも電話できる、会えるとか、そういう体制づくりが一番だろうと思うんです。

自分の役割が終わった、自分の明日の姿が見えないとなってくると、どんどん思い詰めていくだろうと思うんです。その辺を照準に整理されてやっていかれたらいいのかなと思うんです。難しいですけれども、ぜひよろしくお願いします。

○野﨑委員　自殺相談の電話にかける時点で、多分いっぱいいっぱいの人なんです。福祉保健課長が言ったように、例えば各課でいじめの相談所や高齢者の相談所をもっと手厚くして、相談所に電話しなくてもいいようにその前の段階をまず充実させる取組が必要です。ピンポイントで自殺相談の電話のところだけを見てしまうと、自殺を決めた人ばかりなので、各課でしっかり調査研究して、その前の段階で止めるのが非常に大事と思います。

僕も自殺の本を読んで、メカニズム上、いろいろな要因が円で書いてあって、それが交差してがんじがらめ、絡まった状態で抜け出せないような感じになって自殺するような本もあったんですけれども、そうなる前に各担当課がしっかり相談相手になることが大事です。

あとは、各地域支援コーディネーターの話もあったし､地域包括ケアシステムのケアマネジャーもあるかもしれないけれども、宮崎市ですと市町村合併がありました。

例えば僕は清武町だけれどもコーディネーターが佐土原町辺りから来る。町を知らない。清武町を全然知らない人がコーディネーターや支援員になっても、人間関係づくりをゼロから始めないといけないから非常に時間がかかって人間関係がよくならない。でも、もともと清武町の社会福祉協議会にいた人がその町の支援員やコーディネーターになれば、町政時代から顔見知りだから、高齢者だって子供だって、すごく早いと思うんです。

人の地域性があるので、非常に時間がかかるか、かからないか、地域に溶け込むか、溶け込まないかが全然違うと思います。そういうのも各市町村といろいろ協議しながら人材の配置、育成もしていけば､スピードも早くなるし､違ってくるのかなと思います。

○山内主査　関連してよろしいですか。

資料26ページの自殺関係の関連でお伺いしたいんですが、自殺予防強化ということで夜間電話相談を午後８時～翌朝の午前４時とされていて、さらにコロナ禍では拡充もされていたということなんですが、夜間時の電話相談は件数が伸びていたり電話がつながりにくかったりするんでしょうか。

○久保福祉保健課長　電話相談もお昼に精神保健福祉センターで行っている分と夜間に行っている分がありまして、件数を全部拾うと8,666件というような数字があります。そのうち夜間電

話で受けたのが4,649件ございまして、非常に重要な感じになります。

夜間電話で一番かかってくる時間帯も、ある程度把握していまして、午後９～10時とか、その次が午前ゼロ～１時、午後10～11時というような、皆さんが就寝するような時間帯が多いということもありますので、これまでの実績等も踏まえて、その時間帯に対応できるような体制を取っております。

決算の話と変わりますけれども、今年度、隙間の時間を埋めたところ――朝方の午前４～８時までの間も、４月から始めて30件ぐらい電話はかかっておりますので、思ったときにかけられる体制があるのは重要かなと思います。

○山内主査　今年度に入って、そういうことで悩んでいるという御相談を受けたんです。その方は電話相談に電話をしたけれども、なかなかつながらないということで――「いのちの電話」のお話をされていたかもしれないんですけれども、なかなかつながらなくて、つながったら宝くじが当たるぐらいというような話をされていました。「いのちの電話」ではよくそういう話を聞きます。県の夜間電話相談とはまた違う話かもしれませんが､課長が今おっしゃってくださったように、かけたい、聞いてほしいときにつながる体制が非常に大事だと思うので、また引き続き対応をお願いしたいと思います。

○久保福祉保健課長　時間帯の不備等は私も今、初めて聞いた話になりますので、その辺の実態等を確認させていただくとともに、若い方だと最近は電話ではなくＳＮＳ、これは厚生労働省でもやっていますし、市町村単位でもやっていたりします。子供だと子供専用のＳＮＳ相談等もやっています。電話やＳＮＳでもつなげるという広報をもっとしっかりやっていこうかなと、今、考えた次第でございます。

○山内主査　お願いします。ほかに、自殺関係はよろしかったでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査　それでは、ほかに質疑はございませんか。

○井本委員　生活保護の件だけれども、自動車を持ったらいけないと言われるでしょう。確かに昔は自動車は財産だったかもしれないけれども今は生活必需品です。10万円ぐらいの中古車なんて幾らでもある。金持ちじゃないと乗れないような車はもちろん買えないだろうけれども、特に田舎では、自動車は生活必需品に入っていると思うんです。それを持ったら駄目だとされるから、ある程度考えてほしいと思うんです。

○久保福祉保健課長　生活保護制度は確かに全国一律の制度で、自動車につきましては都市部と地方では事情が違うという話もあると思います。全く認めていないという話ではなくて、必要な通院とか、勤務に当たって本当に交通手段がないとか、そういう場合に関しては、いろいろ事情を勘案して認めるケースもございます。

生活保護の概念としては必要最低限の生活は維持しなければいけないところで、車を持つと維持費等もかかるものですから、地方では車がないと最小限の生活ができないのかどうかという判断が難しいところであるんですけれども、ケース・バイ・ケースで認めていることもございます。

○井本委員　ケース・バス・ケースの話を聞いたんです。宮崎では基本的に車は必要、生活必需品だという体制でやるべきじゃないかなと言っているんです。

田舎でバスは１日に２本ぐらいしか出ないところでバスで行きなさいって、どうやって過ご

すのかね。車も５万円、10万円ぐらいで売っている安い車もあります。私は必需品として認めていいんじゃないかと思うんです。宮崎だけ例外というのをつくれないのかな。

○久保福祉保健課長　国費が相当入っているということもあって、本県だけ特別に、本県独自でこうしてくださいというのは今の段階では無理なんですけれども、いろんな事情を国に伝えていくことはできると思いますので、また機会を見てお伝えしていきたいと思います。

○山下委員　戦没者の遺族会はずっとあるだろうと思うんです。私も副議長のときに沖縄に行った際も話に出たんですが、組織の弱体化です。来年で戦後80年――昭和100年になるんです。戦争を知らない子供たちがどんどん増えてくる。遺族会の運営が非常に難しい時代になってきただろうと思うんです。７か所のつながりがある組織は遺族会ですが、日本として戦争を伝えていく、もう二度と戦争をしたらいけないんだよという取組について、今後の活動の方向性の見通しがあったら教えてください。

○新村指導監査・援護課長　県の遺族連合会に加盟している遺族の数はどんどん減っていまして、毎年500人単位で減っているところです。

語り部や朗読劇は、戦後70年の時に始めた授業で、ずっと続けてきて、学校に大分普及してきたこともあって、応募がかなりある状況ですが、伝えてきた方は、だんだん高齢化し少なくなってきています。遺族連合会は今度役員も変わり、戦後の世代の委員になりましたので、どういうふうに今後やっていこうかと語り部の方も含めて、遺族連合会といろいろ話をしているところです。

○山下委員　今、国際的に戦争がどんどん起きています。ウクライナとロシアに始まって、イスラムなどでも連日、ああいう痛ましい戦争が行われてますよね。それと同時に、日本を囲むアジア圏――中国、北朝鮮、そういうところを中心とする様々な緊張の高まりで、危機意識も高まってきているのかなと思うんです。

そのような中で、遺族会も高齢化してますから、非常に難しいかもしれませんが、尊い犠牲があって、それを語り継ぐには、遺族会のグループ、語り部が中心になっていただいて、あのような戦争をしたら絶対駄目だとか、そういうふうにもう少し目標を絞って、一緒にやれないかという思いを、私はいつも持っているんです。その辺の組織としての方向性はどうでしょうか。

○新村指導監査・援護課長　語り部の方も高齢化してきて、今はまだ何とかやれていますけれども、あと10年したらどうかというところもありまして、令和５年度には戦後世代の方も団体の一つに入っていただいて、その方がお話をする中で地域の遺族会の方に来ていただくとか、語り部は地域のことをなるべく話すようにしていますので、都城であれば都城の空襲のあった空港があったという内容を入れて話をしています。いずれ直接伝える方もいなくなっていきますので、今、工夫してやっていきたいと考えているところです。

○山下委員　宮崎県は古事記1300年ということで、ここ十何年、いろんな記念事業もやって、宮崎の歴史にかなりポイントを置いてやってきたところですが、宮崎県には自衛隊の基地で重要な拠点がいっぱいありますし、宮崎県出身で自衛隊になっている人たちも全国比率からすると多いんです。そういうこともちゃんと調べていただいて、新たに目の前に迫っている様々なことを考えていくと、何かできること、啓発を行っていくべき時期じゃないかと思うんです。

そういう認識を持っていただくとありがたいと思います。

○新村指導監査・援護課長　おっしゃるように、今、本当に戦争が世界中であっている時期で、大切なことだと思っています。語り部は朗読劇の後、感想文も頂いて、子供たちが話をちゃんと分かっているというのも認識していますので、これからに向けていろいろ考えていきたいと思います。

○山下委員　よろしくお願いします。

○山内主査　関連でございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査　それでは、ほかに質疑ございますか。

○齊藤委員　資料15ページの生活保護費のところで、分からないので教えてください。

宮崎市の場合は、中核市として生活保護は直接やっているんですけども、支出済額の32億円余というのは、宮崎市を除いた25市町村という理解でいいんですか。

○久保福祉保健課長　宮崎市以外の扶助費として払っている分については、そうなります。

○齊藤委員　例年、30億円ぐらいなんですか。

○久保福祉保健課長　積算としては、そんなに増減するものではございません。

認識違いしておりました。町村部の費用になります。宮崎市も含め市部については、国から直接、県を通さないところで、支給されるというようなことになります。

○齊藤委員　分かりました。

もう一つ確認なんですけれども、生活保護は中核市でない一般市である延岡市、都城市辺りでも窓口を設けて直接、国から受け入れて執行しているという理解でいいんですか。

○久保福祉保健課長　宮崎市には直接行きます。ここに掲げている費用は町村部なんですけれども、各市部の福祉事務所にお流しする部分については、いわゆる予算立てはせず、一旦、県で取りまとめて各市部の方に流すような仕組みでやっております。

○齊藤委員　ということは、例えば延岡市、都城市、日向市、日南市などに関しては、この決算報告の中に数字が出てくるという理解でいいんですか。

○久保福祉保健課長　決算としては、各市のほうで数字が上がることになります。

○齊藤委員　なるほど、分かりました。

○山内主査　よろしいですか。関連でございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査　ほかに質疑はございますか。

○野﨑委員　パラスポーツのオリンピック――パラリンピックがありました。福祉的な意味では障がいのある方が夢と希望を持っている。あとアスリートとして、パラリンピックを見たら凄い本格的な競技でした。

僕は宮崎県をパラスポーツの聖地のようなイメージにしたいなと思っています。何か意気込みがあればお願いします。

○牧障がい福祉課長　くしくも３年後に宮崎県で、全国障害者スポーツ大会の開催が決定しております。

46年前、宮崎国体があってから、障がい者スポーツが伸びていたか、普及していったかというと､若干首をかしげないといけない部分があったので、今回の全国障害者スポーツ大会は、障がい者のスポーツ大会を根づかせる、もっと身近なものに感じていただくのに、障がい福祉課としては非常にいい機会だと考えております。

もともと長年、障がい福祉課で障がい者スポ

ーツの普及をやっておりました。今回はそれに加えて、競技力の向上面も国スポの事務局と一緒にやっております。

そのベースとなるのが障がい福祉課でやっております生きがいづくりとしての障がい者スポーツであります。これに今回、競技力向上ということで、全世界に羽ばたくパラ選手――それこそ宮崎にも中西さんがいらっしゃいましたけれども、世界を目指せる選手もいることを宮崎県民にもどんどん知っていただいて、障がい者も障がいのない方も一緒にスポーツを楽しめる環境づくりをどんどん目指して、全国障害者スポーツ大会の大きなジャンプアップの機会として取り組んでいきたいと考えております。

○野﨑委員　今回の大会を目指していくのも大事だし、普通に開催されている県の障がい者の大会は、例えば順番制でやるとか――要は強いチームがあるんだけれども、そこは休んで順番制で幅広くされる一方で、さっき言われたように競技力を向上させて、全国、世界に通用するようなアスリートもつくっていただきたい。そういった整備環境とチームづくりを段階的にやっていただくと、障がいのある方が夢と希望もあるし、健全者の応援団も盛り上がるんじゃないかなと思います。パラスポーツの聖地として、意気込みがあれば部長、お願いいたします。

○牧障がい福祉課長　先に、補足と言いますか、先ほどの競技力と普及については、障がい者の競技団体の育成もベースになると思います。強化方針をどう考えていくのかを県が考えるのではなくて、競技者団体自らが考える必要があると思っております。自分たちのスポーツの普及具合とか、アピールのために上を目指す強い選手を育てるのかとか、そのあたりは競技団体と一緒になって考えていく必要があると思いますので、先ほどの契機づくりの中には、競技者団体の育成も必要と思っております。

○渡久山福祉保健部長　パラスポーツについてでございますけれども、私も今度、来月には佐賀県で開催される全国障害者スポーツ大会の応援に駆けつけようと思っております。

５月にありました県の障がい者スポーツ大会にも見学といいますか、応援に行かせていただきました。

県内では、障がい者の雇用は全国では比較的高いという意味で、この前も表彰がありましたが、次第に、普段のいろいろな企業活動とか、生活の中で障がい者が活躍される、それぞれの持ち味を生かしている場が広がってきている。それがスポーツにおいても広がっていくと、さらに県民の間に障がい者、もっと広い範囲での高齢者なども含めた共生社会に対する認識が広がるだろうと、そういう意味においても、この障害者スポーツは大事な役割を果たすと思いますので、３年後の大会を契機にしっかりと広げていけるようにしていきたいと思っております。

○野﨑委員　頑張ってください。

○山内主査　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査　それでは、以上をもって、第一班の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後４時51分休憩

午後４時51分再開

○山内主査　分科会を再開いたします。

明日は10時再開ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査　それでは今日の分科会は終了いた

します。お疲れさまでした。

午後４時51分散会

令和６年10月１日（火曜日）

午前９時58分再開

出席委員（７人）

主	査	山内　佳菜子
副主	査	山内　いっとく
委	員	坂口　博美
委	員	山下　博三
委	員	野﨑　幸士
委	員	齊藤　了介
委	員	井本　英雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	渡久山　武志
福祉保健部次長（福祉担当）	津田　君彦
福祉保健部次長（保健・医療担当）	市成　典文
こども政策局長	長友　修一
衛生技監	椎葉　茂樹
部参事兼福祉保健課長	久保　範通
指導監査・援護課長	新村　仁志
医療政策課長	徳地　清孝
国民健康保険課長	本田　浩樹
長寿介護課長	島田　浩二
医療・介護連携推進室長	廣池　修次
障がい福祉課長	牧　浩一
部参事兼衛生管理課長	壹岐　和彦
健康増進課長	徳山　美和
薬務感染症対策課長兼薬務対策室長	吉田　祐典
こども政策課長	増田　光宏
こども家庭課長	奥野　真一

事務局職員出席者

議事課主幹	黒田　真紀
政策調査課主査	藤原　諒也

○山内主査　分科会を再開いたします。

これより、国民健康保険課、健康増進課、こども政策課、こども家庭課の審査を行います。

令和５年度決算について、各課の説明を求めます。

○本田国民健康保険課長　国民健康保険課の令和５年度決算状況について御説明いたします。

お手元の令和５年度決算特別委員会資料を御覧ください。資料右下の決算と書かれたページのほうで説明をさせていただきます。

11ページを御覧ください。

まず、一般会計につきましては、上から４段目、予算額290億233万9,000円に対し、支出済額289億8,469万6,099円、不用額は1,764万2,901円となっており、執行率は99.9％であります。

次に、特別会計につきましては、特別会計の欄の１段目でございます。国民健康保険特別会計でありますけれども、予算額1,191億8,099万円に対し、支出済額1,155億3,420万3,479円、不用額は36億4,678万6,521円となっており、執行率は96.9％であります。

次に、主な不用額について御説明いたします。

51ページを御覧ください。

まず、一般会計でございます。（目）国民健康保険指導費におきまして、不用額は1,627万7,740円となっております。主な理由は、（節）負担金・補助及び交付金、特別会計繰出金などの執行

残であります。

52ページを御覧ください。

次に、国民健康保険特別会計でございます。（目）国民健康保険運営費におきまして、不用額は36億4,678万6,521円となっております。主な理由は、(節）の欄の下から３番目の負担金・補助及び交付金におきまして、医療機関等に支払う保険給付費として、県が市町村に交付する普通交付金などが、見込み額を下回ったことなどによる36億3,672万1,900円の執行残であります。

次に、主要施策の成果でございます。主要施策の成果について主なものを御説明いたします。

53ページを御覧ください。

１「生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」の（３）医療提供体制の構築・充実であります。

54ページを御覧ください。

表に記載しております、施策推進のための主な事業及び実績であります。

まず、マルの「国民健康保険特別会計事業」につきましては、国保財政の収支を県全体で一元的に管理することとなり、財政運営の安定化を図るために、平成30年度から設置しているものであります。

国民健康保険特別会計事業の主な実績として、左側のポツ、保険給付費等交付金でありますが、市町村が保険給付に要した費用の全額を普通交付金として、また保険者努力支援交付金や特定健康診査等負担金など、国保の事業や特別な事情に要する費用を特別交付金として市町村に交付したところであります。

右側のポツ、保健事業でございます。医療費の適正化を推進するため、特定健診実施率向上に向けた被保険者への勧奨、糖尿病重症化予防に係る医師向けの研修、適正服薬のための薬剤情報通知や市町村向け研修などの市町村を支援するための様々な保険事業に取り組むとともに、県保険者協議会の啓発事業などへの支援を行ったところであります。

次に、一般会計の事業であります。

１つ目のマル「保険基盤安定事業」でございます。こちらにつきましては、低所得者への保険税軽減の相当額などを市町村に助成するものでありまして、国保財政の安定化と被保険者の負担軽減を図ったものであります。

続きまして、55ページを御覧ください。

２つ目のマル「特別会計繰出金事業」につきましては、国民健康保険特別会計に法令で定められた県の負担金等を、一般会計から繰り出すことにより、国保事業運営の安定化を図ったものであります。

３つ目のマル「高齢者医療対策事業」につきましては、後期高齢者医療制度を運営する宮崎県後期高齢者医療広域連合や、市町村に法令で定められた各種の負担金を交付することなどにより、制度の安定的な運営を図ったところであります。

続きまして、56ページを御覧ください。

次に、施策の成果等及び今後の方向性についてであります。

まず、施策の成果等についてでありますが、国民健康保険につきましては、①にございますとおり、宮崎県国民健康保険運営方針に基づき、市町村とともに、安定的な財政運営や、効率的な事業運営に向けた取組を推進してきたところであります。また、特定健診の実施率向上への取組をはじめとする、様々な医療費の適正化に

資する事業を展開したところであります。

②の後期高齢者医療につきましては、宮崎県後期高齢者医療広域連合に対し、県費負担金を交付することなどにより、制度の安定的運営に寄与したものと考えております。

次に、Ⅱの今後の方向性についてでありますが、①「国民健康保険事業」につきましては、引き続き県と市町村が一体となって、予防・健康づくりに重点的に取り組みながら、医療費の適正化を推進するなど､事業の健全な運営を図ってまいりたいと考えております。

②の後期高齢者医療制度につきましては、今後とも制度の運営が安定的に行われるよう、広域連合に対し適切な支援や助言などを行っていくこととしております。

下の表には、本県における市町村国保だけではなく、被用者保険も含めました特定健康診査の実施率を記載しております。令和５年度の欄には、令和５年度中に確定した令和３年度の実績値を記載しております。実績値は、前年度0.6ポイント上回る51.5％となっております。特定健康診査の実施率向上への取組といたしまして、市町村におきましては、文書、電話、そして訪問による受診勧奨のほか、夜間、休日の集団健診の実施やがん検診との同時実施による受診機会の拡大などの取組を行っております。

また、県においては、市町村への財政支援や、医療機関に対して受診勧奨や情報提供事業への協力依頼、保険者協議会などと連携しながら、特定健康診査広報月間を中心に広報・啓発などを行ってきたところです。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

次に、特別会計の歳入歳出決算について御説明します。「令和５年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算書」をお願いします。

57ページでございます。

国民健康保険特別会計の歳入の表の一番下、歳入合計の欄を御覧ください。

予算現額1,191億8,099万円に対し、調定額及び収入済額1,196億3,253万227円であり、不納欠損額及び収入未済額はございません。

歳入の収入済額の合計から歳出の支出済額の合計を差し引いた金額は、一番下の欄外に記載しておりますが、歳入歳出差引残額の40億9,832万6,748円となり、国庫負担金の精算の財源など特別会計の運営経費に充てられるものであります。

次に、監査委員からの令和５年度歳入歳出決算審査意見書において、意見・留意事項がありましたので、御説明いたします。

「令和５年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書」58ページを御覧ください。

（15）国民健康保険特別会計に関しまして、意見・留意事項等といたしまして、59ページを御覧ください。「今後とも医療費の増加が見込まれることから、国民健康保険の適正な運営を行うとともに、引き続き安定的な財政運営が望まれる」との意見をいただきました。

国民健康保険の被保険者数及び医療費の総額につきましては、年々減少傾向にある一方で、高齢化や医療の高度化などにより、一人当たりの医療費の増加は続く見通しであります。このため、市町村との事務打合せ等の機会を活用し、事業の実施状況を定期的に把握、分析することで、運営の適正化を図っているところでございます。

平成30年度から、県が財政運営の責任主体と

なったことから、今後とも医療費の動向を踏まえながら収支を均衡させ、引き続き県内市町村の国保財政の安定化を図ってまいりたいと考えております。

また、国が加速化しています保険税水準の統一につきましても、市町村との協議を深めながら、県も取組を進めてまいります。

決算審査意見書につきましては、以上であります。

最後に、監査報告書についてでありますが、特に報告すべき事項はございません。

○徳山健康増進課長　健康増進課の令和５年度決算状況について御説明します。

資料11ページを御覧ください。

健康増進課は、中ほど上から８番目の行であります。

予算額33億7,973万3,000円に対し、支出済額は31億1,453万7,877円、不用額は２億6,519万5,123円となっており、執行率は92.2％となっております。

112ページを御覧ください。

主な不用額について御説明いたします。

まず上から３行目、(目) 公衆衛生総務費であります。不用額は１億9,967万6,434円となっております。

主なものとしましては、(節) の下から２行目、扶助費の9,916万6,547円であります。これは小児慢性特定疾病医療費や不妊治療費支援事業など、医療費公費負担の実績額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、その上の負担金・補助及び交付金9,269万3,665円であります。これは出産子育て応援事業や不妊治療費支援事業について、補助事業主体である市町村の事業費確定等に伴い、執行残が生じたものであります。

次に113ページを御覧ください。

一番上の（目）予防費であります。不用額は6,551万8,689円となっております。

主なものは、(節) の一番下の扶助費の3,688万8,747円でありますが、原爆被爆者医療事業費の各種手当支給対象者の減少や、医療費請求額が想定を下回ったことによる執行残であります。

健康増進課の決算に関する説明は、以上であります。

続きまして、令和５年度主要施策の成果に関する報告書の主なものを御説明いたします。

114ページを御覧ください。

初めに、「人づくり」の１「子どもを生み育てやすく、未来を担う人材を育む社会づくり」の（１)、「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進でございます。

下の表を御覧ください。

「母子保健対策事業」です。主な実績内容等の一番上の新規事業「不妊治療費支援事業」として不妊治療を行った方に対しまして827件の治療費助成や、「安心してお産のできる体制推進事業」として、周産期母子医療センターへの運営費補助を行っているところです。

次に、115ページを御覧ください。

上から３番目の「生涯を通じた女性の健康支援事業」として、女性の健康全般に関する相談への対応を行うとともに、健やかな妊娠を推進するため、中高生に年齢の近い大学生を講師として実施するピアカウンセリング講座や、助産師による健康教育を行ったところです。

続きまして、116ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等であります。

まず、①安心してお産のできる体制を推進するため、地域分散型の周産期医療体制を支える関係者に対し、研修会を実施するとともに、周産期関係者相互のネットワークを強化するため、県内の各周産期医療圏において、地域周産期保健医療体制づくり連絡会を開催し、周産期医療体制の充実を図ったところであります。

次に②ですが、「新生児聴覚検査・療育体制連携強化事業」により、新生児期から早期に聴覚障がいを発見し、必要な支援が受けられるよう、検査・療育ネットワークの構築を図ったところであります。

次に③ですが、「思春期健康教育事業」では、中高生等を対象に、大学生によるピアカウンセリング及び助産師による健康教育の実施により、思春期からの妊娠・出産や家族計画に関する普及啓発等の推進を図ったところです。

次に、Ⅱ、今後の方向性です。

まず、①ですが、地域分散型の周産期医療体制を支える関係者に研修会を実施しますとともに、周産期母子医療センターを支援し、地域周産期医療関係施設の相互のネットワークを強化することにより、安心してお産ができる体制の一層の推進を図ってまいります。

次に、②ですが、「新生児聴覚検査・療育体制連携強化事業」においては、聴覚検査の実施体制の整備に加えまして、難聴児やその御家族がより質の高い支援を受けられるよう連絡会議や研修会等の機会を活用し、各地域ごとに現状、課題の共有及び解決策の検討を進めてまいります。

次に、③ですが、「思春期健康教育事業」においては、教育委員会など関係機関と連携し、中学生と高校生、それぞれの世代に応じたリーフレットを作成し、よりきめ細やかな教育の充実を目指した取組を進めてまいります。

次に、117ページを御覧ください。

「人づくり」の３「一人ひとりが尊重され、共感し合い活躍できる社会づくり」の（３）人権意識の高揚と差別意識の解消でございます。

下の表を御覧ください。

「ハンセン病啓発・ふるさと交流促進事業」としまして、主な実績内容等の一番上になりますが、国立ハンセン病療養所を訪問し、本県出身の入所者と交流を深めるふれあいハンセン病療養所訪問事業を実施したほか、その下、市町村担当職員による療養所訪問研修、入所者等に講演をしていただく語り部派遣を実施しております。

また、入所者をふるさとである宮崎県にお招きする里帰り事業や見舞金、郷土品の贈呈を行ったほか、新聞広告やパネル展の実施等により、県民のハンセン病に対する正しい知識の普及啓発に努めたところです。

118ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等であります。

見舞金の贈呈等により、本県出身の療養所入所者の精神的負担の軽減を図ったところです。

また、県民や市町村職員が療養所を訪問し、入所者からハンセン病について学ぶ療養所訪問事業やパネル展の開催等により、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図ったところです。

Ⅱ、今後の方向性ですが、引き続き療養所入所者との交流を通じたハンセン病についての正しい知識の普及啓発を促進し、不当な差別や偏見のない社会づくりに努めてまいります。

続きまして、119ページを御覧ください。

「くらしづくり」の１「生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」の（１）健康づくりの推進であります。

下の表を御覧ください。

まず、「健康増進対策事業」ですが、主な実績内容について、120ページを御覧ください。

一番上の健康づくり推進センター管理運営においては、健診・保健指導従事者初任者・経験者研修会や健康増進計画評価支援研修会等、健康の増進に資する人材育成等を、公益財団法人宮崎県健康づくり協会への委託により実施したところであります。

次に、121ページを御覧ください。

「がん対策総合推進事業」であります。

主な実績内容等の１番上、がん診療連携拠点病院等機能強化では、県立３病院の機能強化を図るなど、総合的ながん対策を推進したところであります。

次に、122ページを御覧ください。

「健康長寿社会づくり推進事業」であります。

野菜摂取量の増加を目指す「１日プラス100グラム！ベジ活推進事業」や塩分摂取量の減少を目指す適塩普及啓発、運動促進を目指す健康生活推進事業では、食生活の改善や運動の習慣化のため、チラシ、ポスター、啓発グッズの配布、キャンペーン等による普及啓発に努めました。

また、一番下の新規事業「食と運動による健康生活推進事業」において、職場の健康経営応援として、実態調査により企業の健康課題を抽出する取組や、健康改善実証モデルとして、２市において、住民に対する健康教育の効果検証に取り組んだところです。

続きまして、124ページを御覧ください。

「歯科保健対策事業」です。

主な実績内容等の一番上、フッ化物応用普及啓発において、虫歯予防効果の高いフッ化物応用を推進するため、クリアファイルを作成し、学校へ配布したところであります。

また、上から４番目の在宅歯科医療推進設備整備としまして、19医療機関に補助を行いました。

次に、125ページを御覧ください。

「肝炎総合対策事業」であります。

主な実績内容等の一番上「肝炎治療費助成事業」として、Ｂ型、Ｃ型ウイルス性肝炎患者1,273人に対し、医療費を助成するとともに、肝炎ウイルス検査を保健所等で無料で実施いたしました。また、その下の「ウイルス性肝炎対策特別推進事業」としては、肝炎対策懇話会や医療従事者研修会を開催し､肝炎診療体制の強化を図ったところであります。

次に、126ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等であります。

①ですが、健康長寿社会づくりを推進するため、食生活改善や運動などの生活習慣改善に向けた普及啓発や、健康経営の促進などを行ったところであります。

次に、②ですが、「第３期宮崎県がん対策推進計画」に基づき、がん診療連携拠点病院等の機能強化やがん登録、緩和ケア推進事業を実施しますとともに、がん検診受診率向上の啓発事業として動画作成、ＳＮＳ掲載、啓発資材配布を行ったところであります。

③ですが、「第２期宮崎県歯科保健推進計画」に基づき、生涯を通じて歯と口の健康を保つため、定期歯科検診、フッ化物応用、口腔ケア等の推進を図るとともに、在宅歯科医療体制の整備を行ったところであります。

Ⅱ、今後の方向性であります。

①ですが、新たに策定しました「健康みやざき行動計画21（第３次)」に基づき、個人の生活習慣改善や健康診断受診といった予防に着眼した行動の推進に加え、健康に対する関心が薄い層も、日常生活の中で自然と生活習慣改善につながるよう、関係団体等と連携した環境づくりの強化に取り組んでまいります。

②ですが、新たに策定した「第４期宮崎県がん対策推進計画」のスローガンであります、誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とがんの克服を目指すため、がん検診の受診勧奨やがん教育の充実、医療提供体制の整備促進等により、さらなるがん対策の推進を図ってまいります。

③ですが、歯と口の健康は全身の健康にも深く関わることから、新たに策定した「第３期宮崎県歯科保健推進計画」に基づきまして、ライフステージに応じた歯科保健対策をさらに推進するとともに、支援が必要な方への歯科保健医療、災害時の歯科保健医療体制の整備等の推進を図ってまいります。

主要施策の成果については、以上です。

最後に、監査結果報告書指摘事項等について御説明いたします。

174ページをお開きください。

一番上の（１）収入事務になりますが、健康増進課におきまして、令和５年度被爆二世健康診断調査事業の受託について、調定が行われていなかったとの指摘がございました。

改善策としましては、業務計画表を作成し、その計画表に基づき、各月ごとのチェックを組織的に徹底することといたしました。今後、適時適正な事務処理に努めてまいります。

また、決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

○増田こども政策課長　こども政策課の令和５年度の決算状況につきまして、御説明いたします。

決算特別委員会資料11ページを御覧ください。中ほどやや下のこども政策課の欄を御覧ください。

予算額181億2,185万7,000円に対しまして、支出済額は176億3,459万102円、翌年度への繰越額は851万3,000円、不用額は４億7,875万3,898円であり、執行率は97.3％、翌年度繰越額を含む執行率は97.4％となっております。

それでは、主な不用額について御説明いたします。

資料141ページを御覧ください。

まず、（目）児童福祉総務費であります。不用額は１億1,678万9,097円となっております。

その主なものは、負担金・補助及び交付金の１億1,169万9,950円であります。これは、小学校入学前の乳幼児への医療費助成を行う子育て支援乳幼児医療費助成事業において、医療機関の受診実績が各市町村の見込みを下回ったことなどによるものです。

資料の142ページを御覧ください。

（目）児童措置費であります。不用額は、２億4,469万455円となっております。

主なものは、負担金・補助及び交付金の２億4,330万4,879円であります。これは子供のための教育・保育給付費や一時預かり事業など、子ども・子育て支援制度に係る事業につきまして、各市町村の実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、（目）母子福祉費であります。不用額

は、3,310万2,146円でありますが、児童手当支給事業におきまして、支給対象児童数が市町村の見込みを下回ったことによるものであります。

続きまして、資料143ページを御覧ください。

（目）事務局費であります。不用額は8,196万8,027円であります。これは、令和４年度からの繰越し予算「送迎用バス安全装置等導入支援事業」で、幼稚園等からの申請額が見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、(目）教育指導費であります。不用額220万4,173円の主なものといたしまして、幼児教育センター設置運営事業において、報酬や需用費について実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

決算状況の説明につきましては、以上でございます。

次に、令和５年度の主要施策の成果について御説明いたします。

資料の144ページを御覧ください。

「子どもを生み育てやすく、未来を担う人材を育む社会づくり」の（１）「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進であります。

主な事業について御説明をいたします。

資料の145ページを御覧ください。

まず、「保育士修学資金貸付等事業」につきましては、保育士養成施設の学生に対し、修学資金の貸付け等を行うことにより保育人材の確保を図ったところであります。

新規事業「病児保育利用促進事業」につきましては、病児保育施設の利用料を助成することで利用者の負担を軽減し、病児保育の利用促進を図ったところであります。

146ページを御覧ください。

新規事業「未来につなげる少子化対策調査事業」につきましては、外部有識者を交えた研究会の開催や、市町村ごとの結婚・子育て環境などを分析いたしました少子化要因見える化ツールを作成したところであります。

147ページを御覧ください。

改善事業「ひなたの出逢い・子育て応援運動推進事業」につきましては、市町村や企業・団体等と連携しながら、出会いや子育て支援に係る取組の推進や情報発信等を行っております。

また、例年11月に開催いたします子育て応援フェスティバル等により、社会全体で子育てを応援する機運づくりに取り組んだところであります。

次に148ページを御覧ください。

「子どものための教育・保育給付事業」では、認定こども園や幼稚園など448園に対しまして、運営費等の財政支援を行ったところであります。

資料149ページを御覧ください。

新規事業「幼児教育センター設置運営事業」では、幼児教育センター主催の研修開催や、幼児教育スーパーバイザーによる訪問支援を実施したところであります。

資料150ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等についてであります。

「第２期みやざき子ども・子育て応援プラン」等に基づき、各種施策に取り組んだところでありますが、①の合計特殊出生率及び②の婚姻件数について、アクションプランの目標値の達成はできなかったものの、③の病児保育の利用料無償化等で、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ったことにより、病児保育施設利用者数は目標値を達成した状況であります。

今後の方向性でありますが、本県の強みを伸

ばす取組や市町村の実情に応じた支援など、子ども・若者プロジェクトの推進を通じて、日本一生み育てやすいみやざきを目指し、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ってまいります。

また、コロナ禍により大きく落ち込んだ婚姻数の増加に向けて、ひなたの出逢い・子育て応援運動の展開や、男性の育児休業取得の促進などにより、少子化対策の強化を図ってまいります。

151ページを御覧ください。

１つ目の平均理想子ども数と平均予定子ども数の差は、これを縮めることを目標にしておりますが、令和５年度の数値は0.19と、前年度から改善したところではあります。

２つ目の子育て応援サービスの店の登録店舗数は1,624件。

３つ目の放課後児童クラブ数の推移は、令和５年度は294クラブとなっております。

一番下の表になりますが、認定こども園認可・認定状況の推移につきましては、令和５年度に９園が認定こども園の認可・認定を受け、累計では225園が認定こども園に移行しているところであります。

以上、主要施策の成果の主なものについて、御説明いたしました。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しては、特に報告すべき事項はございません。

○奥野こども家庭課長　こども家庭課の令和５年度の決算状況につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページを御覧ください。

当課分は一般会計と特別会計があります。

まず、一般会計につきましては、小計の上の行になりますが、予算額66億7,437万3,534円に対し、支出済額は63億3,046万6,959円、翌年度への繰越額は１億8,131万7,000円、不用額は１億6,258万9,575円であり、執行率は94.8％、翌年度繰越額を含む執行率は97.6％となっております。

次に、特別会計です。小計の上の行、母子父子寡婦福祉資金特別会計ですが、予算額３億500万3,000円に対し、支出済額は１億3,372万351円、不用額は１億7,128万2,649円であり、執行率は43.8％であります。

次に、資料152ページを御覧ください。

主な不用額について、御説明いたします。

まず一般会計ですが、（目）社会福祉総務費の不用額は178万8,550円で、その主なものは委託料の84万3,520円であります。これは、「生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業」などにおいて、利用実績が見込みを下回ったことによるものであります。

資料153ページを御覧ください。

次に、（目）社会福祉施設費ですが、不用額は475万6,517円となっております。

その主なものは扶助費の278万693円であります。これは女性保護事業において、女性相談所の一時保護所への入所者数が見込みを下回ったことなどによるものであります。

154ページを御覧ください。

（目）児童福祉総務費であります。不用額は1,783万7,331円となっております。

主なものは報酬322万1,026円と、共済費492万4,006円であります。これは、「児童虐待防止対策緊急強化事業」における心理判定相談員等の人権費の執行残であります。

資料155ページを御覧ください。

（目）児童措置費であります。不用額は4,832万5,239円となっております。

主なものは、扶助費3,634万7,755円であります。これは、児童入所施設等措置費において、措置児童数が見込みを下回ったことなどによるものであります。

続いて156ページを御覧ください。

（目）母子福祉費であります。不用額は7,965万4,886円となっております。主なものは、負担金・補助及び交付金1,683万3,415円で、「ひとり親家庭医療費助成事業」等における市町村実績が見込みを下回ったもので、また、扶助費5,590万8,270円は、児童扶養手当給付費において、受給者数が見込みを下回ったことなどによるものであります。

157ページを御覧ください。

（目）児童福祉施設費で、不用額は1,022万7,052円となっております。主なものは、報酬230万5,520円で、児童相談所における会計年度任用職員の人件費の執行残が生じたもので、扶助費256万6,633円は、一時保護所への入所者数が見込みを下回ったことなどによるものであります。

続いて、資料158ページを御覧ください。

特別会計について御説明いたします。

母子父子寡婦福祉資金特別会計において、(目)母子父子寡婦福祉費で、不用額は１億7,128万2,220円となっておりますが、そのほとんどが貸付金の執行残であります。

資料159ページを御覧ください。

次に、令和５年度の主要施策の成果について御説明いたします。

１「子どもを生み育てやすく、未来を担う人材を育む社会づくり」、(１)の「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進であります。

それでは、主な事業について御説明します。

資料160ページを御覧ください。

一番上の新規事業「つながりの場づくり緊急支援事業」では、こども食堂や学習支援など子どもの居場所づくりに取り組む民間団体の活動経費の補助を行いました。

次に、３つ目の「児童虐待対策事業」では、依然として児童虐待対応件数が高止まり傾向にあることから、地域の家庭からの相談対応を行う児童家庭支援センターの運営委託や、児童相談所の専門性の高い相談員の配置、児童相談所の全国共通ダイヤルを活用した休日夜間の相談対応、また各種の研修等を実施しております。

資料161ページを御覧ください。

３つ目のマルですが、新規事業「こども家庭養育環境改善事業」では、家事や育児に不安や負担を抱えた子育て家庭に対する支援を行う市町村や、養育環境に課題を抱える子どもの状況を改善するため、子どもの居場所づくりやソーシャルワークを行う市町村へ補助を実施しております。

続きまして、162ページを御覧ください。

１つ目の新規事業「社会的養護自立支援推進事業」では、社会的養護経験者へ対する自立支援の実態に関する調査のほか、自立支援が確実に提供される環境の整備を図るため、生活・就労相談等の自立支援を行う事業所の整備等を実施しました。

２つ目の「里親が育て、社会が支える！里親委託総合推進事業」では、里親普及促進センタ

ーの設置など、里親制度の普及啓発や里親登録に必要な研修などを実施して、里親委託の促進を図ったところであります。

続きまして、ひとり親家庭の支援といたしまして、「ひとり親家庭キャリアアップ自立支援事業」により、看護師等の資格取得のための養成機関で修学する間の生活資金の支給等を実施したほか、163ページにございます「ひとり親家庭医療助成事業」や「児童扶養手当給付事業」、164ページにあります「母子父子寡婦福祉資金貸付金」等により、ひとり親家庭の経済的な負担軽減を図ったところであります。

なお、資料に記載してあります、ひとり親家庭支援に係る事業の中には、市が行うものもございますが、主な事業実績内容等の欄にある実績の件数につきましては、県が実施しました町村分の事業実績を記載しております。

例えば、資料163ページにございます「児童扶養手当給付事業」では、市が事業者として各市町村の方に給付事業を行っておりますので、資料にあります受給者数1,704人は、県が児童扶養手当を給付しました町村在住者の人数を記載しております。

次に、165ページを御覧ください。

施策の成果及び今後の方向性についてです。

まず、Ⅰ、施策の成果等ですが、①にありますとおり、子どもの進学や就職に必要な様々な支援制度を分かりやすく解説しましたガイドブックを作成し、県内全ての中高生や関係機関に配布し、支援制度の周知を図りました。

また、②のこども食堂や学習支援などほかの団体への支援や、③の児童虐待につきましては、先ほど主な事業について説明させていただいたとおりでございます。

④「子ども・若者総合支援センター」では、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の相談対応に取り組んだほか、ヤングケアラーについて実態調査やコーディネーター等の配置の支援強化を図りました。

次に、Ⅱ、今後の方向性ですが、子供の貧困対策に関しまして、引き続き①にあるように、進学や就職の支援制度の周知、人材育成、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援に取り組むとともに、②のような、子どもの居場所づくり等に取り組む団体を増やすため、体制整備の制度、周知広報といった支援を進めてまいります。

また、③の多様化、複雑化する児童虐待や相談に適切に対応するため、引き続き児童相談所の体制を整備するとともに、全市町村へのこども家庭センターの設置を促し、県全体の児童虐待防止体制の強化を図ってまいります。

167ページを御覧ください。

１「子どもを生み育てやすく、未来を担う人材を育む社会づくり」、（２）の未来を切り拓く、心豊かでたくましい人材を育む教育の推進であります。

青少年自然の家管理運営委託事業としまして、青島、むかばき、御池の３つの青少年自然の家において、自然体験学習や集団宿泊生活の場を提供いたしました。

168ページを御覧ください。

施策の成果としまして、令和５年度の利用実績者数は約９万人、前年度と比べまして順調に回復はしておりますが、コロナ禍前の水準と比べるとまだ低い状況にありますことから、今後の方向性としまして、施設の老朽化対策を進め、利便性の向上に努めるとともに、コロナ禍前の

水準を目指して、指定管理者をはじめ、関係者と協力して利用促進を図ってまいります。

次に、169ページを御覧ください。

３「一人ひとりが尊重され、共感し合い活躍できる社会づくり」、（１）の男女共同参画社会の実現であります。

女性保護の事業として、配偶者暴力相談支援センターである女性相談所での相談対応や一時保護などに取り組みました。

資料170ページを御覧ください。

施策の成果等としまして、相談業務や一時保護のほか、令和６年４月の困難女性支援法施行に向けまして、関係機関及び民間団体との協働が必要であるということから、女性等支援に係る県内11の民間支援団体との意見交換会を行い、それぞれの役割などについて共通理解を図りました。

また、今後の方向性ですが、困難女性支援法に基づく支援調整会議を設置しまして、さらに関係機関との連携体制を強化し、また民間シェルターの機能強化等を進めることで、ＤＶ被害者の保護や自立のための支援を行ってまいります。

171ページを御覧ください。

次に、「令和５年度母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算書」について御説明します。

歳入のところの一番下、歳入合計の欄を御覧ください。

予算現額３億500万3,000円、調定額４億1,824万8,028円、収入済額３億2,581万969円、不納欠損額277万2,412円、収入未済額8,966万4,674円であります。

歳入の収入済額の合計３億2,581万969円から歳出の支出済額の合計１億3,372万351円を差し引いた金額は、このページの一番下の欄外に歳入歳出差引残額として記載されております１億9,209万618円となり、翌年度に繰り越され、貸付けの原資となります。

資料172ページを御覧ください。

次に、監査委員からの「令和５年度歳入歳出決算審査意見書」において意見・留意事項がありましたので御説明いたします。

（14）母子父子寡婦福祉資金特別会計に関しまして、資料173ページの一番下の意見・留意事項等としまして、貸付金の収入未済額については、前年度に比べ減少しているものの、引き続き償還促進についての努力が望まれるとの意見をいただきました。

貸付金の償還対策につきましては、当課と福祉こどもセンター等が、それぞれの課題や償還促進のための対策や工夫の情報を共有するなど一体となって取り組んでおります。

今後とも、滞納者の個々の状況に応じた納入指導など、償還促進対策に取り組んでまいります。

最後に、監査報告書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○山内主査　執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

○齊藤委員　こども家庭課とこども政策課、それぞれの課の所管されている業務の内訳を教えてください。

○増田こども政策課長　こども政策課の主な所掌事務といたしましては、少子化対策もありますし、県内の保育施設等――こども園、幼稚園、保育施設といったところの所管といいますか、保育サービス等を提供するに当たって必要な給

付費用について補助をしたり、子育てに係る放課後児童クラブだったり、病児保育だったり、そういった各種子育て支援制度について所管をしております。

あと保育士の登録だったり、保育士の人材確保についても所管をしているところでございます。

○奥野こども家庭課長　こども家庭課におきましては、それ以外の部分、児童福祉に関することとしまして、主なところでいいますと児童の虐待対応と児童相談所関連の業務を所管しております。

それと女性保護関係です。ＤＶ被害者であったり、困難女性に対する保護関係の業務、ひとり親関係の対策・支援、併せまして児童扶養手当の支給――町村部になりますけれども、その分を主な業務として所管しております。

あと青少年育成の観点からの指定管理の業務も担っております。

○井本委員　国のほうは､こども家庭庁をつくったでしょう。あのときも文部科学省と厚生労働省で綱引きがあって、結局中途半端な形になってしまったと聞いていましたけれども、恐らくその流れがこちらに来て、こども家庭課という中途半端なものがつくられているんじゃないかと私は思っているんです。その辺のやりにくさなどは全然ないんですか。

○増田こども政策課長　本県の、こども政策課とこども家庭課を併せてこども政策局という体制につきましては、平成20年度に子供に係る福祉行政を集約するということで、組織が立ち上がったところです。

そういった意味では、最近のこども家庭庁ができたという動きとしては別の動きでございます。日頃のやりやすさ、やりにくさという意味では、子供に係るものが集約されて同じ局内に存在することから、総合的に子供に係る施策に取り組むことができるというメリットを感じているところでございます。

○井本委員　デメリットはないですか。

○増田こども政策課長　今のところ、デメリットは、私は感じておりません。

○齊藤委員　資料167ページの青少年自然の家管理運営委託のところで、先ほど、今後の方向性として老朽化が進む施設の改修等の話があったんですけれども、私も子供の頃、それぞれの施設にお世話になった経験があるんです。

それぞれの施設が設置された年は分かりますか。いつ頃できたもので、今後どういうふうに老朽化対策を考えているのか､教えてください。

○奥野こども家庭課長　青少年自然の家の設置年ですけれども、私の手元の資料では、開所は青島青少年自然の家につきましては昭和50年、むかばき青少年自然の家につきましては昭和58年、御池青少年自然の家につきましては平成３年となっております。

老朽化につきましては、一番古いところは昭和50年にできておりますので、かなり老朽化が進んでおります。

施設の利用につきましては、県内の多くの小学生中心に利用していただいているんですけれども、ありとあらゆるところが経年により老朽化が進んでおります。ただ一遍に改修するというのもなかなか厳しいところがございますので、使えるところは使いつつ、危ないところについては一時使わないようにして、改修を加えてまた使えるようにということで、うちの課と、財産総合管理課等で意見交換しながら、改修の計

画によって対応しているところであります。

○坂口委員　決算の質疑を超すと思うんですけれども、３つの施設を有効活用するためにどういう事業があるかと考えたときに、生きる力を育む事業というのがあるんだと――スタートは施設の活用なのか。福祉的な視点からなのか。それともあくまでも教育という視点から、子供たちの生きる力を育むために何があるのかとなったときに、こういった施設が必要だということでの３つの施設の活用なのか、そこはどうなんですか。

この事業を起こすときの最初の主たる目的は、育んであげるべき子供たちに、施設がどうしても必要だということだったんですか。というのが、今後大きな投資をするときに、その施設が子供たちの生きる力を育むために必要な施設なら大いにやるべきだと思うんです。ただ、この施設を持っていて遊ばせるのはもったいないということでやるんだったら、もっと幅広い視点から考えていくべきかなと思うんです。

○奥野こども家庭課長　施設のうち青島青少年自然の家につきましては、もともと知事部局が所管しておりました。むかばき青少年自然の家、御池青少年自然の家につきましては、指定管理が導入される段階で、教育委員会とも各種協議を重ねた結果、うちのほうで全て一元管理をするようになった経緯がございます。

もともとの趣旨としましては、子供たちにいろんな体験をさせるということ、集団生活を行わせる、訓練的な意味もあるかと思いますし、教育的な意味合いも非常に大きい施設だと理解しております。

その中で施設の老朽化があったりして、あと指定管理を導入した段階で、県としても一体管理をして、宮崎、延岡、御池地区のそれぞれの地域、施設の特徴に応じた子供たちの教育をしていくという観点は今も残っておりますので、子供の育成という観点での施設の継続は、非常に重要だと思っております。

ただ非常に大きい施設ですので、それを今までと同じように維持管理、改修していくかについては、費用的な問題がございますので、その点は考えていく必要があるかと思っております。

我々もそうですし、教育委員会ともよく意見交換しながら、今後の在り方については、指定管理という制度も含めて、また考えていきたいと思っております。

○坂口委員　青島青少年自然の家は確かにそうだったんですけれども、これも１回なくそうという話が出たこともあったんです。けれども、あの施設を潰すか潰さないかという視点からの検討だったんです。

そうじゃなくて、子供たちに生きる力を育んであげるんだと、これから先の時代に、どうたくましく生きさせるかといった目的。主たる目的が、子供たちをしっかり生きていかせる、たくましい子供をつくるために必要な施設だったら、大いにやっていくべきだということなんです。

そういったことを教育サイドからやっていって、どうしてもこの施設が必要となればやるべきだけれども、そうではなくて、この施設を活用するために何かあるのかだったら、少し違うと思ったんです。これで終わりますけれども、そこは大事なところだと思うんです。

あの施設じゃなければ駄目だというものがあれば、大いにやるべきと思うけれども、もしあの施設がなくても、将来にそんなに大きい影響

はないというんだったら――代替案があるというんだったら、こういう投資は、投資すればまた50年、100年ですから、どうなのか。

そして、本当に大事な事業を民間委託でやるべきなのかというところ、原点まで戻らないと駄目だと思うんです。少しうがった見方かもしれないけれども、あの施設をどうやって有効活用しようかといったときに、民間委託があるよと。民間委託にしたら、うちはこういう事業を受け入れるよというんだったら、子供たちのための施策とは少し違うかなという気がするんです。今後そこを考慮しながら、全庁的に協議していくのなら、将来への投資をしてほしいということです。

○山下委員　今、坂口委員から御指摘がありましたけれども、これができたのは第２次ベビーブームです。私たちは戦後第１次ベビーブーム世代で、これができたのは自分たちの子供の代です。今、時期が大体第３次になっています。

当初、第２次ベビーブームは、高度経済成長で様々なものがどんどん伸びる時代で、私たちも子供たちが小学校の頃、あそこに体験に行っていたのを覚えているんです。

新たな模索です。新たな時代にふさわしい施設の在り方を根本的に考えていかないといけないときに来ているのかなという思いなんです。

昔は貧困家庭がどうだとか、いじめの問題もそんなに問題にならなかったんですが、今はそういうことが大きな課題になってきていますし、その時代に合う施設の在り方を検討していかないと、子供もどんどん少なくなってきているわけです。最大限使っていたときは、かなり利用価値があったんだろうと思うんです。

私は都城ですから、御池青少年自然の家を見ていますけれども、御池青少年自然の家のあるところは、周りの活力がもうないんです。空き家は増えてきたし、そこに行くと何か寂しさを感じる。御池青少年自然の家は、環境とか、教えることがあるのかと思うんです。環境も夏場に行くとヒルがいるんです。子供たちを山、施設の周りを散策させるような状況ではないんです。環境もかなり変わってきている。それと子供の求める環境はかなり変わってきていると思うので、ぜひ新たな模索をやっていただくとありがたいと思っています。

○井本委員　同じようなことなんですけれども、むかばき青少年自然の家もです。昔に比べるとどうも元気がない。だから何のためにつくっているのか、目的をもう一回しっかり考える。それこそ10年ぐらい前までは直接教育委員会がやっていたのが、指定管理者になってしまって、これで大丈夫かな、何のためになるのかなという感じを受けますから、これは大きな問題だと思うんです。

本当は、監査あたりから何のためにやっているのと、監査意見が出てきても当然だと思うんです。意見は出てきてないみたいですけれども、もう一回、しっかり考えないといけない時が来てるんじゃないでしょうか。私もそう思います。

○齊藤委員　資料165ページの施策の成果等の③令和５年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は1,791件ということで、先ほど御説明いただいたんですけれども、本県には児童相談所が何か所あって、何人の職員で1,800件弱の子供たちを対応しているのか、教えてください。

○奥野こども家庭課長　現在児童相談所につきましては、中央児童相談所、都城児童相談所、延岡児童相談所の３つの児童相談所がございま

す。

職員数につきましては、各児童相談所に所長が１人ずつ、課が複数ございますので、各児童相談所によって人数は違いますけれども、児童福祉司――直接指導する職員、子供と親と接する職員が67名､そのうち係長やリーダーなどは12名で、内数として入っております。あと児童心理司――子供の面接によりいろいろ話を聞いたりする職員を33名、保健師を３名配置しております。

ですから、今の数字を合わせて103名プラスアルファで所長、それ以外にも心理に携わる非常勤の職員であったり、児童虐待に対応する職員であったり、会計年度任用職員がおります。

○齊藤委員　プラスアルファで大体150ぐらいですか。

○奥野こども家庭課長　140名前後はいると思います。

○齊藤委員　単純に割っていくと、職員１人当たり10人ちょっとということですね。

○奥野こども家庭課長　虐待対応について単純計算ですと、それくらいになります。

○齊藤委員　宮崎市が児童相談所の設立に向けて、県の支援を受けながら作業していると思うんですけれども、どの辺まで進んでいるのか、今の状況を教えてください。

○奥野こども家庭課長　宮崎市の児童相談所につきましては、６月に基本構想が示されて、パブリックコメント等々もされていると聞いております。

本県との関わりとしましては、職員の交流等を行いまして、人材の育成を行っているところです。現在、宮崎市から職員４名が中央児童相談所に来ておりまして、実際に業務に当たっていただいております。

令和11年の初めに、早い段階で開所したいということですので、それに向けてさらに人事交流を行い、業務の進め方等については随時意見交換、協議を行っているところであります。

○齊藤委員　イメージですけれども、宮崎市の児童相談所ができると、中央児童相談所の業務が大分減るので、県としては減った分で、引き続き都城児童相談所や延岡児童相談所のカバーができるという考え方なのか。それとも宮崎市にできたことによって、中央児童相談所の人員を削減するという考え方なのか。どっちになるんですか。

○奥野こども家庭課長　人事的な対応となると、私からはっきりとは申し上げにくいところがございますけれども、宮崎市の分は中央児童相談所の管内で過半以上を占めております。その分の業務については、全て宮崎市に移管されます。それに伴いまして業務量が減りますので、その分の人員については数としては削減になると思います。

○齊藤委員　資料163ページの「ひとり親家庭医療費助成事業」の制度について、具体的にどのような助成になるのか、教えてください。

○奥野こども家庭課長　「ひとり親家庭医療費助成事業」につきましては、ひとり親世帯が病院にかかったときに、親と、そこにいらっしゃるお子さん――ざっくりと申し上げますと18歳未満のお子さんに関する医療費を助成する制度でございまして、現在月額1,000円の自己負担で医療機関を受診することができます。

入院した場合には現物給付、入院以外の場合には償還払いで支給する仕組みになっております。

○齊藤委員　確認ですけれども、月額1,000円納めれば、複数の医療機関にかかれるという理解でいいんですか。

○奥野こども家庭課長　現行の制度上は、そういう仕組みになっております。

○齊藤委員　分かりました。

資料162ページの里親のところで、本県で里親として登録されている数と、実際にお世話になっている子供さんの数を教えてください。

○奥野こども家庭課長　里親につきましては、登録世帯という形でお答えさせていただきますけれども、今年の３月末時点で148世帯が里親として登録されております。預けています児童につきましては、同じく令和６年３月末時点で35名です。

○齊藤委員　確認ですけれども、里親の登録をしている世帯が148世帯あって、子供さんの数が35名ということは、113世帯に関しては登録だけという理解でいいんですか。

○奥野こども家庭課長　委託しているかどうかになりますと、残りの世帯はお子さんを常時養育していないことにはなりますが、一時保護であったり、ふれあい家庭という制度を用いて、お子さんを一時的に見ていただくようなこともやっておりますし、マッチング等もやっております。うまくいくかどうかも相性がありますので、マッチング等を行いながら、里親をできないかについては、引き続き検討を行っているところです。

○齊藤委員　ありがとうございました。

○津田福祉保健部次長（福祉担当）　先ほどのこども家庭課長の回答で、児童相談所職員の削減という言い方をしたんですが、補足させていただきますと、今いる職員を削ることは当然ございません。今後の業務の状況ですとか、もしくは宮崎市もすぐに採用ができるかどうかなどもございますので、宮崎市の状況等を勘案しながら、今後、業務量がどうなるかも含めて、調整させていただくものと訂正させていただきたいと思います。

○山下委員　資料121ページですけれども、１億1,700万円の予算は、ほとんど執行されているようです。県立３病院でがん対策に取り組んでおられるだろうと思うんですが、がん登録届出受付件数１万2,469件の具体的な意味を教えてください。例えば、地域の病院でがんが告知されて、県病院を紹介されました。そこでの登録件数なのか、その辺の仕組みを教えてください。

○徳山健康増進課長　がん登録は、県立病院だけに限った話ではなく、一般の病院でも登録しているものでして、最初にがんとしてかかったときからその後の経過、治療状況、場合によったら亡くなるまでの経過を見ていく作業でして、それによってがんの進行状況や生存率が分かりまして、がんに対する対策の立て方が分かるような統計を国全体で集めているものです。これがここに書かれている１万2,469件になります。

○山下委員　今、がんを発症するのは、国民の何人に１人ですか。

○徳山健康増進課長　２人に１人が、がんにかかると言われている時代です。

○山下委員　私は今まで、がんにはかかっていないんですけれども、年齢を重ねることによって、いつかかかるだろうと思うんです。２人に１人がかかるのに、受付件数は１万2,469件というのは、どういう意味の数字なのかが分かりません。

大体50代以上になってくると、がんの発症も

爪と髪の毛以外、前立腺から何からどこにでもがんはできるという話を聞いていますから、本来の患者数はこんなものではないです。その対応はどうしていくのか、この数字の意味が分からないんです。

○徳山健康増進課長　がん登録は、がん登録等の推進に関する法律によって施行されているものです。平成28年度から始まったもので、全国統一の仕組みとなっているところで、病院や指定された診療所において、がんと初回の診断が行われたものについて、その病院の所在地の都道府県知事に届け出ることとされているものです。

がん登録によって集まった情報のうち、特に初回診断時の進行です。がんの進行の度合いは、例えばがん検診が有効に効いているかどうかとかいったことを知る手がかりとなります。

そのほか、先ほど御説明しました生存率は、がんと診断されたことが、その後どのぐらいの割合で生存されているかを示す数字になりますので、治りやすさの目安の一つとなるものです。

数というよりも、その治療というか、登録された中身のデータをどう分析していくのかが重要な情報になりまして、それに基づいて治療方針とか、有効な検診の在り方とか、そういう対策を立てるためのデータ収集となります。

○山下委員　分かったような分からないような……。

たしか今年度から、県立宮崎病院にがんの特別な施設ができますよね。今までの取組があって、新たに県病院で窓口をつくって研究していくということですから、何か相乗効果が出てくるのかなという思いなんです。約１万2,000件の登録者の、県中、県南、県北の比率は分かるんですか。

○徳山健康増進課長　申し訳ありません。今、分からない状況です。

○山下委員　大学病院は、何も関係してないんですか。県病院だけの取組ですか。

○徳山健康増進課長　がん登録は県病院だけではなくて、全国の病院、診療所で行いますので、県立病院だけとか、宮崎大学医学部附属病院だけといったものではありません。

この１万2,469件のうち、宮崎大学医学部附属病院ですとか、県立宮崎病院で診断されたものが幾つあるのかは、今手元にデータはございません。

○山下委員　県立病院３病院とここに書いてあるものですから、県立病院の登録者数がこれだけかなと思ったんですが、研究データを収集するための、民間の病院までひっくるめた数字ということですね。

○徳山健康増進課長　並べて書いているので、誤解を招いてしまいました。上のがん診療連携拠点病院等機能強化は県立３病院に限った話で、次のがん登録届出受付件数はがん診療を行っているその他の病院も含めた届出の件数になります。

○山下委員　この取組のところに、緩和ケアチーム研修会、在宅緩和ケア推進連絡協議会がありますが、我が家のみとりについてです。できれば自宅で最期を迎えたいという人たちも増えているんです。だから、マッチングというか、そういう指導のできる専門的なスタッフを育てていく。そういったことにも、この事業の中で取り組んでいるという理解でよろしいんですか。

○徳山健康増進課長　地域でみとりをするためには、それを支えるスタッフがどうしても重要

になります。ですので、各病院にいらっしゃる医師の方々が在宅緩和ケアについて理解を示していただくとともに、在宅緩和ケアは介護の方や薬局など、いろんな方たちが関わるんですけれども、後ろでちゃんと病院が支えていることが非常に重要になってきます。そういう意味で、県も後押しさせていただいているということです。

○山下委員　分かりました。

○奥野こども家庭課長　先ほどの齊藤委員からの御質問の「ひとり親医療費助成事業」についてですが、１人月額1,000円を納付すればよいという話をしたところなんですけれども、補足説明させていただきますと、一旦病院で３割をお支払いいただいて、後で市町村に請求していただくことで、自己負担額1,000円との差額が本人に還付されることになります。

○齊藤委員　資料114ページ、健康増進課の「不妊治療費支援事業」の助成は827件の実績ということですが、この事業費と、御夫婦が上限幾らぐらいまで使えるとか、回数とか、具体的に教えてください。

○徳山健康増進課長　不妊治療は、以前は国の事業と県の事業で実施していたんですけれども、令和４年度から保険適用となりました。それまで全額自費というか、自由診療だったんですが、不妊治療で悩んでいらっしゃる方が多いということで、国が保険適用することになったものです。

女性の年齢ですけれども、保険で43歳未満と指定されていますので、県でも同じような事業体系で実施しているところです。

○齊藤委員　この事業について、県の組んでいる予算はどれぐらいなんですか。

○徳山健康増進課長　決算額でいきますと4,198万3,000円となっております。

○齊藤委員　827件の実績があるということですけれども、何回までとか、期間とか決まっているんですか。

○徳山健康増進課長　期間は決まっていないんですけれども、年齢は43歳未満、一人のお子さんの不妊治療につき３回まで――第１子につき※３回というような制限があるところです。

○齊藤委員　分かりました。

○山内副主査　資料58ページ、国民健康保険特別会計で、県が主体的に安定的な運営をしていくということでしたけれども、今度３方式に県内、全部統一するんですよね。いつからそうなるのか教えてもらいたいと思います。

○本田国民健康保険課長　今副主査のほうから質疑がございましたのは、国保税水準の統一の関係と思いますけれども、令和２年度から国は国保税水準の統一に関しましては進めていくようにということで動きは出ております。

今年、後藤議員への部長答弁で申し上げましたとおり、国が今年に入って骨太の方針2024に記載するなど加速化の動きを強めております。国の保険料水準統一加速化プランも６月26日に改定がなされまして、令和15年度を目標としながら、どんなに遅くても令和17年度には統一をしなさいというような通知がなされたところであります。

３方式への統一につきましては、３方式と完全に固まっているという話ではございません。市町村から国保財政運営するために納付金を県に頂きますが、納付金の算定では既に３方式――均等割、世帯割、所得割で統一を図ってい

※65ページに訂正発言あり

るところですが、実際の賦課の方式ですとか応益、応能の割合といったものをどういった形で、どのレベルで、いつまでに統一するかはこれから市町村等の十分意見を聞きながら協議を深めていく必要があると考えています。

○齊藤委員　先ほどの不妊治療のところで、827件で実績が4,100万円余とさっき聞いたんですが、金額は合っているんですか。

○徳山健康増進課長　827件で4,198万3,000円です。

○齊藤委員　分かりました。

○徳山健康増進課長　不妊治療に関連しまして、発言の訂正をさせていただきたいと思います。

治療の回数ですけれども、先ほど１子につき３回と申し上げましたが、３回が適用されるのは40歳以上43歳未満の方で、40歳未満ですと１子ごとに６回までとなります。申し訳ありません。

○野﨑委員　こども政策課に質問したいんですけれども、保育士の確保で、保育士養成所が来年とか再来年、募集しない養成所が出てきます。保育士不足が懸念される中、いろいろな事業をされていますけれども、今後養成所が少なくなるところを見越してのお考えはありますか。

○増田こども政策課長　野﨑委員からお話がありましたように、指定養成施設は県内に４か所ありますけれども、一部で、新規の入校生を停止するというお話もお伺いしております。各保育施設等における人員配置の現状を見ますと、国が示す最低配置基準は、大方ほとんどの施設が満たしているところではあるんですけれども、実際に働く保育士の方にとって、休暇が取りやすい環境だったり、より質の高い保育サービスを提供するのに十分な配置であるのかに関しては、人材不足は否めないと認識しているところでございます。指定養成施設の入校者が減っていくこと、少なくなっていることは、長期的に見ると保育人材の確保が非常に難しいことになりますので、県で保育士支援センターを設置して、潜在保育士と求人募集している保育施設のマッチング等も行っているところであります。

そういった取組も強化しつつ、そもそも若い方が保育士という職業を選択していただけるよう、まずは保育士の仕事がどういうものなのかを若いうちから認識していただく。一方で、どういったところで保育士という職業を選ぶのか、それとも選ばないというか、避けつつあるのかという要因もしっかり把握した上で、保育士としての仕事の魅力向上を図りながら、しっかりと長期的な視点に立った保育人材の確保に取り組んでいきたいと考えております。

○野﨑委員　我々は、夏に常任委員会で石川県に調査に行きました。石川県は県営で保育士を養成する場所があって、定員60名で大体50名の入学者がいて、毎年50名ぐらいの保育士を養成する。また、現職の保育士もそこに入校して、さらに磨きをかけてキャリアアップするという施設であります。

これから募集をしない養成所が出てくるんですけれども、そういったことを見越して――石川県は歴史もあってそういう流れになっているのかもしれませんが、調査研究していただきたいです。

行政がやるとイメージ的にしっかりしているし、行政、県が募集していると多分応募も増えたり、魅力が発信できるんじゃないかなと思います。保育士になりませんかと発信するより、私たちが保育士を養成するから一緒に来ません

かとか、県営を考える時期に来ているんじゃないかなと思います。

少子高齢化社会の人材確保という意味では、介護だったり、保育であったり、看護師であったり、全てにおいて行政が中心となって養成していく方向性になるべきかなと思っているところですが、部長どうでしょうか。

○渡久山福祉保健部長　保育士の件については、一般質問でも議論をさせていただいたところです。４つしかない施設のうちの１つが募集を停止するということは、今後の人材の確保という意味で、私どもとしても非常に懸念を抱いているところです。今お話のありました石川県の例は、私もまだ見ておりませんので、視察の模様などを勉強させていただきたいと思います。

今も保育士に限らず、本当にいろんな面で社会の活動を支える人材の数がどんどん少なくなっている現状がございます。これは福祉分野だけに限らず、交通分野、物流分野など、様々なところがございます。そういう中で、公的な機関が社会基盤を支える人材の育成にどう関わっていくかという大きな課題の一つとして、保育士というのがあろうかと思います。総合的な観点から勉強し、研究していくべき課題だと思っております。

○井本委員　どのくらい人口が減っていくかというシミュレーションはずっと出てるでしょう。御存じだと思いますが、我々、団塊の世代が全部75歳以上になったんです。今度は亡くなっていきますから、シミュレーションで年間平均で何％ずつ少なくなっていくということははっきり出ているでしょう。シミュレーションからも分かっていることだから、保育所も少なくなるだろうし、年寄りも少なくなるだろうし、その辺の計画は当然のようにやっていくことが当たり前だと思っている。そういう計画はきちんとしていると思っていたんだけれども、どうなんだろう。

○渡久山福祉保健部長　宮崎県の将来人口の推計、あるいは人口の構成がどのようになっていくというのは、長期計画で計算的に出ている数字です。ただ、それを支えるための保育士ですとか、あるいは学校の教員、交通物流関係の方とか、そういった数がどのくらい必要になるという分野別まで推計したものに基づいて、育成計画を立てているかというと、まだその数字までは至ってはいません。

現状働いている方の構成年齢等を見ますと、今後減っていく可能性があることは、ある程度見通せる部分がありますので、保育士なども含めてしっかりその辺を考えていく。その中で、野﨑委員からもありました公的機関の関わり方をどうしていくかというのは大事な視点だろうと思っております。

○山内主査　それでは、ほかに質疑はよろしかったでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査　以上をもって第２班の審査を終了いたします。

午後の再開は、午後１時からでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、午後１時からの再開でお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午後０時58分再開

○山内主査　それでは、分科会を再開いたします。

これより、医療政策課、薬務感染症対策課、衛生管理課の審査を行います。

令和５年度決算について各課の説明を求めます。

○徳地医療政策課長　医療政策課の決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページを御覧ください。

医療政策課は、上から３番目であります。

予算額49億1,035万5,000円に対して、支出済額46億306万6,514円、翌年度への繰越額２億1,951万5,000円、不用額8,777万3,486円で、執行率は93.7%、繰越しを含めますと98.2%となっております。

主な不用額について御説明いたします。

36ページを御覧ください。

まず、(目)の医薬総務費でありますが、不用額136万9,218円となっております。主なものとしましては、節の上から３番目の行、共済費136万4,778円であります。

37ページを御覧ください。

(目)医務費でありますが、不用額8,137万3,018円となっております。主なものとしましては、節の上から４番目の行、報償費3,848万8,125円でありますが、主なものとして、「医療・福祉分野における物価高騰緊急対策事業」等において、医療機関等からの申請が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、その４つ下の委託料736万4,362円及びその２つ下の負担金・補助及び交付金2,987万9,960円でありますが、「中山間地域の持続可能な医療体制構築推進事業」等につきまして、実績や補助申請数が当初の見込みを下回り、執行残が生じたものであります。

次の38ページを御覧ください。

(目)大学費でありますが、不用額は503万1,250円となっております。こちらは、「授業料減免事業」について、減免申請件数が見込みを下回ったことによるもの及び「大学施設整備事業」について、入札等により実績が見込みを下回ったことによるものであります。

決算事項別明細説明資料については、以上でございます。

次に、主要施策の成果について説明いたします。

39ページを御覧ください。

１「生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」、(３)医療提供体制の構築・充実であります。

主な事業及び実績でございますが、まず、「看護師等確保対策事業」であります。これは、看護師等養成所14校に対して運営費補助を行うとともに、40名に対して修学資金の貸与を行いました。

「宮崎県ナースセンター事業」では、求人・求職のマッチングにより341名の再就職と、中高生を対象に、病院等でのふれあい看護体験を実施したところであります。

40ページを御覧ください。

まず、全国の都道府県が負担する自治医科大学の運営費の負担金、次の「へき地診療支援事業」は、僻地診療所の設備整備や運営に対する市町村への補助であります。

次に、一番下の「第二次救急医療体制整備事業」と、41ページの「第三次救急医療体制整備事業」は、地方公営企業法や国庫補助制度に基

づき、救急医療を担う医療機関の運営費の補助を行ったものであります。

その下の「ドクターヘリ運航支援事業」は、宮崎大学医学部附属病院に対するヘリの運航に係る経費等の支援、一番下の「医師修学資金貸与事業」ですが、令和５年度は、新たに44人に貸与したところであります。

42ページを御覧ください。

「中山間地域の持続可能な医療体制構築推進事業」でありますが、僻地の医療機関で撮影したＣＴ画像等を基幹病院の医師と連携するための遠隔診療支援システムの構築や、公立病院等の将来計画の策定支援、僻地出張診療や無医地区巡回診療等に要する経費の支援を行ったものであります。

43ページを御覧ください。

「県西部圏域の高度急性期医療機能強化事業」でありますが、令和５年度から３か年で整備する都城市郡医師会病院の心臓・脳血管センター等の整備の支援のうち、ＣＯ２排出の少ない空調設備の整備について、工事進捗率に応じた支援を行ったものであります。

また、その下の「中山間地域における医療デジタル化推進事業」は、中山間地域においてはオンライン診療などの医療デジタル化を推進するための検討会の開催や、美郷町国民健康保険西郷病院等でオンライン診療の実証を行ったものであります。

44ページを御覧ください。

「地域医療介護総合確保基金事業」でありますが、医療提供体制の構築に向け、基金を活用し各種事業を行っており、主な事業としまして、地域医療介護総合計画推進として、病床機能の転換等を図る医療機関の施設・設備整備の支援や、医療勤務環境改善センター運営、救急医療利用適正化の推進を図る普及啓発、毎日夜の７時～翌朝８時に対応する子ども救急医療電話相談などに取り組んだものであります。

45ページを御覧ください。

一番上、「宮崎県地域医療支援機構運営事業」は、県と、宮崎大学、県医師会、市町村で設立した地域医療支援機構に医師を配置しキャリア形成プログラムの運用等を行うとともに、専門医・指導医の取得、スキルアップに必要な経費の支援や、臨床研修医確保の県内外での病院説明会や、ホームページ、広報誌等を活用し、各種情報発信を行ったところであり、次の「産科医等確保支援事業」は、地域でお産を支える医師及び助産師に分娩手当等の一部を支援することにより、処遇改善を通じまして、減少している分娩施設及び産科医等の確保を図ったものであります。

46ページを御覧ください。

「専門医育成事業」は、医師の確保が特に必要な小児科、産科等の専門研修を介する専攻医に研修資金を貸与したほか、「医師の働き方改革推進事業」は、医師の働き方改革に対応するため、労働時間短縮に向け勤務時間管理システム等の体制整備に取り組んだ医療機関の支援や、仕事と家庭の両立をできるような代替医師の人件費及び復職研修に要する支援を行ったものであります。

次の「特定行為に係る看護師の研修制度推進事業」は、看護師の特定行為研修制度の理解や周知を深めるための意見交換会の開催や、令和５年度から指定研修機関となった初年度の運営費と、新たに指定研修機関を目指す医療機関への準備経費等の支援を行ったものであります。

47ページを御覧ください。

「公立大学法人宮崎県立看護大学事業」は、県立看護大学への運営費交付金や、大学の長寿命化計画に基づく施設設備整備の支援、看護の教育研究機関として地域貢献等研究推進事業などに取り組んだものであります。

次に、48ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等として、①につきましては看護師の養成・確保に関するものでありますが、ナースセンター事業による就業促進や復職支援に取り組むとともに、看護師等養成所への運営支援や連携等により、卒業生の県内就職率は約６割を維持したところであります。

②は医師の養成・確保に関するものでありまして、キャリア形成プログラム適用者に対する配置調整による医師の地域偏在是正に取り組むとともに、医師の働き方改革制度の施行に向け、医療勤務環境改善支援センターによる相談対応など、医療機関の取組を支援したところであります。

③は医療提供体制に関するものでありますが、ドクターヘリの運航支援や子ども救急医療電話相談、僻地診療所の設備運営費等の支援、中山間地域における医療デジタル化の推進に取り組みました。

49ページの今後の方向性としましては、①の看護師の養成・確保につきましては、中高生向けの出前講座や看護体験等を通じ、看護の魅力発信等により看護学生の確保を図るとともに、看護師のスキルアップ支援をはじめ、看護師の地元定着・離職防止、復職支援の取組に継続して取り組んでまいります。

②の医師養成確保につきましては、臨床研修医や専門医の確保を図るため、県内医療機関の魅力発信や研修環境等の充実を図るとともに、県内定着医師の確保と地域偏在の是正に向け、大学や県医師会と連携して取り組む必要があると考えております。

③の医療提供体制の確保につきましては、引き続き、救急医療や僻地医療体制の維持・充実に努めてまいります。

主要施策の成果に関する報告書につきましては、以上であります。

監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○吉田薬務感染症対策課長　薬務感染症対策課の決算状況について御説明いたします。

令和５年度決算特別委員会資料の決算11ページを御覧ください。

令和５年度決算事項別明細総括表であります。

薬務感染症対策課は、上から９番目でありますが、薬務対策課と感染症対策課それぞれについて御説明いたします。

まず、薬務対策課でありますが、予算額１億7,769万3,000円に対しまして、支出済額１億6,965万6,614円、不用額803万6,386円で、執行率は95.5％となっております。

次に、その下の感染症対策課であります。予算額114億5,926万8,000円に対しまして、支出済額93億9,634万1,971円、翌年度への繰越額２億6,295万9,000円、不用額17億9,996万7,029円で、執行率は82.0％、繰越しを含めますと84.3％となっております。

主な不用額について薬務対策課から御説明いたします。

決算の128ページを御覧ください。

上から２行目の（目）医務費でありますが、

不用額120万円となっております。これは「薬剤師による在宅医療提供体制整備事業」の実績が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次に、２つ下の（目）薬務費でありますが、不用額は587万5,519円となっております。主なものとしましては、報償費や旅費、需用費等の執行残であります。

次に、感染症対策課について御説明いたします。

決算130ページを御覧ください。

まず、（目）予防費でありますが、不用額17億9,952万2,255円となっております。

主な不用額について御説明いたします。

節の上から７番目の行､役務費の1,789万4,323円でありますが、主なものとして、「ＰＣＲ検査体制強化事業」における新型コロナの感染拡大防止のための広報費用について、実績が当初の見込みを下回り執行残が生じたものであります。

次に、その下の委託料の１億1,357万4,573円でありますが、主なものとして、新型コロナの「自宅療養者に対する健康観察体制確保事業」において、高齢者施設等に従事する職員への頻回検査を行うための検査キットの送付に係る経費について、実績が当初の見込みを下回り、執行残が生じたものであります。

次に、その３つ下の負担金・補助及び交付金の15億6,126万7,243円でありますが、新型コロナの「医療提供体制強化事業」において、新型コロナ患者受入れのための入院病床等を確保した医療機関に対する補助について、実績が当初の見込みを下回り執行残が生じたものであります。

次に、その下の扶助費の4,173万791円でありますが、新型コロナ患者への医療費助成に係る公費負担について、実績が当初の見込みを下回り執行残が生じたものであります。

次に、その下の償還金・利子及び割引料の5,417万2,132円でありますが、国の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業」を活用して実施した病床確保補助金について、令和３年度分の国の交付額確定が令和５年度内に完了しなかったことにより、執行残が生じたものであります。

決算事項別明細説明資料については、以上でございます。

次に、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の薬務感染症対策課、決算131ページを御覧ください。

初めに、「くらしづくり」の１「生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」の（１）健康づくりの推進でございます。

下の表を御覧ください。

「愛の予防接種助成事業」です。この事業は、個人負担を要する任意の予防接種について、接種費用を補助する市町村に対し補助金を交付することにより、子供たちを感染症から守り健やかな育ちを支えるための環境づくりに努めたものであります。

決算132ページを御覧ください。

１段目の新規事業「子どもを取り巻く感染症緊急対策事業」であります。コロナ禍を経て顕在化した子供の予防接種率の低下や梅毒等の性感染症急増等に対応するため、予防接種の勧奨や検査体制の拡充、感染症の知識の普及啓発に集中的に取り組むことにより、予防接種率の向上や感染症の拡大防止に努めたものであります。

次に、その下の「感染症危機管理対策事業」であります。主な実績内容等としましては、新型インフルエンザ対策として、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄や、県内の医療機関、薬局、訪問看護事業所等を対象とした研修会の開催など、病原性の高い新型インフルエンザ発生時の被害を最小化するため、体制確保を行ったものであります。

決算133ページを御覧ください。

「新型コロナウイルス緊急対策事業」であります。主な実績内容等のうち、医療費に係る自己負担分の公費負担でございます。この事業は、新型コロナ患者の入院費用や外来、コロナ治療薬の医療費に係る本人負担額への公費支援を行うことで、医療費の助成を行ったものであります。

次に、「医療提供体制強化事業」でございます。この事業は、新型コロナ患者の入院受入れ医療機関及び外来対応医療機関における医療機器の整備に対する補助を行うことにより、医療提供体制の確保を図ったところであります。

決算134ページを御覧ください。

次に、「薬物乱用防止推進事業」でありますが、薬物乱用を未然に防止するための研修会開催や、小・中・高校生に対する薬物乱用防止教室の開催等を行ったものであります。

決算135ページを御覧ください。

「毒物劇物危機管理体制確保対策推進事業」は、毒物劇物による危害発生の未然防止や、事故発生時の危機管理体制整備のため、中毒治療薬の配備や、毒物劇物の適正な取扱いを確保する毒物劇物取扱者の試験を行ったものであります。

決算136ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等であります。

まず、①ですが、宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、必要量の抗インフルエンザ薬を確保し、適切に保管・管理を行うとともに、有事には速やかに使用できる体制を確保しているところであります。今後とも引き続き計画的な備蓄に努めてまいります。

次に②ですが、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染症法上の位置づけが５類へと移行したことに伴い、事業の見直し等を行ったところですが、引き続き重症化リスクの高い高齢者等を守るため、往診を行う医療機関への補助等に取り組んでまいりました。

③でありますが、官民一体となった若年層への薬物乱用防止の啓発活動を行ったところであります。

次に、Ⅱの今後の方向性でありますが、まず①、新たな感染症への備えとして、県、医師会、保健所設置市である宮崎市等で構成します連携協議会を通して、平時からの連携強化を図るとともに、令和６年度中に新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、各種対策の強化に取り組んでまいります。

②でありますが、新型コロナを含め、各種感染症の発生状況を分析・調査し、県民へ分かりやすく情報提供をするとともに、必要な注意喚起、基本的な感染防止への周知徹底に努めてまいります。

③でありますが、今後とも、引き続き、青少年を中心とした薬物乱用防止の啓発を行っていく必要があると考えております。

続きまして、決算137ページを御覧ください。

（３）医療提供体制の構築・充実であります。

主な事業及び実績でございますが、下の表を

御覧ください。

一番上の「薬事監視指導強化事業」は、薬局等への監視指導に取り組んだものであり、その下の「モバイルファーマシー整備事業」は、宮崎県薬剤師会が導入する災害対策医薬品供給車両、いわゆるモバイルファーマシーに係る経費の支援を行ったものであります。

決算138ページを御覧ください。

一番上の「献血協力者確保等推進事業」は、献血ウェブ会員サービス「ラブラッド」への登録推進や、協力企業・団体名の新聞掲載等により、安定的な血液確保に取り組んだものであります。

その下の「新型コロナウイルス緊急対策事業」は、新型コロナワクチンを接種された方への副反応等のコールセンターの開設や、新聞等による広報等を行ったものであります。

次に、決算139ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等であります。

まず、①でありますが、薬事監視を行い医薬品等の適正な取扱いや管理の徹底を図ることにより、重大な違反事項や健康被害の報告はありませんでした。

次に②でありますが、血液の安定確保のため、組織献血の推進や、県民大会を開催し、献血意識の高揚に努めたところであります。

次に③でありますが、重症化リスクの高い高齢者等に対し新型コロナワクチン接種の積極的な検討を促すため、副反応相談に対応するための相談センターを開設し、その窓口の周知を行ったところであります。

次にⅡの今後の方向性でありますが、まず①、薬事監視による医薬品等の適正な取扱いや管理の徹底を継続して行い、医薬品等による危害防止に引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

次に②でありますが、献血協力者や団体の育成を図るとともに、献血離れが著しい若年層に対する効果的な啓発活動を展開していく必要があると考えております。

次に③でありますが、新型コロナワクチン接種が秋冬の定期接種になったところですが、引き続き、副反応相談センターを接種期間に開設し、県民の相談体制の確保に取り組んでまいります。

主要施策の成果に関する報告書につきましては、以上であります。

監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

○壹岐衛生管理課長　衛生管理課の令和５年度決算状況について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の右下の決算11ページを御覧ください。

上から７番目の衛生管理課でございますが、予算額が18億7,649万3,000円に対しまして、支出済額は17億3,889万8,855円、翌年度繰越額は6,887万8,000円、不用額は6,871万6,145円となっており、執行率は92.7％、翌年度繰越額を含めますと96.3％となっております。

それでは、資料の99ページを御覧ください。

主な不用額について御説明いたします。

上から３行目の（目）予防費、不用額は655万7,294円であります。主なものとしまして、節の上から６番目の需用費193万8,719円でありますが、「動物適正飼養管理指導事業」及び動物愛護センター運営費において、収容動物の治療及び飼養管理等に使用する医薬材料費や物品購入

費が見込みを下回ったこと等によるものであります。また、その１つ下の役務費261万791円でありますが、「飼い主のいない猫適正管理推進事業」において、不妊去勢手術の実績件数が見込みを下回ったこと等によるものであります。

次に、資料の100ページを御覧ください。

（目）環境衛生総務費、不用額は569万1,689円であります。これは、衛生管理課、食肉衛生検査所及び動物愛護センター職員に係る人件費であり、給与や共済費などの職員費が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、資料の101ページを御覧ください。

（目）食品衛生指導費、不用額は3,303万2,189円であります。主なものとしまして、節の下から６番目の委託料1,070万8,991円でありますが、令和４年度に実施しました「ひなた飲食店認証店応援強化事業」の精算に伴い生じたこと等によるものであります。また、その４つ下の負担金・補助及び交付金924万6,056円でありますが、「食の安全・暮らしの環境を守る公務員獣医師確保推進事業」において、獣医師職員育成資金の給付件数が見込みを下回ったこと等によるものであります。

次に、資料の102ページを御覧ください。

（目）環境衛生指導費、不用額は2,343万4,973円であります。主なものとしまして、節の上から５番目の委託料570万5,665円でありますが、「理容・美容・クリーニング利用促進緊急支援事業」における、ポイント還元原資及び事務費の執行残等であります。また、その２つ下の負担金・補助及び交付金1,586万9,537円でありますが、生活基盤施設耐震化等補助金において、水道事業者からの請求が仕入れに係る消費税分を減額した請求となったこと等によるものであります。

決算事項別明細説明資料の説明については、以上であります。

次に、令和５年度の主要施策の成果について御説明いたします。

資料の103ページを御覧ください。

２行目、（１）の安心で快適な生活環境の確保についてであります。

施策推進のための主な事業及び実績でありますが、資料の104ページを御覧ください。

「食品衛生監視事業」の主な実績内容等ですが、施設の監視指導及び収去検査といたしまして、食品関係営業施設２万380件に対し、監視指導5,069件、収去検査1,390件を実施しました。

また、「食品衛生推進事業」として、公益社団法人宮崎県食品衛生協会へ業務委託し、食品衛生指導員248名による巡回指導を実施したところです。

さらに、「ＨＡＣＣＰ定着サポート事業」として、事業者を対象とした講習会及び実地指導を行いました。

その１つ下、「食鳥検査事業」でありますが、県内９か所の大規模食鳥処理場において、１億4,416万2,712羽を検査いたしました。

次に、資料の105ページを御覧ください。

「食肉衛生検査所」でありますが、県内８か所の屠畜場におきまして、牛５万2,677頭、豚100万28頭を検査いたしました。また、獣医師職員育成資金の給付を２名に対して行いました。

その１つ下、「生活環境対策事業」でありますが、「生活基盤施設耐震化等交付金事業」において、市町が行う水道施設の耐震化に対し補助を行い、併せて、事業に対する指導・監督を実施したところであります。

次に、資料の106ページを御覧ください。

「生活衛生指導助成事業」でありますが、公益財団法人宮崎県生活衛生営業指導センターが行う営業相談や、経営指導員等による巡回指導等の活動事業に対しまして補助を行い、業界の自主衛生管理体制の強化と活性化を図ったところであります。

その１つ下、新規事業「理容・美容・クリーニング利用促進緊急支援事業」でありますが、物価高騰対策として、理容・美容・クリーニング利用時のキャッシュレス決済に対するポイント還元を実施いたしました。1,575件の店舗が参加し、期間中の利用総額が６億8,516万6,000円となっております。

次に、資料の107ページを御覧ください。

「生活衛生監視試験事業」でありますが、レジオネラ症発生防止対策の講習会の開催やクリーニング師試験の実施、生活衛生営業施設に対する監視指導を1,214件行うなど、公衆衛生の確保・向上を図ったところであります。

資料の108ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等でありますが、①として、食品営業施設等の監視指導及び自主管理の促進等により、食中毒の予防やＨＡＣＣＰ定着支援に取り組んだところであります。

②として、屠畜検査及び食鳥検査による疾病の排除等や、検査所による外部検証を通じまして、衛生指導を実施いたしました。

③として、市町村など水道事業者に対し、国の交付金を活用した水道施設の耐震化を図り、災害に強い水道施設の整備を促進いたしました。

また、生活衛生関係営業施設に対する監視指導等により、消費者・利用者への安全で衛生的なサービスの確保に努めたところであります。

次に、Ⅱ、今後の方向性でありますが、①として、食品等事業者に義務化されましたＨＡＣＣＰについて、さらなる普及・定着を推進するため、ＨＡＣＣＰによる衛生管理について指導助言ができる食品衛生監視員の育成を継続してまいります。

②としまして、全国に先駆けて導入したＨＡＣＣＰについて、さらなる衛生管理向上のため、食肉衛生検査所による外部検証を通じまして、施設への衛生指導を継続していきます。

③として、水道事業者が抱える施設の老朽化や耐震化等の諸課題について、国の交付金を活用した水道施設の耐震化の指導を継続していきます。

また、生活衛生関係では、衛生水準の確保を目的として、保健所や生活衛生営業指導センターと連携し、衛生指導等を継続していきます。

次に、資料の110ページを御覧ください。

（２）の快適で人にやさしい生活・空間づくりについてであります。

「動物管理事業」の主な実績内容等でありますが、引取り等の数が、犬35頭、猫577頭、譲渡数が、犬158頭、猫312頭となっております。また、いのちの教育を小学校等67団体を対象に実施いたしました。

次に、資料の111ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等でありますが、①として、狂犬病予防対策について、テレビ・ラジオを活用した啓発や、獣医師会及び市町村との連携など、予防注射の実施向上に努めた結果、実施接種率は前年度と同水準を維持したところであります。

②として、動物愛護及び適性飼養の普及啓発について、譲渡前の講習会や、しつけ方教室の

開催等を通じ、飼育者に対し、最後まで飼うという終生飼養の啓発を行うことにより、犬や猫等の引取り頭数は減少傾向にあるところです。

次に、Ⅱ、今後の方向性でありますが、①として、接種率向上のため、今後も引き続き市町村等と連携を図り、普及啓発活動に取り組んでまいります。

また、②として、より一層の動物愛護思想の普及啓発に取り組み、犬猫の殺処分削減につなげてまいります。

主要施策の成果に関する報告書につきましては、以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○山内主査　執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

○井本委員　犬猫の殺処分の状況は、どうなっていますか。

○壹岐衛生管理課長　県、宮崎市を含みます犬猫の殺処分の頭数につきましては、全体で320頭になっております。そのうち犬が50頭、猫が270頭となっております。

○井本委員　病気とか、どうしようもなくて殺処分することがあると思いますが、それはどのくらいですか。

○壹岐衛生管理課長　病気とか――どうしても譲渡に適さない犬猫が320頭のうち79頭でありまして飼養中に死亡する犬と猫が合わせて241頭となっております。

○井本委員　そこに置いているうちに、どうしても衰退してしまい、亡くなるということですね。では、ほとんど殺処分はゼロだと考えてもいいんですか。

○壹岐衛生管理課長　委員の御指摘のとおりでございます。

○井本委員　ありがとうございます。

○山内主査　よろしいですか。関連でございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査　それでは、ほかに質疑はございませんか。

○齊藤委員　組織の理解をしたいんですが、薬務感染症対策課のところに、薬務対策課と感染症対策課があるんですけれども、課の下に課があるんですか。

○吉田薬務感染症対策課長　昨年度までは、薬務対策課と感染症対策課の２課でございました。今年度の４月の組織改編に伴いまして、その課が一緒になりまして薬務感染症対策課となっております。

○齊藤委員　分かりました。

決算40ページの僻地診療のところを教えてください。へき地診療所設備整備支援ということで、串間市市木診療所外２診療所とあるんですけれども、この２診療所の名前と、その右側のへき地診療所運営費補助で、延岡市立島浦診療所外３診療所とありますが、この３診療所の名前をそれぞれ教えてください。

○徳地医療政策課長　設備整備支援のほうですけれども、市木診療所以外は、都城市の西岳診療所と、西米良村の西米良診療所でございます。運営費補助のほうですけれども、島浦診療所以外は、串間市の市木診療所、西米良村の小川出張診療所、木城町の中之又へき地出張診療所と石河内巡回診療の５つでございます。

○齊藤委員　これは、へき地診療所運営費補助

ということなんですけれども、御説明の中で巡回という言葉が出てきたんですが、具体的に、巡回というのは僻地に診療所があるんですか。

○徳地医療政策課長　まず、この事業ですけれども、１つ目の設備整備のほうは基本的に市町村が実施する僻地診療の施設設備に対して、国と市町村が補助するものです。県は国からお金をもらって市町村に補助するものでございます。

もう一つの運営費補助につきましては、国庫補助を受けて設置した僻地診療所が運営費の対象になるものでございまして、木城町の中之又へき地出張診療所や石河内巡回診療は常設ではなくて、イメージとしては、巡回ですと公民館等で診療所の届出をしておいて、そこに定期的に医師が行って、近隣の住民を診療するようなスタイルになっております。

○齊藤委員　参考までに、県内に僻地診療所は何か所あるんですか。

○徳地医療政策課長　まず僻地には病院と診療所があります。ベッド数の関係で、病院と診療所に分かれます。僻地診療所になりますと、県内に11施設がございます。

○山下委員　遠隔診療支援システムは昨年から始まったかなと思うのですが、どういう効果が出ているのかをお聞かせください。

○徳地医療政策課長　おっしゃるように昨年から始めました。昨年、実証をしたのですけれども、効果としては、医師側も、受診者側もその診療に対して違和感はないという評価をいただいてはいます。

今後詰めなければいけないと言われている課題は、診療する患者の医療情報を、主治医ではない人が診る場合も事前に取り寄せなければいけないということが１つあります。また、医師側は対面でやりたいという気持ちがありますが、例えば定期的に処方をもらう方だったらオンラインでもできる部分もあります。今回、老人保健施設や老人ホーム等の患者も診療したのですけれども、施設側からすれば、車椅子等はかなりの労力が要るみたいで、その患者をいちいち病院に搬送しなくていい――搬送が不要になるということで、メリットがあるという声をいただいているところでございます。

○山下委員　分かりました。高齢者福祉施設など人材が非常に足らない中で、病院に連れて行ったら、２～３時間の待ちが出て、車椅子で入れたり出したりして長時間負担をかけていると思うんです。そういう効果が出ていれば、ありがたいと思ったところなのですが、遠隔診療に対応する医療機関――例えば県病院や公立病院があるんでしょうけれども、対応できる病院はどのぐらいあるんですか。

○徳地医療政策課長　昨年５月時点で、県内の保健医療機関が860施設あるんですけれども、遠隔診療の施設基準というか、そういうオンライン診療ができるという基準の届出をしている病院が昨年時点で40施設しかありません。率にして4.7％ぐらいの医療機関が施設の届出をしている状況でございます。

九州各県を見ても一番高いところでも７％弱ぐらいで、九州全体を見ても去年時点で５～６％の状況でございます。

○山下委員　分かりました。860医療機関の中の4.7％ということですね。医療機関も人材が足らないわけですよね。病院だったら午前中外来も同じ時間帯に来ると思うのですが、その辺が１つの大きな壁なのでしょうか。今ひとつ広がりがないのはどういう問題があるんでしょうか。

○徳地医療政策課長　機器設備等については今かなり充実してきているのですが、例えば椎葉とか僻地ですとどうしても電波が厳しい状況にありました。あと医者側が同じ患者をずっと診ればいいのですけれども、先ほど申したように初めての患者などいろんな患者を診る場合に医者側からすればカルテを事前に見ておかなければならない手間といいますか、準備といいますか、その辺の問題はあるかと思っております。

クリニック等で患者が処方箋をオンラインでもらうとか、診療してもらった処方箋で、オンラインで薬ももらうという動きにはなりつつあります。都市部であればクリニック系で普及していく部分はあるだろうと思いますが、僻地については電波の問題と、同じ医者であれば事前情報の問題、薬の処方等だけだったら多分普及していく可能性はあるということで、その辺を踏まえて今年度も実証しようと思っています。

○山下委員　病院で診る場合と遠隔で診る場合では診療報酬単価の差は出てきているのですか。

○徳地医療政策課長　まだ単価が高いというような状況ではなくて、実施する場合は、最初は対面で診た後、２回目以降オンラインでやる。初診は対面でというのは当然ございますし、徐々には広がっていくと思うのですけれども、地域でやるにしても医師会等の理解――要は県医師会、日本医師会の理解を求めていく必要があると考えています。

○山下委員　分かりました。

○坂口委員　資料45ページの医師のキャリア形成支援の専門医取得等支援で186人。この中で総合診療医は実際どのぐらいいるのですか。というのが、今の遠隔にしても、特に在宅とか僻地医療になると、総合診療医が非常に重要性を帯びてくるのではないかなと思います。細分化された各科の専門医はよく聞くのですけれども、総合診療医は186人の中にどれぐらいいますか。

○徳地医療政策課長　資料46ページの「専門医育成事業」は修学資金の貸付けで、対象は小児科と産科と総合診療医を目指す医師に修学資金を貸すという事業ではあるんですけれども、総合診療医を目指す人に貸し付けているような状況は今ございません。委員がおっしゃるとおりで、今からは総合診療医のニーズが非常に高くなって求められていくということで、６月に掲げられた国の骨太の方針等でも、リカレント教育や偏在是正の年内パッケージとして議論されているところですけれども、総合診療医は内科などの診療医とは別に平成30年から専門医制度が始まって今６～７年たっているところではあるのですけれども、総合診療医の認識とニーズが足りなくて、国のほうでも看板などに総合診療医を掲げていいというような改正をしようとしたり議論が進められているところであります。

○坂口委員　国の考え方や見直しに大きなものが欠けているのかなと思うんです。そこに向かいたいと思うようなポジションに総合診療医をちゃんと位置づけること、社会的な評価というか、やりがいが必要と思うんです。

対面と遠隔のどちらがいいかは当然決まっていますよね。対面しながら問診するのはものすごく大事だと思っているんです。そうなると、地方の医療には総合診療医がしっかりいて、つないでいく。そして、在宅あるいは施設への訪問診療を行っていく。特に宮崎の将来の医療の流れを見ると、急ぐべきではないかなと思うのです。今のままでは限界があるのではないですか。すごく大切な部分だという気がするのです

けれども、何か欠けてそうな気がしています。

○徳地医療政策課長　我々もまさにそこが非常に重要だと思って、大学側とも今後のことを見据えて４月以降継続していろいろ話をしております。

タイミングよく６月の骨太の方針でも、国が明確に医師養成課程の地域枠の活用、総合診療医の育成、リカレント教育の必要な人材確保ということで、内科で学んだ中堅医師等も含めてリカレント教育をする機能を今から行っていくべきだとしています。施策の中に総合診療医という言葉が入ってきたのも初めてですので、国もまさに今からそういった方向で進めようとしています。また、偏在是正が問題になっている関係で偏在是正を解消していくためには総合診療医の力は必要ということで､今日も新聞に載っていましたけれども、国のほうも対策のパッケージとして、医師多数地域への開業医の規制をしたらどうかとか、ある意味強制的な主導も含めて、そこを解消しようとしていく動きになっています。

○坂口委員　アナログなのかもしれないけれども、いろんな医療機関に行って、その中でホッとするのが健康増進センターなんです。最後の診察のときに聴診器を当ててやってくれるのです。あれが医療の基本のような気がするのです。

だから、そういったもの１つで見極めていくような総合診療医を育てていくのが非常に大切な気がするものですから、ぜひそこを頭に置いて今後取り組んでいただければと思います。

○井本委員　オンラインとは直接関係ないかもしれないけれども、その総合診断に生成ＡＩを使う動きがあるのではないかと思いますが、その辺はどうですか。

○徳地医療政策課長　今からそういった未来になってくるような話はありますけれども、具体的に生成ＡＩを使って、ＡＩが診断をやってというようなことはまだ私のほうで聞いたことはございません。

○井本委員　そうですか。非常に動きも激しくなっていますよね。昨日のニュースでもどこかの大統領は法規制を待てと言ったり、それぐらい生成ＡＩが今いろんな分野で動きがあるから、そういうところまで私は進むのではないのかなという気はするんですよね。分かりました。

○齊藤委員　県立看護大学について資料38ページと、47ページの成果報告に記載されているのですけれども、県立看護大学は年間維持していくために、大体11億円がかかるという理解でいいんですか。学校の先生方の給与は入っていないんですよね。

○徳地医療政策課長　全体では、運営費としては14億円ぐらいになります。その中に運営費交付金もございますし、あとは自己収入ということで学生からの納付金や試験での手数料等があって年間で大体約14億円で、その中に人件費等も入っています。

○齊藤委員　分かりました。

○山内副主査　県立看護大学の運営費は14億円ぐらいということでしたが、定員が100名ですよね。単純計算では、１人当たり年間1,400万円ぐらいかけて看護人材をつくっていることになる。文部科学省も公立大学の役割を「地域における社会等へ貢献できる」としています。そういった人材を育成することが役割だと思うのですけれども、県内就職率が50％前後とすれば、地域貢献としての役割を県立看護大学がちゃんと担っているのかなと思います。成果として、１

人当たり1,400万円かけるぐらいの価値があるのか、どう捉えているのか教えてほしいと思います。

○徳地医療政策課長　予算と、１人当たりの金額から、県内就職率が50%いっていないのは議会からもいつも指摘を受けて、最低でも50%以上、60%、70%、80%ぐらい目指すべきと県立看護大学とはずっと話はしているところでございます。

県としても、ほぼ県の出資で運営していますので、この２、３年ずっといろんな分析をしつつ、先生方にもそういった役割といいますか、求められていることはずっと伝えてはいるところでございまして、昨年度は議会にも県立看護大学の現地調査をしていただきました。ただ、結果として、今回も50%いってないということでございます。そこは真摯に受け止めて、最低でも50%超えて60%、70%といくようにしていかないければならないと考えております。

○山内副主査　最低でも50%ということでしたが、宮崎大学からいろいろな看護専門学校まで、養成所は県内８施設ぐらいあったと思うんです。もしかしたらほかの７校で十分間に合っているのかもしれないし、今後どんどん子供の数が減っていく中で、県立看護大学の担う役割――地域人材を担う役割が本当にできているのか。50%とすると、県内の人材として１人当たり2,800万円かかっていることになりますよね。だったらほかで育った看護学生の子たちに280万円あげるから来てくれと言ったほうが看護人材がもっといっぱいそろうかもしれないし、費用対効果とか考えないといけないのではないかと思います。意見ですけれども、本当に県内の人材が育っているのかと思いました。

○徳地医療政策課長　県立看護大学のほかに、県内に養成所がございます。今、学生が減っていく中で、県立看護大学は100名定員ですけれども、養成所の充足率――定員に占める学生の割合が８割を切ってきているような状況です。

ただ、県内就職率でいきますと、全体で養成所も60%以上はございます。これも今、看護学校等といろいろ話はしているのですけれども、我々としてできることとして今考えているのが、医療機関と養成所のマッチングということで、今年から就職説明会をやります。それから、看護学校に入学してきた子たちを中高生からデータを取っていると――例えば看護の魅力体験に参加したとか、中高生から興味のある子はそのまま看護の道に行く割合が比較的高いので、その辺の働きかけも強めていかなきゃいけないと考えています。

委員がおっしゃるように、費用対効果の部分で、お金を払ってよそから連れてきていいのではないかという議論も当然あると思うのですけれども、地元の人が地元の病院等で働いていただくことに全力を挙げていきたいと考えております。

○山内副主査　今、県内の充足率が80%ということは、例えば公立大がなくなっても、ほかのところの２割ぐらいに該当するわけですよね。それから、県内全域の看護人材を考えたときに、県立看護大学が必要なのかという議論がもうすぐ出てくるのかなと思うんです。全国を見たら大学が潰れていっているところもあるし、公立も廃止の動きも大分増えて、全国で100校ぐらい。減ってきている中で、それだけ費用をかけて本当に県内の人材を確保できているのか。言われていますように、今後、最低でも５割、６割と

やっていかないと、これだけ税金を投入してやる意味があるだろうかというのが出てくると思っています。

○徳地医療政策課長　まさに副主査のおっしゃるところは私もよく理解はしていますし、認識しておりまして、宮崎大学にも看護学科があるので、宮崎大学の看護科との役割分担といいますか、連携というか、その辺も進めていかないといけないと考えているところでございます。

○坂口委員　これは、なかなか難しいテーマと思うんです。日本、世界トップレベルの看護水準を目指す人材をつくろうとしたときに、歩留まりを考えるとそうせざるをえない。しかしながら、県内でもトップは必要で、悩ましいと思うのです。今は随分大学の考え方が変わりましたけれども、看護大学の教授になれるようなレベルの看護師をつくっていこうと本当に宮崎で責任を持ってやらなきゃいけないものなのか。ただ、そのおかげでそれだけレベルの高い看護師が――歩留まりの問題があるけれども、県内に残る可能性も高まってくるのもあって悩ましい問題です。

大学側は､とにかくよそに負けないようなトップの人材をつくっていこうというところは譲れない部分でもあると思います。その中で限界がありますよというのを大学側と話していかないといけないかもしれませんね。

当初「そんなもの必要なのか」という問いに対して、松形知事の説明は「宮崎で高度な看護ができる看護師、県内の人材を確保するための大学だ」ということで、開学の精神でもあるんです。だから、その原点に戻って今の現実を見たときにどうあるべきか。最大限努力したときに目指すべき、県内に残る看護師の最高限度の割合を一回分析される必要があるかもしれないですね。何度も、この議論を繰り返さないといけないと思うのです。お互いが理想を追い求めていくと、学校側と県民側の理想が対峙しますから、そこをぜひ話してみられるといいかもしれないですね。

○徳地医療政策課長　ありがとうございます。まさにそのとおりだと我々も認識をしております。県内就職率を求めていくと、推薦入学とか入学者の枠についていろいろ議論があって、40名まで広げてきております。例えば、センター試験なしで入ってくる子もいますが、センター試験を受けて普通に入ってくる子の学業のレベルは比較的高いけれども、症例がいっぱいあるとか、自分の求めている小児の看護をやりたいと、福岡など県外の都市圏の病院に就職する傾向も、分析によって分かっていまして、その辺の議論は必要と思っていますので、この２、３年ずっと御指摘いただいて、県立看護大学ともずっと話をしているところでございます。今いただいた意見を、もう一回県立看護大学とも話して、議論していきたいと思っています。

○坂口委員　初代学長の薄井さん、すぐ近所なのですけれども､本当に勉強家だったようです。相当な努力をされてあそこまで行かれた。そして、県の考え方をしっかり責任を持って実行しようということで、最初の学長になられた。理想をすごく持っておられた。

ナイチンゲール精神をものすごく尊重した人で、僕も雑談で「薄井さん、ナイチンゲールはお医者さんを絶対的に100％信頼して、自分の疑う余地は持たれないのですよ」､「薄井さんが目指している、医者と対等のものをつくっていかないといけないという理想の看護師像はそこで

違ってきますよ」と話をしたことがあるのです。でも、ものすごい責任感と、とにかく負けちゃいけないというのが強い人だったので、それはそれで今の立派な学校にまで行き着けたと思うんです。目的をちゃんと果たしながら立派にすばらしい学校にどんどん進化してきて、そこから飛行角度を変えるときかなとか、それとも飛行角度は変えずに維持していくべきかなとか、ターニングポイントに来ていると思うのです。答弁は結構ですから、ぜひ検討してください。

○井本委員　何年か前、県立看護大学の県内就職率が悪い、てこ入れしないといけないと言ってから50％くらいまで来たから、私は大分良くなったという考えを持っているんです。大学というからには質を高めないといけないところはあるでしょうから、県内就職率だけを考えているのもどうかなという感じがします。まだ議論する余地はあるかもしれませんが、私はあのときに比べたら随分良くなったなという考えは持っています。

○齊藤委員　資料45ページ下のほうの「産科医等確保支援事業」ですが、すごく重要な施策だと思うのですけれども、分娩手当補助18施設とありますが、具体的にどのような中身か教えてください。

○徳地医療政策課長　この事業は、県内にある分娩施設の中で、医師や助産師に分娩手当を支給している病院としていない病院があるのですけれども、分娩手当を支給した病院に対して、その一部を県が補助している事業でございます。

例えば令和５年ですと年間4,578件の分娩件数があるのですけれども、医療機関18施設は分娩手当等を助産師や医師に支給しており、その病院に対して一部を県が支援している事業でございます。

○齊藤委員　具体的に１分娩に対して医師幾ら、助産師幾らと分かりますか。

○徳地医療政策課長　１分娩当たり１万円です。手当の額で言うと３分の１以内の上限１万円ということで、県がその病院に対して１万円支援している事業でございます。

○齊藤委員　「産科医等確保支援事業」という名称を考えたときに、１万円という手当は確かにないよりはあったほうがいいとは思うのですけれども、成果につながるのですか。

○徳地医療政策課長　どちらかといえば処遇手当を改善――要は補助することによって病院側の処遇手当の負担が減るので、その分で病院施設の維持なり、助産師にそのまま継続して働いてもらえるような支援の意味合いになっています。産科医等確保ということで言いますと、専門医養成の段階で、産科医を目指す医師に対して修学資金を貸し付けて、産科医になって関連病院で働いてくれたら修学資金の返還を免除するということで、入り口では修学資金でインセンティブといいますか、誘導をするようにしています。一方、産科医のいる施設に対しては、手当の一部を支援することでそのまま確保を続けていただく事業でございます。

○齊藤委員　理解しました。

資料137ページの「薬事監視指導強化事業」で、薬局等への監視指導が685件行われているのですけれども、具体的にどのようなことをされるのか教えてください。

○吉田薬務感染症対策課長　こちらの監視につきましては、薬局とか、店舗販売業――ドラッグストアとか、そういったところに保健所職員が立入りを行います。きちんとお薬が販売され

ているか書類のチェックとか、陳列も効果が高いものについては販売員の周辺に置くようにと法律で決まっておりますので、そういったことがきちんと守られているかを確認させていただいております。

○齊藤委員　分かりました。

その次のページの「新型コロナウイルス緊急対策事業」の副反応相談センターの相談件数が1,116件となっていますけれども、1,116件の主な症状、どういった方が多いのかを伺いたいのと、もう一つ、これまで副反応等で何か障がい等々が出たとき、もしくは死亡した場合には国からお金が出るということですけれども、その対象となった本県の数が分かれば教えてください。あと、具体的にどんな症状で国からのお金を受けたのか。

○吉田薬務感染症対策課長　はじめに、副反応相談センターの1,116件のうち398件の大体35.7％が副反応に関する相談でございました。内容としましては、接種箇所が痛くなったとか、発熱したけれどもどうしたらいいかとか､そういったものでございまして、それ以外につきましては接種する場所や接種予約の方法の確認など、副反応とは違う内容の相談も多くありました。先ほど申し上げました副反応が35.7％ぐらいなのですけれども、ほかにワクチンに関する質問などが大体22.8％ございました。それと、先ほど申し上げた接種場所や予約方法に関する質問が29.7％ぐらいでございました。

さらに、先ほど御質問いただきました副反応などが出て医療機関にかかられた場合に、被害者救済制度が国のほうで設けられております。こちらに関しましては、宮崎県内８月30日現在で、医療に関するものが86件ございました。医療手当とかそういったものの申請にかかるものが86件、死亡に関するものが12件、障害年金に関するものが13件、計111件の申請が出ております。こちらの内容につきましては、国のほうで審査が行われまして、認定するかどうかを決められることになっております。申請で上がった時点では医療機関のほうでいろんな症状が書いてあるのですけれども、基本的には国のほうで認定されるかどうか、するかどうかを最終的に決定することになっております。

○齊藤委員　国の判定の結果で認定された件数も教えてください。

○吉田薬務感染症対策課長　８月30日現在の結果でございますが、申請は先ほど111件と申し上げましたけれども、認定された件数は61件であります。

それと、否認――認定されなかった件数が15件ございます。まだ審査待ちが35件ございます。

○齊藤委員　認定された61件の中に死亡された方がいるかどうか分かりますか。

○吉田薬務感染症対策課長　先ほど申し上げました死亡一時金、または葬祭料の申請をされた件数が12件ございました。そのうち、認定された件数が４件ございました。それから１件否認されております。こちらにつきましては死亡一時期ではなくて葬祭料の申請がされていたのですけれども、否認されております。

○齊藤委員　分かりました。

○徳地医療政策課長　申し訳ございません。先ほど齊藤委員からの御質問の分娩手当の関係で、追加補足です。上限１万円とお話いたしましたが、上限１万円で補助率が３分の１以内ですので、病院側が１万円出していたら県は３分の１以内で3,333円の支援という事業でございます。

○山内主査　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査　それでは、以上をもって第３班の審査を終了いたします。

引き続き総括質疑に入りますが、準備のため10分程度休憩いたします。

午後２時21分休憩

午後２時27分再開

○山内主査　分科会を再開いたします。

説明及び質疑が全て終了しましたので、総括質疑に移ります。

福祉保健部の決算全般について、何か質疑はありませんか。

○井本委員　青少年自然の家の話ですけれども、もう一回全庁的にと言っていいか分かりませんが、これをどうするか一遍考えてもいい時期に来ているんじゃないかという気が確かにします。

例えばそのまま市に移譲するとか――向こうが引き受けるか分からないけれども、目的がはっきりしないものならお金がかかるだけで、単に寝泊まりするだけの宿泊所というなら、もったいないことでもあります。目的がしっかりしたものであるならそれでいいんだけれども、訳が分からないことになっている。指定管理者に任せて済むぐらいのものなら、確かにもう一回真剣にどうするか考えないといけないものではないかなあという気がいたします。

質問ではないですが、一遍検討してみてください。

○渡久山福祉保健部長　青少年自然の家、先ほど少し昼に調べてみました。国にも同様の施設がございまして、大隅自然の家あるいは阿蘇にも国の施設がございます。

これはできた経緯は学生、学校制度が始まって100年ということで、昭和50年頃にできたものが結構あるようでございまして、そのときの目標が青少年の健全育成ということだったようです。戦後、社会教育にもしっかり力を入れるという方針があって社会教育主事の役割というのが随分と重く見られ、そういった形で社会に与える影響が大きかった時代に造られたものであろうかと。

おっしゃるように、平成、令和の世の中になってきまして、そこに求められる役割も少しずつ変わってきているのかなと。こういう形で委員の皆様から御意見が出るというのは、そういうことの表れであろうと思います。もともと教育委員会が社会教育施設として所管していた部分もありますので、今後、施設の寿命化の問題も含めまして、教育委員会ともよく話し合ってみる必要があるかなと考えております。

○坂口委員　当初はそんなことで、社会福祉協議会が中心になって青年団活動も含め、日にちが取れないぐらい利用頻度が高かった時期もあるんです。それから、県に青少年女性課ができた。だから、もう古い話ですよね。

その頃は直営でやっていて社会福祉協議会に渡したわけですけれども、廃止論が出たときに、社会教育課あたりが持っていたのと青年団あたりが活用していたというので、むしろ執行側は「これはもう役割は終わったんじゃないか」という話も水面下であって、議会側のほうが「いいや、その設備をやっぱり残していかないといかん」とか「誰々さんの思いのある投資なんだ」とかいろいろあって、その後……。これを指定管理に出す、指定管理に任せてもいいとなった。

初期の目的と今の実態です。たくましい子供

の生きる力を育むといったときは、キャンプなり何なり、もっと適する場所があるんじゃないかなと思ったりします。だから、ぜひ真剣に協議していただきたい。財産処分とか財産の使途変更はなかなか並大抵のことではない一大事ではあるんですけれども、時期的にそうではないかなという気がするんです。

そして、あくまでも学校サイドからどうあるべきかと、やっていくべきじゃないかなという気がします。何とかあそこは空き家にしちゃいかんということで、何に使おうかといって、子供を連れてこいということだと、少し違うような気がするんです。そうじゃないかもしれないですけれども。

でも僕らから見ると何かそこらがいま一つ合点のいかない部分があるものですから、ぜひ全庁を挙げてどうあるべきか、県民に問われることも必要ならやってほしい。ぜひお願いしておきます。

○野﨑委員　先ほど県立看護大学や看護師の話も出ましたけれども、現在活躍されている看護師であったり、保育士であったり、介護福祉士であったり、今いる方のスキルアップをとにかく考えていただきたいんです。看護師だったら特定行為ができる研修をしっかりやって、医師の軽減や医療のスムーズ化を図る。介護現場だったら介護福祉士がベッドメイキング等をして、自分の専門的なことで活躍できない、そういうことを考えれば介護助手をとにかく増やして介護福祉士の本来の専門的なもので活用できるようにする。今、活躍されている方の立場に立った施策を充実させて、その方々が活躍するには何が足りないのか施策をしっかり盛り込んでいっていただきたい。

新しく養成もどんどんしないといけないということで、新規養成の話が印象的に残ったんです。今いる方がしっかりと活躍できるような環境をつくる。それには何が必要なのか。あとスキルアップしていただく。そして、それによって何が変わるのかとか、今いる方の立場に立った施策をもっと分かりやすく、充実させて、重点的にやっていただくといいのかなと思います。

○山下委員　長寿介護課に聞いておきたいんですけれども、2025年問題は来年ですよね。まさしく我々団塊の世代がみんな後期高齢者になっていく。

６～７年前から介護難民が出るんだと心配されて、様々な施策が進められたと思うんです。訪問介護であったり、訪問看護であったりです。

このデータを見ても介護職員数が２万1,000～2,000人ぐらいのところで動いているようです。確かに訪問看護ステーションも約180事業所と大分増えてきています。高齢者施設は要介護３以上が入所できると思うんですけれども、待機高齢者が今どれぐらいいるのか、それとも全くいないのか。有料の住宅型とか有料老人ホームができてきましたので、十分対応できているのか。介護人材等の充足等について、分かっていたら教えてください。

○島田長寿介護課長　特別養護老人ホームの待機、入所申込者の数ということかと思います。手元に令和５年４月の数値がございますが、待機者数は1,800人余りとなっております。以前から比べるとだんだん減少してきてはおりますけれども、一定数の方がまだお待ちになっておられます。

こういった方の介護もしくはお住まい、どういったふうにケアしているのかが出てくるわけ

ですけれども、介護保険制度では市町村で必要なサービス量を見込んで計画的に手当てをしています。一方で、有料老人ホームの数が増えてきておりまして､多くの方がこちらに入居なさって在宅サービスを受けておられるということもあります。

民間のサービスと介護サービスとを併せて、総合的に介護サービスを提供していくことで考えております。

○山下委員　有料老人ホーム､施設に入っても、年金はそんなに上がらないですよね、下がるほうですよね。手出しがかなり増えてきているだろうと思うんです。人件費の高騰もありますし。

介護保険で対応できる部分もありますが、自己負担のウエートがかなり上がってきているかなあと思うんですが、そこの調査はなされていますか。

○島田長寿介護課長　具体的な支出の負担割合等については大変申し訳ないんですが、手元にデータがありません。基本的には介護保険サービスの自己負担割合は１割からになりますけれども、低所得者層については減免措置があったり、一定の介護保険制度の範囲内で介護サービスを提供していくことだと考えております。

○山下委員　受益者の負担がどんどん上がってきている話も聞くもんですから、ぜひ我々も詳細を調べてみたいと思うんですが、皆さん方もぜひ調査をしてみてください。高齢者の寂しい自殺が増えてくる要因は様々あるだろうと思うんです。できたら、その辺のデータも出してほしいという思いがあります。

それと介護人材ですが、令和５年度のデータは調査中とここに出ていて、はっきりとした人員数が出ていないんですけれども、十分に足りているんですか。

○島田長寿介護課長　こちらの資料には、２万2,101人という数字が載せてあります。この後の推計は、高齢者保健福祉計画で2026年に2,563人ほど不足する可能性があると推計しております。先を見通しますと、人口が減少して介護サービスの需要がどんどん高まっていく中で2040年にはさらに7,700人ほど足りなくなる可能性があるということで危機感を持って対応しております。

介護人材をしっかり確保して、皆さんに適切な介護サービスを提供していくためにしっかりと人材確保対策に取り組んでいかなければならないと考えております。

○山下委員　よろしくお願いします。

○坂口委員　せんだっても委員会の中で触れたこともあったんですが、以前、県の子供の少子化対策の考え方としてネウボラという考え方が出てきた。あれはまさしく、結婚・妊娠・出産・子育てまでワンストップ、一元化してやろうという構想でした。なかなかよい考え方で、そうあるべきだなあと思ったんですけれども、出生率日本一を目指すとか、まだばらばらみたいな気がするんです。

県としてはネウボラにどんな具合に取り組まれているんですか。それとも、消えちゃったんですか。

○長友こども政策局長　御質問いただきましたネウボラについて申し上げます。

こども家庭センターがまさにネウボラの思想というか、理念を受け継いだものになっておりまして、児童福祉の部分から母子保健といった部分まで途切れない、切れ目のない子育て、児童福祉をサポートしていく施設で、全市町村に

設置していくような働きかけをやっておりまして、随分と整備が進んでいるところでございます。

○坂口委員　どこの自治体が具体的にどういうものを持っていて、どんな事業を実際に展開しているのか見えないんです。行政で限界があるなら、ＮＰＯ法人でもいいでしょうし、委託事業でいいと思うんです。ワンストップで取り組んで、結婚からアドバイスをしていくということだった気がするんですけれども、あまり目につかないんです。

○奥野こども家庭課長　ネウボラの話からだったんですけれども、子供・子育ての母子保健分野と、児童福祉の２つの分野を推進していきましょうということで制度が始まっておりまして、先ほど局長からお話もありました、こども家庭センターというのが今年４月から設置されることになりました。これは先ほど申し上げた２つの分野を統合して一体的に取り組んでいこうということでつくったものですから、ネウボラ自体の精神は受け継がれて制度として動いております。

設置状況なんですけれども、こども家庭センターについては今、県内で13市町村が設置して既に活動を始めております。残り13市町村のうちの10市町村についても令和７年度に向けて設置の準備しておりますので、令和７年度中には残り13市町村のうちの10市町村がこども家庭センターとしての活動を始めていきます。

さらに残り３市町村はハード面――福祉分野と保健分野の場所が離れているとか、専門的な資格を持つ統括支援員を置かないといけないんですけれども、養成の問題がございます。その点については、児童相談所に市町村を支援する職員を配置しておりますので、その職員がこれから各市町村を回るなりして意見を伺って必要な支援をしていくということで準備をしているところです。

○坂口委員　僕としては時間が長くかかり過ぎているような気がするんです。不可欠な人材として、支援員をどう養成して送り出していくかがあったんですけれども、そういうものが周りに見当たらないですが、どういう御旗を立てているのか。「ここはネウボラの拠点ですよ」、「こういった方がいらっしゃい」というような情報発信をしているんですか。そういうのが全く見当たらないんです。というか、目につかないんです。

○奥野こども家庭課長　ネウボラという表現自体はあまり使っていませんので、ネウボラという言葉自体を見聞きされることはあまりないと思うんですけれども、先ほど申し上げましたこども家庭センターは、児童福祉法の改正に伴って、今まであった母子保健の分野と児童福祉の分野の２つを名実ともに統合したということになっていますので、市町村が一生懸命に取り組んでくれております。

今年４月からの開設ではあったんですけれども、幾つかの市町村では昨年度のうちから事前に設置して取り組んでいるところもあります。

ネウボラという表現についてはなかなか見聞きすることはないと思いますけれども、国からも支援するようにお金も出ておりますし、私たちがしっかり見ていこうと思っていますので、その精神はしっかりと引き継いで進めているところです。

○坂口委員　名称はどうでもいいんです。県外にはネウボラを名乗っているところもあるけれ

ども、何でもいいんです。そこが拠点であるということが分かるようになっていること、保健師、支援員、受皿の体制があって、そこに飛び込めばいいんだということですよ。そういった旗が見えないんです。そして、情報を聞かないんです。

だから、役所がこういったものを持っているという内部の問題ではなくて、県民に向けてここにこういうものがありますよ、ワンストップですよと、何か見えやすい工夫ができないか。鳴り物入りで始めた国の事業でしたから、実際はあるはずだと思うんですが、本当に感じないんです。もう２年ぐらいなるんじゃないですか。だから、見えていいんじゃないかなという気がします。

○奥野こども家庭課長　中身としてはしっかりと進めているんですけれども、委員がおっしゃられたとおり、県民の方、市町村民の方に対して､しっかり見えていないという御指摘はごもっともというところもございますので、取り組んでいる内容をしっかりと外向きにＰＲしていって、県民の方にちゃんと届いて、困っている方が相談できる窓口であるようにしっかりとやっていきたいと思っております。

○坂口委員　はい。ぜひよろしくお願いします。

○齊藤委員　先ほど児童相談所のところで話を伺う中で、以前「189（イチハヤク)」の映画を見たときに、児童相談所の職員の方たちの精神的な負担はすごく大きいというのを知りました。以前、宮崎市議会議員をしていたときに生活保護の対応をされる職員とのやり取りを聞いたことがあって、そのときも「これは大変な仕事だな」とすごく記憶に残っているんです。

お伺いしたいのは、本県の児童相談所の職員が先ほど百数十名いらっしゃるということですけれども、この方たちの心のケアとか、短期間で異動させるとか、そういった取組はなされているんですか。

○奥野こども家庭課長　御指摘があったとおり、児童相談所の職員はかなりストレスを抱えており、時間的な昼夜を問わず問合せ、もしくは保護の要請があったりしますので、そういった面では非常に過酷な状況にあると思っております。

その中で職員のメンタル面は非常に心配な部分もございますし、実際に体調を壊しかけたりするような職員はおりますので、特に専用ではないんですけれども、職員のメンタルの相談であったり、ストレスチェックがありますので、そういったものを活用しながら周りの職員が気づいてあげたり、フォローをしながら対応していくということで実際に行っております。

それから異動につきましては、基本的には県職員になりますので大体３年の異動サイクルがございますが、専門職員の場合は３年たって、また別の児童相談所へ行くケースもございます。これは専門的な職種の配置になりますので何ともし難いところではございますが、そこは本人たちの様子を見ながら、あまりに児童相談所が続いて負担がかかるようであれば、配慮した配置ができるように我々も考えて人事部局と話をしたいと思っております。

○齊藤委員　今、御答弁いただいたとおり、職員の方たちが本当によい状態で業務をしていただかないと、万が一そこで子供たちの最悪の事態を招いてしまうのは避けないといけないので、福祉保健部長にも職員のメンタル部分は今まで以上に本当に気を遣っていただきたいし、私が考える限り、これからますます児童相談所の案

件は増えていくと思っています。宮崎市がつくることによって県の負担は若干下がるんでしょうけれども、なおのこと職員の心のケアにも気を遣っていただくようにお願いいたします。

○山内主査　それでは、ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査　以上をもって、福祉保健部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後２時52分休憩

午後２時56分再開

○山内主査　分科会を再開いたします。

まず、採決の日時についてですが、10月２日水曜日の午後１時からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査　それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査　以上で、本日の分科会を終了いたします。

午後２時56分散会

令和６年10月２日（水曜日）

午後０時57分再開

出席委員（７人）

主査	山内	佳菜子
副主査	山内	いっとく
委員	坂口	博美
委員	山下	博三
委員	野﨑	幸士
委員	齊藤	了介
委員	井本	英雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主幹	黒田 真紀
政策調査課主査	藤原 諒也

○山内主査　分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決の前に各議案につきまして、賛否も含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後０時57分休憩

午後０時57分再開

○山内主査　分科会を再開いたします。

それでは、議案の採決を一括して採決いたします。

議案第22号及び議案第26号につきましては、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査　御異議なしと認めます。よって、議案第22号及び議案第26号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子（案）についてであります。

主査報告の項目及び内容について、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査　暫時休憩します。

午後０時58分休憩

午後１時０分再開

○山内主査　分科会を再開いたします。

それでは、主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査　それでは、そのようにいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査　以上で、分科会を閉会いたします。

午後１時０分閉会

署　名

厚　生　分　科　会　主　査　　山　内　佳奈子

令和６年９月定例会

商工建設分科会会議録

令和６年９月30日～10月２日

場　所　第５委員会室

令和６年９月30日（月曜日）

午後１時１分開会

会議に付託された議案等

○議案第22号　令和５年度宮崎県歳入歳出決算の認定について

出席委員（８人）

主査	山下　寿
副主査	今村光雄
委員	外山　衛
委員	日髙陽一
委員	安田厚生
委員	本田利弘
委員	松本哲也
委員	渡辺正剛

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

労働委員会事務局

労働委員会事務局長	日髙正勝
調整審査課長	山本宣博

商工観光労働部

商工観光労働部長	川北正文
商工観光労働部次長	柏田　学
企業立地推進局長兼企業立地課長	児玉洋一
観光経済交流局長	佐野晃浩
部参事兼商工政策課長	塩田康一
経営金融支援室長	酒匂晋也
企業振興課長	鍋島宏三
食品・ﾒﾃﾞｨｶﾙ産業推進室長	井上裕二
雇用労働政策課長	湯浅　聡
観光推進課長	北薗武彦
ｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞ推進課長	渡邊陽生
国際・経済交流課長	児玉利文
工業技術センター所長	福山　旭
食品開発センター所長	平川良子
県立産業技術専門校長	大衛正直

事務局職員出席者

議事課主査	岩下恵美
総務課主任主事	徳永采香

○山下主査　ただいまから、決算特別委員会商工建設分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。日程案につきましては、御覧のとおりでありますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査　それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方針についてでありますが、審査方針につきましては、決算特別委員会において決定のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、先ほど開催されました主査会の協議内容について報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。分科会審査説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて、主要施策の成果は主なものについて説明があるものと思いますので、審査に当たりましてはよろしくお願いいたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた場合、他の分科会との時間調整を行った上で質

疑の場を設けることとするよう確認がなされましたので、よろしくお願いいたします。

次に、審査の進め方ですが、商工労働部、県土整備部をそれぞれ２班編成として、班ごとに説明及び質疑を行い、最後に部全体での総括質疑を行いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後１時３分休憩

午後１時４分再開

○山下主査　分科会を再開いたします。

まず、去る７月17日の閉会中の常任委員会において私が委員長に選任されましたので、御報告を申し上げます。

次に、新しく当委員会に選任されました委員を紹介いたします。東諸県郡選出の渡辺委員でございます。

○渡辺委員　渡辺です。よろしくお願いいたします。

○山下主査　当委員会は新しい８名の体制となりますが、執行部の皆様には引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、令和５年度決算について、労働委員会事務局の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いを申し上げます。

○日高労働委員会事務局長　令和５年度の決算の概要につきまして、説明をさせていただきます。

令和５年度決算特別委員会資料の２ページを御覧ください。労働委員会事務局の予算科目は、表の左から２番目の覧にありますとおり、(款)労働費（項）労働委員会費（目）委員会費のみでございます。

その決算の概要につきましては、表の一番下、合計の欄を御覧ください。予算額9,370万5,000円に対しまして、支出済額9,201万7,486円となり、不用額168万7,514円、執行率98.2％となっております。

（目）の不用額が100万円以上となっておりますが、その主なものは、(節)の一番上の報酬の73万9,102円であります。これは、あっせん等の件数が見込みを下回ったため、労働委員会委員15名の日額報酬が執行残となったことなどによるものでございます。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、決算審査意見書に掲載された審査意見及び監査における指摘事項はございません。

決算に関する説明は以上でございますが、令和５年度の業務実績の概要につきまして、調整審査課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○山本労働委員会調整審査課長　それでは、令和５年度の業務実績につきまして、御説明いたします。

決算特別委員会資料の３ページを御覧ください。

まず、（１）の不当労働行為審査事件についてであります。

これは、労働組合や組合員に対する使用者側の行為が、労働組合法で禁止されている不当労働行為に該当するか否かの審査を行うものであります。

最終的に、不当労働行為に該当すると判断した場合は、その是正を命じる救済命令を、不当労働行為に該当しないと判断した場合は、棄却命令を発することになります。審査手続の中で、労使間での話合いによる解決の機運が生じた場合には、双方に和解を勧め、合意に達すれば和

解協定書を締結し、事件は解決することになります。

令和５年度は、新規の申立てが２件ございました。１件は和解により解決しております。もう１件は、今年の２月に申立てのあったものですが、審査の手続上、当事者双方の主張や証拠を調査・整理して争点を明らかにしていくなど、審査に時間を要しますため、次年度に繰り越しております。

続きまして、４ページを御覧ください。

（２）の労使紛争あっせん事件についてでございます。

まず、①の集団的事件でございます。これは、労働組合と使用者との間に生じた労働関係に関する紛争について、労働委員会が間に入り、双方の歩み寄りを促すことで、紛争の解決に努めるものでありますが、令和５年度は、取扱事件はございませんでした。

次に、②の個別的事件でございます。

これは、労働者個人と使用者との間に生じた労働関係に関する紛争について、労働委員会が間に入り、双方の歩み寄りを促すことにより、紛争の解決に努めるものであります。

ア）は取扱件数ですが、令和５年度は、新規の申請が６件ありました。処理状況としましては、解決が２件、被申請者があっせんに応じなかったことによる打切りが３件、あっせんに適しない紛争であったことによる不開始が１件となっております。

事件の内容につきましては、イ）の内容別件数のとおりでありますが、最も多いのはパワハラ・嫌がらせの３件となっております。

続きまして、５ページを御覧ください。

（３）の労働相談についてであります。

労働相談は、職場での様々なトラブルで悩んでいる相談者に対しまして、労働関係法令に関する情報提供や助言を行うとともに、内容によりましては、先ほど御説明しましたあっせん制度を紹介するものであります。

まず、①の相談者別件数ですが、令和５年度は、390件の相談があり、そのうち355件は労働者個人からの相談となっております。

次に、６ページを御覧ください。

②の内容別件数ですが、欄外の注意書きにありますように、１件の相談に複数の内容を含む場合がありますので、相談者別件数とは合計が一致しませんが、パワハラ・嫌がらせに関する相談が96件と最も多く、次いで、退職、年休に関する相談が多く寄せられております。

続きまして、７ページを御覧ください。

（４）の取扱件数の推移についてであります。過去３年間の推移は、表のとおりでございますが、特に労働相談件数は、下のグラフにも示しておりますとおり、10年前は100件程度だったものが、ここ数年で年度平均500件程度まで増加しております。

最後に、８ページを御覧ください。

当委員会では、通常、平日の８時半～17時で、労働相談を受け付けておりますが、仕事の都合で平日の昼間は相談できない方などのために、10月と２月の各１週間を労働相談週間としまして、平日の相談時間を延長し、また土日にも相談を受け付けしているところであります。

○山下主査　執行部の説明は終了しました。

ただいまの説明について、質疑はありませんか。

○安田委員　パワハラ・嫌がらせが３件ということでありますが、そのパワハラはどのような事案であったのか教えていただきたいのと、令和５年度の相談が390件ということで、年々増え

続けてきた件数が下がってきた理由があるのか教えていただきたいと思います。

○山本労働委員会調整審査課長　グラフで御覧のとおり、500件程度で推移していたのですが、令和５年度の件数が下がったことについて、相談がないことを分析することは難しいのですが、この390件の内容を令和４年度と比較してみたところ、業種別でいうと、医療・福祉からの相談が50件ほど減少しておりました。また、相談内容では、パワハラ・嫌がらせ、退職がそれぞれ40件前後減少しておりまして、労働委員会の令和５年度の相談が減少したことは、相談を受けた内容から分析できますが、なぜ電話がなかったのかということについては、分析できないものでございます。

パワハラ事例の中身については様々あって、個別案件でございますので、なかなか申し上げにくいのですが、使用者側にいろいろな不利益をされたという内容が多くなっております。

○山下主査　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査　それでは以上をもって、労働委員会事務局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後１時15分休憩

午後１時17分再開

○山下主査　それでは、分科会を再開いたします。

それでは、令和５年度決算について、商工観光労働部長から総括説明をお願いいたします。

○川北商工観光労働部長　説明に入ります前に一言おわびを申し上げます。令和６年９月定例県議会提出報告書の令和５年度主要施策の成果に関する報告書におきまして、内容に誤りがございました。誠に申し訳ございません。

別紙で訂正表を配付させていただいております。こちらで説明をさせていただきます。

修正箇所でございますが、令和５年度主要施策の成果に関する報告書の364ページになります。訂正前の表を御覧ください。

「ふるさと宮崎応援寄附金拡大」の決算額の現年のところ、上段に5,910万6,000円とありますが、正しくは訂正後の表のとおり、5,383万2,000円でございます。

次に、同じく令和５年度主要施策の成果に関する報告書364ページですが、訂正前の表を御覧ください。

「県産品販路全国展開推進」の決算額の現年のところ、上段に492万9,000円とありますが、正しくは訂正後の表のとおり、1,020万3,000円であります。

なお、タブレットのデータ及びお手元にお配りしております委員会資料につきましては、修正後の数字となっております。

皆様には重ねまして深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

商工観光労働部の令和５年度決算につきまして御説明をいたします。

決算特別委員会資料の右下３ページを御覧ください。

まず、総合計画の施策体系表に基づきまして、主要施策の成果について御説明をいたします。この施策体系表は、県総合計画「未来みやざき創造プラン」の分野別施策のうち、商工観光労働部に関連するものを記載したものであります。

当部におきましては、人づくり、産業づくりの分野において、事業を実施してまいりました。

まず、人づくりの分野についてであります。１の「一人ひとりが尊重され、共感し合い活躍

できる社会づくり」ですが、（１）グローバル化への対応のため、宮崎県人会世界大会などに取り組んだところでございます。

次に、中ほどの産業づくりの分野についてであります。まず、１の「経済・交流を支える基盤の整備」ですが、（１）みやざきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保のために、働きやすい職場環境づくり整備や、中・高校生の県内就職促進、さらに、４ページになりますけれども、技能向上対策などに取り組んだところでございます。

次に、２の「地域に根差した企業・産業の振興」ですが、（１）経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展のため、「小規模事業者新事業展開等支援」や、５ページの中ほどになりますが、「産学金労官プラットフォームによる企業成長促進」、「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援」などに取り組んだところであります。

また、６ページの中ほどになりますが、（２）競争力強化のためのチャレンジ支援のために、「みやざき地域課題解決型起業支援」や、「みやざきスタートアップ創出・成長促進」、「半導体等先端技術振興プロジェクト」などに取り組んだところであります。

次に３の「活発な観光・交流による活力の維持・創出」です。７ページになりますけれども、（１）観光の振興のため、「宿泊業の生産性・サービス向上」や、「観光みやざき需要回復・再生プロジェクト」、「スポーツランドみやざき誘客推進」などに取り組んだところでございます。

主な施策の概要については以上であります。

次に８ページをお願いいたします。

令和５年度歳出の決算状況につきまして御説明いたします。

一般会計は下から５段目の計の欄になりますが、予算額667億244万6,552円、支出済額584億1,518万3,621円、明許繰越額19億8,574万6,841円、不用額63億151万6,090円、執行率が87.6％、翌年度繰越額を含めた執行率は90.6％となっております。

次に特別会計は、下から２段目の計の欄になりますが、予算額７億7,825万6,000円、支出済額５億7,377万559円、明許繰越額4,282万3,000円、不用額１億6,166万2,441円、執行率73.7％、翌年度繰越額を含めた執行率は79.2％となっております。

一般会計と特別会計を合わせました部の合計は一番下の欄になります。予算額674億8,070万2,552円、支出済額589億8,895万4,180円、明許繰越額20億2,856万9,841円、不用額64億6,317万8,531円、執行率87.4％、翌年度繰越額を含めた執行率は90.4％となっております。

次に、監査における指摘事項等についてでございますが、商工観光労働部関係につきましては、資料の110ページに記載いたしております。

また、監査委員から提出されました、令和５年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、３件の意見、留意事項等がございました。

これらにつきましては、後ほど各事業の詳細と併せまして、関係課長から説明させていただきます。

○山下主査　部長の総括説明が終了いたしました。

これより、商工政策課、企業振興課、雇用労働政策課、企業立地課の審査を行います。令和５年度決算について、各課の説明を求めます。

○塩田商工政策課長　決算特別委員会資料の８ページを御覧ください。

まず、一般会計ですが、一番上の行の商工政策課のところであります。左側から、予算額は548

億5,838万2,000円、支出済額は487億4,510万7,950円、来年度への繰越額は７億4,554万1,000円、不用額は53億6,773万3,050円、執行率は88.9％、翌年度繰越額を含む執行率は90.2％であります。

次に特別会計ですが、下から４行目の商工政策課のところであります。左から予算額は６億7,623万9,000円、支出済額は５億1,535万8,200円、不用額は１億6,088万800円、執行率は76.2％、翌年度繰越額を含む執行率は同様に76.2％であります。

次に（目）の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

資料の10ページを御覧ください。

上から３行目の（目）商業総務費であります。右から２番目の不用額が236万７円となっております。これは職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が、令和５年４月１日に遡及して引き下げられたことにより、共済費が執行残となったことなどによるものであります。

次に11ページを御覧ください。

一番上の（目）商業振興費でありますが、不用額が53億6,124万1,514円となっております。主なものとしましては、中ほどの委託料の不用額が2,017万4,872円、３つ下の負担金・補助及び交付金が３億4,058万3,410円、その下の貸付金が50億円であります。

このうち、委託料と負担金・補助及び交付金につきましては、台風第14号の被害を受けた県内商工業者を対象に、事業再建に必要な施設、設備の復旧に係る経費を補助する事業において、申請者数が見込みを下回ったことから、執行残となったものです。

また、県民の消費需要を喚起し、落ち込んだ地域経済を回復するため、市町村と連携したプレミアム付商品券等を発行する事業を行ったところでありますが、各市町村における商品券等の販売実績が当初の見込みを下回ったことから、執行残となったものです。

また、貸付金につきましては、大規模な自然災害や急激な景気の悪化等へ対応するため、緊急対策枠として中小企業融資制度の原資預託金を50億円確保しておりましたが、対応が不要であったことから、全額が執行残となったものであります。

12ページを御覧ください。

一番上の（目）物産振興費ですが、一番右の執行率が88.9％となっております。これは物産展での会場の借り上げ料など、事務費が執行残となったものです。

13ページを御覧ください。

一番上、（目）工鉱業振興費ですが、不用額が213万5,858円となっております。これは主に説明欄記載の「みやざき地域課題解決型起業支援事業」において、補助対象事業者の事業費が減少したため、補助金が執行残となったものです。

次に、14ページを御覧ください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計ですが、上から３行目の（目）小規模企業者等設備導入事業助成費において、不用額が１億6,088万310円となっております。これは主に貸付金に計上している決算剰余金であり、次年度以降の貸付原資などとして、令和６年度に繰り越しております。

次に特別会計の歳入決算について御説明いたします。

15ページを御覧ください。

令和５年度小規模企業者等設備導入資金特別会計歳入歳出決算書になります。上段の歳入の表の一番下、歳入合計の欄ですが、左から３列目の調定額７億7,719万7,355円、その右の収入済額６億7,624万220円、1つ飛んで収入未済額１億95万7,135円となっております。

特別会計の歳入決算につきましては、以上であります。

次に、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。16ページを御覧ください。

産業づくりの２、地域に根ざした企業・産業の振興の（１）経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展であります。ページ中ほどの表、施策推進のための主な事業及び実績について、主なものを順に御説明いたします。

まず、新規事業「宮崎県地域経済振興100年企業顕彰」は、創業100年を超える企業活動を通して、本県経済の振興や発展に貢献した県内企業を県が顕彰するもので、令和５年度は18企業を顕彰しました。

次に17ページを御覧ください。

記載しております各事業は、中小企業等への支援を促進するため、県中小企業団体中央会や商工会等に対する人件費及び普及事業費等への補助をはじめ、事業者に対して、事業の強化や新分野進出などに関する助言や指導を行うなど、経営基盤の強化を支援しました。

主な実績としては、一番下の「中小企業等経営基盤強化支援」の欄にありますとおり、経営支援チームによる助言・専門家派遣件数が400件となっております。

18ページを御覧ください。

一番上の改善事業「商工会事務局体制強化」は、市町村と連携して事務局長不在の商工会に事務局コーディネーターを設置し、経営指導員等が経営改善普及事業に専念できる体制を整備するもので、11市町村の16商工会に対して支援を行いました。

その下の新規事業「小規模事業者新事業展開等支援」は、小規模事業者が商工会議所等の支援を受けながら、販路開拓や新事業展開に取り組むための経費を補助するもので、248件の支援を行いました。

19ページを御覧ください。

一番上の改善事業「みやざき商店街の新たな魅力開発等支援」ですが、商店街等が新たな魅力開発等のために実施するモデル的な取組を市町村と連携して支援し、地域商業の活性化を図るもので、２市２町の５事業を実施しました。

一番下の新規事業「物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行」は、新型コロナや物価高騰の影響により落ち込んだ県内経済の回復を図る取組として、地域の実情に応じたプレミアム付商品券や地域通貨ポイントの付与など、消費喚起策に取り組む市町村を支援しました。なお、令和５年度２月補足予算においても５億9,040万円を計上し、全額を令和６年度に繰り越した上で現在実施しております。

20ページを御覧ください。

記載しております各事業は、中小企業金融対策として厳しい経営環境にある企業や新事業に積極的に取り組む企業に対し、事業資金を安定的かつ円滑に供給するため、原資の預託や信用保証料の補助等を行いました。

主な実績としましては、一番上の「中小企業融資制度貸付金」の欄にありますとおり、新規融資実績が1,519件、246億1,420万6,000円となっております。

21ページを御覧ください。

一番上の改善事業「中小企業経営改善計画策

定緊急支援」は、新型コロナ等の影響を受ける県内中小企業の経営改善を図るため、経営改善計画の策定に要する経費の一部を補助しました。令和５年度の実績は32件となっております。

その下の新規事業「中小企業支援ネットワーク経営支援強化」は、中小企業者の経営改善や事業再生を促進するため、支援を行う側である商工団体等のスキルアップや多職種の外部専門家の連携を図るもので、多職種専門家連携では６件の支援を行いました。

次に22ページを御覧ください。

改善事業「プロフェッショナル人材戦略拠点」は、県内企業と都市部のプロ人材とのマッチングを支援するものであり、令和５年度の成約件数は35件となっております。

次に、25ページを御覧ください。

（２）競争力強化のためのチャレンジ支援ですが、表にあります「みやざき地域課題解決型起業支援」は、本県の様々な社会的課題の解決に取り組む企業者に対し、開業費用の補助や伴走型支援を行うもので、８件を支援しました。

主要施策の成果については以上です。

次に、27ページを御覧ください。

最後に、令和５年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書について御説明します。

（１）小規模企業者等設備導入資金特別会計についてでありますが、これは小規模企業者等の設備投資を促進するため、設備資金貸付事業の経理を行うため設置されたものであります。

28ページを御覧ください。

本会計につきましては、一番下の意見・留意事項等の欄にありますとおり、貸付金の収入未済額については、今後も引き続き償還促進についての努力が望まれるとの意見をいただいたところであります。

収入未済額につきましては、訪問や文書催告等により回収に努めておりますが、収入未済額は１億95万7,135円となっております。引き続き、償還促進に努めますとともに、県財務規則の要件を満たした債権については、不納欠損処理についても検討してまいります。

なお、監査における指摘事項につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○鍋島企業振興課長　決算特別委員会資料の８ページを御覧ください。

左側、一般会計の２段目が当課となります。令和５年度の予算額は29億6,703万9,000円、支出済額は23億3,663万3,569円で、翌年度への繰越額は５億7,940万円、不用額は5,100万5,431円であり、執行率は78.8％、翌年度繰越額を含む執行率は98.3％となります。

次に29ページを御覧ください。

（目）の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。

下から４段目の(目)工鉱業総務費の不用額316万586円であります。その主な内容は、一番下の段の共済費につきまして、令和６年１月31日付で基礎年金拠出金に係る負担率が、令和５年４月１日に遡って引き下げられましたことから、執行残となったものでございます。

続きまして30ページを御覧ください。

一番上の段（目）工鉱業振興費の不用額2,263万2,582円であります。その主な内容は、下から４段目の負担金・補助及び交付金につきまして、説明欄にございます、産学金労官プラットフォームによる企業成長促進などの事業における、中小企業が実施する新事業展開、新分野進出への取組や、都市圏等で開催される展示会への出展、また、企業や産学官が共同して行う研究開発などへの補助につきまして、補助額が確定し

たことにより、執行残となったものでございます。

次に31ページを御覧ください。

１段目の（目）工業試験場費の不用額2,521万2,163円であります。これは、工業技術センターの維持管理経費などでありますが、その主な内容は、下から６段目の工事請負費につきまして、設備等改修工事の工事費が確定したことにより、執行残となったものであります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。32ページを御覧ください。

産業づくり１の（１）みやざき未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保であります。表中、上の「みやざきＩＣＴ産業を担う人材育成」及び下の「みやざきＩＣＴ産業人材スカウト」では、ＩＣＴ人材確保のため、講座を開講し、ＩＣＴ技術者の育成を図るとともに、首都圏に在住する本県ゆかりのＩＣＴ技術者等を通じて、本県に関心を持つＩＣＴ技術者とのネットワークを構築し、県内企業とのマッチングを図ったところであります。

35ページを御覧ください。

産業づくり２の（１）経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展であります。表中、「産学金労官プラットフォームによる企業成長促進」では、13機関で構成する企業成長プラットフォームが認定した成長期待企業13社に対し、伴走支援を行うとともに、認定企業が実施する付加価値額の拡大に向けた８件の取組を支援したところでございます。

36ページを御覧ください。

表中、上の「下請企業振興」では、県内中小企業の取引拡大を図るため、受発注企業の登録から取引のあっせん、商談会の開催及び都市圏における商談会への出展支援を行ったところであります。

その下の新規事業「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援」では、電力や燃油などのエネルギーをはじめ、物価高騰の打撃を受けるものづくり企業17社に対しまして、省力化や自動化などの取組を支援したところであります。なお、国の補正予算の関係によりまして、一部財源を今年度へと繰り越しております。

37ページを御覧ください。

表中、下の「東九州メディカルバレー構想拠点強化」では、医療関連機器産業への新規参入や取引拡大を図るため、コーディネーター等を配置し、製品開発への支援を延べ47社に対して行ったほか、医療関連機器業に係る４つの展示会への出展支援を、延べ15社に対して行ったところであります。

38ページを御覧ください。

表中、真ん中の改善事業「食品の安全認証取得等販売力強化」では、食品製造業者の新たな販路開拓に向け、食の安全確保のための第三者認証の取得や施設改修など12件の取組を支援したところであります。

その下の「工業技術研究開発」では、工業技術センターにおきまして、「電気工作物の構造物点検技術の高度化に関する研究」など11テーマについて研究開発を行うとともに、企業からの依頼に基づく試験や技術に関する相談などに対応したところであります。

39ページを御覧ください。

表中、「食品開発センター研究開発」は、「官能評価を中心としたおいしさ評価技術の開発」など、７テーマについて研究開発を行うとともに、企業からの依頼に基づく試験や技術に関する相談などに対応したところでございます。

42ページを御覧ください。

産業づくり、２の（２）競争力強化のためのチャレンジ支援であります。

43ページを御覧ください。

表中、上の「地域産業技術開発促進・新事業創出推進」では、県内企業が有する技術を生かした新たな事業展開や新製品の研究開発などへの支援を実施いたしました。その実績でありますが、地域産業技術マーケティング支援では、自社技術等に関するセミナーや報告会を開催したほか、新事業「創出支援」では、環境の変化に対応しながら新たなビジネスモデルの実現に向け、積極的に挑み、県内経済の牽引が期待できる２社を次世代リーディング企業として認定し、コーディネーターによる伴走支援を実施するとともに、共同研究開発支援では、県内企業が大学や公設試験研究機関と行う研究開発につきまして、前年度からの継続分を含めました14件を支援したところでございます。

その下の新規事業「脱炭素化技術研究開発支援」では、産学官共同グループによる新エネルギーを活用した脱炭素化に資する研究開発３件を支援したところであります。

44ページを御覧ください。

表中、上の新規事業「みやざきスタートアップ創出・成長促進」では、スタートアップに関する機運醸成を図るためのセミナーやワークショップを開催したほか、スタートアップ企業３社に対しまして、専門家による伴走支援を実施したところであります。

その下の新規事業「半導体等先端技術振興プロジェクト」では、半導体産業や航空宇宙産業など、県内の先端技術に携わる企業の実態調査を実施するとともに、先端技術産業への参入に関心を持つ企業を対象とした講演会を開催したところであります。

主要施策の成果につきましては以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきまして、特に報告すべき事項はございません。

○湯浅雇用労働政策課長　決算特別委員会資料の右下８ページを御覧ください。

雇用労働政策課は上から３行目になります。

当課の令和５年度一般会計の決算額は、予算額12億1,324万1,000円、支出済額11億5,307万2,340円、不用額6,016万8,660円、執行率は95％であります。

次に、資料の47ページを御覧ください。

（目）の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。なお、執行率が90％未満のものはございません。

まず、上から３行目の（目）労政総務費です。右から２番目の不用額は312万613円となっております。

主な理由ですが、高校生の県内就職率向上に向けて、中・高校生、教職員、保護者を対象とした企業説明会等を開催する事業「中・高校生の県内就職促進事業」において、宮崎大学への補助金が見込みを下回ったため、一番下の行になりますが、負担金・補助及び交付金の執行残は生じたことなどによるものです。

49ページを御覧ください。

上から２行目の（目）職業訓練総務費です。不用額は940万2,344円となっております。

主な理由ですが、若年者の技能検定実技試験の受検手数料に係る負担を軽減し、若者が技能検定を受検しやすい環境を整備する事業であります「技能検定実技試験受検手数料助成事業」において、手数料助成の申請件数が見込みを下回ったことにより、一番下の段になりますが、

負担金・補助及び交付金の執行残が生じたことなどによるものです。

50ページを御覧ください。

一番上の行の（目）職業訓練校費です。不用額は4,669万8,616円となっております。

主な理由ですが、離職者等の再就職を促進するための委託訓練において、訓練の受講者数が見込みを下回ったことにより、上から５行目になりますが、報償費及び委託料に執行残が生じたことなどによるものです。

当課の決算につきましては以上です。

次に、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

51ページを御覧ください。

産業づくりの１、経済・交流を支える基盤整備の（１）みやざきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保についてです。

主な事業について順に御説明いたします。

53ページを御覧ください。

まず、改善事業「女性と高齢者の就業支援」です。この事業では、みやざき女性就業支援センター及びみやざきシニア就業支援センターを運営し、両センター合計で2,092人の就労相談に対応し、229人の就職が決定しております。

54ページを御覧ください。

改善事業「中・高校生の県内就職促進」です。ここでは、高校生の県内就職率向上に向け、高校生はもとより、中学生や教職員、保護者を対象とした企業説明会等を開催したほか、私立高校と企業をつなぐ県内就職支援員の配置や企業見学会の開催等に取り組んでおります。

55ページを御覧ください。

改善事業「宮崎で働く魅力発信」です。この事業では、県内外の大学生等に、インターンシップや就職に関する情報等の提供を行い、県内企業や本県で働く魅力を発信し、県内就職を促進しております。

56ページを御覧ください。

２つ目の改善事業「宮崎で暮らす働く、県内就職促進」です。この事業では、宮崎ひなた暮らしＵＩＪターンセンターの運営を行い、県外からの就職者数は167人でありました。

57ページを御覧ください。

改善事業「県外学生ＵＩＪターン就職サポーター」です。この事業では、就職支援協定校を含む県外大学等のキャリアセンターと連携し、学生への就職情報の提供や就職相談対応等を行い、県内企業や本県で暮らす、働くことの魅力を伝え、ＵＩＪターンを推進しているところであります。

その下の改善事業「外国人材受入支援」です。この事業では、外国人労働者の雇用を検討している企業向けセミナーの開催や、外国人労働者と県内企業とのマッチングなどを行っているところであります。

58ページを御覧ください。

２つ目の事業「技能向上対策」です。これは、将来を担う若者などのものづくりへの関心を高めるため、小中学校や高校等に技能士を派遣し、技能体験教室や技能講座等を行っております。

59ページを御覧ください。

「県立産業技術専門校」です。この事業では、西都市の本校において、高等学校卒業生以上の方を対象に、電気設備科など４科で、１、２年生合わせて134人に対し、２年間の普通課程による職業訓練を行っております。

また、分校の高鍋校では、中学校卒業者以上の方を対象に、建築科など３科、９人に対し、１年間の短期課程による職業訓練を行っております。

そのほか、委託訓練につきましては、パソコンや医療事務、介護福祉士等の訓練コースを設け、離職者等を対象として、合計762人の方に職業訓練を実施し、県民の就職促進に努めたところです。

主要施策の成果については以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査結果報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○児玉企業立地推進局長　決算特別委員会資料の８ページを御覧ください。

企業立地課は、上から４段目の欄であります。当課の令和５年度一般会計の決算額は、予算額７億1,930万6,000円、支出済額６億5,781万5,745円、不用額6,149万255円、執行率は91.5％であります。

資料62ページをお願いいたします。

（目）の不用額が100万円以上のもの、執行率が90％未満のものにつきまして御説明いたします。

ページ中ほどの（目）工鉱業振興費でありますが、不用額6,103万3,543円となっております。

その主な理由につきまして御説明いたします。まず、旅費の不用額102万676円です。これは、ウェブ会議の開催により出張の回数が減りましたことにより旅費の不用額が生じたものであります。

次に、委託料の不用額599万8,864円であります。これは、宮崎フリーウェイ工業団地の除草業務ですとか、分筆、測量に要します費用が不用となったものであります。

次に、工事請負費の不用額251万4,000円でありますが、これも宮崎フリーウェイ工業団地の災害復旧費に要する費用が不用となったものであります。

次に、負担金・補助及び交付金の不用額5,024万3,546円でありますが、これは、企業立地促進補助金の執行残がその主なものでございます。企業立地促進補助金は、立地企業の新規雇用ですとか、設備投資などの実績に応じて支払うもので、年度中に申請資格のあります立地企業に対し、申請の有無とか、見込額を確認しておりますが、申請額が見込額を下回ったことなどにより、執行残が生じたものであります。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

資料64ページをお願いいたします。

産業づくりの２の（１）経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展であります。施策推進のための主な事業及び実績の表１段目、「地域工業団地整備促進」であります。近年、企業立地が進展する一方、県内において適当な工業団地が少なくなっているという状況がございますことから、市町村等が実施する工業団地整備への支援等を行い、県内各地域における工業団地の整備促進を図ったところであります。

事業内容としましては、市町村等が行います工業団地整備に関する事前調査ですとか、排水施設、取付道路等の基盤整備、また、工業団地の分譲を促進するための広報活動費に対して補助を行うものですが、令和５年度は、都城市と延岡市土地開発公社が実施をした調査事業に対し、補助金を交付したところであります。

次に、資料の65ページをお願いいたします。

新規事業「「みやざきで始める！」県内企業立地プロモーション」であります。積極的なプロモーション活動を実施するため、県内の立地環境等をＰＲする動画ですとか、外資系企業に向けてパンフレットの作成を行いました。

また、立地環境等をＰＲする企業立地専用の

ホームページに、チャットボットやＡＩ翻訳機能の導入を行っております。

次に、「誘致対象企業開拓」は、企業立地を促進するため、インターネットサービスや民間企業のネットワークを活用して、企業の地方進出の動きやニーズを的確に捉え、立地可能性のある企業を効率的に新規開拓するために要する経費であります。令和５年度は、企業との面談や企業の県内視察などを実施したところであります。

次に、「企業立地促進補助金」です。令和５年度は、補助金の申請のありました32の企業に対して、新規雇用数とか設備投資額などの実績に応じまして補助金を交付したところです。

資料の66ページをお願いいたします。

施策の成果及び今後の方向性のＩ、施策の成果等です。これまで説明いたしました事業等によりまして、企業立地課ホームページを閲覧するユーザー数が、令和５年度の実績で２万132人の実績となったこと、また県内外の立地企業275社を訪問し、フォローアップに取り組んだところです。さらに令和５年度は、シリコンカーバイドパワー半導体を製造しますローム株式会社の大規模立地案件を認定したところであります。

資料の67ページをお願いします。

先ほど御説明いたしました事業など、様々な企業立地活動を展開した結果、令和５年度の企業立地件数は23件となったところであります。

主要施策の成果につきましては以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○山下主査　執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について質疑はございませんでしょうか。

○日髙委員　資料65ページの外資系企業に向けた立地環境等をＰＲするパンフレットの作成ですけれども、ＰＲをどのように進められているか聞かせていただいてよろしいですか。

○児玉企業立地推進局長　一般的な企業立地フェアで、国内の企業に向けてのパンフレットを作成しますので、そういったものを基にＰＲ活動しておりますけれども、海外向けにつきましても、英語版のパンフレットを作成しまして、その立地フェアに来られる外国の企業――外資系の企業には、それを使って御説明させていただいています。あとホームページにも英語版を作成しております。業務時間内だとどうしても閲覧件数が少ないため、今回新たにチャットボットを作成しまして、24時間受付ができるように対応しているところです。そこの中では、外国の企業から※４割方のアクセス、問合せがあるということで、そういったところでＰＲさせていただいているところでございます。

○日髙委員　それでは、また来年度以降もＰＲする予定があるということでよろしいですか。

○児玉企業立地推進局長　海外――特に台湾のほうを中心に、重点的にＰＲをしていきたいと考えております。

○日髙委員　ぜひ頑張ってください。

○外山委員　立地企業について関連です。今、新しい企業はなかなか厳しいと思うんだけれども、執行部のほうからアプローチしているのか、あるいは企業側から立地企業に認定してほしいとお願いがあるのか、現実はどういうケースが多いんですか。

○児玉企業立地推進局長　先ほど御紹介させていただきました、企業立地課の新規開拓事業が

※14ページに訂正発言あり

ございまして、我々もアプローチする対象企業をうまくリストアップできないので、日経バリューサーチというインターネットサイトから企業を抽出しまして、そこからアクセスしております。

もしくは県外の企業においては、「宮崎県内に工業団地がありますか」といった問合せも少なからずあります。その両方を有効に使いながら獲得しているような状況でございます。

○外山委員　対象となる企業は結構増えているんですか。

○児玉企業立地推進局長　製造業系と情報関連系の２つで分けているんですけれども、情報系については1,000社ほどリストアップして、その中からアクセスします。製造業に関しても数百社ほどリストアップをした上で、ダイレクトメールでまず紹介させていただいて、反応があったところに直接お伺いするとか、実際に宮崎県に来ていただく取組をしております。

○外山委員　47都道府県のうちの40都道府県ぐらいは、もちろん一生懸命やっているわけです。地域間競争があるわけで大変と思いますけれども、熊本県はＴＳＭＣ関連で引っ張ってくれる可能性はあるんですか。

○児玉企業立地推進局長　あります。今、ＴＳＭＣを中心に九州全体が「九州半導体人材育成等コンソーシアム」――人材育成とコンソーシアムを組み合わせて、九州各県で連携して取り組もうという動きになっています。それに合わせて宮崎県でも、「みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアム」で取引企業の拡大に取り組んでいます。ＴＳＭＣに限らないんですけれども、宮崎県の場合は、今度、大企業であるロームグループが進出しますので、そこの関連企業と取引を推進していこうと取り組んでいるところでございます。

先ほどの日髙委員の答弁の中で、外資系の企業は４割と言いましたが、１割でございました。全体のアクセスの中で１割が外資系の企業ということでございます。申し訳ありません。

○安田委員　資料18ページの商工会への事務局コーディネーター設置につきまして、大変ありがたく思っているところであります。県はこの16商工会にコーディネーターを設置したことについて、どのような評価をしているのか、お伺いしたいと思います。

また、それについて商工会が、在り方検討委員会を立ち上げているところであります。あり方検討委員会を立ち上げられると、職員数が削減されるんじゃないかという思いの商工会の皆さんもいると考えているのですが、そういうことについて県はどのような評価をしているのかと、商工会のコーディネーターの設置は、今後どのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○塩田商工政策課長　この「商工会事務局体制強化事業」でございますが、もともとは事務局長を設置する、そこを県は支援するという形でやっておりましたけれども、事務局長の設置につきましては、いろいろな条件を満たさないところについて、県がコーディネーターという形で支援をしているところでございます。

コーディネーターにつきましては、県と地元の市町村が半分ずつ負担して、市町村の協力もいただきながら行っております。設置した商工会にヒアリングしますと、コーディネーター設置によって、経営指導員が普及改善事業に専念できるようになったということで、県としてもそこは評価をしているところでございます。

現在、商工会の在り方全体をどうするかといっ

た意見交換を進めているところでございまして、その中でコーディネーターも含めた形で検討しておりますけれども、いずれにしましても地元の商工業者を支援する最先端に、商工会や商工会議所等がございますので、地元の商工業者を支援して地域経済の活性化を図っていくためには必要な事業だと思っております。また市町村ともしっかり連携しながら、商工会連合会等とも意見交換を行いながら、今後の在り方について検討を進めていきたいと思っております。

○安田委員　事務局長の設置に関しましては、会員数が60％以上とか決まりがありますけれども、商工会というのは会員のための商工会ではなくて、県内の全ての中小企業のための商工会であります。この間県商工会連合会の方とお話をさせていただいたときに、会員数が大事だと言うのですが、大事なのは会員数ではないんです。県内全ての企業に対して支援を行うのが商工会の仕事でありますので、そこも少し頭の隅に置いていただいて、今後ともよろしくお願いいたします。

それと、資料54ページ、中・高校生向けの企業説明会等が行われておりますが、今、高校生は１人に対して１つの企業しか受けられないとか、いろいろな問題がございまして、人手不足がまた広がってきているのかなと思っております。

先ほど商工会の話をしましたが、高校生に求人を出しても１人も来ないということで、延岡、県北辺りは、今、賃金の金額を示すと、企業のほうが大分高いので、そっちのほうに人手を取られて､商工会など地元の企業にはなかなか入ってこないところがあります。そういうところで企業説明会というのは大変大切だと思うんですけれども、成果はどのように考えているのかお伺いします。

○湯浅雇用労働政策課長　今、非常に後継者不足で、どこの企業もそういう人材を求めている状況でございます。当課のほうで中・高校生向け、教職員向け、保護者向けの事業等を出していますけれども、これに加えて、労働局あるいは教育委員会辺りでも、高校生を中心に企業を紹介するような事業をたくさんやっております。当課としましては、そういった団体とも連携しながら、先ほど賃金の話も申されましたけれども、宮崎県には非常に働きやすい環境である企業がたくさんございますので、機会を通じて、いろんな魅力のある企業を紹介していきたいと考えているところです。

○安田委員　その中で、高校生の保護者向けの見学会が行われているということで、やはり保護者が関わると相当違うんじゃないかと思っております。見学会は１回しかしていないんですか。

○湯浅雇用労働政策課長　１回ではなく複数回やっております。学校に希望を募ることがありますけれども、一応広く声掛けをして実施しているところでございます。

○渡辺委員　資料65ページの企業誘致のところです。誘致対象企業開拓ということで、2,000～3,000社を選ばれて非常に大変な御苦労をされていると思います。ただ、面談の件数、視察の件数、いわゆる打率という意味ではかなり御苦労されているということなんですけれども、私の経験では、前会社にいたときに、本当にいろんな県からたくさんダイレクトメールが来るのですが、ほとんど開けませんでした。なぜかというと、どこかにいい土地があれば進出しようという希望はなかったからです。

そこで、対象企業を選ばれてダイレクトメー

ルを出されるとき、工業団地一律に、一般的な資料をつけて送られると思うんですけれども、企業によっては、水がすごく要るとか、電源がたくさん要るとか、3,000社の中でもニーズが違うと思うんです。この会社はインターチェンジの近く、かつ電源が豊富なところが良いとか、業種によって求める内容が多分違うと思うので、そこも少し分析してダイレクトメールも何種類か作って工夫されると、打率が上がるような気がします。これだけ毎年選ばれてやるのであれば、ちょっともったいないです。

ロームの例でいくと、あそこは水が決め手になったということです。求めるところが会社によって違うと思うので、来年以降、会社を選んでダイレクトメールを出されるときには、幾つかバージョンを変えて送る工夫をされてもいいと思います。

○児玉企業立地推進局長　正直、そのとおりでございまして、今は工業団地の面積がいくらありますとか、それぞれ分譲可能な面積がこれぐらいですとか、単価がこれぐらいですぐらいの、同じような情報しか送っていません。おっしゃるとおり、相手方のニーズを捉まえて、そこに欲しい情報、必要な情報を送るというのは重要な誘致戦略だと思いますので、来年はぜひ実施したいと思います。

○松本委員　資料20ページの「中小企業融資制度貸付金」で、新型コロナ対策と物価高騰等対策とありますけれども、区分がお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○酒匂経営金融支援室長　貸付金の中身の新型コロナ対策と物価高騰等対策でございますけれども、基本はどちらも兼ねている形での対応になってございます。

○松本委員　令和５年度の貸付けにかかる分について、返済の開始はいつぐらいから始まるのでしょうか。

○酒匂経営金融支援室長　金融機関から融資を受けるわけですけれども、その場合の据置期間は一番長くて５年でございます。その間で据置期間を置く形になりますので、融資期間は10年以内になってございます。

○松本委員　物価高はまだ継続されるのではないかと考えるんですけれども、これまでの融資ついて、なかなか返済ができていないなどの状況の把握と、今後の対策でお考えの部分がありましたら、その辺りをお聞かせいただけないでしょうか。令和６年度の予算でいくと、金額が少し少なくなっていると思いました。

○酒匂経営金融支援室長　新型コロナ関連のゼロゼロ融資が実施されまして、その後、返済が始まります。なかなか状況が厳しいということで、令和５年１月から今年度６月まで、コロナ借換え融資というものが実施されておりました。その分が終了いたしますので、令和６年度の予算は令和５年度と比べて少ない状況になってございます。

ただ、借換え融資につきましては、信用保証協会とも連携しておりまして、7,000社ほどダイレクトメールを送って、返済が厳しい場合は借り換えてくださいという御案内を出してございます。

あと、借換え後の話になりますけれども、なかなか返済が厳しいということになれば、事業者のほうが金融機関に対して返済期限を延長してもらうなど条件変更の話になってくると思います。それにつきましても、国と連携しながら、金融機関のほうに直接、そういう条件変更等の要請に対しては柔軟に対応してくださいとお願いの文書等を出しているところでございます。

○山下主査　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査　それでは、以上をもって、商工政策課、企業振興課、雇用労働政策課、企業立地課の審査を終了いたします。

執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午後２時20分休憩

午後２時22分再開

○山下主査　分科会を再開いたします。

これより、観光推進課、スポーツランド推進課、国際経済交流課の審査を行います。令和５年度決算について、各課の説明を求めます。

○北薗観光推進課長　まず、決算特別委員会資料の右下の決算８ページを御覧ください。

当課は、一般会計と特別会計がございます。

まず、一般会計でありますが、上から５段目、観光推進課の欄を御覧ください。

予算額が55億1,376万6,552円に対しまして、支出済額は42億9,008万6,343円で、翌年度への明許繰越額は５億3,478万2,552円、不用額は６億8,889万7,657円であり、執行率は77.8％、翌年度繰越額を含んだ執行率は87.5％でございます。

次に、特別会計でございますが、下から３段目、観光推進課の欄を御覧ください。

こちらは、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計と県営国民宿舎特別会計の合計額になりますが、予算額が１億201万7,000円に対しまして、支出済額は5,841万2,359円、翌年度への明許繰越額は4,282万3,000円、不用額は78万1,641円、執行率は57.3％、翌年度繰越額を含んだ執行率は99.2％でございます。

続きまして、資料の決算68ページを御覧ください。

（目）の執行残が100万円以上のもの、執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

まず、一般会計、上から３段目の（目）観光費でありますが、不用額の合計は６億8,889万7,657円となっております。主なものとしましては、表の一番下の負担金・補助及び交付金の６億8,222万4,360円であります。これは、主に国庫補助を活用して実施しておりました令和４年度からの繰越事業であります「観光みやざき回復支援事業」の旅行支援の執行残によるものであります。

続きまして、資料の決算70ページを御覧ください。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計、上から３段目の（目）観光費でありますが、不用額の合計は21万316円となっております。執行率が37.3％でありますが、これは２月補正で認めていただきましたえびの高原アイススケート場の冷却装置の更新委託につきまして、完成が令和６年度になることから繰り越したためであります。なお、繰越額を含めた執行率は99.6％となっております。

続きまして決算資料の71ページを御覧ください。

県営国民宿舎特別会計、上から３段目の（目）観光費でありますが、不用額の合計は57万1,325円となっております。執行率が76％となっておりますが、これは２月補正で認めていただきましたえびの高原荘及び高千穂荘のボイラー更新工事につきまして、完成が令和６年度になることから繰り越したためであります。なお、繰越額を含めた執行率は98.9％となっております。

歳出決算の説明は、以上でございます。

次に、特別会計の歳入決算について御説明いたします。資料72ページを御覧ください。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。ページ中ほど歳入合計の欄を御覧ください。

左から４列目の調定額4,949万472円、その右の収入済額4,949万472円となりまして、収入未済額はございません。

続きまして、資料73ページを御覧ください。県営国民宿舎特別会計でございます。

ページ中ほどにあります歳入合計の欄を御覧ください。調定額5,252万8,187円に対しまして、収入済額5,252万8,187円となり、こちらも収入未済額はございません。

特別会計の歳入決算につきましては、以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。資料74ページを御覧ください。

産業づくりの３、活発な観光・交流による活力の維持・創出の（１）観光の振興であります。ページ中ほどの表、施策推進のための主な事業及び実績でありますが、まず、「ＭＩＣＥ推進強化」は、県観光協会を通じまして、本県で開催される各種学会などのＭＩＣＥの開催支援を行いますとともに、企業や大学関係者等の招請を実施したものであります。

資料75ページをご覧ください。

１段目の改善事業「観光デジタルプロモーション強化」は、県公式観光サイトにつきまして、ウェブサイトの構築から10年以上経過していたシステムを更新しまして、機能面の向上や魅力的なコンテンツの導入等を行い、令和６年２月に全面リニューアルしたものであります。

次に、一番下の新規事業「宿泊業の生産性・サービス向上支援」では、観光客のさらなる受入れ等を見据えて、人手不足等で厳しい経営環境にあります県内宿泊事業者の生産性やサービス向上の取組の支援を行ったものでございます。

次に、資料76ページを御覧ください。

一番上の「観光みやざき回復支援」は、落ち込んだ旅行需要を回復するため、国の全国旅行支援を活用し、県内宿泊等の割引支援や、県内限定で使用できるクーポン付与を行ったもので、全額前年度からの繰越予算で実施したものになります。

次に、一番下の新規事業「ナッシーリゾートｉｎ宮崎・県外発信」は、「みやざき大好きポケモン」でありますナッシーを活用しまして、県内交通５社と連携した誘客施策などを実施したものとなります。

次に、資料77ページを御覧ください。

下段の新規事業「観光みやざき需要回復・再生プロジェクト」は、国内交通事業者等と連携した観光プロモーションや、全国旅行支援終了後の旅行需要を喚起するため、県独自の旅行支援としまして、宿泊割引とデジタルクーポンを付与する夏のキャンペーンを実施したものであります。

次に、資料78ページの一番上になります。

新規事業「県内旅行宿泊応援クーポン付与」につきましては、物価高騰等による観光関連事業者等の影響を軽減するため、先ほどの「観光みやざき需要回復・再生プロジェクト」で実施した夏のキャンペーン後に、県内宿泊により県内限定で使用できるデジタルクーポンを付与する秋冬のキャンペーンを行ったものであります。こちらにつきましては、一部令和６年度に繰り越しまして、今年度４～６月の閑散期対策としまして、デジタルクーポンを付与する春のキャンペーンを実施したところであります。

次の、新規事業「大阪・関西万博を見据えた観光誘客促進」は、大阪・関西万博を契機とし

た本県への誘客を図るため、万博公式サイトへ掲載する旅行商品造成のため、旅行会社向けのファムツアーを実施しましたほか、関西圏でのイベント出展等を行ったものであります。

次に、資料79ページを御覧ください。

上段の改善事業「海外市場デジタル活用誘客促進」では、海外向けＳＮＳを活用した情報発信に取り組むとともに、ＯＴＡと呼ばれるオンライン旅行代理店等と連携しまして、ＡＳＥＡＮ・中国市場向けにプロモーションを実施したものであります。

下段の改善事業「みやざきインバウンド誘客回復・強化」は、海外の現地での旅行博出展により、本県の観光ＰＲを行いますとともに、九州各県で東アジアとの直行便が多く運行されている状況を踏まえまして、旅行会社に対し、県外空港経由で本県を周遊する旅行商品の造成支援等を行い、インバウンドの誘客促進を図ったものであります。

主要施策の成果に関する説明は、以上であります。

最後に、令和５年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書について御説明いたします。資料83ページを御覧ください。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計についてでございます。

84ページを御覧ください。

一番下、意見・留意事項等の欄でございます。今後とも、指定管理者と十分連携を図りながら、利用者のさらなる確保や効率的かつ安定的な施設の管理・運営を行うことが望まれるとの意見であります。

えびの高原スポーツレクリエーション施設は、屋外型アイススケート場としては、日本最南端に位置しておりまして、国立公園の利用促進と本県観光の振興に寄与するための施設であります。県としましても、地元市町や関係機関との連携を強化し、効果的な情報発信を行うなど、利用者の確保や効率的かつ安定的な施設の管理運営を行ってまいります。

続きまして、資料85ページを御覧ください。県営国民宿舎特別会計についてでございます。

資料86ページを御覧ください。一番下の、意見・留意事項等の欄でございます。

「えびの高原荘は、県道１号線の通行止めの影響などにより、前年度と比較して宿泊者数が減少し損失を計上したが経費削減等の取組により損失額は減少した。高千穂荘は、物価高騰や人件費の増などにより前年度と比較して支出が増加したものの、過去最高の宿泊者数となったことで収入が増加し利益を計上した。今後とも、指定管理者と十分連携を図りながら、利用者の更なる確保や効率的かつ安定的な施設の管理・運営を行うことが望まれる」との意見であります。

えびの高原荘及び高千穂荘では、それぞれの指定管理者が魅力的な宿泊プランの造成に取り組むなど、集客の増加に取り組んでいるところであります。県としましても、地元市長や関係機関との連携を強化しますとともに、効果的な情報発信や旅行会社に対して施設を活用したツアー造成の働きかけなどを行いまして、利用者のさらなる確保や、効率的かつ安定的な施設の管理運営を行ってまいります。

なお、監査委員の監査結果報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○渡邊スポーツランド推進課長　委員会資料右下８ページをお開きください。

上から６番目、スポーツランド推進課の欄を御覧ください。

予算額４億8,641万6,000円に対しまして、支出済額３億4,182万9,012円、翌年度への明許繰越額１億2,602万3,289円、不用額1,856万3,699円、執行率70.3%。翌年度繰越額を含む執行率は96.2%であります。

続きまして、87ページをお開きください。

（目）の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

一般会計、上から３段目の（目）観光費でありますが、不用額の合計は1,856万3,699円となっております。主なものとしまして、まず表の中ほど、委託料の不用額418万4,135円であります。これは、県内スポーツ施設の視察については、受入れチーム数や旅費の単価などが見込みを下回ったことや、市町村スポーツ施設の管理運営研修につきましては、当該研修に要する経費が見込みを下回ったことなどによる執行残であります。

次に、一番下の、負担金・補助及び交付金の不用額1,426万7,594円であります。これは、球春みやざきベースボールゲームズの実施等に要する経費の試合数等の確定に伴う執行残及び市町村のスポーツ施設整備費補助金の辞退などによる執行残であります。

なお、下から３段目の工事請負費につきましては、木の花ドームの改良工事経費で１億2,602万3,289円を令和６年度に繰り越しております。

歳出決算の説明は、以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

資料88ページを御覧ください。

産業づくりの３、活発な観光・交流による活力の維持・創出の（１）観光の振興についてであります。

まず、主な事業名の一番上、新規事業「サーファーインバウンド誘致」につきましては、県観光協会を通じまして、韓国からサーフィン協会やインフルエンサー等を招聘し、ファムツアーを実施したものであり、本県の充実したサーフィン環境をＳＮＳ等で発信し、新たな誘客につなげるものであります。10月のファムツアーには22人参加し、その後のユーチューブやインスタグラムの閲覧数は約１万2,000回でございました。

次に、89ページを御覧ください。

下段の改善事業「スポーツキャンプ・合宿全県展開促進事業」は、市町村に対し、スポーツ施設の資機材整備等を補助するほか、国内外代表合宿等の受入れ支援を行うものです。実績としましては、資機材補助は球場の改修や芝管理機等を要する経費について、記載の９市町村へ補助を実施しました。そのほか、７月に実施されたラグビー日本代表、11月に実施された侍ＪＡＰＡＮアンダー24の合宿などの受入れについて、警備員の配置や練習環境整備など支援を行ったものです。

次に、90ページを御覧ください。

上段の新規事業「屋外型トレーニングセンター管理運営」は、令和５年から供用を開始しております屋外型トレーニングセンターの管理運営に要する経費であります。令和５年度の実績は記載のとおりで、プロチーム等の受入れのほか、その他の期間につきましては、実業団や学生等のチームの利用も受け入れております。

下段の新規事業「プロチームキャンプ受入強化」は、Ｊリーグのキャンプ期間に合わせた試合形式のイベント等を実施いたしました。

主要施策の成果に関する説明は、以上であります。

なお、監査委員の監査結果報告書に関しまし

ては、特に報告すべき事項はございません。

○児玉国際・経済交流課長　決算特別委員会資料の８ページをお開きください。

国際経済交流課は、上から７番目の欄でございます。

令和５年度の予算額は９億4,429万6,000円、支出済額は８億9,063万8,662円、不用額は5,365万7,338円で、執行率は94.3％でございます。

次に、資料の92ページでございます。

（目）の執行残が100万円以上のもの、執行率が90％未満のものについて説明いたします。

まず、上から３段目の（目）計画調査費でございます。不用額が2,180万5,860円となっております。これは、主に「外国人材受入環境整備事業」において、公益財団法人宮崎県国際交流協会への委託料に執行残が生じたことによるものや、「世界とのつながり強化推進事業」におきまして、国外からの招聘者に要する旅費の執行残でございます。

続きまして、93ページを御覧ください。

上から３段目の（目）商業振興費でございます。不用額が43万7,537円、執行率は71.9％となっております。これは、主に印刷製本に要する需用費や、伝統工芸品の認定協議等に要する旅費の執行残でございます。

続きまして、94ページを御覧ください。

上から１段目の（目）貿易振興費でありますけれども、不用額が1,624万1,548円、執行率は87.8％となっております。これは、主に「みやざきＳＨＯＣＨＵ輸出促進事業」の委託料の執行残や、「みやざき加工食品海外販路拡大支援事業」の補助金の執行残などによるものでございます。

次に、95ページを御覧ください。

上から１段目の（目）物産振興費であります。不用額が1,321万4,075円となっております。これは、主に「ふるさと宮崎応援寄附金拡大事業」において、返礼品発送業務等の委託料が減少したことによるものでございます。

次に、96ページでございます。

上から２段目の（目）観光費でありますが、不用額が195万8,318円となっております。主なものは、上から３つ目の（節）共済費でありますが、これは、令和６年１月31日付で、職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担率が令和５年４月１日に遡及して引き下げられたことにより、執行残が生じたものでございます。

次に、主要施策の成果に関する報告書について説明をいたします。

97ページの人づくり１の（１）グローバル化への対応についてであります。次の98ページ、表の１番目、改善事業「多文化共生地域づくり推進」であります。これは、地域住民と外国人住民とが、共に地域社会の一員として理解し、協力し合う、多文化共生社会づくりを進めるため、宮崎県国際交流協会に業務を委託しているもので、多文化共生アドバイザーの派遣により、県民向け異文化理解講座を実施したほか、外国人住民支援事業としまして、外国人向け防災セミナーを開催したところでございます。

次の99ページを御覧ください。

表の２番目、改善事業「外国人材受入環境整備」であります。これは、外国人住民が増加する中、行政・生活全般に関する情報提供や相談対応を一元的に行う「みやざき外国人サポートセンター」を運営するとともに、地域や外国人住民等のニーズを踏まえた日本語教育の充実を図り、外国人住民も暮らしやすい社会づくりの推進に努めたところでございます。

次に、100ページを御覧ください。

表の１番目、新規事業「宮崎県人会世界大会開催」であります。これは、昨年度、本県で初めて開催しましたが、本県にゆかりのある方々676名が参加され、幅広い世代の参加者との相互理解と交流、県や県人会同士の交流によるネットワークの拡大、参加者がふるさと宮崎の魅力を再発見するなどの成果が得られたところでございます。

次に、ページ飛びまして103ページを御覧ください。

産業づくり２の（１）経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展についてであります。

まず表の１番目、「みやざき海外拠点運営強化」でございます。これは、上海及び香港に海外交流駐在員を配置して、貿易・投資などに関する情報収集や、県内企業の海外活動の支援、本県への観光誘客の促進などに努めたところでございます。

次に、104ページを御覧ください。

表の１番上、改善事業「みやざきＳＨＯＣＨＵ輸出促進」であります。これは、本県の主要輸出品目である焼酎について、海外市場開拓を図るため、焼酎のブランディング・魅力発信のためのプロモーション等に取り組んだところであります。

続きまして、105ページを御覧ください。

表の２番目、新規事業「発酵×Ａｉで北米に切り込むＳＡＭＵＲＡＩプロジェクト推進」であります。これは、発酵食品である焼酎について、米国人の味覚や思考をＡＩで分析し、米国人にあった商品開発に向け、宮崎県酒造組合に対して補助を行ったものであります。

また表の３番目、新規事業「「世界の活力とりこみ」強化推進」であります。これは、新たな市場や経済成長が著しいアジア地域からの外貨の獲得等により、世界の活力を取り込み経済交流の強化に取り組むものであります。

次に、106ページを御覧ください。

表の３番目、改善事業「県産品ＰＲイベント・フェア展開」であります。これは、新型コロナや原材料費等の高騰で事業者の販路が狭まる中、全国各地で県産品イベントフェアを開催することにより、認知度向上・販路開拓を図ったものであります。

次に、107ページを御覧ください。

表の２番目、新規事業「大阪・関西万博を見据えた県産品魅力発信強化」であります。これは、大阪・関西万博に向け、高まる関西圏の経済活力を取り込むため、県産品の期間限定ショップ、いわゆるトップアップショップの展開や、大規模商談会出店支援など、県産品を見る・知る・買える機会の創出を通じ、県産品の認知度向上・販路拡大を図ったものであります。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査結果報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○山下主査　執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について、質疑はございませんでしょうか。

○日高委員　資料88ページの「サーファーインバウンド誘致」でございますが、先週も全国大会が行われて活発化しており、選手の方々がこの宮崎県に１週間宿泊していただいたということで、本当にありがたいと思っています。主な実績内容等にあるＳＮＳによる情報発信の閲覧数が１万2,000回ということなんですが、海外のどういう方がこれを御覧いただいているのか分

かるものなんでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長　具体的な数値は持ち合わせておりませんので、申し訳ございませんけれども分からないです。こちらは韓国サーフィン関係者を対象としたファムツアーを実施しておりますが、サーフィン人口は、2021年に70万人というような新聞報道もございましたので、チャンスと捉えて取組を進めてまいりたいと思います。

○日髙委員　先ほど企業立地課のほうで各語に対応しているということなんですけれども、ＳＮＳに関してもいろんな言葉で対応しているということでよろしいでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長　このツアーが終了した後、こういったＳＮＳ等の閲覧回数もそうなんですけれども、韓国の地元の新聞でも、木崎浜やお倉ヶ浜の紹介をされているようですので、効果はあったのではないかと考えているところです。

○日髙委員　韓国では今、サーフィンが盛り上がっているということなので、ぜひ引き続き取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○今村副主査　資料86ページのえびの高原荘と高千穂荘の国民宿舎に関してなんですけれども、えびの高原荘の損失額は分かるものなんでしょうか。

○北薗観光推進課長　まず、宿泊者数につきましては、令和４年度の１万2,743人から１万798人に減少しております。収入につきましては１億9,197万8,000円から１億6,996万2,000円に、2,201万6,000円減少しています。支出につきましては、令和４年度の２億2,043万4,000円から１億9,289万4,000円と、2,754万円減少しています。結局、収入も減ったんですけれども、それ以上に支出をやりくりして損失を減らした形になっております。

○今村副主査　あと今年度の見通しについて何か分かりますか。

○北薗観光推進課長　今年度につきましては、今年度から新たな指定管理者に替わったところでありまして、年度初めになかなか人が集まらなかったということで、夕食プランがスタートできなかったというのがございます。今１年目の指定管理者も一生懸命、いろいろ取り組んでおりまして、６月以降は県産食材を使った夕食プラン「ノカイドウプラン」とか、そういったものもありますので、県も連携して一緒に広報ＰＲしながら、誘客対策を取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺委員　資料89ページです。

スポーツキャンプの誘致というところで、市町村の施設・資機材等整備支援が９市町村ということですけれども、当然、市町村が持たれている施設の種類によってスポーツも決まると思います。それぞれの施設に対して、例えば照明だとか、空調とか、いろいろな資機材等を整備されていると思うんですけれども、将来、９市町村以外に広がっていくのか、そのあたりの整備計画がもしあれば教えてください。

○渡邊スポーツランド推進課長　支援の中身につきましては、それぞれ市町村から要望がございました。例えば、芝管理用の機材ですとか、ウェイトトレーニングの機器などを昨年度は支援しております。この事業につきましては財政力指数により、市町村に２分の１負担していただいたり、３分の１負担していただいたりして行っているわけなんですけれども、基本的には市町村が必要となるもので申請が上がってきたものに対して補助をさせていただく形になりま

す。

○渡辺委員　いろんな市町村が希望を出していると思うんですけれども、年次ごとに消化していく感じでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長　予算が上限になるまで市町村の掘り起こしを行っています。今の日本一挑戦プロジェクトのスポーツ観光プロジェクトの中で全県下、通年化、あと多種目化をキーワードに取り組んでおりますので、そういったことを考えながら、審査の上、支援していきたいと思っております。

○渡辺委員　あわせて、この資料89ページの上のほうに誘致セールス９回というのがございますけれども、誘致先が分かっていれば教えてください。

○渡邊スポーツランド推進課長　こちらに記載しております誘致セールスにつきましては、例えば観光協会ですとか、旅行代理店、大会の視察等のほうもこちらで行っているところです。

○渡辺委員　バレーボールだったら日本バレーボール協会とか、サッカーだったら日本サッカー協会とかスポーツごとの主催者やチームへの誘致ということではないんでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長　当然、競技団体のほうにも伺わせていただくことになります。

○安田委員　資料104ページの「みやざきＳＨＯＣＨＵ輸出促進」は、すごくいいネーミングで、海外で初となる「焼酎ノンジョルノin香港」ということで、どういう評価がなされたのかなという思いもあります。焼酎販路開拓の商談会が行われておりますが、どちらのほうに行って、どのような成果があったのか教えてください。

○児玉国際・経済交流課長　記載のとおり、中国、香港、北米等々でいろんな事業をやっているんですが、まず中国では、上海や北京のバーで宮崎県産酒のプロモーションを実施したところでございます。香港では、香港事務所が調整しまして、香港ノンジョルノということで、県人会等も参加しながら焼酎を楽しむイベントを実施したところでございます。

それから、北米とありますけれども、こちらは九州の４県ほどで連携いたしまして、ワシントンなどで焼酎のセミナー等を実施したところでございます。

○安田委員　香港でありました県人会で、試食会という感じでされたのか、試食会をした後に販売につながったのかというのが非常に大事なところになってくると思うんですけれども、そういう情報は県のほうには入ってきていますか。

○児玉国際・経済交流課長　その場での販売までは行っていませんけれども、香港にある県人会の方が主催するレストランで、宮崎県の本格焼酎と郷土料理を提供しながらイベントを実施して､現地香港人の方に宮崎の焼酎と食を味わっていただく、楽しんでいただくイベントでございまして、そこで直接販売に至っております。

○安田委員　この焼酎という文化ですけれども、海外の人たちには受けたのか、受けなかったのか、どっちなんでしょうか。

○児玉国際・経済交流課長　焼酎につきましては、やはり日本酒と比べまだ輸出が伸びていない状況で、認知度や割って飲むという文化もないところもございます。本県の焼酎の輸出自体は伸びてはいるんですが、全体から見るとまだ僅かな額でございまして、まずは認知度を高めることが必要になってくると考えております。

○本田委員　資料75ページの「観光デジタルプロモーション強化」のところで、観光サイトを春にリニューアルされたと思いますが、年間アクセス数300万件は昨年の実績でしょうか。

○北薗観光推進課長　こちらの年間アクセス数は昨年度の実績になります。２月からリニューアルしていますので、リニューアル後の期間は２か月ぐらいしか入っていない数字になります。

○本田委員　今回のサイトの強化ポイントを再度教えていただけませんでしょうか。

○北薗観光推進課長　新しいサイトのリニューアルポイントですけれども、まずサイトの名称について、今まで検索エンジンでなかなか上位表示されなかったということで、名称を「みやざき観光ナビ」に変更しました。あと、掲載写真のサイズや枚数について、同じスポットでも時間帯や季節、画角等が異なる複数枚の写真を掲載するように変えています。あと内容の充実として、検索されやすいキーワードを含む形でヒット率を向上させるようなリニューアルにしています。あと、ニーズが高い情報の発信ということで､アクセス数が増えているページをピックアップするコーナーを設けたりしています。

結果、先ほど年間アクセス数はありましたけれども、リニューアル後の令和６年３月～８月のアクセス数――旅行支援とかそういうのがあると伸びたりするので、単純に比較はできないんですけれども、昨年と比べると前年比で175％になっております。

○本田委員　「旬ナビ」のときも見られている方が非常に多くて、175％と数字が伸びているということは大変好調かなと感じます。やはり観光立県宮崎として、このサイトは非常に重要だと思っておりますので、引き続きよろしくお願いします。

○北薗観光推進課長　ありがとうございます。我々も情報発信は非常に大事なところだと認識しておりますので、今後とも取り組んでまいりたいと思います。

○本田委員　資料100ページの「宮崎県人会世界大会開催」について、そろそろ１年になりますけれども、かなり盛大に開催されて、いろいろな意味で広がり感を持っていると思いますが、このネットワークが具体的にどう広がったとか、そういう結果があれば教えていただきたいと思います。

○児玉国際・経済交流課長　１年がたちまして、各県人会にもいろいろなアンケートを取ったりして、いろいろな御意見をいただいているところでございます。まずよくお聞きするのが、特に海外の県人会で、横のつながり――例えばベトナムにはホーチミンとハナイの２か所にあるんですけれども、アメリカでもロサンゼルス、ニューヨーク等、県人会があるんですけれども――昨年の県人会を通して横のつながりが改めて確認できたということで、今後連携して何か取り組んでいきたいという話もありました。あと、ふるさと宮崎に帰ってきて、改めてふるさと宮崎を再認識した中で、何か宮崎に貢献できるような具体的な取組ができないか検討される方もいらっしゃるとお伺いしておりまして、今後そのような検討がされて、実績につながればいいなと思っているところでございます。

それから、県が行う県産品のＰＲや、海外のプロモーションなどを県人会も一緒になってＰＲしたい、あるいは観光誘客等でいろいろなお手伝いをしたいというお話を伺っているところでございます。

○本田委員　具体的に、例えばどこかの国の県人会が新しく立ち上がったとか、そういうのはないですか。

○児玉国際・経済交流課長　昨年の県人会を契機に新しく立ち上がったというのは確認しておりませんけれども､とある都市にも県人会があっ

たんだと確認できた状況にはございます。

○本田委員　昨年の参加者を見ると、以前、海外にいらっしゃって県人会に入っていたんだけれども、国内に戻って、国内でそういう支援をされている方も結構いるのかなと思っています。例えばベトナムに行っていたんだけれども、そのときにベトナムの県人会に入っていて、国内で今、何か活動をされている顔ぶれも結構多いので、そういう方々の活用もぜひよろしくお願いします。

○児玉国際・経済交流課長　いろいろな方々がいらっしゃいますので、いろいろな活用を考えられると思います。今、委員から御指摘のありましたように、こちらに帰って来られて――例えば貿易関係の業務に携わっていたということで、滞在されていた相手国の流通状況に詳しい方がいらっしゃれば、私どもの事業の中でいろいろな情報を得たり、一緒にやったりすることもできますでしょうし、あと、観光・誘客関係で、いろいろな支援をいただけるんじゃないかと考えております。今後、いろんなネットワークを通じて、そういう方々を再確認いたしまして、できるだけ県の施策展開につながるように、昨年の成果を生かしてまいりたいと考えております。

○日髙委員　関連で、県人会世界大会のフェイスブックで、宮崎の情報を発信されていると思います。県人会の皆さんが各国でいろいろなイベントをされているんですよね。そのイベントの情報をフェイスブックに上げていただくと、各県人会が刺激し合って、「うちも動かないかん」、「うちもあれせないかん」、「こんなことができるっちゃ」というような共有スペースになるのかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○児玉国際・経済交流課長　情報発信は非常に大事だと思っておりまして、フェイスブックもそうですけれども、今回、県人会のホームページを県で改めて構築し直しまして、一元的に管理――今まで各県人会は、ばらばらにホームページがあったんですけれども、一つの窓口を県で作りました。そこにアクセスすればいろいろな情報が収集できるということで、その中に各県人会の活動状況なり、会員募集なりの情報を入れて、広く情報提供できるようにしているところでございます。

○日髙委員　僕も個人的に今、ＬＩＮＥをグループでやっているんですけれども、いろんな方からこういうことをしましたよと上がってくると、ほかの国の方がいいですねという話も出てくるので、ぜひそれを構築していただきたいと思います。お願いします。

○山下主査　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査　それでは、以上をもって、観光推進課、スポーツランド推進課、国際経済交流課の審査を終了いたします。

引き続き総括質疑に入りますが、準備のため暫時休憩いたします。

午後３時13分休憩

午後３時14分再開

○山下主査　分科会を再開いたします。

説明及び質疑は全て終了しましたので、総括質疑に移ります。

商工観光労働部の決算全般について何か質疑はありませんか。

○日髙委員　何年か前から急速にグローバル化が進んでいる部分もあります。今から外国人がどんどん日本に入ってきて、日本が外国人に頼

らざるを得ない部分で、外国人のサポート体制もどんどんできていっていると思います。

一番初めにインバウンドで入ってくるのは飛行機だと思うんですけれども、韓国便が毎日就航するようになっていく中で、アウトバウンドが必要だと思うんです。県職員もアウトバウンドに協力する体制というか、韓国に行こうという流れはあるんでしょうか。

○佐野観光経済交流局長　まさしく、週１便で台北線の定期便が11月26日から再開されるところです。アシアナ航空の12月18日からのデイリー化もですけれども、これを維持していこうと思えば、アウトバウンドが必要なんです。それがちゃんとできないと、やはり先々維持が難しいところがございます。

先ほどの日髙委員からの御質問でいきますと、それこそ今度チャーターでも定期便でもそうなんですが、県職員向けの庁内システムのメール等を活用して紹介することで、当然県職員にも利用促進の協力を呼びかけているところでございます。

それこそ、議員の皆様もですけれども、経済界も含めて総力戦でいろいろとお願いしながら、最初安定するまでは、ぜひみんなで応援していただいて、より線が太くなるようにしていければと思っているところでございます。

○日髙委員　やっぱり実際に行ってみないと良さも分からないし、その良さを伝えることもできないので、ぜひ県職員の皆様も、議員の皆様も、韓国のほうに足を運んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○山下主査　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査　それでは以上をもって、商工観光労働部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後３時14分休憩

午後３時19分再開

○山下主査　それでは、分科会を再開いたします。

明日午前10時から県土整備部を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、以上で本日の分科会を終了いたします。

午後３時19分散会

令和６年10月１日（火曜日）

午前９時58分再開

出席委員（８人）

主査	山下　寿
副主査	今村光雄
委員	外山　衛
委員	日髙陽一
委員	安田厚生
委員	本田利弘
委員	松本哲也
委員	渡辺正剛

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	桑畑正仁
県土整備部次長（総括）	井上大輔
県土整備部次長（道路・河川・港湾担当）	松山英雄
県土整備部次長（都市計画・建築担当）	中原　学
高速道対策局長	栗山健作
管理課長	鬼塚保行
用地対策課長	前村敦子
技術企画課長	植村幸治
工事検査課長	児玉広文
道路建設課長	田中智也
道路保全課長	椎葉倫男
河川課長	和田安生
ダム対策監	山下　修
砂防課長	小倉浩嗣
港湾課長	岩切靖考
空港・ポートセールス対策監	岡部　章
都市計画課長	松田豪紀
美しい宮崎づくり推進室長	村岡昭彦
建築住宅課長	松田真二
営繕課長	下温湯盛久
設備室長	久保田昌信
高速道対策局次長	岩切道雄

事務局職員出席者

議事課主査	岩下恵美
総務課主任主事	徳永采香

○山下主査　それでは、分科会を再開いたします。

それでは、令和５年度決算について、県土整備部長から総括説明をお願いいたします。

○桑畑県土整備部長　令和５年度の決算につきまして、委員会資料により御説明いたします。着席して説明させていただきます。

決算特別委員会資料の３ページを御覧ください。

総合計画の体系表に基づきまして、主要施策の成果について御説明いたします。

この施策体系表は、「宮崎県総合計画2023」における分野別施策のうち、県土整備部が所管しますものを記載したものであります。

まず、「くらしづくり」の分野であります。

施策の１つ目、「自然・環境にやさしい社会づくり」では、県民との協働による河川・海岸の環境美化・保全活動を推進し、「良好な自然環境・生活環境の保全」に取り組んだところであります。

２つ目の「安心で快適に暮らせる社会づくり」では、美しい宮崎づくりの推進や都市公園の整備、県営住宅の建て替えや改修を行うなど、「快適で人にやさしい生活・空間づくり」に取り組みますとともに、街路の整備などにより、まちづくりと一体となった道路の整備を進め、持続可能な地域交通網の構築に努めたところであります。

３つ目の「安全な暮らしが確保される社会づくり」では、４～５ページの記載となりますが、河川の改修や急傾斜地の崩壊対策など、台風や地震・津波等による災害を防止・軽減するための対策を実施しますとともに、建設産業における担い手の確保・育成やＤＸの推進、住宅の耐震化に関する啓発や支援を行うなど、「災害に強い県土づくり」に取り組んだところであります。

また、通学路の歩道整備や区画線・ガードレールの設置を行うなど、「交通事故のない社会づくり」に努めたところであります。

次に、５ページの「産業づくり」の分野についてであります。

将来像の「経済・交流を支える基盤の整備」では、東九州自動車道の「高鍋～西都」間の４車線化や、九州中央自動車道においては蘇陽五ヶ瀬道路が着工されるなど、高速道路の整備が推進されたほか、細島港などの重要港湾の整備などを進め、「広域交通・物流ネットワークの整備・充実」に取り組んだところであります。

次に、５ページの令和５年度決算の状況について御説明いたします。

６ページを御覧ください。

一般会計と特別会計の合計につきましては、表の一番下の段になりますけれども、予算額が1,573億6,212万9,574円、支出済額が961億1,664万4,191円、翌年度繰越額につきましては、明許繰越が557億447万3,081円、事故繰越が23億1,299万5,052円、不用額が32億2,801万7,250円となっております。執行率につきましては61.1％で、翌年度への繰越額を含めますと97.9％となっております。

次に、110ページを御覧ください。

監査における指摘事項等につきましては、２件の指摘事項と７件の注意事項がございました。

また、別冊の令和５年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、２件の意見・留意事項がございました。

これらの詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○山下主査　部長の総括説明が終了いたしました。

これより、管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を行います。

令和５年度決算について、各課の説明を求めます。

○鬼塚管理課長　決算特別委員会資料の９～10ページが、当課の事項別明細説明資料になります。

まず、10ページを御覧ください。

表の一番下の段、管理課の計でございますが、令和５年度の決算額は、予算額19億7,887万9,000円に対しまして、支出済額18億6,751万9,707円、不用額１億1,135万9,293円で、執行率は94.4％であります。

次に、各会計の（目）における執行率が90％未満のものはございませんので、不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

なお、この後の各課の説明におきましても、各会計の（目）における執行率が90％未満のものと、不用額が100万円以上のものについて御説明させていただきます。

９ページにお戻りください。

上から３段目の（目）土木総務費でございますが、不用額が１億792万3,652円で、主なものは、給料、職員手当等の人件費でございます。これは、職員費で支出を予定していた人件費を、公共事務費の支出に振り替えたことによるものであります。

次に、10ページを御覧ください。

上から４段目の（目）建設業指導監督費でございますが、不用額が343万5,641円で、これは、建設業許可に要する経費及び建設産業振興に関する委託料の執行残であります。

決算については以上であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果につきましては、ページ中央下と右下にそれぞれページが記載されておりますが、右下に記載のページで説明させていただきます。

なお、この後の各課の説明におきましても同様の説明とさせていただきます。

それでは、資料の11ページを御覧ください。

（１）の災害に強い県土づくりに係る事業であります。

表の事業名「建設業指導」では、建設業法に基づく建設業許可や経営事項審査、法令遵守等に関する指導を行ったところであります。

次に、12ページを御覧ください。

表の一番上にあります、「みやざき建設産業経営基盤強化支援」では、建設事業協同組合等が行う融資の原資となる資金を貸し付けるとともに、県内各地で建設業者研修会を開催したところであります。

次の「未来へつなぐ建設産業担い手確保・育成支援」では、従業員の技術力向上に取り組む建設業者等に対する支援を行ったほか、建設産業の担い手コーディネーターを配置し、高校生を対象とした現場見学会、就業体験を開催いたしました。また、建設産業魅力発信ポータルサイトにより、建設産業の魅力を幅広い世代に向けてＰＲしたところであります。

次に、13ページを御覧ください。

表の一番上にあります新規事業「建設技術者事務効率化アドバイザー緊急派遣」では、建設技術者の事務作業をサポートする人材の育成を図るため、研修やセミナーを開催したところであります。

以上、御説明いたしましたこれらの取組を通じまして、今後も関係団体等との一層の連携強化を図りながら、建設産業の魅力向上とそのＰＲに努め、将来の担い手の確保・育成につなげてまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○前村用地対策課長　決算特別委員会資料15ページを御覧ください。

まず、一般会計についてであります。

一番下の段、一般会計、計の欄を御覧ください。

令和５年度の決算額は、予算額６億3,886万9,113円に対しまして、支出済額５億2,711万236円、翌年度繰越額9,903万1,781円、不用額1,272万7,096円となります。執行率は82.5％

で、これは、翌年度への繰越しによるものであります。

不用額100万円以上のものにつきましては、上から３段目の（目）土木総務費1,272万7,096円でありますが、その主な理由は、公共用地取得事業特別会計における事業費の確定に伴い、一般会計からの繰り出しが不用になったことによるものであります。

次に、16ページを御覧ください。

公共用地取得事業特別会計についてであります。

次の17ページを御覧ください。

下から２つ目の段、特別会計、計の欄でありますが、令和５年度の決算額は、予算額７億7,208万4,113円に対しまして、支出済額６億4,026万8,489円、翌年度繰越額１億1,938万6,723円、不用額1,242万8,901円となります。執行率は82.9％で、これは、翌年度への繰越しによるものであります。

16ページにお戻りください。

不用額100万円以上のものにつきまして、上から３段目の（目）土木総務費1,242万8,901円でありますが、その主な理由は、国道218号五ヶ瀬高千穂道路工事及び蘇陽五ヶ瀬道路工事の事業費の確定に伴い、不用となったことによるものであります。

これらによりまして、当課の決算は、17ページの一番下の段、用地対策課計の欄のとおり、予算額14億1,095万3,226円に対しまして、支出済額11億6,737万8,725円、翌年度繰越額２億1,841万8,504円、不用額2,515万5,997円となります。執行率は82.7％で、翌年度への繰越額を含めますと、98.2％となります。

次に、18ページを御覧ください。

公共用地取得事業特別会計における歳入につきまして、上の表の一番下の段、歳入合計の欄を御覧ください。

令和５年度は、予算現額７億7,208万4,113円、収入済額６億6,092万6,349円で、収入未済はございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

資料の19ページを御覧ください。

公共事業用地取得の推進でありますが、これは、公共事業の円滑な推進のため、特別会計において公共用地の先行取得を行うものであります。

令和５年度は、国道218号の五ヶ瀬高千穂道路工事、蘇陽五ヶ瀬道路工事などの先行取得を行ったところであります。

次に、別冊の令和５年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書のスライドの48枚目、40ページを御覧ください。

公共用地取得事業特別会計につきまして、ページの下のほう、太文字の意見・留意事項等でありますが、公共用地の計画的な取得のため、引き続き円滑な運営が望まれるとの御意見をいただいております。

公共事業の円滑な推進に向け、引き続き計画的な用地取得と適正な運営に努めてまいります。

最後に、監査委員の監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○植村技術企画課長　委員会資料の21ページを御覧ください。

一番下の段、技術企画課計の欄のとおり、当課の令和５年度決算額は、予算額５億5,384万4,070円、支出済額４億8,848万8,106円、明許繰越額5,251万285円、不用額1,284万5,679円で

あります。執行率は88.2％ですが、翌年度への繰越額を含めますと、97.7％となっております。

次に、不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

表の上から３段目の（目）土木総務費を御覧ください。不用額が1,284万5,679円となっておりますが、これは主に、新土木積算システム構築事業の業務委託において執行残が生じたものでございます。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

資料の22ページを御覧ください。

（１）災害に強い県土づくりについてであります。

表の「盛土防災総合推進事業」でありますが、これは、盛土規制法に基づき、規制区域の指定に必要な基礎調査等を実施したものであります。

昨年度の補正予算でお願いした事業で、令和６年度に4,251万円を繰越ししております。繰越事業のため、事業は完了しておりませんが、危険な盛土等に対する対策として、県全域の既存盛土等の危険性を把握するための調査等を実施しております。

今後は、設定した規制区域案に関する市町村からの意見聴取及びパブリックコメント等を踏まえて、令和７年度の規制区域指定に向けて取り組んでまいります。

次に、23ページの「インフラＤＸ推進事業」であります。

これは、デジタル技術を活用し、建設産業における担い手確保や生産性の向上を図るため、民間技術者や産業開発青年隊を対象に、ＩＣＴ活用工事に関する研修等を実施したものであります。

また、公共土木施設の管理台帳や施設点検・補修履歴などの情報を一元管理する台帳等管理システムの検討業務に取り組んでおり、令和６年度に事業費1,000万円を繰越ししております。

今後は、台帳等管理システムの構築や研修内容のさらなる充実により、建設業の生産性向上や業務の効率化・迅速化を引き続き図ってまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○田中道路建設課長　委員会資料26ページを御覧ください。

表の一番下の段、道路建設課の計でありますが、令和５年度の決算額は、予算額が368億8,446万5,000円、支出済額が202億1,798万8,642円、明許繰越額が165億4,127万8,000円、事故繰越額が１億744万6,790円、不用額が1,775万1,568円で、執行率が54.8％となっております。翌年度への繰越額を含めますと、99.9％となっております。

次に、不用額100万円以上のものを御説明いたします。

25ページにお戻りください。

下から５段目にあります（目）道路新設改良費を御覧ください。不用額が1,762万1,590円となっておりますが、これは、主に国庫補助事業が確定したことに伴う不用額であります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

27ページを御覧ください。

表の中の事業名「直轄道路事業負担金」であります。この事業は、道路法の規定により、国が整備をしております国道10号ほか、１路線５

工区の整備費の一部を県が負担したものであります。

この事業におきまして、道路改築のほか、交通安全対策などが実施されたところであります。

次に、28ページを御覧ください。

「公共道路新設改良」であります。この事業は、主に国の補助金や交付金を活用して、国道や県道の改良を行う事業であります。

主な実績内容等の欄を御覧ください。道路改築の状況でございますが、一般国道では、国道327号ほか７路線22工区の整備を行い、1,180メートルの供用を開始し、また、地方道では、宮崎西環状線ほか44路線66工区の整備を行い、5,660メートルの供用を開始したところであります。

次に、30ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等であります。

①にありますように、国の直轄事業におきましては、国道10号などのバイパス整備や防災対策事業等が進められたところでありまして、令和５年６月には、国道10号の門川町～日向市の拡幅事業が完了したところであります。

また、②にありますように、宮崎市中心部の渋滞緩和や物流の効率化を図るため、県道宮崎西環状線、古城工区などの整備を進めるとともに、③にありますように、中山間地域等の産業、生活、医療を支援するため、国道327号佐土の谷工区などの整備を進めてきたところであり、令和５年12月には、椎葉村の国道327号佐渡の谷大橋が供用を開始したところであります。

Ⅱの今後の方向性の欄を御覧ください。

本県の道路改良率は70.8%にとどまっており、さらなる整備を図る必要があると考えております。

今後も必要な予算の確保に努め、整備を推進し、地域の交流・連携、災害発生時の応急復旧活動等を支える道路ネットワークの構築に取り組んでまいります。

最後に、監査結果報告書指摘事項等について御説明いたします。

110ページを御覧ください。

（１）収入事務の指摘事項についてであります。

道路事業受託料について、調定の時期を誤っているものが見受けられたとの指摘でございます。

改善につきましては、収入事務に関する規定の再確認を行うとともに、担当職員が会計事務研修を受講するなど、組織内の体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

また、決算意見審査書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○椎葉道路保全課長　委員会資料の33ページを御覧ください。

ページの一番下の段、道路保全課計に記載しておりますとおり、令和５年度の決算額は、予算額が253億3,323万3,000円に対しまして、支出済額が178億967万1,260円、明許繰越額が75億1,389万292円、不用額が967万1,448円で、執行率は70.3%、翌年度への繰越額を含めますと、99.9%となっております。

次に、不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

２ページお戻りいただきまして、31ページを御覧ください。

上から３段目の（目）道路橋梁総務費でございます。不用額が914万7,184円となっておりますが、これは主に、道路台帳修正業務に要する経費等の執行残によるものであります。

32ページを御覧ください。

上から２段目の（目）道路維持費でございます。執行率が69.2％となっておりますが、翌年度への繰越しによるものであります。

33ページを御覧ください。

中ほどの（目）橋梁維持費でございます。執行率が78.7％となっておりますが、これも翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

資料の34ページを御覧ください。

（１）の快適で人にやさしい生活・空間づくりについてであります。

表の「沿道修景美化推進対策」でありますが、これは、空港、港湾、駅などの主要な交通の玄関口と、県内の主要な観光地などを結ぶ路線である沿道修景美化推進路線等において、花の植栽や除草等を行ったところであります。

35ページを御覧ください。

表の「「美しいみやざきの道」県民ボランティア支援」でありますが、これは、地域住民等が行う道路美化や草刈り活動に対しまして、活動用具や活動奨励金の支給を行ったところであります。

36ページを御覧ください。

Ｉの施策の成果等でありますが、①にありますように、沿道修景美化推進路線への重点的な植栽等の実施により沿道の修景美化を図ったところでありまして、引き続き効率的な沿道修景美化に取り組んでまいります。

②の地域住民等が行う道路愛護活動につきましては、延べ参加人数が６万4,900人余となり、また、「クリーンロードみやざき推進事業」による協定締結団体数は、目標に対して順調に増加しているところであります。

37ページを御覧ください。

（１）の災害に強い県土づくりについてでありますが、引き続き38ページを御覧ください。

表の「公共道路維持」でありますが、この事業は、国の補助金や交付金で実施する事業であり、橋梁補修をはじめ、のり面の防災対策や舗装補修などを行ったところであります。

40ページを御覧ください。

Ｉの施策の成果等でありますが、主に国庫補助事業等で実施している緊急輸送道路の防災対策や、橋梁の老朽化対策については、目標達成に向けて順調に進展しているところであります。

また、日常的な道路の管理につきましては、道路パトロール等により不具合を把握し、速やかに補修をするなど、適正な維持管理を図ったところであります。

今後も引き続き、必要な予算の確保に努め、効果的な事業執行を行うことで、防災対策や適正な維持管理を進めてまいります。

41ページを御覧ください。

（２）の交通事故のない社会づくりについてであります。

表の「公共道路維持」でありますが、この事業は、国の補助金や交付金で実施する事業であり、歩道などの交通安全施設の整備を行ったところであります。

42ページを御覧ください。

表の「人にやさしい沿道環境整備」でありますが、区画線や防護柵の整備など安全対策を行ったところであります。

43ページを御覧ください。

Ｉの施策の成果等でありますが、交通安全施設の整備につきましては、通学路交通安全プロ

グラムを中心に整備を進めており、歩道整備などの安全・安心な歩行空間の確保を行ったところであります。

今後も引き続き、道路管理者、警察、教育委員会等と連携し、交通安全対策の充実を図ってまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○栗山高速道対策局長　決算特別委員会資料の106ページを御覧ください。

一番下にございます高速道対策局の計の欄を御覧ください。

当局の令和５年度の決算額につきましては、予算額35億7,809万8,000円、支出済額35億7,651万2,247円、不用額につきましては158万5,753円、執行率は99.9％となってございます。

（目）の執行率が90％未満のものはございません。

執行残が100万円以上のものにつきまして御説明を申し上げます。

こちらの表の３段目、（目）道路橋梁総務費でございますが、不用額が158万5,753円となってございます。こちらは主に、高速道路のＰＲに関しますパンフレットの作成や業務委託におきまして、執行残が生じたものでございます。

次に、主要施策の成果につきまして御説明いたします。

資料の107ページを御覧ください。

（１）広域交通・物流ネットワークの整備・充実についてでございます。

中段にございます表の施策推進のための主な事業及び実績についてでございます。

まず、１段目の「高速道路網整備促進」につきましては、各種大会の開催等や国及び関係機関への要望活動などに関する費用になっております。令和５年度実績ですが、各種大会などが18回、要望活動などが12回となってございます。

また、五ヶ瀬高千穂道路に関する用地国債を活用した用地先行取得分の繰出金を、公共用地取得事業特別会計へ支出しております。

次に、１枚めくりまして、108ページを御覧ください。

「高速自動車国道等直轄事業負担金」につきましては、新直轄方式で整備されている「清武南～日南北郷」間及び、直轄方式で整備されています日南・志布志道路などの５区間、計６区間の整備に係ります県の負担金となっております。

次に、施策の成果などにつきまして御説明いたします。

資料の109ページを御覧ください。

上段の表の②にございますように、東九州自動車道につきましては、県南区間の事業推進のほか、「高鍋～西都」間の４車線化事業の着工など、また、九州中央自動車道におきましては、蘇陽五ヶ瀬道路の着工のほか、※計画段階評価の一部１区間着工など事業が進捗してございます。

今後とも沿線の自治体、また民間団体などとさらなる連携を図りながら、高速道路ネットワークの一日も早い全線開通及び暫定２車線区間の４車線化に向けまして、引き続き建設促進大会の開催や、国への要望活動などに力を入れて取り組んでまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

※36ページに訂正発言あり

○山下主査　それでは、執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について、質疑はございませんでしょうか。

○栗山高速道対策局長　失礼しました。一部訂正をさせていただきます。今回、令和５年度の報告になってございますが、先ほど、九州中央自動車道の計画段階評価と申し上げましたが、あれは令和６年度に入ってからでございますので、年度が１年ずれてございました。失礼いたしました。

○安田委員　資料21ページの盛土規制法に基づく基礎調査ですが、県土整備部が把握する盛土と、農政水産部が把握する盛土があると思うんですけれども、県土整備部が把握している調査ではどのような結果が出たのか、また、今後はどのようにしていくのかお伺いします。

○植村技術企画課長　既存盛土の把握につきましては、昨年度、公共三部で負担金を頂きまして――農政水産部と環境森林部から負担金を頂きまして、県土整備部で一括して調査をしておりまして、各部の所管する場所とか、そういうことではなくて、全県的に既存盛土の箇所数と場所を把握しております。

○安田委員　全県の盛土の箇所数と、危険と思われる盛土の箇所数が分かれば教えていただきたいと思います。

○植村技術企画課長　既存盛土の箇所につきましては、約6,200か所でございます。危険度につきましては現在調査中でございまして、要対策、経過観察、対策不要という形で分類しようということで、今年度から着手しております。

○安田委員　約6,200か所といったら相当な数でありますので、県も把握しながら、安心な盛土というか、今後対策を取っていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○日高委員　資料12ページについて、「未来へつなぐ建設産業担い手確保・育成支援」ということですけれども、自然災害が頻発化・激甚化する中、県民の安心・安全を守る上で、建設業者をしっかり守らなければ、育成支援ができないと思っています。高校生を対象とした現場見学会、就業体験の実施とありますけれども、この13校で学生が何名参加したか分かりますでしょうか。

○鬼塚管理課長　延べ13校でございまして、延べ552名に参加していただいております。

○日高委員　先日、幼稚園の経営者の方が11名集まって、保育士が足りないという話の中で、一つの幼稚園だけは、「うちは十分足りています」と言っていました。なぜかというと、近所の中学生・高校生が体験に来ていただいて、その子たちが必ず受けてくれるという話をされていたんですね。だから、逆に落とすほうが大変なんですという話をされていたんですけれども、この体験は本当に大事なことだと思っておりまして、中学生のうちから、体験してみる価値があるとは思うんですが、そういう取組はあるんでしょうか。

○鬼塚管理課長　今おっしゃった就業体験は、高校生をメインに県内就職というところを目指しておりまして、高校生を対象にやっているところでございます。

例えば、現場見学会だと、中学生を対象としたところもあると思います。これ以外でも様々やっておりまして、中学生に建設業の現場を知っていただく、先輩からお話を聞いていただくということで、出前講座は中学生にも参加してい

ただいておりますので、対象を高校生から広げている事業がございます。

○日髙委員　災害に対応できなくなる地域が出てくると、本当に大変な状況になると思いますので、ぜひこの取組をしっかりと行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○松本委員　関連で、実績内容の中に採用力向上セミナー開催というのがありますが、詳しく教えていただけないでしょうか。

○鬼塚管理課長　これは、建設業者の採用力を伸ばしていただきたいということで、専門の講師を派遣いたしまして、建設業者の採用活動のノウハウの提供とか、面接力の向上といったセミナーを開催いたしまして、より多くの学生に就職していただく力に資するために、実施しているものでございます。

○松本委員　セミナーは、これまで何年間か実施されているんですかね。

○鬼塚管理課長　これは年１回開催しておりまして、そのときに企業が14企業、社員の方が18名参加していただいている事業になります。

○松本委員　令和５年度だけでなくて、過去にもございますか。

○鬼塚管理課長　この事業は令和４年度から実施しており、引き続き継続してやっているということでございます。

○松本委員　それでは、採用の向上という点で見られた成果がございましたらお聞かせください。

○鬼塚管理課長　数字のほうは把握していないんですけれども、受講された事業者の方々からは、非常に勉強になったという声が聞かれておりますので、実のある事業と考えております。

○松本委員　引き続きよろしくお願いいたします。

○山下主査　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査　それでは以上をもって、管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を終了いたします。

執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時44分再開

○山下主査　分科会を再開いたします。

これより、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を行います。

令和５年度の決算について、各課の説明を求めます。

○和田河川課長　委員会資料の48ページを御覧ください。

一番下の段、河川課計でありますが、当課の令和５年度決算額は、予算額496億1,014万9,595円に対しまして、支出済額268億1,076万5,036円、明許繰越額192億6,521万3,000円、事故繰越額14億7,110万4,861円、不用額20億6,306万6,698円で執行率54％、翌年度への繰越額を含めますと95.8％となります。

ページを戻りまして、44ページを御覧ください。

３段目の（目）河川総務費でありますが、不用額が3,829万8,952円、執行率は53.9％となっております。

不用額は、主に河川施設の維持・管理費の確定に伴うもので、執行率は翌年度への繰越しによるものであります。

次に、45ページを御覧ください。

３段目の（目）河川改良費でありますが、不

用額が4,347万7,702円、執行率は59.2％となっております。

不用額は、主に公共災害関連河川等事業費の確定に伴うもので、執行率は翌年度への繰越しによるものであります。

次に、46ページを御覧ください。

５段目の（目）海岸保全費でありますが、不用額が２億1,311万8,925円、執行率は22.1％となっております。

不用額は、主に海岸保全事業費の確定に伴うもので、執行率は翌年度への繰越し及び不用額によるものであります。

下から５段目の（目）水防費でありますが、不用額が308万7,480円、執行率は68.5％となっております。

不用額は、主にダム管理費の事業費確定に伴うもので、執行率は翌年度への繰越しによるものであります。

次に、47ページを御覧ください。

下から３段目の（目）土木災害復旧費でありますが、不用額が17億6,508万933円、執行率は47.1％となっております。

不用額は、主に災害復旧事業費の確定に伴うもので、執行率は翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

49ページを御覧ください。

（１）良好な自然環境・生活環境の保全についてであります。

主な事業について説明いたします。

50ページを御覧ください。

「河川パートナーシップ」であります。

これは、自治会等が実施する河川の草刈り等に対して報奨金を支給するものであり、良好な河川環境や景観の保全等を図ることを目的としております。

51ページを御覧ください。

上段のⅠ、施策の成果等であります。

②にありますとおり、河川パートナーシップ事業への参加団体数につきましては、平年並みの759団体となっており、官民の協働による河川の管理や環境の保全が図られております。

次に、中段のⅡ、今後の方向性であります。

②にありますとおり、今後も、河川や周辺環境を安定的に良好な状態に保ち、治水安全度や官民の信頼・協力関係の維持・向上を図っていくため、引き続きパートナーシップ事業の推進に取り組んでまいります。

52ページを御覧ください。

（１）災害に強い県土づくりについてであります。

主な事業について御説明いたします。

下の表を御覧ください。

「公共河川」であります。

これは、浸水被害を受けた箇所の河川改修工事等を行うものであり、広渡川ほか28河川におきまして、河道掘削のほか堤防や護岸の整備などを行っております。

次に、53ページを御覧ください。

下段の「県単河川改良」であります。

これは、大谷川ほか77河川におきまして、河道掘削のほか堤防や護岸の整備などを行っております。

次に、55ページを御覧ください。

上段の「公共土木災害復旧」であります。

これは、令和５年に発生した国道265号など道路、河川及び砂防施設等124か所の災害復旧を

行っております。

また、下段の「ダム施設整備」でありますが、松尾ダムほか９ダムにおきましてダム放流設備等の改良などを行っております。

次に、57ページを御覧ください。

上段のⅠ、施策の成果等であります。

まず、①でありますが、令和５年度は、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」予算の活用により、洪水に対する安全性の向上が図られたところであります。

また、②でありますが、令和５年に発生した施設災害の復旧事業のうち、令和５年度予算で施行する箇所については49%に着手し、9.4%の復旧が完了しております。

次に、下段のⅡ、今後の方向性であります。

まず、①でありますが、令和５年度末の河川整備率は50.3%といまだ低い水準にありますことから、今後とも、より一層重点的に河川改修を推進していく必要があります。

また、②でありますが、本県は、洪水・地震・津波など自然災害のリスクが高いことから、県土の強靭化を着実に推進していく必要があります。

今後も引き続き、必要な予算の確保に努めるとともに、効果的な事業執行を行い、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進してまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○小倉砂防課長　決算特別委員会資料59ページを御覧ください。

一番下の段、砂防課計でありますが、当課の令和５年度決算額は、予算額164億2,644万9,487円、支出済額95億6,095万9,577円、明許繰越額61億2,207万円、事故繰越額７億3,444万3,401円、不用額897万6,509円、執行率58.2%で、翌年度への繰越額を含めますと、執行率は99.9%となっております。

１ページ戻っていただきまして、58ページを御覧ください。

ページの中ほどの（目）砂防費でありますが、不用額は897万6,509円で、執行率は58.1%となっております。

不用額は、主に公共砂防事業費の入札執行残でありまして、執行率は翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

資料の60ページを御覧ください。

（１）災害に強い県土づくりでありますが、主な事業について御説明いたします。

下の表を御覧ください。

まず、「通常砂防」であります。

五ヶ瀬町の内の口川ほか86渓流において、堰堤工等を実施しております。

61ページを御覧ください。

下段の「地すべり対策」であります。

椎葉村の大藪２地区ほか４地区において、地滑り解析や地滑り観測等を実施しております。

62ページを御覧ください。

下段の「急傾斜地崩壊対策」であります。

宮崎市の芳士元村地区ほか61地区において、擁壁工やのり面工を実施しております。

63ページを御覧ください。

上段の「総合流域防災」であります。

これは、流域一体となった総合的な防災対策を進める事業であります。

基礎調査として、土砂災害警戒区域等の指定関連の調査を県内一円で実施しております。

65ページを御覧ください。

上段の「県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策」であります。

これは、市町村が実施する工事等に対する、県からの補助金であります。

延岡市の小野第３地区ほか18地区において、擁壁工やのり面工を実施しております。

66ページを御覧ください。

上段のⅠ、施策の成果等についてであります。

まず、①土砂災害危険箇所の整備につきましては、令和５年度は、土石流対策として２渓流、地滑り対策として１か所、急傾斜地崩壊対策として13か所の工事を完成させ、土砂災害に対する安全性の向上を図ったところであります。

次に、②令和５年度の啓発活動につきましては、小中学生を対象とした土砂災害防止教室や、地域住民を対象とした土砂災害防止講座を開催し、土砂災害防止に関する県民意識の向上を図ったところであります。

続きましてⅡ、今後の方向性でありますが、①に記載のありますとおり、土砂災害危険箇所の令和５年度末の整備率は31％と依然として低い状況にあることから、今後とも、安全で安心な県土づくりを目指し、土砂災害危険箇所の整備を進めるとともに、②に記載のありますとおり、警戒避難体制の整備や防災情報の提供に取り組むなど、ハード・ソフト両面から総合的な土砂災害防止対策を推進してまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○岩切港湾課長　港湾課には、一般会計と特別会計がございますが、まず、一般会計から御説明いたします。

委員会資料の71ページを御覧ください。

一番下の段、一般会計の計の欄であります。

令和５年度決算額は、予算額115億5,473万7,196円、支出済額75億8,850万9,624円、明許繰越額30億1,763万7,000円、不用額９億4,859万572円、執行率65.7％、翌年度繰越額を含めますと91.8％となります。

68ページにお戻りください。

上段の（目）土木総務費でありますが、不用額が1,032万8,560円となっております。

これは、主に空港整備直轄事業負担金が確定したことによる負担金の執行残であります。

次に、下から２段目の（目）海岸保全費でありますが、不用額が１億1,389万5,480円となっております。

これは、「大規模漂着流木等処理対策事業」において、令和５年度の台風第６号による美々津港などの事業費が確定したことに伴う執行残であります。

また、執行率が44.2％となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

次に、69ページを御覧ください。

中段の（目）港湾管理費でありますが、不用額が1,664万6,201円となっております。

これは、主に港湾海岸維持管理事業において、事業費が確定したことに伴う執行残であります。

また、執行率が88.8％となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

次に、70ページを御覧ください。

中段の（目）港湾建設費でありますが、不用額が2,000万円となっております。

これは、細島港16号岸壁工事に係る事業費確定に伴う、工事請負費の執行残であります。

また、執行率が62.5％となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

次に、71ページを御覧ください。

中段の（目）港湾災害復旧費でありますが、不用額が７億8,772万331円、執行率が48.8％となっております。

これは、美々津港に係る「港湾災害復旧事業」において、事業費が確定したことに伴うものであります。

次に、73ページを御覧ください。

港湾整備事業特別会計の決算についてであります。

一番下から２段目の段、特別会計の計の欄であります。

令和５年度決算額は、予算額19億4,602万6,000円、支出済額11億2,926万328円、明許繰越額８億723万5,000円、不用額953万672円、執行率※58.8％、翌年度繰越額を含めますと99.5％となります。

72ページにお戻りください。

上から３段目の（目）港湾管理費でありますが、不用額が724万7,966円となっております。

執行率が77.3％となっておりますが、これは主に翌年度への繰越しによるものであります。

次に、下から３段目の（目）港湾建設費でありますが、執行率が43％となっております。これは翌年度への繰越しによるものであります。

次に、73ページを御覧ください。

下段の（目）予備費であります。

予備費は、年度途中において、不測の事態により、予定外の支出の必要が生じた場合等に対処する経費でありますが、全額の200万円が不用額となっております。

次に、一番下の段、港湾課計の欄を御覧ください。

当課の一般会計と特別会計を合わせました令和５年度決算額は、予算額135億76万3,196円、支出済額87億1,776万9,952円、明許繰越額38億2,487万2,000円、不用額９億5,812万1,244円、執行率64.6％、翌年度繰越額を含みますと92.9％となります。

次に、74ページを御覧ください。

港湾整備事業特別会計の歳入について御説明いたします。

一番下の段の歳入合計ですが、予算現額19億4,602万6,000円に対しまして、２列右横になりますが、収入済額が12億5,846万6,950円となっております。

次に、主要施策の主なものについて御説明いたします。

75ページを御覧ください。

（１）の広域交通・物流ネットワークの整備・充実についてであります。

主な事業及び実績でありますが、「港湾改修」は、細島港におきまして、増加する原木輸出に対応するために、水深10メートルの16号岸壁の整備を進めております。

宮崎港では、マリーナ航路等の砂の堆積対策として、防砂堤工事を進めております。

油津港では、港内の静穏度を確保するため、西沖防波堤の延伸工事を進めております。

76ページを御覧ください。

一番上の「統合補助」は、宮崎港ほか３港において防砂堤の延伸工事等を行ったものであります。

※46ページに訂正発言あり

次に、77ページを御覧ください。

「ポートセールス推進」であります。

ポートセールスにつきましては、港湾セミナーを、県内で１回、県外で２回開催し、新規・増加貨物の掘り起こしや港湾関連企業のマッチングの機会づくりを積極的に行ったものであります。

次に、79ページを御覧ください。

中ほどの施策の成果等についてであります。

細島港では、原木輸出に対応する水深10メートルの岸壁工事の進捗が図られました。

宮崎港におきましては、臨海公園につながる緑地連絡橋の令和６年度中の完成に向けて進捗が図られました。

次に、下段の今後の方向性についてであります。

３つの重要港湾へ重点的に投資を行い、利便性及び安全性の向上を図るとともに、老朽化対策も計画的に推進していきます。

細島港では、原木輸出の増加に対応する16号岸壁の令和６年度中の完成に向けて工事を進めてまいります。

宮崎港では、マリーナなどの航路における砂の堆積対策として、防砂堤工事を進めてまいります。

油津港では、船舶の大型化に対応する第10岸壁延伸工事を推進してまいります。

また、関係する自治体や団体と連携し、引き続きポートセールスを推進してまいります。

主要施策の成果については、以上であります。

次に、監査結果報告についてであります。

委員会資料の110ページを御覧ください。

（３）契約事務の指摘事項についてであります。

油津港湾事務所におきまして、油津港東地区第９・10ふ頭出入管理保安業務委託について、財務規則の免除規定を満たしていないにもかかわらず、契約保証金を免除していたとの指摘でございます。

これは、契約相手方から提出された書類の一部が、合格通知等の実績に該当するものと誤解して、契約保証金を免除していたものであります。

今後は、所属職員の研修受講や所属内におけるチェックの徹底など、再発防止に努めてまいります。

次に、ファイルを変えますけれども、令和５年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書スライドの55枚目、47ページを御覧ください。

（13）の港湾整備事業特別会計について、ページ一番下の意見・留意事項等にありますとおり、借入金の推移など財政状況に留意しながら、引き続き計画的な施設整備と効率的な運営が望まれるとの意見がありました。

港湾整備事業特別会計につきましては、港湾機能の充実強化を図ってきたところでありますが、今後とも、使用料収入の確保と経費の節減を図り、健全な運営に努めてまいります。

○松田都市計画課長　決算特別委員会資料の82ページを御覧ください。

表の一番下の段、都市計画課計の欄でございますが、当課の令和５年度決算額は、予算額47億7,386万8,000円に対しまして、支出済額29億4,899万5,854円、明許繰越額18億1,984万円、不用額503万2,146円となっておりまして、執行率は61.8％となります。

また、翌年度への繰越額を含めますと、99.9％となっております。

80ページにお戻りください。

上から３段目、(目) 都市計画総務費であります。

不用額が299万9,516円となっておりますが、これは、主に都市計画に関する基礎調査実施事業費の確定に伴う執行残であります。

また、執行率85.3%となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

81ページを御覧ください。

一番上の段、(目) 街路事業費であります。

執行率56%につきましては、翌年度への繰越しによるものであります。

82ページを御覧ください。

一番上の段の (目) 公園費であります。

不用額が203万2,630円となっておりますが、こちらは、主に都市公園整備事業費の確定に伴う執行残であります。

また、執行率63.5%となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

83ページを御覧ください。

まず、(１) 快適で人にやさしい生活・空間づくりについてであります。

主な事業について説明いたします。

84ページを御覧ください。

表の中段、改善事業「みんなで取り組む「美しい宮崎づくり」推進」でありますが、これは、景観形成活動に取り組む団体に対しまして、市町村と連携し、活動に要する経費の一部を支援したものなどであります。

次に、85ページを御覧ください。

「県単都市公園整備」でありますが、これは、ひなた宮崎県総合運動公園ほか５公園で施設の改修工事等を行ったものであります。

86ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等であります。

②にありますように、美しい宮崎づくりにつきましては、景観学習を受けた生徒の意識向上率が約94%となるなど、将来の担い手確保に向けた意識醸成が図られました。

また、③ひなた宮崎県総合運動公園につきましては、各施設の老朽化対策を実施することで、利用者の利便性や快適性が確保されました。

Ⅱの今後の方向性につきましては、②にありますように、美しい宮崎づくりにつきましては、連携・協働による植栽活動のモデルづくりなどを通じ、愛着と誇りを持てる「美しい宮崎」の創造と継承を図ってまいります。

また、③ひなた宮崎県総合運動公園につきましては、無線放送設備の改修など、ソフト対策を充実させることで、利用者の安全・安心の確保に努めてまいります。

続きまして、87ページを御覧ください。

(２) 持続可能な地域交通網の構築についてであります。

ページ中ほどの「公共街路」でありますが、これは、延岡市の安賀多通線ほか７路線で、街路の整備を行ったものであります。

89ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等でありますが、環状道路や、駅及びバスターミナルへのアクセス道路の整備、通学路における交通安全の確保などを進めたところであります。

Ⅱの今後の方向性につきましては、未整備の区間において、都市部における安全で円滑な交通を確保するとともに、安心で快適な都市空間の整備に取り組んでまいります。

次に、90ページを御覧ください。

（１）災害に強い県土づくりについてであります。

ページ中ほどの「公共都市公園」につきましては、ひなた宮崎県総合運動公園における、武道館照明改修工事や園路舗装打替工事などを行ったところであります。

91ページを御覧ください。

「「津波防災地域づくり」推進」でありますが、本県の津波浸水想定に基づき、津波災害警戒区域の指定に必要な公示図書の素案作成を行ったものであります。

92ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等でありますが、①にありますように、「スポーツランドみやざき」の主要施設である武道館やひむかスタジアムの老朽化対策を実施したことにより、施設利用者の利便性・快適性が向上しました。

また、②にありますように、津波災害警戒区域の指定に必要な津波災害警戒区域図などの素案を県内10市町において作成しました。

Ⅱの今後の方向性につきましては、①にありますように、スポーツ施設の老朽化対策の改修を進めることで、施設利用者の利便性・快適性の向上に取り組んでまいります。

また、②にありますように、津波災害警戒区域の図書素案の修正を行い、津波による人的被害を防止するため、警戒避難体制を特に整備すべき区域として津波災害警戒区域を指定してまいります。

最後に、監査結果報告書及び監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○松田建築住宅課長　96ページを御覧ください。

表の一番下の段、建築住宅課の計でございますが、令和５年度決算額は、予算額が29億9,885万2,000円、支出済額が26億3,881万6,407円、翌年度への繰越額が３億4,638万1,000円、不用額が1,365万4,593円、執行率が88％で、翌年度への繰越額を含めますと、99.5％となっております。

続きまして、資料93ページを御覧ください。

表の中ほど、(目) 建築指導費ですが、不用額が201万7,634円となっております。これは主に、旅費、需要費等の事務費節減によるものでございます。

次に、94ページを御覧ください。

表の中ほど、(目) 住宅管理費でございます。

不用額が1,072万6,550円となっております。

これは主に、業務委託の執行残や旅費、需要費等の事務費節減によるものでございます。

次に、95ページを御覧ください。

表の中ほど、(目) 住宅建設費でございますが、執行率が86.9％となっております。

これは、翌年度への繰越しによるものであります。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

97ページを御覧ください。

（１）快適で人にやさしい生活・空間づくりであります。

主なものといたしまして、次の98ページを御覧ください。

表の一番上の「公共県営住宅建設」ですが、下の主な実績内容等の欄を御覧ください。

右側の「住宅整備事業」では、令和５年度に、宮崎市の出来島団地１号棟27戸が完成しました。

その下に、「環境整備事業」では、宮崎市の神

宮駅東団地の外壁改修工事１棟、高千穂町の西町団地等のエレベーター改修工事２棟、都城市の一万城北団地等の給湯設備改善工事８棟、延岡市の浜町団地等の高齢者対応改善工事４戸のほか、エレベーター設置工事等を実施しました。

次に、99ページを御覧ください。

表のⅠ施策の成果等であります。

②の県営住宅につきましては、建て替えのほか、住戸内の床段差の解消や手すり設置による高齢者向けの住戸の整備、エレベーターの設置など、入居者の利便性の向上を図ったところでございます。

Ⅱの今後の方向性であります。

②の県営住宅につきまして、昭和50年代前半までに建設された多数の県営住宅が建て替え時期を迎えており、計画的な整備に取り組んでまいります。

次に、100ページを御覧ください。

（１）災害に強い県土づくりであります。

表の中ほど、「被災建築物・宅地応急危険度判定体制強化」ですが、下の主な実績内容等の欄を御覧ください。

被災建築物応急危険度判定士の養成講習会を３回、判定士実施訓練を１回実施いたしました。

次に、101ページを御覧ください。

表の一番上、「木造建築物等地震対策加速化支援」ですが、耐震化が必要な木造住宅等の所有者に対しまして、国、県、市町村が耐震化の費用の一部を支援する事業であります。

下の主な実績内容等の欄を御覧ください。

令和５年度では、アドバイザー派遣58件、耐震診断209戸、耐震改修66戸、ブロック塀等除去93戸について支援を行いました。

次に、103ページを御覧ください。

表のⅠ、施策の成果等であります。

②の木造住宅の耐震化の実績につきましては、物価高騰等の影響により耐震改修件数が前年度比0.7倍に減少したものの、耐震診断件数は前年度と同様の高水準を維持しております。

また、住宅の耐震化につきまして、様々な媒体を活用した啓発及び専用相談窓口の設置を行いました。

Ⅱの今後の方向性でありますが、②につきまして、木造住宅の耐震改修に対する所有者の負担軽減を図るため、耐震化に取り組む業者の確保や改修費用のローコスト化を図るための取組をさらに加速し、建築物の耐震化等に積極的に取り組んでまいります。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○下温湯営繕課長　委員会資料の105ページを御覧ください。

一番下の段、営繕課の計でありますが、令和５年度の決算額は、予算額が３億1,257万5,000円、支出済額が３億1,177万8,678円、不用額が79万6,322円であり、執行率は99.7％となっております。

（目）の不用額が100万円以上及び執行率が90％未満のものはございません。

次に、主要施策の成果でありますが、該当はございません。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○岩切港湾課長　委員会資料の73ページをお願

いいたします。

先ほど港湾課の港湾整備事業特別会計の決算についての御報告さしあげたところですけれども、下から２段目の特別会計の計の欄の執行率を58.8％と説明申し上げましたが、正しくは資料のとおり58.0％でございます。失礼いたしました。

○山下主査　執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について、御質疑はありませんでしょうか。

○渡辺委員　宮崎県では、特に海岸線が長いわけですけれども、河川、港湾、道路も含めてメンテナンスを続けていくのは大変だと思います。一方で、自然が多いということは、結局、ある意味、観光資源としても有効なわけでして、例えば、諸塚村のヒルクライム――ひむかラリーとしてスタートしていますけれども、かなり好評だと聞いています。ほかにも適地はいっぱいあるわけです。綾町などの山あいにもとても適した場所があるので、そういうのをどんどん広げていったら観光客もどんどん増えてくると考えています。道路を使ってそういう観光イベントを行うほか、港湾のヨットとかマリーナとかは十分今のままでも使えるんですけれども、河川は舗装をしていない部分が非常に多い。そういう自然環境を使って競技をするモータースポーツなんかはたくさんあるわけです。ヒルクライムは道路をそのまま使えばいいわけなので、警察を含めた許認可のほうが課題になると思いますが、河川を使ったそういうスポーツを進めていくことについて――これは商工観光労働部と重複する部分が多いと思うんですけれども、県土整備部としての御意見なり可能性を含めて、どのように捉えていらっしゃるかお伺いします。

○和田河川課長　河川空間を活用したモータースポーツの可能性についての御質問かと思います。

河川におきましては、これまでスポーツといいますと、カヌーですとか、そういったものを使って活動されるＮＰＯ法人等に対しまして支援を行ってきたところでありまして、確かに御指摘のとおり、モータースポーツとの関連が、これまでなかったと感じているところです。私自身が、モータースポーツを行う際にどういった条件が必要なのかということを詳しく存じ上げておりませんけれども、例えば、全くの平地ではあまり面白くないとか、少し起伏があったほうがいいとかになりますと、洪水を安全に流すときには起伏があると支障になったりしますので、どういった条件が必要かを研究していく必要があると感じているところです。

○渡辺委員　おっしゃるとおり、平地で走るだけだと全く面白くなくて、例えば、モトクロスをやるのであれば、非常に傾斜をつけたものを造ったりして、場合によっては川と川の間を飛び越えていくようなことも考えれば、かなり集客力の高いイベントになり得ると思います。先ほども言いましたけれども、商工観光労働部とのタイアップでないと、県土整備部だけでは進められないと思いますけれども、今言われたように河川空間を集客が可能となるようなスポーツに使う可能性があるということであれば、ほかの関係する部局にもお話ししてみて、提案などを進めていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

○和田河川課長　貴重な御意見をありがとうございます。確かに完全に固定してしまうといいますか、形が決まってしまうような施設を河川

敷に増築してしまうと、水位が上がったときに支障が生じたりしますが、撤去可能なもの等でありましたら占用許可等も可能ではないかと考えておりますので、また御相談なりいただければ、商工観光労働部のほうとも連携して取り組んでいきたいと考えております。

○安田委員　資料50ページの河川パートナーシップ事業についてです。

今年度から予算も少し上げていただきまして、ありがとうございます。いろんな事業をされている方から、「すごくよかった」という喜びの声を聞いているところであります。

その反面、パートナーシップ事業をもうやっていけないという団体も出てきていますし、このパートナーシップを進めても、お金をもらっても、もう草刈りができるような年代ではないという方も出てきています。新たな局面に来ていると思っているんですけれども、県は今後パートナーシップ事業をしなかった場合、どのように考えているのでしょうか。

○和田河川課長　パートナーシップの担い手である、地域の御協力が減ってきた場合、どうするのかといった御質問かと思います。

御指摘のとおり、昨年度のパートナーシップで協力いただいている団体は、資料51ページの下の表にございますとおり、759団体となっておりまして、今のところ何とか現状維持できていると考えておりますが、今後、高齢化・人口減少が急速に進んでいくと、とてもこの数が維持できるとは考えておりませんので、何らかの対策を取っていく必要があると考えております。

これまで草刈りといいますと肩かけして自分で機械を持ちながらする草刈りがメインだったんですが、昨年度は、人が乗れる自走式の草刈り機ですとか、傾斜があり危ない堤防ののり面でもハンドルを伸ばして草を刈れる草刈り機を県内合計16台導入していまして、パートナー協力団体の負担軽減を図っているところであります。

今後もさらに、例えばリモコンでできる草刈り機の導入も検討しているところなんですが、高齢化がますます進み、それすら厳しい状況になりますと、正直厳しいところがあると思っております。通常の業者に発注する除草業務だと、適正な利益を確保していただかないといけませんので単価が数倍かかってしまいます。そういった状態になるとかなりの予算増になってしまいますので、何とか担い手の方たちの御意見を聴きながら、できるだけ末永く御協力いただけるとありがたいと考えているところです。

○安田委員　ありがとうございます。大変感謝しているところなんですけれども、できないと言われたところから、どこか団体とか、業者とか、シルバー人材センターとかを紹介してくださいという話をされて、いろいろなところに紹介しに行ったんですけれども、最初にこの金額じゃできないと言われたので、できるだけこのパートナーシップ事業を県内各地に広げてほしいというのが私の気持ちであります。ぜひリモコン式の機械を導入していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○松本委員　資料74ページの港湾整備の特別会計です。収入未済額が、使用料と諸収入でございますが、具体的なものと件数についてお示しいただきたいと思います。

○岩切港湾課長　収入未済額についての御質問です。

約262万円ですけれども、これは宮崎港のサン

マリーナに関するヨットやモーターボート等の未済額であります。これにつきましては、使用料に35万765円と記載しておりますけれども、これは令和５年度に発生した分の浮き桟橋使用料にかかる収入の未済額となっています。諸収入の226万9,510円については令和４年度までの浮き桟橋の使用料とボートヤード使用料です。この人たちについては、合計10名の方がいます。その方々に電話とか、督促状を送ったりとか、訪問などによって納付を依頼しておりますので、これを継続して催促を行っていきたいと考えております。

○松本委員　監査委員の宮崎県歳入歳出決算審査意見書の47ページでは、前年度の収入未済額に比較すると16万40円減となっていますので、この分は過年度分の収入があったということで理解してよろしかったのでしょうか。

○岩切港湾課長　失礼いたしました。宮崎県歳入歳出決算審査意見書47ページのイの16万円のお話ですね。収入未済額については足し合わせた金額ですので､令和４年度までの分を少し払っていただいた方と、令和５年度の分を払っていただいた方のプラスとマイナス全部を合わせた金額ということであります。

○今村副主査　資料101ページですが、耐震診断の件でお聞きします。今年、日向灘の地震がありまして、一度地震があったところは耐震が弱くなるという話も聞いているんですが、この耐震診断を受けた209戸――特に日南市・宮崎市に関してなんですが、もう一度耐震診断を受けることは可能なんでしょうか。

○松田建築住宅課長　一度診断を受けられたところにつきましては、再度受けることはできないと思います。ただ、何とか安くで耐震改修をしたいという方々がもしいらっしゃった場合は、別のメニューで詳細な診断を行う場合がございますので、そういう詳細なところを調査していく方法はございます。

○今村副主査　そういったものに関しての広報はあるんでしょうか。相談窓口で伝えられるんでしょうか。

○松田建築住宅課長　相談窓口でいろんな内容について御相談していただきますと、専門の方が対応しますので、しっかり受け答えしていただくようになっております。

○今村副主査　ぜひそういうものがあるということで何かしらの啓発、広報活動をしていただければありがたいなと思います。

○松田建築住宅課長　啓発事業ということで、今年度ずっといろんな媒体を使ってお知らせしていますし、相談窓口も専門化してより充実させておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○今村副主査　ありがとうございます。

○日髙委員　資料46ページをお願いします。

（目）海岸保全費ですが執行率が22.1％で、翌年度への繰越額を含めると38.3％なんですけれども、もう一度詳細をお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○和田河川課長　（目）海岸保全費の執行率が非常に低いという御指摘かと思います。

こちらは、海岸漂着した流木を除去するための費用として当初見込んでいたもので、環境省の補助事業を活用して実施する予定でいたんですが、環境省からの補助金が来なかったので私どもも非常に困っているところです。県単事業ですとか、地域のボランティアや流木を公募して必要な方に取りに来ていただくといった取組

をして、一定程度の除去は行っているところですが、まだ残っている海岸もある状況になっております。

○日髙委員　予算が来なかった部分は、県のほうで対応するという形になってくるんでしょうか。

○和田河川課長　そうです。これは令和５年度でしたので、令和６年度の予算等も活用して除去に努めているところであります。

○日髙委員　分かりました。

○山下主査　いいですか。ほかにありませんか。

○松田建築住宅課長　先ほどの耐震診断の２回目という話がございました。補助を活用する場合は一度だけになりますけれども、どうしても心配なのでもう一度同じような診断を受けたい場合は、もちろん自分の負担になりますが、相談窓口のほうに相談してもらえれば、専門家の方の派遣だったり、そういったところをあっせんされると思います。

○山下主査　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査　それでは、以上をもって河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を終了します。

引き続き総括質疑に入りますが、準備のため暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

○山下主査　それでは、分科会を再開いたします。

説明及び質疑が全て終了しましたので、総括質疑に移ります。

県土整備部の決算全般について、何か質疑はありませんでしょうか。

○日髙委員　海岸の保全についてなんですが、おととい海岸に行ってみたら、また台風でサンドパックがむき出しになっている状況で、230億円かけてこの状態だとなかなか難しい状況ではないかと感じたところです。トレーサー調査も結果が出ている中で、砂をどんどんトラックで運んで養浜しているけれども、結局台風が来るとまた元の状況に戻ってしまうんです。トレーサーの結果が出ている中で突堤とか、海岸に自然と砂が戻ってくる状況をつくるべきではないかと思っているんですけれども、そういう新たな取組とかは今計画されているんでしょうか。

○和田河川課長　宮崎海岸の浸食対策事業についての御質問かと思います。

宮崎海岸におきましては、御指摘がありましたとおり、平成20年度から事業に取り組んできておりまして、当初の計画では、突堤を３基設置すると計画していたんですが、今年度、事業の見直しを行いまして、追加して７基、短い突堤を施工する計画で、国から承認をいただいております。事業期間をさらに10年延伸すると伺っております。追加の突堤を施工する事業によって、浸食対策に資する事業になると考えておりますので、県といたしましても、国と連携して一緒に宮崎海岸の浸食対策に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○日髙委員　突堤も150メートルは厳しいという話なので、10年間延長ということは一年一年が大切になってくると思います。漁業組合とも話合いなどがありますので、ぜひしっかりと進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○松本委員　県土整備部全体の事業費を見せて

いただきますと、単年度で見ても繰越しの事業が多くなって、金額も大きくなっていると思いながら聞かせていただきました。内容としては、令和４年度からの繰越しもあるし、また来年度への繰越しもあると思いますが、県民の皆さんからすると、事業や災害復旧を早く行ってほしいというのが願いかと思います。大変大きな課題と思いますが、一方で、建設業者の皆さん方の御苦労とか、対応もあろうかと思います。そういった中で、これをより効率的に執行していただくためにも、予算を現年度で実行できるような体制が必要だと思います。災害が多く、非常に対応が難しいと思いますが、後継者不足とか、事業者への育成なども含めたところで、この事業の執行に当たってのお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○桑畑県土整備部長　ありがとうございます。

今の、御報告さしあげました決算の中では非常に繰越額が大きいということになっております。一つの原因としまして、国の予算が当初予算で配分されるものと国土強靱化の補正予算で配分されるものがございます。補正予算で配分されるものは年を越してからの配分になりますので、年度内に執行することは非常に難しい状況にございまして、この数年は国土強靱化の予算はほとんど繰り越している状況にございます。委員がおっしゃったように、予算をしっかり取って、早く工事あるいは対策を行って、県民の皆さんに還元するという考えは非常に重要だと思っておりますので、入札建設業者の手持ちの工事の状況等もしっかり意見交換しながら、計画的な執行に努めてまいりたい思っております。

○山下主査　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査　それでは、以上をもちまして県土整備部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

○山下主査　それでは、分科会を再開いたします。

まず採決の日時については、10月２日の午後１時からにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査　それでは、そのように決定いたします。

その他では何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査　それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。

午前11時54分散会

令和６年10月２日（水曜日）

午後１時16分再開

出席委員（８人）

主査	山下	寿
副主査	今村	光雄
委員	外山	衛
委員	日髙	陽一
委員	安田	厚生
委員	本田	利弘
委員	松本	哲也
委員	渡辺	正剛

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主査	岩下 恵美
総務課主任主事	徳永 采香

○山下主査　それでは、分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決の前に、議案につきまして、賛否も含めて御意見があればお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

午後１時16分休憩

午後１時16分再開

○山下主査　分科会を再開いたします。

それでは、議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査　それでは、議案第22号についてお諮りいたします。

原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査　異議がありませんので、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、主査報告の骨子（案）についてでありますが、主査報告の項目及び内容について、御意見はありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後１時16分休憩

午後１時16分再開

○山下主査　分科会を再開します。

それでは、主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査　それでは、そのようにいたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査　以上で、分科会を閉会いたします。

午後１時17分閉会

署　名

商工建設分科会主査　　山　下　　寿

令和６年９月定例会

環境農林水産分科会会議録

令和６年９月30日～10月２日

場　所　第４委員会室

令和６年９月30日（月曜日）

午後１時２分開会

会議に付託された議案等

○議案第22号　令和５年度宮崎県歳入歳出決算の認定について

出席委員（７人）

主　　査	内　田　理　佐
副　主　査	永　山　敏　郎
委　　員	中　野　一　則
委　　員	佐　藤　雅　洋
委　　員	荒　神　　稔
委　　員	工　藤　隆　久
委　　員	脇　谷　のりこ

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	長　倉　佐知子
環境森林部次長（総括）	田　代　暢　明
環境森林部次長（技術担当）	松　井　健太郎
環境森林課長	壱　岐　さおり
環境管理課長	落　合　克　紀
循環社会推進課長	長　友　和　也
自然環境課長	川　畑　昭　一
森林経営課長	松　永　雅　春
再造林推進室長	永　田　誠　朗
山村･木材振興課長	二　見　　茂
みやざきスギ活用推進室長	笹　山　寿　樹
工事検査監	宮　川　美　品
林業技術センター所長	池　田　孝　行
木材利用技術センター所長	上　野　清　文

事務局職員出席者

議事課主任主事	増　村　竜　史
議事課主任主事	青　野　奈　月

○内田主査　ただいまから、決算特別委員会環境農林水産分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

日程案のとおり御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方針についてであります。

審査方針につきましては、決算特別委員会において決定のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、先ほど開催されました主査会の協議内容について、御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。

分科会審査説明要領により行いますが、決算事項別の説明は（目）の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて、また、主要施策の成果は、主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましては、よろしくお願いいたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた場合、ほかの分科会との時間調整を行った上で、質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしくお願いいたします。

次に、審査の進め方ですが、農政水産部のみ２班編制とし、班ごとに説明及び委員質疑を行い、最後に、部全体の総括質疑を行いたいと存

じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後１時４分休憩

午後１時６分再開

○内田主査　それでは、分科会を再開いたします。

令和５年度決算について、環境森林部長の概要説明を求めます。

○長倉環境森林部長　環境森林部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和５年度の決算について御説明いたします。

決算特別委員会資料の決算３ページを御覧ください。

まず、令和５年度の主要施策についてであります。

これは、総合計画に基づく施策の体系表のうち、環境森林部が所管する施策を抜粋したものです。

決算３ページの「くらしづくり」では、環境分野を中心として、それと次の決算４ページの「産業づくり」では、森林・林業・木材産業分野を中心として、各種施策を推進してきたところであります。

主要施策の成果の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

決算５ページを御覧ください。

次に、令和５年度歳出決算の状況について御説明いたします。

一般会計の計の欄を御覧ください。

左のほうから順に、予算額380億1,499万8,454円に対しまして、支出済額233億8,284万9,326円、翌年度への繰越額は、上段の明許繰越が111億415万1,744円、下段の事故繰越が28億9,390万3,235円、不用額は６億3,409万4,149円となっております。

次に、特別会計の計の欄を御覧ください。

予算額11億4,289万6,000円に対しまして、支出済額２億1,492万2,729円、不用額は９億2,797万3,271円となっております。

一般会計と特別会計を合わせました環境森林部の合計額は、一番下の合計の欄のとおり、予算額391億5,789万4,454円に対しまして、支出済額235億9,777万2,055円、翌年度への繰越額は一般会計と同額で、不用額は15億6,206万7,420円となり、この結果、執行率は60.3％、翌年度への繰越額を含めた執行率は96.0％となっております。

次に、資料の一番最後のページになります。決算97ページを御覧ください。

監査結果報告書指摘事項等につきまして、指摘事項が１件、注意事項が４件、合計５件となっております。

また、お手元に配付されております、別冊の令和５年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、意見・留意事項等が３件ございました。

監査委員から御指摘等のありました内容につきましては、適正な事務処理が図られるよう指導を徹底してまいります。

私からの説明は以上であります。各説明事項の詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明いたします。

○内田主査　部長の概要説明が終了いたしました。

それでは、令和５年度決算について、各課の説明を求めます。

○壱岐環境森林課長　令和５年度決算特別委員

会資料の決算５ページをお開きください。

なお、説明は資料右下の決算と書かれたページで進めていきたいと思います。

表の上から１段目、環境森林課の欄を御覧ください。

予算額33億6,335万6,000円に対し、支出済額は30億8,986万5,957円、繰越明許費が１億5,469万1,000円、不用額は１億1,879万9,043円で、執行率は91.9％となっておりますが、翌年度への繰越額等を含めますと96.5％であります。

次に、６ページを御覧ください。

決算事項別明細説明資料により、（目）の不用額が100万円以上のもの、または、執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

なお、この後の各課におきましても同様の説明とさせていただきますので御了承ください。

表の下から６段目、（目）環境衛生総務費の不用額432万5,167円については、職員の給料、職員手当等の人件費の執行残であります。

下から２段目、（目）環境保全費の不用額は8,623万2,066円で、執行率は76.4％ですが、翌年度繰越額を含めますと括弧書きのとおり91.5％になります。

不用額の主なものとしましては、７ページを御覧ください。

表の下から２段目の負担金・補助及び交付金8,352万6,585円です。これは主に、新規事業「ひなたゼロカーボン推進」や、新規事業「蓄電池・ＥＶを活用した再エネ電力自家消費促進」等の事業において、ウクライナ危機の影響により、資材の調達が困難になったことで、事業のキャンセルが生じたことによる執行残であります。

８ページを御覧ください。

表の上から３段目、（目）林業総務費の不用額2,204万1,942円については、主に職員の給料、職員手当等の人件費の執行残であります。

９ページを御覧ください。

表の上から３段目、（目）林業振興指導費の不用額619万9,868円ですが、その主なものは、表の下から３段目の委託料199万4,447円であります。これは主に、Ｊ―クレジット制度の普及に係る委託契約の執行残であります。

続きまして、主要施策の成果について御説明します。

11ページをお願いします。

くらしづくりの１、自然・環境にやさしい社会づくりの（１）脱炭素・循環型社会への転換についてです。

12ページを御覧ください。

表の１番目、新規事業「脱炭素経営の実現に向けたＧＸモデル創出」では、県内事業者の温室効果ガス排出量を可視化するとともに、エネルギー転換などの取組を支援することにより、事業活動における排出量の削減を図ったところであります。

一番下の新規事業「ひなたゼロカーボン推進」では、個人や県内事業者を対象に、住宅や事業所等への太陽光発電設備や省エネ設備の導入等を支援することにより、2050年ゼロカーボン社会の実現に向けた温室効果ガスの排出削減を図ったところであります。

13ページを御覧ください。

表の１番目、新規事業「ゼロカーボン・ドライブ推進」では、県公用車として電気自動車を導入し、普及啓発を図るとともに、充電用の太陽光発電設備を設置することにより、再エネ由来電力の利用拡大を図ったところであります。

次の新規事業「県有施設太陽光発電設備等設置」では、延岡総合庁舎にリース方式で太陽光

発電設備を設置し、再エネ由来電力の活用を図るとともに、県有施設における脱炭素化を推進するために、木材利用技術センターへのＬＥＤ照明の導入に向けた設計を行ったところであります。

次の新規事業「省エネ家電導入支援」では、県民の省エネ家電の導入を支援することにより、電気料金高騰の影響を受けた県民の負担を軽減するとともに、温室効果ガス排出削減を図ったところであります。

14ページを御覧ください。

表の１番目、新規事業「県内事業者省エネ設備導入支援」では、県内事業者の省エネ設備の導入を支援することにより、電気料金高騰の影響を受けた県内事業者を支援するとともに、温室効果ガス排出削減を図ったところであります。

次の新規事業、「蓄電池・ＥＶを活用した再エネ電力自家消費促進」では、個人や県内事業者を対象に蓄電池や電気自動車等の導入を支援し、再エネ由来電力の自家消費を促進することにより、購入する電力量の削減を図り、光熱費負担の軽減を図ったところであります。

次の新規事業「県有施設ＬＥＤ照明導入」では、県有施設において、リース方式による照明のＬＥＤ化を行い、初期投資を抑えながら温室効果ガス排出削減を図ったところであります。

16ページを御覧ください。

（２）良好な自然環境・生活環境の保全についてです。

表の「「水と緑の森林づくり」県民総参加強化」では、宮崎県議会森林・林業活性化促進議員連盟との共催による県民ボランティアの集いの開催やボランティア団体の活動支援などにより、県民共有の財産である森林を次世代に引き継ぐ機運の醸成を図ったところであります。

18ページを御覧ください。

（３）環境と調和した社会の基盤づくりについてです。

表の「環境保全普及啓発推進」では、環境保全アドバイザー派遣による環境講座や出前研修、県下一斉の環境美化活動である「クリーンアップ宮崎」の実施などにより、環境保全等に対する県民意識の高揚を図ったところであります。

21ページを御覧ください。

産業づくり１、持続可能な魅力ある農林水産業の展開の（１）持続可能な森林・林業・木材産業の確立についてです。

22ページを御覧ください。

表の１番目、「森林産業イノベーション人材創出モデル」では、県内外の異業種の人材が森林・林業に関する地域課題や企業課題を議論するワークショップや、林地残材を活用した棚・椅子・照明器具等の試作・成果報告会の開催などにより、林業・木材産業関係者を対象とした人材育成を図ったものであります。

次の事業、「森林循環マネジメント調査」では、再造林について、市町村及び事業者へのヒアリングや課題の分析等により、再造林推進に向けた有効な対策の検討を行ったところであります。

主要施策の成果に関する報告については、以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

○落合環境管理課長　資料の５ページを御覧ください。

当課の決算の状況は、表の上から２段目にありますように、予算額３億498万7,000円に対しまして、支出済額２億8,518万5,438円、繰越明許費250万円、不用額1,730万1,562円となり、当年度の執行率は93.5％、繰越額を含めた執行率

は94.3％となっております。

24ページへお進みください。

不用額の主なものについて御説明します。

（節）の欄、下から４段目の需用費207万4,502円であります。これは、「大気汚染常時監視」において、測定機器が故障した際の修理代として予算を確保しておりましたが、不要になったことなどによるものであります。

次に、25ページへお進みください。

表の上から３段目の負担金補助及び交付金711万7,000円であります。これは、「浄化槽整備促進事業」に係る市町村への補助で、設置基数が見込みを下回ったことにより不用額が生じたものであります。

次に、その下の扶助費526万8,421円であります。これは、公害健康被害者への医療費などで、給付実績が見込みを下回ったことによるものであります。

決算に関する説明は、以上であります。

次に、26ページへお進みください。

令和５年度主要施策の成果について御説明します。

１、自然・環境にやさしい社会づくりの（２）良好な自然環境・生活環境の保全であります。

まず、表の１段目の「大気汚染常時監視」では、県内の測定局で常時監視した結果、一部で環境基準を未達成でありましたが、大気はおおむね良好な状況でありました。

27ページへお進みください。

２段目の「水質環境基準等監視」では、河川などの水質を常時監視した結果、一部で環境基準を未達成でありましたが、水質はおおむね良好な状況でありました。

28ページへお進みください。

１段目の「硫黄山河川白濁対策推進」では、水質改善施設の維持管理として、石灰石投入による中和処理を行ったほか、運用マニュアルを作成しました。また、火山噴出物流入対策整備のため、施設の改修工事に係る経費について、繰越しを行いました。

次に、２段目の「公害保健対策」では、土呂久地区住民の健康観察検診などを実施するとともに、認定患者へ医療費や障害補償費などを給付いたしました。

次に、一番下の改善事業「土呂久公害の教訓を次世代に引き継ぐための環境教育」では、大学生を対象としたフィールドワークやパネル展等を行い、若い世代へ広く知ってもらうための教育活動を実施いたしました。

29ページへお進みください。

１段目の「浄化槽整備促進」では、個人や市町村が整備した738基の浄化槽の設置費用の一部について補助いたしました。

主要施策の成果に関しては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○長友循環社会推進課長　資料の５ページをお願いいたします。

当課の決算の状況は、表の上から３段目にありますように、予算額５億776万1,000円に対しまして、支出済額は４億9,471万7,441円、不用額は1,304万3,559円で、執行率は97.4％であります。

32ページへお進みください。

不用額の主なものについて御説明いたします。

表の下から５段目、旅費276万8,402円ですが、これは、感染症対策などの影響により、予定していた会議がウェブ開催になるなど、出張旅費が不要となったことや費用の節減等によるものであります。

次に、下から２段目、委託料159万7,056円ですが、これは、「ダイオキシン類等濃度測定監視事業」におきまして、不測の事態が発生した際に検査を行うための予算を確保しておりましたものが、執行がなかったこと等による執行残となったものであります。

次の33ページにお進みください。

表の一番上の負担金補助及び交付金516万841円ですが、これは、「産業廃棄物トラックスケール設置支援事業」補助金において、設置件数が見込みを下回ったことによる執行残であります。

決算に関する説明は、以上であります。

次の34ページへお進みください。

令和５年度主要施策の成果について御説明します。

１、自然・環境にやさしい社会づくりの（１）脱炭素・循環型社会への転換であります。

表の１段目、「海岸漂着物等地域対策推進」では、海岸漂着物を抑制するため、広く県民に漂着物の現状や発生抑制の取組を周知するとともに、漂着物の処理に取り組む市町村の支援を行いました。

次の35ページへお進みください。

１段目の改善事業「災害廃棄物対応力・連携強化」では、災害発生時に廃棄物を迅速に処理することができるよう、災害廃棄物処理対策ネットワーク会議を開催するとともに、新たに講習会や図上演習等を行いました。

一番下の「廃棄物不適正処理防止対策強化」では、産業廃棄物の適正処理を推進するため、保健所等に廃棄物監視員を18名配置し、廃棄物処理施設等に対する立入検査、不法投棄パトロールなどの監視活動を行いました。

次の36ページへお進みください。

２段目の新規事業「産業廃棄物税に関する意識調査」では、今年度予定しております産業廃棄物税見直しの検討の参考とするため、県内の廃棄物排出事業者を対象に意識調査を行いました。

一番下の「産業廃棄物トラックスケール設置支援」では、産業廃棄物の重量計測体制を維持・促進し、産業廃棄物税制度の信頼性を確保するため、産業廃棄物処理業者のトラックスケール設置等の支援を行いました。

次の37ページへお進みください。

２段目の「循環型社会推進総合対策」では、循環型社会の形成推進のため、排出事業者等に対する講習会や不法投棄防止啓発キャンペーンの実施など、各種の意識啓発事業に取り組むとともに、廃棄物のリサイクルを促進するため、事業者の廃棄物の再資源化施設整備の支援等を行いました。

次に、38ページへお進みください。

「「宮崎県食品ロス削減推進計画」スタートアップ」では、食品ロスの削減を推進するため、ＳＮＳでの広告や食べきり宣言ミニフェスタ、食べきり宣言キャラバンを開催するなどの普及啓発に取り組みました。

主要施策の成果に関しては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しては、特に報告すべき事項はありません。

○川畑自然環境課長　委員会資料の５ページを御覧ください。

表の上から４段目の自然環境課の欄ですが、予算額114億9,135万7,761円に対し、支出済額59億8,708万8,495円、繰越明許費35億467万1,744円、事故繰越17億2,715万6,143円、不用額２億7,244万1,379円となり、執行率は52.1％となっておりますが、翌年度の繰越額等を含めますと97.6％であります。

41ページを御覧ください。

上から３段目、(目) 環境保全費の不用額282万1,235円、執行率は77.7%であります。

主な不用額は、上から６段目、旅費の84万7,608円であります。これは主に、講師等の旅費や担当者会議等の県外旅費が、見込額よりも少額となったことに伴う執行残であります。

42ページをお願いいたします。

下から５段目、(目) 林業振興指導費の不用額224万6,088円、執行率は50.4%となっておりますが、翌年度への繰越額等を含めますと96%であります。

主な不用額は、下から２段目、委託料の149万6,268円であります。これは主に、「荒廃渓流等流木流出防止対策事業」費の確定に伴う執行残であります。

43ページを御覧ください。

上から１段目、(目) 森林病害虫防除費の不用額129万3,347円であります。

主な不用額は、下から６段目の補償・補塡及び賠償金44万4,190円であります。これは、補償費の支出額の確定により、執行残となったものであります。

下から５段目、(目) 治山費の不用額２億4,716万581円、執行率は50%となっておりますが、翌年度へ繰越額を含めた執行率は97.6%であります。

44ページを御覧ください。

主な不用額は、下から５段目、工事請負費の２億572万3,314円であります。

令和３年度から事故繰越した「緊急治山事業」において、現場条件の変更等による執行残や、令和４年度から繰り越した「緊急治山事業」において、災害に伴う廃工及び入札残による不用残であります。

45ページを御覧ください。

上から１段目、(目) 狩猟費の不用額639万4,078円であります。

主な不用額は、下から２段目、負担金補助及び交付金の322万6,200円であります。これは主に、「有害鳥獣捕獲促進総合対策」等の事業費の確定に伴う執行残であります。

46ページを御覧ください。

上から３段目、(目) 公園費の不用額1,220万7,677円、執行率は61.7%となっており、翌年度の繰越額を含めた執行率は97.4%であります。

主な不用額は、下から５段目の委託料503万6,231円であります。これは主に、「九州自然歩道魅力ステップアップ事業」において、歩道の補修や倒木の撤去の委託料について執行残が生じたものであります。

47ページを御覧ください。

上から３段目、(目) 林業災害復旧費の不用額522円、執行率は64.4%となっており、翌年度への繰越額を含めた執行率は99.9%であります。

歳出決算の状況については、以上であります。

続きまして、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

資料の48ページを御覧ください。

１の（２）良好な自然環境・生活環境の保全についてであります。

表の「生物多様性地域活動等推進」では、野生動植物保護監視員による希少な野生動植物の監視活動や、重要生息地等の保護・保全を行う市町村に対する支援などを行ったところであります。

49ページを御覧ください。

１段目、「森林病害虫等防除」では、主に海岸沿いの松林を対象とした松くい虫被害木の伐倒駆除や薬剤の空中散布に加え、民家等の被害木

の伐倒駆除や無人ヘリによる薬剤散布など、きめ細かな防除に努めたところであります。

２段目、「有害鳥獣捕獲促進総合対策」では、市町村の有害鳥獣捕獲班への活動支援や鹿等の有害鳥獣捕獲への助成などを行ったところであります。

３段目の「有害鳥獣被害対策パトロール支援」では、市町村が配置している有害鳥獣捕獲対策指導員によるパトロール等の活動を支援したところであります。

50ページを御覧ください。

１段目、「シカ捕獲等特別対策」では、生息密度が高い地域において、鹿の特別捕獲を、また、２段目の「鳥獣保護区等周辺地域野生鳥獣管理対策」では、市町村が実施する電気柵の設置等を支援したところであります。

３段目の「みやざきの自然公園満喫プロジェクト推進」と４段目の「九州自然歩道魅力ステップアップ」では、それぞれ自然公園と九州自然歩道を活用した民間団体が行う誘客促進の取組に対する支援などを行いました。

51ページを御覧ください。

「自然公園利用拠点整備・魅力発信」では、高千穂町の大橋トイレの改修を行いました。

「自然公園等整備」では、国の交付金等を活用しまして、高千穂峡遊歩道や日向市の金ヶ浜園地、その他、えびの野営場の園路整備などを行いました。

今後とも、市町村や関係機関と十分な連携を図り、森林病害虫防除対策や有害鳥獣捕獲対策、自然公園等の利用促進に取り組んでまいります。

55ページを御覧ください。

２の（１）災害に強い県土づくりについてであります。

「山地治山」では、豪雨等で崩壊した山腹や荒れた渓流等に治山ダムを整備し、山地災害の未然防止を図るとともに、56ページの１段目、「緊急治山」では、災害により発生した荒廃地を緊急に復旧しました。

なお、施工箇所は、主な実績内容等に記載したとおりであります。

表の２段目、「保安林整備」では、機能の低下した保安林において、植栽や間伐等を実施し、水源涵養や潮害防備等の保安林の機能回復や強化を図ったところであります。

58ページを御覧ください。

１段目の「盛土防災総合推進」では、規制区域を指定するための基礎調査を実施したところであります。

２段目の「治山施設災害復旧」では、豪雨等により被災した治山施設の復旧整備を行ったところであります。

今後とも、治山施設の適切な整備や保安林の適正な管理等を通じまして、山地災害の早期復旧や未然防止に努めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果については、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しては、特に報告すべきことはありません。

○松永森林経営課長　資料の５ページを御覧ください。

当課の決算状況でありますが、まず、一般会計につきましては、上から５段目、森林経営課の欄にありますように、予算額177億6,548万5,693円に対し、支出済額が100億2,747万6,834円、繰越明許費が67億3,040万1,000円、事故繰越が８億1,716万5,992円で、不用額は１億9,044万1,867円であります。執行率は56.4％となっておりますが、翌年度への繰越額を含めますと98.9％であります。

次に、特別会計につきましては、下から４段目、森林経営課の欄にありますように、予算額２億6,248万3,000円に対し、支出済額が２億1,443万6,787円、不用額は4,804万6,213円で、執行率は81.7％であります。

続きまして、61ページを御覧ください。

当課の一般会計であります。

上から３段目、（目）林業振興指導費の不用額は264万971円で、執行率は84.1％ですが、翌年度繰越額を含めますと99.2％であります。

主な不用額は、下から３段目、委託料の135万6,569円であります。これは主に、ひなもり台県民ふれあいの森に整備している森林環境教育プログラムアプリの改修を見込んでいましたが、不要となったことに伴う執行残であります。

次に、62ページを御覧ください。

上から３段目、（目）造林費の不用額は689万640円で、執行率は65.7％ですが、翌年度繰越額を含めますと99.9％であります。

主な不用額は63ページになりますが、上から２段目、負担金補助及び交付金の586万8,974円であります。これは主に、造林等の補助事業の事業費の確定に伴う執行残であります。

次に中ほど、（目）林道費の不用額は6,505万8,256円で、執行率は46.1％ですが、翌年度繰越額を含めますと98.6％であります。

主な不用額は64ページになりますが、上から４段目、工事請負費の6,196万円であります。これは、昨年10月の豪雨により、資材搬入道が被災するなどにより、県営事業の林道開設工事２路線が中止及び工期が不足したことに伴う執行残であります。

次に下から２段目、（目）林業災害復旧費の不用額は１億1,585万2,000円で、執行率は51.7％ですが、翌年度繰越額を含めますと97.9％であります。

主な不用額は65ページになりますが、下から４段目、工事請負費の5,535万2,000円であります。これは、災害復旧事業補助金の国の交付決定に伴う執行残であります。

66ページを御覧ください。

続きまして、山林基本財産特別会計であります。

上から３段目、（目）基本財産造成費の不用額は1,107万5,110円で、執行率は72.8％であります。

主な不用額は、下から４段目、委託料の398万4,446円であります。これは主に、利用間伐事業において、搬出材積が見込みを下回ったことに伴う執行残であります。

68ページを御覧ください。

次に、拡大造林事業特別会計であります。

上から３段目、（目）拡大造林事業費の不用額は3,696万9,428円で、執行率は65.1％であります。

主な不用額は69ページになりますが、１段目、負担金補助及び交付金の3,243万9,935円であります。これは主に、２月に行った立木公売において、入札不調があったことに伴い、森林所有者へ支払う分収交付金が減少したことに伴う執行残であります。

決算状況については、以上であります。

続きまして、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

70ページを御覧ください。

くらしづくりの１の（２）良好な自然環境・生活環境の保全であります。

「ひなもり台県民ふれあいの森等管理」では、県民ふれあいの森において森林・林業に関する体験研修を開催するとともに、各種施設の維持

管理を行ったところであります。

73ページを御覧ください。

次に、２の（１）災害に強い県土づくりであります。

「水を貯え、災害に強い森林づくり」では、県の森林環境税を活用して、公益上重要な森林を対象に、広葉樹造林や速やかな再造林を支援し、水源の涵養など公益的機能の高い森林づくりに取り組んだところであります。

75ページを御覧ください。

次に、産業づくりの１の（１）持続可能な森林・林業・木材産業の確立であります。

「森林資源情報整備推進」では、流域ごとに森林整備の目標を定めます地域森林計画の策定等により、計画的な森林整備の推進に取り組んだところであります。

次に、76ページを御覧ください。

一番下の新規事業「森林クラウドシステム強化」では、森林クラウドシステムの機能を拡張するため、法務局の字図情報や市町村が所有する航空レーザー計測により得られた森林地形図の搭載などを行ったところであります。

次に、77ページを御覧ください。

１つ目の「森林整備」では、造林や下刈り・除間伐などへの支援により、森林資源の循環利用の推進に取り組んだところであります。

次の新規事業「素材生産事業体による再造林推進モデル」では、素材生産事業体による再造林の参入を促すため、植栽期間中に使用できなくなる高性能林業機械等の機械損料を支援し、伐採後の速やかな再造林を推進したところであります。

次に、78ページを御覧ください。

１つ目の「地方創生道整備推進交付金」では、市町村道等と連携した林道の開設・改良・舗装により山村地域の交通ネットワークづくりを推進したところであります。

主要施策の成果については、以上であります。

続きまして、決算審査意見について御説明いたします。

別冊の令和５年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書、スライドの45枚目、中央下37ページを御覧ください。

（３）の山林基本財産特別会計につきまして、一番下の意見・留意事項等にありますとおり、「多額の借入金があることから、計画的に償還を行うとともに、引き続き事業の着実な推進及び効率的な運営が望まれる」との御意見がありました。

次に、中央下38ページを御覧ください。

（４）拡大造林事業特別会計につきましても、一番下にありますように同様の御意見をいただいたところであります。

県有林及び県行分収造林の運営につきましては、これまでも高収益を見込める森林の先行販売や補助事業の活用などにより、収入の確保を図るとともに、列状間伐の実施など、経費の節減にも取り組んできたところであります。

今後とも、収入の確保と経費の削減を図り、健全な運営に努めてまいります。

○二見山村・木材振興課長　資料５ページを御覧ください。

中ほどの一般会計の山村・木材振興課の段を御覧ください。

予算額45億8,205万1,000円に対し、支出済額が34億9,851万5,161円、繰越明許費が７億1,188万8,000円、事故繰越費が３億4,958万1,100円、不用額2,206万6,739円であります。当年度の執行率は76.4％となっておりますが、繰越額を含めた執行額は99.5％であります。

次に、特別会計ですが、下から３段目で、予算額８億8,041万3,000円に対し、支出済額が48万5,942円、不用額が８億7,992万7,058円であります。執行率は0.1％であります。

次に、82ページを御覧ください。

一般会計についてであります。

上から３段目の（目）林業振興指導費の不用額は1,995万7,951円、翌年度繰越を含めた執行率は、括弧書きにありますように99.6％であります。

次の83ページを御覧ください。

不用額の主なものとしましては、（節）の上から３段目、負担金補助及び交付金の702万9,434円であります。これは主に、「しいたけ等特用林産物生産体制強化事業」や「流木抑制等バイオマス活用促進事業」などにおいて、補助実績が当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、中ほどの（目）林業試験場費の不用額は210万8,788円、執行率は97.9％となっております。

これは、主に林業技術センターにおける需用費などの事務費の執行残であります。

次に、85ページを御覧ください。

林業改善資金特別会計であります。

上から３段目の（目）林業振興指導費の不用額は８億7,992万7,058円、執行率は0.1％となっております。

これは、主に貸付金の執行残でありまして、この貸付金には当年度の融資枠２億5,000万円のほか、翌年度以降に貸し付けるための準備金も含まれておりまして、過年度貸付けに対する償還金と併せて、翌年度の貸付財源となっております。

続きまして、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

次の86ページを御覧ください。

産業づくりの１の（１）持続可能な森林・林業・木材産業の確立であります。

87ページを御覧ください。

１段目の「合板・製材・集成材国際競争力強化対策」では、原木供給の低コスト化や木材産業の競争力強化等を図るため、小林市など２か所の木材加工流通施設整備や、えびの市で１か所２台の高性能林業機械等の導入に対する支援を行ったところであります。

次の88ページを御覧ください。

１段目の「流木抑制等バイオマス活用促進」では、これまで利用が少なかった短尺材や枝条等について、木質バイオマスとして有効活用するために収集・運搬を実施した７地域の協議会に対して支援を行ったところであります。

２段目の新規事業「原木流通情報デジタル化推進モデル」では、山元土場から原木市場までのデジタル情報のネットワーク構築を目指し、原木管理クラウドの実装に向けた全体構想及び原木管理用のクラウドサーバを構築したところであります。

次の89ページをお開きください。

１段目の改善事業「ゼロカーボン社会に貢献する「みやざき材の家」普及促進」では、森林資源の循環利用や炭素貯蔵に貢献する木材利用を促進するため、杉の特性や魅力等を発信するセミナーの開催のほか、県産材を活用した木造住宅の販売ＰＲの支援を行ったところであります。

次の90ページをお開きください。

１段目の「みやざき材を魅せる「空間・人」づくり」では、非住宅分野への木造化・木質化を推進するため、木造設計を行う建築士のスキ

ルアップセミナーなどの開催や、中大規模木造施設等の設計支援を行ったところであります。

２段目の「みやざきＷＯＯＤ・ＬＯＶＥ推進」では、県民参加による木づかい運動を推進するため、みやざき木づかい県民会議の開催や、木育活動・木製遊具等の整備への支援などを行ったところであります。

次の91ページを御覧ください。

１段目の「みやざき材輸出拡大促進」では、県産材製品の輸出を促進するため、韓国や台湾における木造軸組構法のセミナーなどを開催するとともに、台湾における展示会への出展などに支援を行ったところであります。

３段目の「みやざき材販路拡大・競争力強化支援」では、県外消費地における県産材の販路拡大を図るため、セミナーの開催や展示会への出展のほか、県外でＰＲ効果の高い施設での県産材利用に係る経費を支援したところであります。

次の92ページを御覧ください。

１段目の「林業担い手総合対策基金」では、林業就業者の確保・育成に向け、就業相談会の開催や、緑の雇用事業研修修了者などを継続雇用した35事業体に対する補助金の交付、「ひなたのチカラ林業経営者」に対する林業の省力化・軽労化につながる資機材の導入支援、林業労働災害の防止を図るため、安全衛生指導員による巡回指導などを実施したところであります。

２段目の「木材利用技術センター運営」では、木材利用技術センターの運営経費として、今後さらに増加が見込まれる大径材の強度特性など12課題について試験研究に取り組んだほか、市町村や民間企業などから123件の施設の木造化などに関する相談を受け、技術的な指導・助言を行ったところであります。

次の93ページを御覧ください。

１段目の「「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修」では、長期課程22人、短期課程329人など実践的な人材育成や総合的な研修に取り組んだところであります。

２段目の「林業技術センター管理運営費」では、優良スギ品種の明確化と生産管理技術に関する研究など、９課題について試験研究に取り組んだほか、市町村や個人などから135件のシイタケの栽培技術やＧＰＳ、ＧＩＳの利用法などに関する相談を受け、技術的な指導・助言を行ったところであります。

次の94ページを御覧ください。

２段目の改善事業「特用林産業新規就業者ワーキング支援」では、新規就業を希望する方に対して就業準備給付金を支給するとともに、研修修了者が就業した際に支援金を給付し、新規就業者の増加を図ったところであります。

３段目の「したけ等特用林産物生産体制強化」では、乾燥機や運搬車などの施設整備のほか、新規参入者へのほだ木などの支援や研修を行うとともに、県内主要産地に生産技術員を配置し、生産技術の習得や向上を図ったところであります。

主要施策の成果に関する報告については、以上であります。

次に、監査指摘事項について御説明いたします。

97ページを御覧ください。

監査結果報告書指摘事項等について、山村・木材振興課において指摘事項がございましたので、御説明いたします。

中ほど、（３）収入事務について、「ＣＬＴ耐久試験の受託研究収入等について、調定事務の遅れているものや調定日を誤っているものが見

受けられた」ものでございます。

これは、木材利用技術センターにおいて、本来、契約締結日から15日以内の納入期限で調定を行うべきところ、納入期限を設けず調定を行い、納入期限のない請求書を相手方に送付していたものと、２つ目、契約締結日と異なる日付で調定を行っていたものでございます。

これに対しましては、財務規則及び会計事務の手引に基づき、適正に処理を行うよう、担当職員の指導とともに、進行管理表を作成し、常に所内で情報の共有や複数職員で確認するなど、進行管理を徹底する改善を講じたところでございます。

次に、別冊の令和５年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書のスライドの54枚目、中央下のページで46ページを御覧ください。

林業改善資金特別会計についてでございます。

一番下の意見・留意事項等にありますとおり、「歳出予算現額８億8,041万3,000円と、支出済額48万6,000円に乖離があることから、資金の有効活用が望まれる」との御意見をいただきました。

歳出予算現額と支出済額に乖離が生じた原因ですが、当初予定しておりました令和５年度の融資枠、これは歳出予算現額で８億8,000万円余のうちの２億5,000万円――約28％相当になりますけれども、通常、貸付対象の多くを占める高性能林業機械の導入が、さらに有利な新型コロナ交付金を活用した物価高騰対策の補助金や国庫補助金の活用などにより進んだことに加え、社会情勢的に低金利が続いていたことなどから、無利子のメリットが小さくなり、結果的に資金需要が低下し、貸付実績が伸びなかったものと考えております。

当資金は、林業経営の改善や林業従事者の確保などを図る上で、非常に有効な資金でありますので、これまでも貸付条件の一部緩和や貸付申請受付を追加実施するなど、運用の改善に取り組んできたところでございますが、より活用しやすい融資制度となるよう、さらなる改善に向け検討を進めてまいりますとともに、ホームページやチラシなどによる周知方法についても、より目に留まりやすくなるような工夫を加えるなど、資金の有効活用に向けた取組を進めてまいります。

○内田主査　執行部の説明が終了いたしました。

ただいまの説明について質疑をお願いしたいと思いますが、質疑の際、資料のページと項目をお伝えいただければと思います。

決算に関する質疑のみ受けますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中野委員　資料36ページに監視パトロール72回と書いてありますが、具体的にどういうところを監視されて、また、不法投棄がそのままという箇所があれば、御報告をお願いしたいと思います。

○長友循環社会推進課長　資料36ページの「山間地域不法投棄監視パトロール強化」につきましては、各保健所におります廃棄物監視員とは別に、保健所から遠い山間部において、林道などの勝手が分かっていらっしゃる山間地域の森林組合の皆様方にパトロールをお願いしているものでございます。児湯広域森林組合、耳川広域森林組合、西臼杵森林組合にそれぞれ、西米良村、諸塚村、椎葉村、西臼杵３町のパトロールを月１回お願いしており、６町村、月１回の72回となっております。

県では産業廃棄物を中心にパトロールしているんですけれども、森林組合の方々が発見いただく廃棄物につきましては、一般廃棄物のほう

も併せて見ていただいておりまして、それらの情報については市町村の方にもおつなぎしております。

それらの廃棄物に関しましては、原因者が分かったものにつきましては、原因者へ撤去等の指導をしているところなんですけれども、主に一般廃棄物である空き缶とか、そういったものについては、なかなか回収等が進んでいないところであります。

○中野委員　一般廃棄物を監視するのは市町村だけれども、産業廃棄物を監視するのは県ですよね。その産業廃棄物でいろいろ懸案事項があったと思うんですが、そういうのは順調に処理されているんですか。それとも、まだ懸案事項で残っているところはあるんですか。

○長友循環社会推進課長　おっしゃるとおり、産業廃棄物に関しましては、保健所の監視員等を中心に管内のパトロールをしているところでありまして、昨年度末の状況で、原状回復を終えていない県内の不法投棄の現場が24件、8,878トンほどございます。令和４年度からすると２件減とはなっているんですけれども、これらにつきまして、引き続き原因者への指導等、それと早期回復等を図っていきたいと考えております。

○中野委員　なかなか放置されているようにも見受けられますので、取締りというか、そういう巡回も含めて、監視をぜひよろしくお願いします。要望しておきます。

○脇谷委員　決算13～14ページなんですけれども、昨年は「省エネ家電導入支援」や「蓄電池・ＥＶを活用した再エネ電力自家消費促進」など、消費者にとってとても魅力的なものが出てきました。

これは国の財源だったんですけれども、「省エネ家電導入支援」では導入台数が5,452台、「蓄電池・ＥＶを活用した再エネ電力自家消費促進」では導入件数が150件とのことですが、ちまたでは結構うわさになりまして、うちも買うとか何とかいろいろありました。

この事業の結果については、どのような実績を持っていらっしゃるか、また、その効果と不用額も含めて、どのように考えていらっしゃるか教えてください。

○壱岐環境森林課長　資料13ページの「省エネ家電導入支援」については、個人の方を対象に省エネ性能星３つ以上の冷蔵庫とかエアコンを購入した場合に、その購入金額によって１万円、２万円、３万円のギフトカードが支給されるという事業になっております。

この事業により冷蔵庫とエアコンを合わせて5,452台の省エネ家電が導入され、電気料金や温室効果ガスにも一定の削減効果が出ておりますので、効果はあったのではないかと考えております。

あと14ページにあります「県内事業者省エネ設備導入支援」につきましては、県内の事業者の方を対象に、空調設備とかＬＥＤの省エネ性能のあるものを導入した場合に、一定の助成を行うというものです。

全体としまして、空調設備を71件、ＬＥＤを45件、導入いただいていますので、これも事業者の方が省エネに取り組んでいただく一定のきっかけにはなったのではないかと思っています。

あと14ページにあります「蓄電池・ＥＶを活用した再エネ電力自家消費促進」につきましては、県民や事業者の方を対象に、蓄電池や電気自動車の導入、それから電気自動車の電力を家庭用に使えるようにする機器の設置等に対して助成しております。

資料に記載のとおり、蓄電池で150件、ＥＶでも５件、電気自動車の電力を家庭用に使うための機械も14件ということで導入いただいていますので、これも再エネに取り組んでいただく一定のきっかけにはなったのではないかと思っているところです。

○脇谷委員　見込みと実績は大体このような感じなんでしょうか。

省エネ家電とか蓄電池・ＥＶは少し使いづらいというか、消費者から「省エネ性能星３つ以上だと高くなる」とか「蓄電池だと高い」といった声もあったものですから、その見込みと実績についてどのような感想をお持ちでしょうか。

○壱岐環境森林課長　委員おっしゃるとおり、蓄電池も高かったり、まだ電気自動車も高かったりしますので、導入に少しでも手が届くような形でということで事業は実施しているところです。

見込み的には、この「蓄電池・ＥＶを活用した再エネ電力自家消費促進」についても、交付決定時は満額支給できるような形で申込みがたくさん来ていたところなんですけれども、ウクライナ危機の関係で銅線があまり入ってこなくなりまして、銅線が調達できないことにより設備が入らないということでキャンセルが出たという経緯もあります。

実績としては交付決定の時点よりは少なかったので、そこは残念だったと思うところなんですが、申込みとしては予算いっぱいで来たところでした。

○永山副主査　決算18ページの「環境保全普及啓発推進」について、クリーンアップ宮崎の参加者数が14万655人という実績内容で報告が上がっているんですが、この参加者数はどういう形で計算されているのか教えてください。

○壱岐環境森林課長　実績につきましては、全26市町村で実施しておりますので、それぞれの市町村で計上していただいたものを集約しているという形になっております。

○永山副主査　市町村から何人参加しましたという形で上がってきたものの積上げということですけれども、その市町村が上げてくるものに対しての基準はあるのでしょうか。あくまでも市町村が言ったものをそのまま信じるというだけなのでしょうか。

○壱岐環境森林課長　市町村から報告いただいた参加者数を計上しているというところなんですが、何か基準があったかどうかは確認させていただいて、後ほど発言をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○内田主査　資料の45ページ、49～50ページに係る質問になりますが、県北のほうでも猿の被害がずっと多くて、県内でも猿の被害が以前よりも多く聞かれると感じるところです。

例えば、45ページの一番上の狩猟費については、不用額の報告があり、執行率は94.1％ということでした。中身の事業については、例えば49ページの上から２段目の「有害鳥獣捕獲促進総合対策」を確認させていただきますと、事業自体の成果はあると思うんですが、狩猟される方々の高齢化も進む中で、やっていただく方が減っているということで、こういう決算になっていると感じています。

49ページの「有害鳥獣捕獲促進総合対策」の野生猿特別捕獲班活動助成について、どんな効果があったかということと、助成した18市町村がどこなのかということを教えていただければと思います。

○川畑自然環境課長　まず、「有害鳥獣捕獲促進総合対策」の執行残について、若干出ておりま

すけれども、資料49ページの中ほどの「有害鳥獣捕獲促進総合対策」の主な事業のポツの４つ目、シカ・イノシシ有害捕獲助成について、国の交付金を市町村も活用しておりますので、その足りない分を県単でするということで、こちらの分の執行残が出ております。

猿の捕獲につきましては､県単では助成を行っておりませんので、国の交付金で対処しているところでございます。

18市町村で猿の捕獲班が編成されておりまして、当課の事業といたしましては、この２つ目のポツ、野生猿特別捕獲班活動助成として、捕獲に行ったときの捕獲班の経費に対する助成を市町村と行っているところでございます。

実施市町村は、延岡市、日向市、美郷町、諸塚村、椎葉村、西都市、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、宮崎市、国富町、綾町、小林市、都城市、日南市、串間市になります。

○内田主査　何年か前に都城市の調査に行かせていただいたときに、ＧＰＳで試験的にやっているということでした。現在も猿の被害が続いているから活動助成がついているのかなとは思うんですけれども、今報告いただいた市町村の中、もしくはそれ以外のところになるのかもしれませんが、ここは成果があったから、ここはもう解決したから活動班はなくなっているというところはなく、ずっと継続しているところばかりですか。

○川畑自然環境課長　助成を行っている市町村は、ここ数年、同じ市町村となっております。

先ほど言われましたＧＰＳを使った追跡調査については、農政水産部が所管する交付金を活用した事業で実施していると聞いております。

猿につきましては、自然環境課で調査をしているんですけれども、被害の出ているところはやはり出ております。西諸県郡のほうで、過去にいつも出ていたところは出なくなったと聞いておりますけれども、やはり全般的には被害が続いていると聞いております。

○内田主査　分かりました。ほかありませんか。

○荒神委員　関連ですけれども、資料49ページの野生猿特別捕獲班について、この助成をされた104班の捕獲の内容はどうなっているんでしょうか。

○川畑自然環境課長　猿の捕獲班による有害捕獲頭数をお答えしたいと思います。

令和５年度の実績でございますけれども、927頭を捕獲しております。

○荒神委員　資料には延べ人数等も入っているわけですので、そういう捕獲頭数も明確にされていたほうがいいんじゃないでしょうか。要望です。

○内田主査　ほかにないですか。関連以外でもないですか。

○壱岐環境森林課長　先ほど永山副主査のほうから御質問いただいていました、クリーンアップ宮崎の参加人数のカウントの仕方なんですけれども、特に何か基準があるわけではなく、市町村のほうにお願いして、参加人数を御報告いただいている数を計上しているという形になっております。

○永山副主査　多分、市町村も参加の把握というのはすごい難しいと思います。県民に広くＰＲして、みんなでやりましょうという形ですので、人数は本当に拾いきれずに、恐らく市町村では、例えば、公民館単位で何かやったら、その人数を計上して積み上げたものを出しているのかなというように思います。

今回の参加人数が14万人ということで、少なくとも把握しているのがそれだけで、もっと多

くが参加しているということを、また報告なり説明なりをしていただけると分かりやすいと思いますので、お願いいたします。

○内田主査　それではよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　以上をもって、環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後２時24分休憩

午後２時26分再開

○内田主査　分科会を再開いたします。

明日１日火曜日の分科会は、午前10時に再開し、農政水産部の審査を行うことといたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　何もないようですので、以上で本日の分科会を終了いたします。

午後２時26分散会

令和６年10月１日（火曜日）

午前10時０分再開

出席委員（７人）

主査	内田理佐
副主査	永山敏郎
委員	中野一則
委員	佐藤雅洋
委員	荒神稔
委員	工藤隆久
委員	脇谷のりこ

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	殿所大明
農政水産部次長（総括）	川畑敏彦
農政水産部次長（技術担当）	柳田敬
畜産局長	河野明彦
農村振興局長	戸髙久吉
水産局長	西府稔也
農政企画課長	原田大志
中山間農業振興室長	下田透
農業流通ブランド課長	押川裕文
農業普及技術課長	戸髙知也
農産園芸課長	白石浩司
畜産振興課長	鴨田和広
家畜防疫対策課長	坂元和樹
農村計画課長	城ヶ﨑浩一
農村整備課長	上村一久
担い手農地対策課長	梶原正太郎
水産政策課長	西田貴亮
漁業管理課長	安田広志
漁港漁場整備室長	那須紘之
工事検査監	甲斐岳彦
総合農業試験場長	松田義信
畜産試験場長	水野和幸
県立農業大学校長	馬場勝
水産試験場長	大村英二

事務局職員出席者

議事課主任主事	増村竜史
議事課主任主事	青野奈月

○内田主査　それでは、分科会を再開いたします。

令和５年度決算について、農政水産部長の概要説明を求めます。

○殿所農政水産部長　それでは、令和５年度の決算につきまして、説明をいたします。

令和５年度決算特別委員会資料の３ページを御覧ください。

総合計画に基づく施策の体系表のうち、農政水産部で所管する施策を抜粋したものでございます。

３ページの左側に「産業づくり」とございます。次の４ページの左側のほうに「くらしづくり」とございます。この２つに大別して取組を行ってまいりました。

この体系表に沿って、令和５年度は事業の実施、予算の執行に取り組みながら、それぞれの目標に向かって各種施策を積極的に推進してきたところでございます。

次に、６ページを御覧ください。

令和５年度の決算状況についてであります。

まず、おわびと修正をさせていただきます。決算特別委員会資料を作成する段階で、担い手農地対策課の支出済額及び不用額に誤りがありました。修正版を机上配付させていただいております。修正箇所は網かけ欄のとおりであります。今後このようなことがないよう、十分な確認を行ってまいります。大変申し訳ございません。

机上に配付しております資料修正版の６ページで御説明いたします。

下から４行目、一般会計の部の計の欄を御覧ください。

左から３列目、最終予算額が559億5,726万3,764円、その右側の列、支出済額は393億7,245万6,827円、翌年度への繰越額は、右の列の上段、明許繰越が133億8,024万2,743円、その下、事故繰越が７億4,109万9,000円、不用額はその右、24億6,346万5,194円でございます。

また、下から２行目の特別会計の計につきましては、最終予算額が２億5,475万8,000円、支出済額は7,854万6,555円、不用額は１億7,621万1,445円でございます。

一番下の行の一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の合計では、最終予算額が562億1,202万1,764円、支出済額は394億5,100万3,382円、翌年度への繰越額は、明許繰越が133億8,024万2,743円、事故繰越が７億4,109万9,000円、不用額は26億3,967万6,639円で、執行率は70.2%、翌年度繰越額を含めますと95.3%となっております。

このほか、令和５年度の監査におきまして、指摘事項が２件、注意事項が３件ありました。また、令和５年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、１件の意見がありました。

監査委員から御指摘等のありました内容につきましては、適正な事務処理が図られるよう指導の徹底と併せて、業務改善に取り組んでまいります。

各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長が説明いたします。

○内田主査　部長の概要説明が終了いたしました。

これより、農政企画課、農業流通ブランド課、農業普及技術課、農産園芸課、畜産振興課、家畜防疫対策課の審査を行います。

令和５年度決算について、各課の説明を求めます。

○原田農政企画課長　令和５年度決算特別委員会資料５ページを御覧ください。

表の一番上の段、農政企画課は一般会計のみで、最終予算額は23億4,124万8,000円、支出済額は23億893万4,390円、不用額は3,231万3,610円、執行率は98.6%でございます。

次に、決算事項別明細について御説明をいたします。

ページ飛びまして、７ページを御覧ください。

各会計の（目）における不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものについてのみ説明をいたします。

なお、この後、各課におきましても同様の説明とさせていただきます。

まず、（目）農業総務費につきましては、右側から３列目の欄の不用額が1,210万2,715円であります。不用額の主なものは、上から７段目の共済費におきまして、令和６年１月末に職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が令和５年４月に遡及して引き下げられたことにより執行残が生じたこと、また、

次の８ページ、上から４段目にあります負担金・補助及び交付金のうち、「堆肥活用低コスト肥料供給体制構築支援事業」におきまして、事業実施主体が施設の整備や機器の調達を行うに当たり、入札残等が生じたことなどによるものでございます。

なお、ただいま御説明しました共済費の不用額につきましては、各課におきましても同様の理由で生じておりまして、２班を含めたこの後の各課からの説明におきまして、執行残の主なものが共済費である場合の詳細な説明は割愛させていただきます。

次に、８ページ中段の（目）農業振興費につきましては、不用額が772万5,186円です。不用額の主なものは、次の９ページ、上から４段目にあります負担金・補助及び交付金でございます。これは、「みやざきの持続可能な農山村づくり支援事業」におきまして、農村型地域運営組織「農村ＲＭＯ」への補助事業に係る事業計画の変更等により、補助金の減額が生じたこと、また、環境保全型農業直接支払交付金におきまして、堆肥の施用について計画を下回ったことなどによるものでございます。

次に、中段の（目）植物防疫費につきましては、不用額が1,209万6,786円であります。不用額の主なものは、次の10ページ、上から３段目にあります負担金・補助及び交付金でございます。これは主に、「鳥獣に打ち勝つ魅力あふれる農山村づくり事業」におきまして、市町村の協議会が行う侵入防止柵の整備等における入札残及び有害鳥獣の捕獲頭数が計画を下回ったことなどによるものでございます。

続きまして、主要施策の成果について、主な取組を説明いたします。

12ページを御覧ください。

改善事業「山間地域農業持続化モデル構築」につきましては、地域農業の担い手不足が深刻な山間地域での半農半Ｘなど複合的経営を支援し、担い手の確保を図ったところであります。

次に、13ページを御覧ください。

一番下の「中山間地域等直接支払交付金」につきましては、中山間地域において、集落協定に基づくのり面や農道の共同維持管理など、農業生産活動を維持する活動を行う349の協定に対して支援を行い、継続的な農業生産活動や多面的機能の維持、耕作放棄地の発生防止を図ったところでございます。

14ページを御覧ください。

「鳥獣に打ち勝つ魅力あふれる農山村づくり」につきましては、鳥獣被害対策マイスターや地域リーダーを育成するとともに、市町村の被害防止計画に基づき、国の交付金を活用しながら侵入防止柵の設置や有害鳥獣の捕獲など被害防止対策を推進したところであります。

16ページを御覧ください。

新規事業「Ｇ７から始まる官民連携農業プロジェクト」につきましては、Ｇ７宮崎農業大臣会合の開催を契機とし、官や民の連携による地域資源の有効活用に資する取組を促進するため、多様な事業者が参画、交流する場として、みやざきグリーンイノベーションプラットフォームを設置・運営し、会員間の交流やマッチング、連携による取組への支援など、持続可能な農業の位置づけに向けた新しい取組を支援したところでございます。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査における指摘事項につきまして、該当はございません。

○押川農業流通ブランド課長　決算特別委員会資料の５ページを御覧ください。

農業流通ブランド課は一般会計のみで、表の２段目にありますように、最終予算額は５億9,905万2,000円、支出済額は５億5,914万3,150円、不用額は3,990万8,850円で、執行率は93.3％となっております。

次に、決算の事項別明細について御説明させていただきます。

18ページを御覧いただきたいと思います。

（目）農業総務費につきましては、不用額が3,928万791円でございます。不用額の主なものにつきましては、19ページを御覧ください。

上から２段目の負担金・補助及び交付金ですが、輸出先国の規制に対応したＨＡＣＣＰなどの食品衛生基準を満たすため、食品製造事業者等が行う施設整備に対する補助金の額の確定などによるものです。

続きまして、主要施策の成果について、主な取組を御説明いたします。

20ページを御覧ください。

「みやざき食の安全・県産県消推進」では、県内における食品表示の適正化を図るための食品表示制度研修会や小売店の巡回調査を実施するとともに、「みやざきの食と農を考える県民会議」の活動を通して、食育及び地産地消の推進に取り組んでまいりました。

次に、21ページを御覧ください。

改善事業「みやざき農畜水産物の架け橋構築」では、県産農畜水産物の認知度及び購入意欲の向上を図るため、県産農畜水産物が一堂に会する物産イベントや県内外の延べ260店舗の飲食店と連携して、へべす、完熟きんかんや日向夏などの旬を発信するイベントの開催を支援いたしました。

また、東京都など大消費地の飲食店において、県産農畜水産物を使ったメニューフェアなど、延べ57件開催いたしました。

次に、22ページを御覧ください。

一番下の「世界市場で稼ぐ！輸出強化」では、輸出先国のニーズ等に対応した産地づくりを進めるため、輸出向けの商品開発や販路開拓等に取り組む団体に支援を行いました。

次に、23ページを御覧ください。

一番下の「地域食資源高付加価値化推進」では、みやざきフードビジネス相談ステーションにおいて、個々の６次産業化に取り組む12事業者に対して経営改善等の支援を行うとともに、地域ぐるみの６次産業化に向けて、３市町村に対して産地型商社の設立に向けた専門家派遣等の支援を行いました。

次に、24ページを御覧ください。

「みやざきローカルフードプロジェクト（ＬＦＰ）強化」では、農林漁業者を中心に、加工や観光など248者の多様な事業者がみやざきＬＦＰプラットフォームに登録しており、昨年度は６つのプロジェクトが発足し、異業種連携による新商品や新サービス開発などの取組を支援しました。

また、これまで開発されたＬＦＰ商品などの販売促進に向け、県外10か所でフェア等を開催いたしました。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査における指摘事項につきましては、該当ございません。

○戸髙農業普及技術課長　決算特別委員会資料の５ページを御覧ください。

当課は一般会計のみで、表３段目にありま

とおり予算額は44億7,959万1,000円に対して、支出済額は40億3,978万4,475円、翌年度への明許繰越額は6,662万3,000円、不用額は３億7,318万3,525円で、執行率は90.2%、繰越額を含めた執行率は91.7%となっております。

次に、決算事項別明細について御説明いたします。

26ページを御覧ください。

まず、上から３行目の（目）農業総務費でありますが、不用額は1,291万4,971円でございます。主なものは、表中段の共済費であります。

27ページを御覧ください。

次に、(目）農業改良普及費でありますが、不用額は1,074万3,128円でございます。主なものは、表中段にあります旅費及び需要費で、県内８つの普及センターで執行しております「農業改良普及センター運営事業」において、職員の旅費や庁舎管理に必要な電気料等の執行実績が見込額を下回ったものであります。

28ページを御覧ください。

次に、(目）農業振興費でありますが、不用額は555万5,542円でございます。主なものは、負担金・補助及び交付金で、農業制度資金において貸付金の繰上償還により利子補給金に不用額が生じたものであります。

29ページを御覧ください。

次に、(目）農作物対策費でありますが、不用額が３億329万7,617円、執行率は69.0%で、翌年度繰越額を含めますと、74.6%となっております。主なものは、負担金・補助及び交付金で、物価高騰対策として農業用資材の購入費の一部を補助する「被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業」や令和４年度から繰越しして実施しております「肥料価格高騰対策支援事業」において、実績が見込みを下回ったものであります。

30ページを御覧ください。

次に、(目）植物防疫費でありますが、不用額が2,424万3,527円、執行率は78.8%であります。主なものは、次の31ページにあります負担金・補助及び交付金で、新規事業「みやざき有機農業拡大加速化事業」における有機農業への転換期間中に必要な経費の補助において、交付予定圃場の一部が次年度に先送りになったことによる執行残等によるものであります。

最後に、(目）総合農業試験場費でありますが、不用額は1,638万1,025円でございます。主なものは、下から４段目にあります需用費で、総合農業試験場の各支場等を含む５つの施設での庁舎管理に必要な電気料や試験研究に必要となる燃料費等の執行実績が見込額を下回ったものであります。

歳出決算の状況につきましては、以上であります。

続きまして、主要施策の成果について、主な取組を御説明いたします。

33ページを御覧ください。

１段目の「マーケット対応型産地競争力強化技術開発事業」では、現場ニーズに対応した課題について、早期に解決、普及を図るため、産地や企業と連携した10課題の共同研究に取り組んだところであります。

34ページを御覧ください。

中段の改善事業「データ分析で磨く農業経営力強化事業」では、県とＪＡグループが協同で運営する宮崎県農業経営体支援センターにおいて、192件の農業経営コンサル活動や農業者研修を実施することにより、新規就農者をはじめ担い手の経営改善や課題解決に向けた支援を行っ

たところです。

35ページを御覧ください。

１段目の「利子補給金・助成金」では、各種農業制度資金への利子補給・利子助成を行い、担い手の経営改善や規模拡大などの取組を資金面から支援し、このうち、農業近代化資金につきましては519件、79億1,322万円の融資に対し利子補給の承認を行ったところです。

下段の「農業セーフティネット対策緊急強化事業」では、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営の実現に向けて、施設園芸農家2,963戸及び茶農家82戸に対して、国のセーフティネット構築事業に加入する際に農業者が負担する積立金の一部を助成することで農家の負担軽減を図ったところであります。

36ページを御覧ください。

中段の改善事業「被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業」では、7,389戸の農業者に対し、施設園芸用ビニール、露地園芸用マルチや畜産のサイレージ用ラップなど、被覆資材の購入に要する価格上昇分の一部を補助することで、農家の負担軽減を図ったところです。

37ページを御覧ください。

新規事業「みやざき有機農業拡大加速化事業」では、有機農業への転換期間中に必要な経費や有機ＪＡＳ認証取得に要する経費の一部補助、また実需ニーズの調査やマッチング商談会の開催など、有機農業の産地づくりや販路拡大に向けた支援に取り組んだところです。

主要施策の成果については以上でございます。

最後に、監査における指摘事項につきまして、御説明いたします。

142ページを御覧ください。

指摘事項の１段目、(１)収入事務であります。

総合農業試験場において、「現金で収納した生産物の売払代金について、指定金融機関への払込手続が適当でなかった」との指摘がございました。

改善措置として、売払い代金の受け取りができる職員を１名増員の計２名とし、事務体制を充実させるとともに、売払い代金については、原則、即日指定金融機関に払い込むことを徹底することで適正な事務執行に努めてまいります。

次に、４段目、(４)物品の管理であります。

同じく総合農業試験場において、「生産物として、今回は現地で水稲の種子を生産する農家に元種を販売した際に、その処分について処分伺が作成されていないものが見受けられました」との指摘がございました。

改善措置として、生産物の処分は複数人で確認の上行い、その都度、処分伺の作成を徹底いたします。また、年２回の種子の在庫確認を行うことで適正な事務執行に努めてまいります。

○白石農産園芸課長　資料５ページを御覧ください。

農産園芸課は一般会計のみで、表の上から４段目にありますとおり、最終予算額は19億6,287万1,000円、支出済額12億9,124万7,315円、翌年度への明許繰越額4,100万円、翌年度への事故繰越額２億7,690万円、不用額３億5,372万3,685円で、執行率は65.8%、繰越額を含めた執行率は82%でございます。

次に、決算事項別明細について御説明いたします。

資料飛びまして、40ページを御覧ください。

まず、上から３段目の（目）農業総務費につきましては、不用額が114万7,287円でございますが、主なものは共済費であります。

次に、上から７段目の（目）農作物対策費につきましては、不用額が３億5,257万3,288円で、執行率は62.2%、翌年度繰越額を含めますと80.1%でございます。不用額の主なものは、「強い産地づくり対策事業」において、集出荷貯蔵施設や種苗生産関連施設等の整備に係る入札残によるもので、41ページの一番下の段、負担金・補助及び交付金に該当するものでございます。

続きまして、主要施策の成果について、主な取組を御説明いたします。

43ページを御覧ください。

「産地パワーアップ計画支援」でございます。

本事業では、産地収益力の向上を図るため、農産物処理加工施設の整備のほか、農業機械の導入４件、ハウス資材等の導入２件の支援を行いました。

なお、予算につきましては、全額前年度からの繰越しになります。

44ページを御覧ください。

上段、「強い産地づくり対策」でございます。

産地の収益力向上や生産基盤の強化等を図るため、集出荷貯蔵施設や種子種苗生産関連施設、農産物処理加工施設の整備を支援するとともに、農業機械の導入につきましては20件、既存ハウスの補強や非常用電源の設置等については70件の支援を行いました。

次に、下段、新規事業「未来へ繋ぐ施設園芸スタイルシフト推進」でございます。

施設園芸において、化成肥料などの輸入資源に過度に依存しない経営スタイルへの移行や、果樹・花卉の生産力強化を図るため、自動かん水・施肥機の導入を17戸に支援するとともに、ハウスの改修による長寿命化の支援を57戸に行いました。

また、花卉関係者で組織する協議会の活動支援を通して、県産花卉利用の促進を行いました。

２ページ飛びまして、47ページを御覧ください。

上段、改善事業「サツマイモ基腐病対策強化」でございます。

サツマイモ基腐病の対策を効果的に実施し、持続可能なカンショ産地づくりを実現するため、排水対策等への支援を１ＪＡ、６団体へ、苗の導入及び苗生産における消毒支援を２ＪＡ、１団体へ、また、防疫技術体系の確立に向けた実証展示圃の設置等について支援を行いました。

次に、改善事業「みやざきデジタル施設園芸産地構築」でございます。

施設園芸におけるデジタルデータの効果的な活用により、高い収量を上げる産地を確立するため、ハウス内の温度や湿度などのデータを蓄積するデータ共有基盤の運用・保守をはじめ、生産者が使いやすい閲覧用のアプリ開発や外部アドバイザー２名による人材育成など、産地全体の生産性向上が可能となる仕組みづくりを行いました。

48ページを御覧ください。

下段、新規事業「加工・業務用野菜日本一産地確立」でございます。

加工・業務用野菜の産地における分業体制を推進するため、作業受委託による分業体制の構築支援を４地区、生産性向上に必要な資機材の導入支援を２件、分業化を推進する人材育成を２地域で行いました。

以上が主要施策の成果でございます。

監査における指摘事項については、該当ございません。

○河野畜産局長　資料５ページを御覧ください。

畜産振興課は一般会計のみで、下から３段目にありますように、最終予算額は108億8,902万6,000円、支出済額は74億9,465万6,666円、翌年度への明許繰越額は32億6,450万8,000円、事故繰越額は1,219万3,000円、不用額は１億1,766万8,334円で、執行率は68.8%、繰越額を含めた執行率は98.9%でございます。

次に、決算事項別明細について御説明いたします。

52ページを御覧ください。

（目）畜産総務費につきましては、不用額が625万7,280円であります。主なものは共済費でございます。

次の（目）畜産振興費につきましては、不用額が１億841万71円、執行率が64.1%、翌年度繰越額を含めますと98.8%であります。これは、53ページの下から３段目の負担金・補助及び交付金で、「畜産競争力強化整備事業」、いわゆる畜産クラスター事業の実施における入札残や、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業」において、本県における豚熱ワクチンの接種開始に伴い、予定していた豚肉輸出ができなくなり、事業の一部が実施できなかったこと等による執行残であります。

次に、54ページをお願いいたします。

（目）畜産試験場費につきましては、不用額が300万983円であります。これは、主に一番下の備品購入費で、畜産試験場川南支場における家畜運搬用トラックの購入費の入札残であります。

続きまして、主要施策の成果について、主な取組を御説明いたします。

56ページをお願いいたします。

「畜産競争力強化整備」、いわゆる畜産クラスター事業では、畜産の生産性向上や規模拡大に向け、畜舎や堆肥舎等の整備及び家畜の導入を支援し、生産基盤の強化を図りました。

続きまして、58ページをお願いいたします。

一番上の「県産牛肉販売促進総合対策」では、国内外における県産牛肉の販路拡大及びブランド力強化を図るため、小学生への食育活動や指定店での消費拡大キャンペーンの実施、アカデミー賞等を活用した宮崎牛ＰＲなどを支援いたしました。

59ページをお願いいたします。

中ほどの「牛・人・草が紡ぐひなたの畜産魅力アップ」では、スマート畜産技術の促進に向けた牛舎整備の支援を行うとともに、畜産経営魅力アップへの取組として、酪農経営における乳質向上に向けた検査・分析や、飼養環境の改善に向けた取組を支援するとともに、酪農・肉用牛における経営・生産のデータベースを活用したコンサルタントの実施により、畜産経営の安定化と生産技術の向上を図りました。

また、飼料生産の効率化促進に向け、畜産農家等から飼料作物の収穫作業等の農作業を受託するコントラクター組織を対象に、耕畜連携に関する研修会や現地調査を実施いたしました。

次の、「未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援」では、国の「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、畜産バイオマスの利用拡大を図るため、牛ふんの燃焼処理に関する調査や県内の家畜排せつ物の高度処理・利用・流通の取組のための堆肥成分分析を行うとともに、畜産環境アドバイザーの育成を実施いたしました。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査における指摘事項については該当ございません。

○坂元家畜防疫対策課長　資料５ページを御覧ください。

家畜防疫対策課は一般会計のみで、下から２段目にありますように、最終予算額は13億8,861万6,800円で、支出済額は４億6,624万8,224円、翌年度への明許繰越額は3,758万2,000円、不用額は８億8,478万6,576円、執行率は33.6％、繰越額を含めた執行率は36.3％でございます。

次に、決算事項別明細について御説明いたします。

63ページを御覧ください。

当課におきましては、（目）家畜保健衛生費のみでありまして、不用額及び執行率は、先ほど御説明したとおりとなっております。

不用額の主なものといたしましては、「家畜防疫体制整備事業」について、県内の農場で鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病の発生がなく、初動防疫に係る予算の執行がなかったこと、また、豚熱のワクチン接種に要する経費を通年で準備しておりましたが、佐賀県での発生を受けて、年度途中の９月からワクチン接種を開始したことによります資材購入費等の執行残によるものであります。

続きまして、主要施策の成果について、主な取組を御説明いたします。

65ページを御覧ください。

上の「家畜防疫体制整備」につきましては、昨年８月に佐賀県内の養豚農場で豚熱が発生したことを受け、９月から県内の養豚農場において豚熱ワクチンの接種を開始しました。このワクチンについては、11月までに初回の全頭接種を完了し、現在は、親豚への補強的な接種や、新たに生まれてくる子豚への接種を継続しております。

下の「地域との連携による家畜重要疾病対策強化」についてであります。

現在、国内で流行している豚熱や韓国で感染が拡大しているアフリカ豚熱のウイルスへの備えとして、県内に生息する野生イノシシの血液などを用いたＰＣＲ検査を実施し、全て陰性を確認しております。

また、近年、全国的に発生頭数が増加している牛伝染性リンパ腫に対しまして、家畜保健衛生所で抗体検査を実施し、地域ぐるみの清浄化対策を支援しております。

66ページを御覧ください。

上の「みやざきの家畜防疫強靭化」につきましては、県内の農場へのウイルス侵入防止対策をより強化するため、農場における防疫資機材の整備とともに、水際団体が行う靴底消毒などに対し、消毒資材の導入支援を行いました。

また、地域防疫の核となる市町村自衛防疫推進協議会が行う消毒巡回や防疫研修会といった自主的な活動に対する支援を行いました。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査における指摘事項については、該当ございません。

○内田主査　執行部の説明が終了いたしました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。質疑の際は、ページ数をお伝えいただいて、項目、課ごとにお願いしたいと思います。

○永山副主査　資料36ページの「持続可能なみやざきグリーン農業構築」の実績内容で、有機農業産地づくり推進が３地区という形で、１市３町ということなんですけれども、この１市３町がどこなのかを教えていただきたいと思います。

○戸髙農業普及技術課長　有機農業産地づくり

推進の３地区につきましては、えびの市、綾町、それから高鍋町と木城町の共同の取組として１地区で合計１市３町でございます。

農林水産省が進めている取組でありますけれども、この地区は、地域ぐるみで有機農業を推進することを「オーガニックビレッジ宣言」として公表いたしました１市３町になります。

○永山副主査　先ほど少し触れられていた国の「みどりの食料システム戦略」にて、2050年までに有機農業の割合25%を目指すということで、そこに向けてまだ始まったばかりだとは思うんですけれども、将来的にこういった有機農業産地づくりの推進というのを引き続きされていく予定でしょうか。

○戸髙農業普及技術課長　有機農業につきましては、御指摘がありましたとおり、国の「みどりの食料システム戦略」に対応した環境の負荷低減を図る取組でありまして、県といたしましても、今後推進してまいりたいと思っています。

第八次宮崎県農業・農村振興長期計画におきましても、令和７年度に523ヘクタールに拡大するという目標を定めて取組を進めたいと考えております。

○脇谷委員　資料41ページなんですが、農産園芸課における負担金・補助及び交付金の不用額が３億円ほどありますけれども、これの主なものはなんでしょうか。

○白石農産園芸課長　資料の44ページに「強い産地づくり対策」の主な実績内容を掲げておりますけれども、この中で、一番不用額が大きいものが、令和６年度へ繰越しをいたしました集出荷貯蔵施設となります。これはＪＡ宮崎中央の総合選果場ハピスと呼ばれている施設でございますが、事業費が当初７億5,000万円程度を予定しておりましたけれども、入札残が発生しまして、２億900万円ほどの不用額が出ております。

それから、次に大きいものは、主な実績内容の１行目の２つ目のポツ、種子種苗生産関連施設でございます。これは宮崎市に新たにできました、キュウリ、ピーマン等の２次育苗を行って、生産者に苗を供給する、ひなたファームと呼ばれている施設でございまして、民間企業が設立したものでございます。こちらは事業費が３億9,000万円ほどで、１億8,000万円程度の補助金が出ておりますが、ここで6,600万円ほどの不用額が出ております。

それぞれの施設の整備につきましても、同様に不用額が出ておりますので、合計しますと、御指摘のような額になるというところでございます。

○脇谷委員　不用額が大きくなるということは、やはり施設などを造るときにそれができなかったというような感じではあると思うんですけれども、事業によっては国が補助金を２分の１出しているということで、その施設の利用目的といいますか、そういったことを検査するときに、不用額について指摘をされないかというところがあると思うんですが、それは大丈夫なんですか。

○白石農産園芸課長　当初計画している施設につきましては、利用目的に沿ったものができております。事業実施主体が当初概算の見積りを取って事業要望を上げて、それから国に事業申請を行うわけですけれども、近年、鋼材価格や資材価格が上昇しておりますので、申請額と実際の入札額――今回、非常に厳しい競い合いで入札価格が落ちました。そういったことでの入札残でございますので、利用の目的に沿った施

設はきっちり完成しているということでございます。

○中野委員　（節）負担金・補助及び交付金は、どこに支出するものなのでしょうか。

○川畑農政水産部次長（総括）　基本的には事業主体ですので、例えば、農業者であったりとかＪＡということになります。

○中野委員　ということは、県からそういう関係団体とか農業者に支払われるお金ですか。

不用額の半分以上はその負担金・補助及び交付金なんですよね。そういうところに払わなくて不用額になっているわけですが、それが不用額24億円のうち13億円もあり、巨額なお金だと思います。これが本当に支出されていれば、もっと農家が潤ったり関係者が非常に活気づいたんじゃないだろうかという気がしたんです。

農政水産部のほとんどの課が不用額に占める負担金・補助及び交付金の割合が大きいです。予算をつけたんだから、もっと農村とか農家とかそういう団体の中に踏み込んで、いろんなことをやって、お金が流れていくようなことをしてもらわないと、物すごく農村が疲弊しているわけですから、その一助を担っているんじゃないかなという気がしたんです。

不用額に占める割合が大きいということは、やはり畜産行政の反省すべきところじゃないのかなという気がしたんです。具体的にどれがどれだということは言いませんけれども、今、ざっと暗算しても不用額の半分を越えています。総合評価ということで部長に考えをお尋ねします。

○殿所農政水産部長　それぞれの細かい補助金については、私も詳しいところは承知しておりませんが、全体的に、今、説明がありましたように国庫補助があって、農業者とか農業団体がこういうものを造りたいという希望を出して、県を通して国に上げます。そして、それが通ったら、県はその分の予算を組むわけですが、実際、必要なものを造ってみたところ、入札残とかそういったものでお金が少し不用になったものがあった場合、それについては国に対しても必要な分だけを改めて申請をして国庫補助が確定しますので、残りの部分というのはどうしても不用額になってしまいます。

一部の補助金については、残った部分をほかの案件に回してもよいというようなものもありますが、ほとんどの場合は、一番最初に計画を認めるというステップがありますので、認められたものに対して必要な施設を造って、入札をしたときに残ったお金は、結果としてこの不用額ということになってしまいます。

農業者や農業団体が必要だと思って計画を立てられたものについては、国との調整もしっかり行った上で計画的にできているものと理解をしているところでございます。

○中野委員　我々の立場や立ち位置からして農政問題は非常に重要なことで、個人的にも課題だと思って議員としてずっと取り組んできたんです。

今回のような不用額については、令和５年度だけに限らず――これは推測の範囲内であり、より以前の資料を見ないと分かりませんが、ずっと過去もそういう傾向だったんだと思うんです。

国をはじめ県もですが、農政策をいろいろ立ててやっているけれども、そんなふうにして実際に補助金を支払うことにならなかった――いろいろやったけれどもできなかった、支払う基準になかったとか、いろいろ理由があると思うんですが、こんなに返金しなければならなかっ

たということは、農政の空回りだと思うんです。

県が農政の窓口として、毎年そこのところをチェックしていけば空回りすることが少しずつなくなるんじゃないかなという気がしてならないんです。

だから、この辺のことを毎年繰り返しチェックして反省し、本来の農政としてのお金の使い方をして、農家、あるいは農村のニーズに応えていくべきだということを聞きながら思ったんです。

食料・農業・農村基本法がある中で、法律は立派なことをうたい込んでいます。実際にこのように具体的になれば、空回りをして不用額が増えます。そのお金は全部使われていないということですから、全国で集めれば物すごいお金だと思うんです。

具体的なことは分かりませんが、使わないお金が国やそれぞれの都道府県の会計にたくさん戻っていけば――政策をしてこうだとやっているけれども、実際は実行されない政策がたくさんあると、農政の空回りであると判断せざるを得ないと思います。

宮崎県の農政の現場としての農政水産部だから、そのことを国に力強くこうだと言っていただき、実効的にお金が使われるようにしていただきたい。農村でそのお金が消費されて、地方の活性化とか農家の育成とかいろんなことにつながっていかなければ、予算を幾らつくっても、言っていることと実際に実行されていることのギャップというか、ずれを感じてしまうんです。

需要全体からすれば不用額というのは僅かだけれども、その僅かな不用額も貴重なお金です。しかも、直接農家とか農村とか、いろんな農業関係の団体に流れるべきお金が大半だということです。私の暗算が間違っているかもしれませんが、13億円というお金はやはり大きいですから、その辺のことを反省もしてもらって、不用額が少なくなるようにしていただきたい。

農政水産部の中でいろんな工夫をして使って余ることは、不要な経費を使わずに済むわけですから、それはいいと思うんです。農家に行くべき、末端に行くべきお金が不用になるということはいかがなものかなと思いながら、資料に目を通して説明を聞きました。

ぜひ、そういうことでその辺のチェックも繰り返し行い、国に対してもしっかりと報告し、使う必要もなかったお金だから、もっと使うべきお金は何なのかということに仕向けてほしいと思ったところです。

○脇谷委員　資料14ページの「鳥獣に打ち勝つ魅力あふれる農山村づくり」について、負担金・補助及び交付金の不用額が1,000万円あって、その1,000万円については、市町村有害鳥獣捕獲が計画を下回るということをおっしゃっておられましたが、この意味が分からないので教えてください。

○下田中山間農業振興室長　今回の不用額につきましては、95％以上は侵入防止柵の入札残ということでありまして、先ほど説明しました捕獲の計画を下回ったということについては、５％未満の不用額になっております。事業の内容につきましては、市町村ごとに捕獲の計画を出しまして、それに基づいて国の交付金を活用して交付決定をしております。

そういった中で、具体的な不用額を申しますと、24万2,000円なんですけれども、やはり自然界にいる野生動物でありますので、どうしても捕獲頭数に若干の誤差が出まして、そこは不用

となってしまったというところでございます。

○荒神委員　「鳥獣に打ち勝つ魅力ある農村づくり」について、「鳥獣に打ち勝つ」ということですが、具体的にどのようなことをしてこのテーマづけをなされたのでしょうか。遊休地や荒廃地も増え、年々被害が増える一方ですから、これに打ち勝つということは、具体的にどういうことなのかなということがまず１点です。

そして、環境森林部のほうでもこういう対策があるわけですが、そのすみ分けというのはどのようにされて事業に取り組んでいるのか教えていただきたいと思います。

○下田中山間農業振興室長　事業名の「打ち勝つ」という言葉でございますが、本県の農作物の被害のピークが平成24年でございまして、このとき10億円ほどございました。これが、対策を講じることで順調に被害額は減っていったわけなんですが、ここ５年間ぐらいは、３億円前後で横ばいになっており、下げ止まりになっています。そういった状況に打ち勝つということで、この事業名はつけさせていただいたところでございます。

具体的な対策の内容については、基本的には大きな３本柱ということでございまして、まず１点目が生育環境の管理――例えば、放任果樹というのを作らないとか、鳥獣を寄せつけないといった管理です。

２点目が、今、事業で推進しております、鳥獣を中に入らせないということで侵入防止柵を整備することです。

３点目が捕獲で、捕獲圧をいかに高めるかということで、この３本柱で進めているところでございます。

先ほど、被害が下げ止まっていると申し上げましたけれども、市町村ごとの被害を見てみますと、例えば昨年度は、18市町村は被害が減少していますが、８市町村については被害が増加しているというところがございます。

集落ごとに分析をしてみますと、対策を講じてもなお被害が出るというところがございますので、こういったところに対して重点現地支援ということで、鳥獣センターの力も借りまして、プッシュ型――こちらから出向いて、集落と一緒に対策を講じていくということが大事かなと思っております。こういった重点現地支援というのを今後も強化してまいりたいと考えております。

事業のすみ分けについて、農政水産部は農作物の被害対策ということで、環境森林部は林業の被害対策ということになります。

捕獲については環境森林部が所管をしておりますが、私ども農政水産部のほうでは、国の交付金を活用して捕獲をしているところでございます。

昨年度は交付金を活用しまして、イノシシ、鹿等を全て含めまして３万3,000頭ほど捕獲をしたところでございます。このほか狩猟による捕獲もございますので、全体的には５万頭弱の捕獲がございますが、農政水産部としましては、交付金を活用して３万頭レベルで有害鳥獣の捕獲をしているというところでございます。

○荒神委員　鳥獣害は環境森林部とか農政水産部とか関係なくあるわけですので、その辺を考えなければいけないのかなと思っています。

被害のピークが平成24年とのことですが、ハンターは少なくなっているのに、被害額が少なくなっているというのは、その被害の多い農地の耕作をしないからということも一つあると思

います。

電気柵も一つの方法ですが、数年たつと鳥獣のほうが一歩上で、もう慣れて、そういうのを見抜き、耕作者ももうその地域では耕作しないわけです。

鳥獣は実のいいところに求めていくわけですから、どんどん人家のほうに攻めてくるというような状況が中山間地域の現状なんです。被害額が少なかったからこの事業は成功だということは一概には言えないところがあります。

ハンターは少なくなり、利便性を求めた農地、法人、いろいろあるわけでございますが、その辺は徹底して、まさしく打ち勝つ対策をしていかないと、豚熱の問題もありますし、いろいろなものに転嫁する――今以上に被害が増えてくるというのは目に見えているような気がします。その辺を環境森林部とも連携していただきたいと思います。

○下田中山間農業振興室長　県では鳥獣被害対策の特命チームというものを構成しておりまして、副知事をトップとして、我々農政水産部と環境森林部、あと福祉保健部等も入りまして、連携して進行管理をしております。

現場では農林振興局の中で農政サイド、林務サイドが連携して取り組んでおりますので、しっかり連携した対策を講じてまいりたいと考えております。

○永山副主査　資料24ページの「みやざきローカルフードプロジェクト（ＬＦＰ）強化」について、みやざきＬＦＰプラットフォームの入会者が248事業者ということで、これはいわゆる１次産業の農林漁業者や加工販売とかいろんな団体がプラットフォームに加入されているとは思うんですが、実際の農林漁業者の加盟数が分かれば教えてください。

また、このプロジェクトにて新たに６プロジェクトを立ち上げたということだと思うんですけれども、このローカルフードプロジェクトは６次産業の一歩先の食品を使った地域おこしみたいな側面もあるというように認識しているのですが、これまでのプロジェクトの総数が分かれば教えてください。

○押川農業流通ブランド課長　ＬＦＰのプラットフォームの会員につきましては、248事業者のうち70名近くは農業者が占めております。あと、食に関係する業者が50社ほどで、あとは卸売とか商社の方々が入っていらっしゃるということで、もう少しそれぞれの分野でのメンバーを増やしていきたいと思っております。

プロジェクトの数なんですが、令和５年度は６つのプロジェクトをやりました。昨年度が７つ、その前が８つということで、今、21プロジェクトをやらせていただいております。そこから生まれた商品数は１プロジェクトから大体２つぐらい出ておりますので、40～50商品は今作っている段階でございます。

○永山副主査　地域活性化にもつながる取組だと思いますので、全県下に広がるように期待しております。

内田主査　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは、以上をもって農政企画課、農業流通ブランド課、農業普及技術課、農産園芸課、畜産振興課、家畜防疫対策課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時９分休憩

午前11時14分再開

○内田主査　それでは、分科会を再開いたします。

これより、農村計画課、農村整備課、担い手農地対策課、水産政策課、漁業管理課の審査を行います。

令和５年度決算について各課の説明を求めます。

○城ヶ﨑農村計画課長　令和５年度の決算状況等につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料５ページを御覧ください。

農村計画課は、一般会計のみで表の一番下にありますように、最終予算額は31億1,987万8,500円、支出済額は23億4,597万1,166円、翌年度への明許繰越額は７億6,550万8,000円、不用額は839万9,334円、執行率は75.2％であり、繰越額を含めた執行率は99.7％でございます。

次に、決算事項別明細について御説明いたします。

69ページを御覧ください。

（目）農業総務費でございますが、不用額が247万3,408円であります。不用額の主なものは職員の給与や共済費等の人件費のほか、下から４段目の委託料になりますが、「公共工事品質確保強化事業」において、工事点検件数の減に伴い旅費等の執行残が生じたものであります。

次に、70ページを御覧ください。

（目）農地総務費でございますが、不用額が121万1,482円、執行率が58.9％、翌年度繰越額を含めますと99.9％であります。

次の71ページになりますけれども、不用額の主なものは、上から３段目の職員の共済費であります。

次に、（目）土地改良費でございますが、不用額が423万2,680円であります。

72ページを御覧ください。

不用額の主なものは、旅費や需用費等の執行残が生じたものであります。

続きまして、主要施策の成果につきましては、その主なものを御説明いたします。

74ページをお開きください。

「地籍調査」につきましては、繰越予算で宮崎市ほか７つの市と村、現年予算では宮崎市ほか11の市町村及び南那珂森林組合において実施しております。

その結果、75ページのとおり、昨年度は44平方キロメートルの調査を実施しており、令和５年度末の進捗率は73.7％となっております。また、西米良村全域の調査が令和５年度に完了し、完了町村数は11となりました。

次に、76ページを御覧ください。

「土地改良事業負担金」につきましては、国営土地改良事業に係る県の負担金であり、大淀川右岸地区ほか８地区で執行しました。

77ページを御覧ください。

上段の「スマート畑かん大規模経営体育成支援」につきましては、農業試験場畑作支場におきまして、自動かん水装置の実証をサトイモ、ニンジンの２品目で行うとともに畑かんエリアの農業者に対して、自走式散水機等の体験機会を提供するなど、省力化機材の導入促進に取り組みました。

下段の「畑かん活用農業経営体チャレンジ支援」につきましては、畑かん営農技術に係る研修会等を開催しまして、その技術の普及促進を図るとともに、展示圃場の設置であるとか講演会への畑かんマイスターの活用に加え、ラジオ、ホームページによる畑かん効果のＰＲに取り組

みました。

以上が主要施策の成果でございます。

なお、監査における指摘事項については、該当ございません。

○上村農村整備課長　資料６ページを御覧ください。

農村整備課は一般会計のみで、一番上にありますとおり、最終予算額は212億9,183万9,544円、支出済額は134億770万2,536円、翌年度への明許繰越額は71億8,290万7,000円、事故繰越額は４億5,200万6,000円、不用額は２億4,922万4,008円で、執行率は63％、繰越額を含めた執行率は98.8％でございます。

次に、決算事項別明細について御説明いたします。

79ページを御覧ください。

（目）農業振興費でございます。執行率は71.7％、翌年度繰越額を含めますと99.9％であります。

80ページを御覧ください。

（目）農地総務費につきましては、不用額が190万8,944円であります。これは、県単独費で支出を予定していた人件費の一部を補助公共事務費に振り替えたことによるものであります。

81ページを御覧ください。

（目）土地改良費につきましては、不用額が908万3,461円、執行率は60.7％で、翌年度繰越額を含めますと99.9％であります。主な不用額は、次の82ページにあります負担金・補助及び交付金で、これは改良事業「農業水利施設電気料金高騰対策支援」において、土地改良区等に対し、農業水利施設に係る電気料金高騰分の一部を支援したものでありますが、実績額が予定額を下回ったことに伴うものでございます。

（目）農地防災事業費につきましては、不用額が１億7,736万5,823円、執行率は54.8％で、翌年度繰越額を含めますと96.1％であります。主な不用額は、次の83ページにあります工事請負費で、これは県営農業用河川工作物応急対策事業において、工事の年度内執行が困難となったため、事業費を減額したものであります。

84ページを御覧ください。

（目）耕地災害復旧費につきましては、不用額が6,077万7,000円、執行率は70.9％で、翌年度繰越額を含めますと97.7％であります。主な不用額は、災害復旧に係る国の予算措置が次年度以降となったことによるものであります。

続きまして、主要施策の成果につきまして主な取組を御説明いたします。

86ページを御覧ください。

「多面的機能支払交付金」につきましては、農地周辺の草刈りなどの基礎的な活動を行う農地維持支払において、428組織に対して支援を行い、取組面積は２万7,138ヘクタールであり、農業農村の有する多面的機能の維持・発揮が図られました。

87ページを御覧ください。

一番上の新規事業「みやざき田んぼダム啓発推進」につきましては、日南市の東郷地区ほか１地区において、降雨時の水位観測など田んぼダムの実証試験を実施しました。

下の改善事業「農業水利施設電気料金高騰対策支援」につきましては、土地改良区等の27団体に対して、老朽化した揚水設備更新等の一部を支援いたしました。

89ページを御覧ください。

下の「県営畑地帯総合整備」につきましては、三股町の高才第１地区ほか41地区において、国

営関連事業として畑地かんがい施設などの整備を行いました。

90ページを御覧ください。

上の「県営経営体育成基盤整備」につきましては、宮崎市の村内地区ほか23地区において、水田の区画整理などを行いました。

92ページを御覧ください。

下の「中山間地域総合整備」につきましては、高千穂町の上野地区ほか７地区において農業用用排水路や農道などの整備を行いました。

93ページを御覧ください。

下の「県営ため池等整備」につきましては、日之影町の一の水地区ほか27地区において、ため池の堤体の改修や用水路の整備を行いました。

94ページ御覧ください。

上の「県営湛水防除」につきましては、宮崎市の正蓮寺地区ほか３地区において、排水機や排水路の整備を行いました。

96ページを御覧ください。

「団体営耕地災害復旧」につきましては、五ヶ瀬町ほか20市町村で農地や農業用施設に係る災害復旧の支援を行いました。

今後も事業効果の早期発現のため、効率的かつ効果的な事業実施を図ってまいりたいと考えております。

以上が、主要施策の成果でございます。

最後に、監査における指摘事項については該当ございません。

○梶原担い手農地対策課長　机上配付資料の６ページを御覧ください。

担い手農地対策課は、一般会計のみで、上から２段目にありますとおり、最終予算額が24億1,558万4,920円、支出済額が22億2,564万5,840円、翌年度への明許繰越額が5,296万2,743円、不用額は１億3,697万6,337円で、執行率は92.1％、繰越額を含めた執行率は94.3％でございます。

次に、決算事項別明細について御説明いたします。

99ページを御覧ください。

上から３段目にあります、(目) 農業総務費につきましては、不用額1,702万9,333円でございます。主なものは、下から４段目にございます負担金・補助及び交付金で、農業委員などの活動及び成果実績に基づき配分される国の農業委員会交付金等の交付決定に伴う減額によるものでございます。

次に、下から３段目にございます、(目) 農業改良普及費につきましては、不用額が5,984万5,455円でございます。

100ページをお願いいたします。

主なものは、下から４段目にあります負担金・補助及び交付金で、「みやざき新規就農者育成総合対策事業」におきまして、国の交付決定に伴う減額等によるものでございます。

次に、下から３段目にございます、(目) 農業振興費につきましては、不用額が5,633万6,003円でございます。

101ページを御覧ください。

主なものは一番下の段にあります負担金・補助及び交付金で、「農業経営体育成支援事業」におきまして国の交付決定に伴う減額等によるものでございます。

次に、102ページを御覧ください。

下から５段目にございます、(目) 農地調整費につきましては、不用額が293万8,325円、執行率が79.2％、翌年度繰越額を含めた執行率は97.8％でございます。

103ページを御覧ください。

不用額の主なものは、下から２段目にございます負担金・補助及び交付金で、宮崎県農業振興公社に対する補助事業の実績の確定に伴うものでございます。

続きまして、主要施策の成果について、主な取組を御説明いたします。

104ページをお願いいたします。

改善事業「みやざきで就農！サポート」では、県内外における計７回の就農相談会の開催や、就農希望者を農業法人等に派遣し、研修を行うお試し就農におきまして、61名が参加、うち38名が継続雇用となるなど、新規就農者の確保に取り組んだ結果、令和５年度の新規就農者数は360人となりました。

107ページをお願いいたします。

２段目の改善事業「農業雇用人材マッチング促進支援」では、県内４か所でアプリやウェブを活用した多様な人材の確保等の検証を行うとともに、受入れ環境の改善を図るため、１か所で休憩所やトイレ等の環境整備を支援いたしました。

108ページを御覧ください。

１段目の改善事業「農業外国人材確保・定着体制構築」では、技能実習生の受入れを支援する監理団体２団体を県内に誘致するとともに、外国人材の住居確保のため、県営住宅４戸を改修いたしました。

また、令和４年10月に本県と連携合意を締結しておりますベトナム国立農業大学内に設置している宮崎クラスから、13名の技能実習生を４つの経営体に受け入れました。

２段目の改善事業「農地中間管理機構等支援」では、農地中間管理機構が1,287ヘクタールの農地を借り受け、再契約も含め1,898ヘクタールを貸し付けるなど、農地の集積を着実に進めているところでございます。

以上が主要施策の成果についてでございます。

最後に、監査における指摘事項につきましては該当ございません。

○西田水産政策課長　委員会資料の６ページを御覧ください。

一般会計の下から２番目の水産政策課の欄、最終予算額は18億2,712万円、支出済額は15億809万1,912円、翌年度への明許繰越額は１億5,997万6,000円、不用額は１億5,905万2,088円で、執行率は82.5％、繰越額を含めた執行率は91.3％でございます。

次に、特別会計の水産政策課の欄、最終予算額は２億5,475万8,000円、支出済額は7,854万6,555円、不用額は１億7,621万1,445円で、執行率は30.8％でございます。

続きまして、決算事項別明細について御説明いたします。

111ページを御覧ください。

（目）水産業総務費の不用額が428万2,214円でございますが、主なものは共済費でございます。

次に、112ページを御覧ください。

（目）水産業振興費の不用額が１億4,716万1,183円、執行率は81.7％でございます。

113ページを御覧ください。

主なものは、上から３段目の負担金・補助及び交付金でございますが、これは主に「内水面漁業振興対策」において、特定疾病に指定されているコイヘルペスウイルス病が発生した場合に備えて、コイの処分費用等を計上しているものですが、その発生がなかったことなどにより

不用となったものでございます。

（目）水産業協同組合指導費の不用額が202万1,198円でございます。主なものは、一番下の段の負担金・補助及び交付金でございますが、これは説明の欄の漁業共済普及促進において、養殖業者に大きな損害を与える赤潮が発生した場合に、損害を補塡するための養殖共済の赤潮特約の掛金を助成しているものですが、漁業共済普及促進事業の補助額が確定したことに伴うものでございます。

114ページを御覧ください。

（目）水産試験場費の不用額が558万7,493円、執行率は63.8%、翌年度繰越額を含めますと98.8%でございます。これは主に、天候不良による航海日数の減により、漁業調査船みやざき丸の燃料費が見込みを下回ったことによる需用費の執行残や、機器の保守点検費用や通信費が見込みを下回ったことによる役務費の執行残などでございます。

次に、116ページを御覧ください。

宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計でございます。

（目）水産業振興費の不用額が１億7,621万1,445円、執行率は30.8%でございますが、この特別会計につきましては、宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきましても、意見・留意事項等をいただいておりますので、後ほど一括して説明させていただきます。

続きまして、主要施策の成果について、主な取組を御説明いたします。

121ページを御覧ください。

一番上の新規事業「漁業ＤＸによる担い手確保育成」につきましては、多様な人材の確保・育成を行うため、漁業就業を希望する人に対してスタートアップ研修を実施するとともに、所得の向上・安定化を図るため、電子商取引である産直ＥＣの取組に必要な機器等の導入を支援したところでございます。

122ページを御覧ください。

中ほどの新規事業「県産キャビア競争力強化技術開発」につきましては、通常は雄と雌が１対１で生まれるチョウザメ稚魚の生産において、遺伝的手法を活用し、雌のみを産む遺伝的特性を持った「超メス」候補稚魚の生産技術を開発したところでございます。

次の新規事業「漁業用製氷施設の省エネ推進対策」につきましては、県内で漁業用の氷の製造・供給を行う７つの施設について、電気料の価格上昇分の一部を支援するとともに、同施設の省エネを図るための実施計画策定を支援することで、漁業者の経営安定化につなげたところでございます。

123ページを御覧ください。

一番上の新規事業「漁業経営セーフティーネット等対策緊急支援」につきましては、国の漁業経営セーフティーネット構築事業における積立金相当額や、養殖用飼料原魚購入経費の一部を支援したところでございます。

124ページを御覧ください。

一番上の「水産業試験」につきましては、水産資源分野では、ＩＣＴ等技術を活用した次世代型資源利用技術の開発など４課題、増養殖・漁場保全分野では新興・再興感染症の対策に関する研究など５課題、経営流通分野ではカツオ・マグロ漁業の収益向上に関する研究など３課題、内水面増養殖分野ではチョウザメ効率的種苗生産技術開発など４課題、合計16課題に取り組んだところでございます。

次の新規事業「水産試験研究体制強化」につきましては、水産試験場の高度化と効率化、施設及び運営の合理化を図るため、水産試験研究体制の強化に対する調査・検討を行い、水産業の成長産業化に資する水産試験研究体制強化基本計画を策定したところでございます。

その下の新規事業「水産試験場施設整備」につきましては、水産試験研究体制強化基本計画に基づき、水産試験場の研究機能と宮崎県水産振興協会の種苗生産機能を一体化した増養殖技術高度化施設に係る設計を行うもので、繰越しの手続を行い、令和６年度に実施しているところでございます。

以上が主要施策の成果でございます。

次に、別冊資料であります、令和５年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の36ページを御覧ください。

沿岸漁業改善資金特別会計につきましては、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、県が沿岸漁業従事者等に対して行う経営改善資金等の無利子の貸付事業の経理を行うために設置されたものであります。

まず、歳入の欄を御覧ください。

調定額２億6,103万1,555円、収入済額２億6,103万1,555円となり、収入未済額はございません。

その下、歳出の不用額の欄を御覧ください。

不用額が１億7,621万1,445円でありますが、これは主に貸付金の執行残でございまして、翌年度に繰越しを行い、過年度貸付けに対する償還金と合わせて翌年度の貸付財源となっております。

最後に、一番下の意見・留意事項等にありますとおり、「資金の利用促進に努めているものの、引き続き、資金の有効活用が望まれる」との意見であります。

水産政策課としましては、御意見にあります資金の有効活用の観点から、令和５年度に資金規模の適正化を行ったところです。具体的には、国の基準に基づき算出した額3,858万円を減額し、そのうち３分の２を国庫に返納するとともに、残りを県一般会計に繰り入れる措置を行いました。

今後とも、農林振興局及び関係団体を通じた希望調査により資金需要を確認しつつ、資金の効率性を確保するため、必要に応じて資金の適正化を図ってまいります。

○安田漁業管理課長　決算特別委員会資料の６ページを御覧ください。

漁業管理課は、一般会計のみで、上から４段目にありますとおり、最終予算額は56億4,243万6,000円、支出済額は37億2,503万1,153円、翌年度への明許繰越額は18億917万6,000円、不用額は１億822万8,847円で、執行率は66％、繰越額を含めた執行率は98.1％でございます。

次に、決算事項別明細について御説明いたします。

127ページを御覧ください。

（目）水産業総務費の不用額が193万4,799円であります。主なものは共済費であります。

128ページを御覧ください。

（目）水産業振興費の不用額が3,457万3,554円であります。

129ページを御覧ください。

主なものは１段目の負担金・補助及び交付金でございますが、これは「種子島周辺漁業対策事業」における事業費の確定に伴う執行残などによるものであります。

130ページを御覧ください。

（目）漁港管理費の不用額が220万7,963円、執行率は74.6%、翌年度繰越額を含めますと99.1%であります。不用額の主なものは131ページの４段目の委託料でございますが、これは漁港や海岸の漂着物処理費用が見込みを下回ったことなどによるものであります。

（目）漁港建設費の執行率は55.3%、翌年度繰越額を含めますと100%であります。翌年度への繰越しは関係機関との調整等に日時を要したものであります。

133ページを御覧ください。

（目）海岸保全費の不用額が2,543万6,000円、執行率は57.2%、翌年度繰越額を含めますと95.3%であります。不用額の主なものは、下から３段目の委託料でございますが、これは令和４年台風第14号により海岸保全区域に漂着した流木等の処理費用が見込みを下回ったことによるものであります。

134ページを御覧ください。

（目）漁港災害復旧費の不用額が2,907万3,714円、執行率は79.6%であります。これは漁港施設の被災に対する復旧予算として計上しておりましたが、災害復旧費が見込みを下回ったことによるものであります。

（目）水産災害復旧費の不用額が1,311万1,000円、執行率はゼロ%であります。これは水産施設の被災に対する復旧予算として計上しておりましたが、水産施設において災害が生じなかったため不用額となっております。

続きまして、主要施策の成果について、主な取組を御説明いたします。

135ページを御覧ください。

「資源管理イオベーション推進」では、本県の沿岸資源の持続的利用を推進するため、沿岸漁業で利用されるアマダイなど９種類の魚の資源評価を行いました。

また、持続可能な資源の造成を目的としてヒラメ稚魚の放流を行いました。あわせて、漁業者が行う藻場や干潟等の漁場保全活動の支援にも取り組んだところであります。

136ページを御覧ください。

２段目の「海藻等養殖施肥マニュアル作成」では、海藻等養殖で不足する窒素やリンなどの栄養塩を効率的かつ安定的に強化するためのマニュアル作成に向けた実証を行ったところであります。

次の「水産基盤（漁場）整備」では、日向灘沖合に来遊するカツオやマグロ等の回遊資源を滞留させ、操業の効率化を図る表層型浮漁礁について、更新を行うとともに、耐用年数を経過した中層型浮漁礁の撤去を実施したところであります。

138ページを御覧ください。

「水産基盤（漁港）整備」では、「水産流通基盤整備事業」において、水産物の安定供給や流通機能の強化を図るため、北浦漁港の防波堤及び岸壁工事を実施したところであります。

また、「水産物供給基盤機能保全事業」において、老朽化により更新が必要となった漁港施設の長寿命化を図るため、川南漁港ほか７漁港で老朽化対策工事を実施したところであります。

さらに、「漁港施設機能強化事業」において、大堂津漁港ほか４漁港の地震・津波対策工事を実施したところであります。

漁港施設の整備につきましては、引き続き、地震・津波対策として防波堤等の整備を推進するなど、施設の強化対策に取り組んでまいりま

す。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査における指摘事項については該当ございません。

○内田主査　執行部の説明が終了いたしました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

○中野委員　農村計画課は、11課の中では予算が少ないほうではないんですが、不用額が極めて少ないです。農政企画課、農村整備課、漁業管理課も非常にすばらしい数字でありますが、農村計画課は執行率が99.7％と、群を抜いていると思います。僅かに不用額が839万9,334円ありますが、予算を計上するとき、あるいは予算を執行する中での心構えやノウハウがあるのかをお尋ねいたします。

○城ヶ﨑農村計画課長　執行につきましては、当然､旅費とか需用費とかそういったものをしっかりと節減するような意識を持って業務に取り組んでいるところでございます。その結果、不用額がありますけれども、若干少なめに処理ができたんじゃないかと考えております。

○中野委員　課長がいいのか担当職員の皆さんがいいのか分かりませんが、こうありたいものだなと思ったものでお聞きしました。今後もよろしくお願いいたします。

次に、決算87ページでお尋ねします。

「農業水利施設電気料金高騰対策支援」ということで、老朽化した揚水設備更新等への補助とかいろいろとありますが､西臼杵の用水路は、田んぼの位置のほうが高いものだから、電気で揚水しないといけないというのを聞いたことがあります。電気料金高騰額への補助が18団体とありますが、そういったところへの補助もあったんでしょうか。

○上村農村整備課長　電気料金高騰額への補助18団体ということで、内訳を申しますと、西臼杵管内が８団体と一番多くなっております。次が、北諸県が４団体、中部が３団体、西諸県、児湯、東臼杵が各１団体ということでございます。

○中野委員　農業経営上、不利な地域だと思います。今後も必要なときにはぜひ積極的に対策を行ってほしいなと思います。よろしくお願いいたします。

それから、75ページの「地籍調査」について、令和５年度に西米良村全域の調査が完了し、完了市町村数が11とありますが、この市町村名を教えていただきたいのと、それから、進捗率ワースト３の市町村を教えてください。

○城ヶ﨑農村計画課長　まず、完了している市町村ですけれども、三股町、高原町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、美郷町、日之影町でございます。

それから、進捗率が遅いというか低迷している市町村は、西都市が約24％でございます。その次に日向市が約41％でございます。その次が串間市で約43％でございます。

○中野委員　ちなみに、えびの市は幾らでしょうか。

○城ヶ﨑農村計画課長　えびの市は64.3％でございます。

○中野委員　この地籍調査が済んだということは、面積がきちんと把握されて、恐らく山あたりは今までの面積からすると大分増え、農地等も含めて減ったところはないと思います。調査が終わってどのくらいで、新しい面積の固定資産税が課税されるんでしょうか。

○城ヶ﨑農村計画課長　市町村によって違いますので、例えば、市町村全部が終わらないと課税に反映しない市町村もございますし、そこそこのエリアで完成した都度、課税に反映させる市町村もあるというように聞いております。

○中野委員　この11市町村は全部課税をするということになっているんですか。

○城ヶ﨑農村計画課長　完全に聞き取ったわけではございませんけれども、地籍調査が終わっておりますので、当然、順次課税のほうに正しい数値が反映されているものと考えております。

○中野委員　例えば、西都市は進捗率が24％ですが、これは調査が全て終了しないと課税しないという市町村になるんですか。

○城ヶ﨑農村計画課長　把握をしていないので、少し調べさせてください。

○中野委員　何のために調査があったかというと、公平な課税というものが目的です。面積把握をきちんとしていないということだと思うんです。面積が分からず、課税が少なかった。早く調査したから課税の対象になったというのは不公平ではありますよね。ワースト３の市町村は進捗率が50％に満たないわけですが、調査が全て済んだところは恐らくきちっとした課税を順次されたと思いますので、そのあたりのことは、それぞれの市町村への指導をよろしくお願いしたいと思います。

○城ヶ﨑農村計画課長　西都市の課税の適用時期について、終了区域ごとに即課税に反映している市町村の中に西都市が含まれておりますので、西都市の場合は調査が全て終わるまで待つのではなくて、調査が完了したらすぐに課税のほうに反映しているというように聞いております。

○中野委員　それはそれで不公平ですね。恐らく面積が増えるんです。江戸時代から抱え地とも言いますが、農地にはそういうようなところがたくさんあるんです。山はいい加減なもので、私の個人の山では10倍面積が出てしまいました。だから、この山よりも多いと思うんです。即課税というところはまた考えもので、調査をしていないところの人は文句を言わないのでしょうか。

○城ヶ﨑農村計画課長　市町村によって課税の考え方が違いますので、地籍調査が終わっていないところで独自にそういう調査をされて、課税をされているというところもあるというようにも聞いておりますし、それぞれの市町村の考え方によるものだと考えております。

○中野委員　課税は公正公平であるべきだと思いますので、市町村の指導も含めて、一生懸命進捗率を伸ばしてほしいと思います。よろしくお願いします。

○内田主査　皆様にお諮りいたします。質疑もまだあると思うんですが、お時間も来ておりして、また、この後、１班、２班に集まっていただいて総括質疑というものも予定されております。一旦、休憩を挟ませていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　では、続きは午後１時再開ということで、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後０時58分再開

○内田主査　それでは、分科会を再開いたします。

午前に引き続き、執行部の説明について、質疑はございませんでしょうか。

○荒神委員　農村整備課にお尋ねいたします。資料87ページの「農業水利施設電気料金高騰対策支援」について、物価高騰への対策という内容なんですが、これは単年度の事業なのか、それとも継続事業なのか、もしくは、今までに類した事業があったのかをまずお聞きしたいと思います。

○上村農村整備課長　今回の「農業水利施設電気料金高騰対策支援」については単年度の事業です。令和４年度も同様の緊急支援ということで行ったものがございます。

○荒神委員　昨年度からこういう事業が導入されたという認識でいいんですね。そしたら、現在、この事業により18団体が補助されているわけですけれども、補助対象になる内容はどういう内容であるのか、お尋ねいたします。

○上村農村整備課長　まず、老朽化した揚水設備等の更新への補助ということで、これについては、電気料金の高騰に伴い、省エネ化に取り組もうということで、施設の機器を更新する団体に助成するものであります。補助の上限は定額の200万円でございます。

もう一つの電気料金高騰額への補助については、令和５年度と令和３年度の単価差を比較して、高騰した分の２分の１を助成しましょうというものでございます。

○荒神委員　この設備更新は省エネという観点からということで、また、電気料金高騰額への補助は、令和５年度と令和３年度を比較して高騰した分に対して補助するという内容とのことですけれども、それぞれの団体によって電気料金はまばらだと思います。高いところもあれば、そこまでいかないところもあり、県内にはいろいろあると思うんですが、そのすみ分けはこの対象の内容の中には入っていないんですか。

○上村農村整備課長　今回の18団体への補助の内訳を見ますと、一番高いところで174万8,000円の助成、一番低いところでいきますと9,000円の助成ということで大きく幅がございます。使用する機器であったり電気量であったり、そういうことで各団体によって異なっている状況でございます。

○荒神委員　お尋ねの仕方が悪かったと思うんですが、例えば戸数が100戸ある団体と、20～30戸ある団体――かつては100戸あったけれども、離農などによって、遊休地があったとして、負担する世帯数が減ったとすれば、やはり安いところも高く負担金が発生するわけですけれども、そういう内容は入っていないんですか。

○上村農村整備課長　それぞれの施設を所有する団体に助成するものでありまして、例えば、その施設が100ヘクタールをかんがいするものと、10ヘクタールをかんがいするものというように幅がある場合、それぞれの機器の電気量が異なりますので、団体への補助額が異なると考えております。

○荒神委員　令和５年度から令和６年度にかけて、また、令和４年度から令和５年度にかけて、どこも高騰していると思うんです。それに１つのハードルなのかガイドラインは設けていないんですか。

○上村農村整備課長　令和５年度と令和３年度の単価を比較して使用量に応じて補助しますので、下限値とか要件などは設けておりません。全てが補助対象になると捉えております。

○荒神委員　何を述べたいかと言いますと、今

からはもちろん電気料金の高騰もそうなんですけれども、中山間地域においてはやはり遊休地や荒廃地の増加、また、離農して耕作者が減少するのは目に見えています。

先ほども言いましたけれども、100戸あったのが30～40戸になると、どうしても１戸あたりの負担金は加算されます。米の問題も少し明るくなっていますけれども､水利料金の負担金によって他の地域に耕作を求める現象も出てきています。こういう支援策があるとすれば、その辺も今後は研究する価値があるのではないかなと申し述べて終わります。

○佐藤委員　水利施設の電気料金高騰対策支援ということですけれども、根本的に電気を使わなければできないところに、ポンプで水を揚げなくてもよくする――水を引き直すとかそういう考え方は全くないんですか。

○上村農村整備課長　今回の事業においてはそういった対策はありませんけれども、水を引き直して、別のところから水を持って来るというようなことになりますと、地域との合意形成ですとか水利権といったものが関係すると思いますので、地元の方との合意が調った後に、そういった整備に進むものと考えております。

○佐藤委員　過去にそういう例がありますか。

○上村農村整備課長　水源を別に設けるといった事例があるかということについて、申し訳ございません。現時点で把握できておりません。

○佐藤委員　今後はそういうことも必要なのかなと思います。いつまでも高騰する電気料金の心配をするよりも、長い目で見れば、水を引き直したほうがいいんじゃないかという考え方もあると思うんですが、それは今後の対策として必要だと思いますのでよろしくお願いします。

それこそ西臼杵は特に上野地区、下野地区、あの辺りは二百数十万円の電気料金を払って水田を営んでいますけれども､そういうことがずっと続くのかという心配はしております。未来永劫、稲作というのがあるんだと考えておりますので、この事業も含めて、そういうところに早めに手を打つ必要もあろうかと思います。

それと、資料87ページの県単事業で「みやざき田んぼダム啓発推進」とあります。日南市の東郷地区ほか１地区とありますが、これはどういう実証ができて、今後どういうようにしていく考えなのか。私は、田んぼダムというのは、治水の面からも災害に強い水対策として有効だと思うんですけれども、この事業が今どういう状況なのか教えてください。

○上村農村整備課長　当事業につきましては、令和５年度から着手しておりまして、令和７年度までの３か年を予定しております。

令和５年度については､初年度ということで、ここに記載しています日南市の東郷地区と、西都市の上三財地区の２か所で実証をしております。

実証の内容につきましては､降雨時､雨が降った際の水田の中の水位観測と、それに伴う排水路の水位の観測、また、水田の中で水をためることによって作物への影響があるかどうかといった生育調査を実施しているところでございます。

○佐藤委員　台風が今も心配されておりますけれども、台風のときには水がたくさん入っていたほうが稲は倒伏しませんが、田のあぜ、土手がもたないというようなことで水切りを下げて水は抜いてしまいます。

この田んぼダムという事業は、全国で国が推

進しているものだと考えますけれども、しっかりしたあぜを造って深みを増していけば、田も崩壊しないし、田んぼダムの役割もして、水を蓄えることができます。そしてそれが１週間も水をためておく必要はないわけですから、稲の影響というのは大したことはないと思うんです。稲を刈る前までためておくということは無理ですけれども、台風や大雨が過ぎれば、また抜けばいいわけですからそれは問題ないと思います。田のあぜ、畦畔の補強が必要になろうかと思うんですけれども、全国的に見て、宮崎県はこの田んぼダムの啓発について、先を走っているのか、それとも全国一律なのか教えてください。

○上村農村整備課長　令和５年度時点ですけれども、全国で言いますと約８万6,000ヘクタールが田んぼダムに取り組んでいるところです。

宮崎県では、令和５年度時点でこの実証圃場を加えまして約40ヘクタールということで、ほかの県と比較するとまだまだ取組は低い状況というところでございます。

○佐藤委員　県内全域の田んぼダムが稼働するとすれば、数万トンの水を蓄えられると思います。また、大雨が来て災害が起きやすいところは限られております。県北であれば耳川流域、五ヶ瀬川流域とか、そういう地域ですけれども、そういうところの田んぼダムを強化していくということは防災・減災の面からも、さらには県土強靭化という面からも非常に役立つと思います。しっかりと早めの対策を先駆けてやっていただき、特に中山間地域は非常に雨の被害を受けておりますので、よろしくお願いをいたします。

○脇谷委員　資料84ページの耕地災害復旧費について、今年度の支出済額が約18億円ということなんですけれども、毎年このくらいなのか、それとも少しずつでも増えているのかというのを教えてください。

○上村農村整備課長　令和５年度の支出済額は約18億円でございますけれども、毎年の被災状況によりまして、この金額は変わるというところでございます。

○脇谷委員　毎年、大体26億円ぐらいを予算として上げているという感じですか。

○上村農村整備課長　予算の約26億円につきましては、災害復旧事業の進度に基づきまして、事業主体の市町村から要望額として上がったものを計上しております。

○脇谷委員　例えば、道路と田畑の際にある土手が崩壊した場合は、農政水産部と県土整備部のどちらが災害復旧費として見るんですか。

○上村農村整備課長　農地ののり面と河川といった区分けについては、それぞれの管理するところが河川であれば河川管理者となり、一般的には土木事務所や市町村となりますが、農地のほうは所有者との境界を境に災害復旧の区分けをしております。どちら側というところは明確には決まっておりませんけれども、その都度、協議をするということになっております。

○脇谷委員　分かりました。

もう一つ、農地中間管理機構についてお伺いいたします。

資料108ページです。農地バンクといわれるこの「農地中間管理機構等支援」について、現在の宮崎県の集積率はどのくらいなんでしょうか。

○梶原担い手農地対策課長　宮崎県の集積率は、令和５年度末時点で57.6％となっておりまして、全国で12位、九州では２位ということになっております。

○脇谷委員　全国で12位ということなんですけれども、この集積率が高いと国からの補助率も高くなってくるというような、そんなインセンティブはないんでしょうか。

○梶原担い手農地対策課長　機構集積協力金という制度がありまして、これは農地を出す地域に対して10アール当たり幾らですというような、出した農地の面積に応じて交付金を交付するというものです。農地バンクの活用率が高い、すなわちたくさん農地バンクを使って集積を行っているというところに対しては交付単価が上がっていくというようなインセンティブがございます。

○脇谷委員　ぜひ、国からの補助率を上げていただけるようによろしくお願いいたします。

○佐藤委員　資料82ページの「小水力発電等農村地域導入支援」について、先日も高千穂町の畑中小水力発電所の式典が行われまして、農村振興局長にも出席をいただきました。このような小水力発電は、その地域の先人が残した山腹水路を利用して非常に有効だと思いますし、その地域の人たちの希望にもなると思います。急傾斜地は、その不利な条件が有効になるという意味でも非常にありがたいんですけれども、企業局の調査等もあろうかと思いますが、その状況、今後の考え方、今までの推移というのを教えてください。

○上村農村整備課長　これまで企業局や国庫事業を通じて可能性調査というものを実施しております。可能性調査でいきますと、県内71地点の調査を行いまして、その中で採算性が見込まれるところが36地点ございました。

現在まで、用水路やダムといった農業水利施設を活用して整備した箇所が14か所ございます。その整備した14か所の地域性ですけれども、最も多いのが西臼杵の５か所となっております。そのほか西諸県で３か所、中部管内で２か所、残りの南那珂、北諸県、児湯、東臼杵では１か所ずつということになっております。

こういった地域の高低差のあるところの用水路等を活用して開発されている状況でございます。

○佐藤委員　先ほどの「農業水利施設電気料金高騰対策支援」では高さがあるために電気を使って水を揚げないといけなかったわけですけれども、今度は逆に高低差があるために水を落として発電をし、その水はまた用水路に流すと、畑中小水力発電所はそういう仕組みでした。

そういうところがしっかりと探せばまだあると思うんです。技術もさらに進歩しており、利益が出るというか、存続することができるところを見つけることはできると思いますので、しっかりと力を入れていただきたいと思っております。

また、92～93、96ページでも西臼杵地域のいろいろな事業をしていただいております。水を使う稲作について、ちょうど今稲刈りの時期に入っておりますけれども、台風が非常に心配されております。特に今、畜産が落ち込んでいますので、畜産だけに頼ることなく、こういう水田、農作物を作ることに対してもしっかり支援をお願いしたいと思います。

○内田主査　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは、以上をもって農村計画課、農村整備課、担い手農地対策課、水産政策課、漁業管理課の審査を終了いたします。

引き続き、総括質疑に入りますが、準備のた

め暫時休憩いたします。

午後１時22分休憩

午後１時24分再開

○内田主査　それでは、分科会を再開いたします。

各課の説明及び質疑が全て終了いたしましたので、総括質疑に移ります。農政水産部の令和５年度決算全般につきまして、質疑はございませんか。

○荒神委員　担い手農地対策課にお尋ねしたいと思いますが、熊本県では、企業の流れで大変農地不足ということになっているわけですけれども、本県においては、この農地転用の問題というのは、ここ数年でどういう傾向なのでしょうか。それに連動して遊休地や荒廃地等も増えていくわけですけれども、その現状はどういう内容なのか、お尋ねいたします。

○梶原担い手農地対策課長　本県における農地転用の状況について、直近の数字で令和５年度の数字になりますけれども、４条転用、５条転用を合わせまして、件数で1,364件、面積では176.3ヘクタールというふうになっております。例年200ヘクタール前後が転用されているというような傾向でございまして、直近５か年で見ると、大体右肩下がりで転用面積が下がっているということになっております。

転用の主な理由として一番多いのは、植林をするということで、農地の維持管理にかかる人的コスト、時間的なコストを低減させるという目的で転用がなされているというような傾向があるのかなと思っております。

熊本県で見られているような大規模な工業団地の造成に伴う転用、半導体関連企業の進出による本県の転用の増加というような状況は、現在のところ見受けられておりません。

○荒神委員　本県の転用は植林が主であるということですが、畑地かんがいエリアもそのような流れでいくのでしょうか。

○梶原担い手農地対策課長　植林が行われているような農地というのは、一般的に山際の条件の悪い農地が多いというところでありまして、畑地かんがいが入っているような比較的営農条件がいい土地については、件数としては少ないのではないかと思います。そういった整備がされているところについては、農地は農地としてしっかりと使っていただくということが大前提と考えております。

○荒神委員　そういうところが少ないながらもあるわけですね。私の近くでも、そういう植林を推進したり、人家のところまで畑かんのエリアが来たり、いろいろされております。

農地転用は、住宅――個人の家でもできるようにある程度緩和していかないと、植林をしていったら、先ほどの鳥獣被害の問題ではありませんけれども、いろんな面に悪影響になると思います。だから、畑地かんがいのエリアは第１種農地ですから、適材適所ということで植林を進めずに、山林に近い、また住宅地のところは、ある程度緩和をして、住宅――個人の家ができるような、家族構成がうまくいくようにしていく。田舎では、全て農地転用できずに核家族になる要因になった一つの理由でもあります。その辺を、畑かんエリアが荒廃地や遊休地にならない努力をしていただきたいと思っています。

○中野委員　農政水産部は562億円の予算で394億円支出されました。70.2％の執行率で、繰越金等を入れたら95.3％、つまり、その30％のう

ちの25％は繰越しで、そして５％が不用ということです。

２年間にわたって使うということには、もちろん何も問題ないと思うけれども、予算というものは単年度式だと思うから、本当は100％を目指して使ってほしいと思います。国も補正予算などで景気対策をしたり、いろんな対策をしてきているわけだから、宮崎県においてもそうだと思うんですよ。国との何とかで時間がかかったとか、用地がどうのこうのとか、100％執行できない理由をそれぞれの部署で説明をされますが、ある程度決まってから予算をつくっているわけだと思いますので、100％に近い年度内執行を、そして不用額はなるべく少なくやってほしいと思っているんです。

環境森林部は執行率60％ですから、予算のうちの40％は翌年度へ繰り越したということですので、何のための予算なのかなと。２年間にわたって使えばいいということが浸透してゆっくりとされているんじゃないかなと。もっと積極果敢にやってほしいと思います。予算は焦眉の急というぐらいで執行して、そして打った政策が執行されて、疲弊した農村が復活したり、いろんなことができていくわけです。

できたら、この執行率を上げるという心構えをして、ぜひ取り組んでほしいと思います。総括として、その意気込みを殿所農政水産部長にお願いいたします。

○殿所農政水産部長　国の補正対策などでどうしても時期的に遅くなるというようなケースも確かにありますけれども、今委員がおっしゃいましたように、元々の計画を丁寧につくってあって、いろんな合意形成が早くできていれば取り組めるものもあると思います。

執行残がたくさん出るんじゃなくて有効に使いなさいという話も委員からございましたが、併せて考えますと、やはり地域のいろんな希望、ニーズというものを丁寧に拾い上げ、合意形成であるとか、いろんな計画をあらかじめ丁寧にやっておくことが、こういった執行率であるとか、あるいは翌年度への繰越しを少しでも少なくして、その年度にしっかり執行していくということにつながると思います。今の話をしっかり肝に銘じて、今年度からの執行に努めてまいりたいと思います。

○佐藤委員　決算３ページの体系表の中に、「災害に強い漁村と安全対策の推進」というところが下から３段目右側にありますけれども、台風のたび、大雨のたびに木材等が流れています。木材が流れてきて被害を受ける漁村の方々に対しての対策というのは、環境森林部も関係することですが、大きい意味で、その河川の途中に木材等が流れないようにしないといけないとか、県土整備部も含めたような話になると思います。各漁港の皆さんは、木材が流れてくることに対して、どのような認識を持っておられるのでしょうか。私は川上のほうしかよく分からないんですけれども、それは相当迷惑をかけているわけですが、この辺のところを把握されていれば教えてください。

○西府水産局長　漁業者の方は台風の都度、流木が流れてこないだろうかと非常に心配しています。その流木によって、養殖場であれば養殖のいかだや漁船が被害を被れば、その都度、自分たちで積み立てている補償金とか、そういったところから支出をしなければいけないということで、非常に被害者という意識が強いのかなというように思っています。

ただ、そういっても、どこから流れてくるのか正直分からないところがあって、山からというのは多分そうなんでしょうけれども、どこの山からかはよく分からないところがあり、できることならば、山からの流木を控えてほしいなという気持ちがあります。

なかなか海のほうからは、そこは言いにくいんですけれども、海岸に打ち上がった流木等がまた再び海に出ていって、また二次被害を及ぼす可能性があるので、そういったものについては、漁業者も被害者という意識だけじゃなくて、自分たちが自ら次の被害を防止しようと、海岸に漂着した流木等を漁業者自身が拾い上げるとか、そういった作業をすることで、できるだけ被害を大きくしないように心がけたいと考えているところです。

今から先、こういった被害が非常に大きくなる可能性がありますので、そこは漁業者も被害を及ぼさないように､被害を受けないようにしっかりと心得て頑張っていきたいと考えております。県も同じように、それに対して支援をしてまいりたいと思っております。

○佐藤委員　全て悪いものだけを流しているわけではないわけですよね。活気をつくられている人たちは「森は海の恋人」と言っておられました。いいものは流れてくるし、悪いものは必要ないわけですので、それを止める。この「災害に強い漁村と安全対策の推進」の中にはどういう事業があるわけですか。

○那須漁港漁場整備室長　決算138ページを御覧ください。

「水産基盤（漁港）整備」という事業がありますけれども、現在、漁港事業では、拠点漁港における地震津波対策、それから老朽化した施設の補修等の２本柱でやっておりまして、安全安心に漁港が使えることを目指した事業を展開しております。

○佐藤委員　災害というのは、津波を想定したということでいいでしょうか。先ほど私が話したような、川上から木材が流れてくるのを防ぐというような事業、そういう考え方は今までなかったんでしょうか。

○那須漁港漁場整備室長　現在、取り組んでいる事業につきましては、地震津波対策、それから老朽化対策となり、危険な状況で使わせることのないようにというようなところでやっております。現在のところ、上流からのものを止めるというような事業については実施しておりません。

○佐藤委員　川上と川下の関係は良好であるべきであり､いろいろ思う人はいるでしょうから、今後は大きな問題になってくると思うんですよ。ですから、これは環境森林部も県土整備部も含めて、途中でそういう流木対策をする必要があるでしょうけれども、一番下の漁港に近いところ、この水産局のほうでもですね、そういう対策を今後考えていく必要があるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○脇谷委員　近年の災害で農家の方々が大変泣かれているんですけれども、この農地災害復旧に対する国からの補助の基本的な考え方について教えてください。

○上村農村整備課長　耕地災害復旧事業について、まず農地の場合は国庫が50％、農業用施設の場合は65％というのが基本補助率になります。これに加えまして､今回の台風第10号もですが、激甚災害ということになりますと国費のかさ上げがありまして、過去５か年の全国平均でいき

ますと、農地の50％が約96％まで、農業用施設の65％が約98％まで上がるというような状況でございます。残りについては、地元負担ということになっておりまして、市町村であったり、農家の負担になります。こちらについては、それぞれ26市町村のお考えがありますので、それぞれの市町村で対応しているというところでございます。

○脇谷委員　ということは、持ち主負担というのもあるということですか。持ち主はもちろん保険に入っていらっしゃるのかもしれませんけれども、地元負担というのは市町村負担というのと一緒ということでしょうか。

○上村農村整備課長　地元負担といいますのは、市町村と農家の負担のことであります。

先ほどの国費に加えて農家の負担軽減を図ることを目的に市町村のほうで負担するというところの考え――市町村の負担率については、それぞれ26市町村で異なるというところでございます。

○脇谷委員　県においてはどのくらいの負担となるのでしょうか。

○上村農村整備課長　耕地災害復旧事業においては、県の負担はございません。国費と、先ほど申しました地元負担ということになっております。

○脇谷委員　やはり市町村でも大変なところもあると思うんですけれども、それに関しての県からの補助というか、そういう災害負担金から持ってくるというのは全然ないということなんですか。

○上村農村整備課長　事業費の負担というところでは対応しておりませんけれども、耕地災害復旧事業が円滑に速やかに進むようにということで、県から市町村への事業の支援ということで取り組んでいるところでございます。

○脇谷委員　やはり市町村は災害が大変多くて困っているところもあり、県からの災害支援金というか、そういうお金もあると思うので、ある程度は出していただきたいなと思っているところです。要望です。

○中野委員　先ほど流木の話がありまして、それで少し思ったんですけれども、元は川上ということで、山ですよね。大雨で山が崩れて流れてきて、一部は里や田んぼに入ると思うんですが、ほとんどが川下である海に流れ、漁港に来ます。その対策の話をするのに、漁港に来たときに初めて流木のことが皆さんの対象になると思うんですよね。それで、特に林務と農政との連続性というか、関連性はどうなっているんですか。

というのが、国は農林水産省ですよね。昔は農政水産と林務が独立しており、かなりウエートが大きかったんでしょう。これから先は、やはり中央省庁に倣って、大きな部局になるかもしれませんが、統一していかないと。宮崎県は山林も広く、その恵みを受けて農地が広がり、そして海まで注いでいるという、この地形からして、全体的な環境からして、そういうところなんですよね。農林水産省は今、炭素の云々で林務と環境が一緒になって、いいような部局であるけれども、実際、我々の生活は中山間地域のほとんどでなりわいを立ててやっています。そして注いだ海でまた漁業をしているという面から見れば、ここらあたり、大きく機構の大変化をして、本来あるべき農林水産部というものに――ずっと昔はどうだったか知りませんが、中央に倣って変えるべきじゃないかなと、今こ

の流木の話で、ふと思いました。

県土整備部になりますが、川内川の川上に流木対策で２か所に井堰を造って、流木が下に流れないようにすると言うけれども、調査中ということで一向に工事がされません。そういう対策をするときに、例えば、農政水産部はどの辺まで中に入って、相談があってやっているんだろうかなと思います。止めることはいいわけですけれども、流れてくる流木に対して、農政水産部としてのいろんな考え方もあるだろうと思うんです。工事は確かに県土整備部がするんでしょうが、山も農政水産部の管轄のところ、それが漁港まで流れていくとなれば、その中央でいう農政水産部に関わる話なんですよね。

皆さんの話を聞いていると、流木が漁港に流れてきたときの話ばかりで、どうかなと思ったんです。今の農政水産と林務が全く分離している状態が果たしてこれから先もいいのかなと。

農政水産部は我々が入ったころは物すごい予算でしたよね。道路も農政水産部で造ったわけですから、ふるさと農道というような、ある限りの名前をつけて農道ができて、そういうのが全くなくなったからでしょうけれども、予算的にはかなり減りましたよね。予算にしても七、八百億円はあったと思います。予算額も少なくなったし、農業の在り方もいろいろ変化しているわけだから、林務を取り囲んだ農政水産部であるべきじゃないかなと思います。地方というか市町村は、山と農業を１本でやっています。漁港があるところは、それも入れての一体的な農山漁村です。

その考え方や機構に手を加えるのは農政水産部ではないかもしれませんが、要望はしないと総務部はぴんとこないかもしれません。いかがでしょうか。

○殿所農政水産部長　私は農政水産部に長くおりましたので、農政水産部というのはこんな感じだなというのは分かっています。昨年度環境森林部に初めて行きましたが、ほとんどの対象が中山間地域で、そこでなりわいを営んでいる方というのは、農家、林家ではなくて、ほとんどが農林家でした。このように、対象になる方もほぼ同じで、また、今お話があったように、山が川に、そして海に影響していくというつながりもあります。

そういうことで、去年私が取り組んだのが、農と林で同じような関わりのある仕事――例えば、担い手育成であるとか、ブランドであるとか、輸出であるとか、様々な共通の仕事がありましたので、そういったところを両部で集まって、同じような分野でやっている人たちでしっかり話をして連携をしていきましょうというような仕組みをつくりました。

今委員がおっしゃいましたように、国はこれが農林水産省なわけですので、一つの部になれば、さらに機能するということも考えられると思います。組織を管轄するのは総務部でございますので、今こういうお話があったことも含めて総務部のほうとしっかり話をしてみたいと思います。

○中野委員　部長は行政職の方であるし、さらに今言われたように、以前は環境森林部で、今は農政水産部という二つの部のトップを担ってやられているわけだから、一段と御理解もあるだろうと思います。

両部の予算を合計しても950億円なんですよね。そのうち環境部分を引いて、林務を取り込んでもさほど大きな予算でもないです。出先機

関は林務の方が局長になり、農政水産も含めた局長ですから、現実的にはそうなっているんです。何かしらの林務の人が行く振興局ですから、職員の皆さんも、そういう中を行ったり来たりされていると思います。将来を嘱望された幹部職員もおられますから、そこ辺のことを大なたを振るってやってほしいなと思います。

今の人事を見ていると、屋上屋を架す人事ばっかりして、局長という職が物すごく増えました。その職にある方には申し訳ないけれども、頭でっかちの組織になっていると思うんです。いろんな利害も含めて、まとまって、もっとスリム化した組織にする。

昔は普通の部が８部ありました。それがあるときに無理して７部にして、そのままの流れで今日まできました。８部がいいのか９部がいいのか６部がいいのか分かりませんが、もっと関係する部をまとめてやることにしたらどうかなと思います。ただ部局を増やせばいいというものでもないから、それに合った数でできると思うんです。行政職で二つの部を渡り歩いている部長ならではのことだから、さっき言われたように、総務部とも協議をして検討をしてほしいと思います。

○内田主査　以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後１時54分休憩

午後１時58分再開

○内田主査　分科会を再開いたします。

まず、採決の日時についてですが、10月２日の午後１時からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　以上で本日の分科会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後１時59分散会

令和６年10月２日（水曜日）

午後１時０分再開

出席委員（６人）

主	査	内田理佐
副主	査	永山敏郎
委	員	中野一則
委	員	荒神稔
委	員	工藤隆久
委	員	脇谷のりこ

欠席委員（１人）

委	員	佐藤雅洋

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主任主事	増村竜史
議事課主任主事	青野奈月

○内田主査　それでは、分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後１時０分休憩

午後１時10分再開

○内田主査　分科会を再開いたします。

それでは、議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは、議案第22号についてお諮りします。原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　御異議ありませんので、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子（案）についてであります。

主査報告の項目及び内容について、御意見等はありませんか。

暫時休憩します。

午後１時10分休憩

午後１時12分再開

○内田主査　それでは、分科会を再開いたします。

主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくということで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは、以上で分科会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後１時12分閉会

署　名

環境農林水産分科会主査　　内　田　理　佐

令和６年９月定例会

文教警察企業分科会会議録

令和６年９月30日～10月２日

場　所　第３委員会室

令和６年９月30日（月曜日）

午後０時58分開会

会議に付託された議案等

○議案第22号　令和５年度宮崎県歳入歳出決算の認定について

○議案第23号　令和５年度宮崎県電気事業会計決算の認定について

○議案第24号　令和５年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議案第25号　令和５年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について

○報告事項

・令和５年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費精算報告書

出席委員（７人）

主査	重松幸次郎
副主査	下沖篤史
委員	二見康之
委員	武田浩一
委員	福田新一
委員	前屋敷恵美
委員	図師博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	平居秀一
警務部長	奈良文代
警務部参事官兼首席監察官	河野博之
生活安全部長	山﨑猛
刑事部長	久留米英樹
交通部長	黒瀬信太郎
警備部長	湯浅晴之
生活安全部サイバー戦略局長	梅原守
警務部参事官兼会計課長	川越直海
警務部参事官兼警務課長	甲斐義勝
総合管理課長	橋本功次
生活安全部参事官兼生活安全少年課長	水口圭二
総務課長	田中宏光
生活環境課長	佐藤和利
交通規制課長	阪本哲司
運転免許課長	池田健二

企業局

企業局長	松浦直康
副局長（総括）	児玉浩明
副局長（技術）	小牧利一
技監	宮田晃尚
総務課長	小川智巳
経営企画室長	西本修一
工務管理課長	小野一彦
施設保全課長	山元孝訓
発電設備課長	松生晃
総合制御課長	安藤忠

事務局職員出席者

議事課主事	黒木燿一朗
政策調査課主任主事	岩倉有希

○重松主査　ただいまから決算特別委員会文教

警察企業分科会を開会いたします。

分科会の日程についてですが、お手元に配付の日程案のとおりでありますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　それでは、そのように決定します。

審査方針についてですが、決算特別委員会において決定のとおりでありますので、お手元にある方針を御参照ください。

次に、先ほど開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。分科会審査説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて、また、主要施策の成果は主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしくお願いいたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた場合についてですが、ほかの分科会との時間調整を行った上で、質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたのでよろしくお願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後１時１分休憩

午後１時２分再開

○重松主査　分科会を再開いたします。

令和５年度決算について警察本部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○平居警察本部長　警察本部長の平居でございます。本日は、令和５年度の警察本部に係る決算の概要と、これまで推進してまいりました主要施策について御説明させていただきます。

令和５年度一般会計の決算につきましては、常に適正な予算執行に努めてまいったところであります。また、令和５年度は、「宮崎県総合計画2023」に掲げられた将来像である、安全な暮らしが確保される社会づくりの実現を目指し、各種事業に取り組んだところであります。

決算の概要と主要施策の成果についての説明は、警務部長から具体的に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○奈良警務部長　それでは、警察本部の令和５年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の令和５年度決算特別委員会資料の４ページをお開きください。

初めに、令和５年度決算事項別明細総括表により、決算の概要について御説明いたします。

警察本部の一般会計につきましては、予算額271億6,211万3,393円、支出済額265億9,086万8,565円、翌年度繰越額4,977万7,000円、不用額５億2,146万7,828円、執行率97.9％、翌年度繰越額を含めた執行率98.1％となります。

それでは、資料に沿って（目）の不用額が100万円以上のものと、執行率が90％に満たないものについて御説明させていただきます。

資料の５ページを御確認ください。

（項）警察管理費（目）公安委員会費につきましては、予算額1,320万1,000円、支出済額1,235万7,342円、不用額84万3,658円、執行率93.6％となります。不用額は100万円未満ですので説明を省略いたします。

次に、資料６ページ、（目）警察本部費についてです。

予算額214億8,436万3,393円、支出済額211億3,955万8,924円、不用額３億4,480万4,469円、

執行率98.4％となります。警察本部費は職員の給料、職員手当及び共済費等の経費であり、主な不用額は職員手当等の執行残です。職員手当等につきましては、職員に対する各種手当等です。警察は、事件・事故や災害など突発的な事案への対応が必要となることから、万が一、事件等が発生した場合に必要となる休日勤務手当等の予算を確保しておりましたが、結果として不用額が生じたものです。

次に、資料７ページの（目）装備費についてです。

予算額３億7,758万3,000円、支出済額３億6,029万6,898円、不用額1,728万6,102円、執行率95.4％となります。装備費は、警察の機動力や警察装備の整備に要する経費で、主な不用額は需用費の執行残で、各種装備資機材に要する消耗品費や、警察車両の維持費などに不用額が生じたものです。

次に、資料８ページ、（目）警察施設費についてです。

予算額13億5,776万1,000円、支出済額13億4,100万3,165円、不用額1,675万7,835円、執行率98.8％となります。警察施設費は、警察施設の計画的整備と適正な管理に要する経費で、主な不用額は公有財産購入費の執行残です。公有財産購入費は、交番・駐在所の建て替えに伴う費用ですが、当初建設を予定していた用地について、立地や条件面等から協議がまとまらず、用地購入ができなかったことにより、不用額が生じたものです。

次に、資料９ページ、（目）運転免許費についてです。

予算額５億6,210万1,000円、支出済額５億2,175万2,139円、不用額4,034万8,861円、執行率92.8％となります。運転免許費は、自動車運転免許試験や各種講習等に要する経費であり、主な不用額としては、需用費、委託料の執行残です。需用費は、各運転免許センターの電気料や運転免許事務に要する消耗品等の執行残で、また、委託料については、自動車教習所に委託しております高齢者講習の受講者数が見込みより少なかったことにより不用額が生じたものです。

最後に、10ページの（項）警察活動費（目）警察活動費についてです。

予算額33億6,710万4,000円、支出済額32億1,590万97円、翌年度繰越額4,977万7,000円、不用額１億142万6,903円、執行率95.5％、繰越額を含めた執行率97.0％となります。警察活動費は、警察活動全般に要する経費や信号機及び道路標識などの交通安全施設の維持・整備に要する経費です。主な不用額としては、旅費、需用費、委託料の執行残です。旅費は、事件、事故や災害などの突発事案等に対応するために、必要な経費として備えておりましたが、結果、不用額が生じたものです。また、需用費につきましては、交通安全施設維持に係る電気料等に不用額が生じたものです。さらに、委託料につきましては、警察活動に必要な各種業務委託を行うための予算であり、交通安全指導員委託事業において、交通安全指導員の育児休暇の取得や退職者の影響により人件費に不用額が生じたものです。

最後に、翌年度繰越額につきまして御説明いたします。

繰り越した事業は、交通安全施設等の老朽化対策として、制御機の更新や電球式の信号灯器をＬＥＤに交換するための事業ですが、信号制御機と灯器等をつなぐケーブルが全国的に入手困難となり、年度内の施工が不可能となったた

め繰越しを行ったものです。なお、繰り越した工事につきましては、本年６月に完了しています。

以上で、令和５年度決算事項別明細についての説明を終わらせていただきます。

引き続き、令和５年度における主要施策の成果について御説明いたします。

資料３ページにお戻りください。

警察本部では、「宮崎県総合計画2023」にあります分野別施策「くらしづくり」において、その将来像を「安全な暮らしが確保される社会づくり」と位置づけ、その施策の柱を「犯罪のない安全で安心なまちづくり」と「交通事故のない社会づくり」とし、それぞれの基本的方向性に基づき、各種事業に取り組んだところです。

まず、「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の取組につきまして御説明いたします。

資料の11ページをお開きください。

当該施策の目標は、県民一人一人が防犯意識を高めるとともに、地域住民、事業者、行政等が地域の安全に必要な情報を共有し、連携協働することにより、犯罪の未然防止が図られ、安全で安心して暮らすことができる社会を目指すものです。

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」として取り組んだ主な事業、予算額等につきましては、資料11～14ページに記載しておりますので御確認ください。

その中で、新規事業として取り組みました、「移動交番車活動推進事業」について御説明いたします。

資料は13ページになります。

「移動交番車活動推進事業」では、交番・駐在所を統廃合した地域の住民の不安を解消するため、移動交番車を派遣し、来訪者からの各種届出受理及び巡回連絡を実施したほか、特殊詐欺などに関する防犯指導や交通事故防止啓発活動など、積極的な情報発信や行政サービスを推進しています。なお、令和５年度中の運用実績は72回となります。

続きまして、施策の成果等について御説明いたします。

資料は15ページになります。

犯罪情勢の分析及び治安アンケート結果等に基づき、県民が不安を感じている、「住宅対象の侵入窃盗対策」、「子供・女性の安全・安心確保対策」、「特殊詐欺対策」、「乗り物対象の窃盗対策」等を重点とした犯罪防止対策を推進するとともに、被害の未然防止のための情報発信や防犯教室の開催等による防犯意識の啓発活動、地域住民等による自主防犯活動の活性化等を積極的に推進しています。

また、様々なインターネット上のサービスを悪用した犯罪に対して、特定サイバー防犯ボランティアと連携し、児童やその保護者等を対象としたサイバーセキュリティーカレッジの開催や、関係機関・団体と連携したキャンペーンやセミナーを実施しております。さらに、ＳＮＳ等を活用した情報発信を行うなど、県民のサイバーセキュリティー意識の向上に向けた広報啓発活動を推進しています。

特殊詐欺の抑止対策につきましては、宅食業者と連携した独居高齢者等への啓発チラシの配布や県警ホームページでの犯人音声データの公開、テレビやラジオ等のメディアや防災防犯メール、ＳＮＳ、報道機関の専用アプリ等を活用したタイムリーな情報発信を行うなど、特殊詐欺の現状や手口、対処要領等について、県民に幅広く周知し、注意喚起を行っています。

また、きめ細かな被害者支援を推進するため

に、公益社団法人みやざき被害者支援センターに対して、広報啓発活動やカウンセリング事業等を委託し、電話または面接での相談受理や、付添い等の直接支援のほか、専門家によるカウンセリングも実施しています。さらに、犯罪被害者等の経済的・精神的負担軽減のために、診断書料や初診料などの医療費を公費で負担するとともに、各種支援制度を教示するなど、積極的な被害者支援にも努めています。

次に、今後の方向性について御説明いたします。

資料の16ページになります。

刑法犯認知件数は、前年比で569件増加しており、令和６年は、新型コロナの感染状況等の変化による人流の増加に伴い、さらなる犯罪増加が懸念されるところです。徹底した捜査を行い、犯罪の検挙に努めるとともに、被害の未然防止対策にも力を入れてまいります。

また、あらゆるメディアを活用し、関係団体等と連携するなどして、低年齢層や高齢者等に対しても分かりやすいタイムリーな防犯情報の発信を推進することにより、被害の未然防止に努めてまいります。

さらに、県内における特殊詐欺の発生状況では、前年比で被害金額が増加し、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺被害も急増していることから、金融機関やコンビニエンスストア事業者と連携し、官民一体となった各種施策を強力に推進してまいります。

資料16～19ページにかけては、刑法犯認知件数の推移等の関係資料を載せていますが、説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料20ページを御覧ください。

施策の２つ目の柱である、「交通事故のない社会づくり」について御説明いたします。

当該施策の目標は、県民一人一人の交通安全意識の高揚が図られるとともに、安全で円滑・快適な交通環境が整備されること等により、交通事故のない安全で安心な社会を目指すものです。

「交通事故のない社会づくり」として取り組んだ主な事業・予算額等につきましては、資料20～21ページに記載しておりますので御確認ください。

それでは、施策の成果等について御説明いたします。

資料は、22ページ上段になります。

交通安全指導員につきましては、一般財団法人宮崎県交通安全協会に業務を委託し、県下53人の指導員による通学路や交通量の多い道路における子供や高齢者への保護誘導活動、高齢者宅訪問指導や歩行環境シュミレーターを活用した交通安全教育などの各種交通安全意識の啓発活動に取り組んだところ、交通事故の発生状況は、発生件数、交通事故死者数ともに一昨年より減少し、発生件数の対前年比の減少率が全国１位となっております。

また、高齢者の交通事故を防止するため、民間委託の交通安全教育隊によるドライビングシミュレーター等を搭載した交通安全教育車を活用した交通安全教育を実施しています。

さらには、警察官による危険予測教育機器を活用した出前型の交通安全講習会を県内各地で開催するなど、参加・体験・実践型の交通教室も推進しています。

令和５年中の高齢者の死者数は、３年連続同数の18人ではありますが、交通事故死者数の60％を占めており、今後も交通事故の抑止対策に努めてまいります。

また、令和５年度は、安心・安全な交通環境

を整備するために、８基の信号機を新設したほか、交通信号灯器のＬＥＤ化をはじめ、自発光式標識の整備等により、歩行者の安全確保と交通の円滑化を図っています。

次に、今後の方向性についてです。

高齢者の交通事故防止対策は、本県の重要課題となっています。今後も、高齢者対象の交通安全講習会などの交通安全活動を継続して実施するとともに、安全で安心な交通環境を確保するために信号機のＬＥＤ化をはじめとした交通安全施設等の整備を行い、交通事故のない環境づくりに努めてまいります。

資料23～24ページには、交通安全教室の実施回数等の関係資料を載せていますが、説明は割愛させていただきます。

以上で、令和５年度主要施策の成果に関する報告についての説明を終わらせていただきます。

最後に、監査における指摘事項等についてです。

資料の25ページを御覧ください。

令和５年度の監査において、指摘事項１件の結果通知を受けておりますので、御説明いたします。

警察署の庁舎管理に関する緊急施工修繕業務において、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかったというものです。指摘内容につきましては、真摯に受け止め関係法令を遵守し、適正な会計業務に努めてまいります。

○重松主査　執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

○二見委員　交番・駐在所の建て替えに伴う費用について、用地取得に至らなかったということで、1,000万円ぐらいの不用額が生じたと思うんですが、もう建て替えないということでしょうか。

○山﨑生活安全部長　交番について、用地交渉したんですけれども、そのときは買収できませんでした。今年、予算を計上しまして、別の用地を検討して建て替える予定でございます。

○下沖副主査　資料24ページの交通事故発生状況ですけれども、令和元年と比べて令和５年が半減している状況です。この要因というのはどのような分析をされているのか教えてください。

○黒瀬交通部長　令和元～５年にかけまして、交通事故が減少しているということにつきましては、毎年事故の分析等を行いまして、的確な施策を実施してきたところでございます。しかし、この施策をやれば事故が極端に減るとかはございませんので、これまで地道に先輩方の取組や施策等を積み上げてきた成果が、この数字となっているのかなと考えているところでございます。

○下沖副主査　令和元年ぐらいから車両に追突安全装置とかが備わってきたのかなと思います。その影響で追突事故件数が減っているのかどうか、分かれば教えてほしいです。

○黒瀬交通部長　令和５年中に発生いたしました交通事故の中で、前年と比べて大きく減少いたしましたのは、事故の累計別でいきますと、出会い頭事故であり、前年比マイナス126件となっております。

○下沖副主査　追突事故は変化ないですか。

○黒瀬交通部長　追突事故に関しましては、令和４年と比べますと、マイナス90件という数字が残っております。

○前屋敷委員　資料19ページで、警察による主な被害者支援内容についてです。性犯罪被害者・身体犯被害者の初診料を要した件数は、昨年、一昨年を比較すると倍ぐらいの件数となってい

ます。今、性犯罪の被害が全国的にも増えているのだろうと思うのですが、宮崎県も同じように性犯罪被害が増えているのか具体的に説明いただければと思います。

○山﨑生活安全部長　性犯罪に対しては社会的に許さないという機運が高まっています。被害者の相談しやすい環境、法の改正とかがなされて、県内、全国的にも、性犯罪の認知件数が増えたことから、初診料を要した件数も増えてきているということです。

○前屋敷委員　初診料を要した件数の中に、性犯罪の訴えも含まれるんですか。

○山﨑生活安全部長　届出がありまして、医者に診せる必要があるということであれば、受診していただいて、初診料については公費負担になっておりますので、増えていくということです。

○前屋敷委員　被害者支援事件数というのが、令和５年は増えてきております。これは具体的にどのような被害者支援に対する件数になるのか詳しく教えてください。

○甲斐警務課長　支援対象となる事件につきましては、殺人や強盗致死傷、性犯罪などの身体に関する犯罪のほか、交通死亡事故やひき逃げ事故などであり、令和５年中227件の事件・事故で対応しておりまして、この５年間につきましても殺人、性犯罪、身体犯、交通事故関係という形でそれぞれ対応しております。具体的な支援内容は……。

○山﨑生活安全部長　具体的な支援内容は、被害者の方と一緒に裁判に付き添っていったりとか、捜査状況の連絡をしたりとか、病院に付き添っていったりとか、カウンセリングを専門的なところに引き継いだりとか支援をやっております。

○前屋敷委員　そういう相談窓口をしっかり設けており、今言われたような具体的に寄り添う形で結果として問題解決に向かったんでしょうか。

○山﨑生活安全部長　相談窓口は、警察署にもございますし、被害者支援センターというのもございまして、そちらのほうと連絡を取りながら、実際に公判への付き添いは支援センターの職員が行かれたりとか、そこで臨床心理士の先生を紹介したりしております。被害者支援が直接解決に結びついたか件数は出ないと思うんですけれども、届出があった相談に対して必要性を見極めて、被害者の意向も踏まえながら、必要な支援をしていくところでございます。

○前屋敷委員　カウンセリングと言われましたが、そういう専門的な方もここには配置をされて対応しているんですか。

○甲斐警務課長　カウンセリングに関しましては、被害後における精神的な支援を必要とする被害者に対しまして行っており、カウンセリング事業を公益社団法人みやざき被害者支援センターに業務委託をしております。精神科医や臨床心理士などの専門家による支援を行っているという状況です。

○福田委員　資料９ページの決算の（目）５運転免許費（節）需用費のところで、不用額が多いですけれども、理由を説明してください。

○奈良警務部長　需用費の部分につきましては、各運転免許センターの電気料や運転免許事務に要する消耗品費等の執行残、また、委託料につきましては、自動車教習所に委託しております高齢者講習の受講者数が見込みより少なかったこと等による不用額となっています。

○福田委員　高齢者の参加者が少なかったことと、資料20ページにおける高齢者のための交通

安全対策の決算額が少ないというのは関連しているのでしょうか。

○黒瀬交通部長　ただいま御指摘の件でございますけれども、これについては関係ございません。

○福田委員　資料22ページで、今後の方向性を記載していますけれども、そこで②高齢運転者が加害者となる交通事故件数は1,089件で、全事故に占める割合の31.2％と過去最高を更新するなど、高齢者の免許人口の増加に伴って交通事故の増加が危惧されることを踏まえ、本施策を継続して実施し交通事故の抑制に努める。この高齢者の事故をいかに防ぐかということに、もう少し力を入れるべきかなと思うんですけれども、それについてはいかがですか。

○黒瀬交通部長　ただいま御指摘のとおり、高齢者の事故につきましては、本県警察の喫緊の課題という認識で取り組んでおります。

その中の施策の１つといたしまして、制限運転の推奨であったり、高齢者の自宅に訪問して交通教育の啓発を今後とも実施していきたいと考えております。

○福田委員　参考ですけれども、私たちの委員会で、埼玉県岩槻高齢者講習センターに視察に行ったんです。そこは運転技術だけではなくて、いろんな身体検査をやるので高齢者が自分の運転能力を定期的に確認できます。それを調べていきますと、高齢者の事故が減っているんです。そういうことを参考にしてほしいなと希望いたします。

○黒瀬交通部長　本県につきましては、ただいま御紹介にありました高齢者講習センターというものはございませんが、警察本部のほうで交通安全教育車という車を１台ほど保持しておりまして、この車の中にドライビングシュミレーターという機械が設置してございまして、その中に運転席がございます。モニターで交差点なり町の道路を復元したところで、ハンドル操作、ブレーキ操作であったり、そういった自分の身体的能力をチェックできる機械が備わっている車を県内各地のほうに持っていきまして、その地区ごとに特に高齢者の方を対象にシュミレーターによる安全教育等を行っております。危険予測教育機器（動画ＫＹＴ）という機器がございまして、これは参加者がスクリーンに映し出される運転状況のＣＧを見ながら、事故の危険性を感じたら手元のボタンを押す、押されたデータを活用して自分の運転能力等を客観的に見ることができる装置を使用して高齢者に対する安全教育を現在実施しているところでございます。

○前屋敷委員　資料20ページで高齢者宅個別訪問指導で1万7,815人とあるんですけれども、具体的には個別に御自宅を訪問して交通指導をされるという内容でしょうか。

○黒瀬交通部長　高齢者宅個別訪問指導につきましては、警察官や交通安全協会の交通安全指導員が高齢者宅を実際に直接訪問いたしまして、チラシあるいは反射材等を配付して、防犯と交通安全等に関して指導しているという事業内容でございます。

○前屋敷委員　実際に事故に遭われた方とかの個別指導ではなく、一般的な高齢者の方へ交通安全を呼びかける活動なわけですね。

○黒瀬交通部長　そのような事業内容で間違いございません。

○前屋敷委員　団地を訪問するのかなと思ったんですけれども、単位が人になっているもんですから、個別の件数を集約されているのかなと思いました。

○黒瀬交通部長　今の委員の御指摘のとおりです。一般的に高齢者の方のところを回っているということで、例えば、事故が多いからとか、この方が何回事故があったからそこに集中的に行くとかではございません。警察署のほうから定期的にこの地区を訪問してくださいというような報告がありますので、それに従って訪問しているということでございます。

○前屋敷委員　人数で把握した数を出すというのはどうかなと思いました。もっと地域を広くというのであれば、高齢者がどの程度地域にいらっしゃるかは分かるかもしれませんけれども、カウントの仕方としてどうかなと思ったところでした。

○二見委員　高齢運転者が加害者となる事故件数が1,089件で、その割合が全事故の31.2％ということなんですが、交通安全教育や動画とかを使って、交通安全指導を高齢者の方に継続して実施して、今後の高齢者の交通事故を抑止につなげようということもあると思うけれども、実際にその1,089件の事故の中で、最近、車の性能も向上してドライビングアシストとか、アラームが鳴ったりとか、追突防止機能だったりとか搭載されている車もかなり増えてきているとは思います。そういう自動車とそうでない自動車の割合とか、事故現場のところで、車両の確認とかされているのでしょうか。事故現場で現場検証をするというのが基本だと思うんですけれども、交通安全につなげていくためには、そういう事故車両の確認というのも必要なのかなと。今、実際そういう調査をされているのか、されていないのかも含めて状況を教えてください。

○黒瀬交通部長　結論から申しまして、現在交通事故の現場に臨場した際に、そういったサポート機器がついているかどうかについては、確認は取っておりません。

また、それをデータ統計上登録していることもしておりませんが、御指摘のとおり、サポート機器等の有無については、今後事故の減少抑止には非常に注目すべきところでございますので、今後検討していきたいと考えております。

○二見委員　例えば、自動車会社とかがサポート機器等について、よくアピールすると思うんです。自動車会社がデータとかを持っている可能性もあるのかな思います。県警だけではなくて、そういう業者からの情報を得ていくなど取組があってもいいのかなと思ったところでした。

○黒瀬交通部長　現在、県警のほうでは、安全運転サポートカー体験講習会を実施しておりまして、各自動車メーカーに警察施設に来ていただいて、サポートカーの有効性について実車体験をしていただいているところでございます。また、今言われたデータにつきましても、今後共有等ができればと考えております。

○二見委員　高齢者事故のところで関連で、歩行中の事故が８人になり、昨年から２人減ったということだと思うんですけれども、その歩行者もどういう状況で事故になってしまったのかというところが気になるところです。車が来るまでに渡りきらないとかであれば､運転手がしっかり見ていれば交通事故を防げるというのが多いのかなと思うんですけれども、事故の現状というのはどんな感じなんでしょうか。

事故をゼロにしたいという思いは分かるんですけれども､実際にゼロにするといったときに、高齢者だけの話ではなくて、運転手側として基本的な運転注意義務が重要になるのかなと思います。

○黒瀬交通部長　高齢者の歩行中の事故についてでございます。

先ほどシュミレーターのお話をさせていただいていますけれども、実際の歩行者用の交通環境シュミレーターという機器がございます。実際スクリーンで横断歩道をシュミレートしたものと、左右から車が来るような状況を再現したもので、マットの上を歩行者の方に実際歩いてもらって、遠くに見えている車ですけれども、その歩行速度で行ったときに衝突してしまうとか、そういった危険性が実験の後にデータで見れるというような装置も警察で準備しております。こういったものを使って、高齢歩行者の交通事故防止に資していきたいという考えでおります。

また、高齢歩行者の死亡事故でございますけれども、令和５年中は８人の方が犠牲になっておるんですが、この８人のうち６名の方が夜間の交通事故による被害に遭っておられまして、いずれの方も反射材は未着用でございました。令和元年以降でデータを見てみますと、36人の高齢歩行者が夜間の交通事故でお亡くなりになっておりますが、この36人の方も全て反射材は未着用というデータが出ております。反射材の着用、未着用で比較すると、着用している方は２倍以上手前でドライバーから発見できるというデータもございますので、今後、警察といたしましては、明るい服装や反射材の着用効果をできるだけ理解していただけるような広報・啓発をさらに継続してまいりたいと考えております。

○下沖副主査　高齢者宅個別訪問指導ですけれども、家族からの相談で個別訪問とか対応するのか教えてください。

○黒瀬交通部長　もちろん家族の方からの御相談も警察のほうでは受けております。そういったときには家族の方も含めまして相談を受けて、交通事故防止のための指導等について行っているところでございます。

○下沖副主査　運転免許を返納するときに御家族の意見を聞かなかったりするというのもありますので、警察が協力することで、運転免許返納につなげたりとかできたらいいなと思います。この個別訪問指導の中で、そのような協力体制や周知を図っていただきたいなと思います。

また、交通安全教室等の実施なんですけれども、２年以内に自転車の青切符を切れると思います。交通安全教室において、学校を含めた計画とかがあれば教えてください。

○黒瀬交通部長　ただいま御指摘のとおり、自転車についての青切符の導入は、２年以内としているところでございます。今後、その青切符導入に向けました県民への周知といたしましては、各種交通安全講習や自転車安全運転モデル校を中心といたしました児童生徒に対する交通安全教室、自治体が発行する広報紙等を活用するなど、効果的な広報・啓発を実施してまいりたいと考えております。

また、各自治体や交通安全協会と連携したキャンペーン等の実施、県教育委員会等に対して児童や生徒の指導を依頼する書面の発出により、住民や学校と協力した対策を推進し、さらに指導、取締りを行う啓発を今後行ってまいりたいと考えております。

○下沖副主査　16歳から青切符対象になるので、早めに対応していかないと、高校生たちに青切符を多く切ることになります。自転車は独自ルールや自分の思い込みで運転している部分も多いと思います。車両扱いになってしまうので早めに対応をお願いしたいと思います。

○重松主査　交通安全について、逆走運転がニュースなどででよく報道されます。宮崎県内にお

きましても、高速道路、一般道路での逆走による事故等があるのでしょうか。逆走による事故があった場合、高齢者だったのかどうか教えてください。

○黒瀬交通部長　逆走による交通事故の発生状況でございます。令和５年中における本県の高速道路における逆走事案は５件発生しており、うち逆走による交通事故の発生はありませんでした。令和６年も高速道路は１件、逆走の事故が発生しております。

○武田委員　資料13ページの移動交番車活動推進について、交番と駐在所の統廃合により、この移動交番活動推進ができたと思っているんですけれども、県内26市町村でどこが一番多く移動交番車を利用されていたか教えてください。

○山﨑生活安全部長　令和５年度は、交番・駐在所の再編整備した区域を中心に活動をしておりまして、警察署ごとに申しますと、宮崎北管内、宮崎南管内、延岡等が多いです。延岡市で16回、宮崎北署管内で11回、次いで日向市、西都市で９回になっております。

○武田委員　交番とか駐在所がなくなることによって、地域住民の方が不安になられるんじゃないかというのが県議会でも議論になり、移動交番車をやりますという話になったんですけれども、実際、令和５年度実施してみて、住民の皆さんの意見や相談に来られた方が多かったか、少なかったとか、どういう意見があったか分かれば教えてください。

○山﨑生活安全部長　移動交番車が行ったところでは、各種届出、相談、巡回連絡とかをしておりました。高齢者の集まりがあればそこに行って、特殊詐欺とか交通安全に対する防犯講話等をやっているところでございますが、事前に交番での回覧板とか広報紙等で周知はしているところですけれども、令和５年度中は実際に来られるのが１回に２～３人ぐらいでございます。あと、こちらのほうから行ってということも多いですので、それぐらいの人数でございます。

意見内容としては、交番とか駐在所がなくなって、不安に感じていたけれども、こういう交番車が来て安心だとか助かるとかになります。

○武田委員　回覧板も全ての方が見るわけでもないし、自分の気になるところだけ見たりすることが多いようなので、市町村を通じて自治会とか公民館長あたりと連携してほしいです。良い活動だと思っていますので、高齢者の方の相談事や悩みを聞く事でも地域のためになると思いますので、周知方法を改めて徹底していただきたいと思います。

○前屋敷委員　移動交番車は何台で県内を回っているのでしょうか。

○山﨑生活安全部長　今、２台ございます。１台は、最初から警察が所有していた車両にラッピング等をしております。また、令和５年度の予算措置していただきまして、新しく購入いたしまして、２台ございます。

○前屋敷委員　移動交番車は、いろんなところに交通安全も含めて指導されるということですけれども、移動交番なので、今まであった交番がなくなっていることもあったりして、地域を回るときに場所も必要なんですが、一定時間とどまって、地域の方の相談を受けるシステムも組み込まれているのでしょうか。ある集会に行って話をするということはできるんでしょうけれども、地域に一定時間、日にちも決めたりして、そこに駐車していろんな対応ができると、まさに移動交番の役割が果たせるのかなと思っているんですが、その辺の活動の内容について教えてください。

○山﨑生活安全部長　移動交番車ということで、文字どおり交番でございますので、機動性を生かして、必要性が認められるところに行きまして、来られた方に対して相談を受けたり、お話を聞いたりするテーブルとか椅子あるいは可搬式のネットワーク等も装備して、ある程度の時間そこに常駐して、来ていただいた方の相談とか困り事とかを聞いたりしておりますし、そこを拠点として各家庭を巡回して、防犯指導とか巡回連絡等をしている状況でございます。

また、特異な事案では、殺人未遂事件等が発生した場合――例えば、都城市で、今年の１月、家に男が押し入って、女子高校生が刺されるという事件がありましたけれども、このような場合に地域住民の不安を解消する目的も併せまして、移動交番車も運用して活動したところでございます。

○図師委員　今、暴力団同士の抗争が激化しようとしているときに、こういう移動交番を、県内に複数ある暴力団事務所の前にしばらく駐在する。あからさまに警戒してますというアピールをしつつ抑止力するとかお考えはないですか。

○山﨑生活安全部長　御承知のとおり、暴力団事務所による事件があっておりますけれども、現在、警察が事務所の警戒をやっておりまして、交番車ではなく、パトカー等で警戒をしているところです。

○図師委員　パトカーの警戒では恐らくとどまることはないと思いますので、そこに一定時間とかある日数いれば、住民からのいろんな情報とか、不安を感じている者の相談も受けやすいのかなと思いました。何よりも抑止力になるんじゃないかなとは思いますので、パトカーとの併用とか、今後、何か取組があればいいなと思いました。

○二見委員　基本的に交番業務が何なのかだと思います。この間、台風の翌日に地元の交番に行ったら、交番の前は車でいっぱいでした。小さい交番なのに、交番の統廃合により、広い地域を管轄していました。

その交番は、牟田町から近いからというのもあるのかもしれないんですけれども、業務量やその管轄する区域を考えたら、かなり厳しいんじゃないかなと思いました。交番業務をしっかり見てほしいなと。統廃合とかあるのかもしれませんが、まず交番が活動できるように現場をよく見てほしいというところがあったものですから、ぜひよろしくお願いします。

○前屋敷委員　資料21ページをお願いします。信号機の件ですけれども、令和５年度で新設が８基ということです。信号機１基が高額ということは分かるんですけれども、地域の要望を私たちは受けたりします。信号機、点滅も含めて、全県的には、信号機の設置についての要望はどの程度あるのでしょうか。要望を受けて８基新設したのか教えてください。

○黒瀬交通部長　令和５年度中に信号機の設置の要望の件数は、33件受理しております。

○前屋敷委員　令和５年度は８基なんですけれども、計画的に新設はされるんでしょうか。要望が多ければその年は新設数が多くなるのでしょうか。

○黒瀬交通部長　要望があった場合、警察官が要望のあった交差点、現場のほうに赴きまして、現場の交通量等の調査を行い、信号機設置の指針、ガイドラインがございますので、この設置条件に適合するか検討した結果、令和５年につきましては８基を設置したという状況でございます。

○前屋敷委員　財政面、要望も含め、様々な要

因を加味して設置されるんでしょうけれども、私たちがいろいろ相談を受けたりすると、「事故が起きないと、なかなか動いてくれないのよね」というようなことを一般的によく聞きます。十分な調査をしているということでしたので、ぜひ丁寧な調査をされた上で、要望には沿っていただきたいなと思います。

○重松主査　前屋敷委員が先ほど質問された被害者支援の件で、警務課長から生活安全部長に答弁が代わりましたけれども、警務課長から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○甲斐警務課長　被害者支援の関係につきまして、取組、支援の内容につきまして、もう少し詳しく説明させていただきたいと思います。

被害者の支援の関係につきましては、精神的負担軽減の取組と、経済的負担軽減のための取組を行っております。

まずは、精神的負担軽減の取組としましては、主なものとしまして、事件後の捜査手続とか、各種相談窓口など、犯罪の被害者等が必要となる情報を掲載したパンフレットであります被害者の手引を交付しております。そして、捜査員の方が捜査の進捗状況を連絡します被害者連絡制度、支援員として指定された警察職員が病院等への付添いや心配事等への相談受理など、被害者のニーズに応じた支援を行う指定被害者支援要員制度を運用して寄り添うようにしております。

また、経済的負担軽減について、主なものとしまして、病院受診が必要な犯罪被害者には診断書料や初診料の医療費等をはじめ、カウンセリングに要する経費及び緊急かつ一時的に避難する必要のある場合の宿泊施設の宿泊費などを公費で負担するなどしております。

○重松主査　ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後２時10分休憩

午後２時15分再開

○重松主査　それでは分科会を再開いたします。

令和５年度決算等について、企業局から説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○松浦企業局長　私からは令和５年度の公営企業会計決算の概要について御説明をいたします。

分科会資料の２ページを御覧ください。

目次でございます。今議会に提出しております議案はⅠの丸の２つ目からになりますけれども、議案第23号「令和５年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」、議案第24号「令和５年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、議案第25号「令和５年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」の３件でございます。これらは地方公営企業法第32条第２項の規定により、利益の処分について県議会の議決を求めるとともに、同法第30条第４項の規定によりまして、決算について認定をお願いするものであります。

その下のⅡの提出報告書でありますが、これは地方公営企業法施行令第18条の２第２項の規定により継続費の精算報告を行うものであります。

次の３ページを御覧ください。

令和５年度の決算の概要についてでありますけれども、令和５年度は工業用水道事業は純利

益を計上し、電気事業と地域振興事業は純損失を計上いたしました。

まず電気事業であります。供給電力量は、台風によりまして祝子発電所及び綾第二発電所が長期間停止するなどの影響によりまして、前年度対比92.3%となりました。

決算額は、受取配当金の減等により事業収益が減少したことに加えて、田代八重発電所精密点検工事による修繕費の増等によりまして事業費が増加したことから、前年度に比べて減収減益となったところであります。

下の（２）の決算額の表の太枠のところを御覧ください。令和５年度の実績として、純損失として６億7,505万9,000円のマイナスを計上しております。

次の４ページをお開きください。

２の工業用水道事業であります。常時使用水量は、一部の受水企業の使用水量需要が増加したことに伴いまして、前年度対比104.9%となりました。決算額は、常時使用水量の増により給水収益が増となったものの、営業外収益が減、これは令和４年の台風災害の復旧について国の補助がかなり入っていたんですけれども、それが減少になったということであります。その減となったことにより、事業収益は減少となりました。一方で、その修繕費も減少になりましたので、事業費そのものが減少したということがありまして、前年度に比べて減収増益となったところであります。

下の（２）の決算額の表の太枠を御覧いただきますと、令和５年度は1,862万2,000円の純利益を計上しております。

次の５ページをお開きください。

３の地域振興事業であります。ゴルフコース利用者数は、台風による冠水被害に係る臨時休業等がありまして、年間利用者数が２万4,851人にとどまり、前年度対比91.1%となりました。決算額は冠水被害に伴う修繕費用負担金の減、これは令和４～５年、冠水被害があったんですけれども、令和５年のほうが被害が少なかったので、修繕費用が少なくて済んだということであります。それにより事業費は減少したものの、指定管理者からの納付金収入の減等――利用者数が減ったということで納付金収入が減ったということであります。事業収益も減少したことから、前年度に比べて減収減益となったところであります。

（２）の決算額の表の太枠のところを御覧いただきますと、令和５年度は1,208万8,000円のマイナス――純損失を計上しているところでございます。

詳細につきまして、後ほど総務課長から御説明をいたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川総務課長　資料６ページを御覧ください。

議案第23号「令和５年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」であります。

まず、１、事業の概要でありますが、令和５年度は（１）供給電力量の太枠の年度計の欄にありますとおり、目標４億7,923万キロワットアワー余に対し、実績４億4,214万キロワットアワー余で、目標に対する達成率は92.3%となっております。

７ページを御覧ください。

（２）電力料金収入は、太枠の年度計の欄にありますとおり、目標43億2,059万円余に対し、実績42億6,978万円余で、達成率は98.8%となっております。

８ページを御覧ください。

２、決算報告書であります。

この報告書は予算額と決算額とを比較するものでありまして、消費税込みの金額を記載しております。

まず、(１)収益的収入及び支出でありますが、①収入を御覧ください。表の太枠の事業収益（合計）は予算額50億7,135万円余に対し、決算額49億7,715万円余で、9,419万円余の減となっております。これは主に台風に伴う長期間の発電停止による電力量の減や、受取配当金等の減によるものでございます。

９ページを御覧ください。

②支出であります。

表の太枠の事業費合計は予算額74億1,712万円余に対し、決算額54億9,821万円余であります。繰越額は６億6,967万円余で、この繰越しの内容は、６月の常任委員会で報告いたしました綾第二発電所大規模改良事業の繰越し等によるものであります。

また、不用額は12億4,924万円余で、これは主に営業費用や営業外費用の執行残などであります。

10ページを御覧ください。

（２）資本的収入及び支出でありますが、これは事業収益を得るために必要な資産等の取得等に係る収支を表すものであります。

①収入を御覧ください。表の太枠の資本的収入合計は予算額7,389万円余に対し、決算額7,352万円余となっております。

11ページを御覧ください。

②支出であります。太枠の資本的支出合計は、予算額83億7,614万円余に対し、決算額19億6,760万円余であります。繰越額は56億1,399万円余で、この繰越しの内容は、６月の常任委員会で報告いたしました綾第二発電所大規模改良事業の繰越し等であります。

また、不用額は７億9,454万円余で、これは主に建設改良費のうち渡川発電所発電設備一括更新工事の不用額等であります。

欄外の米印の２つ目を御覧ください。資本的収入額が資本的支出額に不足する額18億9,407万円余につきましては、①～④に記載のとおり、減債積立金等で補塡したところであります。

次に、12ページを御覧ください。

３の損益計算書であります。こちらは消費税抜きの金額を記載しております。

①収益の部を御覧ください。太枠の収益合計は45億4,579万円余となっており、その主なものは営業収益の電力量であります。

13ページを御覧ください。

②費用の部であります。太枠の費用合計は52億2,085万円余となっており、主なものは営業費用の水力発電費であります。収益合計から費用合計を差し引きました下から３行目の当年度純損失は６億7,505万円余となっております。この損失に、その下の行のその他未処分利益剰余金変動額の１億9,331万円余、これは減債積立金等の取崩し額でありますが、これを加えました当年度未処理欠損金は４億8,174万円余となります。

14ページを御覧ください。

４、貸借対照表であります。こちらも消費税抜きの金額となっております。

表の左側を御覧ください。太字で記載しております固定資産と、15ページを御覧いただきまして、太字で記載しております流動資産で構成されております。一番下の資産合計は503億8,173万円余となっております。

14ページ、表の右側を御覧ください。

太字で記載しております固定負債と流動負債、繰延収益で構成されます負債合計は、15ページ

の上から２段目、84億4,402万円余となっております。

その下の資本金と剰余金、評価・換算差額等で構成されます資本合計は419億3,770万円余となっております。この結果、表の一番右下の負債資本合計は503億8,173万円余となっております。

次に、16ページを御覧ください。

５、欠損金処理であります。表の上から２行目に記載しております未処理欠損金４億8,174万円余につきましては、欠損時の補塡財源である利益積立金から補塡することとしたところであります。

参考といたしまして下の表に利益積立金の処理後の残高を記載しております。

次に、18ページを御覧ください。

議案第24号「令和５年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

まず、１、事業の概況でありますが、常時使用水量は、細島工業団地の工場等の一部の受水企業の使用水量需要が増加したことにより、（１）給水状況は太枠の年度計の欄にありますとおり、表の左から３列目、常時使用水量の目標2,019万立方メートル余に対し、その横の実績は2,027万立方メートル余で、その達成率は右から３列目、100.4％となっております。

次に、19ページを御覧ください。

その結果、（２）給水料金収入は、太枠の年度計の欄にありますとおり、目標３億446万円余に対し、実績３億493万円余で、達成率は100.2％となっております。

次に、20ページを御覧ください。

２、決算報告書であります。まず、（１）収益的収入及び支出であります。

①収入を御覧ください。太枠の事業収益合計は、予算額３億7,951万円余に対し、決算額３億8,466万円余で、515万円余の増となっております。これは主に引当金戻入れによる営業外収益の増によるものであります。

次に、21ページを御覧ください。

②支出であります。太枠の事業費合計は、予算額４億2,043万円余に対し、決算額３億6,106万円余であります。

また、不用額は5,936万円余で、これは営業費用の修繕費や委託費の執行残などであります。

次に、22ページを御覧ください。

（２）資本的収入及び支出であります。

①収入を御覧ください。太枠の資本的収入合計は、予算額143万円余に対し、決算額107万円余となっております。これは令和４年台風第14号被災箇所の改良工事に係る国庫補助金の受領に伴うものであります。

23ページを御覧ください。

②支出であります。太枠の資本的支出合計は、予算額１億3,483万円に対し、決算額１億1,625万円余であります。

また、不用額は1,857万円余で、これは主に建設改良費のうち非常用電源ケーブル等設置工事の入札残等であります。

欄外の米印を御覧ください。資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億1,517万円余につきましては、①～④に記載のとおり、借入金償還積立金等で補塡したところであります。

次、24ページを御覧ください。

３、損益計算書であります。

①収益の部を御覧ください。表の太枠の収益合計は３億5,413万円余となっており、主なものは営業収益の給水収益であります。

25ページを御覧ください。

②費用の部であります。太枠の費用合計は３億3,551万円余となっており、主なものは営業費用の運転費であります。

収益合計から費用合計を差し引きました下から３行目の当年度純利益は1,862万円余となっております。この利益に、その下の行の、その他未処分利益剰余金変動額の6,150万円余、これは減債積立金と借入金償還積立金の取崩し額でありますが、これを加えました当年度未処分利益剰余金は8,012万円余となります。

26ページを御覧ください。

４、貸借対照表であります。表の左側を御覧ください。太字で記載しております固定資産と、27ページに太字で記載しております流動資産で構成されております。一番下の資産合計は41億1,181万円余となっております。

26ページにお戻りいただきまして、表の右側を御覧ください。

太字で記載しております固定負債と流動負債、繰延収益で構成される負債合計は、27ページ、23億4,388万円余となっております。資本金と剰余金で構成されます資本合計は17億6,792万円余となっております。この結果、負債資本合計は41億1,181万円余となっております。

次に、28ページを御覧ください。

５、剰余金処分（案）であります。表の上から２行目にあります未処分利益剰余金8,012万円余につきましては、処分案でお示ししておりますとおり、まず上から３行目の備考欄にあります借入金償還積立金等の取崩し額6,150万円余は資本金へ組み入れたいと考えております。その下の備考欄にあります当年度純利益分となる額につきましては、借入金償還積立金へ積み立てたいと考えております。

参考といたしまして、下の表に処分案による処分後の資本金と借入金償還積立金の令和６年度末の残高見込みを記載しております。

次に、30ページを御覧ください。

議案第25号「令和５年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」であります。

まず、１、事業の概況でありますが、台風による冠水被害に係る臨時休業等により、年間利用者数は（１）ゴルフコース利用状況の表の太枠の年度計の欄にありますとおり、目標３万1,500人に対し、実績は平日・休日の合計で２万4,851人であり、目標に対する達成率は78.9％となっております。

31ページを御覧ください。

その結果、（２）施設利用料収入は、目標の2,101万円余に対し、実績は909万円余となり、達成率は43.3％となりました。

次に、32ページを御覧ください。

２、決算報告書であります。

（１）収益的収入及び支出について、①収入を御覧ください。太枠の事業収益合計は、予算額1,610万円余に対し、決算額1,183万円余で、426万円余の減となっております。これは主に指定管理者からの納付金が予算額より減となったことによるものであります。

次に、33ページを御覧ください。

②支出であります。太枠の事業費合計は、予算額2,623万円余に対し、決算額2,385万円余であります。

また、不用額は238万円余で、これは主に営業費用の修繕費や委託費などであります。

次に、34ページを御覧ください。

（２）の資本的収入及び支出であります。

①収入を御覧ください。資本的収入はございません。

35ページを御覧ください。

②支出であります。太枠の資本的支出合計は、予算額1,519万円余に対し、決算額1,077万円余であります。

不用額は442万円余で、これは主に建設改良費のうち一ツ瀬川県民スポーツレクリレーション施設改修工事設計費用の入札残などであります。

欄外の米印を御覧ください。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,077万円余につきましては、①と②に記載しておりますとおり、過年度分損益勘定留保資金等で補塡したところであります。

次に、36ページを御覧ください。

３、損益計算書であります。

①収益の部を御覧ください。太枠の収益合計は1,092万円余となっており、その主なものは営業収益の施設利用料で、指定管理者からの納付金であります。

次に、37ページを御覧ください。

②費用の部であります。太枠の費用合計は2,300万円余で、主なものは営業費用の施設管理費であります。なお、台風の冠水被害に係る修繕費用負担金を費用合計欄の１つ上の特別損失に計上しております。この結果、当年度純損失は1,208万円余となっております。これにその下の行の前年度からの繰越欠損金を加えました当年度未処理欠損金は3,109万円余となったところであります。

次に、38ページを御覧ください。

４、貸借対照表であります。

表の左側を御覧ください。太字で示しております固定資産と流動資産で構成されます資産合計は、39ページを御覧いただき、左下の７億9,593万円余となっております。

38ページ、固定負債と流動負債、繰延収益で構成されます負債合計は７億409万円余となっております。その下の資本金と39ページの一番上の段の剰余金で構成されます資本合計は9,183万円余となっております。この結果、表の一番右下の負債資本合計は７億9,593万円余となっております。

次に、40ページを御覧ください。

５、欠損金処理であります。

表の上から２行目にあります未処理欠損金3,109万円余につきましては、欠損時の補塡財源である利益積立金がありませんので、全額が次年度に繰り越されることとなりまして、本年度の利益により補塡していくこととなります。

次に、41ページを御覧ください。

参考といたしまして、令和５年度における企業局から知事部局等への経費支出額を記載しております。令和５年度は知事部局や市町村に対しまして、多目的ダム管理費など、表の一番下に太枠で囲んでありますとおり、合計15億円余を支出しております。

提出議案に係る説明は以上であります。

続きまして、提出報告書について御説明をいたします。

42ページを御覧ください。

42～43ページは、「令和６年９月県議会定例会提出報告書（追加分）」から企業局の所管部分を抜粋したものをおつけしております。

別紙２、「令和５年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費精算報告書」であります。報告の対象となる事業は３件ございます。

42ページの表には既存の設備の除却や修繕に伴う費用である事業費の営業費用を記載しております。

まず、表の上段、「田代八重発電所自動制御装置更新及び水車発電機精密点検工事」であります。この事業は発電に係る機器の総合的な運転

制御を行う自動制御装置の更新と水車発電機の整備点検を行うものです。計の欄にありますとおり、全体計画の年割額の計２億309万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は１億8,557万円余となりました。

次に、表の下段、「石河内第一発電所接地型計器用変圧器取替工事」であります。この事業は、設置後45年が経過した接地型計器用変圧器について、機器の更新を行うものです。計の欄にありますとおり、全体計画の年割額の計322万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は278万円余となりました。

次に、43ページを御覧ください。

こちらの表には新しい設備の設置に伴う費用である資本的支出の建設改良費を記載しております。まず、表の上段、「渡川発電所発電設備一括更新工事」であります。この事業は渡川発電所大規模改良事業において、老朽化した水車発電機制御装置を更新するものであります。計の欄にありますとおり、全体計画の年割額の計30億3,564万円に対しまして、実績の支払義務発生額は26億7,056万円余となりました。

次に、表の中段、「田代八重発電所自動制御装置更新及び水車発電機精密点検工事」は、計の欄にありますとおり、全体計画の年割額の計３億963万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は２億4,947万円余となりました。

表の下段、「石河内第一発電所接地型計器用変圧器取替工事」は、計の欄にありますとおり、全体計画の年割額の計2,485万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は2,265万円余となりました。

なお、表の上段、渡川発電所発電設備一括更新工事の資本的支出の建設改良費につきましては、当初、令和４年度までの継続年度でありましたが、新型コロナウイルスの影響等により繰り越したもので、令和５年度に事業が完了したことから、今回報告するものであります。

提出報告書についての説明は以上であります。

最後に、44ページを御覧ください。

Ⅲ令和５年度企業局に係る監査結果報告書指摘事項等についてでありますが、今回の監査におきまして、指摘事項等はございませんでした。

また、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はございません。

企業局が所管します３会計の令和５年度決算審査に係る説明は以上であります。

○重松主査　執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

○下沖副主査　資料15ページの貸借対照表ですけれども、未収金額について令和３年が４億4,000万円ぐらいで、令和４年が４億5,000万円となっていますが、今回、５億4,000万円まで増えた要因を教えてください。

○小川総務課長　時間をいただけますでしょうか。

○重松主査　探している間、ほかに質問はありますでしょうか。

○福田委員　資料30ページ、ゴルフコース利用状況の件ですけれども、台風による冠水被害によって臨時休業したということで、資料31ページで結果的に施設利用料収入の達成率が43.3％となっています。台風が原因とのことですが、今後、台風が増えたら、達成率が下がると思うんですけれども、見通しや対策は全く考えていないんですか。

○西本経営企画室長　台風についてですけれども、令和５年度は８日クローズしまして、その後もコースを管理するのに費用がかかったとい

うことでございます。今年度はそれより少し被害が少なくて、６日のクローズで、被害額としても先日の常任委員会でも説明したとおり140万円程度の被害があったということでございます。

今後につきましては、特別損失で対応していきますので、事前にある程度のリスクがあることを経営の中で考えていきたいと思っております。

○福田委員　大変難しい状況と思うんですけれども、何もしないで待っておくというのも、むなしい感じがします。

○児玉副局長（総括）　まさに福田委員に御心配をいただいているとおりで、目標達成率が43.3％、利用の収入の部分でその数字にとどまっている。やはり一番大きかったのが、年間利用者数が目標を大分下回っているということでございます。我々としては、目標の年間利用者数をいかに上げていくのかというのが課題であると思っております。

台風につきましては、どうしてもコースが河川敷のところにございますので、一定の被害はあるものと想定をしているんですけれども、肝心なのは年間利用者数をいかに増やしていくかということでございます。昨年度の状況は非常に厳しいところもございますから、いかに地域の皆様に一ツ瀬川ゴルフ場を認知していただいて、利用していただける方を増やしていくかというのが大事だと思っています。

実は、指定管理者が昨年度まではモリタゴルフさんで、今年から新しい指定管理者に変わりまして、支配人の方についても経験豊富な方に来ていただいて、我がゴルフ場の厳しい状況を、まさに今、経験していただいて、その中でどのようにしたら利用者を増やすことができるのか、工夫をしていただいているところでございます。

また、明るい話題といたしましては、今年度、日章学園高校のゴルフの練習に使っていただけることになりまして、先日もニュースで報道していただいて、ゴルフ場の認知度を非常に高めるきっかけにもなるのかなと考えているのですが、ただ、いずれにしても、非常に厳しい状況であることは間違いありません。我々として今後の見通しについて言うと、目標は高いものがありますので、いかに認知度を高められるのかを常に意識しながら、利用者数の増加に向けて頑張っていきたいと考えております。

○福田委員　私たちも新たな指定管理者にお会いしました。期待しているので、ぜひ頑張ってほしいと思います。

○武田委員　ゴルフコース利用状況について、年間利用者数が78.9％で、施設利用収入は43.3％ということで、年間利用者の目標を達成したとして、施設利用料収入は目標を達成するのでしょうか。

○児玉副局長（総括）　利用者のほうが目標を達成すれば、一応の利益は確保できると考えています。ただ、どうしても年間目標利用数に対して実際の利用者数は非常に少ない状況でありますので、ここは厳しい現実として我々は受け止めて、しっかり取り組んでいく必要があると考えています。

○武田委員　ここ10年ぐらいでは単年度黒字がどれくらいあったのでしょうか。

○西本経営企画室長　令和３年度が黒字となっております。理由といたしましては、令和元～２年はコロナの影響により、当初はゴルフができない状況でしたが、その後はゴルフはコロナ禍においてもできるということで、若者を中心に全国的にブームもあったため、令和３年度は黒字になります。一方、令和４～５年度が台風

による冠水被害等によりマイナスになります。

○武田委員　赤字の大きな理由が台風ということで、自然によるものなので仕方がないかもしれないけれども、それらを加味した上で利用者数の目標があるだろうし、各月の実績を見ても、全ての月でマイナスなので、台風は関係ないのかなと思います。台風の影響で、クローズするし、費用もかかるんでしょうけれども、台風だけではないと思います。宮崎県地域振興事業会計ですので、一部の人たちが利用して、毎年赤字を出しているようでは、ゴルフ場を閉めたほうが県民のためになるんじゃないかなとも思います。ゴルフが強い宮崎県ですから、ゴルフ場ができたときの思いとか、なぜ今続けているのかなど、赤字が出ながらでも継続していく必要があるのか、そのあたりの考えがあれば教えてください。

○児玉副局長（総括）　この事業の目的は地域振興事業でございますので、平成の初め頃に、地域振興事業としてゴルフ場を設置いたしまして、地域の皆さんにゴルフを親しんでいただいて、健康増進にもつなげていただくというところから始まったものと考えていますけれども、確かに近年の状況として、台風災害等も大分激しくなってきて、コースの冠水によるクローズの期間も長期化しているような自然状況の変化があり、あとゴルフを利用される方についても、最近は、高齢化してきております。先ほど担当室長が申し上げましたけれども、ちょうどコロナ禍では、密にならずに外で楽しむことができるゴルフということで、人気が回復した時期もございました。このときに、利用者の方はいろんな年代の方がいらっしゃったんですけれども、ただ、最近は、高齢者を中心にした利用がやはり主なものとなっております。

我々も現場に実際行きまして、利用されている状況を見ておりますけれども、利用されている方は非常に喜んでいただいている状況でございます。ただ一方で、県の企業局がやっておりますので、やはり経営的に成り立っていくというのが前提だと思っております。今も非常に厳しい状況が続いておりますが、指定管理者が今年度替わったばかりでございますので、まずはその指定管理者による集客の工夫とかを見ていきたいと考えています。しかし、今後の見通しとして厳しいものがあるというふうになれば、当然、その時点で、この事業の在り方についても我々は検討すべきだと思っておりますので、しっかり委員の御指摘をいただきながら、今後の運営方法についても検討、工夫をしていきたいと考えております。

○武田委員　クラブハウス等も大分老朽化しておりますので、そこらあたりも勘案しながら、新しい指定管理者の努力には報いないといけないので、今すぐという話ではなくて、５年、10年先にどうしていくのかシミュレーションをしてタイミングを考えながら、このタイミングになったら数年後にはゴルフ場を閉めようとか、そこらぐらいまで考えておくべきじゃないかなと思います。何年か後にはクラブハウスを建て直さないといけないのかなということも考えながら、今言われたようにしっかりと検討をしていただきたいなと思います。

○二見委員　ゴルフ場のここ数年間の負債合計は、どんな推移をしていますか。

○西本経営企画室長　資料37ページを御覧ください。

令和５年度の欠損金が約1,200万円で、昨年度が約1,900万円ということで、累積欠損金として約3,100万円になります。

○二見委員　今説明があったのは欠損金です。資料38～39ページでいったら、剰余金に欠損金は計上されているわけだけれども、負債合計額がどういうふうに変わってるかを聞いてます。

○小川総務課長　負債のほうは電気事業会計が地域振興事業会計にお金を貸しているものがあります。そちらを毎年確実に返している状態になっているので､負債自体は減っている形になっています。

○二見委員　電気事業会計から地域振興事業会計にお金の出入りがあることは、資料ではどこの部分になるんですか。この建設改良他会計借入金のことを言われていますか。

○小川総務課長　そのとおりでございます。

○二見委員　そういう説明がないと、我々見ていても、よく分からないので教えてほしかった。ここが毎年減ってはいるということなんですね。負債合計額は昨年度末７億400万円程度ということなんだけれども、ここ数年間どういう数字で推移しているのかなとお伺いしてます。年度をまたいだ負債合計額の推移を示したデータ、資料はないということですか。

○小川総務課長　議会に出している正式な決算書では、今回の場合は、令和４～５年度は示していまして、それは毎年示していますので、それを時系列に並べることは可能ですけれども、今、手元にございません。

○二見委員　報告資料としてはこれでいいと思います。今ここで聞いているのは、過去のデータが手元にないので、どういう数字になっているのか分からないんですかと聞いているだけなんです。それがないと言っているんだったら、ないということでもいいです。別にここに報告資料として出してくださいと言っているわけではなくて、本来は毎年これが積み重なっていっているわけだから、推移というのが分かりませんかと聞いているんですよ。

○小川総務課長　この場にはありません。

○二見委員　後で議事録とか過去の資料を調べてみればいいという御答弁なんですかね。地域振興事業も毎年うまくいかない説明しかない中で、特定の地域のところだけに県税を投入するようなことをやっていていいのかという議論がある。そういったときに、これ以上負債を増やしていかないほうがいいという話もある。武田委員からの話もそういうことだと思います。我々もこの10年ぐらい見ていて、経営がよくなったという話もあまり聞かないもんだから、これ以上負債が増えないというところをちゃんと確認する必要があります。今回、負債合計が約７億円となっているけれども、結局、そこに上がっていない、未処理欠損金が剰余金でマイナスとして上がってくるわけです。

　だから、私たちは、この事業を続けるべきか、続けないほうがいいのかという判断をするためのデータを示してもらわないといけないというところで話している。皆さんは把握しているということなんですが、この地域振興事業がうまくいっているかどうか、ちゃんと判断されているのかなと思います。

○小川総務課長　負債で一番大きいのが電気事業から借りているお金になっているので、そこのところについては毎年返しています。

○二見委員　どれくらいのお金を返しているのでしょうか。

○小川総務課長　毎年、資料38ページのところに流動負債に996万7,628円と計上されていますが、それが返しているお金になります。約996万円を毎年負債から返している形になっています。この分は減っていますので、その分の負債負担

はなくなっています。

○二見委員　ゴルフ場を立ち上げるときに、電気事業からここにお金を出して、このゴルフ場を造りました。その長期負債が建設改良他会計借入金というところで、毎年約1,000万円返しています。ということは、今、私たちが今の説明を聞いていて分かったことは、残りの６億8,000万円ぐらいを毎年1,000万円ぐらいずつ返していったら、なくなるのは68年後という見通しになるわけですよ。我々はそういうことを考えていかなければならないので、そういう見方ができるような説明があるといいなと思いました。

このゴルフ場やクラブハウスだって、老朽化が進めばお金をまた入れていかないといけないわけだし、そのときに足りない分はどうするのとなる。自分たちでつくった利益剰余金があるかもしれないけれども、今の経営状況の収支を見たときに、剰余金はなく、欠損金を1,200万円計上して、3,000万円ぐらいの残高になっている中で、これを帳消しにしていくことはできるのかどうかも見ていかないといけない。そういったところは、経営感覚として説明があったほうがいいなと思います。

○小川総務課長　利益剰余金のところでいきますと、負債合計下に資本金がありまして、組入資本金というものがございます。これは利益剰余金を資本金に積み上げていったものなので、もともとは利益剰余金になります。ですから、この利益剰余金が資本金になっていますけれども、まだ残っている状態ですので、その意味では、まだ事業として成り立っていると考えています。

○二見委員　ただ、約１億円ぐらい組入資本金としてあって、現金があると見れるのかなと思います。流動資産を見れば約１億7,800万円になっているわけだから、それぐらいのお金はあるんでしょう。資本金は約１億円しかないけれども、負債は約７億円ある。その経営は続けられるかどうか。単年度で今回1,200万円の負債が出た。これまでの推移をずっと見ながら判断していかなければ、この１年間だけを見ただけで、いきなりこれは続けるべきだ、やめるべきだという話はできないと思います。そういったところも含めて、検討する必要性があると思うんですけれども、局長として今そういう状況ではないという御判断になるんでしょうか。

○松浦企業局長　そういう状況だと思っています。ただ、資料としてこれまでそういう出し方をしてきていないので、このような説明の仕方になっております。他会計から借入れをしている分をどういう形で返しているのかとか、毎年度の最終的な利益、損失がどうなっているのか整理を一回しないと、お見せできるような資料が今ないということでありますので、後で、もしよければ御提出させていただきたいと思います。

それから、先ほど副局長から御説明いたしましたけれども、このゴルフ場ができた当初はそれなりにゴルフ人口が多くて、ゴルフ場が足りない状況に対応していくということで始まっておりましたので、その段階での経営は特に問題があったわけではありません。毎年1,000万円ずつぐらい他会計に返している状況の中で、平成29年度までは僅かですけれども黒字という状況がありまして、それがこの数年間でかなり厳しい状況になってきているというイメージで捉えていただければいいと思います。そういう中で台風災害による冠水も可能性としてそれなりに増えてきたところがありまして、これからどういうふうに持っていくのかは、一つの大きな経営

課題だと認識はしております。

指定管理者が新たなところに替わりましたので、その中でどうやって裾野を広げていくのか、そういうことが可能なのかも再度しっかり見た上で、先々については考えていかなければならないというスタンスでおります。

○二見委員　局長がおっしゃったように、昔経営はよかったけれども、悪くなってきたという状況と、宮崎県内のゴルフ環境もよくなってきたのを考えれば、当初の目的の一つはもう達成されているような判断ができますよね。例えば、この決算のときに、この場で判断するというか、長期間検討するのか考えていく必要があると思うんですよね。平成29年度まで黒字で、それから６～７年経過しているわけですから、今後を見通したときのプランを――やめることありきではないですけれども、判断するための検討というか、検証をしていかないといけない時期なんだろうと。そのために、今回の決算資料だけでなくて、今後の検討資料の在り方も考えていただきたい。

課長にも急な話をして申し訳なかったんですけれども、我々が判断するための情報を持っていらっしゃるのは執行部だし、この説明もやっぱり聞かなければ分からないところも多い。もっと言えば、さっきの借入金についても、毎年定額で返しているのか。そこ辺も本当は赤字が多いから、調整しているんじゃないのかなと。企業局内でのやりくりだから、赤字が出ているときに、これを小さくするために、実は借入金の返済額を少なくしているんじゃないかなとか思います。どういう契約状況になっているのか、確認していかなければ分からないので、今後の検討課題として、認識していただければよろしいかと思います。

○下沖副主査　資料14ページの水力発電設備について、令和４年度は約120億円だったんですけれども、令和５年度は約518億円になっています。差額の要因を教えてください。

○小川総務課長　水力発電設備ですけれども、貸借対照表で令和４年度が517億円余で、令和５年度が518億円余の貸借対照表になっています。見ている数字が、減価償却の累計額を引いた額ではないかと思われます。

○下沖副主査　分かりました。

○小川総務課長　最初に下沖委員から御質問ありました未収金についてですけれども、令和４年度と令和５年度を比較して、令和５年度が増えています。国の消費税の還付金の未収金とか、九州電力の電力料が大きくて未収金が増えています。

○下沖副主査　それは回収可能ですか。今回１億円ぐらい増えている部分がそれですか。

○小川総務課長　企業局の会計は簿記会計で、３月で切れる形になるので、入ってこない額は未収金として立てて、それが翌年度に現金として入ってくる形になっていますので確実に入ってきております。

○下沖副主査　例年の４億5,000万円ぐらいは、回収計画を含めたものができているのか、それとも回収不可能なものなのか、教えてください。

○小川総務課長　私どもの取引相手は基本的に確実なところばかりですので、未収金の回収は確実にできています。

○二見委員　キャッシュフローが分かる資料はありませんか。

○小川総務課長　「令和５年度宮崎県公営企業会計決算書」の40ページにキャッシュフローはお示しさせていただいております。

○重松主査　ほかに質問はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　それでは、以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後３時22分休憩

午後３時25分再開

○重松主査　分科会を再開いたします。

明日の分科会は、午前10時に再開をし、教育委員会の審査を行うことといたします。

以上で本日の分科会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後３時26分散会

令和６年10月１日（火曜日）

午前９時59分再開

出席委員（７人）

主　　査	重　松　幸次郎
副　主　査	下　沖　篤　史
委　　員	二　見　康　之
委　　員	武　田　浩　一
委　　員	福　田　新　一
委　　員	前屋敷　恵　美
委　　員	図　師　博　規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教　育　長	黒　木　淳一郎
副　教　育　長	大　東　　収
教　育　次　長（教育政策担当）	吉　玉　　拓
教　育　次　長（教育振興担当）	北　林　克　彦
教育政策課長	佐　藤　雅　宏
財務福利課長	畑　中　道　一
育英資金室長	上　田　浩　司
高校教育課長	間　曽　妙　子
義務教育課長	田　中　幸　一
特別支援教育課長	山之口　義　弘
教職員課長	菊　池　武　司
参事兼生涯学習課長	猪　野　貴　一
スポーツ振興課長	田　中　裕　久
参事兼文化財課長	長　友　由美子
人権同和教育課長	川　越　政　紀
図　書　館　長	平　山　文　春
美術館副館長	梅　田　一　明
総合博物館長	松　野　義　直

事務局職員出席者

議事課主事	黒　木　燿一朗
政策調査課主任主事	岩　倉　有　希

○重松主査　分科会を再開いたします。

それでは、令和５年度決算について執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○黒木教育長　それでは、令和５年度決算につきまして、決算特別委員会資料で御説明申し上げます。

なお、ページ数につきましては、右下のほうに決算と書いてございまして、そこに数字で示しております。

それでは決算の３ページを御覧ください。

「宮崎県総合計画2023」に基づく施策の体系表により、主要施策につきまして御説明申し上げます。

教育委員会では体系表の左上にありますように、「宮崎県総合計画2023」の３つの分野別施策の中で、「人づくり」に係る部門別計画として、宮崎県教育振興基本計画を策定しております。

本計画のスローガン、「未来を切り拓く　心豊かでたくましい　宮崎の人づくり」の推進に向けまして７つの基本目標を設定し、令和５年度はその右側に掲げておりますような事業にそれぞれ取り組んだところであります。

続きまして４ページを御覧ください。

教育委員会全体の令和５年度歳出決算の状況でございます。

まず、一般会計でありますが、表の下から５段目の一般会計の計の欄を御覧ください。

予算額1,042億2,010万5,945円、支出済額1,022億777万1,658円、不用額７億4,509万1,287円、執行率98.1％でございます。

次に特別会計であります。

表の下から４段目と３段目の括弧の中に示しておりますが、県立学校実習事業及び育英資金、この２つの特別会計がございます。

下から２段目の特別会計の計の欄を御覧ください。

予算額47億516万3,000円、支出済額６億334万3,071円、不用額41億181万9,929円、執行率12.8％であります。

次に、資料の最後になります。

97ページを御覧ください。

監査結果報告書における指摘事項及び注意事項を記載しております。また、令和５年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして３件の審査意見がありましたので、これらにつきましては、各事業の詳細と併せまして後ほど、関係課長から御説明申し上げます。

○佐藤教育政策課長　お手元の決算特別委員会資料５ページを御覧ください。

一番上の（款）教育費の欄でございます。

令和５年度の教育政策課の一般会計予算額は38億8,531万1,000円、支出済額は38億7,506万4,023円、不用額は1,024万6,977円、執行率は99.7％となっております。

このうち（目）の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

なお、執行率が90％未満の（目）はございません。

６ページを御覧ください。

まず、上から１段目の（目）事務局費の不用額が715万1,946円となっております。

こちらは、主に事務局職員の職員費及び職員旅費等の執行残であります。

続きまして、７ページを御覧ください。

上から１段目の（目）教育研修センター費の不用額が129万9,717円となっております。こちらは、主に教育研修センターの運営費の執行残でございます。

次に、８ページを御覧ください。

上から１段目の（目）社会教育総務費の不用額117万8,377円でございます。こちらは事務局職員の職員費の執行残であります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

９ページを御覧ください。

上のほうの人づくり１の「子どもを生み育てやすく、未来を担う人材を育む社会づくり」の（２）未来を切り拓く心豊かでたくましい人材を育む教育の推進についてであります。

表の中ほどに「テレビ教育広報」でございますが、ＭＲＴとＵＭＫの２局におきまして、教育委員会の取組について番組を制作、放送し、県民への周知を行ったもので、令和５年度はＭＲＴ、ＵＭＫとも、それぞれ52回の放送を行いました。

10ページを御覧ください。

テレビ広報による情報発信につきましては、映像の効果的な活用により、幅広い世代が年間を通じて定期的に視聴できるなど、その効果は大きいものと考えております。

今後も多くの県民に興味を持っていただけるような番組づくりに努め、県民の教育に対する理解を深めながら、「県民総ぐるみによる教育」

を推進してまいりたいと考えております。

主要施策の成果につきましては以上でございます。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○畑中財務福利課長　決算特別委員会資料の11ページを御覧ください。

まず、表の一番上の一般会計についてでありますが、予算額が58億8,347万6,470円、支出済額が52億4,285万2,735円、翌年度繰越額が２億6,201万4,000円、不用額が３億7,860万9,735円、執行率が89.1％、翌年度への繰越額を含めた執行率が括弧書きの93.6％となっております。このうち、(目)の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

同じ表の上から４段目、(目)事務局費の不用額が5,577万1,781円となっております。これは主に学校施設の工事等に係る入札残であります。

次に、12ページを御覧ください。

表の一番上、(目)教職員人事費の不用額が207万918円となっております。これは主に職員の健康管理事業に係る経費が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、13ページを御覧ください。

表の上から２段目、(目)高等学校管理費の不用額が１億9,931万6,107円となっております。これは高等学校及び中等教育学校等における一般運営費の執行残であります。

次に、表の下から３段目、(目)教育振興費の不用額が160万2,828円、執行率が85.1％となっております。これは理科教育設備の購入額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に14ページを御覧ください。

表の上から２段目、(目)特別支援学校費の不用額が3,544万289円となっております。これは特別支援学校における一般運営費の執行残であります。

次に、特別支援学校費の下、(目)保健体育総務費の不用額が613万5,575円となっております。これは特別支援学校等調理業務に係る経費の執行残であります。

次に15ページを御覧ください。

表の一番上、(目)体育施設費の不用額が139万7,891円となっております。これは体育設備の購入額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、体育施設費の下、(目)文教施設災害復旧費の不用額が7,641万644円、執行率が54.6％となっております。これは災害被害を受けた教育施設等の災害復旧を要する事案が想定より少なかったことによるものであります。

次に、16ページを御覧ください。

県立学校実習事業特別会計であります。

表の一番上、予算額が２億3,365万9,000円、支出済額が１億9,674万8,015円、不用額が3,691万985円、執行率が84.2％となっております。不用額の主なものは施設・設備の修繕料等の執行残であります。

次に、17ページを御覧ください。

育英資金特別会計であります。

表の一番上、予算額が44億7,150万4,000円、支出済額が４億659万5,056円、不用額が40億6,490万8,944円、執行率が9.1％となっております。

不用額の主なものは表の下から２番目、貸付金に含まれます貸付準備金の執行残であります

が、この貸付準備金については、育英資金事業を廃止するときに必要となる国交付金の返還に備えて持ち越しているものであります。

次に、主要施策の成果についてであります。

18ページを御覧ください。

施策推進のための主な事業及び実績のうち主なものにつきまして御説明を申し上げます。

表の事業名欄の１段目、「維持管理」であります。これは、県立学校52校の老朽化対策工事や空調設備の整備等を実施したものであります。

次に、19ページを御覧ください。

表の事業名欄の１段目、「育英資金貸与」であります。こちらでは、貸付金と貸付準備金を区分して実際の執行率を記載しておりますが、貸付金につきましては、予算額４億6,522万8,000円に対しまして、決算額３億3,257万5,000円、執行率71.5%となっておりまして、1,005人に貸与したところであります。

次に、その下に記載の事業、「学校職員健康づくり推進」であります。

これは、教職員が能力を十分発揮できる環境の整備を行うため、メンタルヘルス研修を611人に実施したほか、各種健康指導や健康相談事業を行ったものであります。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

次に、監査委員の決算審査意見書についてであります。

23ページを御覧ください。

３、財産管理事務についてであります。

最後の段落におきまして、生産物を取り扱う所属においては、生産物取扱要領に基づくチェック体制の確認、担当職員の知識の習得など、一層の取組を行っていただきたいという意見をいただいております。

令和５年度においては、全県立学校を対象として生産物の生産報告から処分までの一連の流れと現金の取扱いについて再確認するとともに、不適正な事務処理の発生防止に向けた対応の研修を行いました。

今後とも、生産物の取扱事務を含め、不適正な事務処理の発生を防止するためにも学校と連携して、会計事務の厳正な取扱いのさらなる徹底に取り組んでまいります。

24ページを御覧ください。

（９）県立学校実習事業特別会計についてであります。

25ページを御覧ください。

ページの下のほうにあります意見・留意事項等におきまして、生徒の実習経費に不足が生じないよう、引き続き円滑な運営が望まれるという意見をいただいております。

農業教育の根幹となる実習教育の質を確保するため、経費節減に努めるとともに、安定的な歳入確保に向けた取組を続けてまいります。

26ページを御覧ください。

（11）育英資金特別会計についてであります。

27ページを御覧ください。

ページの下の方にあります意見・留意事項等におきまして、「償還については様々な対策が講じられており、収入未済額は前年度に比べ減少しているものの、引き続き償還促進についての努力が望まれる」という意見をいただいております。

令和５年度においては、引き続き、滞納未然防止に重点的に取り組むとともに、長期滞納者等に対する法的措置の実施や、回収困難な案件の弁護士委託などの対策を講じてまいりました。

こうした取組により、令和５年度の収入未済額は、前年度に比べ約6,100万円減少したところであります。

今後とも、新たな滞納の未然防止と収入未済額の縮減に努めてまいります。

最後に、監査における指摘事項についてであります。

97ページを御覧ください。

このうち、当課関係で指摘となっている１件についてご説明いたします。

表の左端の指摘項目の上から３つ目の「契約事務」につきまして、上から３つ目の自動火災報知器設備取替工事について、工事請負契約書に基づく契約の保証が付されていなかったものであります。

指摘以降は、再発防止のため、事務職員全員で財務規則等の関係法規を確認するなど、複数職員でのチェック体制を強化し、財務規則等に即した適正な事務処理に努めております。

○間曽高校教育課長　お手元の決算特別委員会資料の28ページをお願いいたします。

一番上の（款）教育費の欄でございますが、高校教育課の予算額は31億7,349万1,000円、支出済額は29億9,638万5,967円、翌年度繰越額は１億2,474万6,000円、不用額は5,235万9,033円、執行率は94.4％、翌年度への繰越額を含めた執行率は98.4％となっております。

このうち、（目）の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

まず、表の３行目の（目）事務局費の不用額が2,089万2,389円となっております。これは主に、授業料に充当するための就学支援金の実績額が見込みを下回ったことによる負担金・補助及び交付金の執行残でございます。

29ページを御覧ください。

表の１行目の(目)教育指導費の不用額が2,755万6,150円となっております。

これは主に、初任者研修及び外国語指導助手に係る報酬及び旅費の執行残であります。

30ページを御覧ください。

表の２行目の（目）高等学校総務費の不用額が111万9,913円となっております。これは主に、入試問題作成事務に係る印刷費等の需要費の執行残でございます。

次に、表の中ほどの（目）教育振興費の不用額が242万6,633円となっております。これは主に、ひむか未来マイスター・ハイスクール事業における報償費、産業教育備品の修繕に係る需用費の執行残でございます。

決算事項の説明は、以上であります。

次に、主要施策の成果についてであります。

36ページを御覧ください。

表の２段目、改善事業「宮崎で活躍！高校生県内就職促進」では、高校生の県内就職率をさらに向上させるため、県立学校においてインターンシップや企業見学を通じた地元企業を知るための体験的な活動を行いました。

また、就職支援エリアコーディネーターによる企業訪問や、学校、企業、行政等の意見交換の場であるエリアネットワーク会議の開催など、学校と地域、産業界とネットワークの一層の強化を図ってまいりました。

次に、37ページを御覧ください。

表の２段目、新規事業「世界と繋がろう！高校生海外留学支援」では、アメリカ、シンガポール、ベトナム、台湾へそれぞれ20人ずつ、計80人を派遣しまして、大学での講義や現地での実践的な体験活動を行いました。

また、高校生留学促進事業では、個人で海外研修を希望する高校生29名に留学費用の一部を支援いたしました。

さらに、県内にいながら留学に近い体験のできる宿泊研修としまして、中高生42名が参加した「ひなたグローバルキャンプ」や中高生と保護者137名が参加いたしました「留学支援フェア」を実施いたしまして、海外留学への機運醸成を図ってまいりました。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○田中義務教育課長　決算特別委員会資料の39ページを御覧ください。

表の一番上の（款）教育費の欄でありますが、予算額は１億2,559万7,000円、支出済額は１億1,454万7,068円、不用額は1,104万9,932円、執行率は91.2％となっております。このうち（目）の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

まず、上から３段目の（目）事務局費の不用額が506万3,296円、執行率が32.1％となっております。これは、令和４年度の繰越事業である「スクールバス安全装置導入支援事業」及び「被災児童生徒就学援助事業」の市町村に対する補助金の執行残であります。

次に、上から５段目の（目）教育指導費の不用額が598万6,636円であります。不用額の主なものは、初期研修事業において、初任者の研修受講時に後補充する会計年度任用講師の配置が見込みを下回ったことによる人件費等の執行残であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

資料の41ページをご覧ください。

表の１つ目の改善事業「未来へつなげ、学びのバトン！みやざきの授業改善推進事業」であります。小学校４年生及び中学１年生を対象に実施したみやざき小中学校学習状況調査では、中学校の調査をタブレットを使用したＣＢＴ方式とし、結果をすぐに事業改善につなげることができるようにしました。

また、宮崎大学に調査結果の分析を依頼し、分析結果を生かした授業づくりについて、研究開発指定校をはじめ、各学校に対して、授業力向上連絡協議会等で還元いたしました。

続きまして、42ページをご覧ください。

表の２つ目の「循環型社会を実現する環境教育推進事業」であります。

持続可能な社会のつくり手となる児童生徒の育成を目指して、環境教育推進校を指定し、各学校で４Ｒ活動に関する取組を行いました。

また、担当教諭に対して指導者研修会を実施するとともに、教職員等環境教育、環境教育推進リーダー養成研修への派遣を行いました。

活動を推進する教諭への研修を充実させたことで、各学校のカリキュラム構築や学習活動の活性化につなげてまいりました。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○山之口特別支援教育課長　資料の45ページを御覧ください。

一番上の（款）教育費の欄ですが、特別支援教育課の一般会計予算額は、５億6,650万8,000円で、支出済額が５億611万9,759円、翌年度繰

越額が1,199万円、不用額は4,839万8,241円、翌年度繰越額を含んだ執行率は91.5％であります。

このうち、（目）の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

表の３行目、（目）事務局費の不用額1,917万8,477円であります。

翌年度繰越額を含んだ執行率は78.9％であります。

主なものは、「未来を創る！高等特別支援学校整備事業」の委託料の執行残であります。

次に、表の中ほど、（目）教育指導費の不用額1,008万8,553円であります。

主なものは、「特別支援学校医療的ケア実施事業」の看護師の報酬、旅費等の執行残であります。

46ページを御覧ください。

上から２行目（目）特別支援学校費の不用額1,853万2,318円であります。

これは、主に「特別支援教育就学奨励費事業」における扶助費の執行残であります。

次に、表の下から２行目、（目）保健体育総務費の執行率が51.7％であります。

これは、要保護及び準要保護児童生徒への医療費等の扶助費の実績額が見込みを下回ったためであります。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

48ページを御覧ください。

表の２段目、新規事業「学びを支える「通級による指導」充実事業」であります。

この事業におきましては、地域の核となる特別支援教育コーディネーター養成研修の実施や研修動画の作成により教員の専門性向上を図ることができました。

また、巡回による通級指導研究開発校を指定したことで、巡回による通級指導を受けることができる児童生徒数が増加しました。

最後に、指摘要望事項について報告する事項はございません。

○菊池教職員課長　教職員課分につきまして御説明いたします。

お手元の資料の52ページを御覧ください。

一番上、（款）教育費の欄でありますが、予算額は859億5,011万3,000円、支出済額は858億6,379万4,942円、不用額は8,631万8,058円、執行率は99.9％となっております。

このうち、（目）の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。なお、執行率が90％未満の（目）はございません。

まず、上から３行目、（目）教職員人事費の不用額が1,703万2,816円でございます。これは主に会計年度任用職員に係る経費の執行残でございます。

次に、職員費に係る不用額であります。下から５行目、（目）教職員費の不用額が2,632万100円。

次の53ページを御覧ください。

上から２行目、（目）教職員費の不用額が2,128万2,053円。中ほどの（目）高等学校総務費の不用額が1,278万2,760円。

下から５行目、（目）特別支援学校費の不用額が890万329円となっております。これらの主なものは、いずれも給料及び職員手当等の執行残でございます。

次に、54ページを御覧ください。

主要施策の成果についてでございます。

「スクール・サポート・スタッフ配置事業」

につきましては、市町村立学校に小学校99校、中学校47校、義務教育学校２校の計148校に配置し、教員が児童生徒と向き合う時間の確保を図っております。

55ページを御覧ください。

改善事業「「みやざきで先生になろう！」推進事業」につきましては、教職を目指す中高生に教師の魅力を伝える、ひなた教師ドリームカフェの開催や教員募集説明会など、教職への興味、関心を高める施策を実施してまいりました。

最後に、監査委員の決算監査意見書に関しては、特に報告すべき事項はございません。

○猪野生涯学習課長　決算特別委員会資料57ページをご覧ください。

一番上の（款）教育費の欄でございますが、生涯学習課の予算額は６億3,083万9,000円、支出済額は６億1,451万3,753円、不用額は1,632万5,247円、執行率は97.4％であります。

このうち（目）の不用額は100万円以上のものについて御説明いたします。

なお、執行率90％未満の（目）はございません。

同じく、57ページの上から３段目、（目）社会教育総務費の不用額146万844円であります。

主なものは、各事業の講師等に係る旅費や謝金の執行残であります。

次に58ページを御覧ください。

（目）図書館費の不用額552万2,577円であります。

主なものは、県立図書館における光熱費等の経費節減に伴う需用費の執行残や電気設備更新工事に係る執行残であります。

次に、59ページを御覧ください。

（目）美術館費の不用額934万1,826円であります。

主なものは、県立美術館における光熱費等の経費節減に伴う需用費の執行残であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

61ページを御覧ください。

表の一段目、「地域と学校の絆を育む体制整備推進」では、地域全体で子供の学びを支援するための体制整備の充実を図り、地域における学習支援、体験活動事業等に対し、市町村への補助を行いました。

また、地域と学校の連携・協働についての理解を促進するための研修会も実施しました。実施したことで、連携・協働についての効果的な取組等が多く見られるようになりました。

62ページを御覧ください。

表の３段目、改善事業「読書の楽しさを広げる「読書県みやざき」総合推進」では、読書環境整備の取組として、「ひなたライブラリー」と称した本棚を県内に13か所設置しました。

また、図書館職員や読書サポーターを対象とした研修等や、読書の楽しさを県民に伝えるシンポジウムを開催しましたことで、読書県宮崎の取組を少しずつ広げていくことができました。

63ページを御覧ください。

表の２段目、新規事業「置県140年宮崎県史等デジタル化」では若山牧水の遺墨30点をデジタル化し、県立図書館ホームページにデジタルアーカイブとして公開しました。

また、椎葉村において地域資源を調査し、ウェブ記事を作成・編集するイベントを実施し、県民が歴史や文化に触れる機会を増やすことができました。

主要施策の成果につきましては、以上であり

ます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○田中スポーツ振興課長　資料の69ページを御覧ください。

一番上の（款）教育費の欄でございますが、予算額は32億8,302万9,475円で、支出済額が22億9,038万3,860円、翌年度への繰越額が明許繰越し８億6,114万5,000円、事故繰越し572万9,000円、不用額が１億2,577万1,615円、翌年度の繰越額を含めた執行率は96.2％となっております。

このうち、（目）の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。なお、執行率90％未満の（目）はございません。

まず、表の上から３行目、（目）保健体育総務費の不用額が7,455万4,791円であります。

これは、主に下から６行目にあります施設管理運営費（指定管理者）に係る委託料、また、下から２行目にあります日本スポーツ振興センター共済給付金に係る負担金・補助及び交付金等で実績額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

70ページを御覧ください。

表の１行目、（目）体育振興費の不用額が5,106万8,031円となっておりますが、これは主に「練習環境整備事業」に係る工事請負費の執行残であります。

次に、73ページを御覧ください。

主要施策の成果について御説明いたします。

表の一番上の枠、新規事業「公立中学校における部活動の地域移行に向けた環境整備」では、宮崎市、小林市、高鍋町、国富町をモデル地区としまして実証事業を行いました。

また、県が実施しましたコーディネーター研修には25市町村が参加、また、先進県の取組の紹介等も行いました部活動シンポジウムには268名の参加がございました。

続きまして、76ページを御覧ください。

表の一番上の枠、改善事業「体育・保健体育の授業充実」におきましては、第64回宮崎県学校体育研究発表大会を、串間・日南地区で開催しまして、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のつながりのある学習を、バレーボールやバドミントンといったネット型の球技の授業を通して研究・発表を行いまして、体育学習における「ひなたの学び」を進めております。

続きまして、77ページを御覧ください。

表の一番下の枠、「スポーツで人が輝く元気な宮崎に！スポーツ習慣化推進事業」では、スポーツ実施率の向上を目的とした研修会の開催や企業や総合型地域スポーツクラブへの委託事業の実施等により、スポーツの習慣化を図る取組を行い、県民の皆様がスポーツに親しむ機会づくりに努めました。

最後に97ページを御覧ください。

監査における指摘事項について御説明いたします。

指摘項目、収入事務につきまして指摘がございました。

この内容は、国の受託事業の調定事務につきまして、契約日に調定を行うべきところが、監査実施時点において調定が行われていなかったものがあったとの指摘でございます。

この件につきましては、指摘後、直ちに調定を行っておりますが、その後の対応として、調定に関する進捗管理表を作成したほか、複数の職員による定期的な確認を徹底するなど、これまで以上にチェック体制を強化したところでご

ざいます。

今後は、このような遺漏がないよう、所属内でしっかりとした事務処理に取り組んでまいりたいと考えております。

○長友文化財課長　決算特別委員会資料80ページを御覧ください。

一番上の（款）教育費の欄でございますが、文化財課の予算額は５億9,030万6,000円、支出済額が５億7,667万1,790円、繰越額が161万9,000円、不用額が1,201万5,210円、執行率は97.7％、翌年度繰越額を含んだ執行率は98.0％でございます。

このうち、（目）の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。なお、執行率が90％未満の（目）はございません。

まず、表の３行目、（目）文化財保護費の不用額が383万8,285円でございます。

これは主に文化財調査員等の謝金及び旅費の執行残や、埋蔵文化財センターにおいて電気料等が見込みを下回ったことによる執行残であります。

続いて、81ページをお願いします。

表の１行目、（目）総合博物館費の不用額が817万6,925円でございます。

これは主に総合博物館の屋根防水工事入札の執行残であります。

次に、82ページを御覧ください。

主要施策の成果につきまして御説明いたします。

「みやざきの民俗芸能保存継承」につきましては、本県の民俗芸能の保存継承のため、保存団体への聞き取りなどによる現地調査や、映像等による記録保存を伴う演目調査のほか、民俗芸能保存団体等が行う用具の修理や、後継者育成などを支援するものであります。

83ページを御覧ください。

表の１段目、「みやざきの古墳魅力発信」は、西都原古墳群をはじめとする宮崎の古墳群について、地中レーダー探査を用いた古墳の調査研究を進めるとともに、その成果や、世界文化遺産登録に向けた取組をホームページやパネル展を通して広く情報発信を行うものであります。

同じく83ページ、表の２段目、新規事業「神楽でつなぐ次世代育成」は、神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指し、国指定神楽の全国組織の交流促進や情報発信、後継者育成のための神楽公演や県内神楽保存団体の組織化を行うものであります。

84ページを御覧ください。

表の１段目、「ふるさとの宝を未来へつなぐ文化財情報整備」は、近年の激甚化・頻発化する災害から貴重な文化財を未来へ守りつなぐため、文化財情報のデータベース化、未指定を含めた文化財の調査を行うものであります。

主要施策の成果については、以上です。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○川越人権同和教育課長　資料89ページを御覧ください。

一番上の（款）教育費の欄でございますが、予算額は１億3,143万5,000円で、支出済額が１億2,743万7,761円、不用額が399万7,239円、執行率は97.0％となっております。

このうち、（目）の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

表の中ほどにあります（目）教育指導費の不用額が162万1,942円となっております。主なも

のは、スクールソーシャルワーカー配置補助金の交付額の確定に伴う執行残であります。

次に、90ページを御覧ください。

表の上から２段目の（目）保健体育総務費の不用額が201万867円、執行率が73.1％となっております。主なものは、弁護士着手金が必要となる事例が発生しなかったことによる委託料の執行残でございます。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

92ページを御覧ください。

表の２段目、新規事業「みやざきの「子どものいのちと人権」を守る推進」では、子供たちにＳＯＳの出し方を教えるとともに、教職員が子供のＳＯＳを受け止め、適切な支援につなぐための資質向上や、人権課題に対する実践的研究を推進するなど、学校における命を大切にする教育と人権教育の充実を図りました。

続きまして、93ページを御覧ください。

表の１段目、「みやざきの子どもを守る総合支援」では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフを、公立学校に配置・派遣する体制を充実させました。

また、表の２段目、改善事業「いじめ・不登校等対策」では、電話相談窓口の一元化や、ＳＮＳ相談窓口の新設など、教育相談窓口を充実させることで、いじめや不登校など、学校だけでは解決が困難な事案への支援を強化いたしました。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告するべきことはございません。

○重松主査　執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

○図師委員　スポーツ振興課から質問しますけれども、私は、木城町で総合型地域スポーツクラブの理事長をやらせてもらっています。コロナ後、非常に活動が低迷している状況が続いて、何とか活動は続けているところなんですけれども、成果報告の中では、総合型地域スポーツクラブが伸びているような数字となっています。実態としてはどんな状況なのか教えてください。

○田中スポーツ振興課長　従来長く運営していただいているクラブについては、地道に取り組んでいただいております。

ただ、コロナ禍の影響というところも今お話しいただきましたけれども、実際、新しいクラブがどんどん新設されているとか、従来あったクラブが目新しい取組をされている状況は、少し停滞しているところであり、行政として期待している活動は、見られないところも現実としてはございます。

○図師委員　我々が立ち上げたときには、ｔｏｔｏくじの補助金が６年ほどあったわけですけれども、現在、新規で立ち上がるところにはそういう行政的な支援はあるのでしょうか。

○田中スポーツ振興課長　現在は、この助成も停滞しているところがございます。ただ、県として、協議会等があり、若干の援助とか、ソフト面のいろんな指導・助言とか、協力はさせていただいている状況はございます。

○図師委員　資料72ページの「部活動指導員の配置」、資料73ページの「公立中学校における部活動の地域移行に向けた環境整備」と、総合型地域スポーツクラブの活動がリンクしていくものなんだろうとは思うんですけれども、その辺

りは何かプランがあるものですか。

○田中スポーツ振興課長　学校としては、部活動の地域移行を進めたいと考えておりますし、また、その受皿として、総合型地域スポーツクラブの方に、ぜひ、部活動指導員であったり、地域の外部指導者、クラブの指導員として御活躍いただきたいと考えております。昨年度も行いましたシンポジウムのほうには、総合型地域スポーツクラブの方にも広く案内をして、その内容、趣旨を御理解いただいて、ぜひ受入れ体制をお願いしたいというところです。

いろんなクラブの協議会とか研修会のほうでも、今、学校体育と連携しながら、そういった取組をぜひお願いしたいとしているところです。

部活動の地域移行は、現在は地域連携ということで、拠点校の部活動方式――転校しなくても、練習、活動ができるというものを進めています。ぜひクラブの皆さん、地域の方々のお力をお借りしたいなと考えております。

○図師委員　私のクラブのメンバーも、この部活動指導員とか、中学校における部活動の指導に向けたスポット的なコーチはやってもらっていて、連携は取れているんですけれども、アルバイト的な取組です。

だから、総合型地域スポーツクラブがまず事務所を構えて、専従の事務局員を配置してとなると、年間にやっぱり300～400万円ぐらいの経費が固定で安定して入ってくることがないと、事務局体制も取りづらいし、さらにプラスアルファで派遣員とか、コーチを確保しようと思っても難しいというのがあります。

モデル地域を幾つか選定されていますので、こういうところには、ぜひ、事務局体制が組めるほどの予算確保と人員確保をプランニングした上で出されるといいんじゃないかなと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○田中スポーツ振興課長　実際、国が実証事業として10分の10で、支援していただいているところもあります。ぜひ市町村には手を挙げていただかないといけないところもありますので、県のほうから働きかけをして、モデル地区、それ以外もですけれども、事業を活用して、組織体制の整備とか、その中で市町村と連携して、財源の確保に努めていただいていければと思います。県としましては、国からの予算確保と市町村への働きかけと、県でできる部分をしっかり取り組んでいきたいとは考えております。

○前屋敷委員　関連で資料72ページ、部活動指導員の配置で、公立中学校19市町村に100人、県立学校32校に32人ということで、単純計算すると県立学校は１校に１人となります。公立中学校は100人ということですけれども、学校を掛け持ちして指導するとか、部活もいろいろありますが、具体的にはどういう配置で、どのように活動されているのかを教えてください。

○田中スポーツ振興課長　部活動指導員につきましては、現在、公立中学校のほうもこの人数で見ていただくと分かると思うんですけれども、県立学校も含めて学校に１名配置できるかなという状況でございます。

実際は、いろんな競技の部活動でニーズはございますけれども、その中でも特に必要を迫られている部活とか、条件が合致するようなところで活用いただいている状況です。

委員がおっしゃったように、１名で学校を掛け持ちしたりとか、前期と後期で違う方にやっていただくとか、いろんなパターンにて対応させていただいておりますけれども、もっと人数

を増やして、予算の確保がしっかりできれば、各学校２人または３人と増やして、必要な配置ができるような状況になると一番望ましいと思いますので、予算確保等努力していきたいと考えているところです。

○前屋敷委員　増やす意向があっても、人材を確保するのが、難しいところもあるのかなと思いますので、予算も含めた調整をお願いいたします。

そして、部活を行う子供たちにとってどうなのか、部活の指導を含めた観点で、人材を探す、発掘することは忘れないでほしいと思います。

○田中スポーツ振興課長　現在、部活動指導につきましては、より専門性の高い方に――子供たちの目線で専門的な指導を受けたいという部分にしっかり合致できるようにして、そういう教育的な意義も理解していただいている方に入っていただくようには努力しております。

また、コンプライアンスや事故の対応などの研修もさせていただいて、子供たちにいい形で指導が行き届くようにしております。

また、人材の確保という点では、今後、地域のクラブになっていくとか――拠点校の部活動でもそうですけれども、教員自体が希望するときは、兼務等でそういったところに入っていけたり、いろんなケースに対応できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○武田委員　資料29ページ、高校教育課の報償費と旅費で、翌年度明許繰越額と不用額についてもう一回説明をお願いいたします。

○間曽高校教育課長　教育指導費の翌年度明許繰越しにつきましては、ＤＸハイスクールという国の事業がございまして、１校当たり1,000万円で10校分を計上させていただいておりました。

昨年度の２月補正でお認めいただいたんですけれども、実際にはこの学校の採択が決定したのが４月ということになりましたことから、今年度に繰越しをさせていただいたところでございます。

また、不用額につきましては、報酬等については、初任者研修に係る会計年度任用職員、外国語指導助手の方に係る人件費が見込みを下回ったということで、今回この不用額で上げさせていただいているところでございます。

○下沖副主査　資料19ページについて、教職員相談室の相談件数が120件ですけれども、どういうものか教えてほしいのと、どのような相談内容が多いのか教えてください。

○畑中財務福利課長　教職員相談室につきましては、元県立学校の校長先生を会計年度任用職員として任用しておりまして、週に４回、10～15時に県立図書館に配置しております。

いろんな先生方の相談をお受けしているんですけれども、生徒指導に関するものとか、あと人事、服務に関するものとか、あと上司や同僚などの人間関係とかですね。御自身の家族のこととか、一身上の事まで含めて相談に乗っていただいております。

この相談件数については、多くなっている傾向にございます。

○下沖副主査　資料22ページ、育英資金貸与者について、令和元年度から年々、減っているんですけれども、この要因が分かれば教えてください。

○上田育英資金室長　貸与者が減少している理由は、最近、高校段階での授業料の負担軽減のための就学支援金制度でありますとか、非課税世帯対象でございますけれども、授業料以外の

教育費の支援が受けられる奨学給付金制度など、高校入学後に申請する返還不要の支援制度が充実してきておりまして、広く利用されることになってきて、貸与は減少しているのではないかと考えているところでございます。

○下沖副主査　充実しているということでよかったです。

あと、資料26ページ、育英資金の不納欠損額について理由を教えてください。

○上田育英資金室長　不納欠損額につきましては、１名の方が破産をされまして、その破産免責ということで不納欠損をしたところでございます。

○下沖副主査　県でやっている「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」を使われて、この育英資金の返還に活用された方は結構いますか。

○上田育英資金室長　育英資金を借りた方も、「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」は対象になっておりますので、そちらのほうの支援分で、育英資金のほうの返還に役立てていただくことは可能となっております。

○前屋敷委員　資料19ページ、下沖委員の質問の中にありました教職員相談室についてです。メンタルヘルスで、かなり心を痛めておられる教職員の方が増えているということなんですけれども、昨年度の相談件数は、１回相談したときにカウントして積み上げて120件なのでしょうか。一つの問題は、継続的に進めていかないと問題解決につながらないんじゃないか思いますが、１回相談を受けて解決すればそれにこしたことないんですけれども、継続的な相談体制になっているのかどうか教えてください。

○畑中財務福利課長　相談件数につきましては、１回来ていただければ１件とカウントしておりますけれども、教職員相談室だけでは解決しないような相談内容もございますので､内容によってはプライバシーの問題とかもあるんですけれども、関係課や学校に引き継いだり連携を取りながら対応しております。あまり引きずらないように、こちらも考えながら対応しているところです。

○前屋敷委員　保健指導員派遣について、集団指導と個別指導をされておりますけれども、それぞれどういう内容か具体的に教えてください。

○畑中財務福利課長　保健指導員につきましては、保健師の資格を持っている２名を雇用しております。月17日の勤務で１日６時間45分という体制ですけれども､集団指導につきましては､所属に出向いていって、講話等を行い、大体500人以上の職員を相手に指導しております。

あと、個別指導につきましては、定期健康診断後の保健指導、長時間勤務者への面談、ケアといった要望がありましたら対応しているということで、275件でございます。

○前屋敷委員　資料22ページ、今後の方向性ですけれども、長期滞納者に対して法的措置を実施するということは、単純に考えて差押えなどをされるということなんだろうと思います。払う意思の認められない方に対しては、こういう手続なんでしょうけれども、様々な時間の経過の中で厳しい経済生活状態に陥っているんだろうと思うので、そういうことも含めて、どう寄り添って対応しているのかお聞きしたいと思います。

○上田育英資金室長　貸与を受けられた方は、委員のおっしゃるとおり、様々な状況を抱えている人がいることから、我々も文書や電話で、よく御事情をお伺いするといったことをやって

おります。

それぞれの方の事情に応じて、きっちりとこちらのほうから説明をして、一時的に返還を猶予されるかどうか、借りた方の収入状況でありますとか、いろんな事情等は十分把握した上で適切に対応しているところです。

当然、払われた方との公平性もございますので、お話を聞いた上で、本来払えるはずだという方につきましては、申し上げたような法的な措置を実施して、公平性を保ちながら適正に運営しているところでございます。

○前屋敷委員　学ぶ意欲を持って貸与していると思います。勉学を選ばれた方ですので、社会に出た場合に果たしてそのまま順調にいくかというと、そういう状況でもないのが昨今ですので、しっかりそこは寄り添っていただきたいと思います。

○福田委員　資料23ページの中ほどで非常に気になるのですが、「公用車やパソコンの損傷事故が前年度より大幅に増加していることから」とあるんですけれども、具体的にどのような事故があるのでしょうか。

○畑中財務福利課長　パソコンについては飲み物をこぼしたりとかが多い記憶はございます。公用車については事故が継続的に発生していると聞いているところでございます。

○佐藤教育政策課長　公用車に関しましては、例えば、バックで公用車を駐車する際にコンクリートに接触したというものがございました。教育委員会に関しましては、こちらのほうの１件だけでございます。

○福田委員　大幅に増加しているというのが気になったんですけれども、職員の質の悪さとかは関係ないんですか。公用車をぶつけたときには個人の負担になるんでしょうか。

○佐藤教育政策課長　公用車に関しましては、保険に入っておりますので、そちらからの負担になります。日頃から公用車を運転する際には安全運転ということで、職員には常に気をつけるように指導しておりますし、職員も、そのように運転をしているということではございます。

○福田委員　例えば､暴れていて学校の窓を割った場合は、個人負担ではなくて、学校側が負担するんですか。

○畑中財務福利課長　状況によると思います。個人が故意にやるとかであれば、個人で弁償する場合もあるかもしれませんけれども、基本的には学校で負担すると思います。

○福田委員　「引き続き職員への注意喚起と指導の徹底」とあるんですけれども、具体的に教えてください。

○佐藤教育政策課長　例えば、過去に起こった事例を各所属に周知して、十分注意喚起するように指導を行っているところであります。

○福田委員　生産物取扱事務について、具体的に教えてください。

○畑中財務福利課長　農業系高校７校がいろんな生産をいたします。草花、家畜、ハムやソーセージなど売ったものを収入としています。

その収入からいろんな経費を支出しておりまして、特別会計という位置づけでやっているものになります。

○前屋敷委員　資料20ページで、「県立学校運動場整備」について、予算が組まれています。運動場２校とテニスコートの改修ができなかったということですけれども、なぜ年度内に改修ができなかったのか要因を教えてください。

○畑中財務福利課長　「県立学校運動場整備」

につきましては、４校で工事と設計の委託をしているところでございます。

実際に繰り越した要因としましては、関係機関との調整に日時を要したことになるんですけれども、日南高校と高城高校の運動場改修については、工事ができました。

福島高校と富島高校については、設計委託までは令和５年度にできたんですけれども、関係機関との調整に日時を要したということで、この分の工事は令和６年度に繰り越す状況になったということでございます。

あと、テニスコートにつきましては、昨年度の11月議会で補正予算として承認していただいたものなんですけれども、日にちが３か月程度しかなかったということで、設計委託の一部はできたんですけれども、工事までは令和５年度中にはできなかったということでございます。

○前屋敷委員　いずれも令和６年度中には完了する見込みですか。

○畑中財務福利課長　はい。いずれも令和６年度中には完成できる見込みでありますし、テニスコートにつきましては既に完成したということでございます。

○前屋敷委員　子供たちが学ぶ環境を整えていくのは大事なことですので、早く実現できるように努力していただきたいと思います。

○武田委員　資料91～93ページで、いじめを未然に防ぐとか、いじめられた子供たちがＳＯＳを出しやすい環境にしていくことが書いてあります。

いじめた側の子供たちにはどんな教育をされているかというのと、家庭環境であったり、その子の周りの環境あたりをどうやって把握されているのか教えてください。

○川越人権同和教育課長　いじめた側への指導につきましては、認知から解消までのガイドラインに基づいて、しっかりとチーム学校として、カウンセラーとか、スクールソーシャルワーカー等も含めて、御家庭の状況や、本人の置かれた環境等についてもしっかりと把握しながら、その後の児童生徒が生活できるように指導をしているところでございます。

○武田委員　児童生徒には、ある程度指導もできると思うけれども、その保護者に対して指導や踏み込んだ話合いはできているのでしょうか。

○川越人権同和教育課長　保護者に対しましても、先ほど申し上げましたスクールソーシャルワーカーが家庭との連携等、窓口にもなりますので、そのスクールソーシャルワーカー等が関係機関とつなぎながら、状況についても把握して、助言等を行っているところです。

○武田委員　状況がいろいろあると思います。いじめられた子たちが学校に行けなくなったときに、その子たちが学校を転校するとか、フリースクールに行くことが多いと思います。

「いじめた子を別の学校にやったらどうなのか」とか、「いじめた子たちが更生できるようなフリースクールみたいなところにやったほうがいいんじゃないのか」という話をする方もいました。

これだけいじめがなかなか減らないのは、学校の問題ではなくて、私たち社会の問題だと思ってます。今までのいじめの件数であるとか、いまだに亡くなられる児童生徒がいるのを見たときに、方向性がずれているんじゃないかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

○黒木教育長　まず、子供たちについてお話をさせていただきますけれども、子供たちには多

様な居場所が必要でございます。今の子供たちは、自分の家と学校ぐらいしかございません。私たちが子供のころには遊びに行く場所ですとか、親戚のおじちゃんの場所ですとか、近くにいらっしゃる同じ班のおじちゃんのところに行くとか、そんな多様な居場所がそれぞれあったものでございます。

現在の子供たちは居場所の数が少ないので、逆に私たちとしては、多様な場所をつくって、あるいはそういうところに行かせるような、そんな仕組みをつくっていくことが大事かと思っております。

したがいまして、民間のお力を借りることもありますし、市町村にあります教育支援センターを機能させることも大事かと思っています。

一方、保護者の問題です。保護者につきましては、これまた大変多様な方々がいらっしゃいまして、考え方もそれぞれ違います。

ここで大事なのは、学校と誰が、ちゃんとその方と話ができるのか、チャンネルをたくさんつくっておくことが大事だと思っています。担任の先生だけに任せない、多様な人を関わらせて、場合によってはお母さんしか出てこられない場合もありますが、お父さんが大事な場合もございます。

特に単身赴任とかされているお父さんがいらっしゃいますと、どうしても直接、即時に連絡を取って対応することができませんが、そういったときにはお父さんともつながる。誰がつながれるのかとなると、場合によっては校長がつながることもあります。教頭がつながるということもございますし、そういったチャンネルを幾つもつくっておくことが、好ましい人間関係をつくっていく上では大事かなと思っております。

また、もう一つ御指摘のありました加害生徒の居場所でございますけれども、どうしてもその子に課題がありましたら、まずは、学校はその課題を解決して、預かった以上は学校の中でその子の成長を支援していくところから始まるのかなと思っております。

また、立てつけとして、ほかの学校にというのは、今のところまだないかなと思っております。

○武田委員　教育長の答弁について、よく理解をしているところですけれども、未然防止ということで、児童生徒には、いじめは犯罪だということをしっかりと教えていただいて、悲しい事案が発生しないように本当に祈っております。

○下沖副主査　資料93ページの「いじめ・不登校等対策」の主な実績内容等について、ネットパトロールの報告件数77件とあるんですけれども、パトロールの手法を含めて、誰がどのようにやっているのか教えてください。

○川越人権同和教育課長　ネットパトロールにつきましては、委託しております外部の専門業者が、ＳＮＳ等を中心に、定期的に不適切な投稿がないかどうかネット上のパトロールを行っておりまして、そちらで情報がございましたら人権同和教育課に報告していただいて、そちらを基にして対応を取っていくというような流れになっております。

○下沖副主査　この77件の中で、主な報告案件はどのようなものがあったのでしょうか。

○川越人権同和教育課長　主な内容といたしましては、学校に対して少し問題のある発言、個人が特定される内容、個人に対する様々な問題のある発言等がネット上に見られたと聞いてお

ります。

○下沖副主査　ひなた子どもネット相談の投稿数が192件です。この内容といじめを含めた不登校に関連する投稿がどのぐらいあったのか教えてください。

○川越人権同和教育課長　ひなた子どもネット相談の内容については、学校関係全般が一番多かったと報告を受けていますが、２番目にいじめ、３番目が友人関係、その次にネットトラブルについての相談があったと報告を受けているところでございます。

○下沖副主査　それを受けて、いじめを含めたネットトラブルに関してどのような対応をされたのでしょうか。

○川越人権同和教育課長　こちらの相談を受けた場合に、緊急性が高いものにつきましては、直接警察等に御連絡をさしあげることもございますが、その内容に鑑みまして、学校と共有したり、あとは、市町村の学校のことでございましたら、市町村教育委員会と対応について協議をしています。

○下沖副主査　不登校の数値にヤングケアラーも入れているのか、別で計算しているのか教えてください。

○川越人権同和教育課長　ヤングケアラーへの対応につきましては、福祉保健部局と連携しながら行っているところではございます。ヤングケアラーというカテゴリーでこちらに上げていただくということではなくて、不登校の内容で、その内容がヤングケアラーに少し近いものとして上げておりますので、その中に含まれているものと承知しております。

○下沖副主査　ヤングケアラーの実態を含めて数値が分かれば教えてください。

○川越人権同和教育課長　資料をお持ちしますので、少し時間をいただいてもよろしいでしょうか。

○下沖副主査　いいです。

○前屋敷委員　資料93ページの「みやざきの子どもを守る総合支援」の主な実績内容等について、いじめ問題対策委員会を２回開催されているんですけれども、この対策委員会の構成メンバーは直接対応したスクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどですか。また、対策会議では、様々な事例を持ち寄って協議をして、どう解決するかという方向性とかも見いだしていくことになっているのでしょうか。

○川越人権同和教育課長　いじめ問題対策委員会の構成につきましては、臨床心理士、弁護士、大学教授、元学校の教員、元警察官の５名の方を県のほうでお願いをしているところです。

　この会議の主な内容につきましては、宮崎県いじめ防止基本方針に基づきまして、いじめ防止等の取組を専門的な見地から調査、審議を行いますので、個別の事案について取り上げてという形ではなくて、全体的な考え方等について様々御示唆をいただくということがであります。

○前屋敷委員　この委員会で話し合われ、いろいろな施策、方策を提言されると思うんですけれども、それはどういう形で徹底されるというか、広げていかれるんですか。

○川越人権同和教育課長　こちらにつきましては年度始め、年度終盤の２回開催しております。特に２回目は、その年の様々な問題点につきまして御示唆いただきますので、こちらの内容を取りまとめまして、例えば、学校の生徒指導主事の会などに、その会の問題点の解決策も含めて助言等を行っているところでございます。

○図師委員　資料82ページ、「みやざきの民俗芸能保存継承事業」は非常に大切な事業です。木城町も今度、神楽を全国で披露させていただくことになっており、伝統芸能を守るのは本当に大切だと思うんですけれども、もう地域だけでは守れないという現状があります。

地元の神楽の舞手、はやし手も、多分平均年齢は80歳を超えていると思います。山村留学の子供たちが祭りのときには来てくれて、部分的に舞ってくれたりしてくれるので、祭り自体は縮小傾向――一晩中ではなく日中だけになっていますが、それでも華やかな神楽の披露になっています。しかし、地元だけで、あと何年継続ができるだろうかというところがあります。

この事業の中にも継承をする、もしくは後継者を育てるというところがあるんですけれども、地域盛り上げ隊、県外からの移住、マッチングなどをより積極的にしていただきたい。後継者として根づいていただくには、やっぱり住まい、仕事、学校、病院とかのパッケージで後継者を招致しないことには、「祭りのときだけ手伝ってください」では後継者育成にはつながらないと思いますので、そういう事業のビジョンをもう少し明確に出されたほうがいいのではないかなと思うんですけれども､そのあたりいかがでしょうか。

○長友文化財課長　神楽を含みます民俗芸能の現状に関しては、非常に厳しいという認識は私どもも持っております。民俗芸能の調査、神楽を含んで調査に伺いますと、やはり若手の方がいらっしゃらないとかはよくお伺いしております。我々としましては、そういう現状を自治体とか保存会の方から聞く立場にありますので、そちらの実態等に関しましては、他部局とも連携いたしまして、情報提供しているところです。

委員がおっしゃるようなトータル的な支援も確かに必要だと思っておりまして、現状では密な連携といいますか、市町村や保存会の声と情報提供を密にすることで、トータル的な支援策につながるよう進めております。

また、様々なところで委員がおっしゃるような担い手の確保策を取られているところもあります。教育委員会としては、宮崎市内で練習場所を設けることや、子供たちに教えることや、保存会に必ず小学生が入ってもらうことなどの取組について県内の神楽関係者を集めて研修会や意見交換などを行っているところです。

これからも、具体的な支援策につながるように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○図師委員　教育委員会だけでは完結できない事業だと思うので、商工観光労働部、総合政策部なりと連携をお願いしたい。都会では神楽の舞手になれることにすごく魅力を感じていらっしゃる方もいるので、その方々といかに地域をマッチングさせるかです。確率は非常に低いのかもしれませんけれども、それらをしていかないと、なかなか都会から入ってくる方も少ないと思います。

東米良、木城町もそうなんですけれども、独自で移住政策を実施しています。インフラもですけれども、インターネット環境では最新のものを入れることで、リモートワークができる環境整備も各自治体で頑張ってされています。この調査や記録を残した映像を資料化することで終わって、結局、神楽が残らなかったら意味がないので、可能性が低いであろうマッチングができる方策を部局横断的にいろいろと取ってい

ただけたらなと思いますので、期待しております。

○長友文化財課長　部局横断について、例えば、みやざき文化振興課がやっております、みやざきの神楽サポーター制度も、我々の会合で御説明をさしあげたりしています。少しずつ連携を深めて担い手の確保につながるように取り組んでまいりたいと考えております。

○二見委員　これは保存しようとしている内容であり、継承ではないのかなと思います。継承する事業は、人と人とがつながって、そこに残っていくものですが、見通しをしっかり立てないと、事業内容は生まれてこないと思うんですよね。ほかの部局との連携も大事だと思うんですけれども、継承するんだという大きな柱を、しっかり持つことが大事になってくると思います。

今回は様々な調査や撮影をされたということでいいかもしれないけれども、今後続けていく上で、文化財課で保存ではなく継承をしっかりするんだという柱を立てることではないのかなと思います。もちろん１年や２年で出来上がるものではないと思います。そこに住んでいる方々の思いとか、ほかから来た方と交流して、人と人のつながりをしっかりしていくために、何ができるか、何をするべきなのかを考えて企画していってもらえればいいんだろうなと思います。

別の質問ですけれども、今回の最初の予算のところです。全体予算約1,042億円に対し支出済額から1,022億円になっているんですけれども、執行残が９割を切るものはないとあります。できるだけその予算内でしっかり事業を展開してもらわないといけないと思います。この予算額というのはどこから計上しているのかなと思って、令和５年度の当初予算と思ったら違うし、２月補正後の予算と思ったら、またこれも違う。11月補正後、９月補正後のときも予算額は違う。いつの段階の予算額になっているのでしょうか。

○佐藤教育政策課長　こちらの予算額につきましては、令和６年２月の補正予算に繰越額を含めた予算額の合計になっております。

○二見委員　繰越額は令和４年度の繰越額ですか。

○佐藤教育政策課長　そのとおりでございます。

○二見委員　令和４年度に繰り越した額であれば、令和５年度の予算に反映されていないといけないですよね。繰越額は一般会計予算の中に入らないんですか。繰り越しされた額は、令和４年度の決算の中に入ってくるということですか。

○佐藤教育政策課長　説明が不十分でした。令和５年度の予算額と令和４年度の繰越額、プラス予備費がありまして、そちらを含めた額となっております。

○二見委員　予備費は予算として出てこない数字なんでしょうか。どういう仕組みになっているのでしょうか。

○佐藤教育政策課長　予備費に関して出てきませんけれども、予算額の内訳には含まれております。

○二見委員　余計に分からないです。含まれているんだったら金額がつながらないといけないのに、２月補正のときに1,028億6,697万4,000円の補正予算を出しています。今回予算額は1,042億2,010万5,000円あるじゃないですか。この差額について説明してください。

○佐藤教育政策課長　一度確認させていただい

て、再度説明させていただきます。

○二見委員　執行率90％以上ありますと言っているけれども、そこを加味して見なければいけないし、我々が分からなかったらいけないし、議論の土台の部分ですから、しっかりそこら辺を押さえておいてほしいなと思います。基本的には、２月補正の額になっているわけですよね。２月に補正した上で７億円ぐらい残額が出てしまうということは、もともと1,000億円以上の予算規模なので、２月補正のときには分からなかったというか、間に合わなかったというふうに受け止めるのがよろしいんですかね。補正予算を組むのは、そんなにすぐぱっとやれるわけじゃないでしょうから、年末辺りぐらいからずっと計算しながら２月の議案が出てくるんだと思います。

新しく事業を構築するわけにはいかないので、２月補正は基本的に減額が多いじゃないですか。しかし、７億円はかなり大きな金額なので、その前から必要な施策とかに回すことはできなかったのかなと。

例えば、学校の現場で話を聞いていると、今年、特に猛暑だったので、学校に扇風機とか製氷機、特に運動部にとっては氷があると違うという声が結構あったんですよね。クーラーを教室の中に入れていったのは分かるんですけれども、そういう熱中症対策とかも含めてやはり予算組みできるんじゃないかなと思ったもんだから、お伺いしているところです。

○佐藤教育政策課長　２月補正に関しましては、その前の段階で年度内の予算を精査いたしまして、必要分について減額あるいは増額補正をさせていただいたところです。その後、事業の進捗状況に応じ、あるいは状況が進まないところもありまして、不用という形で残額を残させていただいたところです。

今後、そのあたりの精査を十分にしながら、２月補正で落とすべきものは落とす形で取り組みたいと思っております。

○重松主査　先ほどのヤングケアラーの件について、人権同和教育課は御答弁できますでしょうか。

○川越人権同和教育課長　先ほど御質問いただきましたヤングケアラーにつきましてですけれども、人権同和教育課で計上しておりませんでした。担当部局に確認をさせていただいた後、情報のほうをお伝えするということでよろしいでしょうか。

○重松主査　議員の皆さんにお諮りします。資料提供の話がありましたけれども、全委員提供ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育政策課長　先ほど福田委員の御質問、財産管理事務の関係で説明不足の点がございました。公用車の賠償責任、補償の関係についてです。保険で対応で説明させていただいたところでございますが、公用車等の事故に関しましては、庁内で賠償等審査会を設けておりまして、その中で審議をいたしまして、何も問題がなければそういった保険での対応になります。

ただ、例えば、職員が故意、悪質だった場合は、自己負担等になります。

あと、もう一点、こちらの財産管理事務に公用車、パソコンの損傷事故が前年度より大幅に増加しているといった表現がございます。こちらに関しましては、知事部局、外局――教育委員会も含めて、全体で見ると大幅に増加していると記載しております。

教育委員会に関しましては、昨年度、公用車の事故は１件ということでございまして、増加という状況ではございません。

○二見委員　テレビ広報について、「楠並木ちゃんねる」とか「みらい・みやざきまなび隊」とか「のびよ！みやざきっ子」とか、また県のホームページからテレビで放映し、またユーチューブチャンネルで見ることができると思います。配信機会を増やして取り組んでいるわけなんですけれども、実際これはどういうふうに活用やチェックをされているのでしょうか。

宮崎県の広報番組の一覧を見てみたけれども、様々なテーマを取り扱っています。高校生や子供とか、先生、家庭と、どの回がどの対象者になるのかとか今の構成じゃ分からない気がするんですよね。どういう対象者にこの番組を見てほしいとか、まず教育委員会からフォローアップして、学校現場や保護者とかに「番組を見てほしい」、「ぜひ活用してください」というのを示してほしいです。それぞれで見てくださいということでは、効果は上がらないと思うし、せっかくいい番組をつくっても伝わらなければ意味がないので、どういう取組をしているのか、まず確認したいと思います。

○佐藤教育政策課長　委員から御指摘のありましたテレビ広報番組でございます。こちらにつきましては幅広い県民に向けた教育施策の情報提供ということで取り組んでおりまして、視聴者からの意見シートもいただいているところなんですけれども、その中では各学校の取組を初めて知ったとか、あるいは職業系の高校を紹介したときは進路選択の参考になったと幅広い意見をいただいているところであります。

テレビ番組につきましては、例えば、教育委員会の研修での題材とかそういったものにも活用されておりますので、幅広い形で活用していただきたいと考えているところでございます。

○二見委員　今のままだと、ただ広報として流しているだけで、もう少し活用する方法を考えてほしいです。せっかくいいものをつくっているんだから、参考になるような人たちに届いていない可能性があると思います。もう少し充実させるというか、取組を深めていったほうがいいなと思ったので質問したところですが、何かありますか。

○佐藤教育政策課長　教育関係の番組につきましては、県民の方あるいは特定の方にも県のメッセージが届くように工夫を重ねております。

内容につきましては、テレビ局と協議しておりまして、今いただいた御意見も踏まえながら、県民の方に幅広く届くように、ためになるような番組をつくっていきたいと考えております。

○二見委員　それは分かるんですよ。だから、例えば、福祉系の仕事で高校生を対象にした番組だったら高校生たちにこれをぜひ見てくださいとか、ワンアプローチがあれば、もっと広く知られるようになるだろうと思います。毎回見てくださいと言ったら、県民全体に言わないといけないでしょう、見るほうも大変じゃないですか。対象者へのフォローを少ししたほうがいいんじゃないかなという意見です。

○前屋敷委員　資料41ページの「道徳教育推進」について、宮崎県道徳教育読み物資料集改訂とあるんですけれども、どういうものなのかを資料として見せていただけるとありがたいです。

○田中義務教育課長　平成25年度に作成した県独自の資料になります。当時、口蹄疫、鳥インフルエンザ、それから新燃岳噴火等があったん

ですけれども、こういうことの教訓をしっかり残して、命を大切にして、地域の絆を残していこうと思って制作したものです。

道徳授業について――いじめの話もありますけれども、非常に重要視されておりまして、教科化されております。その中でも活用できるようにということで、今の教科にあった活用ができる事例集を盛り込んだのが、この事業でございます。

○前屋敷委員　中身はよく分かりました。人間の命だけではなく、あらゆる命を守っていくということの教育だというふうに思いました。これは冊子になっているのですか。

○田中義務教育課長　冊子にもなっておりますし、ＰＤＦでホームページからも確認できるようにしております。

○佐藤教育政策課長　先ほど二見委員から御質問がありました予算と２月補正の差の関係につきましては、後ほど資料で提供させていただきますので、よろしくお願いします。

○重松主査　全委員にお諮りします。これは全員頂くということでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　それではそのようにお願いいたします。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　では、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆さんお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

正午再開

○重松主査　分科会を再開いたします。

企業局からスポーツレクリエーション施設の経営状況の資料を提供したいということで、全員お渡しするということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃ、そのようにいたします。

暫時休憩します。

正午休憩

午後０時１分再開

○重松主査　分科会を再開いたします。

まず、採決の日時についてですが、明日10月２日の午後１時５分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　それでは、そのように決定いたします。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　以上で、本日の分科会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後０時２分散会

令和６年10月２日（水曜日）

午後１時１分再開

出席委員（７人）

主　　査	重　松　幸次郎
副　主　査	下　沖　篤　史
委　　員	二　見　康　之
委　　員	武　田　浩　一
委　　員	福　田　新　一
委　　員	前屋敷　恵　美
委　　員	図　師　博　規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主事	黒　木　燿一朗
政策調査課主任主事	岩　倉　有　希

○重松主査　分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決の前に各議案につきまして賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後１時１分休憩

午後１時２分再開

○重松主査　分科会を再開いたします。

それでは、本分科会に付託されました議案の採決を行いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　それでは、採決につきましては、議案ごとにお伺いいたします。

まず、議案第22号について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○重松主査　挙手多数。よって、議案第22号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第23号及び議案第25号について、原案のとおり認定、議案第24号につきましては、原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○重松主査　挙手全員。よって、議案第23号及び議案第25号については原案のとおり認定、議案第24号につきましては、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子（案）についてであります。主査報告の項目及び内容について御意見がありませんか。

暫時休憩いたします。

午後１時４分休憩

午後１時５分再開

○重松主査　では、分科会を再開いたします。

それでは、主査報告につきましては、ただいまのような意見も参考にしながら、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　では、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　では、以上で分科会を閉会いたします。委員の皆様お疲れさまでした。

午後１時５分閉会

署　名

文教警察企業分科会主査　　重　松　幸次郎